

地方財政の状況

平成 24 年 3 月

総務省

「地方財政の状況」についてのお問い合わせは、総務省自治財政局財務調査課あて御連絡下さい。

電話番号 (03) 5253-5111 (代表)

内線 5649

総務省ホームページ <http://www.soumu.go.jp/>

目次

はじめに

第1部 平成22年度の地方財政の状況

1 地方財政の役割	1
(1) 国・地方を通じた財政支出の状況 [資料編：第32表]	1
(2) 国民経済と地方財政	3
ア 国内総生産（支出側）と地方財政 [資料編：第33表、第133表]	3
イ 公的支出の状況 [資料編：第33表、第133表]	3
2 地方財政の概況	6
(1) 決算規模 [資料編：第1表、第5表、第10表、第73表]	6
(2) 決算収支	8
ア 実質収支 [資料編：第7表]	8
イ 単年度収支及び実質単年度収支 [資料編：第7表]	10
(3) 歳入 [資料編：第10表]	10
(4) 歳出	12
ア 目的別歳出	12
イ 性質別歳出	15
(5) 財政構造の弾力性	19
ア 経常収支比率 [資料編：第8表]	19
イ 実質公債費比率及び公債費負担比率 [資料編：第8表]	24
(6) 将来の財政負担	26
ア 地方債現在高 [資料編：第100表]	26
イ 債務負担行為額 [資料編：第101表]	27
ウ 積立金現在高 [資料編：第102表]	28
エ 地方債及び債務負担行為による実質的な将来の財政負担 [資料編：第100表～第102表]	29
オ 普通会計が負担すべき借入金残高 [資料編：第100表、第133表]	29
(7) 決算の背景	30
ア 平成22年度の経済見通しと国の予算	30
イ 地方財政計画	31
ウ 財政運営の経過	33
3 地方財源の状況	35
(1) 租税収入及び租税負担率 [資料編：第17表～第19表]	35
(2) 地方歳入	36
ア 地方税 [資料編：第12表～第15表]	36
イ 地方譲与税 [資料編：第20表]	42
ウ 地方特例交付金	42
エ 地方交付税 [資料編：第21表、第131表]	42
オ 一般財源 [資料編：第22表～第23表]	43

カ 国庫支出金 [資料編：第25表]	43
キ 都道府県支出金 [資料編：第25表]	44
ク 地方債 [資料編：第26表]	44
ケ その他の収入	45
4 地方経費の内容	46
(1) 生活・福祉の充実	46
ア 社会福祉行政 [資料編：第37表～第43表]	46
イ 労働行政 [資料編：第49表～第50表]	50
(2) 教育と文化 [資料編：第67表～第72表]	50
(3) 土木建設 [資料編：第58表～第63表]	52
(4) 産業の振興	53
ア 農林水産行政 [資料編：第51表～第56表]	53
イ 商工行政 [資料編：第57表]	54
(5) 保健衛生と環境保全	55
ア 保健衛生 [資料編：第44表～第48表]	55
イ 環境保全	56
(6) 警察と消防	57
ア 警察行政 [資料編：第65表～第66表]	57
イ 消防行政 [資料編：第64表]	57
(7) 目的別歳出充当一般財源等の状況 [資料編：第36表]	58
5 地方経費の構造	60
(1) 義務的経費 [資料編：第73表]	60
ア 人件費 [資料編：第76表～第78表]	60
イ 扶助費 [資料編：第81表]	65
ウ 公債費 [資料編：第98表～第99表]	66
(2) 投資的経費 [資料編：第73表]	66
ア 普通建設事業費 [資料編：第83表]	67
イ 災害復旧事業費 [資料編：第91表]	75
ウ 失業対策事業費 [資料編：第92表]	76
(3) その他の経費 [資料編：第73表、第97表]	77
ア 物件費 [資料編：第79表]	77
イ 維持補修費 [資料編：第80表]	78
ウ 補助費等 [資料編：第82表]	78
エ 繰出金 [資料編：第93表]	79
オ 積立金 [資料編：第94表、第102表]	79
カ 投資及び出資金 [資料編：第95表]	80
キ 貸付金 [資料編：第96表]	81
6 一部事務組合等の状況	82
(1) 団体数 [資料編：第4表]	82
(2) 市町村の一部事務組合等への加入状況	82
(3) 一部事務組合等の歳入歳出決算 [資料編：第5表]	83
7 地方公営事業等の状況	84
(1) 地方公営企業	84

ア 概況	84
イ 事業別状況 [資料編：第114表～第119表]	91
(2) 国民健康保険事業 [資料編：第120表]	102
ア 事業勘定	102
イ 直診勘定	104
(3) 後期高齢者医療事業 [資料編：第122表]	104
ア 市町村	104
イ 後期高齢者医療広域連合	105
(4) 介護保険事業 [資料編：第123表]	106
ア 保険事業勘定	106
イ 介護サービス事業勘定	107
(5) その他の事業	108
ア 収益事業 [資料編：第124表]	108
イ 共済事業	108
ウ その他	109
(6) 第三セクター等	109
ア 第三セクター等の定義	109
イ 第三セクター等の数	109
ウ 第三セクター等の経常収支の状況	110
エ 第三セクター等の純資産又は正味財産の状況	111
オ 地方公共団体からの補助金交付額の状況	112
カ 地方公共団体からの借入残高の状況	113
キ 損失補償・債務保証の状況	113
8 平成22年度決算に基づく健全化判断比率等の状況	114
(1) 実質赤字比率	114
(2) 連結実質赤字比率	114
(3) 実質公債費比率	115
ア 早期健全化基準・財政再生基準以上である団体数	115
イ 実質公債費比率の段階別分布状況	115
ウ 団体種類別実質公債費比率の状況	116
(4) 将来負担比率	116
ア 早期健全化基準以上である団体数	116
イ 将来負担比率の段階別分布状況	117
ウ 団体種類別将来負担比率の状況	117
エ 団体種類別将来負担額等の状況	118
(5) 資金不足比率	120
ア 資金不足額がある公営企業会計数	120
イ 公営企業会計の資金不足額	122
9 市町村の規模別財政状況	124
(1) 市町村合併の進展に伴う団体規模別団体数の構成の変化	124
ア 団体数及び人口の状況	124
イ 決算規模 [資料編：第11表、第35表、第74表]	126
(2) 人口1人当たりの財政状況等	127

ア 決算規模等 [資料編：第3表、第5表]	127
イ 歳入	128
ウ 歳出	130
エ 財政構造の弾力性	132
オ 地方債及び債務負担行為による実質的な将来の財政負担	134
10 公共施設の状況	135
(1) 道路 [資料編：第104表]	135
(2) 公営住宅等 [資料編：第105表]	135
(3) 公園 [資料編：第106表]	136
(4) 下水処理施設 [資料編：第107表～第108表]	137
(5) ごみ処理施設 [資料編：第108表]	138
(6) 保育所 [資料編：第109表]	139
(7) 高齢者福祉施設 [資料編：第110表]	139
(8) 教育施設 [資料編：第111表]	140
ア 高等学校	140
イ 中等教育学校	140
(9) 文化及び体育施設 [資料編：第112表]	140
ア 文化施設	140
イ 体育施設	140

第2部 平成23年度及び平成24年度の地方財政の動向

第1章 平成23年度の地方財政と東日本大震災への対応

1 平成23年度の地方財政	143
(1) 平成23年度の経済見通しと国の予算	143
ア 経済見通しと経済財政運営の基本的態度	143
イ 国の予算	143
(2) 地方財政計画	145
(3) 地方公共団体の予算	147
(4) 不交付団体の状況	147
(5) 地方公営企業等に関する財政措置	149
ア 地方公営企業	149
イ 国民健康保険事業	149
ウ 後期高齢者医療制度	150
(6) 個別団体における財政健全化	151
(7) 平成23年度補正予算 (第4号)	151
ア 国の補正予算	151
イ 補正予算 (第4号) に係る地方財政措置	151
2 東日本大震災への対応	153
(1) 東日本大震災の発生	153
ア 東日本大震災	153
イ 発生後の対応	153

(2) 平成23年度補正予算（第1号及び第2号）	154
ア 補正予算（第1号）	154
イ 「東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律」	154
ウ 補正予算（第1号）に係る地方財政措置	155
エ 補正予算（第2号）	156
オ 補正予算（第2号）に係る地方財政措置等	156
(3) 復興の基本方針と復興財源の確保	157
ア 東日本大震災復興構想会議	157
イ 「東日本大震災復興基本法」	157
ウ 「東日本大震災からの復興の基本方針」	158
エ 復興財源等の確保	159
(4) 平成23年度補正予算（第3号）等	160
ア 補正予算（第3号）	160
イ 補正予算（第3号）に係る地方財政措置等	160
ウ 復興基金への対応	161

第2章 平成24年度の地方財政

(1) 平成24年度の経済見通しと国の予算	163
ア 経済見通しと経済財政運営の基本的態度	163
イ 国の予算	164
(2) 地方財政計画	166
ア 通常収支分	166
イ 東日本大震災分	167
(3) 地方公営企業等に関する財政措置	168
ア 地方公営企業	168
イ 国民健康保険事業	169
ウ 後期高齢者医療制度	170
(4) 宝くじの改革	171

第3部 最近の地方財政をめぐる諸課題

1 社会保障・税一体改革	173
2 地域主権改革	174
(1) 義務付け・枠付けの見直し	174
(2) 基礎自治体への権限移譲	175
(3) 地域自主戦略交付金	175
(4) 国の出先機関の原則廃止	176
(5) 地方税財源の充実確保	176
ア 地方税の充実	176
イ 住民自治の確立に向けた地方税制度改革	176
(6) 地方自治制度の見直し	177
3 地域力の創造	178
(1) 緑の分権改革	178

ア	基本的な考え方	178
イ	緑の分権改革の推進	178
ウ	取組の具体例	178
エ	被災地における緑の分権改革	179
(2)	定住自立圏構想	179
ア	基本的な考え方	179
イ	経緯	179
ウ	取組	180
(3)	過疎対策等の条件不利地域の自立・活性化の支援	180
ア	基本的な考え方	180
イ	具体的な取組内容	180
ウ	過疎法に基づく施策	180
4	行財政改革	182
(1)	給与の適正化及び適正な定員管理の推進	182
(2)	地方公営企業等の改革	182
ア	地方公営企業の抜本改革の推進	182
イ	第三セクター等の抜本的改革の推進	184
ウ	地方公営企業会計制度等の見直し	185
(3)	地方公会計改革の推進	186

資料編

用語の説明

文章編図表索引

第1部 平成22年度の地方財政の状況

1 地方財政の役割

第1図	国・地方を通じる目的別歳出額構成比の推移	1
第2図	国・地方を通じる純計歳出規模（目的別）	2
第3図	国内総生産（支出側）と地方財政	3
第4図	公的支出の推移	4
第5図	公的支出の状況	4
第6図	国内総生産（支出側）の増加率に対する寄与度	5

2 地方財政の概況

第1表	地方公共団体の決算規模（純計）	6
第2表	団体種類別決算規模の状況	7
第7図	決算規模の推移	7
第3表	実質収支の状況	8
第8図	実質収支の推移	9
第9図	実質収支比率の推移	9
第4表	赤字の団体数の状況	10
第5表	歳入純計決算額の状況	11
第10図	歳入純計決算額の構成比の推移	12
第11図	歳入決算額の構成比	12
第6表	目的別歳出純計決算額の状況	13
第7表	目的別歳出純計決算額の構成比の推移	14
第12図	目的別歳出決算額の構成比	14
第8表	一般財源の目的別歳出充当状況	15
第13図	一般財源充当額の目的別構成比の推移	15
第9表	性質別歳出純計決算額の状況	16
第14図	歳出決算増減額に占める義務的経費、投資的経費等の増減額の推移	17
第15図	性質別歳出純計決算額の構成比の推移	17
第16図	性質別歳出決算額の構成比	18
第10表	一般財源の性質別歳出充当状況	18
第17図	一般財源充当額の性質別構成比の推移	19
第11表	経常収支比率の推移	20
第12表	経常収支比率の段階別分布状況	20
第18図	経常収支比率を構成する分子及び分母の増減状況	
	その1 合計	21
	その2 都道府県	22
	その3 市町村	23
第19図	公債費充当一般財源及び公債費負担比率の推移	25

第 20 図	地方債現在高の歳入総額等に対する割合の推移	26
第 21 図	地方債現在高の目的別構成比及び借入先別構成比の推移	27
第 22 図	債務負担行為に基づく翌年度以降支出予定額の目的別構成比の推移	28
第 13 表	積立金現在高の状況	28
第 23 図	地方債及び債務負担行為による実質的な将来の財政負担の推移	29
第 24 図	普通会計が負担すべき借入金残高の推移	30

3 地方財源の状況

第 25 図	国税と地方税の状況	35
第 26 図	国税と地方税の推移	36
第 14 表	住民税、事業税及び地方消費税の収入状況	37
第 27 図	地方税収計、個人住民税、地方法人二税、地方消費税及び固定資産税の 人口1人当たり税収額の指数	38
第 28 図	道府県税収入額の状況	39
第 29 図	道府県税収入額の推移	40
第 30 図	市町村税収入額の状況	40
第 31 図	市町村税収入額の推移	41
第 32 図	地方債依存度の推移	44

4 地方経費の内容

第 33 図	民生費の目的別内訳	46
第 34 図	民生費の目的別歳出の推移	47
第 35 図	民生費の性質別内訳	47
第 36 図	民生費の目的別扶助費（補助・単独）の状況	
	その1 都道府県	48
	その2 市町村	49
第 37 図	民生費の財源構成比の推移	49
第 38 図	労働費の性質別内訳	50
第 39 図	教育費の目的別内訳	51
第 40 図	教育費の性質別内訳	51
第 41 図	土木費の目的別内訳	52
第 42 図	土木費の性質別内訳	53
第 43 図	農林水産業費の目的別内訳	54
第 44 図	農林水産業費の性質別内訳	54
第 45 図	商工費の性質別内訳	55
第 46 図	衛生費の目的別内訳	56
第 47 図	衛生費の性質別内訳	56
第 48 図	生活環境の保全のための対策経費の状況	56
第 49 図	警察費の性質別内訳	57
第 50 図	消防費の性質別内訳	58
第 51 図	目的別歳出充当一般財源等の状況	
	その1 都道府県（財政力指数別）	58
	その2 市町村（団体区分別）	59

5 地方経費の構造

第 52 図	人件費の推移	60
第 53 図	ラスパイレス指数の推移	61
第 54 図	人件費の項目別内訳	61
第 55 図	人件費の財源内訳	62
第 56 図	職員給の部門別構成比の状況	62
第 57 図	地方公務員 1 人当たり平均給料月額（普通会計、団体種別、職種別）	63
第 58 図	地方公務員数の状況	64
第 59 図	地方公務員数の推移	64
第 60 図	一般行政関係職員の部門別、団体種別増減状況 （平成 23 年 4 月 1 日と平成 13 年 4 月 1 日との比較）	65
第 61 図	扶助費の目的別内訳の構成比の推移	66
第 15 表	普通建設事業費（補助・単独）の推移	67
第 62 図	普通建設事業費の推移	
	その 1 純計	67
	その 2 都道府県	68
	その 3 市町村	68
第 63 図	普通建設事業費の目的別（補助・単独）の状況	69
第 64 図	普通建設事業費の目的別内訳の状況（平成 12 年度と平成 22 年度との比較）	69
第 65 図	補助事業費の目的別内訳の状況	70
第 66 図	単独事業費の目的別内訳の状況	71
第 67 図	普通建設事業費の財源構成比の推移	
	その 1 総計	72
	その 2 補助事業費	72
	その 3 単独事業費	73
第 68 図	用地取得費の目的別（補助・単独）の状況	74
第 69 図	用地取得費の推移	74
第 16 表	普通建設事業費に占める用地取得費の割合の推移	75
第 70 図	災害復旧事業費の状況	76
第 71 図	災害復旧事業費の推移	76
第 17 表	その他の経費の状況	77
第 72 図	物件費の推移	78
第 73 図	維持補修費の目的別内訳の状況	78
第 74 図	補助費等の目的別内訳の状況	79
第 75 図	繰出金の繰出先内訳の状況	79
第 76 図	積立金の状況	80
第 77 図	投資及び出資金の目的別内訳の状況	81
第 78 図	貸付金の目的別内訳の状況	81

6 一部事務組合等の状況

第 18 表	一部事務組合等の設置目的別団体数の状況	82
第 79 図	一部事務組合等の歳入歳出決算額の状況	83

第 19 表	市町村決算額に占める一部事務組合等の決算額の割合（目的別内訳）	83
--------	---------------------------------	----

7 地方公営事業等の状況

第 80 図	地方公営企業の事業数の状況（平成 22 年度末）	84
第 20 表	事業全体に占める地方公営企業の割合	85
第 81 図	職員数の状況	86
第 82 図	決算規模の推移	86
第 83 図	建設投資額の推移	87
第 21 表	地方公営企業全体の経営状況	87
第 84 図	料金収入の状況	88
第 85 図	企業債発行額の状況	88
第 86 図	企業債借入先別現在高の推移	89
第 22 表	法適用企業の経営状況	90
第 23 表	水道事業（法適用企業）の経営状況	92
第 87 図	水道事業（法適用企業）の資本的支出及びその財源	92
第 24 表	工業用水道事業の経営状況	93
第 88 図	バス、鉄道における公営交通事業の状況	94
第 25 表	交通（法適用企業）の経営状況	95
第 26 表	交通事業のうちバス事業の経営状況	95
第 27 表	交通事業のうち都市高速鉄道事業の経営状況	95
第 28 表	電気事業（法適用企業）の経営状況	96
第 29 表	ガス事業の経営状況	97
第 89 図	全国の病院に占める自治体病院の状況	98
第 30 表	病院事業の経営状況	99
第 31 表	下水道事業の経営状況	100
第 32 表	その他の地方公営企業の経営状況	102
第 90 図	国民健康保険事業の歳入決算の状況（事業勘定）	103
第 91 図	国民健康保険事業の歳出決算の状況（事業勘定）	103
第 92 図	後期高齢者医療事業の歳入決算の状況	105
第 93 図	後期高齢者医療事業の歳出決算の状況	105
第 94 図	介護保険事業の歳入決算の状況（保険事業勘定）	106
第 95 図	介護保険事業の歳出決算の状況（保険事業勘定）	107
第 33 表	第三セクター等の数	110
第 34 表	第三セクター等の経常収支の状況	111
第 35 表	第三セクター等の純資産又は正味財産の状況	112
第 36 表	地方公共団体からの補助金交付額の状況	112
第 37 表	地方公共団体からの借入残高の状況	113
第 38 表	損失補償・債務保証の状況	113

8 平成 22 年度決算に基づく健全化判断比率等の状況

第 96 図	実質赤字比率の状況	114
第 97 図	連結実質赤字比率の状況	115
第 98 図	実質公債費比率の状況	115

第 99 図	実質公債費比率の段階別分布状況	116
第 39 表	団体種別実質公債費比率の状況	116
第100図	将来負担比率の状況	117
第101図	将来負担比率の段階別分布状況	117
第 40 表	団体種別将来負担比率の状況	118
第102図	将来負担額等の規模	118
第 41 表	全団体の項目別将来負担額等の状況	119
第 42 表	健全化判断比率が早期健全化基準以上である団体数	120
第103図	資金不足額の状況（団体種別会計数）	120
第 43 表	資金不足比率が経営健全化基準以上である公営企業会計数	121
第104図	資金不足額の状況（事業別会計数）	122
第105図	資金不足額の状況（団体種別合計額）	123
第106図	資金不足額の状況（事業別合計額）	123

9 市町村の規模別財政状況

第 44 表	団体規模別団体数の推移	124
第107図	団体規模別団体数構成比の推移	125
第 45 表	団体規模別人口の推移	125
第108図	団体規模別人口構成比の推移	126
第109図	団体規模別決算規模構成比の推移	
	その1 歳入	126
	その2 歳出	127
第 46 表	団体規模別1団体・人口1人当たり決算額の状況	127
第 47 表	団体規模別財政力指数及び実質収支比率の状況	128
第110図	団体規模別歳入決算の状況（人口1人当たり額及び構成比）	129
第111図	団体規模別地方税の歳入総額に占める割合の状況（人口1人当たり額の構成比）	129
第112図	団体規模別地方税の構造（人口1人当たりの地方税）	130
第113図	団体規模別歳出（目的別）決算の状況（人口1人当たり額及び構成比）	131
第114図	団体規模別歳出（性質別）決算の状況（人口1人当たり額及び構成比）	131
第 48 表	団体規模別経常収支比率の状況	132
第115図	団体規模別経常収支比率の状況（構成比）	132
第116図	団体規模別財政力指数段階別の経常収支比率の状況	133
第117図	団体規模別実質公債費比率の状況（構成比）	133
第118図	団体規模別財政力指数段階別の実質公債費比率の状況	134
第119図	団体規模別の地方債及び債務負担行為による実質的な将来の財政負担の状況	134

10 公共施設の状況

第120図	公営住宅等の総戸数の推移	136
第121図	公園の面積の推移	137
第122図	下水処理人口の推移	138
第123図	ごみ処理施設における年間総収集量の推移	139
第124図	公立の老人ホームの状況	140

第2部 平成23年度及び平成24年度の地方財政の動向

第1章 平成23年度の地方財政と東日本大震災への対応

1 平成23年度の地方財政

第49表 平成23年度普通会計予算の状況（9月補正後）	148
第50表 普通交付税 交付・不交付別団体数	149

第3部 最近の地方財政をめぐる諸課題

4 行財政改革

第51表 地方公共団体の定員管理の状況について	182
第125図 過去5年間の民営化・民間譲渡の実施状況	183
第126図 指定管理者制度の導入状況（4月1日現在）	183
第127図 指定管理者制度の導入事業	184
第52表 第三セクター等の状況	185
第128図 土地保有総額の推移	185
第53表 平成21年度決算に係る財務書類の整備状況	187

● はじめに

本報告は、地方財政法第30条の2第1項の規定に基づき、内閣が、地方財政の状況を明らかにして国会に報告するものであり、昭和28年に1回目の報告を行っており、今回で60回目になる。

平成22年度の地方財政について、歳入は、前年度比8,542億円減（0.9%減）の97兆5,115億円となった。主な増減内訳を見ると、地方交付税が1兆3,733億円増加、臨時財政対策債などの地方債が5,735億円増加する一方で、地方税が8,666億円減少、国庫支出金が2兆5,308億円減少した。

一方、歳出は、前年度比1兆3,314億円減（1.4%減）の94兆7,750億円となった。主な増減内訳を見ると、扶助費が2兆1,510億円増加、公債費が966億円増加する一方で、人件費が4,394億円減少、普通建設事業費が1兆475億円減少、補助費等が1兆2,790億円減少した。

また、普通会計が負担すべき借入金残高は、企業債現在高（普通会計負担分）は1兆1,797億円減少したが、地方債現在高が2兆2,936億円増加したことから、前年度比1兆1,139億円増（0.6%増）の199兆7,933億円となった。

なお、東日本大震災関連経費は、大震災の発生が平成23年3月11日と年度末に近い時期であったことから、直後の応急対応を反映して、民生費における災害救助費が前年度と比べて245億円増加（236.4%増）したものの、他の費目には明確な変動は表れていない。東日本大震災関連経費は、復旧・復興への取組が本格化する次年度以降の決算に顕在化することになる。

本報告は、以下の3部から構成されている。

第1部では、平成22年度の地方財政について、その決算を中心として、決算収支、歳入、歳出等を分析するとともに、平成22年度決算に基づく健全化判断比率等及び公共施設の状況等を明らかにしている。

第2部では、平成23年度の地方財政及び平成24年度の地方財政の動向について取りまとめている。

第3部では、最近の地方財政をめぐる諸課題について取りまとめている。

- ・ 各項目についての計数は、表示単位未満を四捨五入したものである。したがって、その内訳は合計と一致しない場合がある。
- ・ 各項目の詳細な計数は、資料編に集録してある。なお、文章編の見出しの〔 〕内には、本文に対応する資料編の表番号を記載しているので、参照されたい。
- ・ 提出された法律案、検討状況等については、特に断りがない限り、平成24年2月末の状況をもとに記述している。

第1部 平成22年度の地方財政の状況

1 地方財政の役割

地方公共団体は、その自然的・歴史的条件、産業構造、人口規模等がそれぞれ異なっており、これに即応してさまざまな行政活動を行っている。

地方財政は、このような地方公共団体の行政活動を支えている個々の地方公共団体の財政の集合であり、国の財政と密接な関係を保ちながら、国民経済及び国民生活上大きな役割を担っている。

(1) 国・地方を通じた財政支出の状況 [資料編：第32表]

国・地方を通じた財政支出について、国（一般会計と交付税及び譲与税配付金、公共事業関係等の6特別会計の純計）と地方（普通会計）の財政支出の合計から重複分を除いた歳出純計額は160兆839億円で、前年度と比べると3.6%減（前年度10.4%増）となっている。

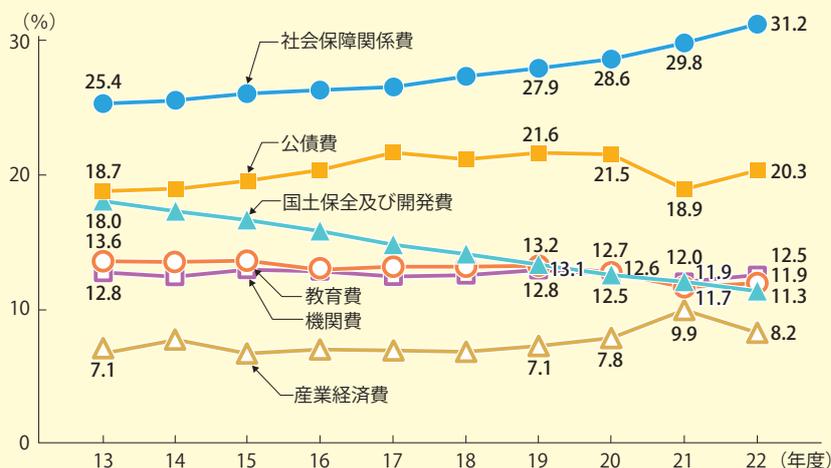
歳出純計額の目的別歳出額の構成比の推移は、**第1図**のとおりであり、平成22年度においては、社会保障関係費が最も大きな割合（31.2%）を占め、以下、公債費（20.3%）、機関費（12.5%）、教育費（11.9%）の順となっている。

なお、公債費の構成比が高い水準にあるのは、主に平成4年度以降の経済対策、租税収入の減少等により、国・地方を通じて公債の発行が増加したことによるものである。

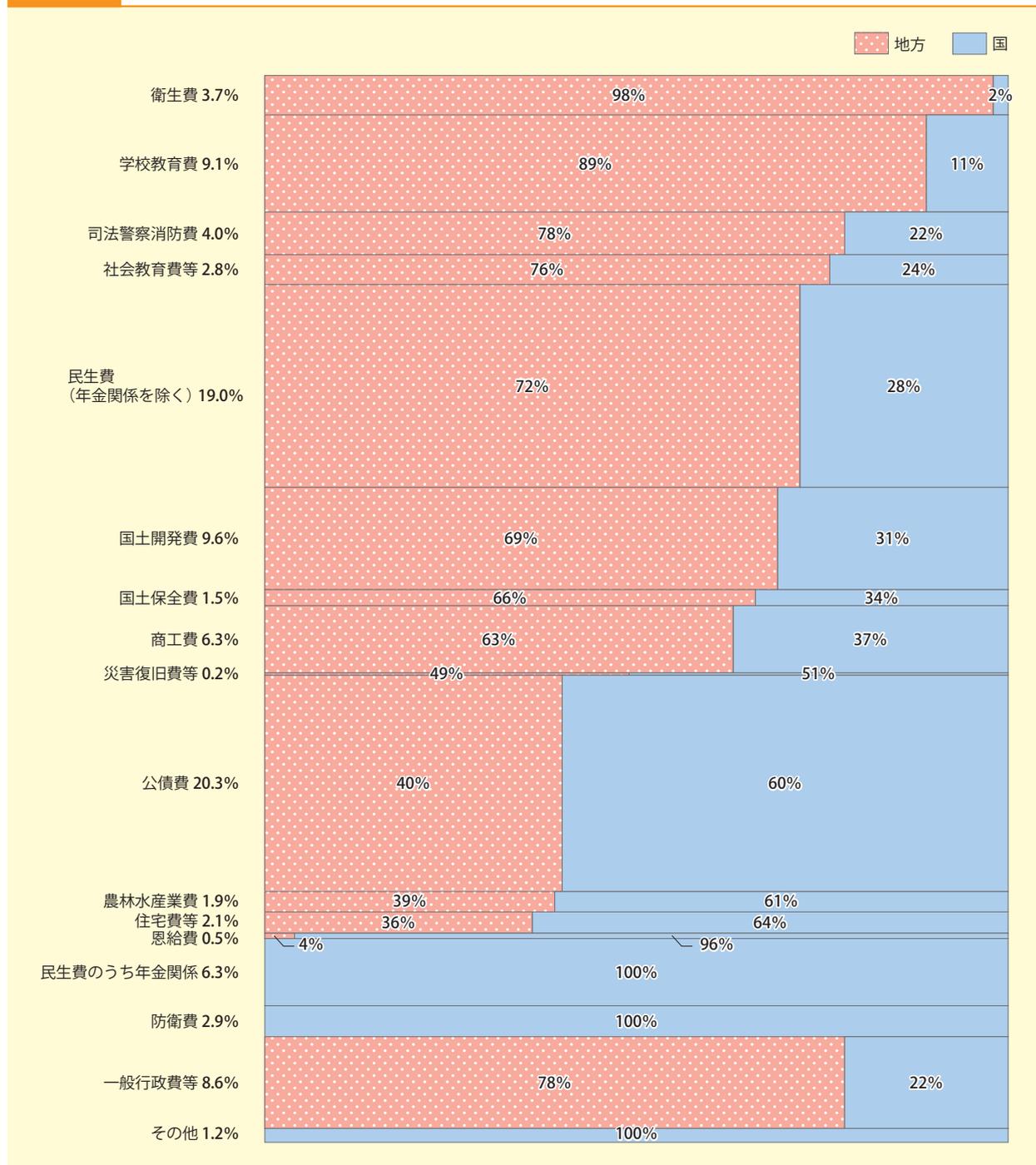
この歳出純計額を最終支出の主体に着眼して国と地方とに分けてみると、国が66兆1,596億円（全体の41.3%）、地方が93兆9,243億円（同58.7%）で、前年度と比べると、国が7.2%減（前年度15.0%増）、地方が0.9%減（同7.1%増）となっている。

また、歳出純計額の目的別歳出額についてさらに詳細に国と地方に分けて示したものが**第2図**である。これによると、防衛費等のように国のみが行う行政に係るものは別として、衛生費、学校教育費等、国民生活に直接関連する経費については、最終的に地方公共団体を通じて支出される割合が高いことがわかる。これを地方公共団体において実施されている具体的な行政事務でみると、衛生費については、住民の

第1図 国・地方を通じる目的別歳出額構成比の推移



第2図 国・地方を通じる純計歳出規模（目的別）



健康を保持増進し、生活環境の改善を図るため、医療、公衆衛生、精神衛生等に係る対策が推進されるとともに、し尿・ごみなど一般廃棄物の収集・処理等、住民の日常生活に密着した諸施策が実施されている。また、学校教育費については、幼稚園、小中学校、高等学校教育等が実施されている。司法警察消防費については、都道府県において、犯罪の防止、交通安全の確保その他地域社会の安全と秩序を維持し、国民の生命、身体及び財産を保護するため、警察行政が推進されるとともに、東京都及び市町村等において、火災、風水害、地震等の災害から国民の生命、身体及び財産を守り、これらの災害を防除し、被害を軽減するため、消防行政が推進されている。さらに、民生費（年金関係を除く。）については、社会福祉の充実を図るため、児童、高齢者、障害者等のための福祉施設の整備及び運営、生活保護の実施等の施策が行われている。

(2) 国民経済と地方財政

政府部門は、国民経済計算上、中央政府、地方政府及び社会保障基金からなっており、家計部門に次ぐ経済活動の主体として、資金の調達及び財政支出を通じ、資源配分の適正化、所得分配の公正化、経済の安定化等の重要な機能を果たしている。その中でも、地方政府は、中央政府を上回る最終支出主体であり、国民経済上、大きな役割を担っている。

なお、国民経済計算における社会保障基金については、労働保険等の国の特別会計に属するもの、国民健康保険事業会計（事業勘定）等の地方の公営事業会計に属するもの等が含まれている。

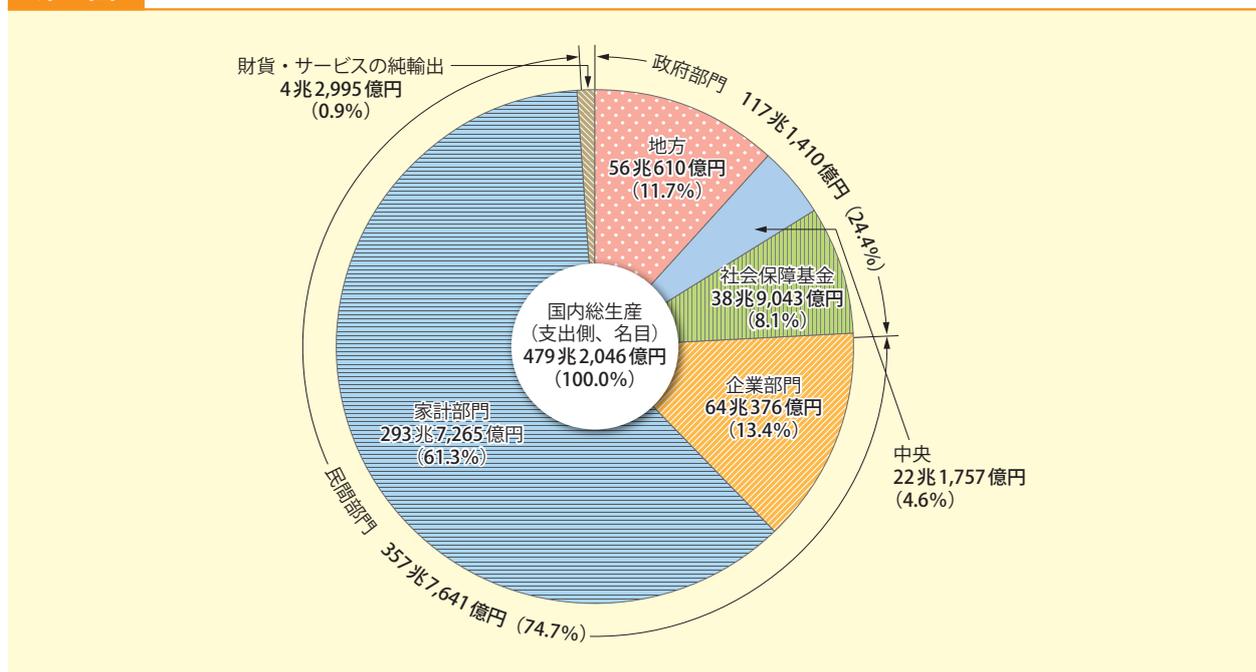
㊦ 国内総生産（支出側）と地方財政 [資料編：第33表、第133表]

国民経済において地方政府が果たしている役割を国内総生産（支出側、名目。以下同じ。）に占める割合で見ると、第3図のとおりである。平成22年度の国内総生産は479兆2,046億円であり、その支出主体別の構成比は、家計部門が61.3%（前年度62.1%）、政府部門が24.4%（同24.7%）、企業部門が13.4%（同12.3%）となっている。

政府部門のうち、地方政府及び中央政府が国内総生産に占める割合は、地方政府が11.7%（同11.7%）、中央政府が4.6%（同5.1%）となっており、地方政府の構成比は中央政府の約2.5倍となっている。

なお、地方政府のうち普通会計分は50兆5,677億円で、国内総生産の10.6%（前年度10.4%）を占めている。

第3図 国内総生産（支出側）と地方財政

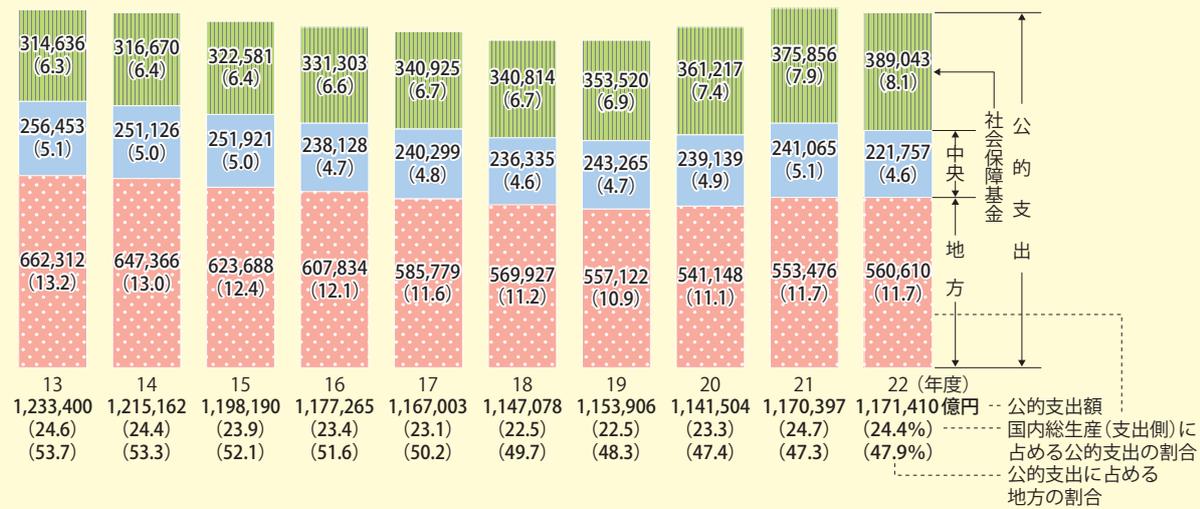


㊦ 公的支出の状況 [資料編：第33表、第133表]

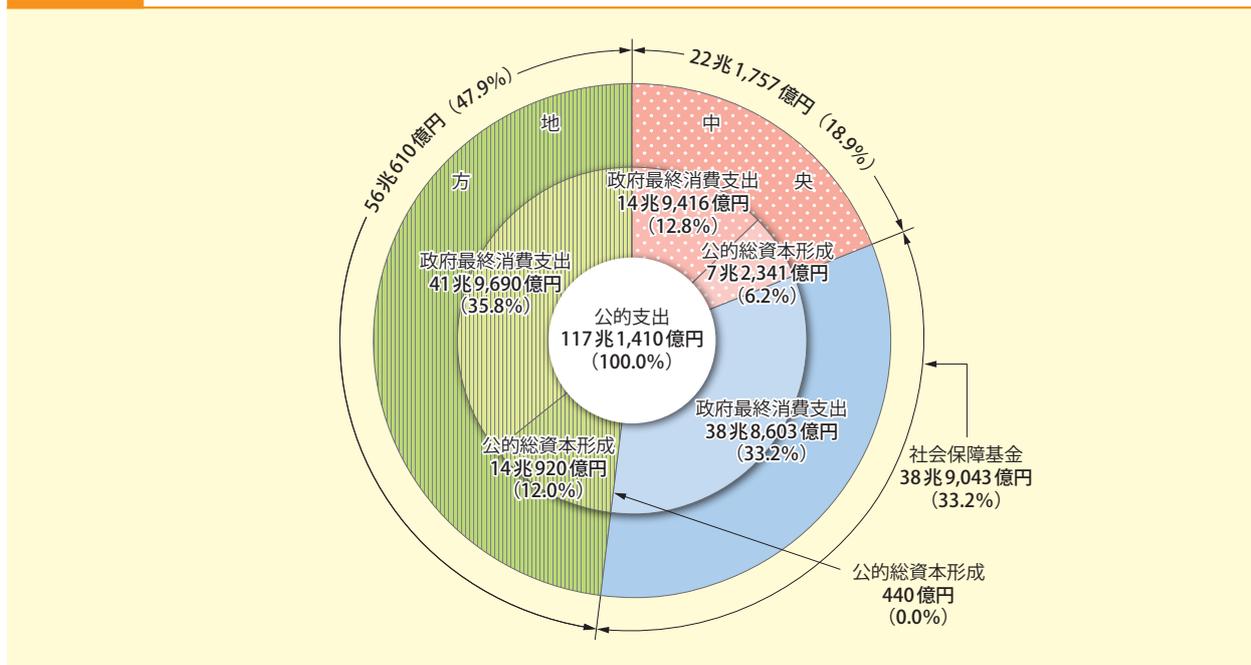
政府部門による公的支出の推移は、第4図のとおりである。平成22年度の公的支出は、前年度と比べると0.1%増（前年度2.5%増）の117兆1,410億円となっている。また、国内総生産に占める割合は、24.4%（同24.7%）となっている。

公的支出の内訳をみると、第5図のとおりであり、政府最終消費支出が95兆7,709億円、公的総資本形成が21兆3,701億円となっており、これらを前年度と比べると、政府最終消費支出は1.6%増（同1.5%増）、公的総資本形成は6.3%減（同7.2%増）となっている。

第4図 公的支出の推移



第5図 公的支出の状況



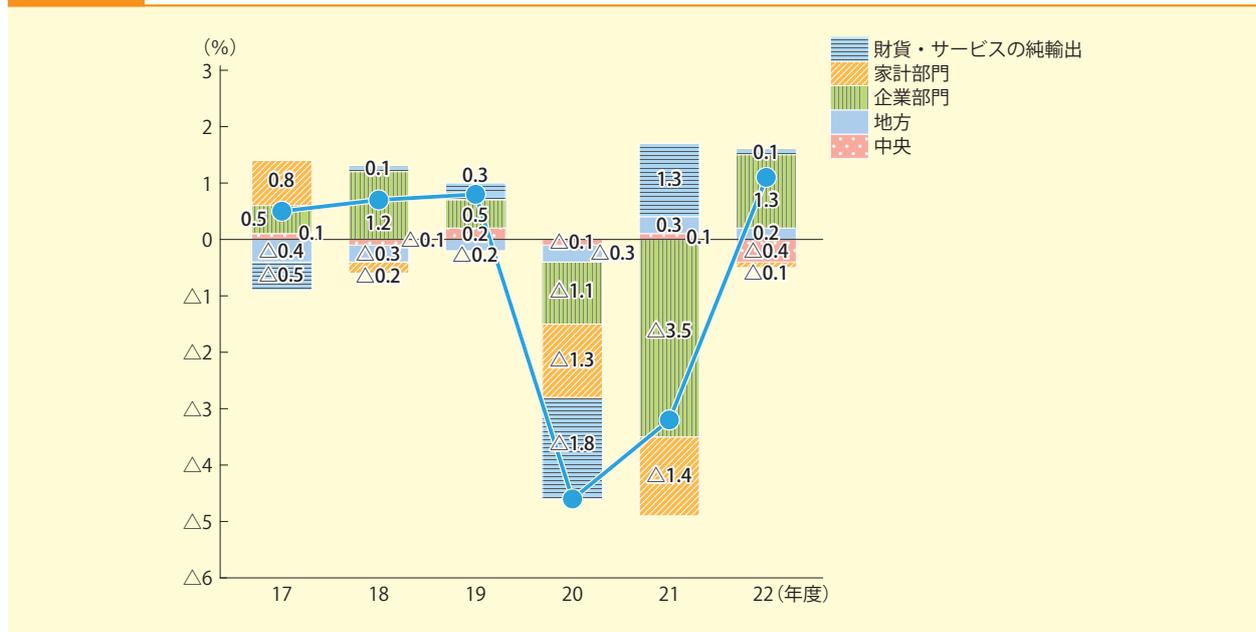
さらに、公的支出の内訳を最終支出主体別にみると、中央政府は、前年度と比べると、政府最終消費支出が6.6%減（同2.2%減）、公的総資本形成が10.7%減（同7.3%増）で合計8.0%減（同0.8%増）であり、公的支出に占める中央政府の割合は、前年度と比べると1.7ポイント低下の18.9%となっている。

地方政府は、前年度と比べると、政府最終消費支出が3.1%増（同0.6%増）、公的総資本形成が3.8%減（同7.3%増）で、合計1.3%増（同2.3%増）であり、公的支出に占める地方政府の割合は、前年度と比べると0.6ポイント上昇の47.9%となっている。

各最終支出主体が国内総生産の増加率にどの程度の影響を与えたかを示す指標である寄与度の推移は、第6図のとおりである。

また、政府最終消費支出及び公的総資本形成に占める地方政府の割合をみると、政府最終消費支出にお

第6図 国内総生産（支出側）の増加率に対する寄与度



いては前年度（43.2%）と比べると0.6ポイント上昇の43.8%、公的総資本形成においては前年度（64.2%）と比べると1.7ポイント上昇の65.9%となっており、公的総資本形成においては、約7割の額を地方政府が支出している。

なお、ここでいう公的支出には、国・地方の歳出に含まれる経費の中で、移転的経費である扶助費、普通建設事業費のうち所有権の取得に要する経費である用地取得費、金融取引にあたる公債費及び積立金等といった付加価値の増加を伴わない経費などは除かれている。

したがって、公的支出に占める中央政府及び地方政府の割合と歳出純計額に占める国と地方の割合は一致していない。

2 地方財政の概況

地方公共団体の歳入及び歳出は、一般会計と特別会計に区分して経理されているが、特別会計の中には、一般行政活動に係るものと企業活動に係るものがある。

このため、地方財政では、これらの会計を一定の基準によって、一般行政部門と水道、交通、病院等の企業活動部門に分け、前者を「普通会計」、後者を「地方公営事業会計」として区分している。

以下、平成22年度の地方財政について、2から6までと9において普通会計の状況を、7において地方公営事業会計等の状況を、8において健全化判断比率等の状況を示すとともに、10において公共施設の状況を示す。

(1) 決算規模 [資料編：第1表、第5表、第10表、第73表]

地方公共団体（47都道府県、1,727市町村、23特別区、1,269一部事務組合及び114広域連合（以下、一部事務組合及び広域連合を「一部事務組合等」という。))の普通会計の純計決算額は、**第1表**のとおり、歳入97兆5,115億円（前年度98兆3,657億円）、歳出94兆7,750億円（同96兆1,064億円）で、歳入、歳出いずれも減少している。

また、前年度と比べると、歳入0.9%減（前年度6.7%増）、歳出1.4%減（同7.2%増）となっている。

このように決算規模が前年度決算額を下回ったのは、歳入については、地方交付税や地方債が増加しているが、普通建設事業費支出金や各種交付金の減少等により国庫支出金が減少、また、個人住民税を中心に地方税が減少したこと等によるものである。歳出については、子ども手当の創設や生活保護費の増加等により扶助費が増加しているが、普通建設事業費、積立金、補助費等が減少したこと等によるものである。

さらに、歳出から公債費及び公営企業繰出金のうち企業債の元利償還に係るものを除いた一般歳出は、70兆2,326億円（前年度69兆8,588億円）となっており、前年度と比べると0.5%増となっている。

決算規模の状況を団体種類別にみると、**第2表**のとおりである。都道府県は、歳入、歳出ともに前年度決算額を下回り、市町村（特別区及び一部事務組合等を含む。特記がある場合を除き、以下同じ。）は、歳入、歳出ともに前年度決算額を上回っている。

また、近年の決算規模の推移は、**第7図**のとおりである。

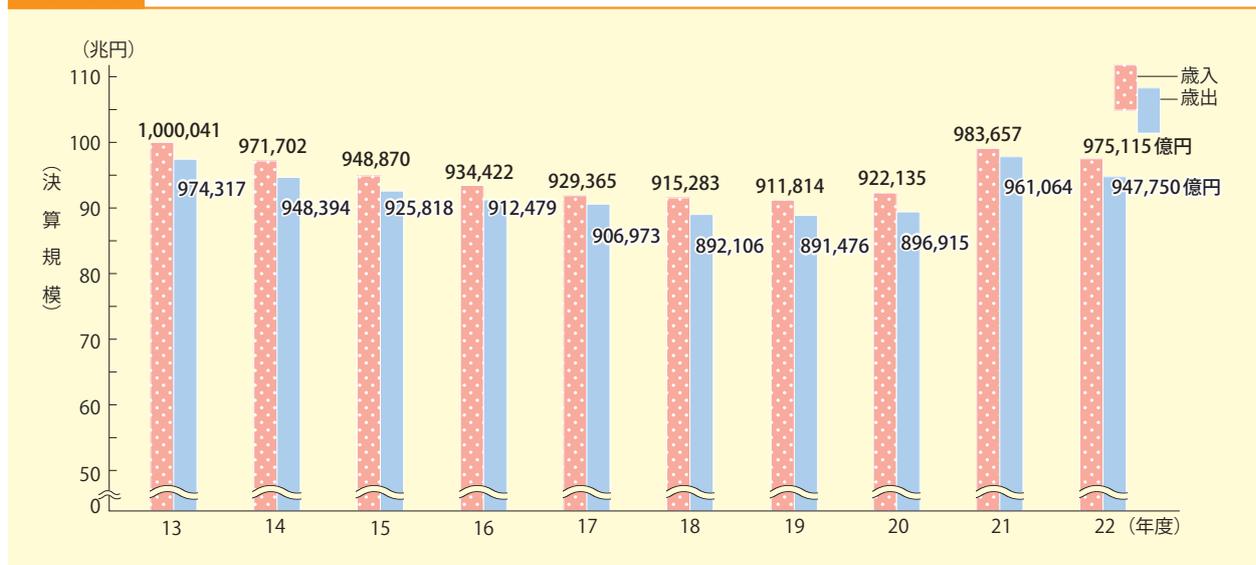
第1表 地方公共団体の決算規模（純計）

区 分	平成22年度		平成21年度	
	決算額	増減率	決算額	増減率
	億円	%	億円	%
歳入	975,115	△0.9	983,657	6.7
歳出	947,750	△1.4	961,064	7.2

第2表 団体種類別決算規模の状況

区 分	決 算 額			増 減 率	
	平 成 22 年 度	平 成 21 年 度	増 減 額	22 年 度	21 年 度
	億円	億円	億円	%	%
歳 入					
都道府県	500,661	509,682	△ 9,021	△ 1.8	6.1
市町村(純計額)	538,540	535,547	2,993	0.6	6.7
政令指定都市	119,622	118,517	1,105	0.9	8.9
特別区	31,722	32,739	△ 1,017	△ 3.1	0.3
中核市	61,537	63,633	△ 2,096	△ 3.3	10.9
特例市	37,953	37,786	167	0.4	△ 2.1
都市	216,676	213,723	2,953	1.4	8.0
町村	64,889	63,012	1,877	3.0	4.3
一部事務組合等	21,221	21,352	△ 132	△ 0.6	△ 1.1
合計(純計額)	975,115	983,657	△ 8,542	△ 0.9	6.7
歳 出					
都道府県	490,595	502,453	△ 11,858	△ 2.4	6.1
市町村(純計額)	521,241	520,184	1,057	0.2	7.5
政令指定都市	118,155	117,431	723	0.6	9.8
特別区	30,740	31,468	△ 728	△ 2.3	3.8
中核市	59,952	62,056	△ 2,104	△ 3.4	12.7
特例市	36,764	36,814	△ 50	△ 0.1	△ 1.4
都市	208,705	206,885	1,820	0.9	8.4
町村	61,739	60,264	1,475	2.4	4.5
一部事務組合等	20,265	20,481	△ 215	△ 1.1	△ 1.7
合計(純計額)	947,750	961,064	△ 13,314	△ 1.4	7.2

第7図 決算規模の推移



(2) 決算収支

実質収支 [資料編：第7表]

実質収支（形式収支（歳入歳出差引額）から明許繰越等のために翌年度に繰り越すべき財源を控除した額）の状況は、第3表のとおりである。

平成22年度の実質収支は、1兆6,702億円の黒字（前年度1兆4,447億円の黒字）で、昭和31年度以降黒字が続いている。

実質収支を団体種類別にみると、都道府県においては3,546億円の黒字（前年度2,644億円の黒字）であり、平成12年度以降黒字となっている。

また、市町村においては1兆3,156億円の黒字（前年度1兆1,803億円の黒字）であり、昭和31年度以降黒字となっている。

実質収支が赤字である団体数をみると、平成21年度に赤字であった13団体（13市町村）のうち5団体（5市町）が引き続き赤字であり、3団体（3市町村）が新たに赤字団体となった結果、赤字団体数は8団体であり、前年度と比べると5団体減少している。

さらに、近年の実質収支及び赤字団体の赤字額の推移は、第8図のとおりである。

標準財政規模に対する実質収支額の割合である実質収支比率の推移は、第9図のとおりであり、平成22年度の実質収支比率（特別区及び一部事務組合等を除く加重平均）は0.4ポイント上昇の2.7%となっている。

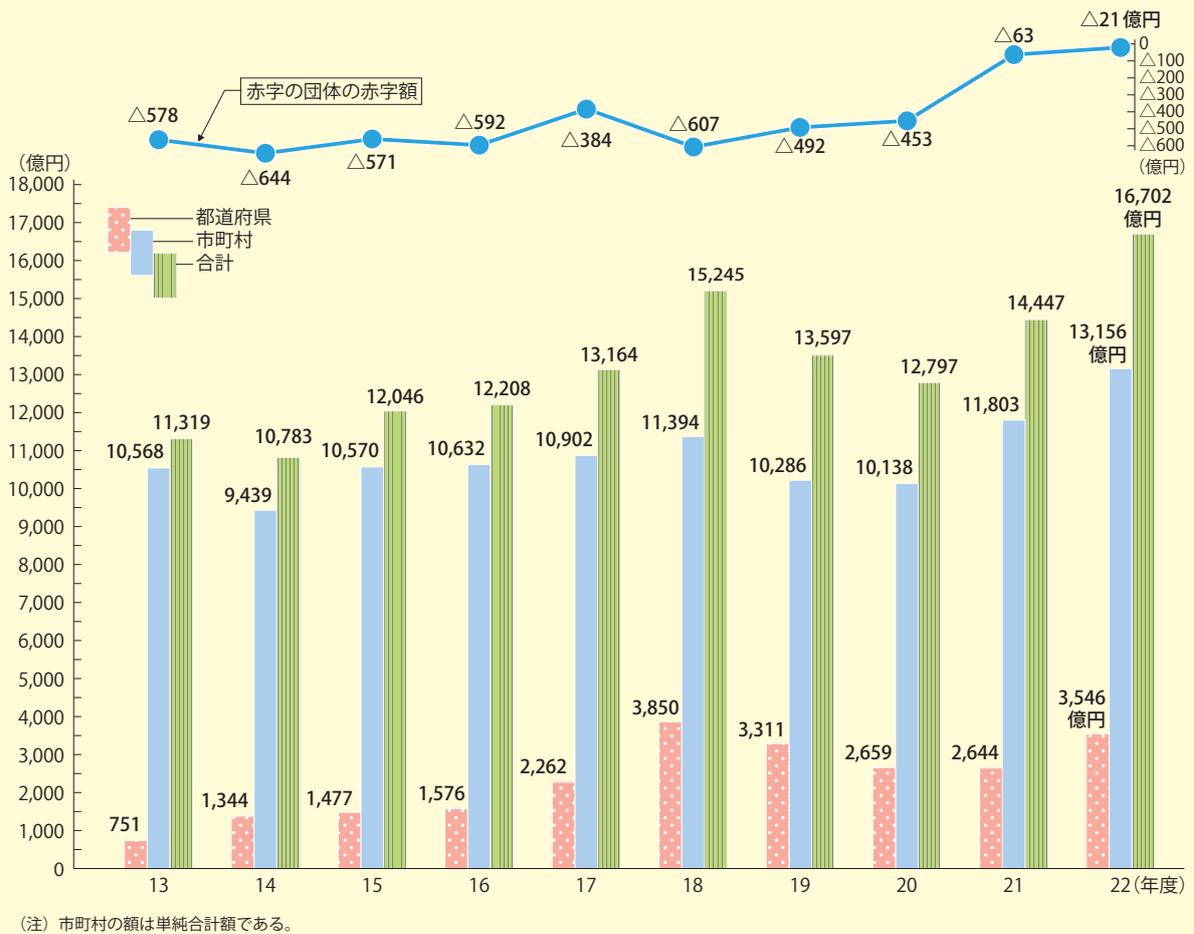
実質収支比率を団体種類別にみると、都道府県は0.3ポイント上昇の1.3%、市町村（特別区及び一部事務組合等を除く。）は0.5ポイント上昇の4.1%となっている。

第3表 実質収支の状況

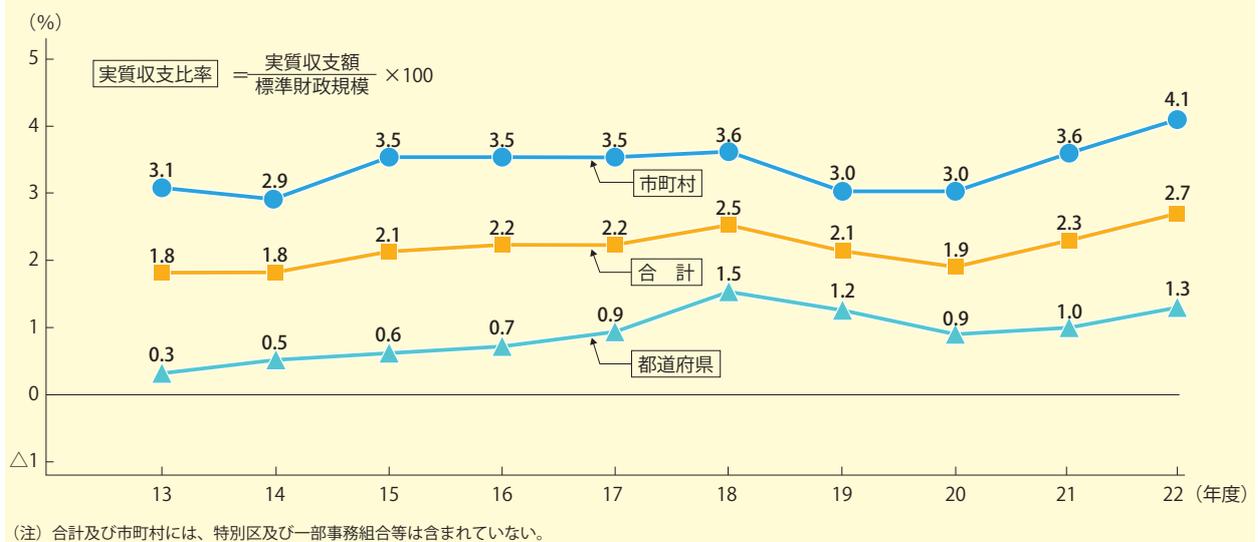
区 分	平成22年度				平成21年度		増 減		
	団 体 数	形式収支	翌年度に繰り越すべき財源	実質収支	団 体 数	実質収支	団 体 数	実質収支	
		億円	億円	億円		億円		億円	
全 団 体	都 道 府 県	47	10,066	6,519	3,546	47	2,644	—	902
	市 町 村	3,133	17,299	4,143	13,156	3,143	11,803	△ 10	1,353
	合 計	3,180	27,365	10,662	16,702	3,190	14,447	△ 10	2,255
黒字の団体	都 道 府 県	47	10,066	6,519	3,546	47	2,644	—	902
	市 町 村	3,125	17,314	4,137	13,177	3,130	11,866	△ 5	1,311
	合 計	3,172	27,380	10,657	16,723	3,177	14,510	△ 5	2,213
赤字の団体	都 道 府 県	—	—	—	—	—	—	—	—
	市 町 村	8	△ 15	6	△ 21	13	△ 63	△ 5	43
	合 計	8	△ 15	6	△ 21	13	△ 63	△ 5	43

(注) 市町村の額は単純合計である。

第8図 実質収支の推移



第9図 実質収支比率の推移



1 単年度収支及び実質単年度収支 [資料編：第7表]

平成22年度の単年度収支（実質収支から前年度の実質収支を差し引いた額）は、2,258億円の黒字（前年度1,720億円の黒字）となっている。

単年度収支を団体種類別にみると、都道府県においては909億円の黒字（前年度15億円の赤字）、市町村においては1,350億円の黒字（同1,735億円の黒字）となっている。

また、実質単年度収支（単年度収支に財政調整基金への積立額及び地方債の繰上償還額を加え、財政調整基金の取崩し額を差し引いた額）は、1兆395億円の黒字（前年度2,382億円の黒字）となっている。

実質単年度収支を団体種類別にみると、都道府県においては4,133億円の黒字（前年度153億円の赤字）、市町村においては6,263億円の黒字（同2,535億円の黒字）となっている。

なお、実質収支、単年度収支及び実質単年度収支の赤字団体数の状況は、第4表のとおりである。

第4表 赤字の団体数の状況

区分	全団体数		赤字の団体数											
			実質収支				単年度収支				実質単年度収支			
	平成22年度	平成21年度	22年度		21年度		22年度		21年度		22年度		21年度	
(A)	(B)	団体数	割合(C)/(A)	団体数	割合(D)/(B)	団体数	割合(E)/(A)	団体数	割合(F)/(B)	団体数	割合(G)/(A)	団体数	割合(H)/(B)	
都道府県	47	47	—	—	—	—	10	21.3	20	42.6	2	4.3	11	23.4
政令指定都市	19	18	—	—	1	5.6	6	31.6	10	55.6	5	26.3	11	61.1
中核市	40	41	—	—	—	—	15	37.5	10	24.4	9	22.5	20	48.8
特例市	41	41	—	—	—	—	12	29.3	11	26.8	8	19.5	18	43.9
都市	686	686	5	0.7	8	1.2	206	30.0	220	32.1	97	14.1	190	27.7
中都市	169	167	—	—	1	0.6	52	30.8	58	34.7	32	18.9	60	35.9
小都市	517	519	5	1.0	7	1.3	154	29.8	162	31.2	65	12.6	130	25.0
町村	941	941	3	0.3	4	0.4	303	32.2	294	31.2	103	10.9	181	19.2
市町村小計	1,727	1,727	8	0.5	13	0.8	542	31.4	545	31.6	222	12.9	420	24.3
特別区	23	23	—	—	—	—	15	65.2	14	60.9	13	56.5	9	39.1
一部事務組合等	1,383	1,393	—	—	—	—	711	51.4	574	41.2	680	49.2	564	40.5
市町村計	3,133	3,143	8	0.3	13	0.4	1,268	40.5	1,133	36.0	915	29.2	993	31.6
合計	3,180	3,190	8	0.3	13	0.4	1,278	40.2	1,153	36.1	917	28.8	1,004	31.5

(3) 歳入 [資料編：第10表]

歳入純計決算額は97兆5,115億円で、前年度と比べると8,542億円減少（対前年度比0.9%減）となっている。

決算額の主な内訳をみると、第5表のとおりである。

地方税は、個人住民税の減少や地方法人特別税の平年度化等により、前年度に比べると8,666億円減少（同2.5%減）している。

地方譲与税は、地方法人特別譲与税の平年度化等により、前年度と比べると7,726億円増加（同59.6%増）している。

地方特例交付金等は、児童手当及び子ども手当特例交付金が増加したものの、特別交付金が終了したこ

第5表 歳入純計決算額の状況

区 分	決 算 額			構 成 比		増 減 率	
	平 成 22年度	平 成 21年度	増減額	22年度	21年度	22年度	21年度
	億円	億円	億円	%	%	%	%
地 方 税	343,163	351,830	△ 8,666	35.2	35.8	△ 2.5	△ 11.1
地 方 譲 与 税	20,692	12,966	7,726	2.1	1.3	59.6	91.0
地方特例交付金等	3,832	4,620	△ 788	0.4	0.5	△ 17.1	△ 14.3
地 方 交 付 税	171,936	158,202	13,733	17.6	16.1	8.7	2.7
小計(一般財源)	539,622	527,618	12,005	55.3	53.6	2.3	△ 6.1
国 庫 支 出 金	143,052	168,391	△ 25,339	14.7	17.1	△ 15.0	44.1
地 方 債	129,695	123,960	5,735	13.3	12.6	4.6	24.9
そ の 他	162,746	163,688	△ 943	16.7	16.6	△ 0.6	13.5
合 計	975,115	983,657	△ 8,542	100.0	100.0	△ 0.9	6.7

(注) 国庫支出金には、交通安全対策特別交付金及び国有提供施設等所在市町村助成交付金を含む。

と等により、前年度と比べると788億円減少(同17.1%減)している。

地方交付税は、17兆1,936億円で、前年度と比べると1兆3,733億円増加(同8.7%増)している。また、地方交付税に臨時財政対策債を加えた額は、24兆2,929億円で、前年度と比べると3兆8,190億円増加(同18.7%増)している。

国庫支出金は、普通建設事業費支出金や各種交付金の減少等により、前年度と比べると2兆5,339億円減少(同15.0%減)している。

地方債は、臨時財政対策債の増加等により、前年度と比べると5,735億円増加(同4.6%増)している。歳入純計決算額の構成比の推移は、第10図のとおりである。

地方税の構成比は、平成22年度は前年度と比べると0.6ポイント低下の35.2%となっている。

地方交付税の構成比は、平成8年度から12年度までは上昇していたが、13年度以降、地方財政対策にあたり、交付税特別会計の借入金方式に代えて臨時財政対策債を発行し、基準財政需要額の一部を振り替えることとしたこと等から低下が続いていた。平成22年度においては上昇に転じ、前年度と比べると1.5ポイント上昇の17.6%となっている。

国庫支出金の構成比は、平成15年度以降、三位一体の改革による国庫補助負担金の一般財源化、普通建設事業費支出金の減少等により低下してきたが、20年度、21年度は上昇した。平成22年度においては、普通建設事業費支出金や各種交付金の減少等により前年度と比べると2.4ポイント低下の14.7%となっている。

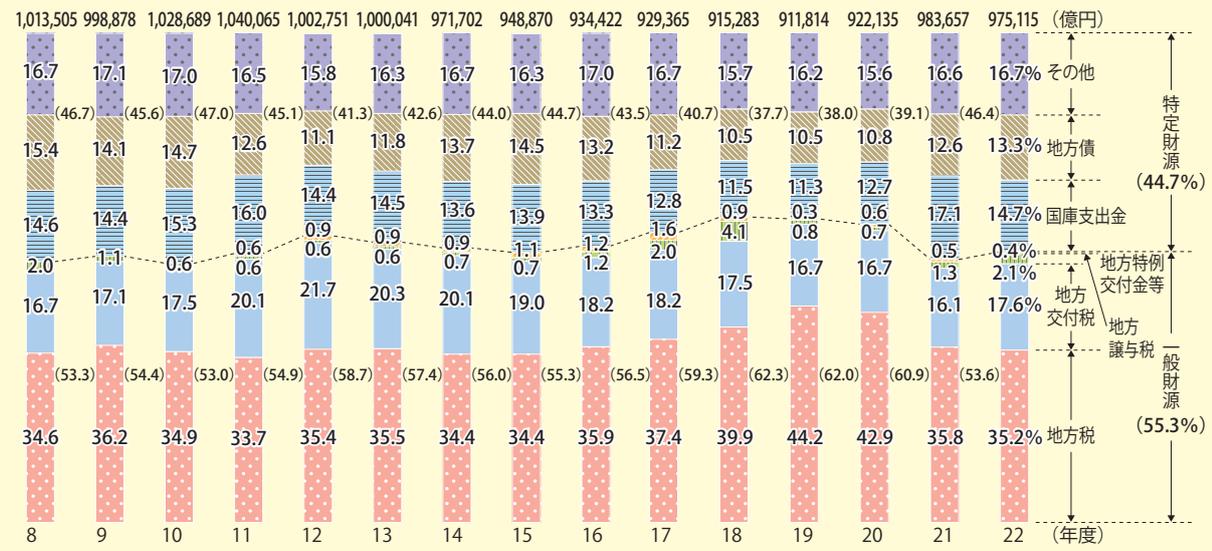
地方債の構成比は、普通建設事業費の減少や平成16年度に臨時財政対策債の発行額が減少したこと等により低下していたが、21年度に続いて、22年度においても臨時財政対策債の増加等により、前年度と比べると0.7ポイント上昇の13.3%となっている。なお、臨時財政対策債の発行額を除いた構成比は、前年度と比べると1.9ポイント低下の6.0%となっている。

一般財源の構成比は、平成19年度から国庫支出金、地方債等の増加に加え、地方税及び地方特例交付金等の減少などにより低下していたが、22年度は地方交付税等の増加及び国庫支出金等の減少により、前年度と比べると1.7ポイント上昇の55.3%となっている。

歳入決算額の構成比を団体種類別にみると、第11図のとおりである。

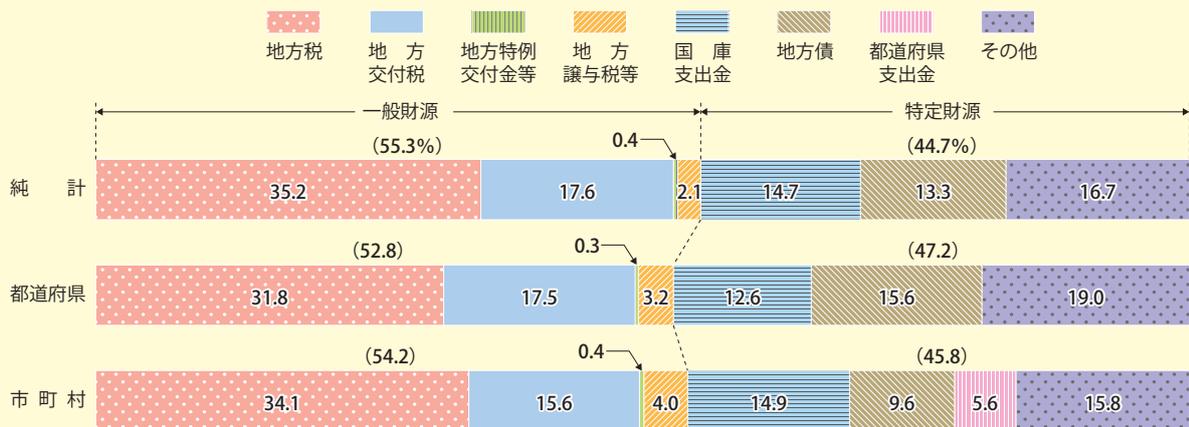
都道府県においては地方税が最も大きな割合(31.8%)を占め、以下、地方交付税(17.5%)、地方債(15.6%)の順となっている。

第10図 歳入純計決算額の構成比の推移



(注) 国庫支出金には、交通安全対策特別交付金及び国有提供施設等所在市町村助成交付金を含む。

第11図 歳入決算額の構成比



(注) 国庫支出金には、交通安全対策特別交付金及び国有提供施設等所在市町村助成交付金を含む。

市町村においても都道府県と同様に地方税が最も大きな割合（34.1%）を占め、以下、地方交付税（15.6%）、国庫支出金（14.9%）、の順となっている。

(4) 歳出

歳出の分類方法としては、行政目的に着目した「目的別分類」と経費の経済的な性質に着目した「性質別分類」が用いられるが、これらの分類による歳出の概要は、次のとおりである。

目的別歳出

(ア) 目的別歳出 [資料編：第34表]

地方公共団体の経費は、その行政目的によって、議会費、総務費、民生費、衛生費、労働費、農林水産業費、商工費、土木費、消防費、警察費、教育費、災害復旧費、公債費等に大別することができる。

第6表 目的別歳出純計決算額の状況

区 分	決 算 額			構 成 比		増 減 率	
	平 成 22年度	平 成 21年度	増 減 額	22年度	21年度	22年度	21年度
	億円	億円	億円	%	%	%	%
総 務 費	99,998	107,184	△ 7,186	10.6	11.2	△ 6.7	20.2
民 生 費	213,163	197,679	15,485	22.5	20.6	7.8	10.9
衛 生 費	58,124	59,715	△ 1,591	6.1	6.2	△ 2.7	10.8
労 働 費	8,082	9,188	△ 1,105	0.9	1.0	△12.0	38.6
農 林 水 産 業 費	32,458	35,530	△ 3,072	3.4	3.7	△ 8.6	8.1
商 工 費	63,984	65,750	△ 1,766	6.8	6.8	△ 2.7	23.4
土 木 費	119,592	132,920	△13,329	12.6	13.8	△10.0	3.3
消 防 費	17,792	18,278	△ 485	1.9	1.9	△ 2.7	1.6
警 察 費	32,164	33,121	△ 958	3.4	3.4	△ 2.9	△ 0.4
教 育 費	164,467	164,380	86	17.4	17.1	0.1	1.8
公 債 費	129,791	128,846	945	13.7	13.4	0.7	△ 2.1
そ の 他	8,135	8,473	△ 338	0.7	0.9	△ 4.0	△13.7
合 計	947,750	961,064	△13,314	100.0	100.0	△ 1.4	7.2

歳出純計決算額は94兆7,750億円で、前年度と比べると1兆3,314億円減少（対前年度比1.4%減）となっている。

目的別歳出の構成比は、第6表のとおりであり、民生費（歳出総額の22.5%）、教育費（同17.4%）、公債費（同13.7%）、土木費（同12.6%）、総務費（同10.6%）の順となっている。

民生費は、子ども手当の創設や生活保護費の増加等により、前年度と比べると1兆5,485億円増加（対前年度比7.8%増）している。

教育費は、前年度と比べると86億円増加（同0.1%増）している。

公債費は、前年度と比べると945億円増加（同0.7%増）している。

土木費は、国直轄事業負担金の減少等により、前年度と比べると1兆3,329億円減少（同10.0%減）している。

総務費は、定額給付金事業の終了等により、前年度と比べると7,186億円減少（同6.7%減）している。

目的別歳出の構成比の推移は、第7表のとおりである。農林水産業費及び土木費の構成比がそれぞれ低下の傾向にある一方、民生費の構成比が上昇の傾向にある。

目的別歳出の構成比を団体種類別にみると、第12図のとおりである。

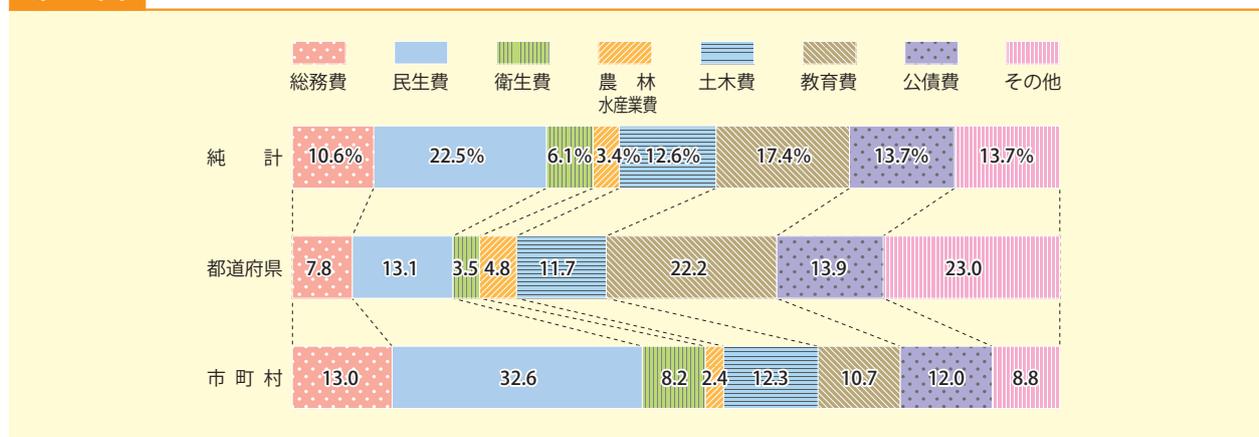
都道府県においては、市町村立義務教育諸学校教職員の人件費を負担していること等により教育費が最も大きな割合（22.2%）を占め、以下、公債費（13.9%）、民生費（13.1%）、土木費（11.7%）、商工費（9.0%）の順となっている。

また、市町村においては、生活保護に関する事務（町村については、福祉事務所を設置している町村に限る。）等の社会福祉事務の比重が高いこと等により民生費が最も大きな割合（32.6%）を占め、以下、総務費（13.0%）、土木費（12.3%）、公債費（12.0%）、教育費（10.7%）の順となっている。

第7表 目的別歳出純計決算額の構成比の推移

区 分	平成13年度	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%
総務費	9.2	9.0	9.8	9.8	9.6	9.7	10.0	9.9	11.2	10.6
民生費	14.4	15.1	15.7	16.6	17.3	18.2	19.0	19.9	20.6	22.5
衛生費	6.9	6.8	6.4	6.3	6.3	6.2	6.1	6.0	6.2	6.1
労働費	0.8	0.5	0.4	0.4	0.3	0.3	0.3	0.7	1.0	0.9
農林水産業費	5.7	5.4	5.1	4.7	4.4	4.2	3.9	3.7	3.7	3.4
商工費	5.5	5.3	5.2	5.4	5.1	5.3	5.6	5.9	6.8	6.8
土木費	19.1	18.6	17.8	16.7	15.9	15.5	15.0	14.4	13.8	12.6
消防費	1.9	2.0	2.0	2.0	2.0	2.0	2.0	2.0	1.9	1.9
警察費	3.5	3.6	3.6	3.7	3.7	3.8	3.8	3.7	3.4	3.4
教育費	18.5	18.6	18.6	18.5	18.3	18.5	18.4	18.0	17.1	17.4
公債費	13.2	13.8	14.2	14.4	15.4	14.9	14.6	14.7	13.4	13.7
その他	1.3	1.3	1.2	1.5	1.7	1.4	1.3	1.1	0.9	0.7
合計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
歳出合計	億円									
	974,317	948,394	925,818	912,479	906,973	892,106	891,476	896,915	961,064	947,750

第12図 目的別歳出決算額の構成比



(イ) 一般財源の充当状況

一般財源の目的別歳出に対する充当状況は、第8表のとおりである。

一般財源総額（53兆9,622億円）に占める目的別歳出の割合をみると、民生費が最も大きな割合（20.0%）を占め、以下、公債費（18.4%）、教育費（18.3%）、総務費（12.6%）、土木費（9.1%）の順となっている。

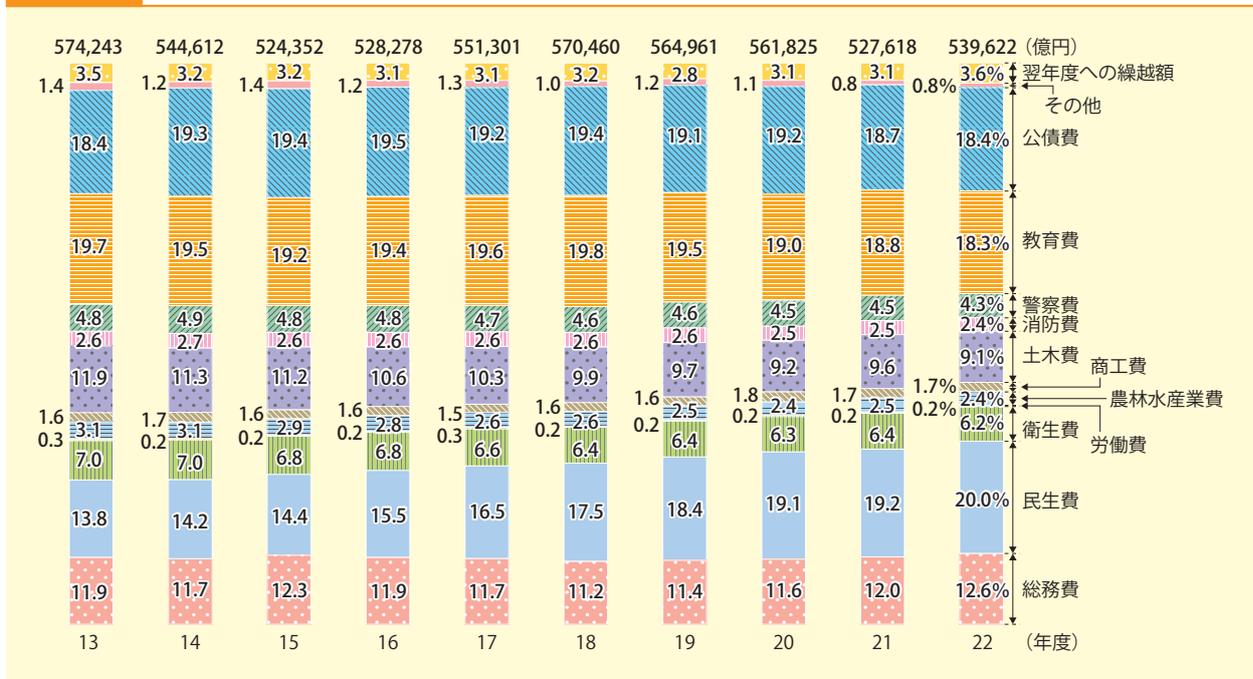
一般財源充当額の目的別構成比の推移は、第13図のとおりである。近年、民生費に充当された一般財源の構成比が上昇の傾向にあり、土木費に充当された一般財源の構成比が低下の傾向にある。

第8表 一般財源の目的別歳出充当状況

区 分	平成22年度		平成21年度	
	決算額	構成比	決算額	構成比
	億円	%	億円	%
総務費	67,909	12.6	63,219	12.0
民生費	108,187	20.0	101,417	19.2
衛生費	33,263	6.2	33,518	6.4
労働費	1,090	0.2	1,140	0.2
農林水産業費	12,767	2.4	13,016	2.5
商工費	9,027	1.7	9,226	1.7
土木費	48,969	9.1	50,424	9.6
消防費	12,963	2.4	13,320	2.5
警察費	23,209	4.3	23,587	4.5
教育費	98,710	18.3	99,080	18.8
公債費	99,299	18.4	98,446	18.7
その他	4,805	0.8	5,029	0.8
翌年度への繰越額	19,424	3.6	16,196	3.1
一般財源計	539,622	100.0	527,618	100.0

(注)「翌年度への繰越額」には、翌年度へ繰り越された事業費に充当すべき財源を含んでいる。第13図において同じ。

第13図 一般財源充当額の目的別構成比の推移



性質別歳出

(ア) 性質別歳出 [資料編：第73表]

地方公共団体の経費は、その経済的な性質によって、義務的経費、投資的経費及びその他の経費に大別することができる。

義務的経費は、職員給与費等の人件費のほか、生活保護費等の扶助費及び地方債の元利償還金等の公債費からなっており、そのうち人件費が49.3%を占めている。また、投資的経費は、道路、橋りょう、公園、公営住宅、学校の建設等に要する普通建設事業費のほか、災害復旧事業費及び失業対策事業費からなっており、そのうち普通建設事業費が98.8%を占めている。

歳出純計決算額の主な性質別内訳をみると、第9表のとおりである。

義務的経費は47兆7,233億円で、前年度と比べると1兆8,082億円増加（対前年度比3.9%増）している。これは、各団体の歳出削減努力により人件費が減少（同1.8%減）したものの、子ども手当の創設や生活保護費の増加等に伴い扶助費が増加（同23.7%増）したこと及び公債費が増加（同0.8%増）したことによるものである。

投資的経費は13兆4,961億円で、前年度と比べると1兆224億円減少（同7.0%減）している。これは、その大部分を占める普通建設事業費が、補助事業費、単独事業費ともに減少し（それぞれ同4.7%減、同4.7%減）、普通建設事業費全体で1兆475億円減少（同7.3%減）したことによるものである。

また、その他の経費は33兆5,556億円で、前年度と比べると2兆1,172億円減少（同5.9%減）となっている。これは、定額給付金事業の終了等により、補助費等が1兆2,790億円減少（同12.0%減）したこと等によるものである。

平成13年度以降の歳出決算増減額に占めるこれらの経費の推移は、第14図のとおりである。

次に、性質別歳出の構成比の推移は、第15図のとおりである。

投資的経費の構成比は、平成8年度以降低下しており、21年度は上昇に転じたものの、22年度においては前年度と比べると0.9ポイント低下の14.2%となっている。

義務的経費の構成比は、平成8年度以降上昇の傾向にあり、20年度に低下に転じたものの、22年度においては前年度に比べると2.6ポイント上昇の50.4%となっている。

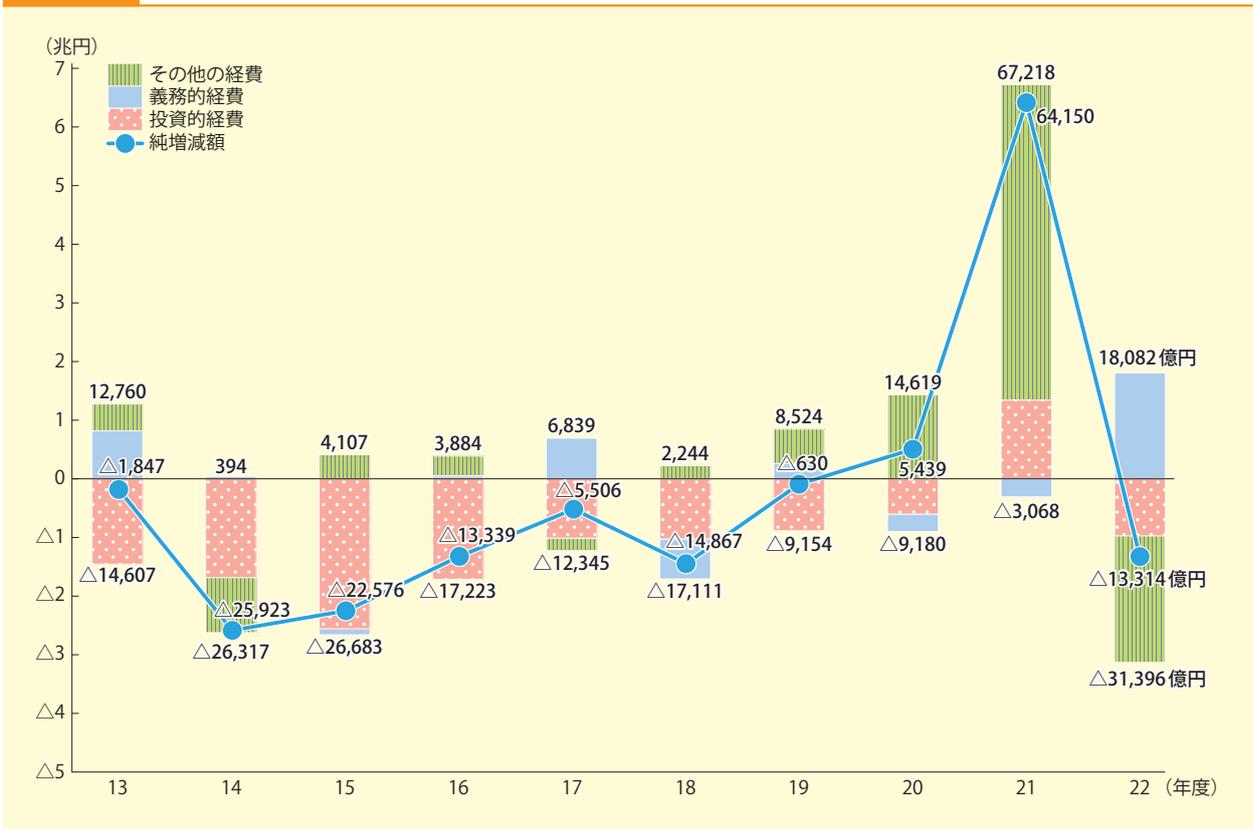
性質別歳出決算額の構成比を団体種類別にみると、第16図のとおりである。

人件費の構成比は、都道府県において市町村立義務教育諸学校教職員の人件費を負担していることなどから、都道府県が28.8%、市町村が18.1%となっている。また、扶助費の構成比は、市町村において、生活保護に関する事務（町村については、福祉事務所を設置している町村に限る。）等の社会福祉関係事

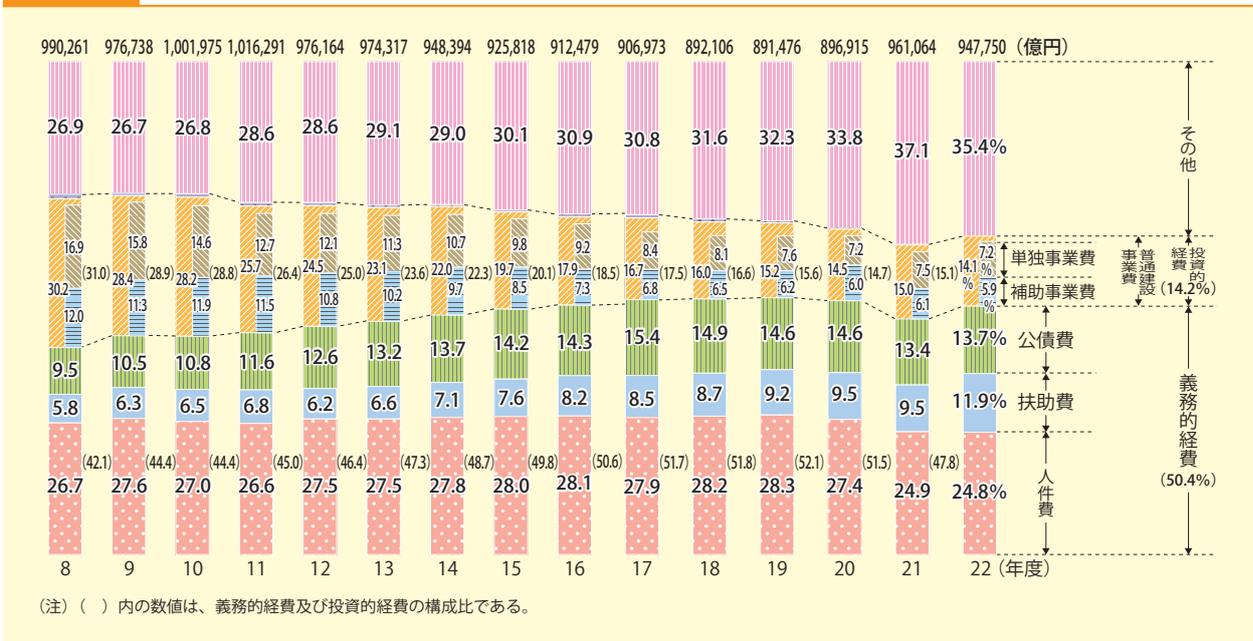
第9表 性質別歳出純計決算額の状況

区 分	決 算 額			構 成 比		増 減 率	
	平 成 22 年 度	平 成 21 年 度	増 減 額	22 年 度	21 年 度	22 年 度	21 年 度
	億円	億円	億円	%	%	%	%
義務的経費	477,233	459,152	18,082	50.4	47.8	3.9	△ 0.7
人件費	235,362	239,756	△ 4,394	24.8	24.9	△ 1.8	△ 2.6
扶助費	112,373	90,863	21,510	11.9	9.5	23.7	7.1
公債費	129,498	128,532	966	13.7	13.4	0.8	△ 2.1
投資的経費	134,961	145,185	△10,224	14.2	15.1	△ 7.0	10.2
普通建設事業費	133,334	143,809	△10,475	14.1	15.0	△ 7.3	10.7
うち							
補助事業費	56,202	58,994	△ 2,792	5.9	6.1	△ 4.7	9.9
単独事業費	68,632	72,003	△ 3,370	7.2	7.5	△ 4.7	11.8
災害復旧事業費	1,599	1,350	249	0.2	0.1	18.5	△28.0
失業対策事業費	28	27	1	0.0	0.0	4.9	5.1
その他の経費	335,556	356,727	△21,172	35.4	37.1	△ 5.9	17.8
合 計	947,750	961,064	△13,314	100.0	100.0	△ 1.4	7.2

第14図 歳出決算増減額に占める義務的経費、投資的経費等の増減額の推移

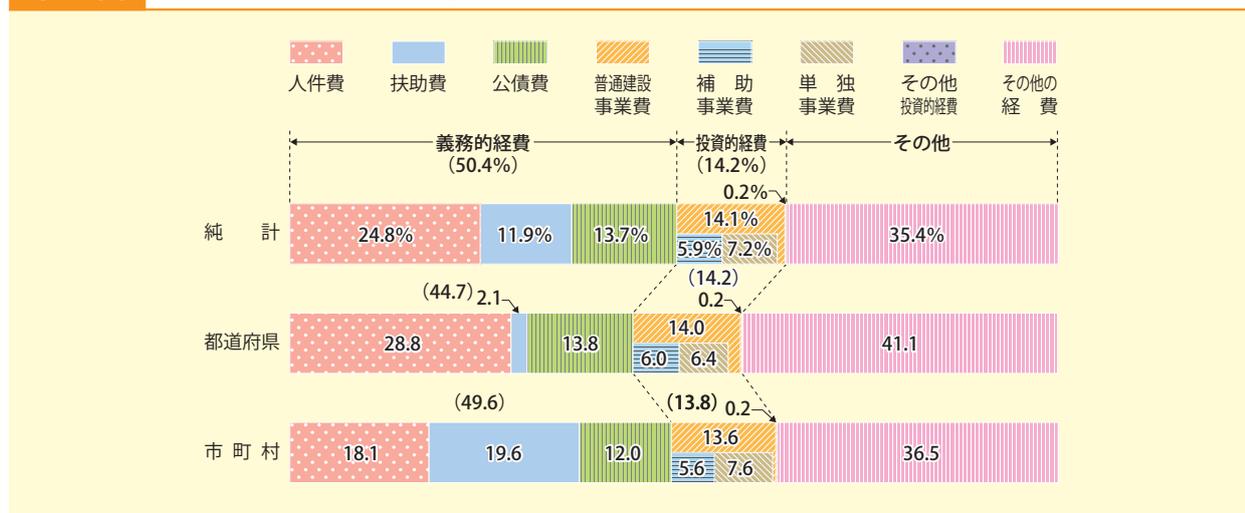


第15図 性質別歳出純計決算額の構成比の推移



(注) () 内の数値は、義務的経費及び投資的経費の構成比である。

第16図 性質別歳出決算額の構成比



務が行われていること等から、市町村が19.6%、都道府県が2.1%となっている。

さらに、普通建設事業費のうち、補助事業費の構成比は、都道府県（6.0%）が市町村（5.6%）を上回る一方、単独事業費の構成比は、市町村（7.6%）が都道府県（6.4%）を上回っている。

(イ) 一般財源の充当状況 [資料編：第75表]

一般財源の性質別歳出に対する充当状況は、第10表のとおりである。

一般財源総額（53兆9,622億円）に占める性質別歳出の割合をみると、義務的経費が56.3%で最も大きな割合を占めている。また、投資的経費の割合は6.6%であり、歳出総額に占める投資的経費の割合（14.2%）に比べて小さくなっている。

第10表 一般財源の性質別歳出充当状況

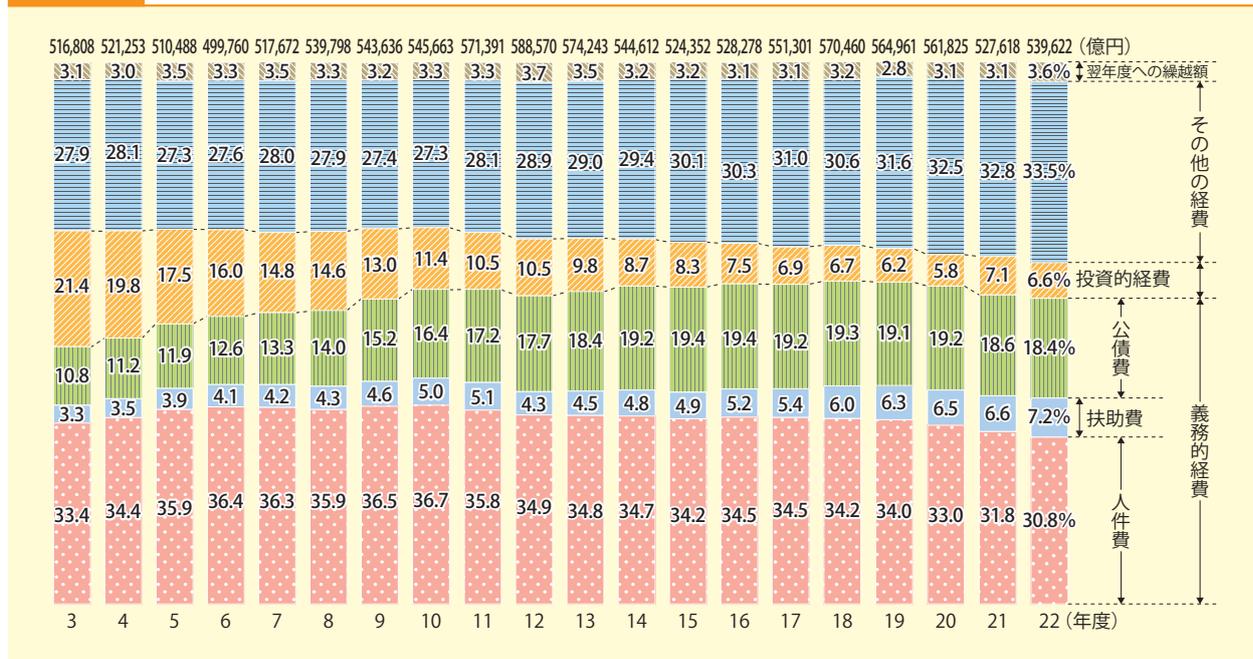
区分	平成22年度		平成21年度	
	決算額	構成比	決算額	構成比
	億円	%	億円	%
義務的経費	303,841	56.3	300,606	57.0
人件費	166,079	30.8	167,613	31.8
扶助費	38,717	7.2	34,814	6.6
公債費	99,045	18.4	98,178	18.6
投資的経費	35,593	6.6	37,542	7.1
普通建設事業費	35,297	6.5	37,331	7.1
災害復旧事業費	289	0.1	206	0.0
失業対策事業費	7	0.0	5	0.0
その他の経費	180,764	33.5	173,274	32.8
翌年度への繰越額	19,424	3.6	16,196	3.1
一般財源計	539,622	100.0	527,618	100.0

(注)「翌年度への繰越額」には、翌年度へ繰り越された事業費に充当すべき財源を含んでいる。第17図において同じ。

一般財源充当額の性質別構成比の推移は、第17図のとおりである。

義務的経費に充当された一般財源の構成比は、平成3年度以降上昇の傾向にあったが、18年度以降低下してきており、22年度は前年度と比べると0.7ポイント低下の56.3%となっている。

第17図 一般財源充当額の性質別構成比の推移



投資的経費に充当された一般財源の構成比は、平成3年度以降低下の傾向にあり、21年度は上昇したものの、22年度は前年度と比べると0.5ポイント低下の6.6%となっている。

(5) 財政構造の弾力性

経常収支比率 [資料編：第8表]

地方公共団体が社会経済や行政需要の変化に適切に対応していくためには、財政構造の弾力性が確保されなければならない。財政構造の弾力性の度合いを判断する指標の一つとして、経常収支比率が用いられている。

経常収支比率は、経常経費充当一般財源（人件費、扶助費、公債費のように毎年度経常的に支出される経費に充当された一般財源）が、経常一般財源（一般財源総額のうち地方税、普通交付税のように毎年度経常的に収入される一般財源）、減収補填債特例分及び臨時財政対策債の合計額に対し、どの程度の割合となっているかをみることにより財政構造の弾力性を判断するものである。

平成22年度の経常収支比率（特別区及び一部事務組合等を除く加重平均）は、前年度より3.3ポイント低下して90.5%となり、前年度を下回った。主な内訳をみると、人件費充当分が32.9%（前年度34.8%）、公債費充当分が20.7%（同21.5%）となっている。なお、減収補填債特例分及び臨時財政対策債の発行額を経常収支比率算出上の分母から除いた場合の経常収支比率は、103.4%となっている。

なお、第18図（その1）のように、分子である経常経費充当一般財源については、人件費が減少したものの、扶助費、公債費等の増加により分子全体として増加した。一方、分母である経常一般財源については、普通交付税の増加や臨時財政対策債発行額の増加により分母全体として増加している。

経常収支比率を団体種類別にみると、都道府県は前年度より4.0ポイント低下し91.9%（前年度95.9%）、市町村（特別区及び一部事務組合等を除く。以下この項において同じ。）は前年度より2.6ポイント低下し89.2%（同91.8%）となっている。

経常収支比率の段階別分布状況を見ると、第12表のとおりである。経常収支比率が80%以上の団体数は、都道府県においては47団体の全ての団体（前年度同数）、市町村においては全体の80.7%を占める1,393団体（同1,559団体）となっている。

第11表 経常収支比率の推移

区 分	平成 13年度	14	15	16	17	18	19	20	21	22
都道府県	% 90.5 [93.6]	% 93.5 [99.4]	% 90.8 [103.1]	% 92.5 [102.0]	% 92.6 [99.0]	% 92.6 [97.8]	% 94.7 [99.7]	% 93.9 [101.4]	% 95.9 [111.9]	% 91.9 [109.9]
うち	人件費充当	45.0	45.5	44.1	44.9	44.4	43.8	44.4	42.9	43.1
	扶助費充当	2.3	2.3	1.8	1.8	1.6	1.5	1.5	1.5	1.6
	公債費充当	22.3	23.9	23.6	23.9	23.1	23.1	22.7	22.9	23.2
市町村	84.6 [87.2]	87.4 [92.5]	87.4 [97.0]	90.5 [97.9]	90.2 [95.8]	90.3 [95.0]	92.0 [96.0]	91.8 [95.7]	91.8 [98.0]	89.2 [97.5]
うち	人件費充当	29.3	29.3	28.4	29.5	28.9	28.2	28.0	27.2	26.7
	扶助費充当	5.6	6.0	6.7	7.3	7.8	8.6	8.8	9.1	9.6
	公債費充当	18.5	19.5	19.7	20.1	19.9	19.8	20.3	20.1	19.9
合計	87.5 [90.2]	90.3 [95.8]	89.0 [99.9]	91.5 [99.9]	91.4 [97.4]	91.4 [96.4]	93.4 [97.9]	92.8 [98.5]	93.8 [104.5]	90.5 [103.4]
うち	人件費充当	36.8	37.0	36.0	37.0	36.5	36.0	36.2	35.1	34.8
	扶助費充当	4.0	4.3	4.3	4.6	4.8	5.0	5.2	5.3	5.7
	公債費充当	20.3	21.6	21.5	21.9	21.5	21.4	21.5	21.5	20.7

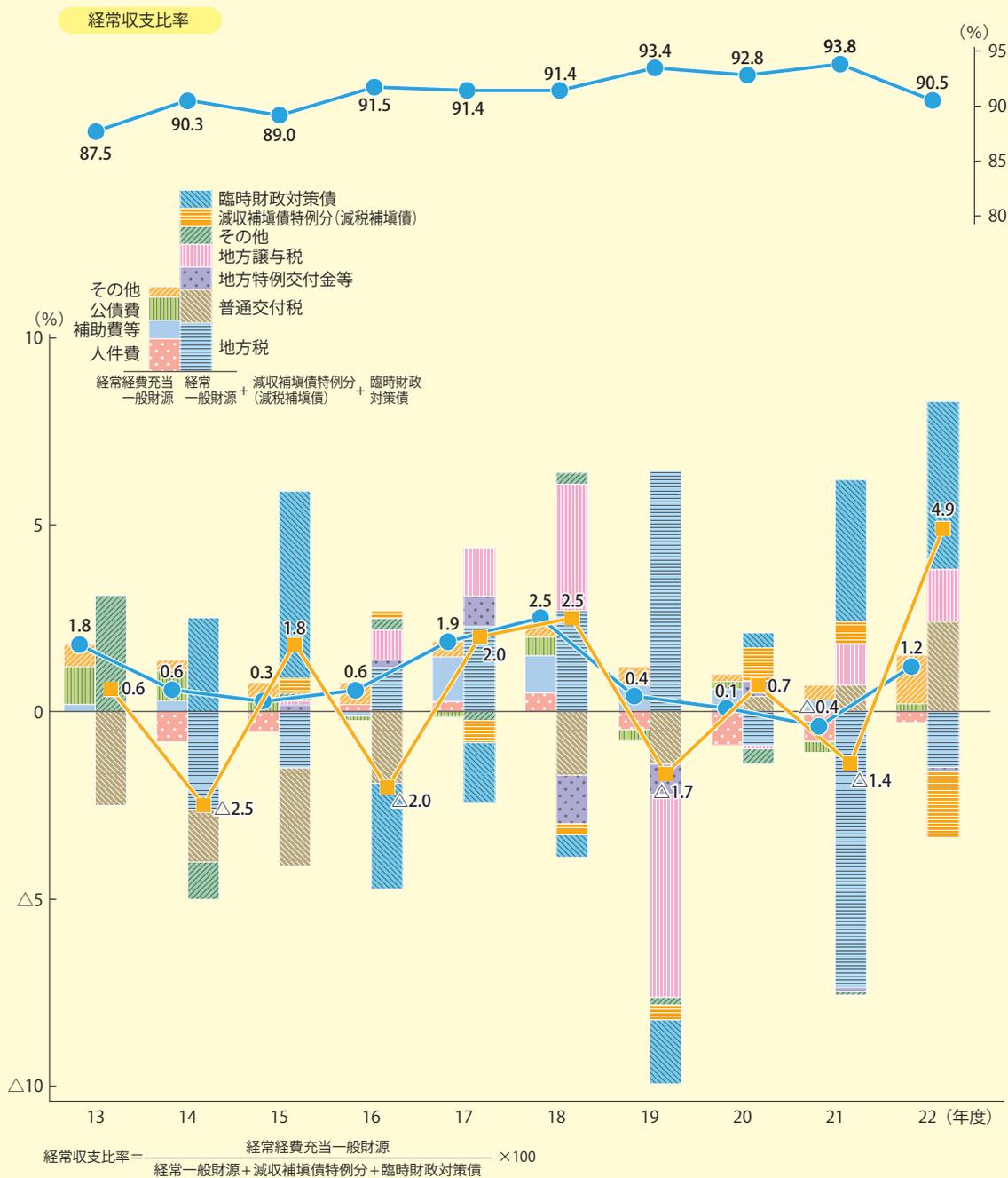
(注) 1 比率は、加重平均である。
 2 [] 内の数値は、平成13～18年度にあっては減税補填債及び臨時財政対策債を、経常一般財源から除いて算出したものであり、19～22年度にあっては減収補填債特別分及び臨時財政対策債を、経常一般財源から除いて算出したものである。
 3 合計及び市町村には、特別区及び一部事務組合等は含まれていない。第18図、第12表において同じ。

第12表 経常収支比率の段階別分布状況

区 分	70%未満	70%以上 80%未満	80%以上 90%未満	90%以上 100%未満	100%以上	合計
平成 22年度	都道府県	—	—	19	28	47
		(—)	(—)	(40.4)	(59.6)	(100.0)
	市町村	28	306	1,032	354	1,727
		(1.6)	(17.7)	(59.8)	(20.5)	(100.0)
合計	28	306	1,051	382	1,774	
	(1.6)	(17.2)	(59.2)	(21.5)	(100.0)	
平成 21年度	都道府県	—	—	1	45	47
		(—)	(—)	(2.1)	(95.7)	(100.0)
	市町村	19	149	810	715	1,727
		(1.1)	(8.6)	(46.9)	(41.4)	(100.0)
合計	19	149	811	760	1,774	
	(1.1)	(8.4)	(45.7)	(42.8)	(100.0)	
増 減	都道府県	—	—	18	△17	—
	市町村	9	157	222	△361	—
	合計	9	157	240	△378	—

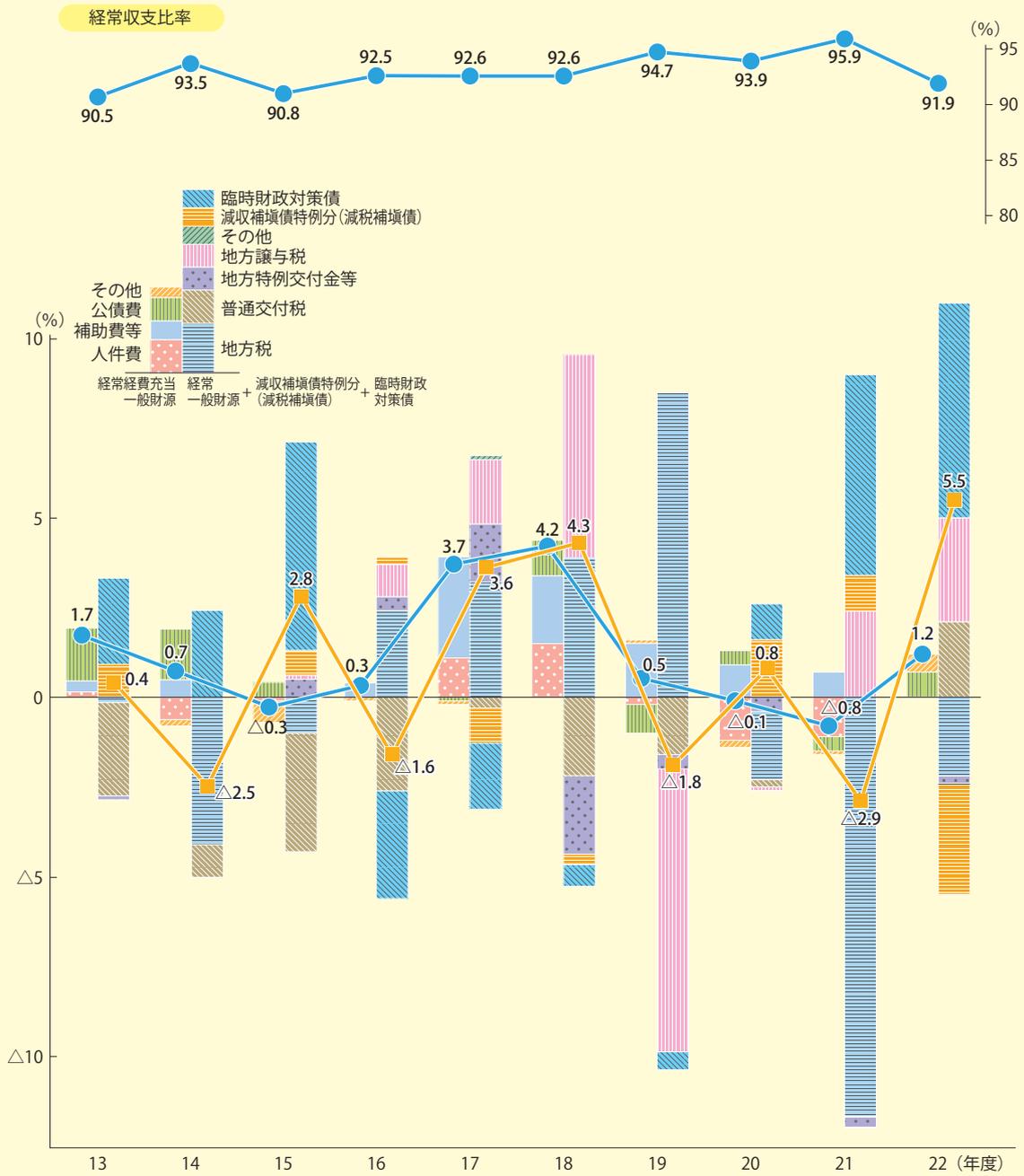
(注) () 内の数値は、構成比である。

第18図 経常収支比率を構成する分子及び分母の増減状況（その1 合計）



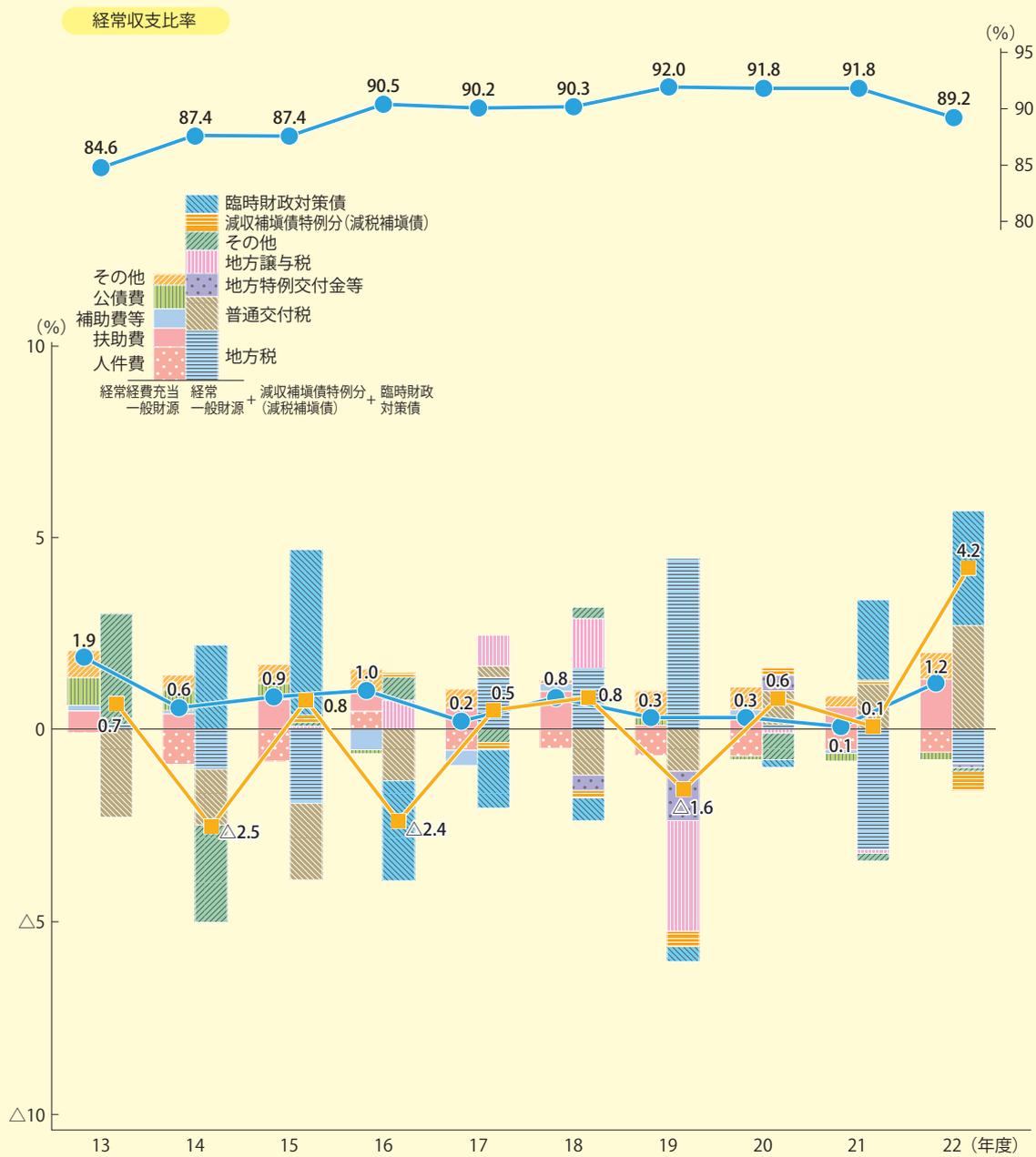
(注) 1 棒グラフの数値は、各年度の対前年度増減率である。
 2 経常収支比率の計算式はその2、その3において同じ。
 3 13年度から18年度の減収補填債特例分の増減率は減税補填債の増減率である。

第18図 経常収支比率を構成する分子及び分母の増減状況（その2 都道府県）



(注) 1 棒グラフの数値は、各年度の対前年度増減率である。
 2 13年度から18年度の減収補填債特例分の増減率は減税補填債の増減率である。

第18図 経常収支比率を構成する分子及び分母の増減状況（その3 市町村）



(注) 1 棒グラフの数値は、各年度の対前年度増減率である。
 2 13年度から18年度の減収補填債特例分の増減率は減税補填債の増減率である。

1 実質公債費比率及び公債費負担比率 [資料編：第8表]

公債費による負担度合いを判断するための指標として、実質公債費比率及び公債費負担比率が用いられている。

実質公債費比率は、地方債の元利償還金（繰上償還等を除く。）や公営企業債に対する繰出金などの公債費に準ずるものを含めた実質的な公債費相当額から、これに充当された特定財源及び一般財源のうち普通交付税の算定において基準財政需要額に算入されたものを除いたものが、標準財政規模（普通交付税の算定において基準財政需要額に算入された公債費等を除く。）に対し、どの程度の割合となっているかを見るものである。

平成22年度の実質公債費比率（全団体の加重平均）は、前年度と比べて0.1ポイント低下の12.0%（前年度12.1%）となっている。

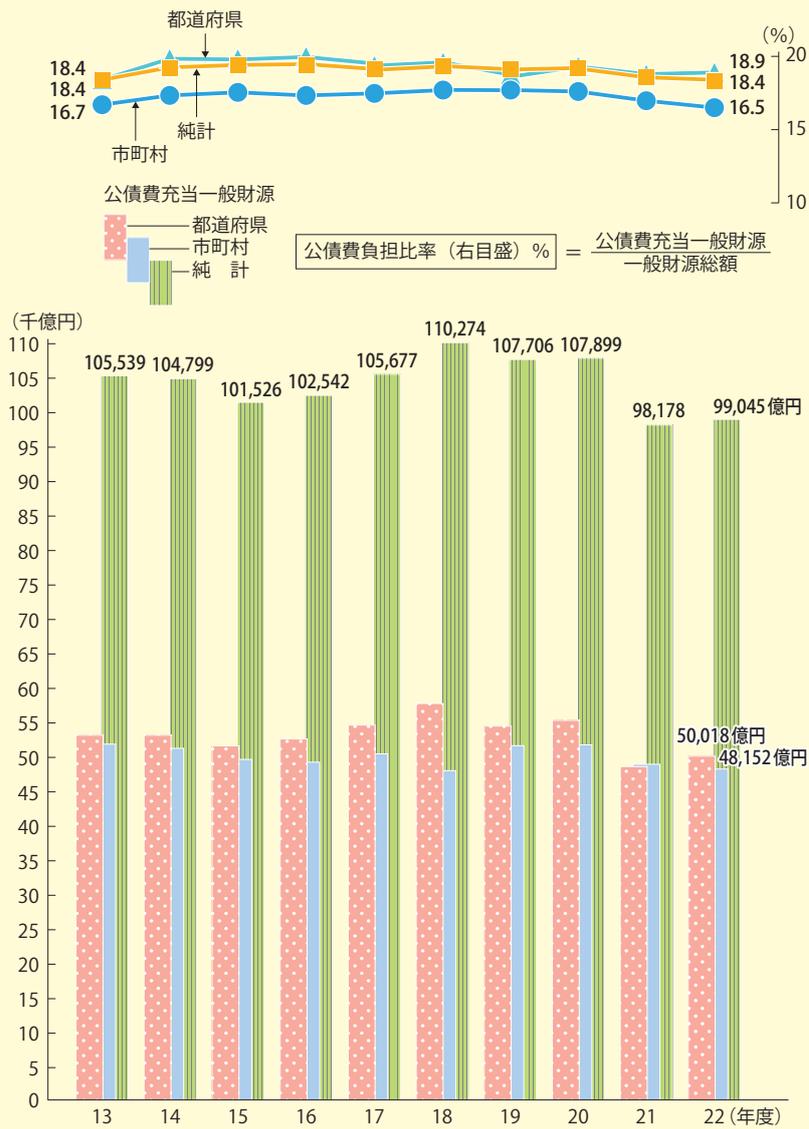
実質公債費比率は、「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」（平成19年法律第94号。以下「地方公共団体財政健全化法」という。）において、健全化判断比率の一つとして位置付けられている。なお、実質公債費比率の状況は、「第1部 8 平成22年度決算に基づく健全化判断比率等の状況」のとおりである。

公債費負担比率は、公債費充当一般財源（地方債の元利償還金等の公債費に充当された一般財源）が一般財源総額に対し、どの程度の割合となっているかを示す指標であり、公債費がどの程度一般財源の用途の自由度を制約しているかをみることにより、財政構造の弾力性を判断するものである。

平成22年度の公債費負担比率（全団体の加重平均）は、前年度と比べて0.2ポイント低下の18.4%（前年度18.6%）となっている。

近年の公債費負担比率の推移は、**第19図**のとおりである。

第19図 公債費充当一般財源及び公債費負担比率の推移



(6) 将来の財政負担

地方公共団体の財政状況をみるには、単年度の収支状況のみでなく、地方債、債務負担行為等のように将来の財政負担となるものや、財政調整基金等の積立金のように年度間の財源調整を図り将来における弾力的な財政運営に資するために財源を留保するものの状況についても、併せて把握する必要がある。これらの状況は、次のとおりである。

地方債現在高 [資料編：第100表]

平成22年度末における地方債現在高は142兆803億円で、前年度末と比べると1.6%増（前年度末1.7%増）となっている。

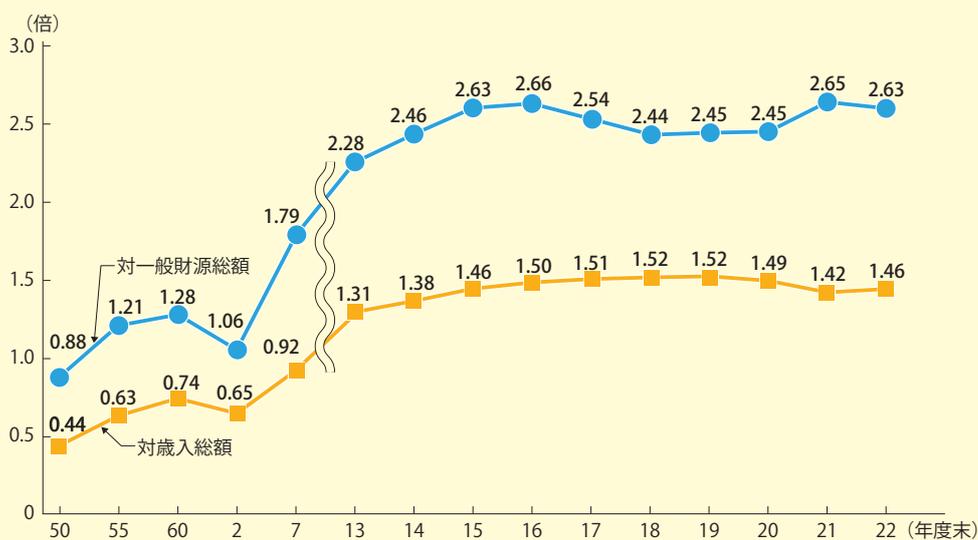
地方債現在高の歳入総額及び一般財源総額に対するそれぞれの割合の推移は、第20図のとおりである。

地方債現在高は、昭和50年度末では歳入総額の0.44倍、一般財源総額の0.88倍であったが、地方税収等の落込みや減税に伴う減収の補填、経済対策に伴う公共投資の追加等により地方債が急増したことに伴い、平成4年度末以降急増した。さらに、平成13年度からの臨時財政対策債の発行等があったが近年は横ばいで推移しており、22年度末には歳入総額の1.46倍、一般財源総額の2.63倍となっている。

近年の地方債現在高の目的別構成比及び借入先別構成比の推移は、第21図のとおりである。地方債現在高の借入先別の構成比は、市場公募債（27.4%）、政府資金（25.8%）、市中銀行資金（25.1%）、旧郵政公社資金（6.8%）の順となっている。前年度末の割合と比べると、近年の公的資金の縮減及び市場における地方債資金の調達の推進等に伴い、政府資金が0.7ポイント低下する一方、市場公募債は1.2ポイント上昇している。

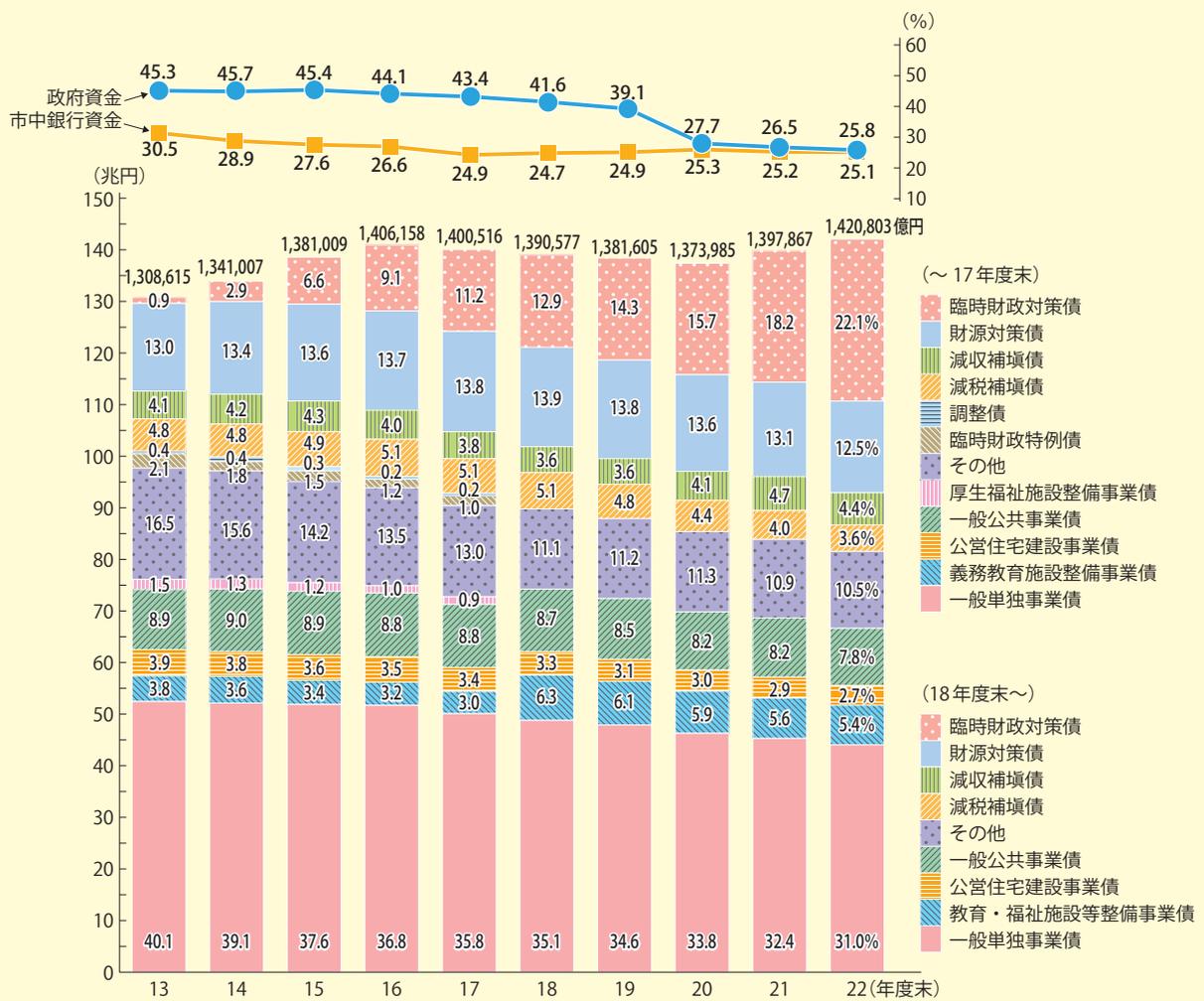
地方債現在高を団体種類別にみると、都道府県においては85兆6,837億円、市町村においては56兆3,967億円で、前年度末と比べるとそれぞれ2.9%増（前年度末3.8%増）、0.2%減（同1.1%減）となっている。

第20図 地方債現在高の歳入総額等に対する割合の推移



(注) 地方債現在高は、特定資金公共事業債及び特定資金公共投資事業債を除いた額である。

第21図 地方債現在高の目的別構成比及び借入先別構成比の推移



(注) 1 地方債現在高は、特定資金公共投資事業債を除いた額である。
 2 政府資金は、平成20～22年度は財政融資資金である。
 3 財源対策債は、一般公共事業債に係る財源対策債等及び他の事業債に係る財源対策債の合計である。

債務負担行為額 [資料編：第101表]

地方公共団体は、将来の支出を約束するために、債務負担行為を行うことができる。

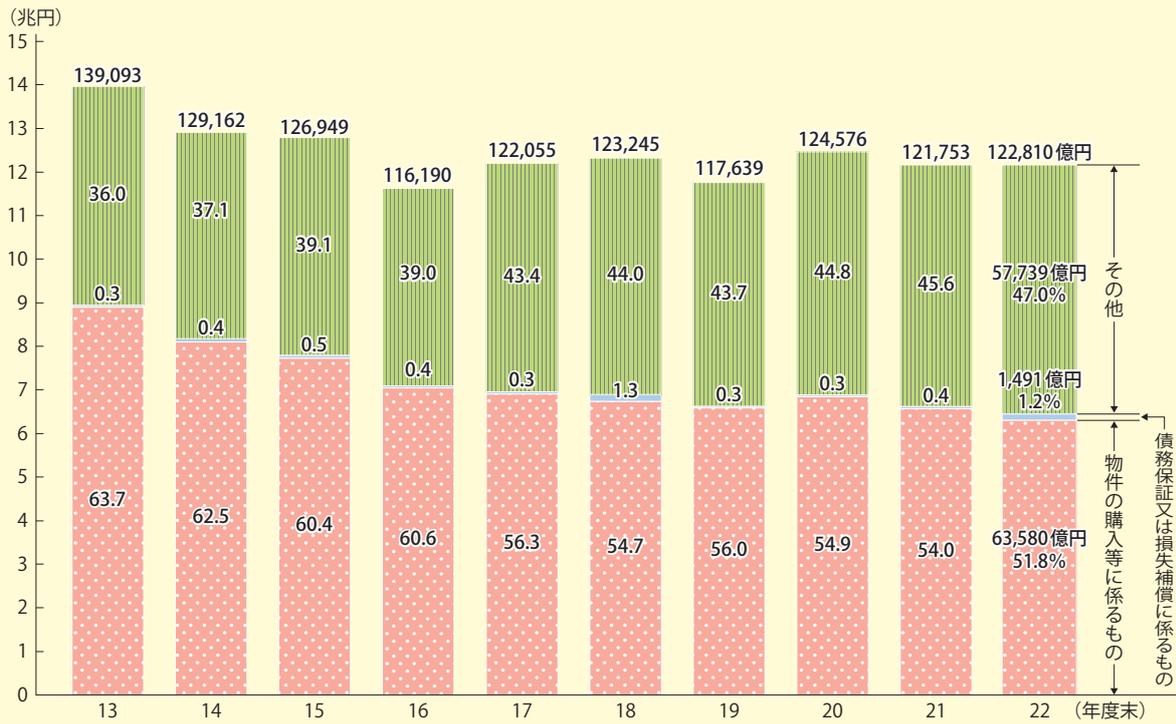
この債務負担行為は、数年度にわたる建設工事、土地の購入等の場合のように翌年度以降の経費支出が予定されているものと、債務保証又は損失補償のように債務不履行等の一定の事実が発生したときに支出されるものとに大別することができる。

これらの債務負担行為に基づく翌年度以降支出予定額をみると、平成22年度末では12兆2,810億円で、前年度末と比べると0.9%増（前年度末2.3%減）となっている。

翌年度以降支出予定額を目的別にみると、第22図のとおりである。

翌年度以降支出予定額を団体種類別にみると、都道府県においては5兆2,886億円、市町村においては6兆9,924億円で、前年度末と比べるとそれぞれ1.8%減（前年度末2.5%減）、3.0%増（同2.1%減）となっている。

第22図 債務負担行為に基づく翌年度以降支出予定額の目的別構成比の推移



積立金現在高 [資料編：第102表]

地方公共団体の積立金現在高の状況は、第13表のとおりである。

平成22年度末における積立金現在高は17兆9,022億円となっており、前年度末と比べると7,250億円増加（対前年度末比4.2%増）している。

積立金現在高の内訳をみると、年度間の財源調整を行うために積み立てられている財政調整基金は前年度末と比べると17.0%増となっている。地方債の将来の償還費に充てるために積み立てられている減債基金は前年度末と比べると23.4%増となっている。将来の特定の財政需要に備えて積み立てられているその他特定目的基金は前年度末と比べると3.9%減となっている。

積立金現在高を団体種類別にみると、前年度末と比べ、都道府県においては全体で1,416億円減少（対

第13表 積立金現在高の状況

区分	平成22年度末			平成21年度末			増減率		
	都道府県	市町村	計	都道府県	市町村	計	都道府県	市町村	計
財政調整基金	11,020 (15.8)	41,354 (37.8)	52,373 (29.3)	8,605 (12.1)	36,143 (35.9)	44,748 (26.1)	28.1	14.4	17.0
減債基金	9,740 (14.0)	11,101 (10.2)	20,841 (11.6)	7,199 (10.1)	9,697 (9.6)	16,896 (9.8)	35.3	14.5	23.4
その他特定目的基金	48,970 (70.2)	56,837 (52.0)	105,807 (59.1)	55,342 (77.8)	54,786 (54.4)	110,128 (64.1)	△ 11.5	3.7	△ 3.9
合計	69,730 (100.0)	109,292 (100.0)	179,022 (100.0)	71,146 (100.0)	100,626 (100.0)	171,772 (100.0)	△ 2.0	8.6	4.2

(注) () 内の数値は、構成比である。

前年度末比2.0%減)しており、市町村においては全体で8,666億円増加(同8.6%増)している。

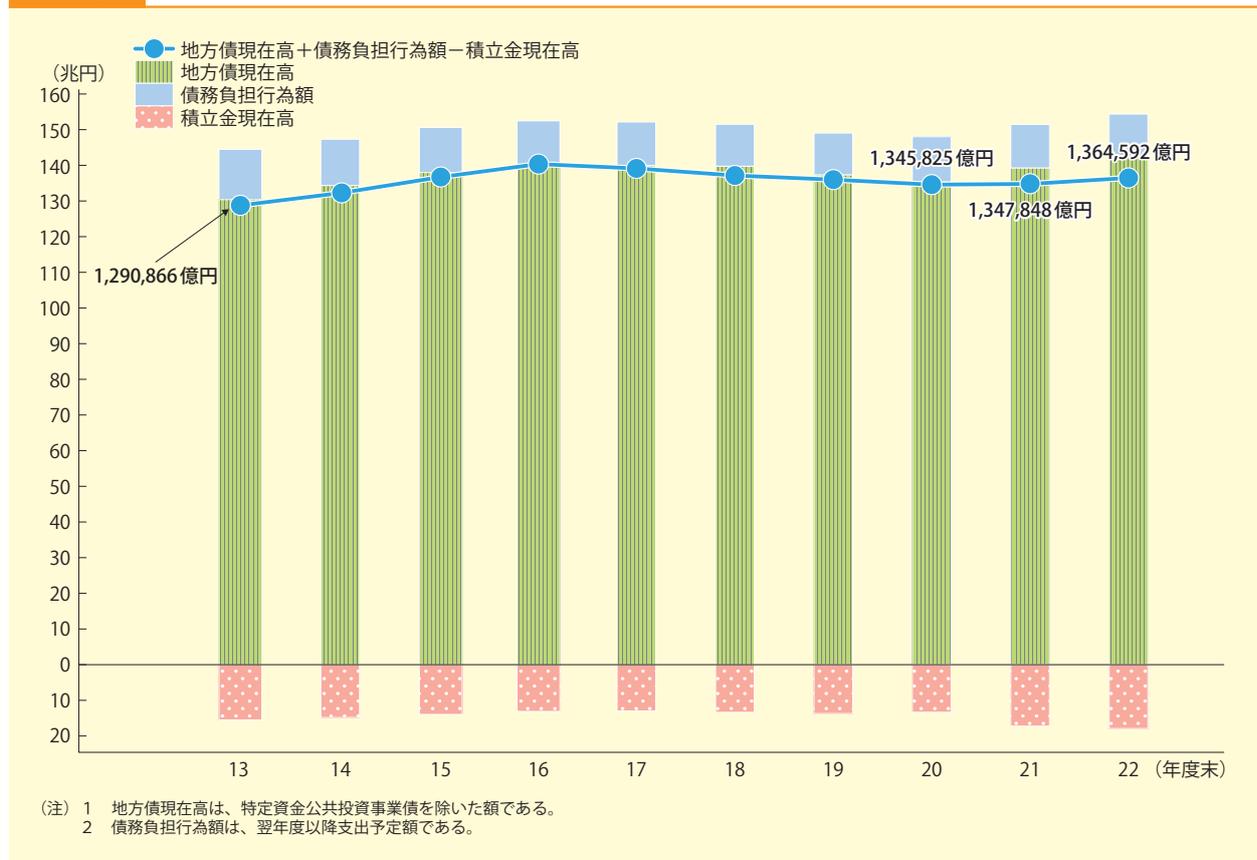
地方債及び債務負担行為による実質的な将来の財政負担 [資料編：第100表～第102表]

地方債現在高に債務負担行為に基づく翌年度以降支出予定額を加え、積立金現在高を差し引いた地方公共団体の地方債及び債務負担行為による実質的な将来の財政負担の推移は、第23図のとおりである。

平成22年度末における地方債及び債務負担行為による実質的な将来の財政負担は136兆4,592億円で、前年度末と比べると1.2%増(前年度末0.2%増)となっている。

団体種類別にみると、都道府県においては83兆9,993億円、市町村においては52兆4,599億円であり、前年度末と比べるとそれぞれ3.0%増(前年度末1.3%増)、1.4%減(同1.5%減)となっている。

第23図 地方債及び債務負担行為による実質的な将来の財政負担の推移



普通会計が負担すべき借入金残高 [資料編：第100表、第133表]

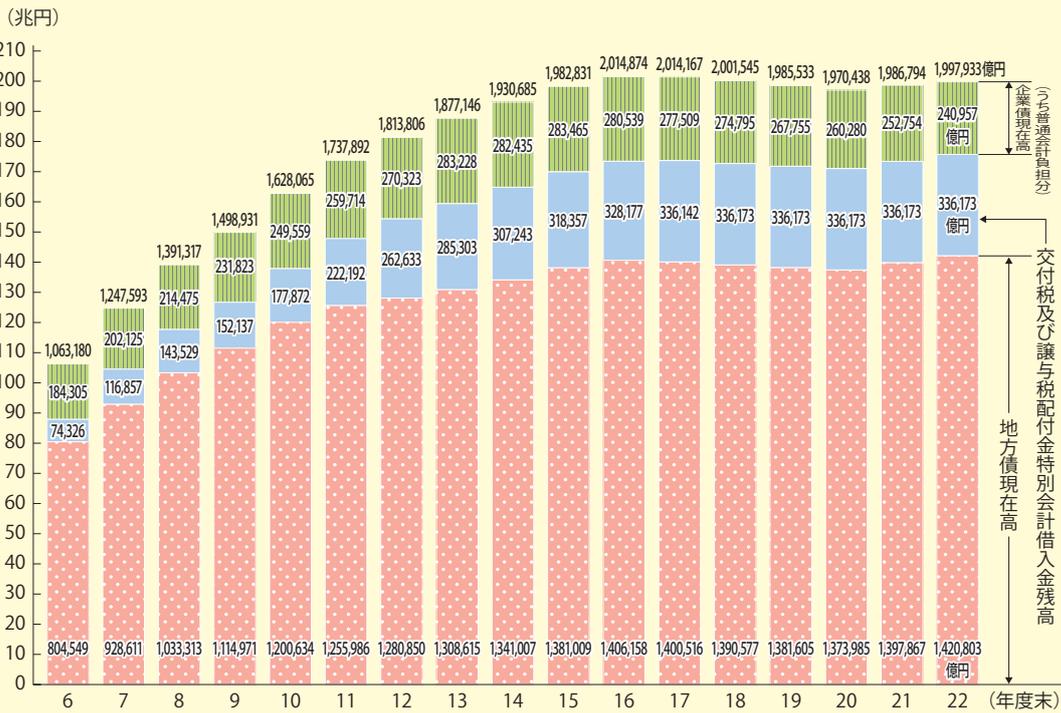
普通会計が将来にわたって負担すべき借入金という観点からは、地方債現在高のほか、交付税及び譲与税配付金特別会計(以下「交付税特別会計」という。)借入金及び地方公営企業において償還する企業債のうち、経費負担区分の原則等に基づき、普通会計がその償還財源を負担するものについても併せて考慮する必要がある。

この観点から、交付税特別会計借入金残高と企業債現在高のうち普通会計が負担することとなるものを地方債現在高に加えた普通会計が負担すべき借入金残高の推移をみると、第24図のとおりである。

これをみると、平成22年度末には、普通会計が負担すべき借入金残高は199兆7,933億円となっており、前年度末と比べると0.6%増(前年度0.8%増)となっている。

また、その内訳は、地方債現在高が142兆803億円、交付税特別会計借入金残高が33兆6,173億円、企業債現在高のうち普通会計が負担することとなるものが24兆957億円となっている。

第24図 普通会計が負担すべき借入金残高の推移



(注) 1 地方債現在高は、特定資金公共投資事業債を除いた額である。
 2 企業債現在高 (うち普通会計負担分) は、決算統計をベースとした推計値である。

(7) 決算の背景

平成22年度の経済見通しと国の予算

(ア) 経済見通しと経済財政運営の基本的態度

「平成22年度の経済見通しと経済財政運営の基本的態度」は、平成21年12月25日に閣議了解、平成22年1月22日に閣議決定された。この中で、平成21年度の我が国経済は、失業率が高水準で推移するなど厳しい状況にあるとされた。特に、平成21年度の国内総生産の実質成長率は、成長の発射台が極めて低いことなどから、前年度より改善するものの、マイナス2.6%程度にとどまるものと見込まれており、また、国民の景気実感に近い名目成長率は、マイナス4.3%程度と2年連続の急速な減少が見込まれた。

このような情勢認識から、景気の持ち直しの動きを確かなものとするため、「明日の安心と成長のための緊急経済対策」(平成21年12月8日閣議決定)を着実に実施し、これに伴う平成21年度第2次補正予算と平成22年度予算を一体として切れ目なく執行することとされた。平成22年度予算においては、子育て、雇用、環境、科学・技術に特に重点を置き、国民の付託に応じて主要施策の実施に取り組むとともに、「新成長戦略(基本方針)」(平成21年12月30日閣議決定)の推進を通じて、成長のフロンティアを拡大し、新たな需要と雇用を創造していくこととされた。さらに、経済成長と財政規律を両立させ、経済成長や国民生活の安定、セーフティネットの強化という観点からも、財政の持続可能性を高めていくこととされた。

以上のような経済財政運営を前提として、平成22年度においては、景気は緩やかに回復していくと期待され、平成22年度の国内総生産の実質成長率は1.4%程度と3年ぶりのプラス成長が見込まれ、また、名目成長率も0.4%程度のプラスに転じると見込まれた。

(イ) 国の予算

平成21年12月15日、「平成22年度予算編成の基本方針」が閣議決定された。その中で、平成22年

度予算編成にあたっては、以下のような基本的考え方に基づくものとされた。

a 予算編成とは、貴重な国民の税金をどのように用いるか、選択を行う作業に他ならない。現在の国民のみならず、未来の国民に対しても責任を持つ選択を行うのが政治の役割である。未来を創る子ども達のために必要な政策を実行するため、政治が最大限の努力を行わなければならない。以下のような基本理念に立ち、全閣僚、全政務三役が一丸となって、責任ある予算編成に取り組む。

- (a) 「コンクリートから人へ」
- (b) 「新しい公共」
- (c) 「未来への責任」
- (d) 「地域主権」
- (e) 「経済成長と財政規律の両立」

以上の基本理念のもとで予算を編成した上で、今後の経済運営に当たっては、国民の暮らしに直結する名目の経済指標を重視するとともに、デフレの克服に向けて日本銀行と一体となって強力かつ総合的な取組を行う。また、平成21年度第2次補正予算と平成22年度予算を一体として切れ目なく執行することにより、景気が再び落ち込むことを回避し、着実に回復させるとともに、将来の安定的な成長につながる予算としていく。これにより、民需は底堅く推移し、自律的な成長軌道に向けて、景気は緩やかに回復していくものとみられる。

b 何よりも人のいのちを大切に、国民の生活を守る政治を行う。国民の暮らしを犠牲にしても経済合理性を追求するという発想をとらず、国民の暮らしの豊かさに力点を置いた経済・社会に転換していく。こうした観点から、平成22年度予算においては、子育て、雇用、環境、科学・技術に特に重点を置く。

c 国民主権とは、国民自らが国の政策決定に責任を持つことであり、物言えぬ将来の国民にツケを回すような無責任な財政運営を行ってはならない。同時に、「依らしむべし、知らしむべからず」といった独善的な発想で、財政規律の確保に失敗を重ねてきたことを、ほかならぬ政治と行政が深く反省しなければならない。国民・納税者の視点に立ち、国民が自らの税金の使い途を自ら精査し、自ら主体的に決定する、国民中心の予算編成を行い、予算の効率化と財政の健全化を目指す。

平成22年度予算は、以上のような方針により編成され、平成21年12月25日に政府案の閣議決定が行われた後、平成22年1月22日に第174回国会に提出され、平成22年3月24日に政府案どおり成立した。

これによると、平成22年度の国の一般会計予算の規模は92兆2,992億円で、前年度当初予算と比べると3兆7,512億円の増加（4.2%増）となっており、うち一般歳出の規模は53兆4,542億円で、前年度当初予算と比べると1兆7,233億円の増加（3.3%増）となった。なお、公債の発行予定額は44兆3,030億円で、前年度当初発行予定額と比べると11兆90億円の増加（33.1%増）となっており、公債依存度は48.0%となった。他方、財政投融资計画の規模は18兆3,569億円で、前年度計画額と比べると2兆4,937億円の増加（15.7%増）となった。

地方財政計画

平成22年度は、極めて厳しい地方財政の現状及び現下の経済情勢等を踏まえ、「地域のことは、地域で決める」、地域主権の確立に向けた制度改革に取り組むとともに、地域に必要なサービスを確実に提供できるよう、地方財政の所要の財源を確保することで、住民生活の安心と安全を守るとともに地方経済を支え、地域の活力を回復させていくとの基本理念に立ち、歳出面では、経費全般について徹底した節減合理化に努める一方、当面の地方単独事業等の実施に必要な歳出及び地域のニーズに適切に応えるために必要な経費を計上するほか、歳入面では、安定的な財政運営に必要な地方税、地方交付税などの一般財源総額の確保を図ることを基本として、過去最大規模の財源不足に対して、地方財政の運営上支障が生じないよう適切な補填措置を講じることとし、次の方針に基づき平成22年度の歳入歳出総額の見込額を策定した。

- (ア) 地方税については、支え合う社会を実現するとともに、経済・社会の構造変化に対応し、国民が信頼できる税制を構築する観点からの税制全般にわたる改革の一環として、個人住民税における扶養控除の見直し、軽油引取税等の現行の10年間の暫定税率を廃止した上で、当分の間、現在の税率水準の維持、地方のたばこ税の税率の引上げ、地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書を国会に提出する措置の創設を行うとともに、税負担軽減措置等の整理合理化等を行うこととし、所要の措置を講じることとする。
- (イ) 地方が自由に使える財源を増やすため、地方財源不足見込額について、地方財政の運営に支障が生じることのないよう、次の措置を講じることとする。
- a 平成22年度単年度の措置として、平成21年度までと同様、財源不足のうち建設地方債（財源対策債）の増発等を除いた残余については国と地方が折半して補填することとし、国負担分については、国の一般会計の加算等により、地方負担分については、「地方財政法」(昭和23年法律第109号)第5条の特例となる地方債（臨時財政対策債）により補填措置を講じる。臨時財政対策債の元利償還金相当額については、その全額を後年度地方交付税の基準財政需要額に算入する。なお、平成5年度の投資的経費に係る国庫補助負担率の見直しに関し一般会計から交付税特別会計に繰り入れることとしていた額等1,761億円については、法律の定めるところにより平成28年度以降の地方交付税の総額に加算する。
- b これに基づき、平成22年度の財源不足見込額18兆2,168億円については、次により完全に補填する。
- (a) 地方交付税は、平成20年度分の精算による6,596億円の減額を繰り延べるほか、国の一般会計加算により7兆6,291億円（うち「地域活性化・雇用等臨時特例費」の創設による別枠の加算額9,850億円、平成21年度において別枠で加算した1兆円のうち平成22年度に協議することとされていた地域雇用創出推進費以外の加算額5,000億円（平成20年12月18日付け総務・財務両大臣覚書第3項）、「地方交付税法」(昭和25年法律第211号)附則第4条の2第3項の加算額866億円、同条第4項の加算額6,695億円、臨時財政対策特例加算額5兆3,880億円）増額する。また、平成22年度に予定されていた交付税特別会計借入金の償還7,812億円を後年度へ繰り延べるとともに、交付税特別会計剰余金3,700億円を活用する。
- (b) 「地方財政法」第5条の特例となる地方債（臨時財政対策債）を7兆7,069億円発行する。
- (c) 建設地方債（財源対策債）を1兆700億円増発する。
- c 上記の結果、平成22年度の地方交付税は、16兆8,935億円（前年度に比し1兆733億円、6.8%の増）を確保する。
- (ウ) 地方債については、極めて厳しい地方財政の状況の下で、地域に必要なサービスを確実に提供できるよう、地方財源の不足に対処するための措置を講じるとともに、地方公共団体が、必要性の高い分野への重点的な投資を行えるよう、所要の地方債資金を確保する。
- (エ) 地域主権の確立に向け、地域経済の振興や雇用創出を図りつつ、個性と活力ある地域社会の構築、住民に身近な社会資本の整備、災害に強い安心安全なまちづくり、総合的な地域福祉施策の充実、農山漁村地域の活性化等を図ることとし、財源の重点的配分を行う。
- a 当面の地方単独事業等の実施に必要な歳出を計上し、地域のニーズに適切に応えるために必要な特別枠「地域活性化・雇用等臨時特例費」9,850億円を計上する。
- b 投資的経費に係る地方単独事業費については、「コンクリートから人へ」の理念を踏まえた国の公共投資関係費の取扱い等も勘案しつつ、前年度に比し15.0%減額することとする一方で、引き続き、地域の自立や活性化につながる基盤整備を重点的・効率的に推進する。
- c 一般行政経費に係る地方単独事業費については、地方公共団体の自助努力を促す観点から既定

の行政経費の縮減を図る一方、地域主権の確立に向けて地方が自主的・主体的に取り組む地域活性化施策等に財源の重点的配分を図るとともに、地域において必要な行政課題に対して適切に対処する。

- d 消防力の充実、自然災害の防止、震災対策の推進及び治安維持対策等住民生活の安心安全を確保するための施策を推進する。
 - e 過疎地域の自立促進のための施策等に対し所要の財政措置を講じる。
- (オ) 公的資金補償金免除繰上償還については、深刻な地域経済の低迷等の事態を踏まえ、3年間延長することとし、財政健全化計画又は公営企業経営健全化計画を策定し、徹底した行政改革・経営改革を行う地方公共団体を対象に、平成22年度から3年間で、1.1兆円規模の公的資金（旧資金運用部資金、旧簡易生命保険資金及び旧公営企業金融公庫資金）の補償金免除繰上償還を行い、高金利の地方債の公債費負担を軽減する措置を講じる。
- (カ) 地方公営企業の経営基盤の強化、上・下水道、交通、病院等住民生活に密接に関連した社会資本の整備の推進、公立病院における医療の提供体制の整備をはじめとする社会経済情勢の変化に対応した新たな事業の展開等を図るため、経費負担区分等に基づき、一般会計から公営企業会計に対し所要の繰出しを行うこととする。
- (キ) 地方行財政運営の合理化を図ることとし、引き続き職員数の純減や給与構造改革等に取り組むとともに、事務事業の見直し、民間委託等の推進など行財政運営全般にわたる改革を推進する。

以上のような方針に基づいて策定した平成22年度の地方財政計画の規模は、82兆1,268億円で、前年度と比べると4,289億円減少（0.5%減）となっている。

歳入についてみると、地方税は32兆5,096億円で、前年度と比べると3兆6,764億円減少（10.2%減）（道府県税16.2%減、市町村税5.7%減）、地方譲与税は1兆9,171億円で、前年度と比べると4,553億円増加（31.1%増）、地方特例交付金は3,832億円で、前年度と比べると788億円減少（17.1%減。なお、平成21年度には特別交付金を含んでいた。）、地方交付税は16兆8,935億円で、前年度と比べると1兆733億円増加（6.8%増）、国庫支出金は11兆5,663億円で、前年度と比べると1兆2,647億円増加（12.3%増）、地方債（普通会計分）は13兆4,939億円で、前年度と比べると1兆6,610億円増加（14.0%増）となっている。

一方、歳出についてみると、給与関係経費は21兆6,864億円で、前年度と比べると4,407億円減少（2.0%減）となっている。なお、地方財政計画における職員数については、引き続き定員の純減を進め20,666人の純減（公立保育所保育士人件費を一般行政経費（単独）から移し替えたことにより、給与関係経費としては4,143人の増）としている。一般行政経費は29兆4,331億円で、前年度と比べると2兆1,723億円増加（8.0%増）となり、一般行政経費にかかる地方単独事業費は13兆8,285億円で、前年度と同額となっている。公債費は13兆4,025億円で、前年度と比べると1,070億円増加（0.8%増）、投資的経費のうち、公共事業費中の普通建設事業費は4兆2,806億円で、前年度と比べると6,160億円減少（12.6%減）となっている。なお、投資的経費に係る地方単独事業費は6兆8,683億円で、前年度と比べると1兆2,125億円減少（15.0%減）となっている。

他方、平成22年度の地方債計画の規模は15兆8,976億円で、前年度当初計画と比べて1兆7,132億円増（12.1%増）となっている。

☑ 財政運営の経過

(ア) 平成22年度補正予算(第1号)

平成22年度補正予算（第1号）は、平成22年10月26日に閣議決定、平成22年10月29日に第176回国会に提出され、11月26日に成立した。

同補正予算においては、歳出面で、「円高・デフレ対応のための緊急総合経済対策」（平成22年10月8日閣議決定）を実施するための円高・デフレ対応のための緊急総合経済対策4兆8,513億円等を追加計

上しているほか、既定経費の減額1兆4,313億円の修正減少額が計上された。また、歳入面で、税収2兆2,470億円、前年度剰余金受入2兆2,005億円を増額計上している一方で、税外収入183億円が減額計上された。

この結果、一般会計予算の規模は、歳入歳出とも平成22年度当初予算に対し、4兆4,292億円増加し96兆7,284億円となった。

(イ) 平成22年度補正予算(第1号)に係る地方財政補正措置

同補正予算の編成により、国税の増収見込み等に伴い地方交付税の増が見込まれるとともに、歳出の追加に伴う地方負担が生じたところであるが、これに関連して次のとおり地方財政措置を講じた。

ア 地方交付税の追加等

a 補正予算(第1号)により増額された平成22年度分の地方交付税の額1兆3,126億円(平成21年度精算分5,758億円、平成22年度国税五税の自然増に伴うもの7,368億円)については、「地方交付税法等の一部を改正する法律」(平成22年法律第63号)等に基づき、1兆126億円を平成23年度分として交付すべき地方交付税の総額に加算して交付するとともに、3,000億円を平成22年度に交付する措置を講じた。

b 上記の措置に伴い、平成22年度の普通交付税は2,820億円、特別交付税は180億円を増額交付した。

これに対応して基準財政需要額の「雇用対策・地域資源活用臨時特例費」を増額する再算定を行うとともに、調整額を復活した。

イ 追加の財政需要等に対する財政措置

補正予算(第1号)により平成22年度に追加された地方負担額(普通会計分5,670億円)については、補正予算にあわせた地方独自の地域活性化施策の実施も想定して、地方交付税を交付(3,000億円)した。

あわせて、国の補正予算のうち公立学校施設の耐震化事業等投資的経費に係る地方負担額(普通会計分4,613億円)については、原則として、地方負担額の100%まで地方債を充当できることとし、後年度においてその元利償還金の全額を基準財政需要額に算入することとした。その際、元利償還金の45%(当初における地方負担額に対する算入率が45%を超えるものについては、原則として当初の算入率)については、公債費方式により各団体の地方債発行額に応じて基準財政需要額に算入することを予定し、残余については単位費用により措置することとした。

ウ その他地方公共団体に係る補正予算

「円高・デフレ対応のための緊急総合経済対策」における「地域活性化、社会資本整備、中小企業対策等」として、補正予算(第1号)において、「きめ細かな交付金」(2,500億円)及び「住民生活に光をそそぐ交付金」(1,000億円)からなる「地域活性化交付金」(3,500億円)が計上された。

3 地方財源の状況

平成22年度における租税収入及び租税負担の状況並びに地方歳入の状況は、次のとおりである。

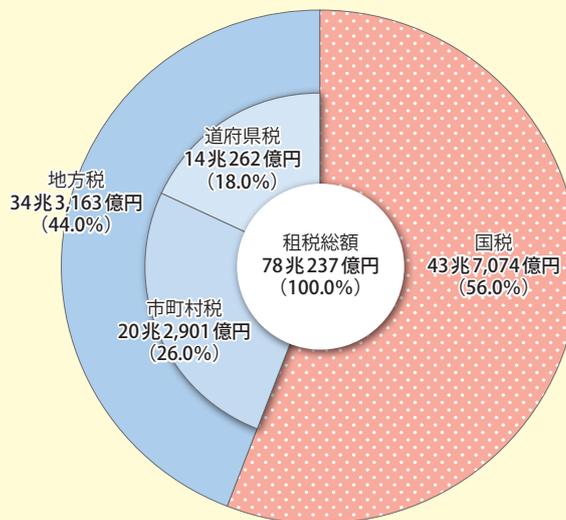
(1) 租税収入及び租税負担率 [資料編：第17表～第19表]

国税と地方税を合わせ租税として徴収された額は78兆237億円であり、前年度と比べると3.4%増(前年度11.7%減)となっている。

国民所得に対する租税総額の割合である租税負担率をみると、平成22年度においては前年度と比べると0.3ポイント上昇の22.3%となっている。なお、主な諸外国の租税負担率をみると、アメリカ21.6%(2009暦年計数)、イギリス35.0%(同)、ドイツ30.3%(同)、フランス34.9%(同)となっている。

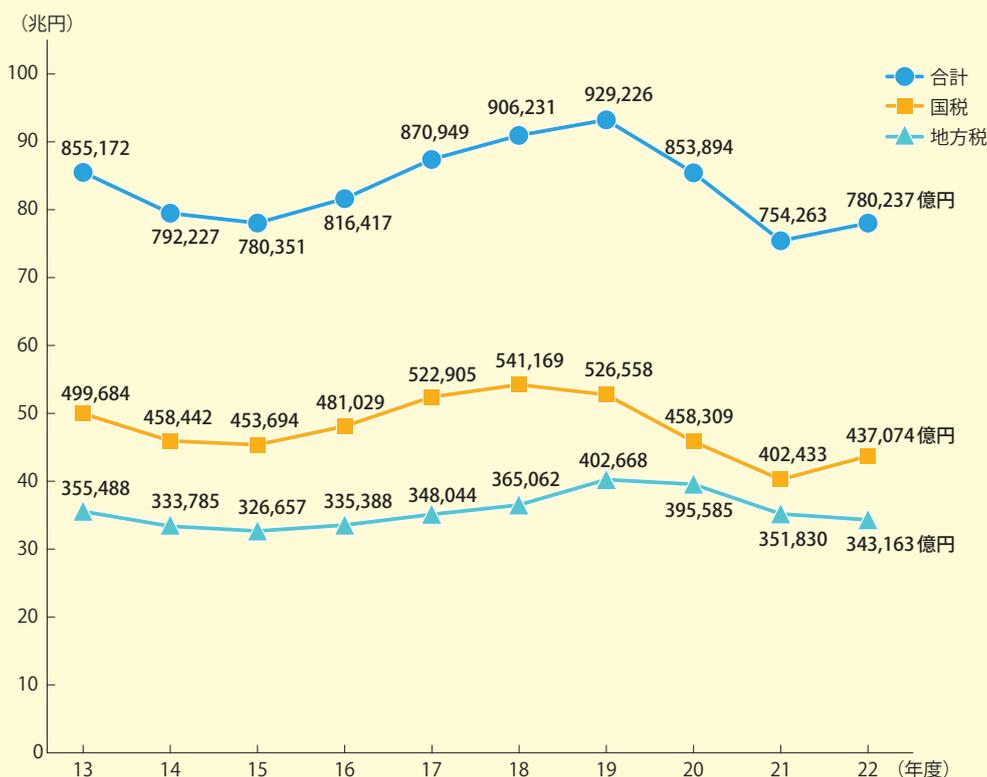
次に、租税を国税と地方税の別でみると、国税43兆7,074億円(対前年比8.6%増)、地方税34兆3,163億円(同2.5%減)となっている。租税総額に占める国税と地方税の割合は、**第25図**のとおりであり、国税56.0%(前年度53.4%)、地方税44.0%(同46.6%)となっている。また、地方交付税、地方譲与税及び地方特例交付金等を国から地方へ交付した後の租税の実質的な配分割合は国30.8%(同30.0%)、地方69.2%(同70.0%)となっている。なお、国税と地方税の推移は、**第26図**のとおりである。

第25図 国税と地方税の状況



(注) 東京都が徴収した市町村税相当額は、市町村税に含み、道府県税に含まない。

第26図 国税と地方税の推移



(2) 地方歳入

地方税 [資料編：第12表～第15表]

地方税の決算額は34兆3,163億円で、前年度と比べると2.5%減（前年度11.1%減）となっている。

地方税収入額の56.3%を占める住民税、事業税及び地方消費税の収入状況は、第14表のとおりである。

住民税は、個人分が11兆3,636億円で、前年度と比べると7.3%減少し、法人分が2兆7,114億円、利子割が1,502億円で、前年度と比べるとそれぞれ10.1%増、9.0%減となったことにより、全体として4.5%減少の14兆2,252億円となっている。事業税は、その大部分を占める法人事業税が2兆2,530億円で、前年度と比べると16.6%減少したことにより、全体として16.1%減の2兆4,371億円となっている。地方消費税は、前年度と比べると9.5%増の2兆6,419億円となっている。なお、法人関係二税は4兆9,644億円で、前年度と比べると3.8%減となっている。

また、地方税総額に占める割合をみると、住民税の構成比は前年度（42.3%）と比べると0.8ポイント低下の41.5%、事業税の構成比は前年度（8.3%）と比べると1.2ポイント低下の7.1%、地方消費税の構成比は前年度（6.9%）と比べると0.8ポイント上昇の7.7%となっている。なお、法人関係二税の構成比は、前年度（14.7%）と比べると0.2ポイント低下の14.5%となっている。

地方税の収入状況を団体種類別にみると、都道府県が15兆9,323億円で、前年度と比べると3.5%減（前年度17.5%減）となっており、市町村は18兆3,840億円で、前年度と比べると1.6%減（同4.5%減）となっている。

また、歳入総額に占める割合は、都道府県が31.8%（前年度32.4%）、市町村が34.1%（同34.9%）となっており、全国平均（35.2%）より低い団体数は、全体の72.6%を占める1,304団体となっている。

地方税収（地方法人特別譲与税の額を含み、超過課税、法定外普通税及び法定外目的税を除いたもの）

第14表 住民税、事業税及び地方消費税の収入状況

区 分	収 入 額		増 減 率	
	平成22年度	平成21年度	22年度	21年度
	億円	億円	%	%
住 民 税	142,252	148,904	△ 4.5	△ 9.4
個 人 分	113,636	122,632	△ 7.3	△ 1.3
法 人 分	27,114	24,621	10.1	△ 35.5
利 子 割	1,502	1,651	△ 9.0	△ 16.5
事 業 税	24,371	29,048	△ 16.1	△ 46.4
個 人 分	1,840	2,037	△ 9.7	△ 6.0
法 人 分	22,530	27,011	△ 16.6	△ 48.1
地 方 消 費 税	26,419	24,131	9.5	△ 2.5
地 方 税 合 計	343,163	351,830	△ 2.5	△ 11.1

また、地方消費税精算後の数値。)について、全国平均を100として、都道府県別に人口一人当たり税収額を比較してみると、第27図のとおりであり、地方税収計については、東京都が165.6で最も大きく、次いで、愛知県が115.7となっている。一方、沖縄県が64.8で最も小さく、次いで秋田県の69.3となっている。東京都と沖縄県で比較すると、約2.6倍の格差となっている。

個別の税目ごとに比較してみると、法人関係二税については、東京都が250.6で最も大きく、次いで、大阪府が123.0となっている。一方、奈良県が46.4で最も小さく、次いで高知県の49.7となっている。東京都と奈良県を比較すると、約5.4倍の格差となっている。個人住民税については、最も大きい東京都が165.6、最も小さい沖縄県が57.1で、約2.9倍の格差となっている。地方消費税については、最も大きい東京都が149.0、最も小さい沖縄県が75.0で、約2.0倍の格差となっている。固定資産税については、最も大きい東京都が156.6、最も小さい長崎県が68.0で、約2.3倍の格差となっている。

このように、地方税収については、各税目とも都道府県ごとに偏在性があるが、その割合については、法人関係二税の格差が特に大きく、地方消費税（清算後）の偏在性は比較的小さくなっている。

(ア) 道府県税の収入状況

道府県税（都道府県の地方税の決算額から東京都が徴収した市町村税相当額を除いた額）の収入額は14兆262億円で、前年度と比べると4.3%減（前年度18.3%減）となっている。

道府県税収入額の税目別内訳は、第28図のとおりであり、道府県民税が5兆4,767億円で道府県税総額の39.0%（前年度39.3%）と最も大きな割合を占め、次いで地方消費税が2兆6,419億円で18.8%（同16.5%）となっており、これら二税で道府県税総額の57.8%（同55.8%）を占めている。

また、道府県民税の法人分と事業税の法人分を合計した法人関係二税は3兆109億円で、道府県税総額に占める割合は、21.5%（前年度23.1%）となっている。

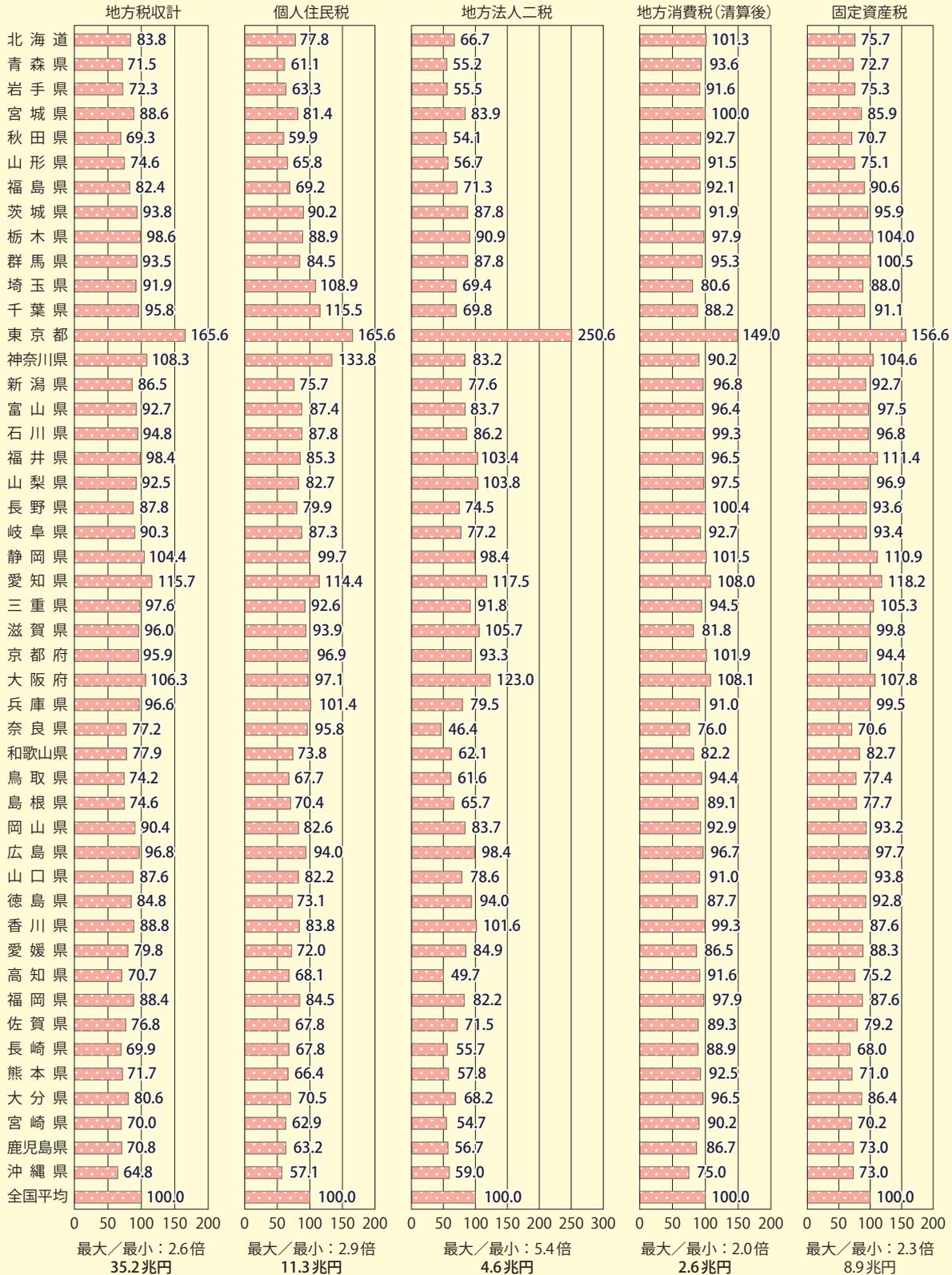
各税目の収入額を前年度と比べると、収入の用途を特定せず、一般経費に充てるために課される税である普通税は14兆159億円で、3.7%減（前年度12.5%減）となっている。

普通税のうち、道府県民税については、個人分が4兆5,686億円で、対前年度比7.0%減（前年度1.3%減）、法人分が7,579億円で、対前年度比10.3%増（同35.4%減）、利子割が1,502億円で、対前年度比9.0%減（同16.5%減）となっており、道府県民税全体では5.0%減（同7.6%減）となっている。

また、事業税については、全体の92.4%を占める法人分が2兆2,530億円で、前年度と比べると16.6%減（前年度48.1%減）となったことから、事業税全体では2兆4,371億円で、前年度と比べると16.1%減（同46.4%減）となっている。

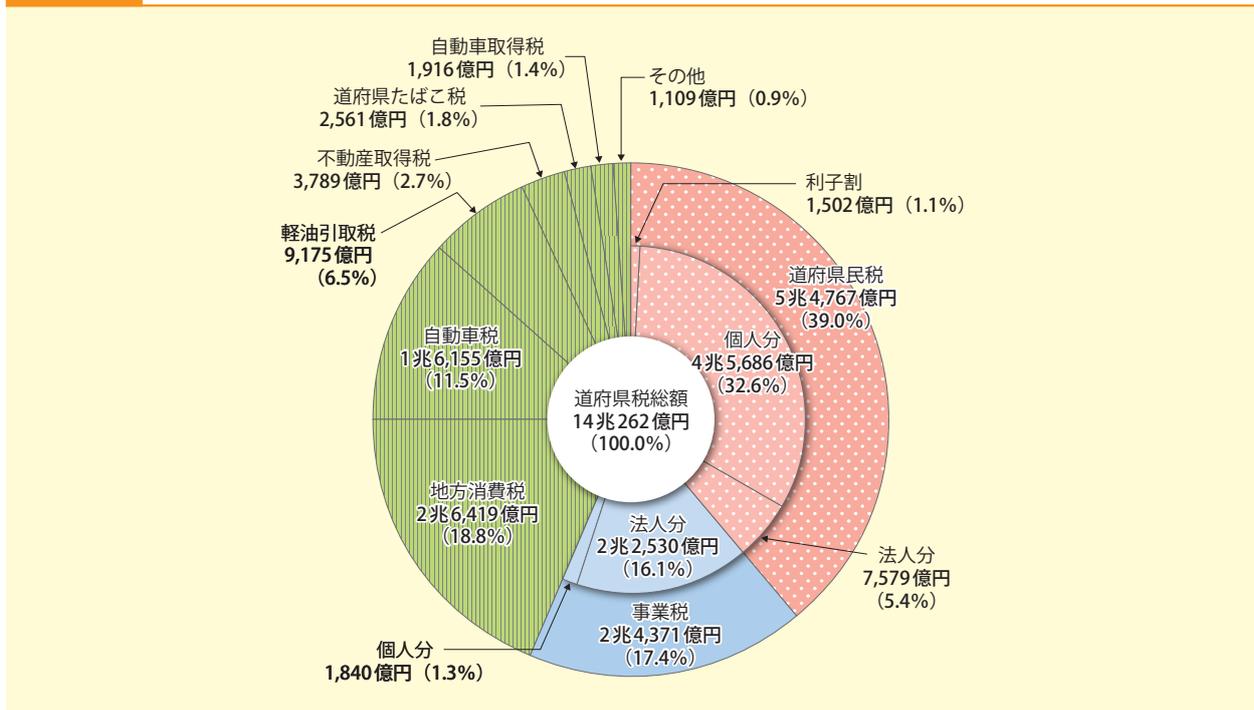
第27図 地方税収計、個人住民税、地方法人二税、地方消費税及び固定資産税の人口1人当たり税収額の指数

(全国平均を100とした場合、平成22年度決算)



※「最大/最小」は、各都道府県ごとの人口1人当たり税収額の最大値を最小値で割った数値である。
 (注) 1 地方税収計の税収額は、地方法人特別譲与税の額を含み、超過課税、法定外普通税及び法定外目的税を除いたものである。
 2 個人住民税の税収額は、個人道府県民税(均等割及び所得割)及び個人市町村民税(均等割及び所得割)の合計額であり、超過課税分を除く。
 3 地方法人二税の税収額は、法人道府県民税、法人市町村民税及び法人事業税の合計額であり、超過課税分を除く。
 4 固定資産税の税収額は、道府県分を含み、超過課税分を除く。
 5 人口は、平成23年3月31日現在の住民基本台帳人口による。

第28図 道府県税収入額の状況



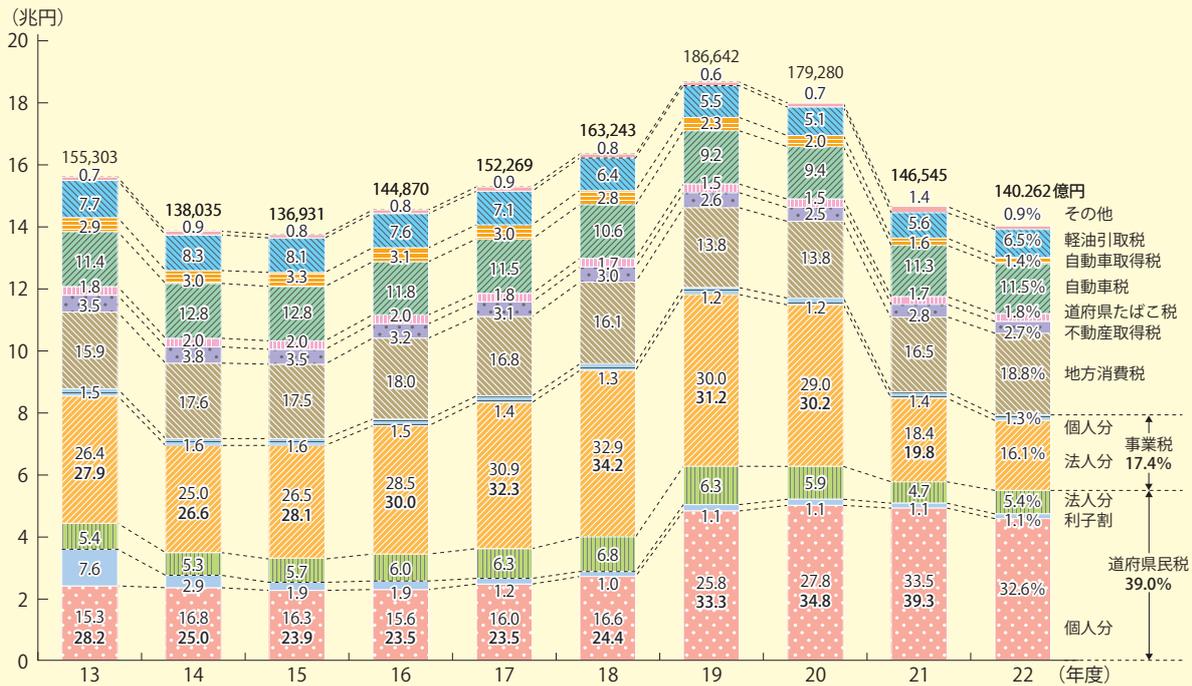
なお、地方消費税は2兆6,419億円で、対前年度比9.5%増（前年度2.5%減）、不動産取得税は3,789億円で、対前年度比6.3%減（同9.2%減）、自動車税は1兆6,155億円で、対前年度比2.4%減（同1.6%減）となっている。

特定の費用に充てるために課される税である目的税は、99億円で、前年度と比べると6.6%増（前年度14.8%減）となっている。

目的税のうち、主な税目についてみると、狩猟税は19億円で、前年度と比べると6.1%減（前年度3.6%減）となっている。

近年の道府県税収入額の推移は、[第29図](#)のとおりである。

第29図 道府県税収入額の推移



(注) 太字の数値は、事業税及び道府県民税の構成比である。

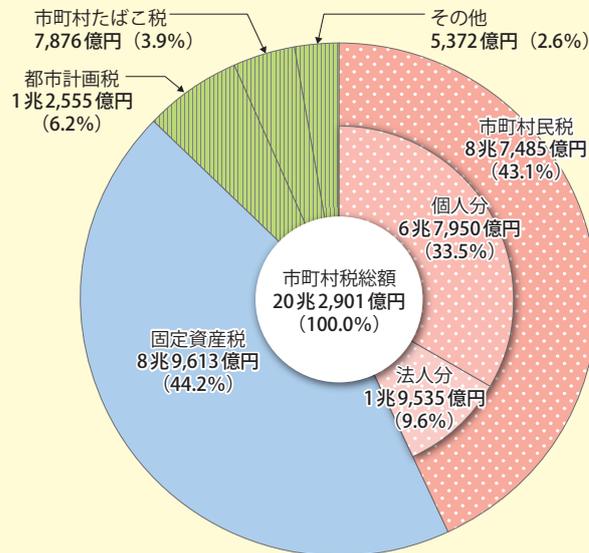
(イ) 市町村税の収入状況

市町村税（市町村の地方税の決算額に東京都が徴収した市町村税相当額を加えた額をいう。）の収入額は20兆2,901億円で、前年度と比べると1.2%減（前年度5.1%減）となっている。

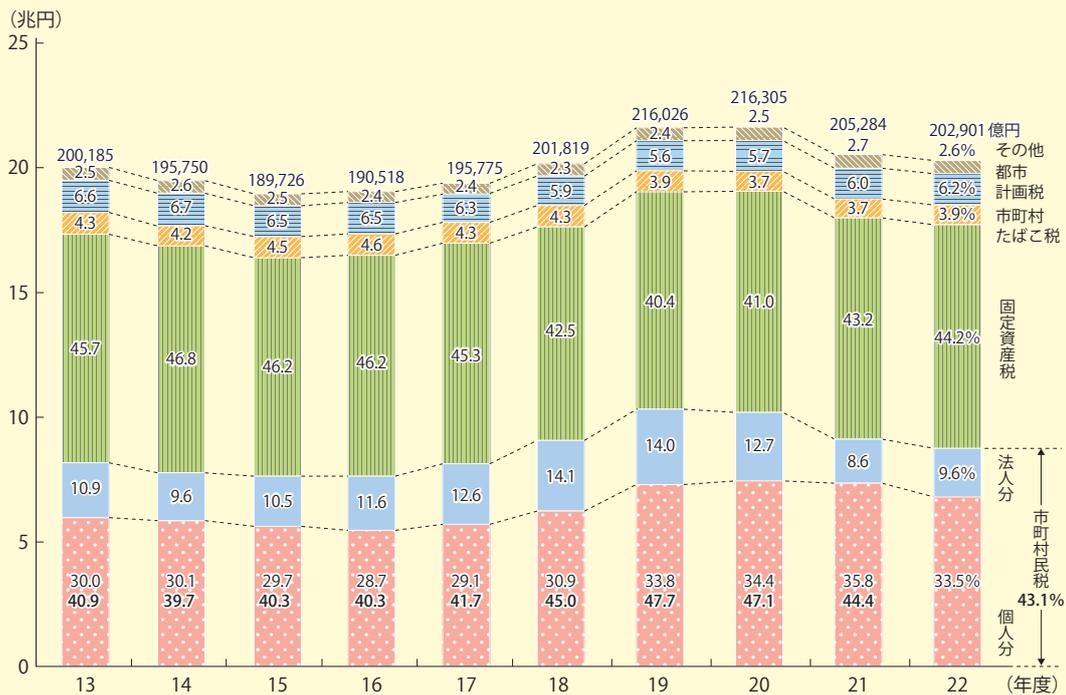
市町村税収入額の税目別内訳は、第30図のとおりであり、固定資産税が8兆9,613億円で市町村税総額の44.2%（前年度43.2%）と最も大きな割合を占め、次いで市町村民税が8兆7,485億円で43.1%（同44.4%）となっており、これら二税で市町村税総額の87.3%を占めている。

各税目の収入額を前年度と比べると、普通税は18兆6,810億円で、1.4%減（前年度5.5%減）となっ

第30図 市町村税収入額の状況



第31図 市町村税収入額の推移



(注) 太字の数値は、市町村民税の構成比である。

ている。

普通税のうち、市町村民税については、個人分が6兆7,950億円で前年度と比べると7.5%減（前年度1.3%減）、法人分が1兆9,535億円で前年度と比べると10.0%増（同35.5%減）となり、この結果、市町村民税全体で8兆7,485億円で、前年度と比べると4.1%減（同10.5%減）となっている。また、固定資産税については8兆9,613億円で、前年度と比べると1.0%増（同0.0%減）となっている。

目的税は、1兆6,091億円で、前年度と比べると1.6%増（前年度0.7%増）となっている。

目的税のうち、事業所税については3,295億円で対前年度比0.6%増（前年度1.5%増）となり、都市計画税については1兆2,555億円で、対前年度比1.9%増（同0.6%増）となっている。

近年の市町村税収入額の推移は、第31図のとおりである。

(ウ) 法定外普通税

地方公共団体は、「地方税法」(昭和25年法律第226号)で規定されている税目のほかに、地方公共団体ごとの特有害な財政需要を充足するため、法定外普通税を設けることができる。法定外普通税の収入額は418億円であり、前年度と比べると44億円増加（対前年度比11.7%増）となっている。

法定外普通税に係る収入のあった団体数を税目別にみると、道府県税においては、核燃料税が11団体、石油価格調整税、核燃料物質等取扱税、核燃料等取扱税、臨時特例企業税が各1団体となっており、市町村税においては、砂利採取税が2団体、狭小住戸集合住宅税、別荘等所有税、山砂利採取税、歴史と文化の環境税、使用済核燃料税が各1団体となっている。

(エ) 法定外目的税

法定外目的税の収入額は97億円（前年度85億円）となっている。道府県税においては、産業廃棄物関係税27団体、宿泊税、乗鞍環境保全税が各1団体となっており、市町村税においては、環境協力税2団体、遊漁税、使用済核燃料税、環境未来税が各1団体となっている。

(オ) 超過課税

地方公共団体は、「地方税法」で標準税率が定められている税目について、財政上その他の必要がある

場合に、その税率を超える税率を定めることができる。この標準税率を超えて課税された部分である超過課税による収入額は、道府県税が2,090億円で前年度と比べると16.5%増（前年度36.7%減）、市町村税が2,587億円で前年度と比べると7.6%増（同33.0%減）となっている。

超過課税に係る収入のあった団体数を税目別にみると、道府県税においては、道府県民税個人均等割が30団体、同所得割が1団体、同法人均等割が30団体、同法人税割が46団体、法人事業税が8団体、自動車税が1団体となっており、市町村税においては、市町村民税個人均等割3団体、同所得割2団体、同法人均等割が398団体、同法人税割が999団体、固定資産税が164団体、軽自動車税が33団体となっている。

地方譲与税 [資料編：第20表]

地方譲与税には、市町村（一部事務組合等を除く。以下、この項において同じ。）に譲与される自動車重量譲与税、都道府県及び市町村に譲与される地方揮発油譲与税、都道府県及び政令指定都市に譲与される石油ガス譲与税、空港の騒音対策等の財源として空港関係都道府県及び市町村に譲与される航空機燃料譲与税、開港所在市町村に譲与される特別とん譲与税、地方法人特別税の税収の全額が都道府県に譲与される地方法人特別譲与税がある。

地方譲与税の決算額は2兆692億円で、前年度と比べると59.6%増（前年度91.0%増）となっている。また、歳入総額に占める割合は2.1%（同1.3%）となっている。

地方譲与税の内訳をみると、自動車重量譲与税3,081億円（対前年度比5.8%減）、地方揮発油譲与税3,060億円（同77.2%増）、航空機燃料譲与税147億円（同0.7%増）、石油ガス譲与税125億円（同0.9%増）、特別とん譲与税120億円（同10.5%増）及び地方法人特別譲与税は1兆4,159億円（同121.1%増）となっている。

地方特例交付金

平成22年度における地方特例交付金は、平成18年度及び19年度における児童手当の制度拡充並びに平成22年度における子ども手当の創設に伴う地方負担の増加に対応するための児童手当及び子ども手当特例交付金、個人住民税における住宅借入金等特別税額控除の実施に伴う地方公共団体の減収分及び自動車取得税の減税に伴う自動車取得税交付金の減収の一部を補填するために交付される減収補填特例交付金である。

平成22年度の地方特例交付金の決算額は3,832億円で、前年度と比べると17.1%減（前年度14.3%減）となっている。また、歳入総額に占める割合は0.4%（同0.5%）となっている。

地方交付税 [資料編：第21表、第131表]

地方交付税は、地方公共団体間の財源の不均衡を調整し、どの地域においても一定の行政サービスを提供できるよう財源を保障するための地方の固有財源である。また、その目的は、地方公共団体が自主的にその財産を管理し、事務を処理し、及び行政を執行する権能を損なわずに、その財源の均衡化を図り、地方行政の計画的な運営を保障することによって、地方自治の本旨の実現に資するとともに、地方公共団体の独立性を強化することである。

平成22年度の地方交付税の決算額は、17兆1,936億円で、前年度と比べると8.7%増（前年度2.7%増）となっている。また、歳入総額に占める割合は17.6%（同16.1%）となっている。

地方交付税の決算状況を団体種類別にみると、道府県においては8兆7,665億円で前年度と比べると7.1%増（前年度0.8%増）、市町村においては8兆4,271億円で10.4%増（同4.8%増）となっており、その地方交付税総額に占める割合は、道府県においては51.0%（同51.7%）、市町村においては49.0%（同48.3%）となっている。

平成22年度の地方交付税の総額は、地方財政計画においては、国税五税（国税のうち所得税、法人税、酒税、消費税及びたばこ税）のそれぞれの収入見込額に一定割合を乗じて算出した額（平成22年度においては、所得税及び酒税の収入見込額のそれぞれ32%に相当する額、法人税の収入見込額の34%に相当

する額、消費税の収入見込額の29.5%に相当する額並びにたばこ税収入見込額の25%に相当する額) 9兆5,530億円から、平成9年度及び10年度に係る精算金のうち22年度において精算すべき額876億円を減額し、「地方交付税法等の一部を改正する法律」(平成22年法律第5号)により改正された「地方交付税法」附則第4条第1項第2号に規定する国から地方公共団体への税源の移譲に伴う交付税の総額の減少を緩和するため交付税総額に加算する額866億円、同項第3号に規定する通常の法定加算額6,695億円、雇用情勢等を踏まえた当面の地域の活性化に資する施策の実施に必要な財源確保のための別枠加算額1兆4,850億円及び臨時財政対策特例加算額5兆3,880億円を加算した額の17兆945億円に、返還金2億円を加算し、交付税特別会計における借入金の利子支払額5,712億円を控除し、同会計における剰余金3,700億円を加算した額の16兆8,935億円が平成22年度当初において地方公共団体に交付される地方交付税の総額とされた。

前年度と比べると6.8%増(前年度2.7%増)となっており、その内訳は、普通交付税が15兆8,797億円、特別交付税が1兆138億円となっている。

また、平成22年度補正予算(第1号)において、国税の増収見込み等による地方交付税の増が見込まれるとともに、歳出の追加に伴う地方負担が生じることとなったことに伴い、同年分の地方交付税の額が1兆3,126億円(平成21年度精算額5,758億円、平成22年度国税五税の自然増に伴うもの7,368億円)の増額となったことを受け、このうち1兆126億円を平成23年度分の地方交付税の総額に加算することとし、平成22年度においては、補正予算(第1号)により平成22年度に追加される地方負担額のほか、これにあわせて地方独自の地域活性化施策が実施されることも想定し、3,000億円を交付することとされた。

その結果、普通交付税は2,820億円、特別交付税は180億円の増額交付が行われた。

なお、再算定後の基準財政需要額は41兆3,587億円(財源不足団体分37兆3,806億円、財源超過団体分3兆9,781億円)、基準財政収入額は25兆6,751億円(財源不足団体分21兆2,188億円、財源超過団体分4兆4,563億円)で、財源不足額は16兆1,618億円となっている。

普通交付税の交付状況をみると、不交付団体は、都道府県においては東京都のみの1団体となっており、市町村(特別区及び一部事務組合等を除く。以下、この項において同じ。)においては前年度(151団体)より81団体減少し、70団体となっている。

一方、災害等特別の事情に応じて交付する特別交付税の平成22年度の交付状況をみると、都道府県においては東京都を除く全団体に、市町村においては1,727団体に、それぞれ交付されている。

☑ 一般財源 [資料編：第22表～第23表]

一般財源は、地方税、地方譲与税、地方特例交付金等及び地方交付税の合計額(これらに加え、都道府県においては、市町村から交付される市町村たばこ税都道府県交付金、市町村においては、都道府県から交付される地方消費税交付金等各種交付金を加えた合計額)であり、用途が特定されず、どのような経費にも使用できる財源である。

一般財源の決算額は53兆9,622億円であり、前年度と比べると2.3%増(前年度6.1%減)となっている。また、歳入総額に占める割合は、前年度(53.6%)より1.7ポイント上昇の55.3%となっている。

なお、一般財源に臨時財政対策債発行額7兆993億円を加えた決算額は、61兆616億円であり、前年度と比べると6.4%増(前年度2.2%減)となっている。また、歳入総額に占める割合は、前年度(58.4%)より4.2ポイント上昇の62.6%となっている。

また、地方交付税の決算額が地方税の決算額を上回っている団体数は1,022団体(前年度981団体)で、全体の57.6%に及んでいる。

☑ 国庫支出金 [資料編：第25表]

国庫支出金の決算額は、前年度と比べると15.0%減(前年度44.1%増)の14兆3,052億円となっており、3年ぶりの減少となっている。また、歳入総額に占める割合も14.7%(同17.1%)と3年ぶりの

減少となっている。

国庫支出金の内訳をみると、普通建設事業費支出金が2兆4,954億円で最も大きな割合（国庫支出金総額の17.4%）を占め、以下、生活保護費負担金が2兆4,515億円（同17.1%）、児童手当及子ども手当交付金が1兆6,216億円（同11.3%）、義務教育費負担金が1兆5,609億円（同10.9%）となっており、これらの支出金等で国庫支出金総額の56.8%を占めている。

さらに、国庫支出金の内訳を団体種類別にみると、都道府県においては義務教育費負担金1兆5,609億円（国庫支出金総額の24.8%）、普通建設事業費支出金1兆3,193億円（同21.0%）の順となっている。

一方、市町村においては生活保護費負担金2兆3,176億円（同28.9%）、児童手当及子ども手当交付金1兆6,216億円（同20.2%）の順となっている。

また、国庫支出金の主な内訳を前年度と比べると、普通建設事業費支出金が35.9%減（同40.7%増）、社会保障関係費の増加により生活保護費負担金が7.4%増（同11.9%増）、子ども手当の創設により児童手当及子ども手当交付金が310.8%増（同3.0%増）等となっている。

都道府県支出金 [資料編：第25表]

都道府県支出金の決算額は2兆9,921億円で、前年度と比べると14.5%増（前年度9.2%増）となっている。

都道府県支出金の内訳をみると、国庫財源を伴うものが59.6%（同55.4%）、都道府県費のみのもものが40.4%（同44.6%）となっている。

都道府県支出金の主な内訳を前年度と比べると、国庫財源を伴うものについては、普通建設事業費支出金が38.4%増（同28.1%増）、災害復旧事業費支出金が29.8%増（同36.0%減）、児童保護費等負担金が10.7%増（同1.8%増）等となっており、また、都道府県費のみのもものについては、普通建設事業費支出金が1.1%減（同0.7%増）、災害復旧事業費支出金が2.0%増（同55.2%減）となっている。

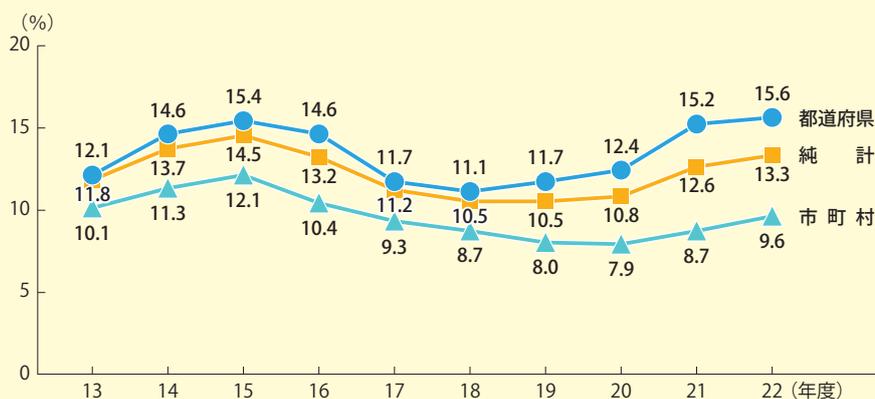
地方債 [資料編：第26表]

地方債は、その償還が次年度以降にわたる債務を負うことによって調達される財源である。

地方債の決算額は12兆9,695億円で、臨時財政対策債の増加等により4.6%増（前年度24.9%増）となっている。また、地方債依存度（歳入総額に占める地方債の割合）は、13.3%（同12.6%）となっている。近年の地方債依存度の推移は、第32図のとおりである。

地方債の決算額を団体種類別にみると、都道府県においては7兆8,099億円で、前年度と比べると0.7%増（同29.7%増）、市町村においては5兆1,850億円で、前年度と比べると11.1%増（同17.5%増）となっている。

第32図 地方債依存度の推移



その他の収入

(ア) 使用料、手数料 [資料編：第28表]

使用料は、地方公共団体の公の施設の利用等の対価としてその利用者等から徴収するものであり、手数料は、特定の者のために行う当該地方公共団体の事務に要する費用に充てるために徴収するものである。

使用料及び手数料の決算額は2兆358億円で、前年度と比べると11.8%減（前年度1.4%減）となっている。また歳入総額に占める割合は、2.1%（同2.3%）となっている。

使用料の決算額は1兆4,576億円で、前年度と比べると15.3%減（同2.3%減）となっている。その内訳をみると、公営住宅使用料が5,574億円（対前年度比0.0%減）で最も大きな割合を占め、以下、保育所使用料が2,084億円（同2.8%減）、授業料が500億円（同83.2%減）、の順となっている。

また、手数料の決算額は5,782億円で、前年度と比べると1.4%減（前年度1.4%増）となっている。その内訳をみると、法定受託事務に係るものが787億円（対前年度比4.8%減）、自治事務に係るものが4,995億円（同0.9%減）となっている。

(イ) 繰入金 [資料編：第29表]

基金、地方公営事業会計等からの繰入金の決算額は3兆3,284億円で、前年度と比べると20.0%増（前年度38.6%増）となっており、歳入総額に占める割合は、3.4%（同2.8%）となっている。

繰入金の内訳をみると、繰入金総額の96.6%（同94.5%）を占める積立金の取崩し等による基金からの繰入金は3兆2,159億円で、前年度と比べると22.8%増（同43.7%増）となっている。

また、地方公営事業会計からの繰入金は1,060億円で、前年度と比べると28.7%減（同14.1%減）となっている。

(ウ) その他 [資料編：第10表、第30表]

その他の収入の決算額は10兆9,104億円で、前年度と比べると3.4%減（前年度12.0%増）となっており、歳入総額に占める割合は11.2%（同11.5%）となっている。

その内訳をみると、諸収入が7兆6,374億円（対前年度比0.6%減）、繰越金が2兆674億円（同13.8%減）、財産収入が5,880億円（同1.9%増）、分担金、負担金が5,327億円（同3.3%減）、寄附金が849億円（同4.4%増）となっている。

4 地方経費の内容

歳出決算額の状況を、支出の対象となる主な行政の目的にしたがって、生活・福祉の充実（民生費、労働費）、教育と文化（教育費）、土木建設（土木費）、産業の振興（農林水産業費、商工費）、保健衛生と環境保全（衛生費等）、警察と消防（警察費、消防費）に分けてみると、以下のとおりである。

(1) 生活・福祉の充実

社会福祉行政 [資料編：第37表～第43表]

地方公共団体は、社会福祉の充実を図るため、児童、高齢者、障害者等のための福祉施設の整備及び運営、生活保護の実施等の施策を行っている。

これらの諸施策に要する経費である民生費の決算額は21兆3,163億円で、前年度と比べると7.8%増（前年度10.9%増）となっている。

また、民生費の歳出総額に占める割合は22.5%（都道府県13.1%、市町村32.6%）を占め、歳出総額の中で最も大きな割合を占めている。

民生費が増加している背景としては、児童福祉費や生活保護費等の各種社会保障関係費の増があげられる。

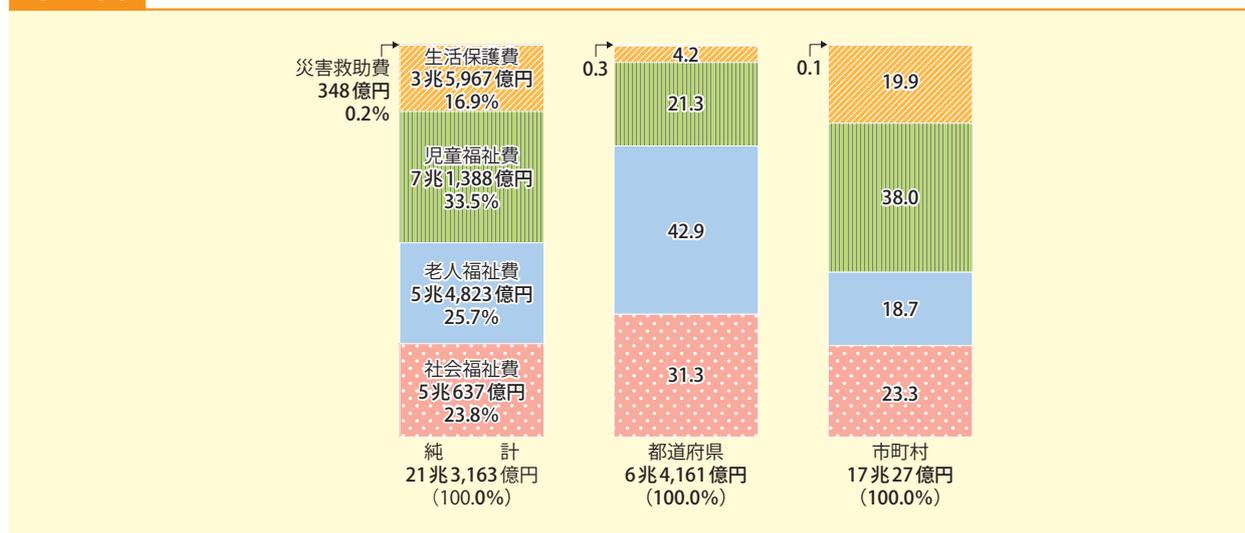
なお、決算額を団体種類別にみると、市町村の民生費は都道府県の2.65倍となっている。

これは、児童福祉に関する事務及び社会福祉施設の整備・運営事務が主として市町村によって行われていることや、生活保護に関する事務が市町村（町村については、福祉事務所を設置している町村に限る。）によって行われていること等によるものである。

民生費の目的別の内訳をみると、第33図のとおりであり、児童福祉行政に要する経費である児童福祉費が最も大きな割合（民生費総額の33.5%）を占め、以下、老人福祉費（同25.7%）、障害者等の福祉対策や他の福祉に分類できない総合的な福祉対策に要する経費である社会福祉費（同23.8%）、生活保護費（同16.9%）、非常災害によるり災者に対して行われる応急救助、緊急措置に要する経費等の災害救助費（同0.2%）の順となっている。

また、各費目の決算額を前年度と比べると、児童福祉費が28.6%増（前年度4.6%増）、老人福祉費が3.9%減（同18.6%増）、社会福祉費が3.6%減（同10.3%増）、生活保護費が10.7%増（同10.7%増）

第33図 民生費の目的別内訳



となっている。なお、東日本大震災の影響等により、災害救助費が236.4%増（同54.1%増）と、大きく増加している。

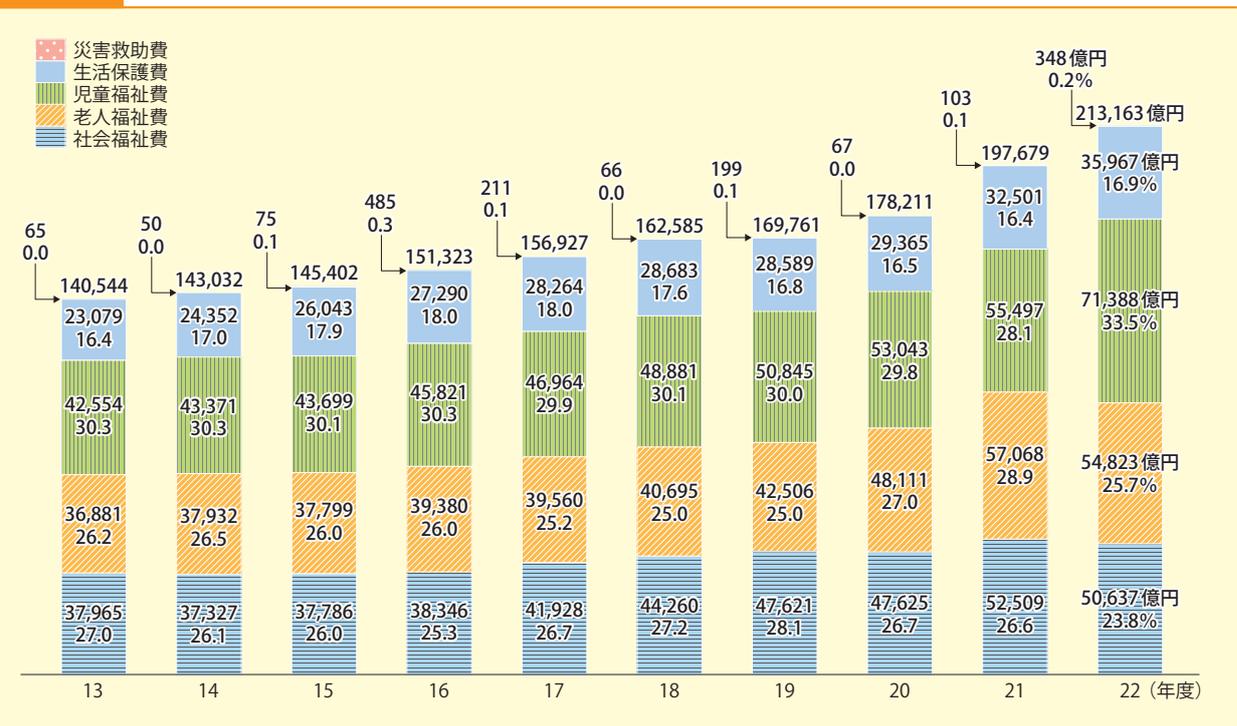
民生費の目的別歳出額の推移は、第34図のとおりである。

目的別の構成比を団体種類別にみると、都道府県においては老人福祉費の構成比（42.9%）が最も大きく、以下、社会福祉費（31.3%）、児童福祉費（21.3%）、生活保護費（4.2%）の順となっている。

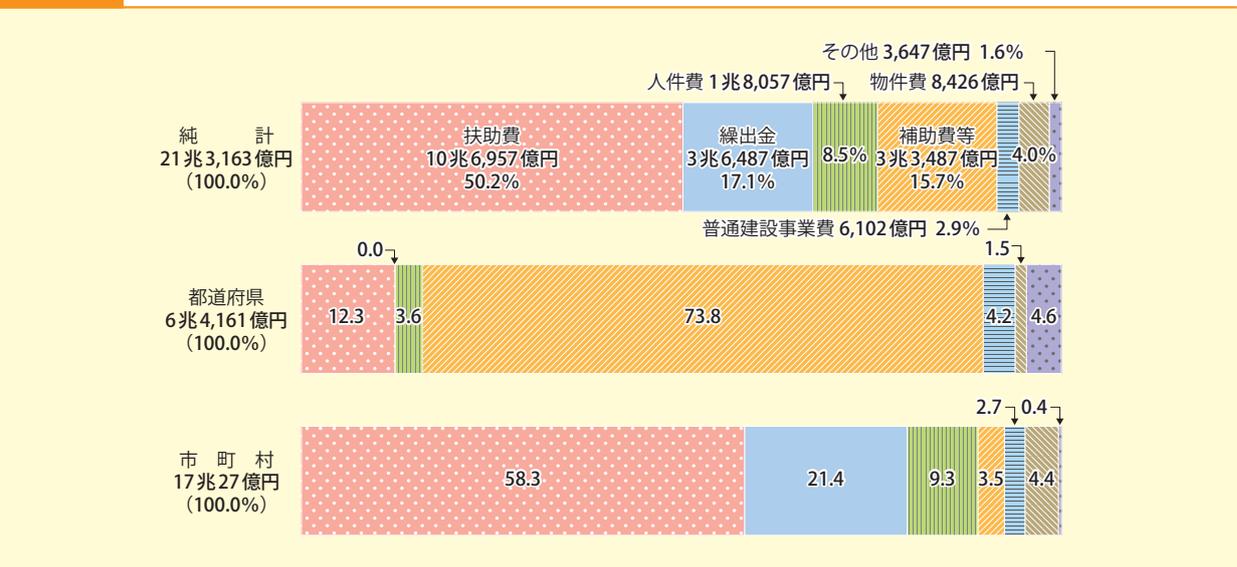
また、市町村においては児童福祉費の構成比（38.0%）が最も大きく、以下、社会福祉費（23.3%）、生活保護費（19.9%）、老人福祉費（18.7%）の順となっている。

民生費の性質別の内訳をみると、第35図のとおりであり、生活保護に要する経費等の扶助費が最も大

第34図 民生費の目的別歳出の推移



第35図 民生費の性質別内訳



きな割合（民生費総額の50.2%）を占め、以下、国民健康保険事業会計（事業勘定）、介護保険事業会計（事業勘定）等に対する繰出金（同17.1%）、補助費等（同15.7%）、人件費（同8.5%）、物件費（同4.0%）、普通建設事業費（同2.9%）、積立金（同1.4%）の順となっている。

また、各費目の決算額を前年度と比べると、扶助費が24.7%増（前年度7.1%増）、繰出金が5.5%増（同4.0%増）、補助費等が1.3%増（同9.6%増）、人件費が0.9%減（同2.8%減）、物件費が4.3%増（同1.9%増）、普通建設事業費が36.3%増（同20.9%増）、積立金が77.3%減（同251.4%増）となっている。

民生費の扶助費のうち、地域の特性に応じて実施される単独施策分の状況については、第36図のとおりである。

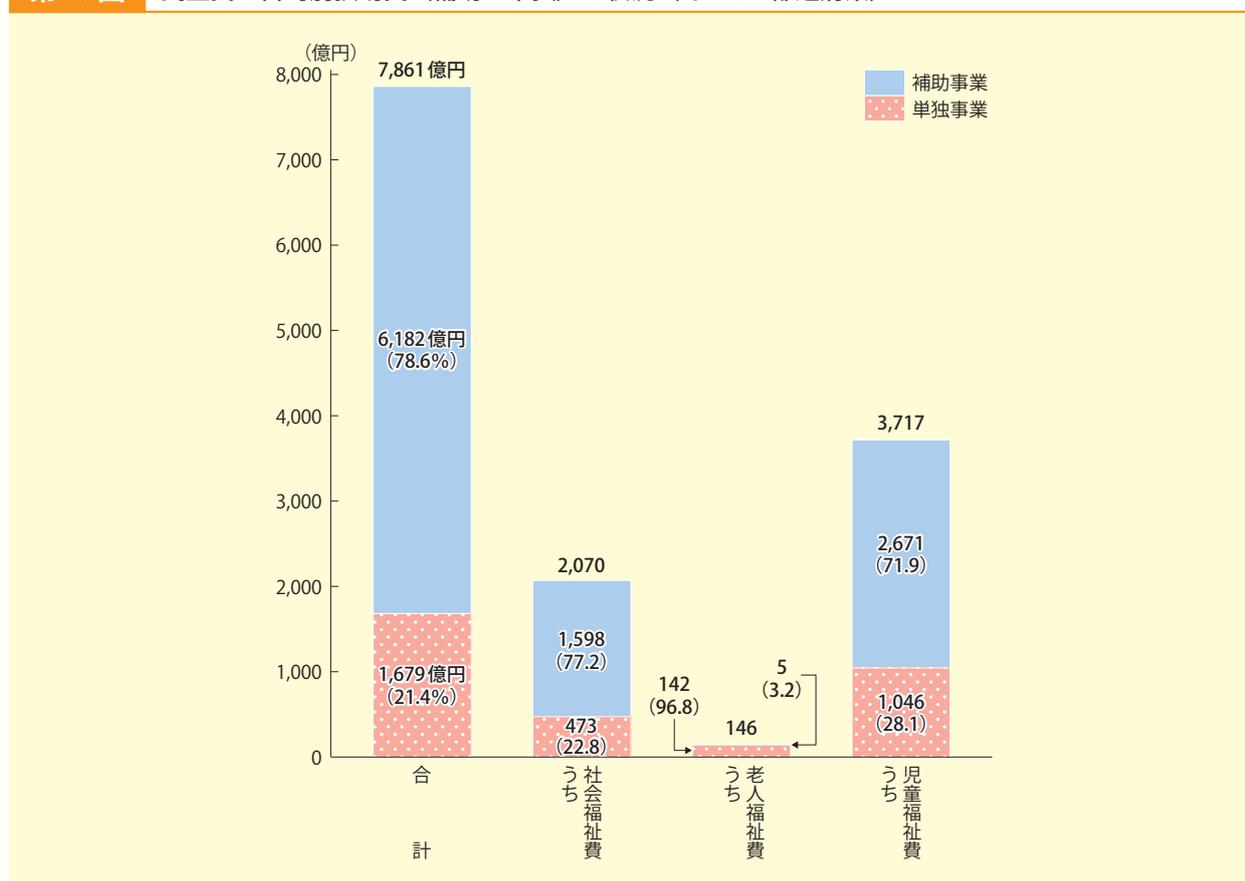
都道府県においては1,679億円（民生費の扶助費総額の21.4%）、市町村においては1兆4,488億円（同14.6%）が単独施策分となっている。

これを目的別にみると、都道府県においては社会福祉費の22.8%、老人福祉費の96.8%、児童福祉費の28.1%が単独施策分となっており、市町村においては社会福祉費の21.5%、老人福祉費の95.8%、児童福祉費の17.8%が単独施策分となっている。

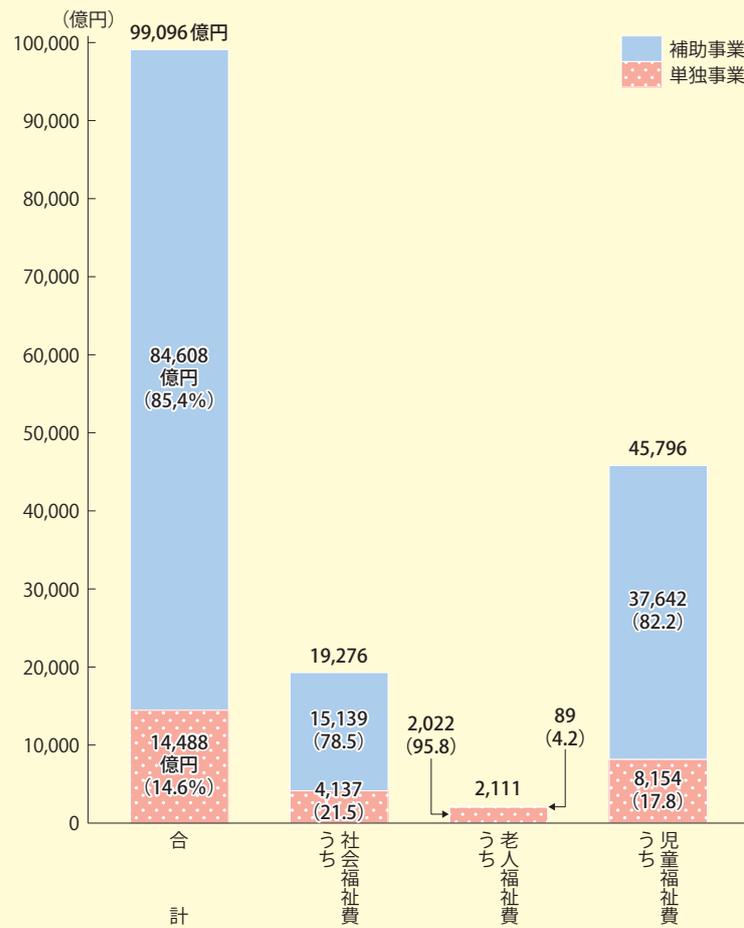
民生費の財源構成比の推移は、第37図のとおりである。

これによると、昭和55年度は一般財源等と国庫支出金の割合がほぼ同じであったが、民生費における単独施策の充実、民生費に係る国庫補助負担率の引下げ等を背景に、民生費の増加分の多くを一般財源等の充当で対応してきた結果、近年は一般財源等の割合が増加し、国庫支出金の約2.2倍の割合となっている。

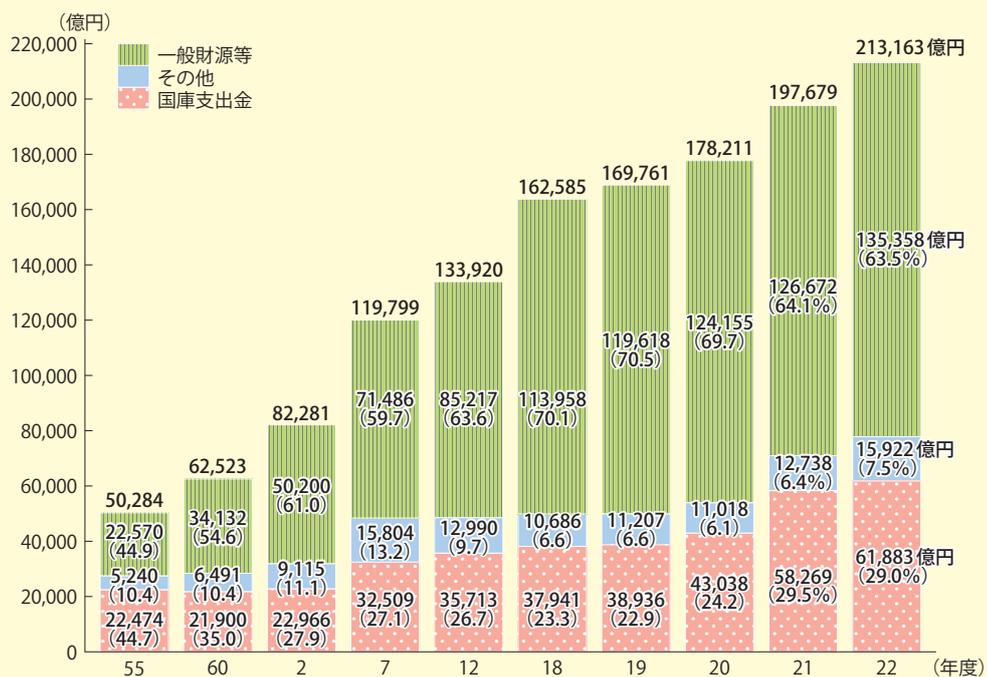
第36図 民生費の目的別扶助費（補助・単独）の状況（その1 都道府県）



第36図 民生費の目的別扶助費（補助・単独）の状況（その2 市町村）



第37図 民生費の財源構成比の推移



1 労働行政 [資料編：第49表～第50表]

地方公共団体は、就業者の福祉向上を図るため、職業能力開発の充実、金融対策、失業対策等の施策を行っている。

これらの諸施策に要する経費である労働費の決算額は8,082億円で、前年度と比べると12.0%減（前年度38.6%増）となっている。

なお、労働費の歳出総額に占める割合は0.9%（都道府県1.4%、市町村0.6%）となっている。

労働費の目的別の内訳をみると、失業対策費は労働費総額の9.7%を占め、金融対策、福祉対策、職業訓練等に要する経費であるその他の経費が残りの90.3%を占めている。

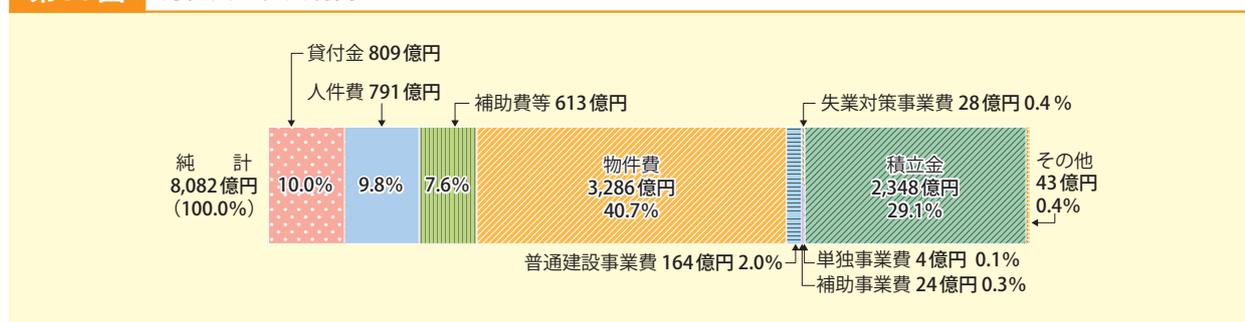
また、各費目の決算額を前年度と比べると、失業対策費が39.1%減（前年度4.6%減）となっており、その他の経費が7.6%減（同49.6%増）となっている。

目的別の構成比を団体種類別にみると、都道府県においては労政費が67.9%、失業対策費が16.0%、職業訓練費が15.1%となっている。一方、市町村においては失業対策費が2.0%となっている。

労働費の性質別の内訳をみると、第38図のとおりであり、物件費が最も大きな割合（労働費総額の40.7%）を占め、以下、積立金（同29.1%）、貸付金（同10.0%）、人件費（同9.8%）、補助費等（同7.6%）、普通建設事業費（同2.0%）、失業対策事業費（同0.4%）の順となっている。

また、各費目の決算額を前年度と比べると、物件費が74.0%増（前年度285.5%増）、積立金が52.8%減（同23.1%増）、貸付金が2.6%減（同1.5%減）、人件費が5.6%増（同4.5%増）、補助費等が18.8%増（同26.8%増）、普通建設事業費が0.6%減（同107.3%増）、失業対策事業費が4.9%増（同5.1%増）となっている。

第38図 労働費の性質別内訳



(2) 教育と文化 [資料編：第67表～第72表]

地方公共団体は、教育の振興と文化の向上を図るため、学校教育、社会教育等の教育文化行政を行っている。

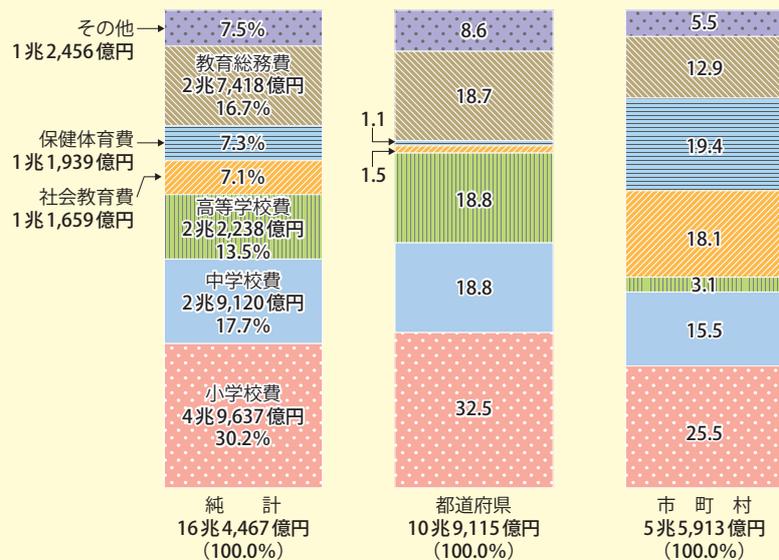
これらの教育施策に要する経費である教育費の決算額は16兆4,467億円で、前年度と比べると0.1%増（前年度1.8%増）となっている。

また、教育費の歳出総額に占める割合は17.4%（都道府県22.2%、市町村10.7%）となっており、歳出総額の中で民生費に次いで大きな割合を占めている。

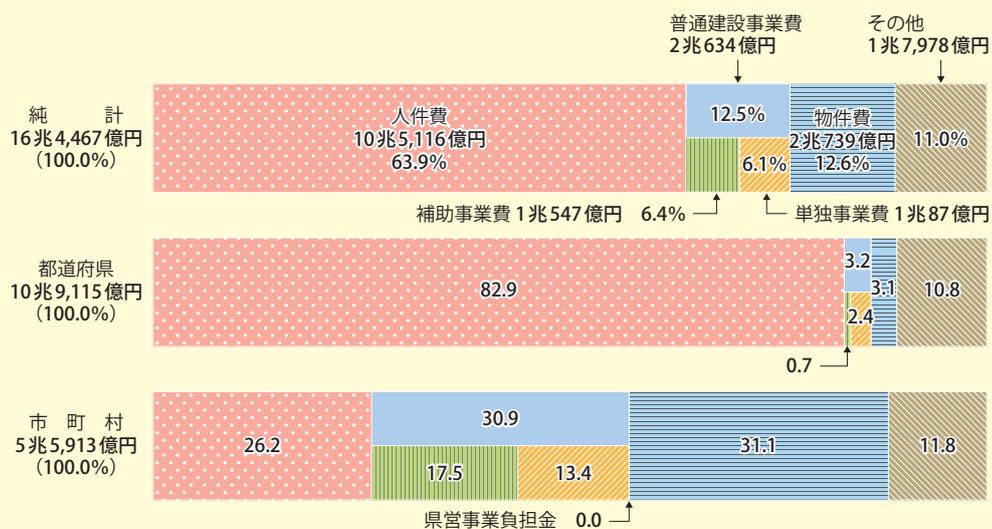
教育費の目的別の内訳をみると、第39図のとおりであり、小学校費が最も大きな割合（教育費総額の30.2%）を占め、以下、中学校費（同17.7%）、教職員の退職金や私立学校の振興等に要する経費である教育総務費（同16.7%）、高等学校費（同13.5%）の順となっている。

また、各費目の決算額を前年度と比べると、小学校費が0.1%減（前年度1.7%増）、中学校費が1.4%増（同2.5%増）、教育総務費が2.7%増（同3.0%増）、高等学校費が2.1%減（同0.7%減）、公民館、図

第39図 教育費の目的別内訳



第40図 教育費の性質別内訳



書館、博物館等の社会教育施設等に要する経費である社会教育費が3.1%減（同3.2%増）、体育施設の建設・運営や体育振興及び義務教育諸学校等の給食等に要する経費である保健体育費が1.2%減（同2.0%増）となっている。

目的別の構成比を団体種類別にみると、都道府県においては小学校費が最も大きな割合（32.5%）を占め、以下、高等学校費（18.8%）、中学校費（18.8%）、教育総務費（18.7%）の順となっている。

また、市町村においても、小学校費が最も大きな割合（25.5%）を占め、以下、保健体育費（19.4%）、社会教育費（18.1%）の順となっている。

教育費の性質別の内訳をみると、第40図のとおりであり、人件費が最も大きな割合（教育費総額の63.9%）を占め、以下、物件費（同12.6%）、義務教育施設整備等の経費である普通建設事業費（同12.5%）の順となっている。

また、主な費目を前年度と比べると、人件費が1.3%減（前年度3.1%減）、物件費が4.2%減（同5.8%増）、普通建設事業費が6.3%増（同29.5%増）となっている。

性質別の構成比を団体種類別にみると、都道府県においては、都道府県立学校教職員の人件費のほか、市町村立義務教育諸学校教職員の人件費を負担していることから、人件費が大部分（82.9%）を占めている。

市町村においては、物件費が最も大きな割合（31.1%）を占め、以下、普通建設事業費（30.9%）、人件費（26.2%）の順となっている。

(3) 土木建設 [資料編：第58表～第63表]

地方公共団体は、地域の基盤整備を図るため、道路、河川、住宅、公園等の公共施設の建設、整備等を行うとともに、これらの施設の維持管理を行っている。

これらの諸施策に要する経費である土木費の平成22年度決算額は、前年度と比べると10.0%減（前年度3.3%増）の11兆9,592億円となっている。

また、土木費の歳出総額に占める割合は12.6%（都道府県11.7%、市町村12.3%）となっており、歳出総額の中で民生費、教育費及び公債費に次いで大きな割合を占めている。

土木費の目的別の内訳をみると、**第41図**のとおりであり、街路、公園、下水道等の整備、区画整理等に要する経費である都市計画費が最も大きな割合（土木費総額の37.3%）を占め、以下、道路・橋りょうの新設、改良等に要する経費である道路橋りょう費（同33.2%）、河川の改修、海岸の保全等に要する経費である河川海岸費（同10.1%）の順となっている。

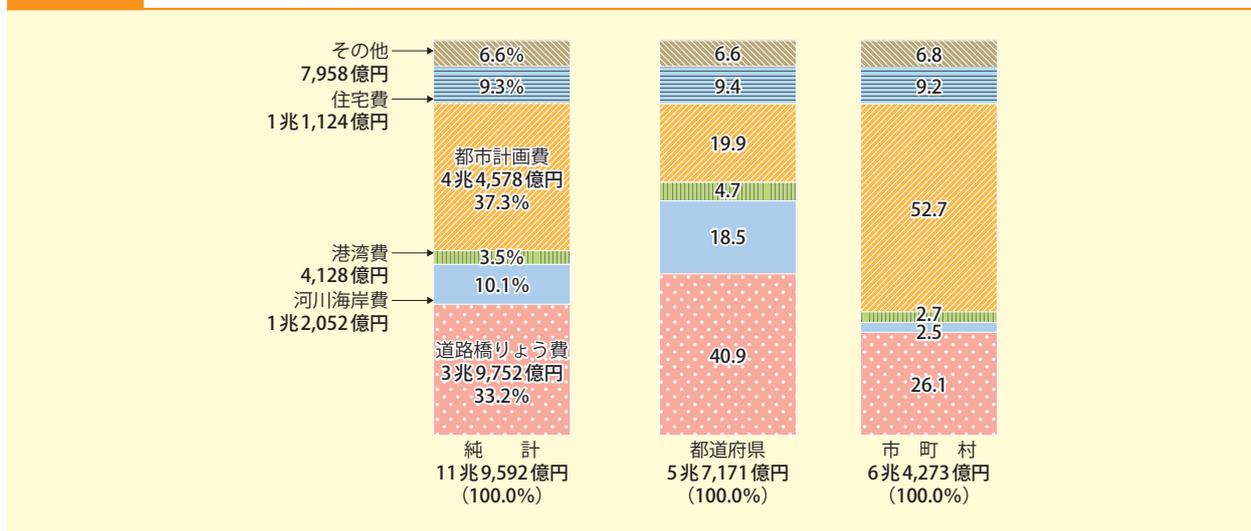
目的別の構成比を団体種類別にみると、都道府県においては道路橋りょう費が最も大きな割合（40.9%）を占め、以下、都市計画費（19.9%）、河川海岸費（18.5%）の順となっている。

一方、市町村においては都市計画費が最も大きな割合（52.7%）を占め、以下、道路橋りょう費（26.1%）、住宅費（9.2%）の順となっている。

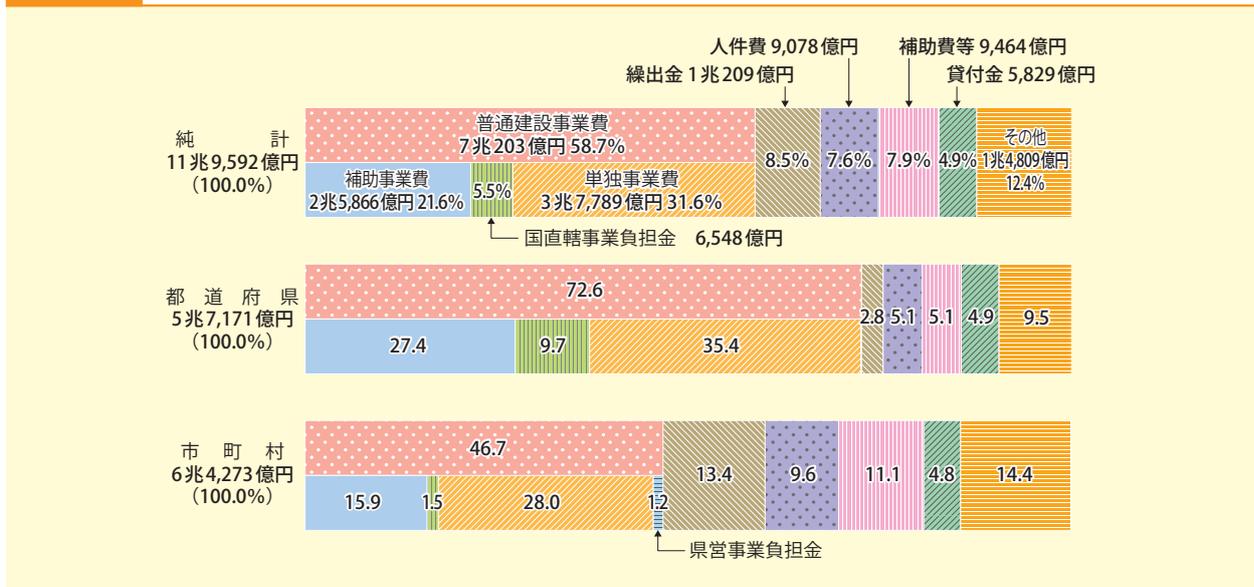
土木費の性質別の内訳をみると、**第42図**のとおりであり、普通建設事業費が最も大きな割合（土木費総額の58.7%）を占め、以下、下水道事業会計等への繰出金（同8.5%）、補助費等（同7.9%）、人件費（7.6%）の順となっている。

さらに、土木費において大きな割合を占める普通建設事業費についてみると、その構成は、単独事業費

第41図 土木費の目的別内訳



第42図 土木費の性質別内訳



が53.8%、補助事業費が36.8%、国直轄事業負担金が9.3%となっている。

これを団体種類別にみると、都道府県においては単独事業費（48.8%）が補助事業費（37.8%）を上回っており、市町村においても単独事業費（60.1%）が補助事業費（34.2%）を大きく上回っている。

また、各費目の決算額を前年度と比べると、単独事業費が3.8%減（前年度7.7%増）、補助事業費が19.5%減（同2.7%増）、国直轄事業負担金が37.9%減（同10.1%増）となっている。

なお、地方公共団体は、交通事故等の防止を図るため、交通安全施設の設置及び補修、交通安全運動の推進等の道路交通安全対策事業を実施している。道路交通安全対策費として支出された経費（土木費以外の費目に係るものを含み、人件費を除く。）は5,044億円で、前年度と比べると55.0%減（同120.0%増）となっている。

道路交通安全対策経費の内訳をみると、横断歩道や道路標識等交通安全施設の設置費の構成比が最も大きな割合（76.0%）を占め、以下、交通安全運動等（15.8%）、施設補修費（8.2%）の順となっている。

(4) 産業の振興

農林水産行政 [資料編：第51表～第56表]

地方公共団体は、農林水産業の振興と食糧の安定的供給を図るため、生産基盤の整備、構造改善、消費流通対策、農林水産業に係る技術の開発・普及等の施策を行っている。

これらの諸施策に要する経費である農林水産業費の決算額は3兆2,458億円で、前年度と比べると8.6%減（前年度8.1%増）となっている。

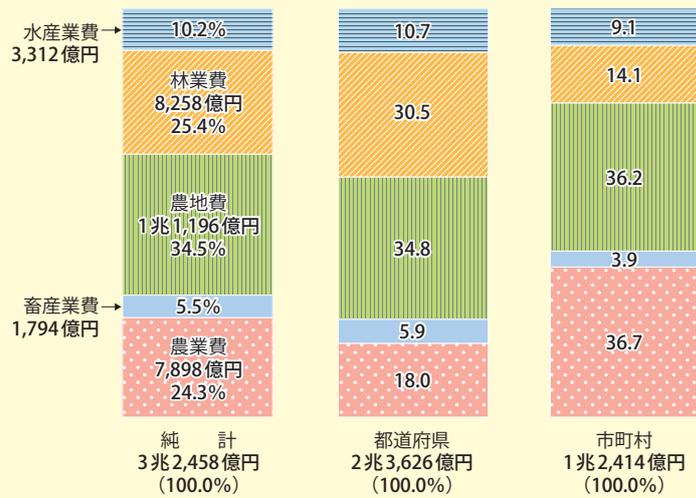
また、農林水産業費の歳出総額に占める割合は3.4%（都道府県4.8%、市町村2.4%）となっている。

農林水産業費の目的別の内訳をみると、第43図のとおりであり、農業基盤整備等に要する経費である農地費が最も大きな割合（農林水産業費総額の34.5%）を占め、以下、林業費（同25.4%）、農業費（同24.3%）、水産業費（同10.2%）の順となっている。

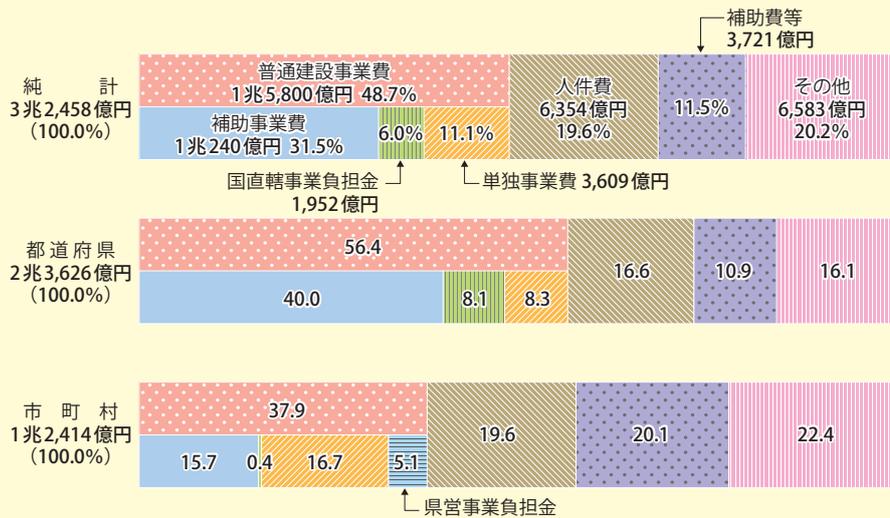
また、各費目の決算額を前年度と比べると、農地費が10.4%減（前年度0.0%減）、林業費が12.1%減（同26.5%増）、農業費が6.4%減（同5.1%増）、水産業費が14.2%減（同9.6%増）となっている。

農林水産業費の性質別の内訳をみると、第44図のとおりであり、普通建設事業費が最も大きな割合（農林水産業費総額の48.7%）を占め、以下、人件費（同19.6%）、補助費等（同11.5%）の順となっ

第43図 農林水産業費の目的別内訳



第44図 農林水産業費の性質別内訳



ている。

また、各費目の決算額を前年度と比べると、普通建設事業費が11.9%減（前年度7.3%増）、人件費が2.1%減（同6.3%減）となっている。

さらに、農林水産業費において最も大きな割合を占める普通建設事業費について、目的別にその構成比をみると、農地費が最も大きな割合（農林水産業費における普通建設事業費の50.0%）を占め、以下、林業費（同27.3%）、水産業費（同12.7%）、農業費（同7.4%）の順となっている。

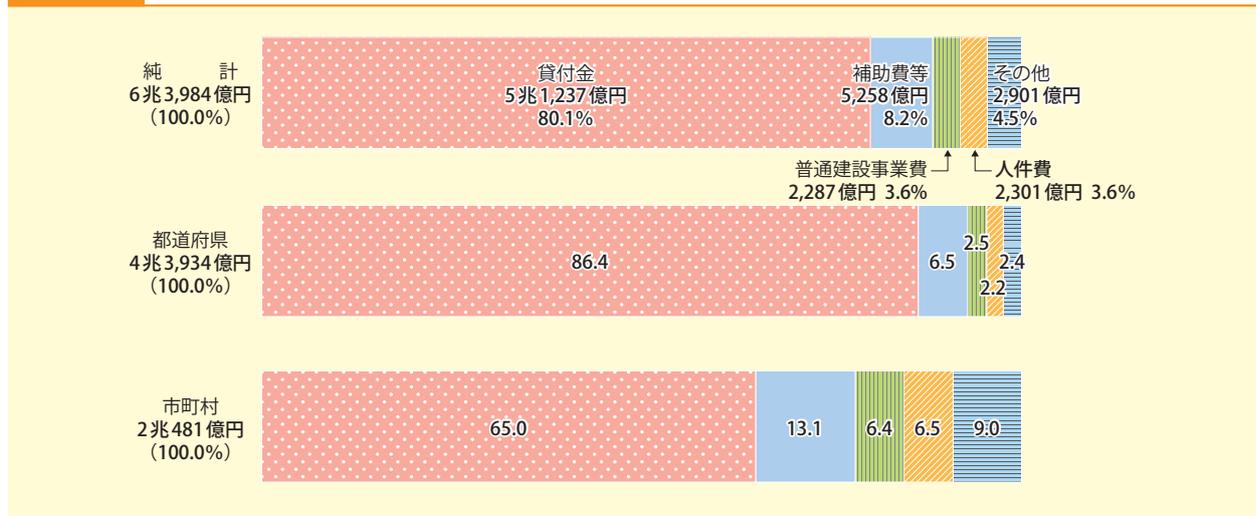
商工行政 [資料編：第57表]

地方公共団体は、地域における商工業の振興とその経営の近代化等を図るため、中小企業の指導育成、企業誘致、消費流通対策等さまざまな施策を行っている。

これらの諸施策に要する経費である商工費の決算額は6兆3,984億円で、前年度と比べると2.7%減（前年度23.4%増）となっている。

また、商工費の歳出総額に占める割合は6.8%（都道府県9.0%、市町村3.9%）となっている。

第45図 商工費の性質別内訳



商工費の性質別の内訳をみると、第45図のとおりであり、貸付金が最も大きな割合（商工費総額の80.1%）を占め、以下、補助費等（同8.2%）、人件費（3.6%）の順となっている。

また、各費目の決算額を前年度と比べると、貸付金が1.8%増（前年度23.3%増）、補助費等が32.5%減（同62.9%増）、人件費が1.1%減（同3.1%減）となっている。

性質別の構成比を団体種類別にみると、都道府県においては貸付金が大部分（86.4%）を占めている。また、市町村においても貸付金が最も大きな割合（65.0%）を占め、次いで補助費等（13.1%）の順となっている。

(5) 保健衛生と環境保全

保健衛生 [資料編：第44表～第48表]

地方公共団体は、住民の健康を保持増進し、生活環境の改善を図るため、医療、公衆衛生、精神衛生等に係る対策を推進するとともに、し尿・ごみなど一般廃棄物の収集・処理等、住民の日常生活に密着した諸施策を行っている。

これらの諸施策に要する経費である衛生費の決算額は5兆8,124億円で、前年度と比べると2.7%減（前年度10.8%増）となっている。

また、衛生費の歳出総額に占める割合は6.1%（都道府県3.5%、市町村8.2%）となっている。

衛生費の目的別の内訳をみると、第46図のとおりであり、保健衛生、精神衛生及び母子衛生等に要する経費である公衆衛生費が最も大きな割合（衛生費総額の60.3%）を占め、次いで一般廃棄物等の収集処理等に要する経費である清掃費（同35.5%）となっている。これらの経費を合わせると、衛生費全体の9割以上を占めている。

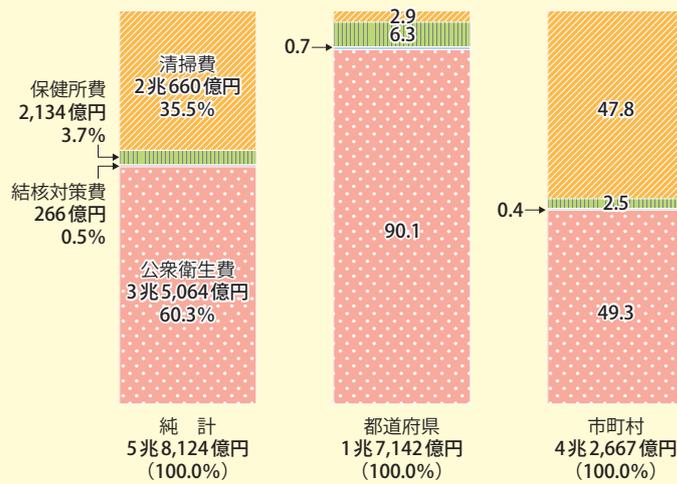
目的別の構成比を団体種類別にみると、都道府県においては公衆衛生費が大部分（90.1%）を占め、市町村においては公衆衛生費（49.3%）、清掃費（47.8%）の順となっている。

また、各費目の決算額を前年度と比べると、清掃費が1.8%減（前年度0.5%減）、公衆衛生費が3.3%減（同19.7%増）、保健所費が3.0%減（同1.8%減）となっている。

衛生費の性質別の内訳をみると、第47図のとおりであり、ごみ処理等の委託に要する経費等である物件費（衛生費総額の30.7%）、清掃関係職員、公衆衛生関係職員の職員給等である人件費（同19.7%）、補助費等（同19.0%）、普通建設事業費（同9.6%）の順となっている。

また、各費目の決算額を前年度と比べると、物件費が2.1%増（前年度4.0%増）、人件費が2.7%減

第46図 衛生費の目的別内訳



第47図 衛生費の性質別内訳



(同3.7%減)、補助費等が2.8%増(同7.5%増)、普通建設事業費が2.2%減(同12.7%増)となっている。

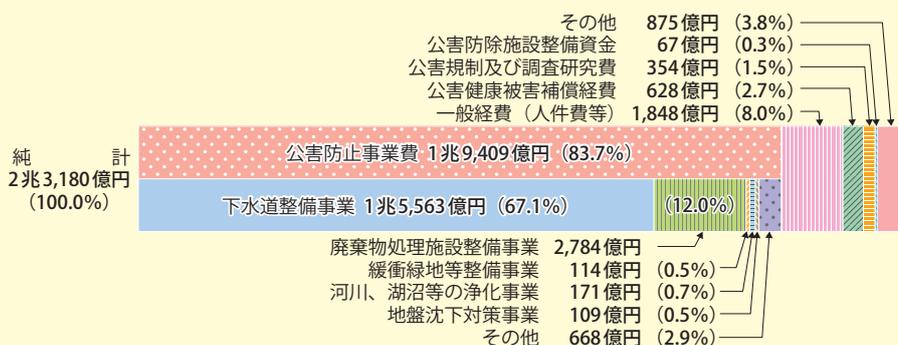
1 環境保全

地方公共団体は、身近な生活環境を良好に保全するため、汚水・廃棄物の適正な処理、公害問題への対応、リサイクルの推進等さまざまな環境保全のための施策を行っている。

これらの諸施策に要する経費(「環境基本法」(平成5年法律第91号)第2条第3項に規定する「公害」の防止対策に係る経費で、地方公営企業会計に係るものを含む。)の総額は2兆3,180億円(都道府県6,064億円、市町村1兆7,116億円)で、前年度と比べると10.3%減(前年度1.6%減)となっている。

なお、環境保全対策のために支出された経費の内容は、第48図のとおりである。

第48図 生活環境の保全のための対策経費の状況



(6) 警察と消防

警察行政 [資料編：第65表～第66表]

都道府県は、犯罪の防止、交通安全の確保その他地域社会の安全と秩序を維持し、国民の生命、身体及び財産を保護するため、警察行政を行っている。

これらの諸施策に要する経費である警察費の決算額は3兆2,164億円で、前年度と比べると2.9%減（前年度0.4%減）となっている。

また、警察費の歳出総額に占める割合は3.4%（都道府県歳出総額の6.6%）となっている。

警察費の性質別の内訳をみると、第49図のとおりであり、警察官の職員給等である人件費が最も大きな割合（警察費総額の82.9%）を占め、以下、物件費（同10.2%）、警察施設、交通信号機の設置等に要する経費である普通建設事業費（同5.6%）の順となっている。

また、各費目の決算額を前年度と比べると、人件費が1.9%減（前年度1.4%減）、物件費が1.9%減（同2.2%増）、普通建設事業費が16.3%減（同11.1%増）となっている。

なお、国家公務員である警視正以上の階級にある地方警務官を除く都道府県警察職員総数は、平成23年4月1日現在、28万2,023人（前年同期28万1,309人）となっており、その内訳は、警察官25万4,318人（同25万3,510人）、警察事務職員等2万7,705人（同2万7,799人）となっている。

第49図 警察費の性質別内訳



消防行政 [資料編：第64表]

地方公共団体は、火災、風水害、地震等の災害から国民の生命、身体及び財産を守り、これらの災害を防除し、被害を軽減するため、消防行政を行っている。

これらの諸施策に要する経費である消防費の決算額は1兆7,792億円で、前年度と比べると2.7%減（前年度1.6%増）となっている。

また、消防費の歳出総額に占める割合は1.9%（都道府県0.4%、市町村3.1%）となっている。

消防費の性質別の内訳をみると、第50図のとおりであり、消防関係職員の職員給等である人件費が最も大きな割合（消防費総額の74.6%）を占め、以下、消防施設の整備、消防自動車の購入等に要する経費である普通建設事業費（同11.6%）、物件費（同9.6%）の順となっている。

また、各費目の決算額を前年度と比べると、人件費が1.6%減（前年度1.6%減）、普通建設事業費が9.8%減（同21.3%増）、物件費が3.9%減（同5.3%増）となっている。

なお、消防関係職員数は、平成23年4月1日現在^{*}、15万8,065人（前年同期15万7,842人）となっている。

(^{*})「地方公務員給与実態調査」に基づく数値であり、平成23年4月1日現在の数値は東日本大震災の影響により、10市町村の数値を含めず整理している。

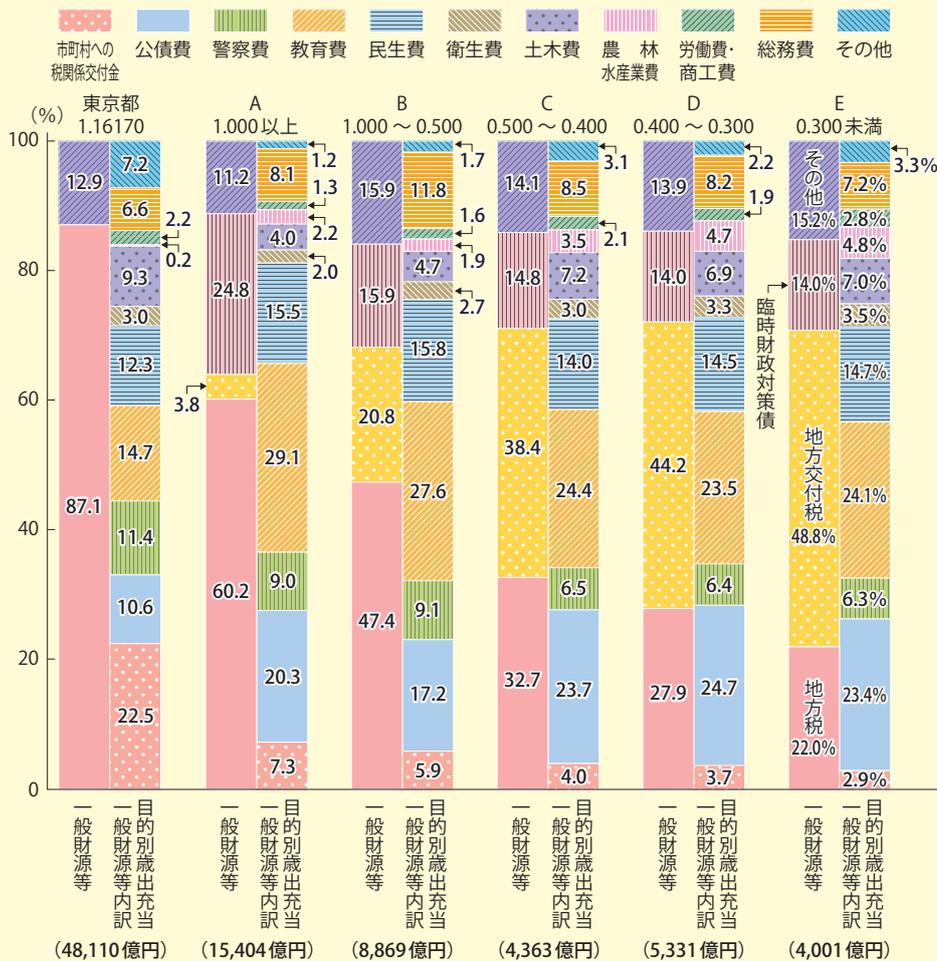
第50図 消費の性質別内訳



(7) 目的別歳出充当一般財源等の状況 [資料編：第36表]

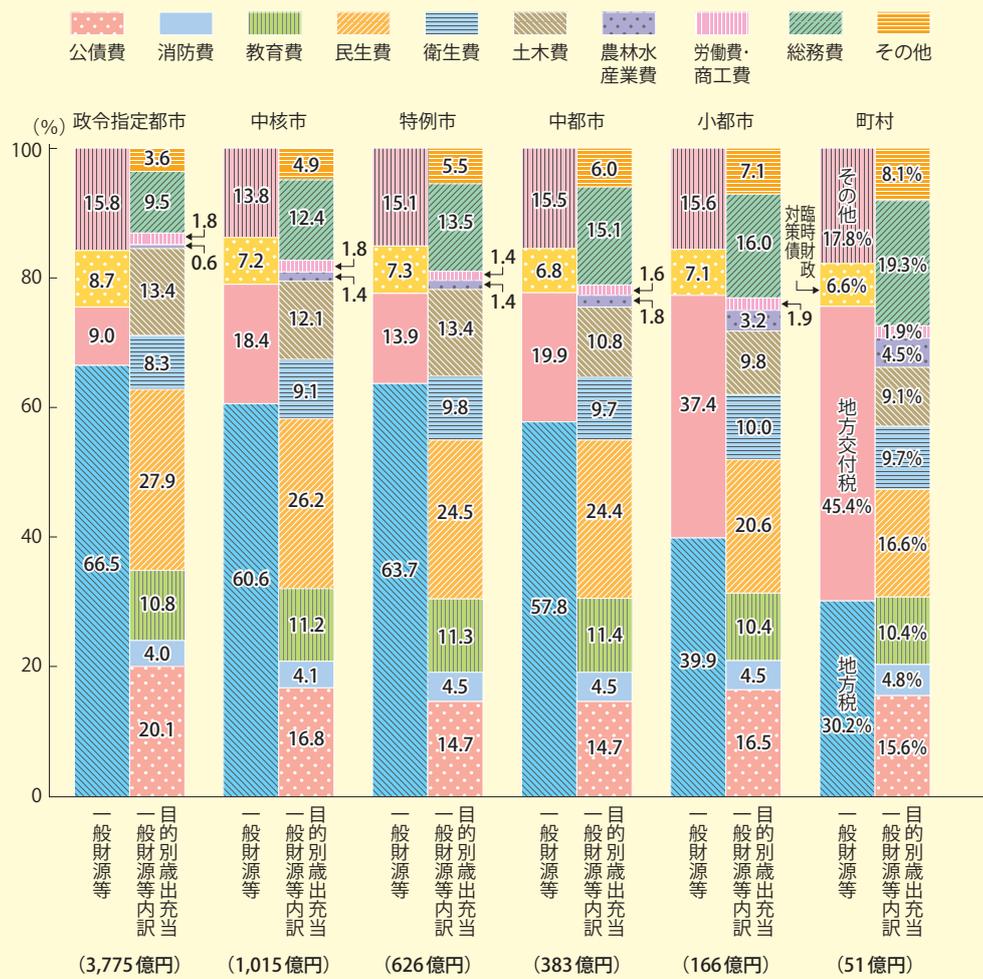
用途の特定されていない財源である一般財源等の歳出への充当について、一般財源等を地方税、地方交付税、臨時財政対策債及びその他に、歳出を目的別にそれぞれ分類した上で、道府県については財政力指数数段階グループ別に、市町村（特別区及び一部事務組合等を除く。）については団体区別に比較してみると、第51図のとおりである。

第51図 目的別歳出充当一般財源等の状況（その1 都道府県（財政力指数別））



(注) 1 東京都、Aグループ以外の道府県は、財政力指数によるB～Eのグループごとの加重平均である。
 2 グループ別の該当団体
 A 愛知県
 B 神奈川県、千葉県、大阪府、埼玉県、静岡県、茨城県、京都府、兵庫県、福岡県、栃木県、広島県、群馬県、滋賀県、三重県、宮城県、岐阜県、岡山県
 C 石川県、香川県、長野県、富山県、福井県、山口県、奈良県、福井県、愛媛県、新潟県、山梨県
 D 北海道、熊本県、大分県、和歌山県、佐賀県、山形県、青森県、岩手県、宮崎県、徳島県
 E 長崎県、鹿児島県、沖縄県、秋田県、鳥取県、高知県、島根県
 3 () 内の金額は、各グループごとの一団体平均の一般財源等の額である。

第51図 目的別歳出充当一般財源等の状況（その2 市町村（団体区分別））



(注) 1 政令指定都市：政令で指定する人口50万人以上の市
 中核市：政令で指定する人口30万人以上の市
 特例市：政令で指定する人口20万人以上の市
 中都市：政令指定都市、中核市及び特例市以外の市のうち人口10万人以上の市
 小都市：政令指定都市、中核市及び特例市以外の市のうち人口10万人未満の市
 2 ()内の金額は、各団体区分ごとの一団体平均の一般財源等の額である。

5 地方経費の構造

地方公共団体の経費を経済的な性質に着目して分類すると、義務的経費、投資的経費及びその他の経費に大別されるが、これらの状況をみると、次のとおりである。

(1) 義務的経費 [資料編：第73表]

人件費、扶助費及び公債費からなる義務的経費の決算額は47兆7,233億円で、前年度と比べると3.9%増（前年度0.7%減）となっている。

また、義務的経費の歳出総額に占める割合は50.4%で、前年度と比べると2.6ポイントの上昇となっている。

義務的経費の内訳をみると、人件費が23兆5,362億円で、義務的経費に占める割合は49.3%（前年度52.2%）、公債費が12兆9,498億円で、義務的経費に占める割合は27.1%（同28.0%）、扶助費が11兆2,373億円で、義務的経費に占める割合は23.5%（同19.8%）となっている。

人件費 [資料編：第76表～第78表]

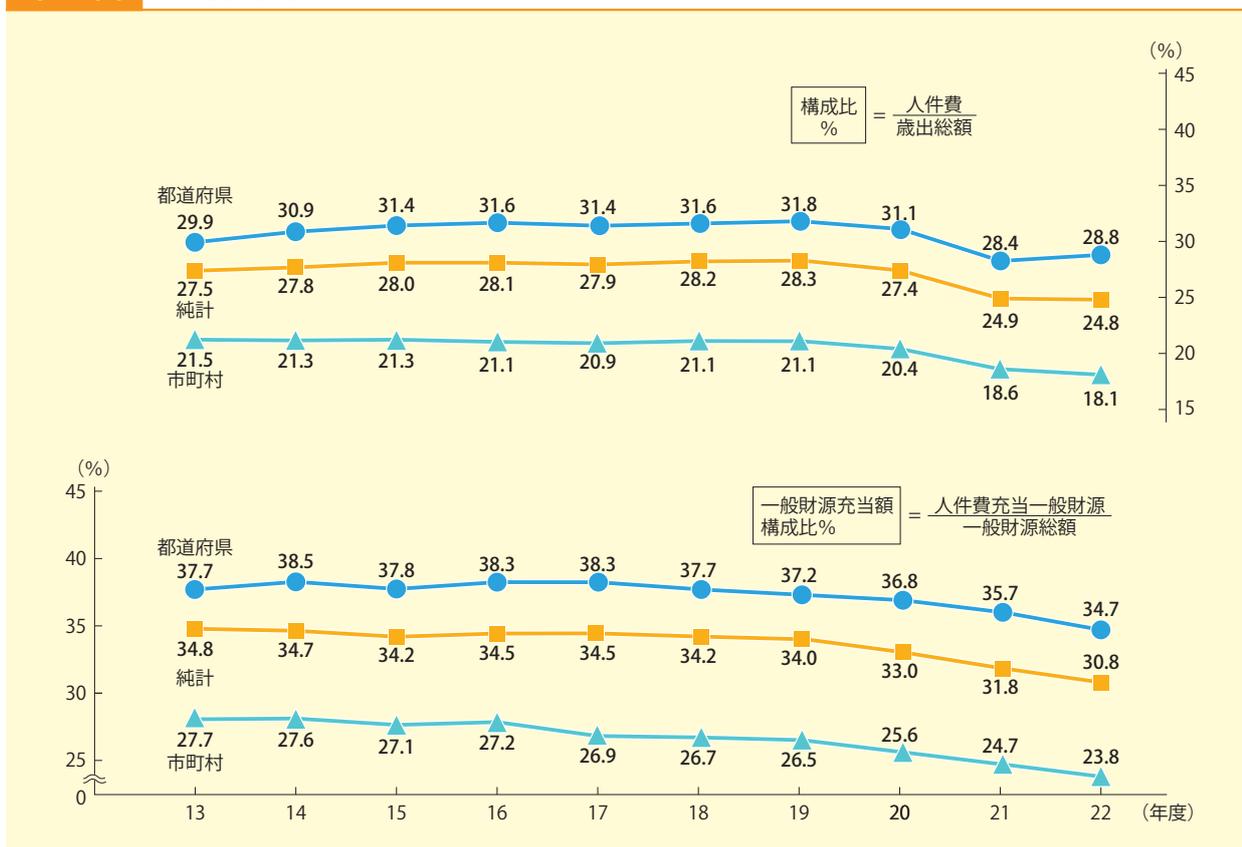
人件費は、職員給、地方公務員共済組合等負担金、退職金、委員等報酬、議員報酬手当等からなっている。

人件費の決算額は23兆5,362億円（対前年度比1.8%減）となっている。

人件費の歳出総額に占める割合及び人件費に充当された一般財源の一般財源総額に占める割合の推移は、第52図のとおりである。

人件費の歳出総額に占める割合は前年度と比べると0.1ポイント低下の24.8%となっている。

第52図 人件費の推移



人件費の歳出総額に占める割合を団体種類別にみると、都道府県（28.8%）が、市町村立義務教育諸学校教職員の給与を負担していることなどから市町村（18.1%）を上回っている。

また、国家公務員の給与水準を100としたときの、地方公務員の給与水準を指すラスパイレス指数の推移は、**第53図**のとおりであり、平成23年4月1日現在のラスパイレス指数は98.9（対前年度比0.1増）となっている。

ラスパイレス指数を団体区分別にみると、都道府県99.3、政令指定都市101.3、都市（中核市、特例市を含む。）98.8、町村95.3となっている。

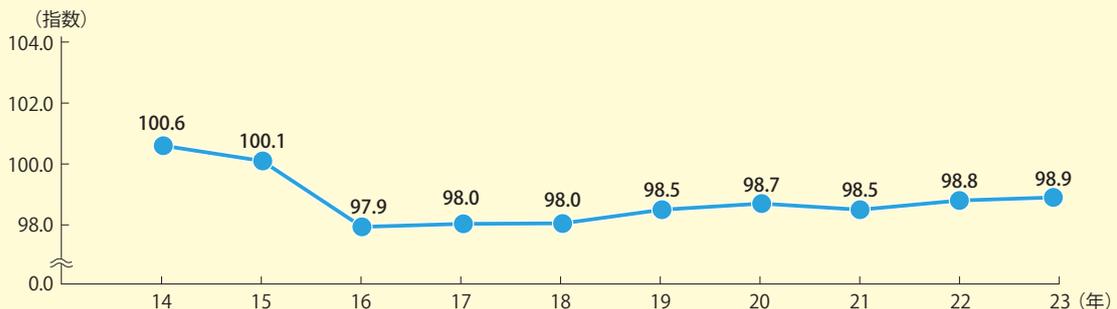
人件費の費目別の主な内訳をみると、**第54図**のとおりであり、職員給が68.9%を占め、以下、地方公務員共済組合等負担金（人件費総額の15.0%）、退職金（同11.0%）の順となっている。

各費目の決算額を前年度と比べると、職員給が3.2%減（前年度4.2%減）、地方公務員共済組合等負担金が5.7%増（前年度3.7%増）、退職金が4.7%減（同0.8%減）となっている。

人件費に充当された財源の内訳をみると、**第55図**のとおりであり、一般財源等が最も大きな割合（人件費総額の88.3%）を占め、以下、国庫支出金（同8.2%）、使用料・手数料（同1.6%）の順となっている。

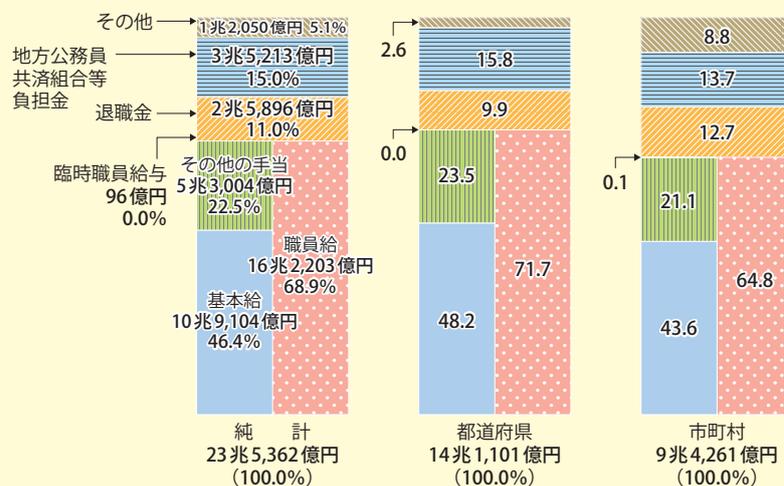
財源の内訳を団体種類別にみると、一般財源等の構成比は、市町村（91.4%）が都道府県（84.5%）を上回っているのに対し、国庫支出金の構成比は、都道府県（13.1%）が市町村（0.7%）を上回っている。

第53図 ラスパイレス指数の推移

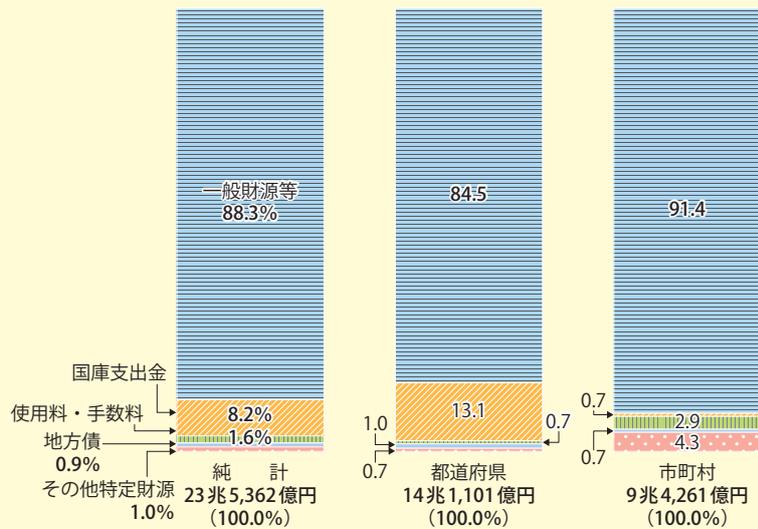


（注）「地方公務員給与実態調査」により算出。なお、平成23年4月1日現在の数値は、東日本大震災の影響により、10市町村の数値を含めず整理している。以下、同調査に基づいて整理した図表において同じ。

第54図 人件費の項目別内訳



第55図 人件費の財源内訳



これは、都道府県が負担している市町村立義務教育諸学校教職員の人件費について、国庫負担制度（義務教育費国庫負担金）が設けられていること等によるものである。

(ア) 職員給 [資料編：第76表～第77表]

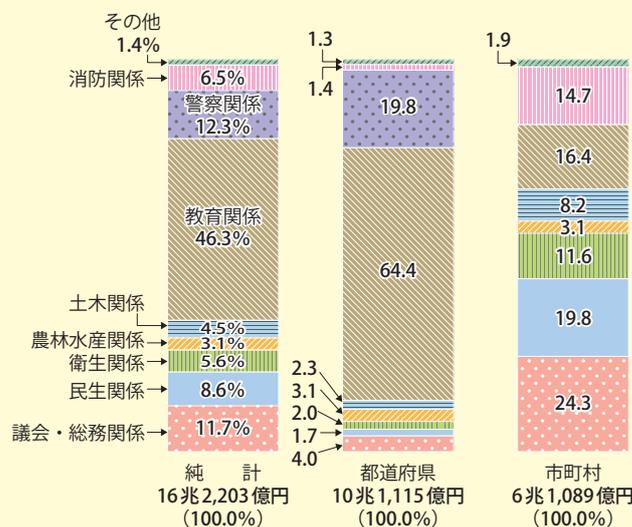
職員給の決算額は16兆2,203億円で、前年度と比べると3.2%減（前年度4.2%減）となっている。

職員給の主な内訳をみると、基本給が最も大きな割合（職員給総額の67.3%）を占め、次いでその他の手当（同32.7%）となっている。

また、職員給の主な内訳の決算額を前年度と比べると、基本給が1.7%減（前年度2.4%減）、その他の手当が6.3%減（同7.7%減）となっている。

職員給の部門別構成比は、第56図のとおりであり、教育関係が最も大きな割合（職員給総額の46.3%）を占め、以下、警察関係（同12.3%）、議会・総務関係（同11.7%）、民生関係（同8.6%）、消防関係（同6.5%）、衛生関係（同5.6%）の順となっている。

第56図 職員給の部門別構成比の状況

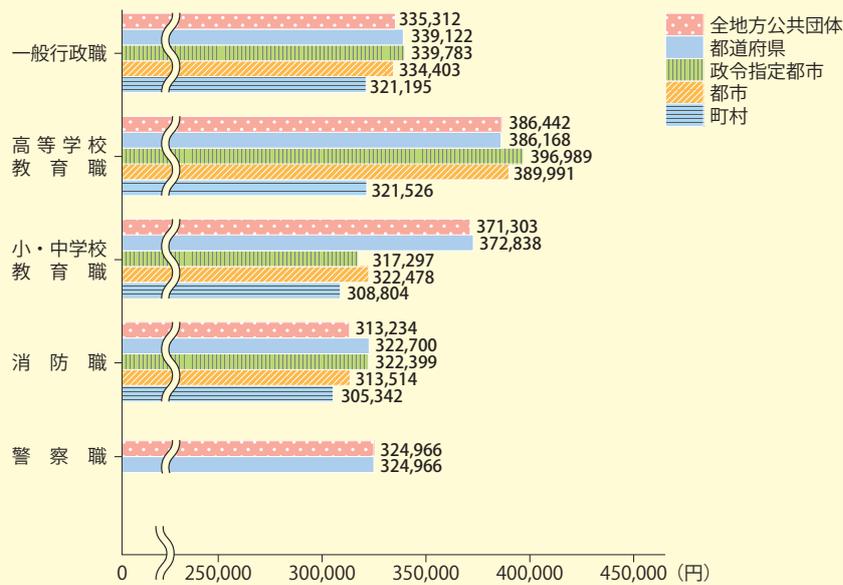


また、職員給の部門別構成比を団体種類別にみると、都道府県においては市町村立義務教育諸学校教職員の人件費を負担していることから、教育関係が最も大きな割合（64.4%）を占め、警察関係（19.8%）と合わせて全体の84.2%を占めている。

一方、市町村においては議会・総務関係が最も大きな割合（24.3%）を占めており、以下、民生関係（19.8%）、教育関係（16.4%）、消防関係（14.7%）、衛生関係（11.6%）の順となっている。

次に、平成23年4月1日現在における地方公務員（普通会計分）1人当たりの平均給料月額を主な職種別及び団体種類別にみると、**第57図**のとおりである。職種により平均給料月額に差があるのは、主として、職種別の年齢構成、給料表の構造等の違いによるものである。

第57図 地方公務員1人当たり平均給料月額（普通会計、団体種類別、職種別）



(注) 1 「地方公務員給与実態調査」（平成23年4月1日現在）により算出。
 2 「都市」には、中核市、特別市を含む（政令指定都市を除く）。
 3 「高等学校教育職」には、専修学校、各種学校及び特別支援学校の教育職を含み、「小・中学校教育職」には、幼稚園教育職を含む。

(イ) 地方公務員の数 [資料編：第78表]

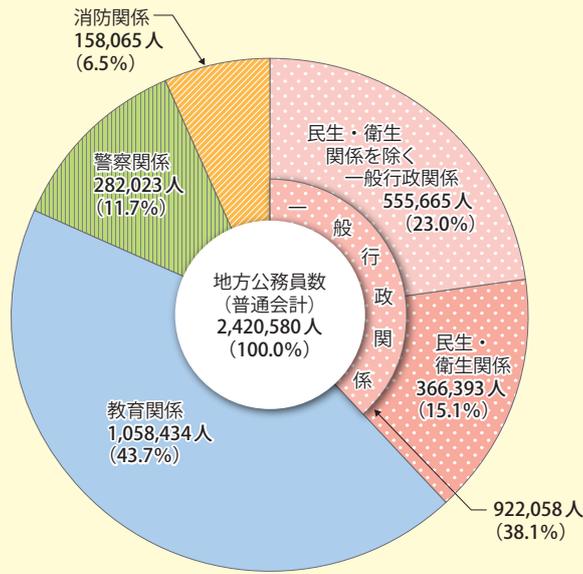
地方公共団体の職員数（普通会計分）は、平成元年以降増加してきたが、事務事業の見直し、組織の合理化、民間委託等の取組が行われたことなどから、平成7年以降16年連続して減少しており、23年4月1日現在の職員数は242万580人で、前年同期と比べると2万1,310人減少（0.9%減）している。

職員の部門別構成比は、**第58図**のとおりであり、教育関係職員が最も大きな割合（全地方公務員数の43.7%）を占め、以下、一般行政関係職員（同38.1%）、警察関係職員（同11.7%）、消防関係職員（同6.5%）の順となっている。なお、職員構成比を団体種類別にみると、都道府県においては教育関係職員が62.7%、一般行政関係職員が16.4%を占め、市町村においては一般行政関係職員が69.9%、教育関係職員が15.9%を占めている。

部門別職員数を前年同期と比べると、警察関係職員が714人増加、消防関係職員が223人増加となっているが、一般行政関係職員が1万3,802人減少、教育関係職員が8,445人減少している。一般行政関係職員の増減の内訳をみると、衛生関係職員が2,892人減少、土木関係職員が2,792人減少、議会・総務関係職員が2,618人減少、民生関係職員が2,556人減少、農林水産関係職員が1,646人減少、税務関係職員が1,048人減少、労働関係職員が186人減少、商工関係職員が64人減少している。

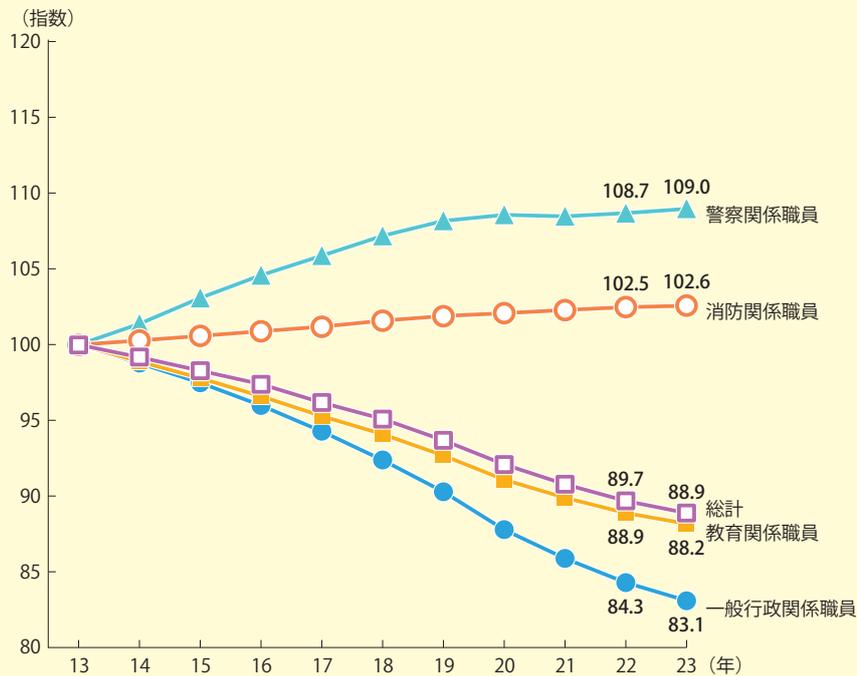
また、部門別職員数の推移は、**第59図**のとおりであり、近年は、一般行政関係職員、教育関係職員が

第58図 地方公務員数の状況



(注) 「地方公務員給与実態調査」(平成23年4月1日現在) により算出。

第59図 地方公務員数の推移

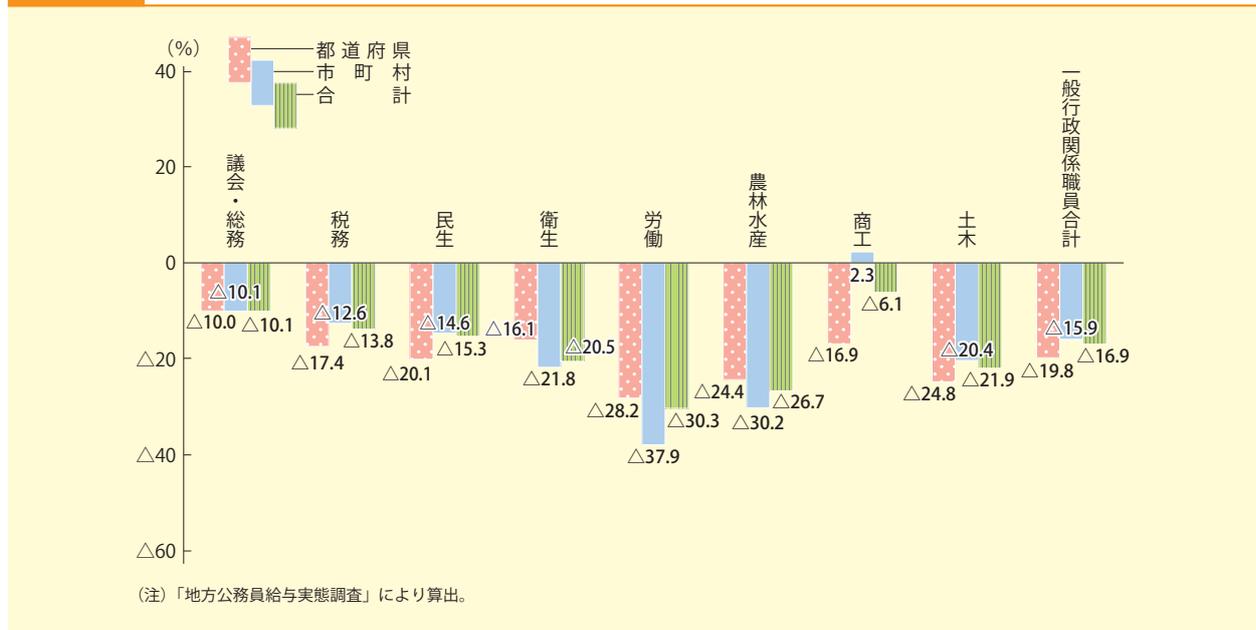


(注) 1 「地方公務員給与実態調査」(平成23年4月1日現在) により算出。
 2 平成13年4月1日現在の人数を100とした場合の指数である。

減少傾向にあり、消防関係職員、警察関係職員が増加傾向にある。

さらに、10年前(平成13年4月1日現在)と比較した一般行政関係職員の部門別、団体種別増減状況は、第60図のとおりである。

第60図 一般行政関係職員の部門別、団体種類別増減状況（平成23年4月1日と平成13年4月1日との比較）



(ウ) 地方議会議員の数

都道府県議会議員の定数は、平成22年12月31日現在で前年度と同数の2,784人となっている。

また、市町村議会議員の定数は、3万3,695人（対前年度同期比987人減少、同2.8%減）となっている。

■ 扶助費 [資料編：第81表]

扶助費は、社会保障制度の一環として、生活困窮者、児童等を援助するために要する経費である。

この扶助費の決算額は11兆2,373億円であり、前年度と比べると23.7%増（前年度7.1%増）となっている。

また、扶助費の歳出総額に占める割合は、前年度と比べると2.4ポイント上昇して11.9%となっている。

扶助費の目的別の内訳をみると、児童福祉費が4兆9,513億円で最も大きな割合（扶助費総額の44.1%）を占め、以下、生活保護費の3兆3,758億円（同30.0%）、社会福祉費の2兆1,346億円（同19.0%）、老人福祉費の2,257億円（同2.0%）の順となっている。

各費目の決算額を前年度と比べると、社会福祉費が9.1%増（前年度10.5%増）、生活保護費が10.6%増（前年度11.2%増）、老人福祉費が3.6%減（同2.8%増）、児童福祉費が48.5%増（前年度2.2%増）となっている。

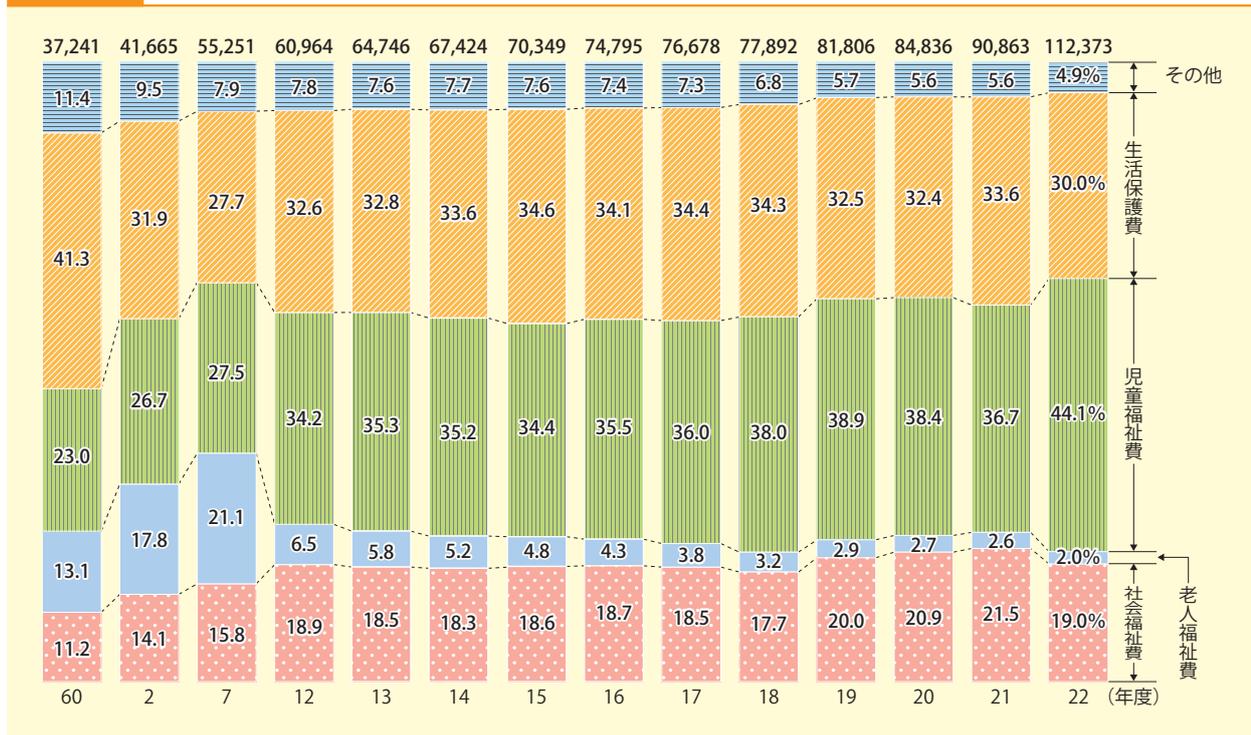
次に、扶助費のうち地方公共団体の単独施策分をみると、その額は1兆7,997億円で、前年度と比べると13.2%増（前年度5.0%増）となっている。

単独施策分を団体種類別にみると、都道府県においては1,877億円（都道府県の扶助費総額の18.1%）、市町村においては1兆6,121億円（市町村の扶助費総額の15.8%）となっている。

また、目的別の内訳をみると、児童福祉費が9,200億円で最も大きな割合（単独施策分総額の51.1%）を占め、以下、社会福祉費の4,610億円（同25.6%）、老人福祉費の2,164億円（同12.0%）の順となっている。

なお、扶助費に充当された財源の内訳をみると、生活保護費負担金及び児童保護費負担金等の国庫支出金が5兆8,808億円（同52.3%）、次いで一般財源等が4兆8,441億円（同43.1%）となっている。

第61図 扶助費の目的別内訳の構成比の推移



公債費 [資料編：第98表～第99表]

公債費は、地方債元利償還金及び一時借入金利子の支払いに要する経費である。

公債費の決算額は12兆9,498億円で、前年度と比べると0.8%増（前年度2.1%減）となっている。なお、歳出総額に占める公債費の割合は、前年度より0.3ポイント上昇して13.7%となっている。

公債費の内訳をみると、地方債元金償還金が10兆6,353億円（公債費総額の82.1%）、地方債利子が2兆3,065億円（同17.8%）、一時借入金利子が80億円（同0.1%）となっている。

各費目の決算額を前年度と比べると、地方債元金償還金が1.5%増（前年度1.8%減）、地方債利子が2.4%減（同3.4%減）となっている。また、一時借入金利子は39.6%減（同3.5%減）となっている。

公債費を団体種類別にみると、都道府県においては前年度と比べると3.1%増（前年度2.2%減）、市町村においては前年度と比べると1.7%減（同2.2%減）となっている。

また、歳出総額に占める割合は、都道府県においては前年度と比べると0.7ポイント上昇の13.8%となっており、市町村においては前年度と比べると0.2ポイント低下の12.0%となっている。

なお、公債費に充当された財源の内訳をみると、一般財源等が12兆3,920億円（公債費総額の95.7%）となっており、使用料、手数料等の特定財源が3,371億円（同2.6%）となっている。

(2) 投資的経費 [資料編：第73表]

投資的経費は、道路・橋りょう、公園、学校、公営住宅の建設等社会資本の整備に要する経費であり、普通建設事業費、災害復旧事業費及び失業対策事業費からなっている。

投資的経費の決算額は13兆4,961億円で、前年度と比べると7.0%減（前年度10.2%増）となっている。

投資的経費の歳出総額に占める割合を前年度と比べると、0.9ポイント減少の14.2%となっている。

投資的経費の内訳をみると、普通建設事業費は98.8%、災害復旧事業費は1.2%、失業対策事業費は0.0%となっている。

ア 普通建設事業費 [資料編：第83表]

普通建設事業費は、公共又は公用施設の新増設等に要する経費である。

この普通建設事業費の決算額は13兆3,334億円であり、前年度と比べると7.3%減（前年度10.7%増）となっている。

普通建設事業費の内訳は、単独事業費（51.5%）、補助事業費（42.2%）、国直轄事業負担金（6.4%）の順となっている。

また、各費目の決算額を前年度と比べると、単独事業費は4.7%減（前年度11.8%増）、補助事業費は4.7%減（同9.9%増）、国直轄事業負担金は33.7%減（同8.6%増）となっている。

近年の普通建設事業費の推移は、第15表のとおりである。

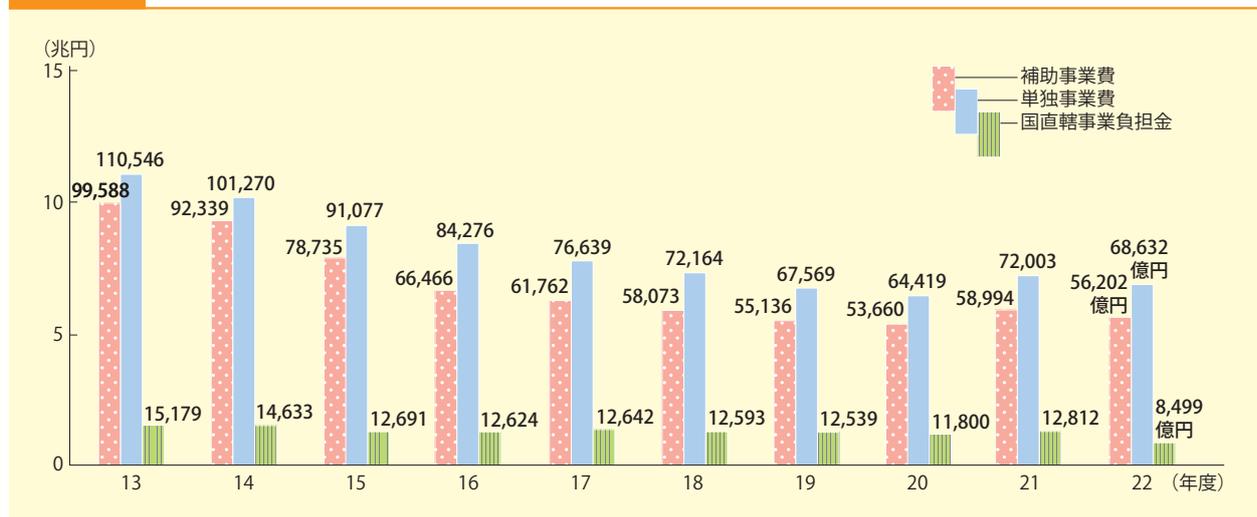
また、普通建設事業費の内訳の推移は、第62図のとおりである。

第15表 普通建設事業費（補助・単独）の推移

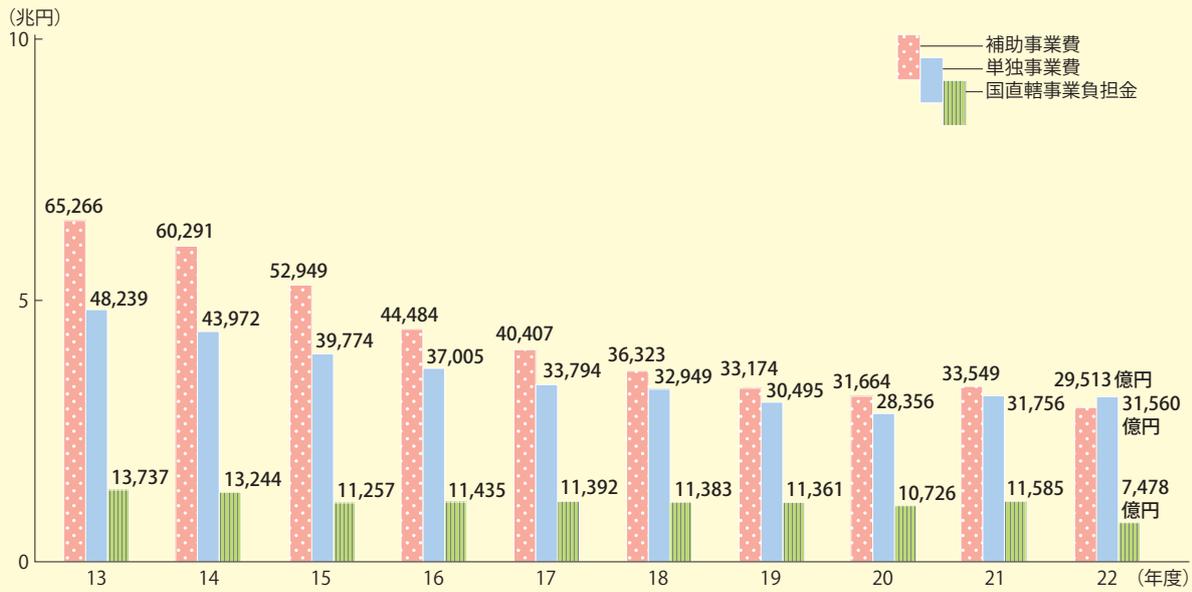
(単位 億円・%)

区 分	平成13年度	14	15	16	17	18	19	20	21	22
普通建設事業費 (A)	225,312	208,242	182,503	163,367	151,043	142,829	135,243	129,879	143,809	133,334
うち 補助事業 (B)	99,588	92,339	78,735	66,466	61,762	58,073	55,136	53,660	58,994	56,202
うち 単独事業 (C)	110,546	101,270	91,077	84,276	76,639	72,164	67,569	64,419	72,003	68,632
普通建設事業費に占める割合 (B)/(A)	44.2	44.3	43.1	40.7	40.9	40.7	40.8	41.3	41.0	42.2
(C)/(A)	49.1	48.6	49.9	51.6	50.7	50.5	50.0	49.6	50.1	51.5

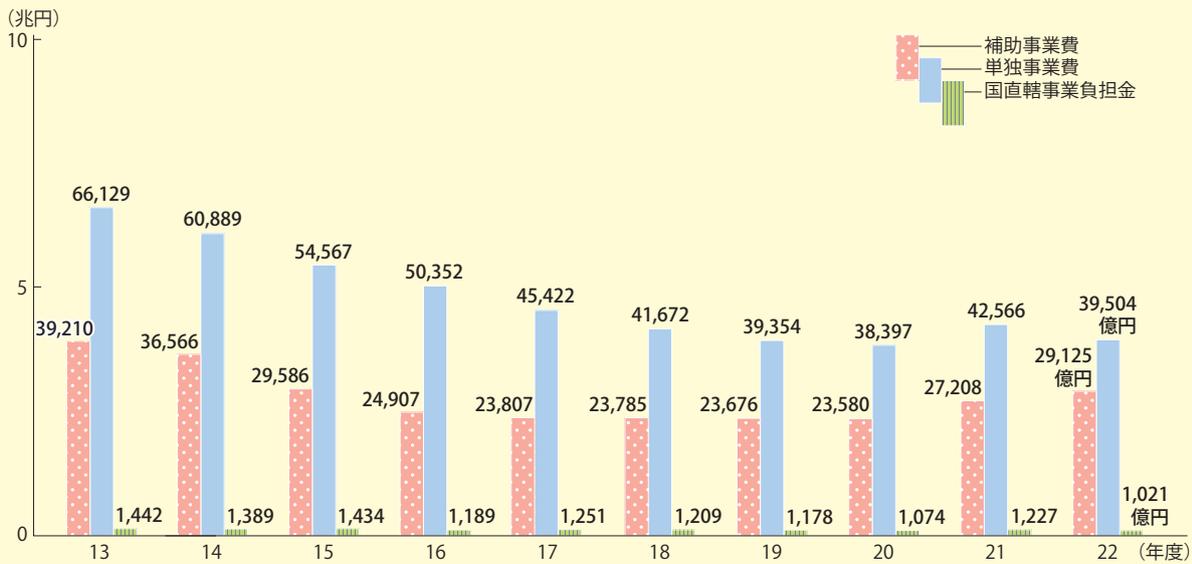
第62図 普通建設事業費の推移（その1 純計）



第62図 普通建設事業費の推移（その2 都道府県）



第62図 普通建設事業費の推移（その3 市町村）



(ア) 普通建設事業費の目的別内訳 [資料編：第83表～第87表]

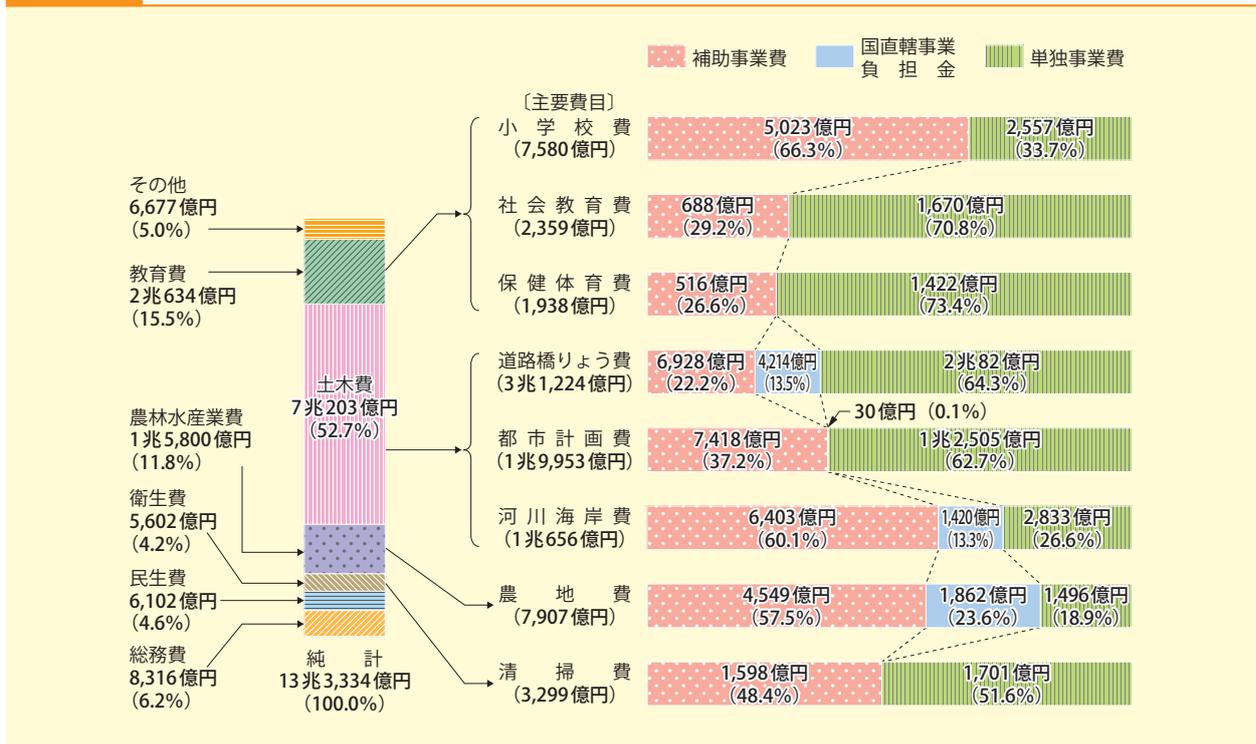
普通建設事業費の目的別の内訳をみると、第63図のとおりであり、土木費が最も大きな割合（普通建設事業費総額の52.7%）を占め、以下、教育費（同15.5%）、農林水産業費（同11.8%）の順となっている。

さらに、これらの費目を内訳別にみると、土木費のうちの道路橋りょう費が最も大きな割合（普通建設事業費総額の23.4%）を占め、以下、都市計画費（同15.0%）、河川海岸費（同8.0%）の順となっている。

また、これを団体種類別にみると、都道府県においては道路橋りょう費（同29.3%）、河川海岸費（同14.1%）、都市計画費（同10.3%）、農地費（同10.3%）、林業費（同5.5%）の順となっており、市町村においては都市計画費（同19.0%）、道路橋りょう費（同16.1%）、小学校費（同10.7%）、中学校費（同6.9%）、清掃費（同4.5%）の順となっている。

次に、補助事業費及び単独事業費の構成比をみると、総務費、民生費、衛生費、労働費、商工費、土木

第63図 普通建設事業費の目的別（補助・単独）の状況



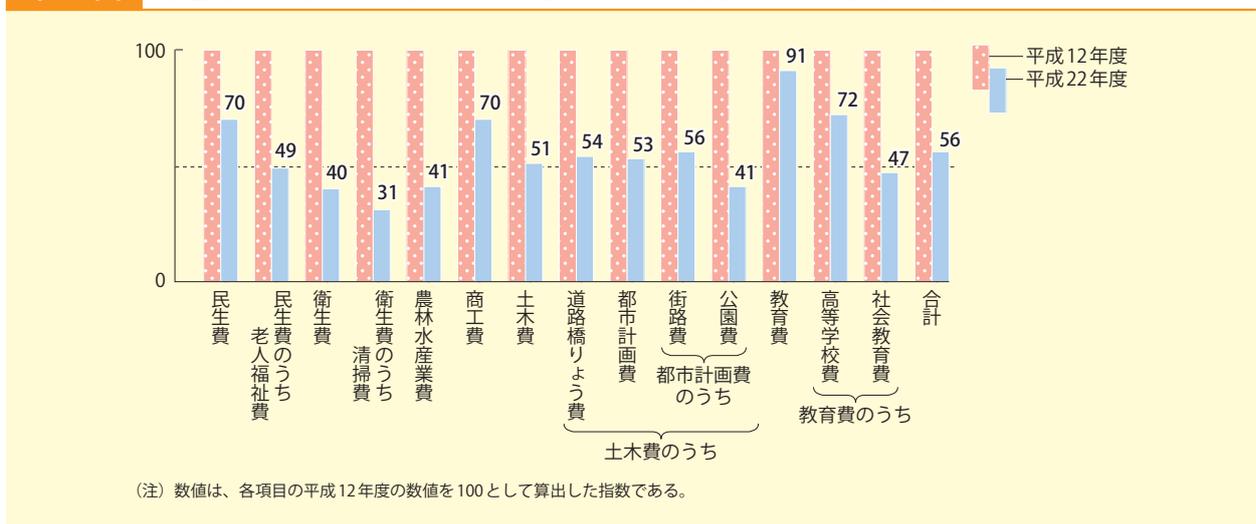
費及び消費費においては単独事業費が補助事業費の割合を上回っているのに対し、農林水産業費及び教育費においては補助事業費が単独事業費の割合を上回っている。

主な費目をその内訳別にさらに詳細にみると、土木費では、道路橋りょう費及び都市計画費は単独事業費が補助事業費の割合を上回っているのに対し、河川海岸費、港湾費及び住宅費は、補助事業費が単独事業費の割合を上回っている。

また、教育費では高等学校費、社会教育費、保健体育費及び大学費で、民生費では社会福祉費及び老人福祉費で、衛生費では清掃費で、単独事業費が補助事業費の割合を上回っている。一方、農林水産業費では、農業費、畜産費、農地費、林業費及び水産業費で、補助事業費が単独事業費の割合を上回っている。

なお、普通建設事業費の目的別内訳の10年前（平成12年度）の決算額との比較については、第64図のとおりである。

第64図 普通建設事業費の目的別内訳の状況（平成12年度と平成22年度との比較）



(イ) 補助事業費 [資料編：第84表]

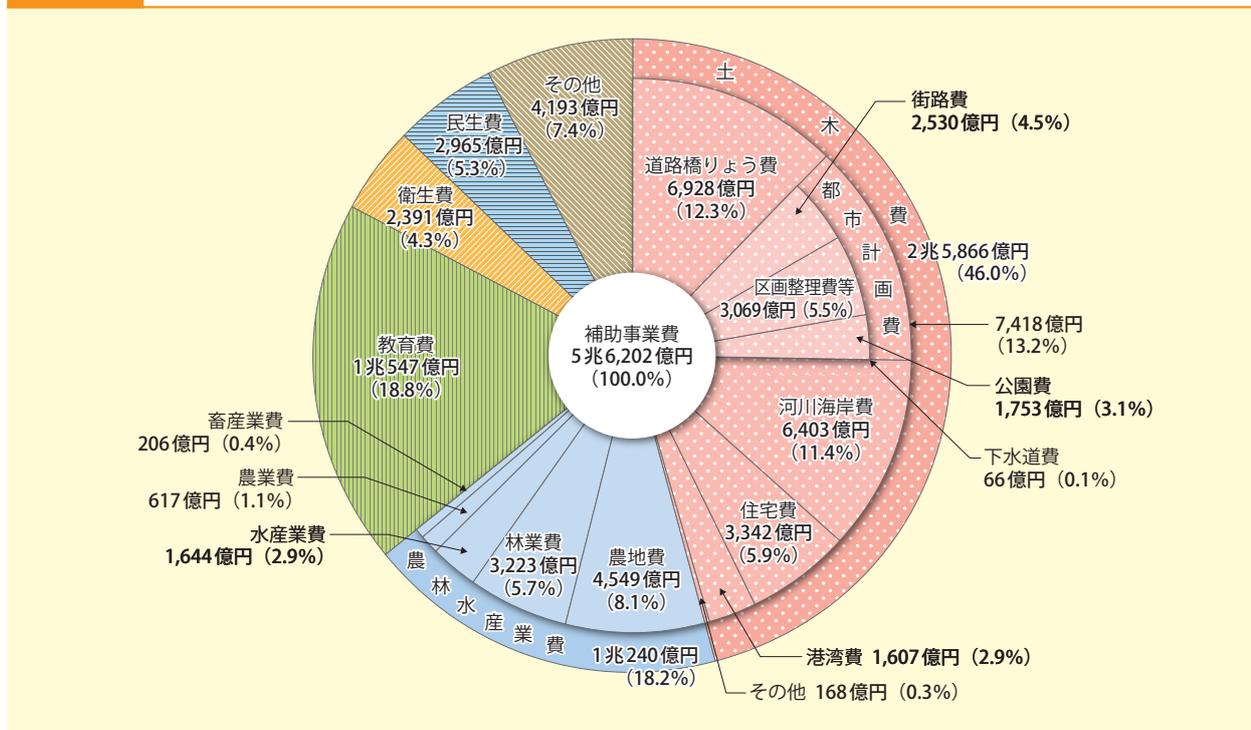
補助事業費は、地方公共団体が国からの負担金又は補助金を受けて実施する事業に要する経費である。補助事業費の決算額は5兆6,202億円で、前年度と比べると4.7%減（前年度9.9%増）となっている。これを団体種類別にみると、都道府県においては12.0%減（前年度6.0%増）、市町村においては7.0%増（同15.4%増）となっている。

補助事業費の目的別の内訳をみると、第65図のとおりであり、土木費が最も大きな割合（補助事業費総額の46.0%）を占め、以下、教育費（同18.8%）、農林水産業費（同18.2%）、民生費（同5.3%）の順となっている。

さらに、これらの費目を内識別にみると、都市計画費が最も大きな割合（同13.2%）を占め、以下、道路橋りょう費（同12.3%）、河川海岸費（同11.4%）の順となっている。

これを団体種類別にみると、都道府県においては河川海岸費（同20.5%）、道路橋りょう費（同16.8%）、農地費（同15.7%）の順となっており、市町村においては都市計画費（同19.2%）、小学校費（同17.2%）、中学校費（同11.3%）の順となっている。

第65図 補助事業費の目的別内訳の状況



(ウ) 単独事業費 [資料編：第86表]

単独事業は、地方公共団体が国の補助等を受けずに自主的・主体的に地域の実情等に応じて実施する事業である。

単独事業費の決算額は6兆8,632億円で、前年度と比べると4.7%減（前年度11.8%増）となっている。

これを団体種類別にみると、都道府県においては0.6%減（前年度12.0%増）、市町村においては7.2%減（同10.9%増）となっている。

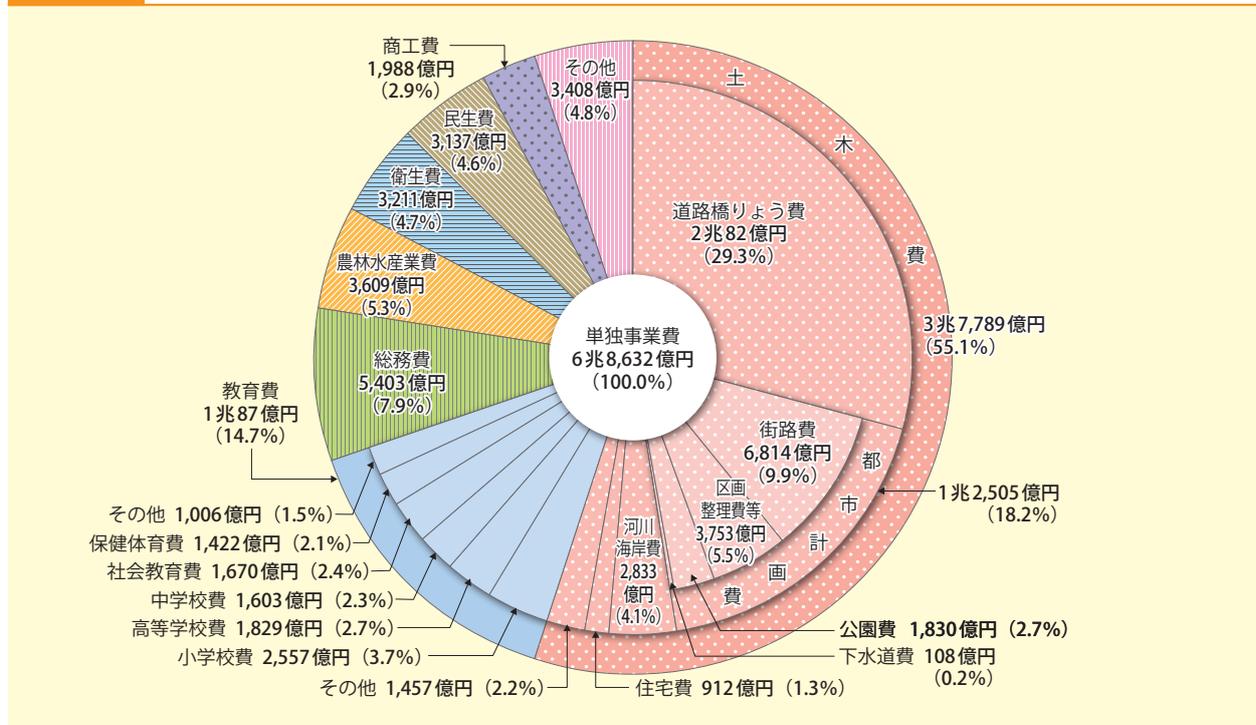
単独事業費の目的別の内訳をみると、第66図のとおりであり、土木費が最も大きな割合（単独事業費総額の55.1%）を占め、以下、教育費（同14.7%）、総務費（同7.9%）の順となっている。

さらに、これらの費目を内識別にみると、道路橋りょう費が最も大きな割合（同29.3%）を占め、以

下、都市計画費（同18.2%）、河川海岸費（同4.1%）の順となっている。

また、これを団体種類別にみると、都道府県においては道路橋りょう費（同36.4%）、都市計画費（同16.4%）、河川海岸費（同6.9%）の順となっており、市町村においては道路橋りょう費（同22.1%）、都市計画費（同19.0%）、小学校費（同6.5%）の順となっている。

第66図 単独事業費の目的別内訳の状況



(工) 国直轄事業負担金 [資料編：第85表]

国直轄事業負担金は、国が道路、河川、砂防、港湾等の土木事業等を直轄で実施する場合において、法令の規定により地方公共団体がその一部を負担する経費である。

国直轄事業負担金の決算額は8,499億円で、前年度と比べると33.7%減（前年度8.6%増）となっている。

国直轄事業負担金の目的別の内訳をみると、土木費が77.0%、農林水産業費が23.0%となっている。

さらに、これらの費目を内訳別にみると、道路橋りょう費が最も大きな割合（国直轄事業負担金総額の49.6%）を占め、以下、農地費（同21.9%）、河川海岸費（同16.7%）の順となっている。

(オ) 普通建設事業費の充当財源 [資料編：第83表～第86表]

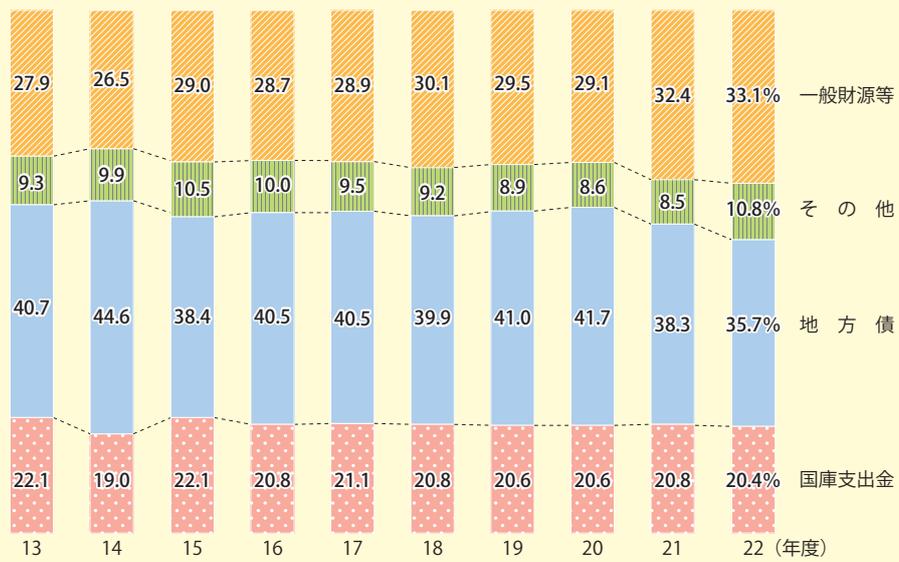
普通建設事業費に充当された主な財源の内訳をみると、地方債が最も大きな割合（普通建設事業費総額の35.7%）を占めており、以下、一般財源等（同33.1%）、国庫支出金（同20.4%）の順となっている。

普通建設事業費に充当された主な財源の決算額の構成比を前年度と比べると、地方債は2.6ポイントの低下、一般財源等は0.7ポイントの上昇、国庫支出金は0.4ポイントの低下となっている。

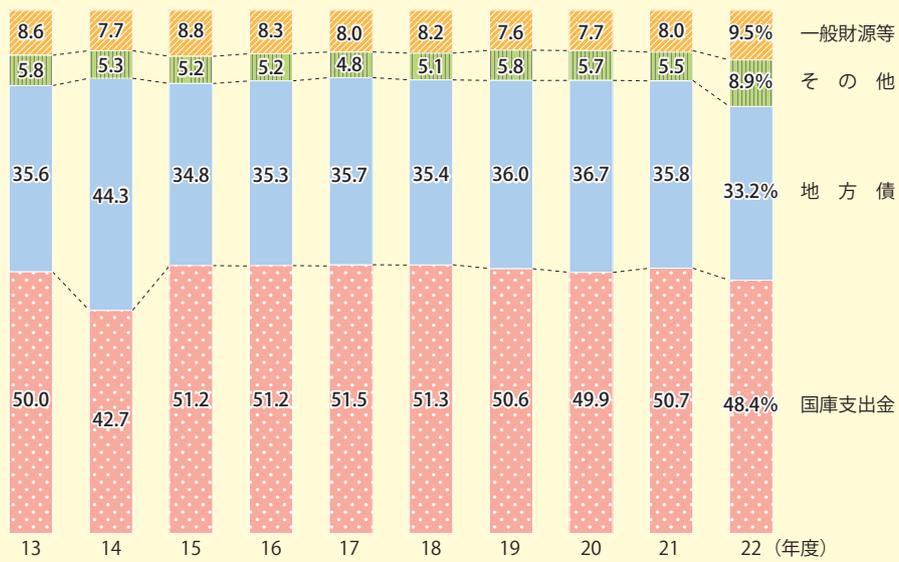
また、これを補助事業費及び単独事業費に分けてみると、補助事業費については、国庫支出金が48.4%、地方債が33.2%、一般財源等が9.5%となっており、単独事業費については、一般財源等が54.7%、地方債が32.6%となっている。

普通建設事業費に充当された主な財源の内訳の推移は、第67図のとおりである。

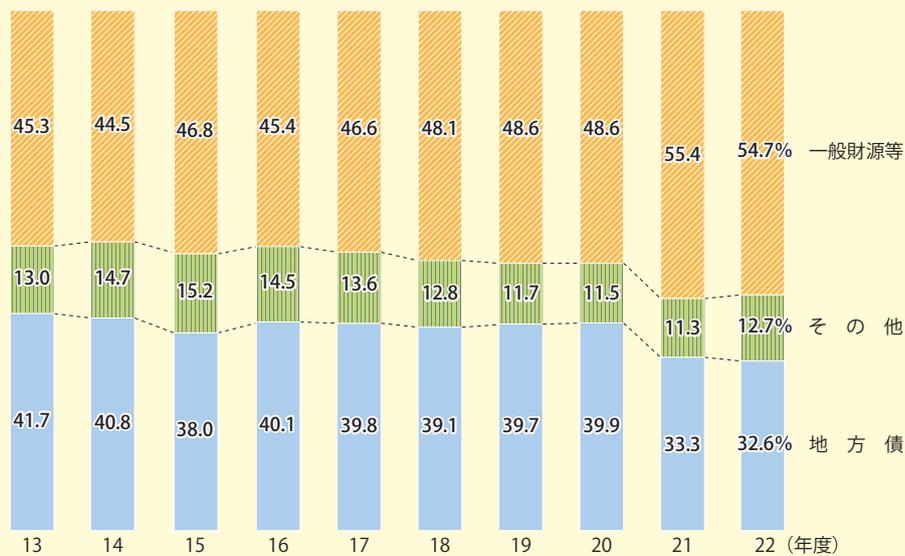
第67図 普通建設事業費の財源構成比の推移（その1 総計）



第67図 普通建設事業費の財源構成比の推移（その2 補助事業費）



第67図 普通建設事業費の財源構成比の推移（その3 単独事業費）



(カ) 用地取得費 [資料編：第88表～第90表]

地方公共団体が道路、公園、公営住宅、学校の建設等社会資本整備を推進するための用地取得に要する経費である用地取得費の決算額は1兆4,138億円で、前年度と比べて20.8%減（前年度3.3%減）となっている。

これを団体種類別にみると、都道府県においては5,366億円で28.6%減（同5.3%増）、市町村においては8,772億円で15.0%減（同8.7%減）となっている。

用地取得費の目的別の主な内訳をみると、第68図のとおりであり、土木関係が用地取得費総額の中で最も大きな割合（用地取得費総額の76.5%）を占め、次いで、教育関係（同6.6%）となっている。

さらに、土木関係の内訳をみると、都市計画が最も大きな割合（同40.6%、都道府県34.0%、市町村44.6%）を占め、次いで、道路橋りょう（同27.7%、同42.9%、同18.4%）となっている。

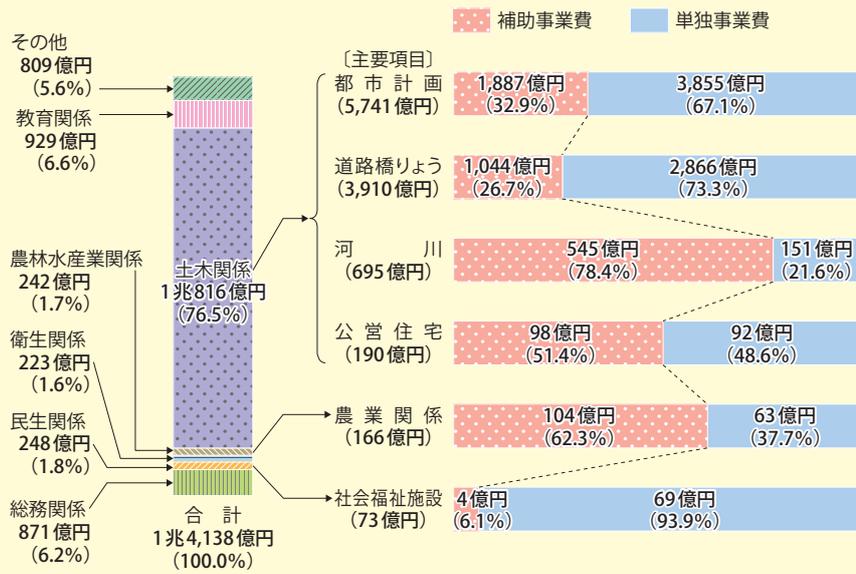
また、用地取得費のうち用地を取得するために要した移転等の補償費、賠償費は4,267億円で、用地取得費に占める割合は、前年度と比べると2.1ポイント上昇の30.2%（都道府県48.3%、市町村19.1%）となっている。

取得用地面積（債務負担行為等に係るものを含む。）は8,042万4千 m^2 （都道府県2,934万3千 m^2 、市町村5,108万1千 m^2 ）であり、前年度と比べると12.2%増となっている。

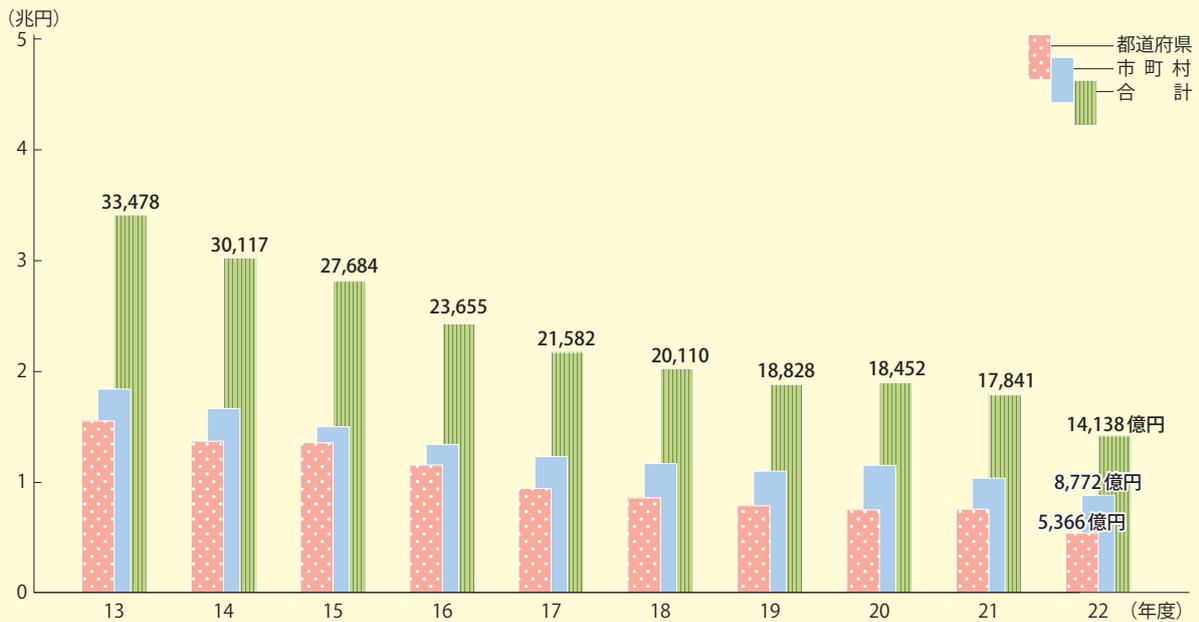
用地取得費の推移は、第69図のとおりである。

また、普通建設事業費に占める用地取得費の割合の推移は、第16表のとおりであり、平成22年度は10.6%（都道府県7.8%、市町村12.3%）となっている。

第68図 用地取得費の目的別（補助・単独）の状況



第69図 用地取得費の推移



第16表 普通建設事業費に占める用地取得費の割合の推移

区 分	平成 13年度	14	15	16	17	18	19	20	21	22
都 道 府 県	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%
市 町 村	11.8	11.6	12.7	11.7	10.9	10.6	10.5	10.1	9.8	7.8
政令指定都市	16.7	16.2	16.4	16.1	16.8	16.9	16.6	17.5	14.2	12.3
特別区	21.8	22.0	24.0	22.8	22.7	23.8	22.4	22.5	19.6	16.3
中核市	26.3	25.4	23.0	22.5	30.6	24.6	25.2	31.1	25.5	17.6
特例市	17.5	17.6	19.4	17.0	16.2	16.3	15.9	18.3	16.4	15.0
都 市	24.2	22.7	20.6	25.5	22.9	21.9	18.6	20.6	18.2	17.8
町 村	20.7	19.8	18.5	16.6	16.1	15.7	15.6	15.5	12.2	11.6
一部事務組合等	9.4	9.2	8.7	8.8	8.8	8.8	8.7	7.8	5.6	4.9
合 計	3.3	2.9	4.9	2.4	1.6	3.1	1.7	1.8	2.7	3.2
	14.1	13.7	14.4	13.8	13.6	13.5	13.9	14.2	12.4	10.6

災害復旧事業費 [資料編：第91表]

災害復旧事業費は、地震、台風その他異常な自然現象等の災害によって被災した施設を原形に復旧するために要する経費である。

この災害復旧事業費の決算額は1,599億円で、前年度と比べると18.5%増（前年度28.0%減）となっている。

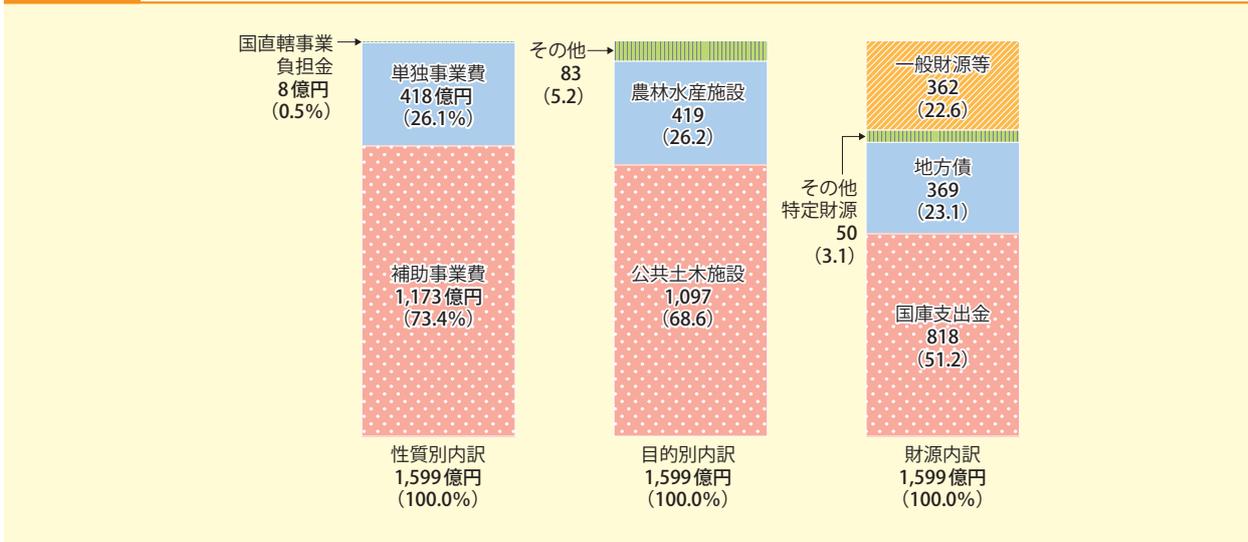
災害復旧事業費の内訳をみると、**第70図**のとおりである。

災害復旧事業費の決算額を前年度と比べると、補助事業費が1,173億円で22.9%増（前年度37.5%減）、単独事業費が418億円で12.8%増（同26.0%増）、国直轄事業負担金が8億円で66.8%減（同54.9%減）となっている。

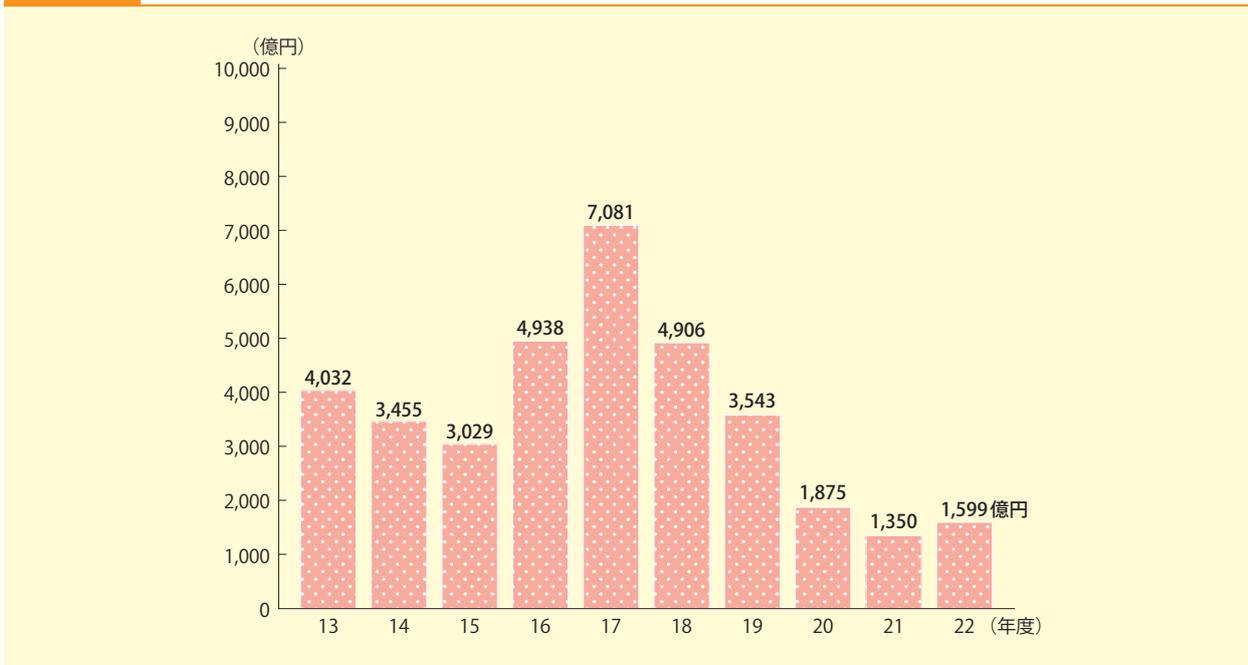
また、目的別内訳の構成比をみると、道路、河川、海岸、港湾、漁港等の公共土木施設関係（災害復旧事業費総額の68.6%）と農地、農業用施設等の農林水産施設関係（同26.2%）で全体の94.8%を占めている。

さらに、災害復旧事業費に充当された財源の内訳をみると、国庫支出金が最も大きな割合（同51.2%）を占め、次いで地方債（同23.1%）となっており、これらの財源で充当された財源の74.3%を占めている。

第70図 災害復旧事業費の状況



第71図 災害復旧事業費の推移



☑ 失業対策事業費 [資料編：第92表]

失業対策事業費は、失業者に就業の機会を与えることを主たる目的として、道路、河川、公園の整備等を行う事業に要する経費である。

この失業対策事業費の決算額は28億円で、前年度と比べると4.9%増（前年度5.1%増）となっている。

その内訳をみると、補助事業費が24億円（失業対策事業費総額の85.5%）、単独事業費が4億円（同14.5%）となっている。

また、失業対策事業費に充当された財源は、国庫支出金が11億円（同39.4%）、一般財源等が9億円（同31.3%）等となっている。

(3) その他の経費 [資料編：第73表、第97表]

その他の経費には、物件費、維持補修費、補助費等、繰出金、積立金、投資及び出資金、貸付金並びに前年度繰上充用金があり、その決算額は33兆5,556億円で、前年度と比べると5.9%減（前年度17.8%増）となっている。

その他の経費の内訳をみると、**第17表**のとおりである。

その他の経費の歳出総額に対する割合をみると、補助費等が9.9%（前年度11.1%）、物件費が8.5%（同8.3%）、貸付金が6.9%（同6.8%）、繰出金が5.3%（同5.1%）、積立金が3.3%（同4.4%）の順となっている。

なお、その他の経費のうち地方公営企業会計に対する繰出しの状況についてみると、法適用企業の地方公営企業会計に対する繰出しは2兆56億円、法非適用企業の地方公営企業会計に対する繰出し（繰出金）は1兆3,027億円で、合計3兆3,084億円となっており、これを前年度と比べると3.9%減（前年度1.2%減）となっている。

第17表 その他の経費の状況

区 分	決 算 額		増 減 率	
	平成22年度	平成21年度	平成22年度	平成21年度
	億円	億円	%	%
物 件 費	80,203	79,388	1.0	6.1
維 持 補 修 費	10,626	10,517	1.0	7.1
補 助 費 等	94,042	106,832	△12.0	32.1
繰 出 金	49,938	48,647	2.7	1.9
積 立 金	31,393	41,874	△25.0	47.4
投 資 及 び 出 資 金	4,105	3,943	4.1	△16.8
貸 付 金	65,200	65,122	0.1	16.3
前年度繰上充用金	49	404	△87.9	△16.2
合 計	335,556	356,727	△ 5.9	17.8

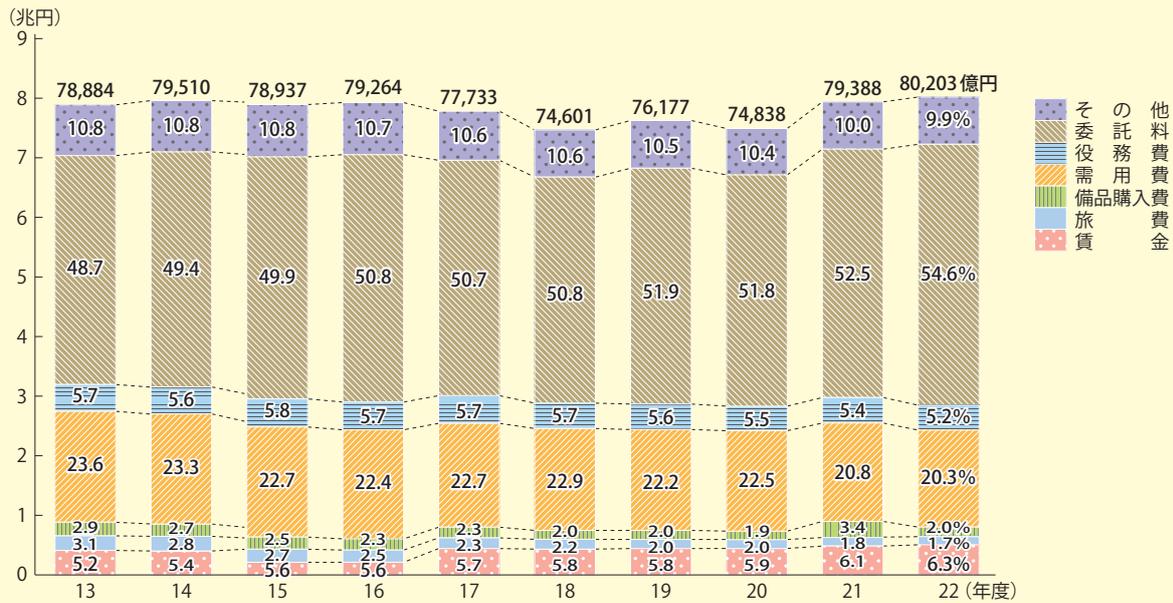
☑ 物件費 [資料編：第79表]

賃金、旅費、役務費、委託料等の経費である物件費の決算額は8兆203億円であり、前年度と比べると1.0%増（前年度6.1%増）となっている。

その構成比については、委託料が最も大きな割合（物件費総額の54.6%）を占め、次いで消耗品の取得等に要する需用費（同20.3%）となっており、これらの経費で物件費総額の74.9%を占めている。

なお、物件費の内訳の推移は、**第72図**のとおりである。

第72図 物件費の推移

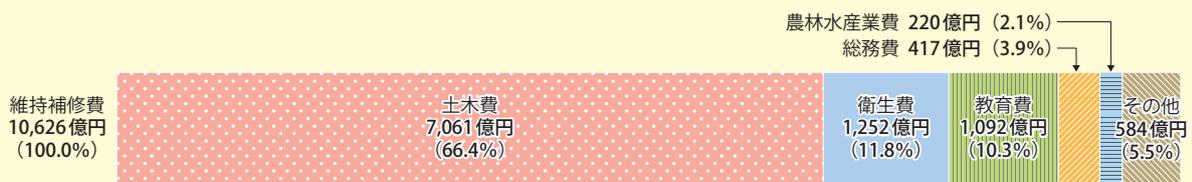


維持補修費 [資料編：第80表]

地方公共団体が管理する公共用施設等の維持に要する経費である維持補修費の決算額は1兆626億円で、前年度と比べると1.0%増（前年度7.1%増）となっている。

維持補修費の目的別内訳の状況は、第73図のとおりであり、土木費の7,061億円（維持補修費総額の66.4%）、衛生費の1,252億円（同11.8%）、教育費の1,092億円（同10.3%）の順となっており、道路・橋りょう、公営住宅等の土木関係施設、清掃施設等の衛生関係施設及び小・中学校等の教育関係施設に係るものの合計で維持補修費総額の88.5%を占めている。

第73図 維持補修費の目的別内訳の状況



補助費等 [資料編：第82表]

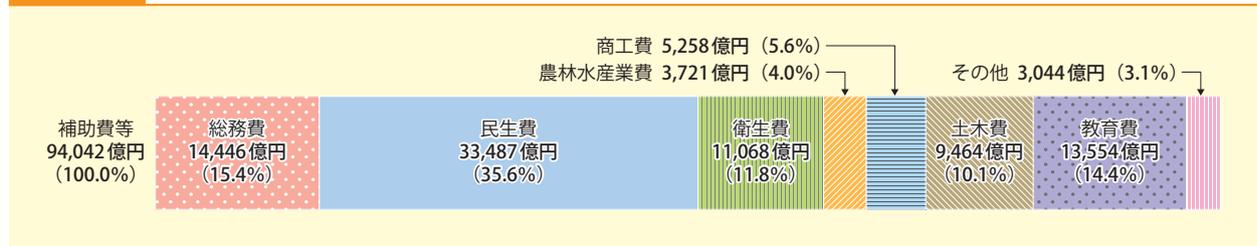
地方公営企業会計（法適用企業）に対する負担金、さまざまな団体等への補助金、報償費、寄附金等の補助費等の決算額は9兆4,042億円で、前年度と比べると12.0%減（前年度32.1%増）となっている。

補助費等の目的別内訳の状況は、第74図のとおりであり、民生費が3兆3,487億円で最も大きな割合（補助費等総額の35.6%）を占め、以下、総務費の1兆4,446億円（同15.4%）、教育費の1兆3,554億円（同14.4%）、衛生費の1兆1,068億円（同11.8%）、土木費の9,464億円（同10.1%）、商工費の5,258億円（同5.6%）、農林水産業費の3,721億円（同4.0%）の順となっている。

補助費等のうち、法適用企業に対する負担金及び補助金は、地方公営企業の性質上一般会計等において負担すべき経費があることから支出されるものであり、その額は1兆6,500億円で、前年度と比べると3.1%減（前年度2.7%増）となっている。

事業別にみると、下水道事業に対するものが7,340億円で最も大きな割合（地方公営企業会計（法適用企業）に対する負担金及び補助金総額の44.5%）を占め、次いで、病院事業の6,289億円（同38.1%）となっており、これら二事業で総額の82.6%を占めている。以下、交通事業の1,489億円（同9.0%）、上水道事業の817億円（同5.0%）の順となっている。

第74図 補助費等の目的別内訳の状況



□ 繰出金 [資料編：第93表]

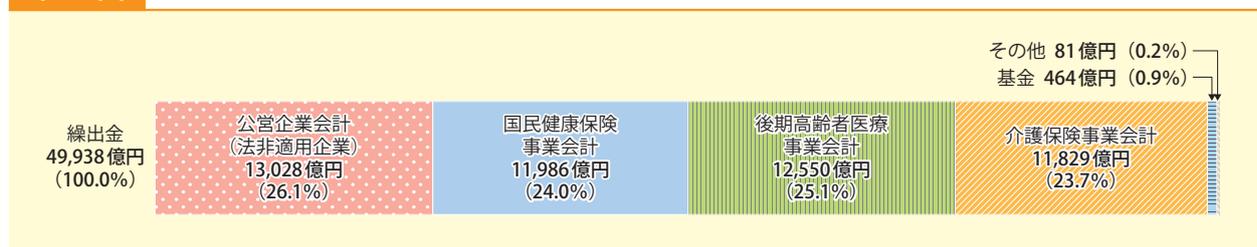
普通会計から他会計、基金（定額の資金の運用を目的とする基金）に支出する経費である繰出金の決算額は4兆9,938億円で、前年度と比べると2.7%増（前年度1.9%増）となっている。老人保健医療事業会計、地方公営企業会計（法非適用企業）及び基金に対する繰出金は減少したものの、後期高齢者医療事業会計、介護保険事業会計及び国民健康保険事業会計に対する繰出金は増加となっている。

繰出金の繰出先内訳の状況は、第75図のとおりであり、地方公営企業会計（法非適用企業）に対するものが1兆3,028億円で最も大きな割合（繰出金総額の26.1%）を占めており、以下、後期高齢者医療事業会計に対するもの1兆2,550億円（同25.1%）、国民健康保険事業会計に対するもの1兆1,986億円（同24.0%）、介護保険事業会計に対するもの1兆1,829億円（同23.7%）の順となっている。

なお、繰出金のうち、地方公営企業会計（法非適用企業）に対する繰出金は、地方公営企業の性質上一般会計等において負担すべき経費があることから支出されるものであり、その内訳を事業別にみると、下水道事業に対するものが9,841億円で最も大きな割合（地方公営企業会計（法非適用企業）に対する繰出金総額の75.5%）を占めている。

また、その下水道事業に対する繰出金を目的別にみると、公債費財源繰出が7,518億円（対前年度比6.2%減）、建設費繰出が789億円（同11.8%減）で、これらの繰出で全体の84.4%を占めている。

第75図 繰出金の繰出先内訳の状況



□ 積立金 [資料編：第94表、第102表]

特定の目的のための財産を維持又は資金を積み立てるために設立された基金等に対する経費である積立金（歳計剰余金処分による積立金を含む。）の決算額は3兆3,351億円で、前年度と比べると1兆151億円減少（対前年度比23.3%減）している。

積立金の状況は、第76図のとおりであり、積立金の内訳を基金の種類別にみると、財政調整基金に対するものは1兆1,332億円で、前年度と比べると4,780億円増加（対前年度比73.0%増）、減債基金に

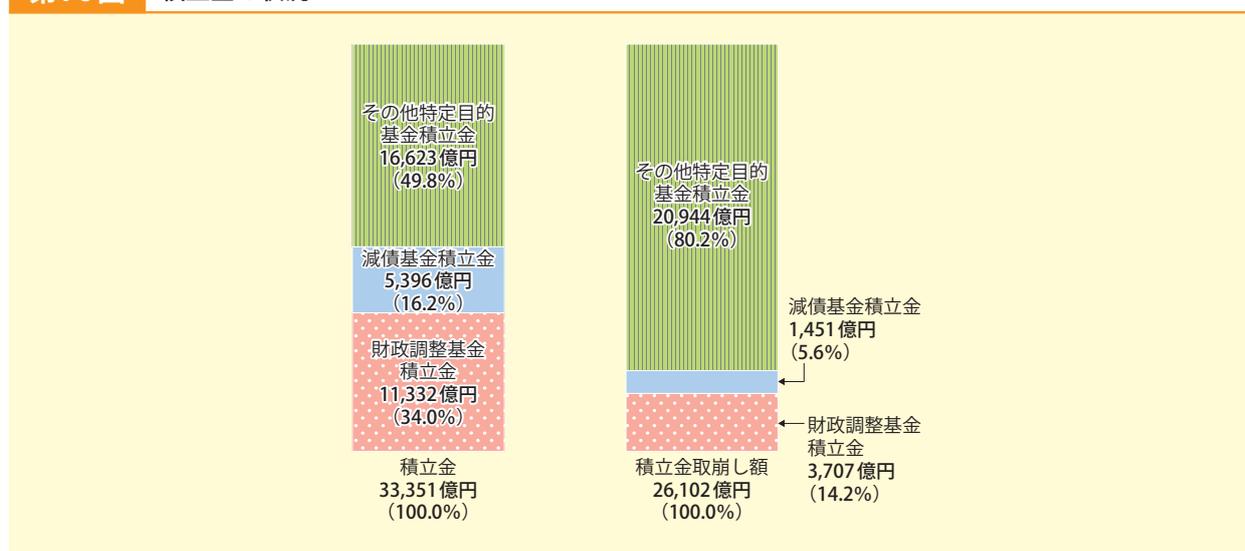
対するものは5,396億円で、2,940億円増加（同119.6%増）、その他特定目的基金に対するものは1兆6,623億円で、1兆7,870億円減少（同51.8%減）している。

一方、積立金取崩し額は2兆6,102億円で、前年度と比べると2,084億円増加（同8.7%増）している。

その内訳をみると、財政調整基金の取崩し額は3,707億円で、前年度と比べると2,236億円減少（同37.6%減）、減債基金の取崩し額は1,451億円で、1,607億円減少（同52.6%減）、その他特定目的基金の取崩し額は2兆944億円で、5,927億円増加（同39.5%増）している。

なお、平成22年度末における積立金現在高は17兆9,022億円で、前年度末と比べると7,250億円増加（同4.2%増）となっている（積立金現在高については、「2 地方財政の概況（6）将来の財政負担ウ 積立金現在高」を参照）。

第76図 積立金の状況



投資及び出資金 [資料編：第95表]

国債、地方債の取得や財団法人等への出えん、出資等のための経費である投資及び出資金の決算額は4,105億円で、前年度と比べると4.1%増（前年度16.8%減）となっている。

投資及び出資金の目的別内訳の状況は、第77図のとおりであり、衛生費に係るものが1,953億円で最も大きな割合（投資及び出資金総額の47.6%）を占め、次いで土木費に係るものが1,452億円（同35.4%）となっている。

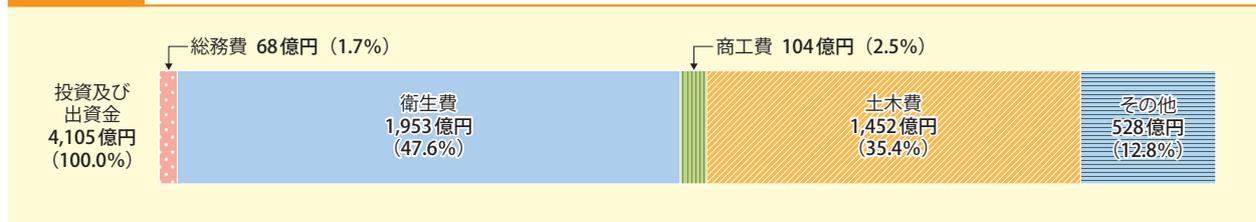
投資及び出資金のうち、地方公営企業会計（法適用企業）に対するものは2,654億円で、前年度と比べると267億円減少（対前年度比9.1%減）している。

事業別にみると、病院事業に対するものが795億円で、最も大きな割合（地方公営企業会計（法適用企業）に対する投資及び出資金総額の29.9%）を占め、以下、下水道事業の699億円（同26.4%）、上水道事業の598億円（同22.5%）、交通事業の481億円（同18.1%）の順となっている。

平成22年度末における投資及び出資金の現在高は14兆4,936億円で、前年度末と比べると3,051億円増加（対前年度末比2.2%増）している。

その内訳をみると、観光・交通関係に係るものが3兆7,292億円で最も大きな割合（投資及び出資金残高の25.7%）を占め、以下、開発関係の1兆1,879億円（同8.2%）、商工関係の1兆1,171億円（同7.7%）の順となっている。

第77図 投資及び出資金の目的別内訳の状況



目 貸付金 [資料編：第96表]

地方公共団体がさまざまな行政施策上の目的のために地域の住民、企業に貸し付ける貸付金の決算額は6兆5,200億円で、前年度と比べると0.1%増（前年度16.3%増）となっている。

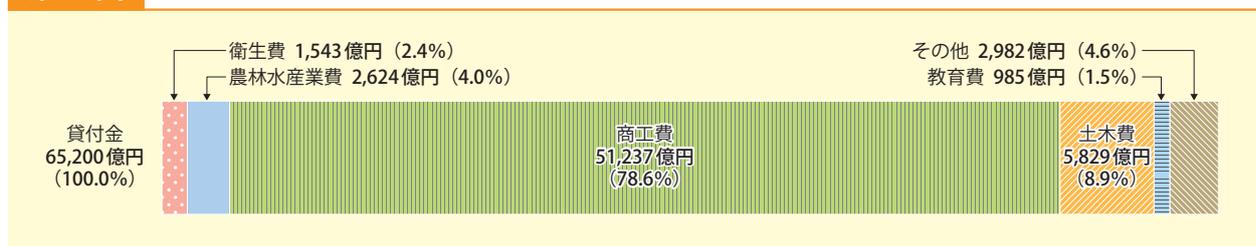
貸付金の目的別内訳の状況は、第78図のとおりであり、商工費に係るものは5兆1,237億円で、前年度と比べると890億円増加（対前年度比1.8%増）、土木費に係るものは5,829億円で、1,305億円減少（同18.3減）している。

地方公営企業会計（法適用企業）に対する貸付金は903億円で、前年度と比べると5億円増加（同0.5%増）しており、貸付金総額に占める割合は1.4%となっている。

平成22年度末の貸付金の現在高は7兆9,940億円で、前年度末と比べると417億円増加（同0.5%増）となっている。

その内訳をみると、商工関係に係るものが1兆8,474億円（貸付金現在高の23.1%）、観光・交通関係が1兆3,047億円（同16.3%）、住宅関係が6,998億円（同8.8%）等となっている。

第78図 貸付金の目的別内訳の状況



6 一部事務組合等の状況

平成22年度末における一部事務組合等による市町村事務等の共同処理及び広域的処理の状況を、団体数、市町村の加入状況及び団体の歳入歳出決算状況についてみると、次のとおりである。

(1) 団体数 [資料編：第4表]

平成22年度末の一部事務組合等の総数は1,383団体で、前年度末と比べると10団体減少している。

なお、広域的・総合的な地域振興整備や事務処理の効率化を推進するための制度として平成7年6月から施行された広域連合の団体数は114団体で、前年度末と比べると2団体増加している。

一部事務組合等の設置目的別団体数の状況は、第18表のとおりであり、し尿・ごみ処理等の衛生関係が556団体で最も大きな割合（一部事務組合等総数の40.2%）を占め、以下、広域消防等の消防関係287団体（同20.8%）、退職手当組合等の総務関係209団体（同15.1%）の順となっている。

第18表 一部事務組合等の設置目的別団体数の状況

区 分	平成22年度		平成21年度		増 減
	団 体 数	構 成 比	団 体 数	構 成 比	
		%		%	
総務関係組合	209	15.1	214	15.4	△ 5
うち退職手当組合	43	3.1	43	3.1	—
民生関係組合	87	6.3	88	6.3	△ 1
衛生関係組合	556	40.2	558	40.1	△ 2
うち { 伝 染 病 組 合	—	—	—	—	—
し尿・ごみ処理組合	471	34.1	474	34.0	△ 3
農林水産関係組合	77	5.6	79	5.7	△ 2
消防関係組合	287	20.8	286	20.5	1
教育関係組合	61	4.4	67	4.8	△ 6
うち { 小 学 校 組 合	9	0.7	9	0.6	—
中 学 校 組 合	20	1.4	21	1.5	△ 1
そ の 他	106	7.6	101	7.2	5
合 計	1,383	100.0	1,393	100.0	△ 10

(注) 設置目的は、組合の取り扱う主たる事務によって区分したものである。

(2) 市町村の一部事務組合等への加入状況

一部事務組合等に加入して事務を共同処理している市町村（一部事務組合等を除く。）の数は延べ9,802団体、一部事務組合等の数は延べ1,352団体となっており、1市町村当たり平均5.6の一部事務組合等に加入していることになる。

一部事務組合等へ加入している市町村（延べ9,802団体）をその加入する一部事務組合等の設置目的別にみると、総務関係組合へ加入している市町村は延べ3,699団体で、最も大きな割合（全体の37.7%）を占めており、以下、衛生関係組合へ加入している市町村が延べ2,563団体（同26.1%）、消防関係組合へ加入している市町村が延べ1,534団体（同15.6%）の順となっている。

(3) 一部事務組合等の歳入歳出決算 [資料編：第5表]

一部事務組合等の歳入歳出決算の状況は、**第79図**のとおりであり、歳入決算額は2兆1,221億円で、前年度と比べると0.6%減（前年度1.1%減）となっている。

歳入決算額の内訳をみると、加入市町村等からの分担金、負担金が最も大きな割合（一部事務組合等の歳入総額の75.3%）を占めており、以下、繰入金（同5.4%）、国庫支出金（同4.3%）の順となっている。

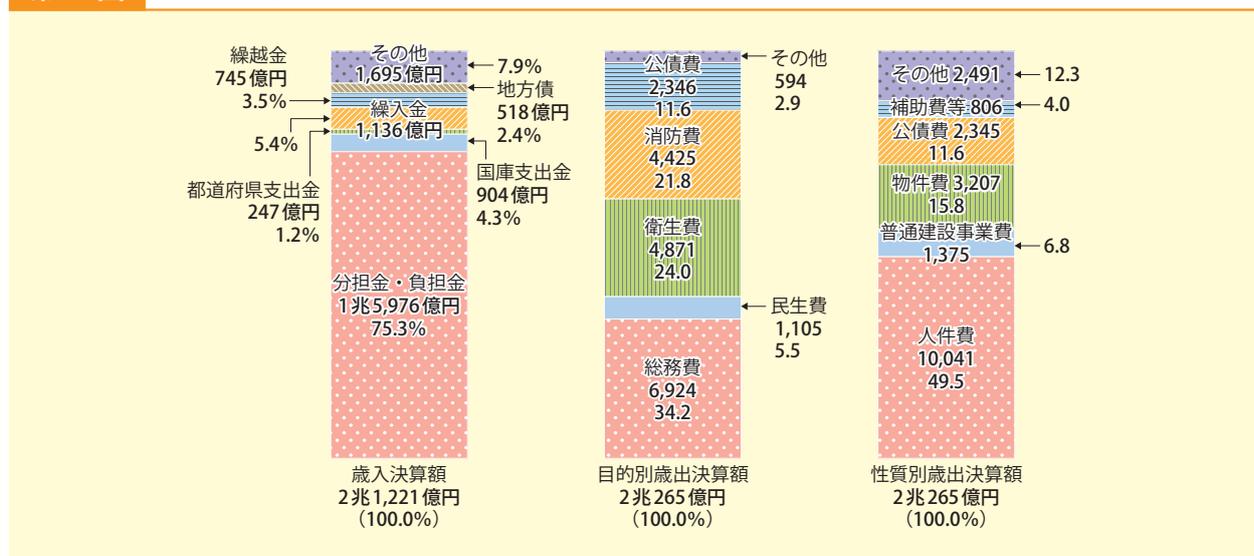
歳出決算額は2兆265億円で、前年度と比べると1.1%減（前年度1.7%減）となっている。

歳出決算額の目的別内訳は、総務費が最も大きな割合（一部事務組合等の歳出総額の34.2%）を占め、以下、衛生費（同24.0%）、消防費（同21.8%）の順となっており、これらで全体の80.0%を占めている。

市町村決算額に占める一部事務組合等の決算額の割合を目的別内訳でみると、消防費が最も大きな割合（市町村の歳出総額の27.0%）を占め、次いで、衛生費（同11.4%）、総務費（同10.3%）の順となっている。

次に、歳出決算額の性質別内訳をみると、人件費が最も大きな割合（一部事務組合等の歳出総額の49.5%）を占め、以下、物件費（同15.8%）、公債費（同11.6%）、普通建設事業費（同6.8%）の順となっている。

第79図 一部事務組合等の歳入歳出決算額の状況



第19表 市町村決算額に占める一部事務組合等の決算額の割合（目的別内訳）

(単位 億円・%)

区	分	市町村決算額	うち一部事務組合等	一部事務組合等が占める割合
総務費		67,536	6,924	10.3
衛生費		42,667	4,871	11.4
消防費		16,361	4,425	27.0
公債費		62,411	2,346	3.8
その他		332,266	1,699	0.5
歳出合計		521,241	20,265	3.9

7 地方公営事業等の状況

(1) 地方公営企業

ア 概況

(ア) 事業数 [資料編：第114表]

平成22年度末において、地方公営企業を営んでいる団体数は1,794団体（企業団・一部事務組合等でのみ地方公営企業を営んでいる4団体及び特別区を含む。）であり、その内訳は47都道府県、19政令指定都市、1,728市町村となっている。

これらの団体が営んでいる地方公営企業の事業数は8,843事業で、前年度末と比べると60事業減少している。これを事業別にみると、第80図のとおりであり、下水道事業が最も大きな割合を占め、以下、水道事業（簡易水道事業を含む。以下同じ）、病院事業の順となっている。

(イ) 業務の状況

地方公営企業は、住民の生活水準の向上を図るうえで大きな役割を果たしている。各事業全体の中で地方公営企業が占める割合は、第20表のとおりである。

平成22年度における主要な事業の業務の状況についてみると、次のとおりとなっている。

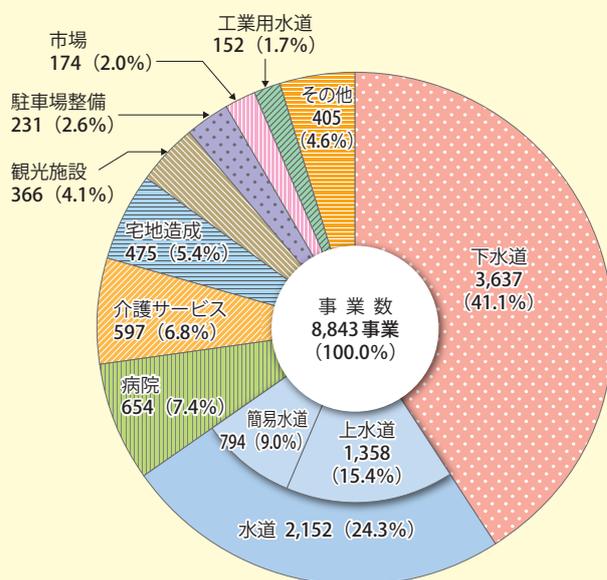
a 水道事業

水道事業（用水供給事業を除く。）においては、配水能力7,068万8千 m^3 /日、導送配水管72万7,298kmを有し、年間158億15百万 m^3 （対前年度比0.6%増）の配水を行っている。また、給水人口は1億2,493万9千人で、全国人口に対する割合は97.3%（10年前（平成12年度）は95.5%）であり、着実に上昇している。

b 工業用水道事業

工業用水道事業においては、配水能力2,162万9千 m^3 /日、導送配水管8,581kmを有し、年間45億87百万 m^3 （対前年度比0.8%増）の配水を行っている。また、契約水量は1,733万5千 m^3 /日（同0.5%減）となっている。

第80図 地方公営企業の事業数の状況（平成22年度末）



第20表 事業全体に占める地方公営企業の割合

事業	指標	全事業	左記に占める地方公営企業の割合
水道事業	現在給水人口	1億2,563万人	99.4%
工業用水道事業	年間総配水量	45億91百万m ³	99.9%
交通事業(鉄道)	年間輸送人員	227億24百万人	13.2%
交通事業(バス)	年間輸送人員	44億76百万人	21.4%
電気事業	年間発電電力量	9,182億36百万kWh	0.9%
ガス事業	年間ガス販売量	1兆4,769億MJ	2.6%
病院事業	病床数	1,593千床	12.9%
下水道事業	汚水処理人口	1億890万人	91.3%

c 都市高速鉄道事業

都市高速鉄道事業においては、車両4,532両、営業路線540kmを有している。また、年間輸送人員は29億3百万人(対前年度比0.0%減)となっている。

d バス事業

バス事業においては、車両8,522両、営業路線9,406kmを有している。また、年間輸送人員は9億41百万人(対前年度比1.6%減)であり、近年減少が続いている。

e 病院事業

病院事業においては、883病院、病床20万6,482床を有している。また、年延患者数は1億4,782万3千人(対前年度比3.9%減)であり、9年連続の減少となっている。

f 下水道事業

下水道事業においては、現在晴天時処理能力6,213万m³/日、下水管布設延長48万7,195kmを有している。また、年間有収水量(流域下水道分は除く。)は110億96百万m³(対前年度比1.6%増)となっている。

(ウ) 職員数 [資料編：第115表]

平成22年度末における地方公営企業に従事する職員の数35万1,025人で、前年度末と比べると2.5%減となっている。

これを事業別にみると、第81図のとおりであり、病院事業が最も大きな割合を占め、以下、水道事業、下水道事業、交通事業の順となっており、これら4事業で職員数全体の93.4%を占めている。また、行政改革の推進による定員管理の適正化等により、有料道路事業及び介護サービス事業以外の事業において職員数は減少している。

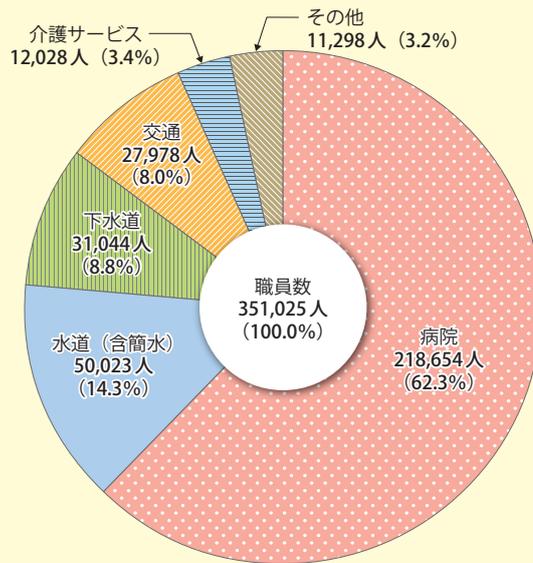
(工) 決算規模等 [資料編：第116表]

決算規模は17兆6,519億円で、建設投資額や「地方財政法」第33条の9の規定に基づく公的資金補償金免除繰上償還(以下「補償金免除繰上償還」という。)の減少等により、前年度と比べると8,075億円減少(4.4%減)となっており、普通会計歳出決算額の18.6%(前年度19.2%)に相当する規模となっている。なお、補償金免除繰上償還を除いたベースでは17兆3,006億円となっており、前年度と比べると4,671億円減少(2.6%減)となっている。

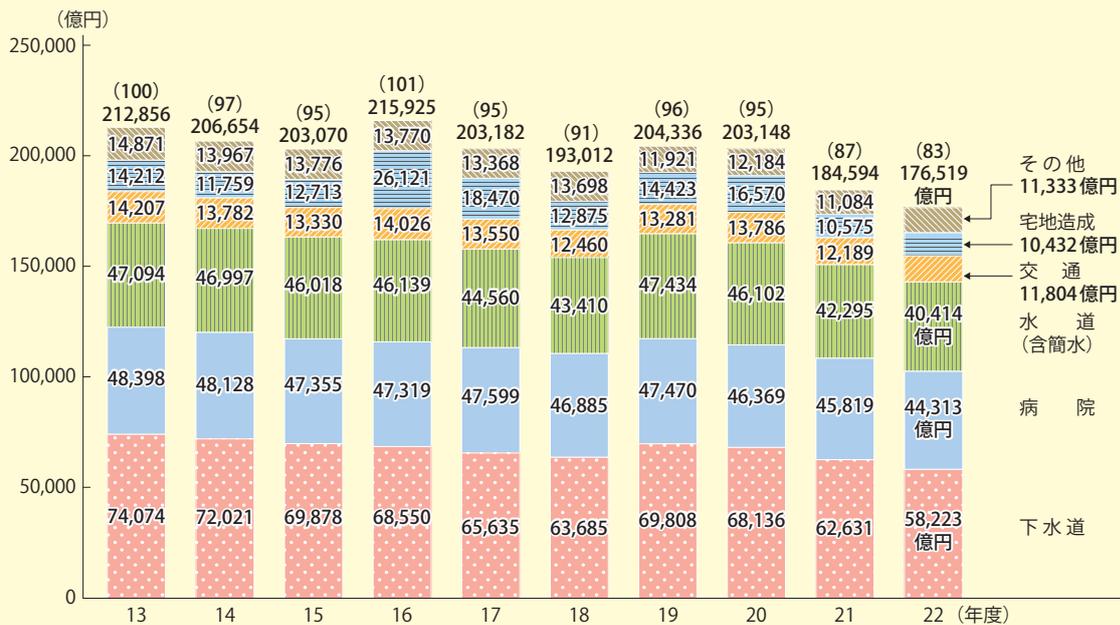
これを事業別にみると、第82図のとおりであり、下水道事業が最も大きな割合を占め、以下、病院事業、水道事業、交通事業の順となっている。

また、建設投資額の推移は、第83図のとおりであり、平成22年度の額は3兆5,775億円で、前年度と比べると2,473億円減少(6.5%減)となっており、普通会計の普通建設事業費の26.8%(前年度

第81図 職員数の状況



第82図 決算規模の推移

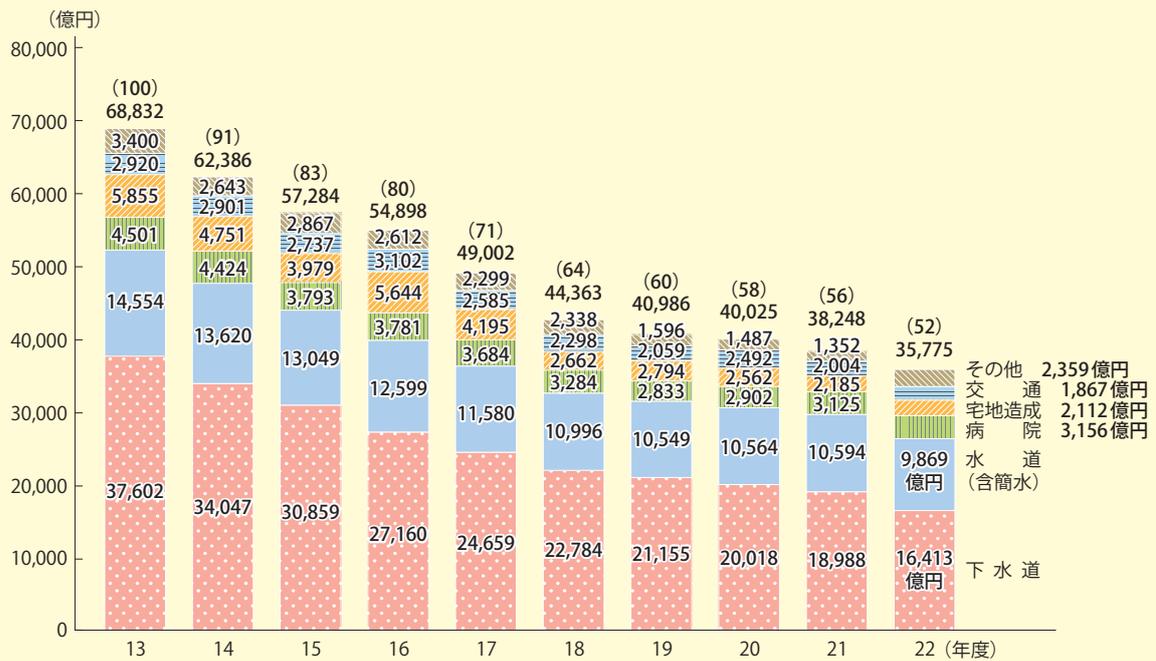


(注) 1 決算規模の算出は、次のとおりとした。
 法適用企業：総費用(税込み)－減価償却費＋資本的支出
 法非適用企業：総費用＋資本的支出＋積立金＋繰上充用金
 2 ()内の数値は、平成13年度を100として算出した指数である。

26.6%)に相当する規模となっている。

これを事業別にみると、下水道事業が最も大きな割合を占め、以下、水道事業、病院事業、宅地造成事業の順となっている。建設投資額が前年度より減少した主な事業は、下水道事業(対前年度比2,575億円減少、13.6%減)、水道事業(同726億円減少、6.8%減)、交通事業(同137億円減少、6.8%減)、宅地造成事業(同73億円減少、3.3%減)となっている。

第83図 建設投資額の推移



(注) 1 建設投資額とは、資本的支出の建設改良費である。
2 () 内の数値は、平成13年度を100として算出した指数である。

第21表 地方公営企業全体の経営状況

区分	平成22年度 (A)			平成21年度 (B)			差引 (A) - (B)		
	法適用企業	法非適用企業	合計	法適用企業	法非適用企業	合計	法適用企業	法非適用企業	合計
黒字事業数	(2,152)	(5,673)	(7,825)	(2,010)	(5,690)	(7,700)	(142)	(△ 17)	(125)
	[73.9%]	[97.4%]	[89.6%]	[69.0%]	[96.7%]	[87.6%]			
黒字額	5,981	1,297	7,278	5,320	1,465	6,785	661	△ 168	493
赤字事業数	(762)	(150)	(912)	(902)	(192)	(1,094)	(△ 140)	(△ 42)	(△ 182)
	[26.1%]	[2.6%]	[10.4%]	[31.0%]	[3.3%]	[12.4%]			
赤字額	2,034	665	2,699	3,025	774	3,799	△ 991	△ 109	△ 1,100
総事業数	(2,914)	(5,823)	(8,737)	(2,912)	(5,882)	(8,794)	(2)	(△ 59)	(△ 57)
収支	3,947	632	4,579	2,295	691	2,986	1,652	△ 59	1,593

(注) 1 事業数は、決算対象事業数（建設中のものを除く。）である。第22表から第32表まで同じ。
2 黒字額、赤字額は、法適用企業にあっては純損益、法非適用企業にあっては実質収支であり、他会計繰入金等を含む。第22表から第32表まで同じ。
3 [] は、総事業数（建設中のものを除く。）に対する割合である。

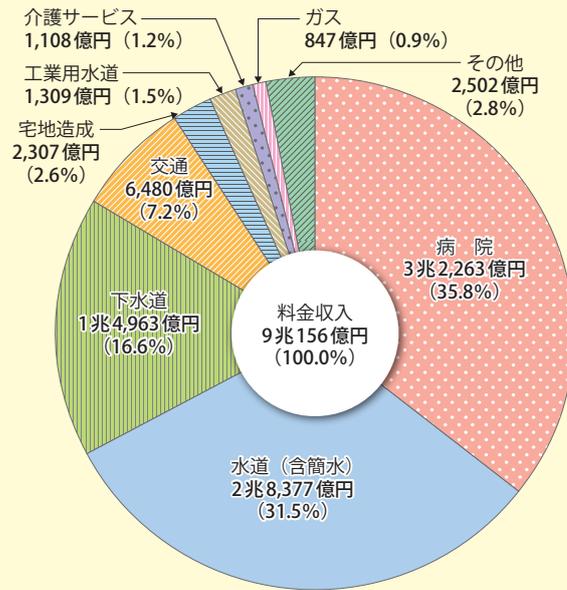
(オ) 全体の経営状況

法適用企業と法非適用企業を合わせた全体の経営状況をみると、第21表のとおりであり、黒字事業数は全体の89.6%、赤字事業数は10.4%で、全体としては4,579億円の黒字となっている（前年度2,986億円の黒字）。また、黒字額が増加した主な理由については、職員給与費や支払い利息の減少等に伴い総費用が減少したこと等によるものである。

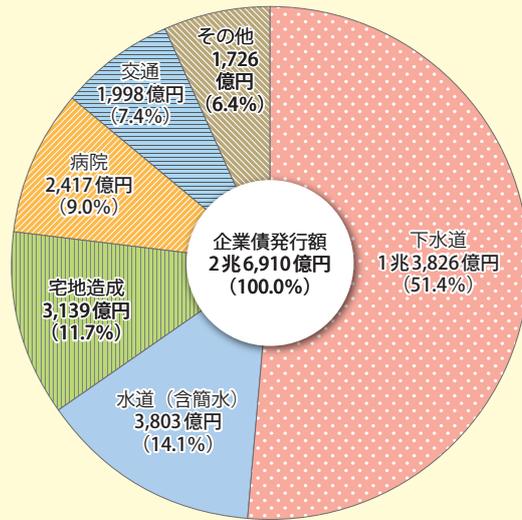
(カ) 料金収入

料金収入は9兆156億円で、前年度と比べると629億円増加（0.7%増）となっている。これを事業別にみると、第84図のとおりであり、病院事業が最も大きな割合を占め、以下、水道事業、下水道事業、交通事業の順となっている。

第84図 料金収入の状況



第85図 企業債発行額の状況



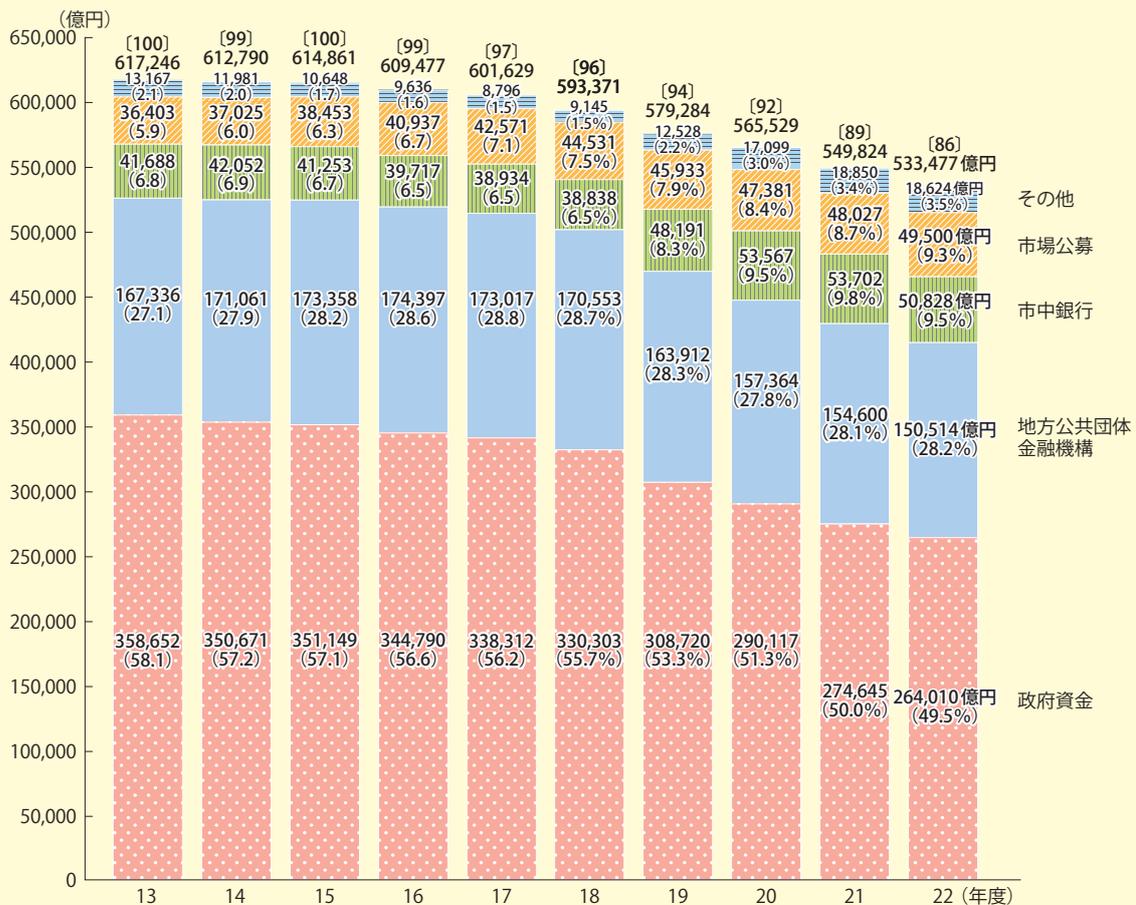
(キ) 企業債の状況

資本的支出に充当された企業債の発行額の状況は、第85図のとおりであり、発行額は2兆6,910億円で、前年度と比べると3,107億円減少（10.3%減）となっている。なお、補償金免除繰上償還に係る借換債を除いたベースでは2兆4,082億円となっており、前年度と比べると396億円増加（1.7%増）となっている。

これを事業別にみると、下水道事業が最も大きな割合を占め、以下、水道事業、宅地造成事業、病院事業の順となっている。

企業債借入先別現在高の推移は、第86図のとおりであり、平成22年度末の額は53兆3,477億円で、前年度末と比べると1兆6,347億円減少（3.0%減）となっている。これを借入先別にみると、政府資金が最も大きな割合を占め、以下、地方公共団体金融機構、市中銀行の順となっている。

第86図 企業債借入先別現在高の推移



(注)〔 〕内の数値は、平成13年度を100として算出した指数である。

(ク) 他会計繰入金の状況

他会計からの繰入金は3兆2,376億円で、前年度と比べると1,309億円減少(3.9%減)となっている。この内訳をみると、収益的収入として2兆1,145億円(収益的収入に対する割合17.6%)、資本的収入として1兆1,231億円(資本的収入に対する割合21.9%)となっている。

これを事業別にみると、下水道事業への繰入額が最も大きな割合(繰入額全体の55.3%)を占め、以下、病院事業(同22.9%)、水道事業(同6.9%)、交通事業(同5.4%)の順となっている。

(ケ) 法適用企業の経営状況 [資料編：第117表]

a 損益収支

法適用企業の経営状況を表すものには、純損益、経常損益、総収支比率、経常収支比率等がある。純損益とは、当該年度の総合的な収支状況を表し、総収益が総費用を上回る場合の差額が純利益であり、逆に総費用が総収益を上回る場合の差額が純損失である。

経常損益とは、純損益から固定資産売却益等の臨時的な収益(特別利益)や、過年度の職員給与費等の費用(特別損失)を除いたものをいい、当該年度の経営活動の結果を表し、経常収益が経常費用を上回る場合の差額が経常利益であり、逆に経常費用が経常収益を上回る場合の差額が経常損失である。

総収支比率とは総費用に対する総収益の割合、ここでいう経常収支比率とは経常費用に対する経常収益の割合であり、それぞれ100%を下回ると費用が収益を上回っている状態を意味することになる。

法適用企業の総収益(経常収益+特別利益)は10兆394億円、総費用(経常費用+特別損失)は9兆6,447億円となっている。この結果、純損益は3,947億円の黒字となっており、総収支比率は104.1%

第22表 法適用企業の経営状況

(単位 億円)

区 分	純 損 益		経 常 損 益	
	平成22年度	平成21年度	平成22年度	平成21年度
(事業数)	(2,152)	(2,010)	(2,162)	(2,010)
黒 字 額	5,981	5,320	6,068	5,179
(事業数)	(762)	(902)	(752)	(902)
赤 字 額	2,034	3,025	1,266	2,191
(事業数)	(2,914)	(2,912)	(2,914)	(2,912)
収 支	3,947	2,295	4,802	2,988

と前年度より1.7ポイント上昇している。また、経常収益（営業収益＋営業外収益）は9兆9,761億円、経常費用（営業費用＋営業外費用）は9兆4,959億円となっている。この結果、経常損益は4,802億円の黒字となっており、経常収支比率は105.1%と前年度より2.0ポイント上昇している。

経常収支比率の推移をみると、平成3年度以降100%を下回る状況が続いていたが、平成15年度からは8年連続で100%を上回っている。なお、純損益、経常損益における黒字・赤字事業数及び黒字・赤字額は、第22表のとおりである。

b 累積欠損金

過去の年度から通算した純損益における損失の累積額である累積欠損金は5兆882億円で、前年度と比べると447億円減少（0.9%減）となっている。また、累積欠損金合計額に占める割合が大きい事業は、交通事業（累積欠損金合計額の43.2%）、病院事業（同40.7%）である。

c 不良債務

貸借対照表日現在において、流動負債の額が流動資産の額（翌年度へ繰り越される支出の財源充当額を除く。）を上回る場合の当該超過額である不良債務は2,238億円で、前年度と比べると308億円減少（12.1%減）となっている。不良債務の大きい事業は、交通事業（不良債務額全体の65.5%）、病院事業（同13.7%）、下水道事業（同10.6%）である。

d 資本収支

建設投資や企業債の償還金等の支出である資本的支出は5兆7,518億円で、前年度と比べると303億円減少（0.5%減）となっている。これに対する財源は、企業債等の外部資金が3兆1,573億円、損益勘定留保資金等の内部資金が2兆5,114億円、財源不足額は831億円となっている。

資本的支出のうち建設改良費は2兆4,734億円で、前年度と比べると27億円減少（0.1%減）となっている。建設改良費が大きい事業は、水道事業（建設改良費全体の37.4%）、下水道事業（同31.2%）、病院事業（同12.8%）である。

(二) 法非適用企業の経営状況 [資料編：第119表]

法非適用企業の実質収支をみると、黒字事業数は法非適用企業全体の97.4%、赤字事業数は2.6%を占めており、全体では632億円の黒字（前年度691億円の黒字）となっている。

(サ) 経営健全化等の状況

a 工業用水道事業

工業用水道事業の経営健全化措置については、平成14年度から水利権の転用等を伴う未稼動資産等の整理により抜本的な経営健全化策に取り組む地方公共団体を対象として未稼動資産等整理経営健全化対策を講じたところであり、1団体2施設が取組を行っている（経営健全化団体の指定は平成18年度をもって終了している。）。

b 交通事業（地下鉄事業）

地下鉄事業の経営健全化措置については、計画期間開始年度の前年度末において不良債務^(注)を有し、計画期間内に償却前営業収支の額を5%以上向上させることが確実と見込まれる等の団体のうち、経営健全化計画を策定した団体の中から総務大臣が指定する団体、または、地下鉄事業について「地方公共団体財政健全化法」に基づく経営健全化計画を策定する団体で、かつ、経営健全化計画の期間中に償却前営業収支の額を、当該期間の直前の事業年度の営業収益の1%に計画期間の年数を乗じて得た額を加算した額以上に向上させることが確実と見込まれる団体を対象として、不良債務の計画的な解消及びその発生の抑制を図ること等を目的に、地下鉄事業経営健全化対策を講じたところであり、平成22年度末現在において4団体が取組を行っている。

(注)「地方公共団体財政健全化法」附則第9条の規定による改正前の「地方公営企業法」(昭和27年法律第292号)第43条に定める不良債務の額から基準年度において支出予算執行済となった建設改良費の財源に充てられるべき企業債で未借入又は未発行の額を控除した額である。

事業別状況 [資料編：第114表～第119表]

(ア) 水道事業

a 事業数

(a) 上水道事業

地方公共団体が経営する上水道事業で、平成22年度決算対象となるものは、1,358事業であり、このうち、末端給水事業は1,284事業、用水供給事業は74事業（うち建設中7事業）である。これを経営主体別にみると、末端給水事業は、都県営が4事業、政令指定都市営が18事業、市営が687事業、町村営が526事業、企業団営等が49事業であり、用水供給事業は、府県営が23事業、政令指定都市営が1事業、企業団営等が50事業となっている。

(b) 簡易水道事業

地方公共団体が経営する簡易水道事業で、平成22年度決算対象となるものは、794事業（うち法適用21事業）である。これを経営主体別にみると、町村営が515事業で全体の64.9%を占め、以下、市営が268事業、政令指定都市営が6事業、一部事務組合営等が4事業、県営が1事業となっている。

b 経営規模

水道事業の給水人口（用水供給事業を除く。）は、平成22年度末で1億25百万人（上水道事業1億21百万人、簡易水道事業4百万人）であり、前年度と比べると微増となっている。また、平成22年度の年間総有収水量（用水供給事業を含む。）は188億3百万 m^3 （前年度187億53百万 m^3 ）、給水人口1人当たり1日平均有収水量（用水供給事業を除く。）は311 l （同309 l ）となっている。

c 経営状況

(a) 法適用企業

(i) 損益収支

上水道事業及び法適用の簡易水道事業の総収益は3兆307億円、総費用は2兆8,164億円となっており、この結果、純損益は2,143億円の黒字（前年度2,566億円の黒字）、総収支比率は107.6%となっている。また、経常収益は3兆247億円、経常費用は2兆7,389億円となっており、この結果、経常損益は2,858億円の黒字、経常収支比率は110.4%となっている。純損益、経常損益における黒字・赤字事業数及び黒字・赤字額は、**第23表**のとおりである。

累積欠損金は1,637億円で、前年度と比べると32.7%増となっている。また、不良債務は4億円で、前年度と比べると36.1%減となっている。

(ii) 資本収支

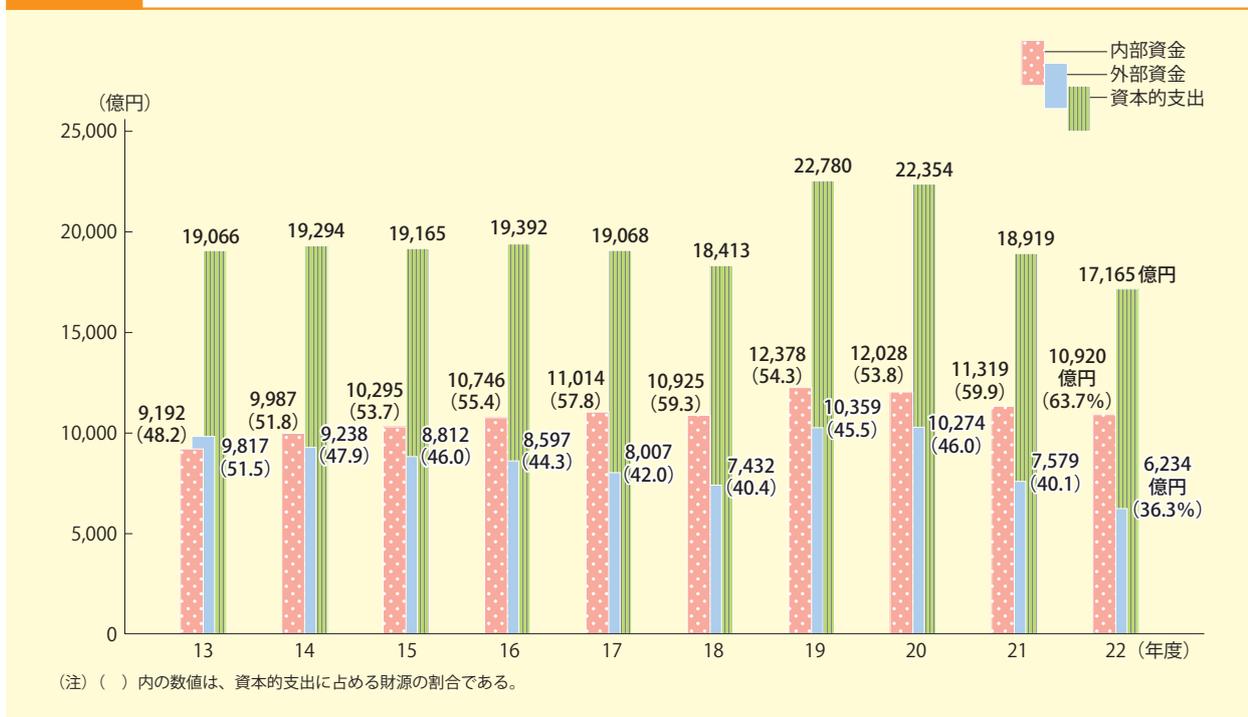
資本的支出は、**第87図**のとおりであり、平成22年度の額は1兆7,165億円で、前年度と比

第23表 水道事業（法適用企業）の経営状況

(単位 億円)

区分	純 損 益		経 常 損 益	
	平成 22 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 21 年度
(事業数)	(1,196)	(1,161)	(1,213)	(1,175)
黒 字 額	2,827	2,697	2,953	2,704
(事業数)	(176)	(218)	(159)	(204)
赤 字 額	684	131	95	121
(事業数)	(1,372)	(1,379)	(1,372)	(1,379)
収 支	2,143	2,566	2,858	2,584

第87図 水道事業（法適用企業）の資本的支出及びその財源



べると9.3%減となっている。これに対する財源は、外部資金が6,234億円、内部資金が1兆920億円で、財源不足額は10億円となっている。資本的支出の内訳をみると、建設改良費は9,247億円で、前年度と比べると6.7%減、企業債償還金は6,931億円で、前年度と比べると12.7%減となっている。

(iii) 給水原価と料金

有収水量1m³当たりの給水原価（用水供給事業を除く。）は169.94円で、前年度と比べると1.6%減となっている。給水原価の内訳をみると、資本費が64.36円、職員給与費が25.28円、受水費が29.72円、その他の経費が50.58円となっている。これに対して1m³当たりの供給単価は172.06円であり、供給単価が給水原価を2.12円上回る状態となっている。

また、平成22年度中に料金改定を実施した水道事業（用水供給事業を含む。）は143事業（前年度87事業）で、営業中の事業の10.4%となっている。

(b) 法非適用企業

簡易水道事業における法非適用企業は773事業で、実質収支をみると、黒字事業が767事業で61億円の黒字、赤字事業が6事業で2億円の赤字となっており、差引59億円の黒字となっている。

(イ) 工業用水道事業

a 事業数及び経営規模

地方公共団体が経営する工業用水道事業で、平成22年度決算対象となるものは、152事業（うち建設中3事業）である。これを経営主体別にみると、都道府県営が41事業、政令指定都市営が8事業、市営が81事業、町村営が14事業、企業団営が8事業となっている。

施設数は260施設、給水先事業所数は6,118箇所、年間総配水量は45億87百万m³となっている。また、施設利用率（1日平均配水量を現在配水能力で除したものの）の平均は58.1%（前年度57.5%）となっている。

b 経営状況

(a) 損益収支

工業用水道事業の総収益は1,583億円、総費用は1,369億円となっており、この結果、純損益は214億円の黒字（前年度104億円の黒字）、総収支比率は115.6%となっている。また、経常収益は1,459億円、経常費用は1,234億円となっており、この結果、経常損益は224億円の黒字、経常収支比率は118.2%となっている。純損益、経常損益における黒字・赤字事業数及び黒字・赤字額は、第24表のとおりである。

累積欠損金は591億円で、前年度と比べると2.0%減となっている。なお、不良債務を有する事業はない。

(b) 資本収支

資本的支出は1,125億円で、前年度と比べると10.5%減となっている。これに対する財源は、外部資金が447億円、内部資金が678億円で、財源不足額は発生していない。資本的支出の内訳をみると、建設改良費は344億円で、前年度と比べると8.0%減、企業償還金は475億円で、前年度と比べると11.6%減となっている。

(c) 給水原価と供給単価

有収水量1m³当たりの給水原価は27.71円（資本費14.41円、職員給与費3.65円、その他の経費9.65円）となっており、これに対して1m³当たりの供給単価は29.47円となっている。

これを補助事業と単独事業に分けてみると、単独事業では供給単価（14.51円）が給水原価（11.85円）を2.66円上回っており、補助事業では供給単価（33.37円）が給水原価（31.84円）を1.53円上回っている。

第24表 工業用水道事業の経営状況

(単位 億円)

区 分	純 損 益		経 常 損 益	
	平成22年度	平成21年度	平成22年度	平成21年度
(事業数)	(131)	(132)	(133)	(134)
黒 字 額	256	299	251	279
(事業数)	(18)	(17)	(16)	(15)
赤 字 額	42	195	27	24
(事業数)	(149)	(149)	(149)	(149)
収 支	214	104	224	254

(ウ) 交通事業

a 事業数及び経営規模

地方公共団体が経営する交通事業で、平成22年度決算対象となるものは、98事業（うち未開業1事業）である。これを事業別にみると、バスが35事業、都市高速鉄道が10事業、路面電車が5事業、モノレール等が2事業、船舶が46事業となっている。

これらによる年間輸送人員は39億5,282万人、1日平均1,083万人（対前年度比0.4%減）である。1日平均輸送人員を事業別にみると、バスが258万人（同1.6%減）、都市高速鉄道が795万人（同0.0%減）、路面電車が14万人（同0.0%減）、その他が16万人（同1.2%減）となっている。

公営交通が国内の旅客輸送機関に占める割合を輸送人員からみると、**第88図**のとおりであり、バスについては21.4%、鉄道については13.2%となっている。

b 経営状況

(a) 法適用企業

(i) 損益収支

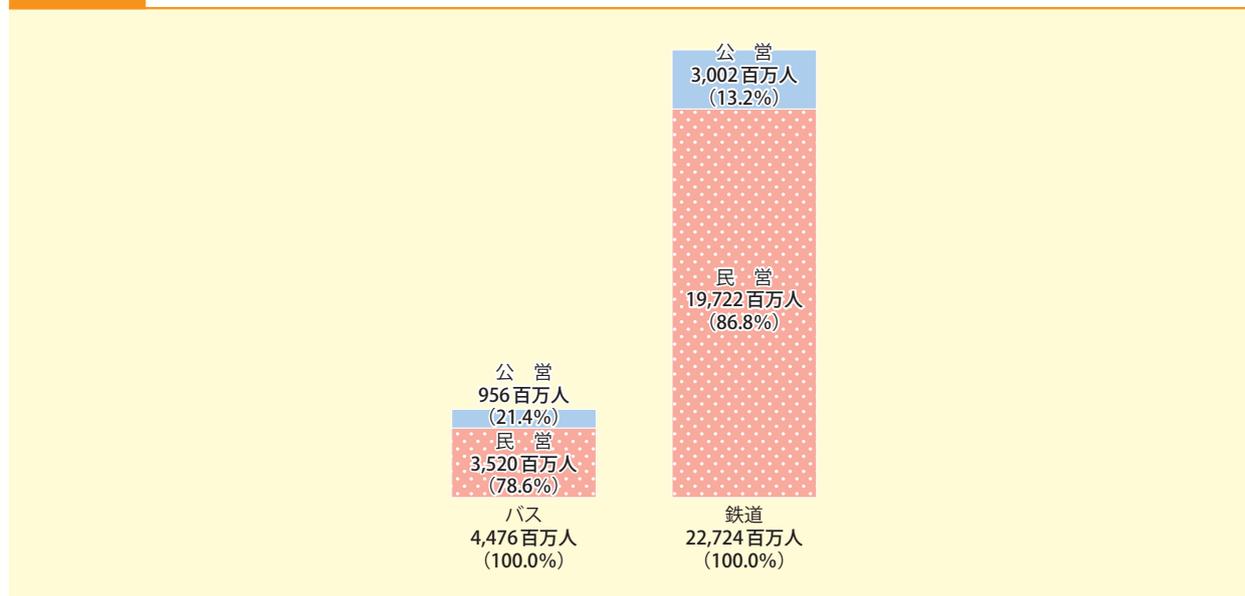
法適用の交通事業の総収益は7,778億円、総費用は7,390億円となっており、この結果、純損益は388億円の黒字（前年度342億円の黒字）、総収支比率は105.2%となっている。また、経常収益は7,731億円、経常費用は7,352億円となっており、この結果、経常損益は379億円の黒字、経常収支比率は105.2%となっている。純損益、経常損益における黒字・赤字事業数及び黒字・赤字額は、**第25表**のとおりである。

累積欠損金は2兆1,995億円で、前年度と比べると0.7%減となっている。また、不良債務は1,466億円で、前年度と比べると5.7%減となっている。

これを事業別にみると、バス事業においては、経常損益は29億円の黒字となっており、純損益は46億円の黒字となっている。また、累積欠損金は1,393億円で、前年度と比べると2.8%減となっており、不良債務は212億円で、前年度と比べると22.5%減となっている。純損益、経常損益における黒字・赤字事業数及び黒字・赤字額は、**第26表**のとおりである。

都市高速鉄道事業においては、経常損益は368億円の黒字となっており、純損益は357億円の黒字となっている。また、累積欠損金は2兆9億円で、前年度と比べると0.6%減となっており、不良債務は839億円で、前年度と比べると2.8%減となっている。純損益、経常損益にお

第88図 バス、鉄道における公営交通事業の状況



る黒字・赤字事業数及び黒字・赤字額は、第27表のとおりである。

(ii) 資本収支

資本的支出は5,779億円（うち都市高速鉄道事業5,318億円、バス事業337億円）で、前年度と比べると4.7%減となっている。これに対する財源は、外部資金が3,495億円、内部資金が1,907億円で、財源不足額は377億円となっている。資本的支出の内訳をみると、建設改良費

第25表 交通（法適用企業）の経営状況

(単位 億円)

区 分	純 損 益		経 常 損 益	
	平成 22 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 21 年度
(事業数)	(36)	(37)	(34)	(33)
黒 字 額	542	595	543	572
(事業数)	(22)	(23)	(24)	(27)
赤 字 額	155	253	164	252
(事業数)	(58)	(60)	(58)	(60)
収 支	388	342	379	321

(注) () 書きは未開業の事業を除いた事業数である。

第26表 交通事業のうちバス事業の経営状況

(単位 億円)

区 分	純 損 益		経 常 損 益	
	平成 22 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 21 年度
(事業数)	(22)	(25)	(20)	(22)
黒 字 額	75	81	69	52
(事業数)	(13)	(11)	(15)	(14)
赤 字 額	29	42	40	73
(事業数)	(35)	(36)	(35)	(36)
収 支	46	39	29	△ 21

第27表 交通事業のうち都市高速鉄道事業の経営状況

(単位 億円)

区 分	純 損 益		経 常 損 益	
	平成 22 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 21 年度
(事業数)	(6)	(6)	(6)	(6)
黒 字 額	457	509	466	516
(事業数)	(3)	(3)	(3)	(3)
赤 字 額	99	176	98	143
(事業数)	(9)	(9)	(9)	(9)
収 支	357	333	368	373

(注) () 書きは未開業の事業を除いた事業数である。

は1,862億円（うち都市高速鉄道事業1,599億円、バス事業162億円）で、前年度と比べると6.7%減、企業債償還金は3,557億円（うち都市高速鉄道事業3,373億円、バス事業162億円）で、前年度と比べると2.3%減となっている。

(b) 法非適用企業

交通事業における法非適用企業は船舶運航事業の39事業で、実質収支をみると、黒字事業が33事業で2億円の黒字、赤字事業は6事業で3億円の赤字となっている。

(工) 電気事業

a 事業数及び経営規模

地方公共団体が経営する電気事業で、平成22年度決算対象となるものは、63事業であり、法適用企業が26事業、法非適用企業が37事業である。これを経営主体別にみると、都道府県営が26事業、政令指定都市営が4事業、市営が15事業、町村営が14事業、一部事務組合等営が4事業となっている。施設数は348施設で、最大出力の合計は274万8千kW（建設中を含む。）、年間発電電力量は93億92百万kWh、年間売電電力量は88億85百万kWhとなっている。

上記のうち稼働中の水力発電施設は284施設、ごみ発電施設は15施設、スーパーごみ発電施設は3施設、ごみ固形燃料発電施設は1施設、風力発電施設は36施設であり、自家消費部分を含む最大出力の合計は水力発電施設で239万kW、ごみ発電施設で14万kW、スーパーごみ発電施設で78千kW、ごみ固形燃料発電施設で12千kW、風力発電施設で95千kW、年間発電電力量は、水力発電施設で82億61百万kWh、ごみ発電施設で6億30百万kWh、スーパーごみ発電施設で2億85百万kWh、ごみ固形燃料発電施設で63百万kWh、風力発電施設で1億53百万kWh、年間売電電力量は、水力発電施設で81億82百万kWh、ごみ発電施設で3億3百万kWh、スーパーごみ発電施設で2億12百万kWh、ごみ固形燃料発電施設で39百万kWh、風力発電施設で1億49百万kWhとなっている。

b 経営状況

(a) 法適用企業

(i) 損益収支

法適用の電気事業の総収益は728億円、総費用は666億円となっており、この結果、純損益は62億円の黒字（前年度78億円の黒字）、総収支比率は109.3%となっている。また、経常収益は726億円、経常費用は664億円となっており、この結果、経常損益は62億円の黒字、経常収支比率は109.3%となっている。純損益、経常損益における黒字・赤字事業数及び黒字・赤字額は、第28表のとおりである。

累積欠損金は27億円で、前年度と比較すると10.7%増となっている。なお、不良債務を有す

第28表 電気事業（法適用企業）の経営状況

(単位 億円)

区 分	純 損 益		経 常 損 益	
	平成22年度	平成21年度	平成22年度	平成21年度
(事業数)	(24)	(25)	(24)	(26)
黒 字 額	67	84	67	75
(事業数)	(2)	(4)	(2)	(3)
赤 字 額	5	6	5	5
(事業数)	(26)	(29)	(26)	(29)
収 支	62	78	62	70

る事業はない。

(ii) 資本収支

資本的支出は379億円で、前年度と比べると25.4%減となっている。これに対する財源は、外部資金が117億円、内部資金が262億円で、財源不足額は生じていない。資本的支出の内訳をみると、建設改良費は96億円で前年度に比べると19.9%減、企業債償還金は141億円で、前年度と比べると22.7%減となっている。

(b) 法非適用企業

電気事業における法非適用企業は、ごみ発電事業、スーパーごみ発電事業、風力発電事業及び水力発電事業の37事業（うち建設中1事業）で、実質収支をみると建設中を除く36事業全てにおいて黒字であり、黒字額は14億円となっている。

(オ) ガス事業

a 事業数及び経営規模

地方公共団体が経営するガス事業で、平成22年度決算対象となるものは、30事業である。これを経営主体別にみると、政令指定都市営が1事業、市営が21事業、町村営が7事業、企業団営が1事業となっている。公営ガス事業の供給戸数（契約数）は89万戸（前年度91万戸）で、供給区域内戸数に対する普及率は69.7%となっている。また、販売量は385億89百万MJで、前年度と比べると4.5%増となっている。

ガス事業全体に占める公営ガス事業の割合をみると、事業数で14.2%、供給戸数で3.1%、販売量で2.6%となっている。なお、民間大手4社を除いた割合では、供給戸数で11.0%、販売量で9.4%となっている。

b 経営状況

(a) 損益収支

ガス事業の総収益は927億円、総費用は919億円となっており、この結果、純損益は8億円の黒字（前年度34億円の黒字）、総収支比率は100.9%となっている。また、経常収益は919億円、経常費用は906億円となっており、この結果、経常損益は12億円の黒字、経常収支比率は101.4%となっている。純損益、経常損益における黒字・赤字事業数及び黒字・赤字額は、**第29表**のとおりである。

累積欠損金は473億円で、前年度と比べると3.8%増となっている。なお、不良債務を有する事業はない。

(b) 資本収支

資本的支出は266億円で、前年度と比べると27.6%減となっている。これに対する財源は、外

第29表 ガス事業の経営状況

(単位 億円)

区 分	純 損 益		経 常 損 益	
	平成22年度	平成21年度	平成22年度	平成21年度
(事業数)	(20)	(24)	(22)	(24)
黒 字 額	29	44	28	37
(事業数)	(10)	(8)	(8)	(8)
赤 字 額	21	10	15	10
(事業数)	(30)	(32)	(30)	(32)
収 支	8	34	12	27

部資金が77億円、内部資金が189億円で、財源不足額は生じていない。資本的支出の内訳をみると、建設改良費は133億円で、前年度と比べると11.6%減、企業債償還金は118億円で、前年度と比べると26.0%減となっている。

(カ) 病院事業

a 事業数及び経営規模

地方公共団体が経営する病院事業（「地方公営企業法」を適用する病院事業）で、平成22年度決算対象となるものは、654事業であり、これらの事業が有する病院（以下「自治体病院」という。）数は883病院である。これを経営主体別にみると、都道府県立が170病院（39都道府県）、政令指定都市立が41病院（16政令指定都市）、市立が383病院（318市）、町村立が185病院（178町村）及び一部事務組合等立が104病院（78組合）となっている。

自治体病院のうち病床数300床以上の病院は、一般病院の32.9%に当たる278病院となっており、地域における基幹病院、中核病院として高度医療の提供を行っている。

一方、病床数が150床未満であり、直近の一般病院までの移動距離が15キロメートル以上となる位置に所在している等の条件下にある「不採算地区病院」は、一般病院の37.1%に当たる314病院となっており、民間医療機関による診療が期待できない離島、山間地等のへき地における医療の確保のため、重要な役割を果たしている。

さらに、自治体病院全体の84.5%に当たる746病院が救急病院として告示を受けており、地域の救急医療を担っている。

平成22年度末における病床数は20万6千床で、前年度と比べると4.5%減となり、入院、外来延患者数は1億5千万人で、3.9%減となっている。

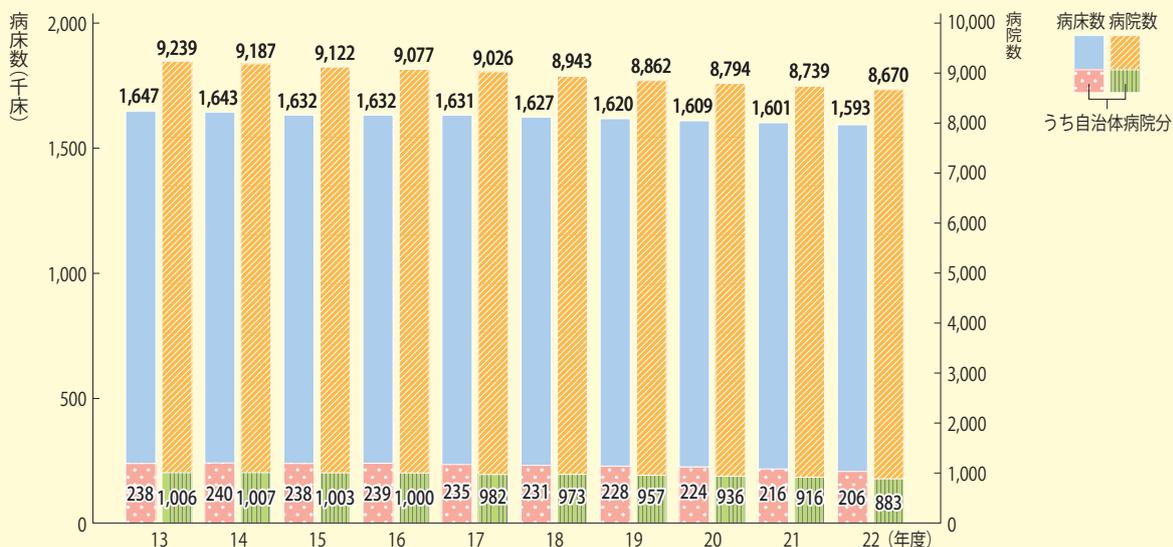
また、病床利用率は74.8%（前年度73.6%）、外来入院患者比率（年延外来患者数を年延入院患者数で除したもの）は164.7%（前年度166.6%）となっている。なお、全国の病院に占める自治体病院の数及び病床数の推移は、第89図のとおりである。

b 経営状況

(a) 損益収支

病院事業の総収益は3兆9,789億円、総費用は3兆9,780億円となっており、この結果、純損

第89図 全国の病院に占める自治体病院の状況



(注) 全国の病院数及び病床数は、厚生労働省「医療施設調査（各年度10月1日現在）」を基にした数である。

第30表 病院事業の経営状況

区 分	純 損 益		経 常 損 益	
	平成 22 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 21 年度
(事業数)	(362)	(266)	(355)	(256)
黒 字 額	687	364	705	255
(事業数)	(288)	(391)	(295)	(401)
赤 字 額	677	1,433	648	1,358
(事業数)	(650)	(657)	(650)	(657)
収 支	9	△1,070	56	△1,103

(単位 億円)

益は9億円の黒字（前年度1,070億円の赤字）、総収支比率は100.0%となっている。また、経常収益は3兆9,558億円、経常費用は3兆9,501億円となっており、この結果、経常損益は56億円の黒字、経常収支比率は100.1%となっている。純損益、経常損益における黒字・赤字事業数及び黒字・赤字額は、第30表のとおりである。

累積欠損金は2兆707億円で、前年度と比べると4.0%減となっている。また、不良債務は307億円で、前年度と比べると39.5%減となっている。

また、医業費用に対する医業収益の割合である医業収支比率は92.4%（前年度89.5%）となっており、これを病院の種別にみると、一般病院が92.9%（同90.1%）、結核病院が43.4%（同42.5%）、精神科病院が69.6%（同67.4%）となっている。

病院事業決算は、昭和63年度以来22年ぶりに黒字となっている。この要因としては、平成22年度の診療報酬のプラス改定により、特に大規模病院の医業収益の大幅改善が図られ、全体の収支改善に大きく寄与していることが考えられる。

しかしながら、依然として、深刻な医師不足などにより、病院事業を取り巻く環境は極めて厳しい状況にあることや、平成22年度決算は繰出基準に基づかない多額の他会計繰入れが行われた上での黒字であること、また、中小規模病院の決算は赤字基調であることを考慮すれば、今後もさらなる経営改革に取り組むことが不可欠である。

(b) 資本収支

資本的支出は6,750億円で、前年度と比べると2.0%減となっている。これに対する財源は、外部資金が4,780億円、内部資金が1,796億円で、財源不足額は174億円となっている。資本的支出の内訳をみると、建設改良費は3,156億円で、前年度と比べると1.0%増、企業債償還金は3,282億円で、前年度と比べると4.8%減となっている。

(キ) 下水道事業

a 事業数及び経営規模

地方公共団体が経営する下水道事業で、平成22年度決算対象となるものは、3,637事業（うち建設中65事業）であり、法適用企業が406事業、法非適用企業が3,231事業である。これを経営主体別にみると、都道府県営が81事業、政令指定都市営が46事業、市営が1,884事業、町村営が1,601事業、一部事務組合等営が25事業となっている。

下水道事業の平成22年度末における現在処理区域内人口は1億人、現在処理区域面積は464万haとなっている。また、年間総処理水量（雨水処理水量と汚水処理水量の合計。ただし、流域下水道分は流域関連公共下水道として水量を計上しているため除く。）は148億92百万m³で、前年度と比べると2.2%増となっている。

b 経営状況

(a) 法適用企業

(i) 損益収支

法適用企業の下水道事業の総収益は1兆6,160億円、総費用は1兆5,439億円となっており、この結果、純損益は721億円の黒字（前年度555億円の黒字）、総収支比率は104.7%となっている。また、経常収益は1兆6,111億円、経常費用は1兆5,395億円となっており、この結果、経常損益は716億円の黒字、経常収支比率は104.7%となっている。純損益における黒字・赤字事業数及び黒字・赤字額は、**第31表**のとおりである。

累積欠損金は1,966億円で、前年度と比べると4.7%減となっている。また、不良債務は238億円で、1.0%減となっている。

(ii) 資本収支

資本的支出は1兆9,648億円で、前年度と比べると3.4%増となっている。これに対する財源は、外部資金が1兆2,071億円、内部資金が7,324億円で、財源不足額は253億円となっている。資本的支出の内訳をみると、建設改良費は7,723億円で、前年度と比べると1.8%減、企業債償還金は1兆1,788億円で、前年度と比べると7.3%増となっている。

(b) 法非適用企業

下水道事業における法非適用企業の総収益は1兆4,757億円で、前年度と比べると2.2%減となっている。その内訳をみると、料金収入が6,405億円（総収益に占める割合43.4%）、他会計繰入金（雨水処理負担金を含む。）が6,395億円（同43.3%）等となっている。一方、総費用は1兆239億円で、前年度と比べると6.4%減となっており、うち地方債利息が4,012億円（総費用に占める割合39.2%）となっている。

資本的支出は1兆8,293億円で、前年度と比べると20.8%減となっている。その内訳をみると、建設改良費は8,690億円で、前年度と比べると21.9%減、地方債償還金は9,542億円で、前年度と比べると20.0%減となっている。

実質収支をみると、黒字事業が3,120事業で772億円の黒字、赤字事業が48事業で254億円の赤字となっており、差引518億円の黒字となっている（**第31表**）。

(c) 全体の経営状況

法適用企業と法非適用企業を合計した下水道事業の総収益は3兆917億円、総費用は2兆5,678億円となっており、この結果、全体の収支（法適用企業の純損益と法非適用企業の実質収支の合計）は1,238億円の黒字となっている。このように、全体の収支は黒字となっているが、これは他会計からの繰入れが大きく影響している。

第31表 下水道事業の経営状況

(単位 億円)

区 分	平成22年度 (A)			平成21年度 (B)			差 引 (A) - (B)		
	法適用企業	法非適用企業	合 計	法適用企業	法非適用企業	合 計	法適用企業	法非適用企業	合 計
(事業数)	(256)	(3,120)	(3,376)	(224)	(3,122)	(3,346)	(32)	(△ 2)	(30)
黒 字 額	874	772	1,646	731	907	1,637	143	△ 135	9
(事業数)	(148)	(48)	(196)	(150)	(67)	(217)	(△ 2)	(△ 19)	(△ 21)
赤 字 額	153	254	407	176	286	462	△ 23	△ 32	△ 55
(事業数)	(404)	(3,168)	(3,572)	(374)	(3,189)	(3,563)	(30)	(△ 21)	(9)
収 支	721	518	1,238	555	621	1,176	166	△ 103	62

汚水処理原価（汚水処理費を年間有収水量で除したもの）は、155.29円/m³（維持管理費70.84円/m³、資本費84.45円/m³）で、前年度と比べると2.8%減となっており、使用料単価（使用料収入を年間有収水量で除したもの）は、135.86円/m³で、前年度と比べると0.6%増となっている。

その結果、経費回収率（使用料単価を汚水処理原価で除したもの）は87.5%となっており、前年度と比べると3.0%上昇している。しかしながら、この要因としては、使用料の改定により料金収入が増加したことよりも、補償金免除繰上償還による利息軽減効果により汚水処理原価が減少したことがはるかに大きいと考えられるため、引き続き使用料水準の適正化に向けた努力が求められる。

また、下水道事業の中で最も経費回収率が高い公共下水道事業であっても経費回収率が100%に達している事業は全体の18.5%に限られており、維持管理費の全額を使用料で賄っていない事業が18.9%もあるので、引き続き経営の健全化に向けた取組を進めていく必要がある。

法適用企業と法非適用企業を合計した下水道事業の建設改良費は1兆6,413億円で、前年度と比べると13.6%減となっている。建設改良費は、平成11年度以来、年々減少しており、公共事業予算全体の縮減傾向が影響しているものと考えられる。

(フ) その他の地方公営企業

a 事業数

地方公共団体は、以上の事業のほかにも各種の事業を経営している。これを事業別にみると、平成22年度決算対象となるものは、港湾整備事業が101事業、市場事業が175事業、と畜場事業が73事業、観光施設事業が366事業、宅地造成事業が476事業、有料道路事業が3事業、駐車場整備事業が232事業、介護サービス事業が598事業及びその他事業が38事業（診療所、廃棄物等処理施設、自動車学校等）となっている。

b 経営状況

その他の地方公営企業の純損益、経常損益、実質収支における黒字・赤字事業数及び黒字・赤字額は、**第32表**のとおりである。なお、このうち、観光施設事業については全体の収支（法適用企業の純損益と法非適用企業の実質収支の合計）が16億円の赤字となっているほか、法適用企業の累積欠損金が297億円で、前年度と比べると4.9%増となっているなど、引き続き厳しい状況となっており、経営状況が悪化している事業について、事業の廃止を含め、抜本的な改革に積極的に取り組む必要がある。また、宅地造成事業については、全体の収支は261億円の黒字となっているものの、累積欠損金が2,523億円で、前年度と比べると14.0%増となっているほか、販売用土地の時価評価額が当該土地の地方債残高を下回っている事業が全体の6割以上を占めているなど、厳しい経営状況にある事業が極めて多くなっており、経営状況が悪化している事業について、対応を先延ばしにすることなく、抜本的な改革に早急に着手する必要がある。

第32表 その他の地方公営企業の経営状況

(単位 億円)

区	分	港	湾	市	場	と畜場	観	光	宅	地	有	料	駐	車	場	介	護	そ	の	他	
法適用企業	純損益	(事業数)	(7)	(10)	(1)	(25)	(25)	(-)	(8)	(27)	(24)										
		黒字額	47	65	0.4	5	562	-	3	3	13										
		(事業数)	(1)	(4)	(-)	(33)	(27)	(-)	(2)	(18)	(13)										
		赤字額	2	16	-	21	252	-	0.5	2	5										
		収支	46	50	0.4	△ 16	310	-	3	2	8										
	経常損益	(事業数)	(7)	(10)	(1)	(26)	(29)	(-)	(8)	(27)	(23)										
		黒字額	47	12	0.4	6	570	-	3	4	13										
		(事業数)	(1)	(4)	(-)	(32)	(23)	(-)	(2)	(18)	(14)										
		赤字額	2	15	-	16	120	-	0.5	2	6										
		収支	46	△ 4	0.4	△ 10	450	-	3	2	8										
法非適用企業	(事業数)	(86)	(155)	(71)	(290)	(372)	(3)	(203)	(537)	(-)											
	黒字額	71	24	5	40	210	0.5	25	72	-											
	(事業数)	(7)	(5)	(1)	(17)	(28)	(-)	(18)	(14)	(-)											
	赤字額	13	15	6	40	259	-	72	1	-											
	収支	(93)	(160)	(72)	(307)	(400)	(3)	(221)	(551)	(-)											
		58	9	△ 0.1	0.0	△ 49	0.5	△ 47	71	-											

(2) 国民健康保険事業 [資料編：第120表]

平成22年度末の国民健康保険事業の保険者は、1,753団体（19政令指定都市、40中核市、41特例市、686都市、939町村、5一部事務組合等、23特別区）で、総保険者数は前年度末と比べると1団体増加している。また、直営診療所を設置している団体は378団体（2政令指定都市、8中核市、10特例市、158都市、199町村、1一部事務組合）で、前年度末と比べると8団体減少している。

被保険者数は3,553万人であり、加入世帯数は2,040万世帯となっている。これらを前年度末と比べると、被保険者数は20万人減、加入世帯数は3万世帯増となっている。

なお、退職者医療制度の被保険者数及び被扶養者数は205万人で、前年度末と比べると3万人減少（1.6%減）している。

事業勘定

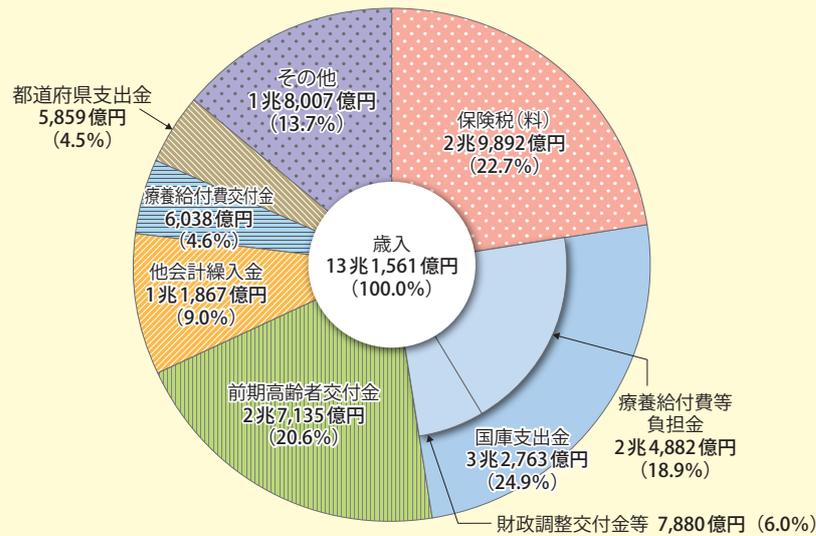
(ア) 歳入

事業勘定の歳入決算額は13兆1,561億円で、前年度と比べると2,224億円増加（対前年度比1.7%増）となっている。

歳入の内訳をみると、第90図のとおりであり、国民健康保険税（料）及び国庫支出金の合計で歳入総額の47.6%を占め、前年度（48.3%）と比べると0.7ポイント低下となっている。

それぞれの決算額をみると、国民健康保険税（料）は2兆9,892億円で、前年度と比べると625億円減少（同2.0%減）、国庫支出金は3兆2,763億円で、前年度と比べると864億円増加（同2.7%増）と

第90図 国民健康保険事業の歳入決算の状況（事業勘定）



なっている。国庫支出金の主な内訳としては、療養給付費等負担金が2兆4,882億円、財政調整交付金等が7,880億円で、それぞれ前年度と比べると642億円増加（同2.7%増）、222億円増加（同2.9%増）となっている。

また、都道府県支出金は5,859億円で、前年度と比べると166億円増加（同2.9%増）となっている。

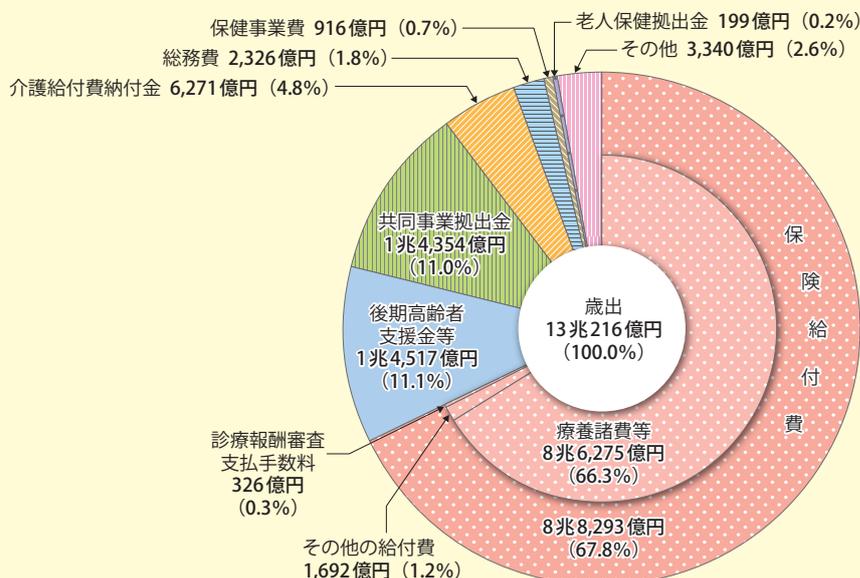
さらに、他会計繰入金は1兆1,867億円で、前年度と比べると978億円増加（同9.0%増）となっている。この内訳をみると、財源補填的な繰入金が3,446億円（同11.3%増）、国民健康保険の財政基盤の安定を図るための保険基盤安定制度による繰入金が4,304億円（同11.2%増）、高医療費基準超過額に係る繰入金が7億円（同38.9%減）等となっている。

(イ) 歳出

歳出決算額は13兆216億円で、前年度と比べると1,811億円増加（対前年度比1.4%増）となっている。

歳出の内訳をみると、第91図のとおりであり、保険給付費は8兆8,293億円で、前年度と比べると2,859億円増加（同3.3%増）となっている。

第91図 国民健康保険事業の歳出決算の状況（事業勘定）



保険給付費の主な内訳をみると、療養諸費等が8兆6,275億円で、前年度と比べると2,652億円増加（同3.2%増）、その他の給付費が1,692億円で、158億円増加（同10.3%増）となっている。

(ウ) 収支

実質収支は1,336億円の黒字（前年度924億円の黒字）であり、昭和40年度以降黒字基調が続いている。しかし、実質収支から財源補填的な他会計繰入金及び都道府県支出金を控除し、繰出金を加えた再差引収支については、2,980億円の赤字（同3,032億円の赤字）となっており、17年連続して赤字となっている。

再差引収支を団体規模別にみると、政令指定都市が1,685億円の赤字（同1,755億円の赤字）、中核市が424億円の赤字（同502億円の赤字）、特例市が285億円の赤字（同312億円の赤字）、都市が881億円の赤字（同785億円の赤字）となる一方、町村が127億円の黒字（同129億円の黒字）、一部事務組合等が1億円の黒字（同6億円の黒字）、特別区が168億円の黒字（同186億円の黒字）となっている。再差引収支を黒字・赤字の団体別にみると、黒字の団体数は前年度と比べると30団体減少の1,005団体で、その黒字額は55億円減少の1,344億円となっている。

一方、赤字の団体数は前年度と比べると31団体増加の748団体で、その赤字額は107億円減少の4,324億円となっている。

赤字の団体が占める割合を団体規模別にみると、政令指定都市が100%、中核市が72.5%、特例市が73.2%、都市が49.0%、町村が35.3%、特別区が8.7%となっており、特に政令指定都市、中核市及び特例市においては、厳しい財政運営が続いている。

1 直診勘定

直診勘定の歳入決算額は674億円で、前年度と比べると38億円減少（対前年度比5.3%減）となっている。

このうち、診療収入は428億円で、前年度と比べると26億円減少（同5.7%減）となっており、歳入総額に占める割合は、前年度と比べて0.2ポイント低下の63.6%となっている。一方、他会計繰入金は149億円で、前年度と比べると1億円減少（同0.5%減）となっており、歳入総額に占める割合は、1.1ポイント上昇の22.2%となっている。

直診勘定の歳出決算額は650億円で、前年度と比べると39億円減少（同5.6%減）となっている。

このうち、総務費は351億円で、前年度と比べると5億円減少（同1.3%減）となっている。また、医業費は218億円で、前年度と比べると22億円減少（同9.1%減）となっており、歳出総額に占める割合は、1.3ポイント低下の33.4%となっている。なお、医業費の診療収入に対する割合は前年度と比べて1.9ポイント低下の50.8%となっている。

実質収支は21億円の黒字（前年度21億円の黒字）となっているが、この実質収支から他会計繰入金を控除し、繰出金を加えた再差引収支は、125億円の赤字（同124億円の赤字）となっている。

(3) 後期高齢者医療事業 [資料編：第122表]

後期高齢者医療事業では、保険料の徴収や後期高齢者医療連合へ保険料等の納付を行う市町村等（1,748団体（19政令指定都市、40中核市、41特例市、686都市、938町村、1広域連合、23特別区））及び後期高齢者医療事業を実施する都道府県区域ごとの後期高齢者医療広域連合（47団体）に特別会計が設けられている。

2 市町村

市町村等の特別会計の歳入決算額は1兆2,444億円となっている。このうち、被保険者が支払う後期高齢者医療保険料は8,909億円で、歳入総額に占める割合は71.6%となっている。

歳出決算額は1兆2,235億円となっている。このうち、後期高齢者医療広域連合への納付金が、1兆1,516億円で、歳出総額に占める割合は94.1%となっている。

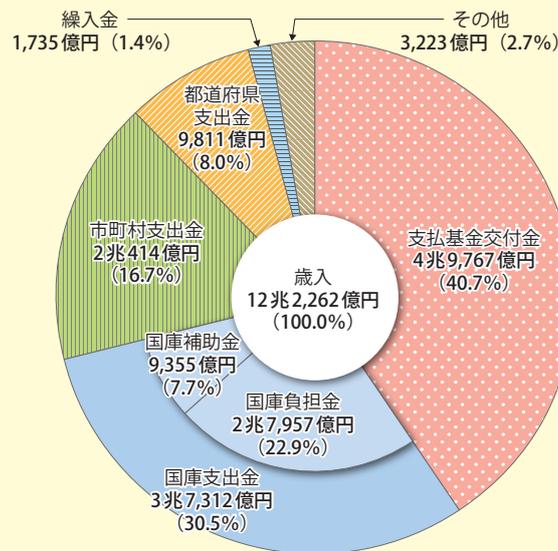
❏ 後期高齢者医療広域連合

(ア) 歳入

後期高齢者医療広域連合の歳入決算額は12兆2,262億円となっている。

歳入の内訳をみると、第92図のとおりであり、それぞれの決算額をみると、支払基金交付金が4兆9,767億円（歳入に占める割合40.7%）、国庫支出金が3兆7,312億円（同30.5%）、市町村支出金が2兆414億円（同16.7%）、都道府県支出金が9,811億円（同8.0%）となっている。

第92図 後期高齢者医療事業の歳入決算の状況

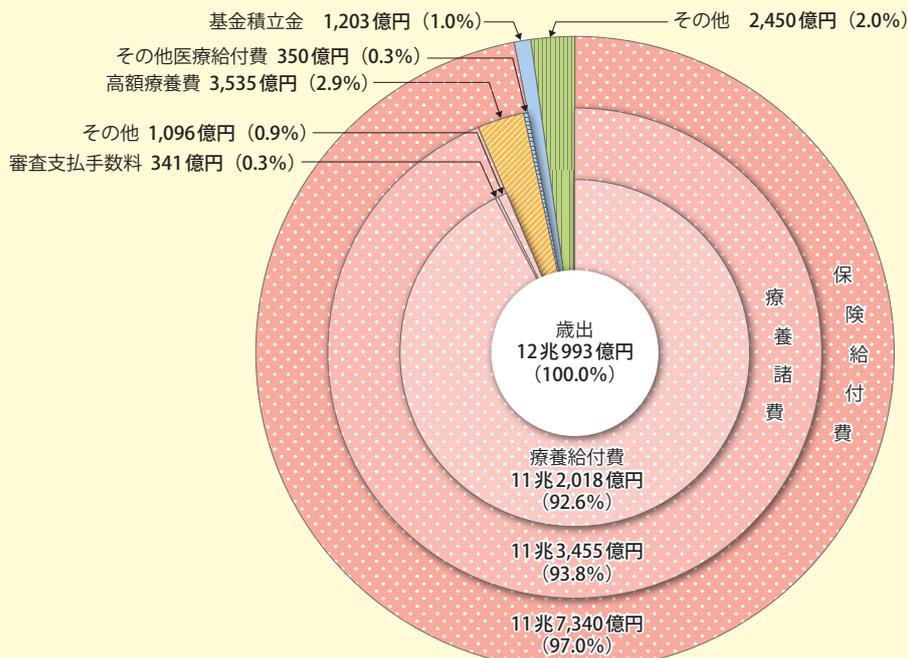


(イ) 歳出

後期高齢者医療広域連合の歳出決算額は12兆993億円となっている。

歳出の内訳をみると、第93図のとおりであり、保険給付費は11兆7,340億円で、歳出総額の97.0%

第93図 後期高齢者医療事業の歳出決算の状況



を占めている。

その他については、基金積立金1,203億円、総務費389億円、保健事業費179億円等となっている。

(ウ) 収支

実質収支は47団体全て黒字となっており、その黒字額は1,269億円となっている。

(4) 介護保険事業 [資料編：第123表]

介護保険制度を実施する保険者である市町村等が設ける介護保険事業会計は、第1号被保険者（65才以上の者）からの保険料や、第2号被保険者（40才以上65才未満の医療保険加入者）の介護納付金分に係る支払基金からの交付金である支払基金交付金等を財源として保険給付等を行う保険事業勘定と、介護給付の対象となる在宅サービス及び施設サービスを実施する介護サービス事業勘定とに区分される。

なお、市町村等が実施する指定介護老人福祉施設、介護老人保健施設、老人短期入所施設、老人デイサービスセンター、指定訪問看護ステーションの5施設により介護サービスを提供する事業は介護サービス事業として公営企業会計の対象とされている。

平成22年度末の介護保険事業の保険者は、1,588団体（19政令指定都市、40中核市、40特例市、632都市、794町村、40一部事務組合等、23特別区）となっている。また、介護サービス事業勘定を設置している団体は783団体（9政令指定都市、13中核市、21特例市、329都市、388町村、9一部事務組合等、14特別区）となっている。

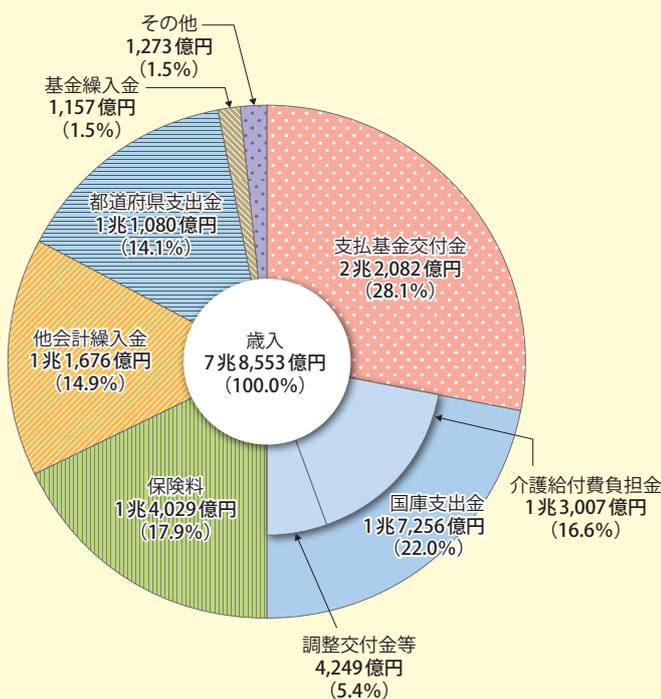
■ 保険事業勘定

(ア) 歳入

保険事業勘定の歳入決算額は7兆8,553億円となっている。

歳入の内訳をみると、第94図のとおりである。それぞれの決算額をみると、第1号被保険者が支払う保険料が1兆4,029億円（歳入総額に占める割合17.9%）、介護給付費負担金（介護給付及び予防給付に要する費用の額（以下「介護・予防給付額」という。）の100分の20（施設等給付費にあたっては100

第94図 介護保険事業の歳入決算の状況（保険事業勘定）



分の15)に相当する額)、調整交付金(介護・予防給付額の100分の5に相当する額)等の国庫支出金が1兆7,256億円(同22.0%)、支払基金交付金(第2号被保険者の介護給付金分に係る社会保険診療報酬支払基金からの交付金)が2兆2,082億円(同28.1%)、都道府県の法定負担(介護・予防給付額の100分の12.5(施設等給付費にあたっては100分の17.5)に相当する額)を含む都道府県支出金が1兆1,080億円(同14.1%)、市町村の法定負担分(介護・予防給付額の100分の12.5に相当する額)を含む他会計繰入金が1兆1,676億円(同14.9%)、介護保険制度の円滑な導入のために設置された基金等の取崩し額である基金繰入金が1,157億円(同1.5%)等となっている。

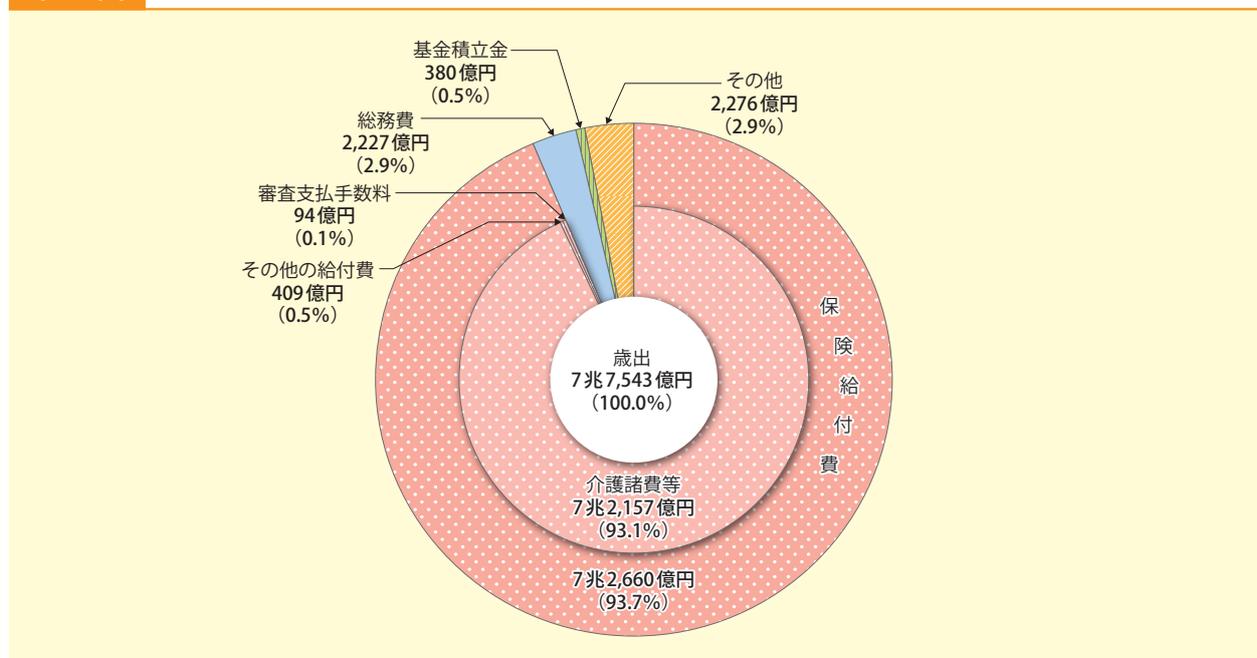
(イ) 歳出

保険事業勘定の歳出決算額は7兆7,543億円となっている。

歳出の内訳をみると、第95図のとおりであり、保険給付費は7兆2,660億円で、歳出総額の93.7%を占めている。

その他については、総務費が2,227億円(歳出総額に占める割合2.9%)、基金積立金380億円(同0.5%)等となっている。

第95図 介護保険事業の歳出決算の状況(保険事業勘定)



(ウ) 収支

実質収支は1,000億円の黒字となっており、実質収支から財源補填的な他会計繰入金及び都道府県支出金を控除し、繰出金を加えた再差引収支についても、980億円の黒字となっている。

再差引収支を黒字・赤字の団体別にみると、黒字の団体数は1,562団体で、全団体に占める割合は98.4%となっており、その黒字額は1,002億円となっている。

一方、赤字の団体数は26団体で、全団体に占める割合は1.6%となっており、その赤字額は22億円となっている。

介護サービス事業勘定

介護サービス事業勘定の歳入決算額は309億円となっている。このうち、利用者の支払う自己負担金を含むサービス収入は119億円で、歳入総額に占める割合は38.6%となっている。

普通会計等からの繰入金は169億円で、歳入総額に占める割合は54.8%となっており、このうち、普通会計からのものが156億円となっている。

歳出決算額は296億円となっている。このうち、サービス事業費が103億円で、歳出総額に占める割合は34.8%となっている。

また、公債費の元利償還金は、104億円で、歳出総額に占める割合は35.1%となっている。

なお、実質収支は12億円の黒字となっており、再差引収支は151億円の赤字となっている。

(5) その他の事業

▣ 収益事業 [資料編：第124表]

収益事業を実施した地方公共団体の数は延べ294団体で、前年度と比べると5団体減少している。

これを事業別にみると、公営競技についてはモーターボート競走事業を施行した団体が107団体と最も多く、以下、自転車競走事業61団体、競馬事業53団体、小型自動車競走事業7団体の順となっている。

また、宝くじは、47都道府県及び19政令指定都市の66団体で発売されている。

これらを団体種類別にみると、都道府県においては延べ68団体、市町村においては延べ226団体が収益事業を実施している。

(ア) 経営状況

収益事業の決算額は、歳入2兆8,976億円、歳出2兆9,077億円となっている。これを前年度と比べると歳入は2,723億円減少（対前年度比8.6%減）、歳出は2,712億円減少（同8.5%減）となっている。

実質上の収支（歳入歳出差引額から翌年度に繰り越すべき財源、他会計からの繰入金、過去の収益を積み立てた基金からの繰入金及び未払金を控除し、他会計への繰出金及び未収金を加えた額）は3,601億円の黒字（前年度4,060億円の黒字）となっている。

普通会計等への収益金の繰出しについて、事業別にみると、自転車競走事業が41億円（前年度60億円）、小型自動車競走事業が5億円（同5億円）、モーターボート競走事業が65億円（同115億円）、宝くじ事業が3,818億円（同4,149億円）となっている。

(イ) 収益金の使途状況

収益金の大部分は普通会計等に繰り入れられ、道路、教育施設、社会福祉施設等の整備事業などの財源として活用されている。その繰入額は3,931億円で、前年度と比べると398億円減少（対前年度比9.2%減）となっている。

収益金繰入額の使用状況を目的別にみると、土木費が1,249億円で最も大きな割合（収益金繰入額に占める割合31.8%）を占め、次いで、民生費の689億円（同17.5%）となっており、これらの費目で繰入総額の49.3%を占めている。

このほか、教育費が525億円（同13.4%）、衛生費が166億円（同4.2%）、商工費が137億円（同3.5%）等となっている。

▣ 共済事業

(ア) 農業共済事業 [資料編：第126表]

農業共済事業を実施した市町村の数は56団体で、前年度と比べると14団体減少している。

農業共済事業会計の決算額は歳入147億円、歳出140億円で、前年度と比べると歳入は51億円減少（対前年度比25.7%減）、歳出は30億円減少（同17.9%減）となっている。

なお、実質上の収支（歳入歳出差引額から支払準備金積立額、責任準備金積立額、繰入金及び未払金を控除し、繰出金及び未収金を加えた額）は、33億円の赤字（前年度21億円の赤字）となっている。

(イ) 交通災害共済事業 [資料編：第127表]

直営方式により交通災害共済事業を実施した地方公共団体は89団体（1県、50市町村、38一部事務組合等）で、前年度と比べると11団体減少している。

また、加入者は平成22年度末で972万人（前年度末1,106万人）となっている。

交通災害共済事業会計の決算額は歳入78億円、歳出66億円で、前年度と比べると歳入は16億円減少（対前年度比17.2%減）、歳出は15億円減少（同18.1%減）となっている。

なお、実質上の収支（歳入歳出差引額から未經過共済掛金、繰入金及び未払金を控除し、繰出金及び未収金を加えた額）は20億円の黒字（前年度25億円の黒字）となっている。

☒ その他

（ア）老人保健医療事業 [資料編：第121表]

老人保健医療事業会計の決算額は、歳入246億円、歳出218億円であり、前年度と比べると歳入は467億円減少（対前年度比65.5%減）、歳出は325億円減少（同59.8%減）となっている。

実質収支は27億円の黒字（前年度168億円の黒字）となっている。

（イ）公立大学附属病院事業 [資料編：第125表]

公立大学附属病院事業を実施した地方公共団体は1団体である。

その結果、公立大学附属病院事業会計の決算額は、収益的収支では総収益19億円、総費用19億円となり、前年度と比べると総収益は1億円増加（対前年度比6.1%増）、総費用は微増（同1.5%増）となっている。

また、資本的収支では資本的収入3億円、資本的支出3億円となり、前年度と比べると、資本的収入及び資本的支出ともに微増（ともに同6.0%増）となっている。

実質収支は1億円の黒字（前年度1億円の黒字）となっている。

（6）第三セクター等

第三セクター等の状況については、平成23年度の「第三セクター等の状況に関する調査」（平成23年3月31日現在）によると次のとおりである。

☒ 第三セクター等の定義

第三セクター等とは、次の法人をいう。

（ア）第三セクター

「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律」（平成18年法律第48号）等の規定に基づいて設立されている社団法人、財団法人及び特例民法法人（以下「社団法人・財団法人」という。）のうち、地方公共団体が出資を行っている法人

会社法の規定に基づいて設立されている株式会社、合名会社、合資会社、合同会社及び特例有限会社（以下「会社法人」という。）のうち、地方公共団体が出資を行っている法人

（イ）地方住宅供給公社、地方道路公社及び土地開発公社（以下「地方三公社」という。）

（ウ）地方独立行政法人

☒ 第三セクター等の数

第三セクター等の数は第33表のとおりであり、法人数の総計は8,484法人で、前年度末（8,618法人）に比べ134法人減少している。

第33表 第三セクター等の数

区 分	都道府県	指定都市	市区町村	合 計	(構成比)	(参考) 平成22年度調査
第三セクター計	2,023	572	4,722	7,317	(86.2%)	7,439
社団法人・財団法人	1,442	317	1,964	3,723	(43.9%)	3,813
公益社団・財団法人	108	18	219	345	(4.1%)	273
社 団 法 人	5	0	14	19	(0.2%)	24
財 団 法 人	103	18	205	326	(3.8%)	249
一般社団・財団法人	28	2	177	207	(2.4%)	203
社 団 法 人	3	1	34	38	(0.4%)	42
財 団 法 人	25	1	143	169	(2.0%)	161
特例民法法人	1,306	297	1,568	3,171	(37.4%)	3,337
旧社団法人	224	6	111	341	(4.0%)	346
旧財団法人	1,082	291	1,457	2,830	(33.4%)	2,991
会社法法人	581	255	2,758	3,594	(42.4%)	3,626
株式会社	579	253	2,488	3,320	(39.1%)	3,341
その他会社法法人	2	2	270	274	(3.2%)	285
地方三公社	122	32	930	1,084	(12.8%)	1,117
地方住宅供給公社	42	10	0	52	(0.6%)	53
地方道路公社	37	3	0	40	(0.5%)	41
土地開発公社	43	19	930	992	(11.7%)	1,023
地方独立行政法人	58	10	15	83	(1.0%)	62
総 計	2,203	614	5,667	8,484	(100.0%)	8,618

☑ 第三セクター等の経常収支の状況

第三セクター等のうち、(1) 地方公共団体等の出資割合が25%以上の社団法人・財団法人及び会社法法人 (2) 出資割合が25%未満であるものの財政的支援(注1)を受けている社団法人・財団法人及び会社法法人 (3) 地方三公社 (4) 地方独立行政法人の7,215法人から28法人(注2)を除いた7,187法人(以下「経営状況等調査対象法人」という。)の経常収支の状況については第34表のとおりであり、4,355法人(60.6%)が黒字、2,832法人(39.4%)が赤字となっている。

(注1) ここで「財政的支援」とは、補助金、貸付金及び損失補償のことをいう。

(注2) 第三セクター等のうち、清算手続中、休眠中、設立後間もない等の理由により財務諸表(損益計算書、収支計算書)が作成されていない28法人については除いている。

第34表 第三セクター等の経常収支の状況

(単位 百万円)

区 分	平成 23 年度 調査			平成 22 年度 調査		
	法人数	構成比	金額	法人数	構成比	金額
第三セクター計	6,023		98,479	6,154		83,350
（黒字法人）	3,677	61.0%	182,760	4,164	67.7%	177,996
（赤字法人）	2,346	39.0%	△ 84,281	1,990	32.3%	△ 94,646
社団法人・財団法人	3,487		17,983	3,581		14,605
（当期正味財産増加法人）	1,975	56.6%	65,636	2,311	64.5%	67,982
（当期正味財産減少法人）	1,512	43.4%	△ 47,652	1,270	35.5%	△ 53,377
会社法人	2,536		80,495	2,573		68,745
（経常黒字法人）	1,702	67.1%	117,124	1,853	72.0%	110,014
（経常赤字法人）	834	32.9%	△ 36,629	720	28.0%	△ 41,269
地方三公社	1,081		36,202	1,117		49,605
（経常黒字法人）	606	56.1%	51,483	647	57.9%	60,778
（経常赤字法人）	475	43.9%	△ 15,281	470	42.1%	△ 11,174
地方住宅供給公社	51		23,844	53		30,023
（経常黒字法人）	33	64.7%	26,635	35	66.0%	32,682
（経常赤字法人）	18	35.3%	△ 2,791	18	34.0%	△ 2,659
地方道路公社	40		10,284	41		13,316
（経常黒字法人）	35	87.5%	11,326	37	90.2%	13,548
（経常赤字法人）	5	12.5%	△ 1,041	4	9.8%	△ 232
土地開発公社	990		2,073	1,023		6,266
（経常黒字法人）	538	54.3%	13,522	575	56.2%	14,549
（経常赤字法人）	452	45.7%	△ 11,448	448	43.8%	△ 8,282
地方独立行政法人	83		38,911	62		19,854
（経常黒字法人）	72	86.7%	40,290	57	91.9%	20,589
（経常赤字法人）	11	13.3%	△ 1,379	5	8.1%	△ 735
総計	7,187		173,592	7,333		152,808
（黒字法人）	4,355	60.6%	274,533	4,868	66.4%	259,363
（赤字法人）	2,832	39.4%	△ 100,941	2,465	33.6%	△ 106,555

□ 第三セクター等の純資産又は正味財産の状況

経営状況等調査対象法人の純資産又は正味財産の状況は、第35表のとおりである。

負債が資産を上回っている法人は369法人（5.1%）であり、当該法人の負債が資産を上回っている額の合計は3,231億円となっている。

第35表 第三セクター等の純資産又は正味財産の状況

(単位 百万円)

区 分	全体法人数 (a)	資産が負債を上回っている法人			負債が資産を上回っている法人		
		法人数 (b)	構成比 (b/a)	純資産額 又は 正味財産額	法人数 (c)	構成比 (c/a)	純資産額 又は 正味財産額
第三セクター計	(H23調査) 6,023	5,726	95.1%	4,934,586	297	4.9%	△217,842
	(H22調査) 6,154	5,839	94.9%	4,782,170	315	5.1%	△285,536
社団法人・財団法人	(H23調査) 3,487	3,405	97.6%	2,507,008	82	2.4%	△33,702
	(H22調査) 3,581	3,493	97.5%	2,525,479	88	2.5%	△48,698
会社法法人	(H23調査) 2,536	2,321	91.5%	2,427,578	215	8.5%	△184,141
	(H22調査) 2,573	2,346	91.2%	2,256,691	227	8.8%	△236,838
地方三公社	(H23調査) 1,081	1,009	93.3%	2,198,766	72	6.7%	△105,222
	(H22調査) 1,117	1,040	93.1%	2,179,619	77	6.9%	△150,508
地方住宅供給公社	(H23調査) 51	43	84.3%	593,920	8	15.7%	△19,865
	(H22調査) 53	43	81.1%	577,276	10	18.9%	△58,888
地方道路公社	(H23調査) 40	37	92.5%	1,204,914	3	7.5%	△1,846
	(H22調査) 41	38	92.7%	1,191,887	3	7.3%	△2,417
土地開発公社	(H23調査) 990	929	93.8%	399,931	61	6.2%	△83,510
	(H22調査) 1,023	959	93.7%	410,456	64	6.3%	△89,203
地方独立行政法人	(H23調査) 83	83	100.0%	1,116,749	0	0.0%	0
	(H22調査) 62	62	100.0%	964,292	0	0.0%	0
総計	(H23調査) 7,187	6,818	94.9%	8,250,100	369	5.1%	△323,064
	(H22調査) 7,333	6,941	94.7%	7,926,081	392	5.3%	△436,045

地方公共団体からの補助金交付額の状況

経営状況等調査対象法人の地方公共団体からの補助金交付額の状況は、第36表のとおりである。

地方公共団体から補助金を交付されている法人は、3,102法人（43.2%）であり、交付総額は5,966億円となっている。

第36表 地方公共団体からの補助金交付額の状況

区 分	平成23年度調査							平成22年度調査						
	全法人数	補助金 交付該当 法人数	経常収益 へ計上し ている法 人数	構成比	経常収益 計上法人 構成比	交付額	経常収益 へ計上し ている額	全法人数	補助金 交付該当 法人数	経常収益 へ計上し ている法 人数	構成比	経常収益 計上法人 構成比	交付額	経常収益 へ計上し ている額
第三セクター	6,023	2,755	2,570	45.7%	42.7%	333,923	259,441	6,154	2,868	2,681	46.6%	43.6%	314,132	283,416
社団法人・財団法人	3,487	2,207	2,185	63.3%	62.7%	258,246	247,238	3,581	2,320	2,302	64.8%	64.3%	276,074	272,501
会社法法人	2,536	548	385	21.6%	15.2%	75,677	12,202	2,573	548	379	21.3%	14.7%	38,058	10,914
地方三公社	1,081	268	262	24.8%	24.2%	43,532	32,881	1,117	259	255	23.2%	22.8%	39,305	37,206
地方住宅供給公社	51	31	31	60.8%	60.8%	11,007	11,007	53	34	34	64.2%	64.2%	19,259	19,259
地方道路公社	40	15	14	37.5%	35.0%	13,164	5,034	41	16	15	39.0%	36.6%	7,211	5,986
土地開発公社	990	222	217	22.4%	21.9%	19,361	16,840	1,023	209	206	20.4%	20.1%	12,835	11,961
地方独立行政法人	83	79	79	95.2%	95.2%	219,149	214,368	62	61	61	98.4%	98.4%	181,416	181,346
総計	7,187	3,102	2,911	43.2%	40.5%	596,604	506,690	7,333	3,188	2,997	43.5%	40.9%	534,853	501,968

地方公共団体からの借入残高の状況

経営状況等調査対象法人の地方公共団体からの借入残高の状況は、第37表のとおりである。

地方公共団体からの借入残高を有する法人は958法人（13.3%）であり、借入残高は4兆9,287億円となっている。

第37表 地方公共団体からの借入残高の状況

区 分	平成23年度調査				平成22年度調査			
	全 法 人 数	地方公共団体からの借入状況			全 法 人 数	地方公共団体からの借入状況		
		借入 法 人 数	構 成 比	残 高		借入 法 人 数	構 成 比	残 高
第 三 セ ク タ ー	6,023	578	9.6%	2,944,800	6,154	588	9.6%	2,875,467
社団法人・財団法人	3,487	293	8.4%	1,925,520	3,581	299	8.3%	1,811,894
会 社 法 法 人	2,536	285	11.2%	1,019,281	2,573	289	11.2%	1,063,573
地 方 三 公 社	1,081	350	32.4%	1,657,476	1,117	375	33.6%	1,726,718
地方住宅供給公社	51	26	51.0%	664,479	53	28	52.8%	662,208
地方道路公社	40	21	52.5%	532,543	41	25	61.0%	561,078
土地開発公社	990	303	30.6%	460,454	1,023	322	31.5%	503,432
地方独立行政法人	83	30	36.1%	326,459	62	19	30.6%	68,696
総 計	7,187	958	13.3%	4,928,735	7,333	982	13.4%	4,670,881

損失補償・債務保証の状況

経営状況等調査対象法人の損失補償・債務保証の状況は、第38表のとおりである。

地方公共団体以外からの借入残高を有する法人は2,176法人であり、借入残高は9兆4,252億円となっている。また、地方公共団体による損失補償・債務保証が付されている債務残高を有する法人は1,062法人（48.8%）であり、債務残高は6兆2,670億円となっている。

第38表 損失補償・債務保証の状況

区 分	平成23年度調査						平成22年度調査					
	全 法 人 数	地方公共団体以外からの借入金		損失補償・債務保証			全 法 人 数	地方公共団体以外からの借入金		損失補償・債務保証		
		法人数 (a)	残 高	法人数 (b)	構 成 比 (b/a)	残 高		法人数 (c)	残 高	法人数 (d)	構 成 比 (d/c)	残 高
第 三 セ ク タ ー	6,023	1,483	4,035,128	409	27.6%	1,619,520	6,154	1,600	4,520,403	438	27.4%	1,781,747
社団法人・財団法人	3,487	493	1,621,527	239	48.5%	1,316,908	3,581	557	1,772,495	256	46.0%	1,436,810
会 社 法 法 人	2,536	990	2,413,601	170	17.2%	302,612	2,573	1,043	2,747,908	182	17.4%	344,937
地 方 三 公 社	1,081	688	5,380,736	653	94.9%	4,647,455	1,117	745	5,959,111	709	95.2%	5,159,707
地方住宅供給公社	51	37	1,047,527	17	45.9%	411,865	53	38	1,173,502	19	50.0%	488,656
地方道路公社	40	38	2,065,520	36	94.7%	2,050,679	41	40	2,141,003	39	97.5%	2,119,021
土地開発公社	990	613	2,267,689	600	97.9%	2,184,911	1,023	667	2,644,606	651	97.6%	2,552,029
地方独立行政法人	83	5	9,344	0	0.0%	0	62	3	3,925	0	0.0%	0
総 計	7,187	2,176	9,425,208	1,062	48.8%	6,266,975	7,333	2,348	10,483,440	1,147	48.9%	6,941,454

8 平成22年度決算に基づく健全化判断比率等の状況

「地方公共団体財政健全化法」による、平成22年度決算に基づく健全化判断比率等の状況は以下のとおりである。

健全化判断比率及び資金不足比率において、早期健全化基準、財政再生基準又は経営健全化基準以上であった場合には、これらの健全化判断比率を公表した年度の末日までに、財政健全化計画、財政再生計画又は経営健全化計画を定めなければならない。

「地方公共団体財政健全化法」等の概要については、附属資料を参照のこと。

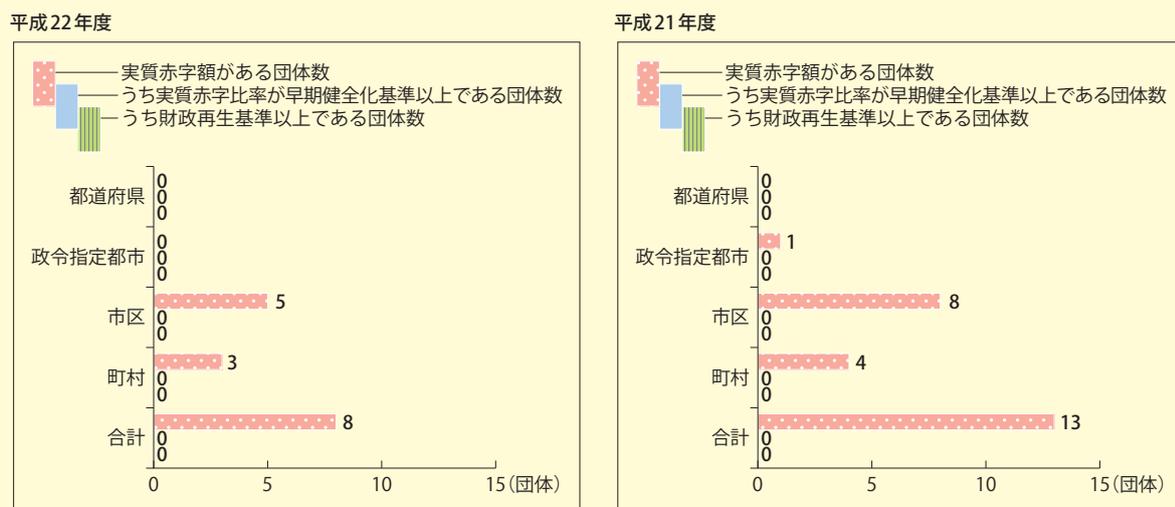
(1) 実質赤字比率

平成22年度決算に基づく実質赤字比率の状況は、第96図のとおりである。

実質赤字額がある（実質赤字比率が0%超である）団体数を団体種類別にみると、都道府県及び政令指定都市は該当団体がなく、市区5団体、町村3団体であり、合計8団体となっている。

このうち実質赤字比率が早期健全化基準以上である団体はなかった。

第96図 実質赤字比率の状況



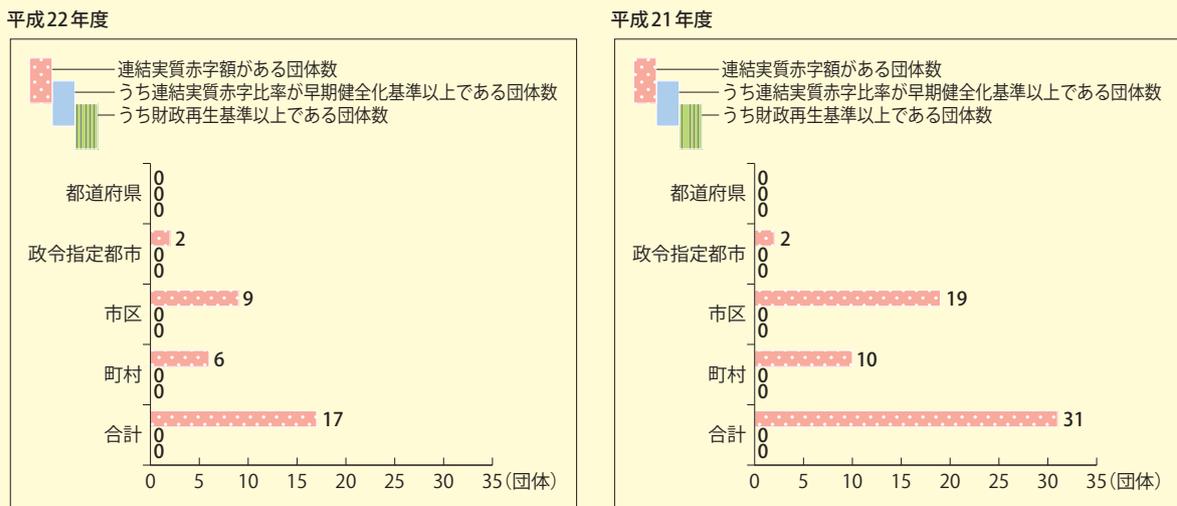
(2) 連結実質赤字比率

平成22年度決算に基づく連結実質赤字比率の状況は、第97図のとおりである。

連結実質赤字額がある（連結実質赤字比率が0%超である）団体数を団体種類別にみると、都道府県は該当団体がなく、政令指定都市2団体、市区9団体、町村6団体であり、合計17団体となっている。

このうち連結実質赤字比率が早期健全化基準以上である団体はなかった。

第97図 連結実質赤字比率の状況



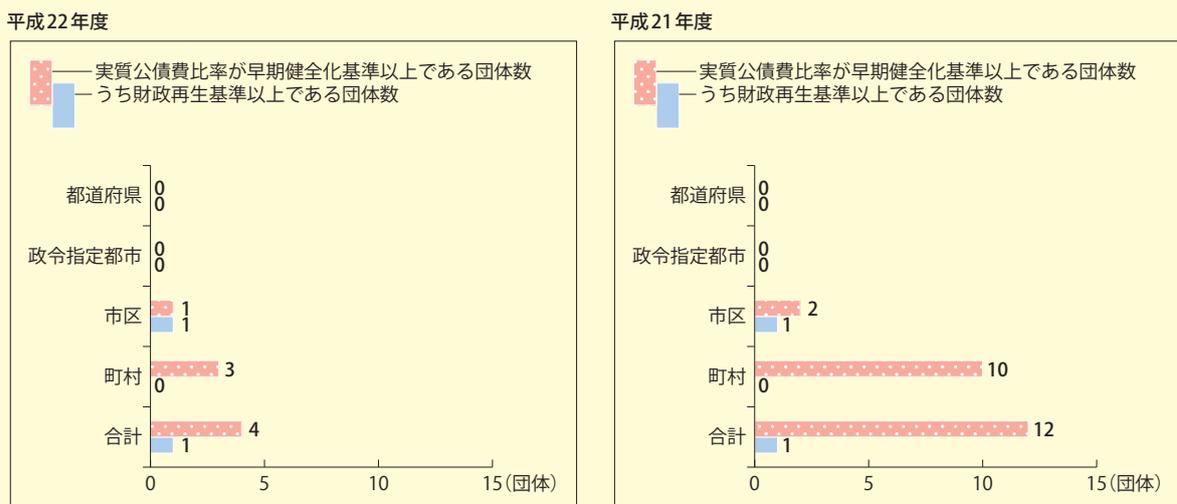
(3) 実質公債費比率

早期健全化基準・財政再生基準以上である団体数

平成22年度決算に基づく実質公債費比率の状況は、第98図のとおりである。

実質公債費比率が早期健全化基準以上である団体数は、都道府県及び政令指定都市は該当団体がなく、市区1団体、町村3団体の合計4団体となっている。そのうち財政再生基準以上である団体数は市区1団体となっている。

第98図 実質公債費比率の状況



実質公債費比率の段階別分布状況

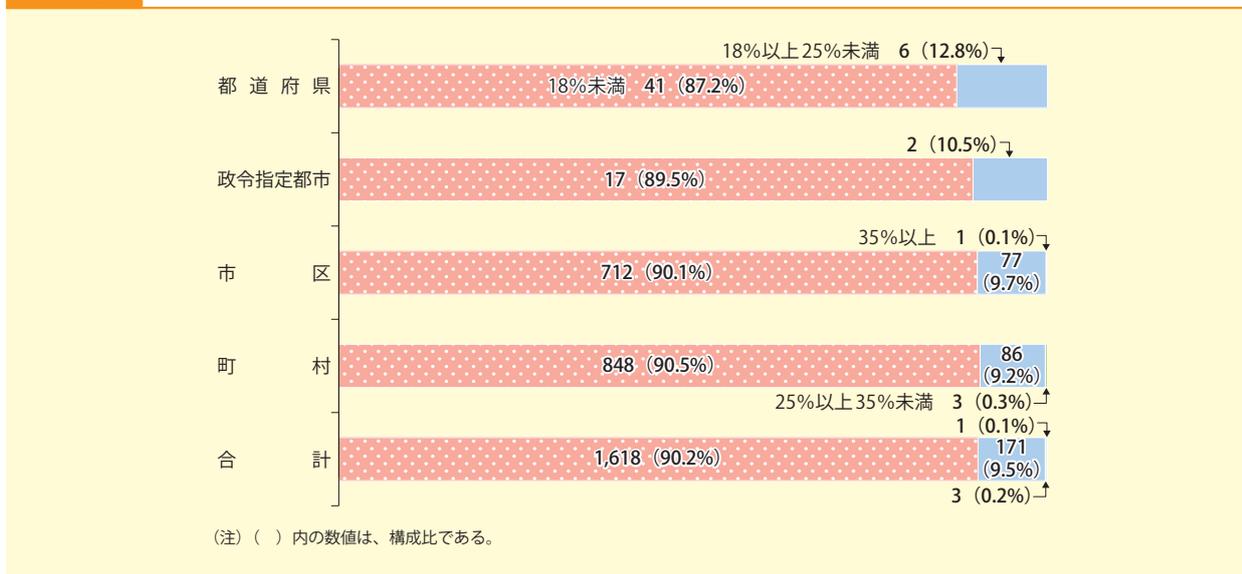
実質公債費比率の段階別分布状況は、第99図のとおりである。

実質公債費比率が地方債許可制移行基準（18%）以上である団体数は、都道府県6団体（構成比12.8%）、政令指定都市2団体（同10.5%）、市区78団体（同9.9%）、町村89団体（同9.5%）の合計

175団体（同9.8%）となっている。

このうち実質公債費比率が早期健全化基準（25%）以上であり財政再生基準（35%）未満である団体数は、都道府県、政令指定都市及び市区は該当団体がなく、町村3団体（同0.3%）であり、財政再生基準（再掲35%）以上である団体数は、市区1団体（同0.1%）となっている。

第99図 実質公債費比率の段階別分布状況



団体の種類別実質公債費比率の状況

団体の種類別の実質公債費比率の状況は、第39表のとおりであり、実質公債費比率の平均が最も高いのは、都道府県13.5%であり、以下、政令指定都市12.8%、町村12.7%、市区9.5%の順となっている。

第39表 団体の種類別実質公債費比率の状況

区分	都道府県	政令指定都市	市区	町村	市区町村合計
平成22年度	13.5%	12.8%	9.5%	12.7%	10.5%

(注) 1 比率は、加重平均である。
2 「市区町村合計」には、政令指定都市を含んでいる。

(4) 将来負担比率

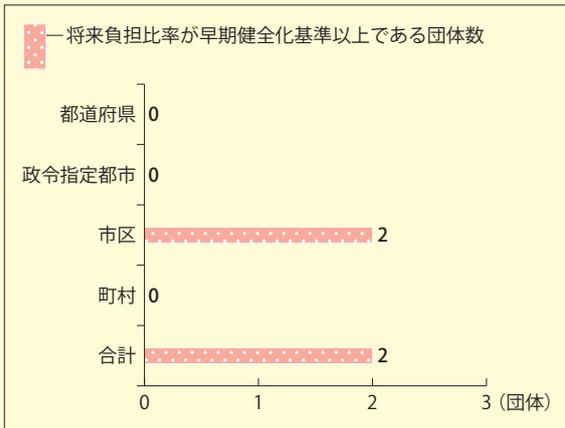
早期健全化基準以上である団体数

平成22年度決算に基づく将来負担比率の状況は、第100図のとおりである。

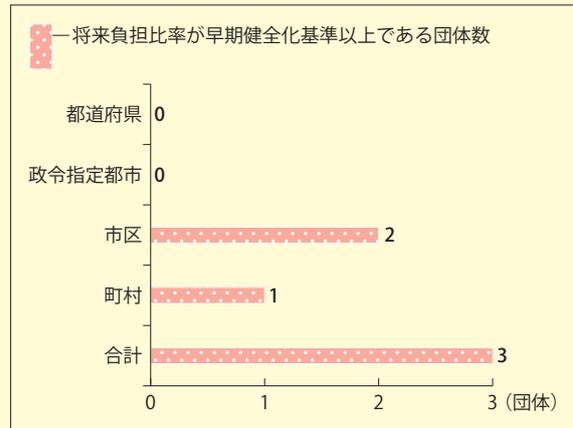
将来負担比率が早期健全化基準以上である団体数は、都道府県、政令指定都市及び町村は該当団体がなく、市区2団体となっている。

第100図 将来負担比率の状況

平成22年度



平成21年度

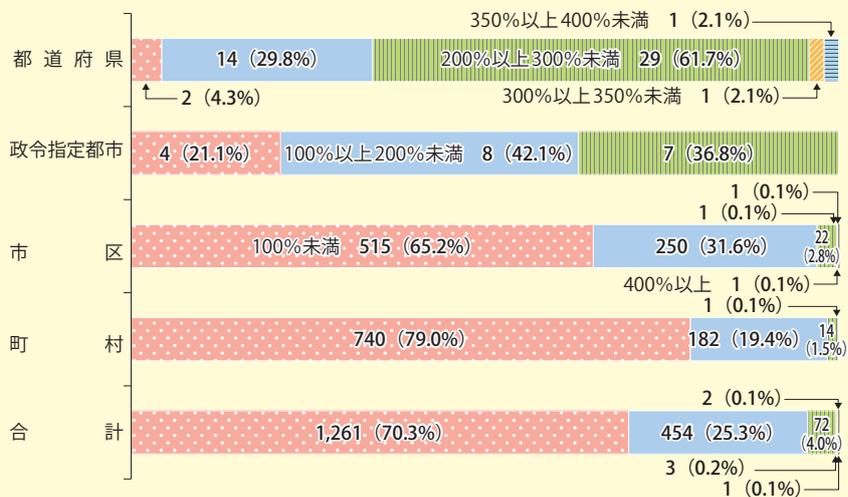


1 将来負担比率の段階別分布状況

将来負担比率の段階別分布状況は、第101図のとおりである。

将来負担比率の段階別分布状況では、都道府県においては200%以上300%未満の区分、政令指定都市においては100%以上200%未満の区分、市区及び町村においては100%未満の区分における団体数が最も多くなっている。

第101図 将来負担比率の段階別分布状況



(注) () 内の数値は、構成比である。

2 団体種類別将来負担比率の状況

団体種類別の将来負担比率の状況は、第40表のとおりであり、将来負担比率の平均は、都道府県220.8%、政令指定都市176.1%、市区57.1%、町村50.6%となっている。

第40表 団体種類別将来負担比率の状況

区分	都道府県	政令指定都市	市区	町村	市区町村合計
平成22年度	220.8%	176.1%	57.1%	50.6%	79.7%

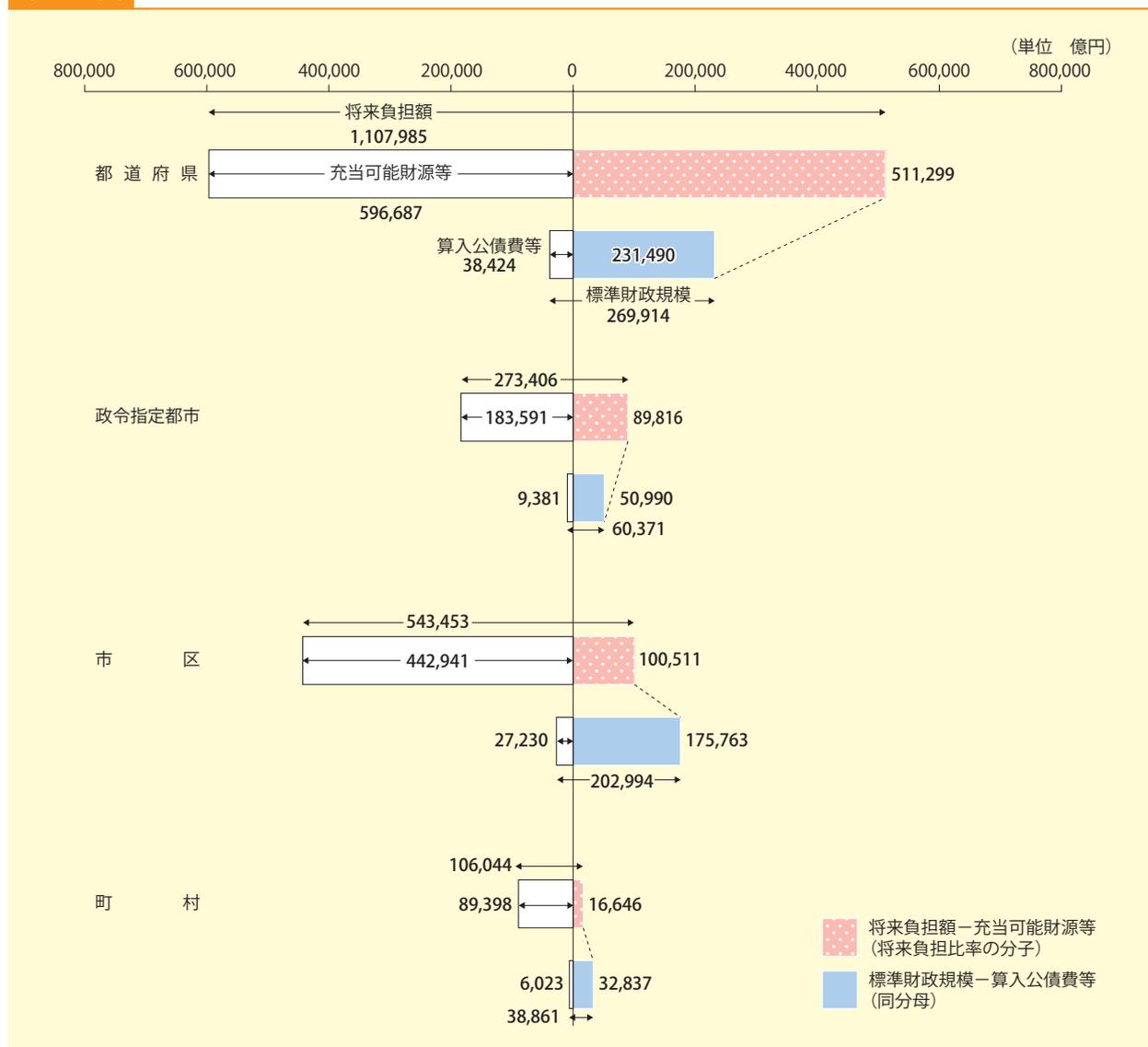
(注) 1 比率は、加重平均である。
 2 「市区町村合計」には、政令指定都市を含んでいる。

団体種類別将来負担額等の状況

団体種類別の将来負担額等の規模は、第102図のとおりである。

一般会計等に係る地方債の現在高や債務負担行為に基づく支出予定額等を合計した将来負担額から基金等の充当可能財源等を控除した実質的な将来負担額（将来負担比率の分子となる額）の団体種類別合計額は、都道府県51兆1,299億円、政令指定都市8兆9,816億円、市区10兆511億円、町村1兆6,646億円となっている。

第102図 将来負担額等の規模



また、団体区分別の項目別将来負担額等の状況は第41表のとおりであり、都道府県は一般会計等に係る地方債現在高が90兆4,804億円と最も多く、退職手当負担見込額14兆2,084億円、公営企業債等繰入見込額3兆4,620億円の順になっており、政令指定都市は一般会計等に係る地方債現在高が19兆3,026億円と最も多く、公営企業債等繰入見込額5兆1,980億円、退職手当負担見込額1兆7,082億円の順になっており、市区も一般会計等に係る地方債現在高が31兆5,768億円と最も多く、公営企業債等繰入見込額13兆2,775億円、退職手当負担見込額6兆1,684億円の順になっており、町村も一般会計等に係る地方債現在高が6兆1,559億円と最も多く、公営企業債等繰入見込額2兆6,951億円、退職手当負担見込額1兆1,178億円の順になっている。

第41表 全団体の項目別将来負担額等の状況

							(単位 億円)	
		都道府県	政令指定都市	市	区	町	村	合計
将来負担額	①一般会計等に係る地方債の現在高	904,804	193,026	315,768			61,559	1,475,157
	②債務負担行為に基づく支出予定額	15,619	4,928	17,090			1,782	39,418
	③公営企業債等繰入見込額	34,620	51,980	132,775			26,951	246,327
	④組合等負担等見込額	1,300	565	10,615			3,978	16,458
	⑤退職手当負担見込額	142,084	17,082	61,684			11,178	232,028
	⑥設立法人の負債額等負担見込額	9,494	5,734	5,357			560	21,146
	⑦連結実質赤字額	0	63	81			9	153
	⑧組合等連結実質赤字額負担見込額	63	27	83			28	201
充当可能財源等 (分母)	⑨充当可能基金	79,604	22,016	70,216			22,999	194,835
	⑩充当可能特定歳入	45,577	48,847	59,657			4,633	158,714
	⑪①～④に係る基準財政需要額算入見込額	471,505	112,728	313,068			61,766	959,067
	⑫標準財政規模	269,914	60,371	202,994			38,861	572,140
	⑬算入公債費等の額	38,424	9,381	27,230			6,023	81,059

(注) 1 計数の表示単位未満を四捨五入しているため、内訳が合計と一致しない場合がある。

2 将来負担比率の算式は、〔①～⑧の合計値(将来負担額)－⑨～⑪の合計値(充当可能財源等)〕/〔⑫－⑬〕である。

平成22年度決算に基づく健全化判断比率が早期健全化基準以上である団体数の状況は、第42表のとおりである。団体種類別の合計(純計)は、都道府県及び政令指定都市は該当団体がなく、市区2団体、町村3団体の合計5団体となっており、前年度(都道府県及び政令指定都市は該当団体がなく、市区3団体、町村11団体の合計14団体。平成21年度末までに財政健全化計画又は財政再生計画を策定済み。)に比べて9団体(市区で1団体、町村で8団体)減少している。新たに早期健全化基準以上となった団体はなく、財政健全化計画に基づいて、厳しい歳出削減により捻出した財源で繰上償還を行うなどの取組を行った結果、平成22年度決算で早期健全化基準未満となった9団体のうち、実質赤字額が生じている団体及び引き続き健全化に取り組むこととした団体を除き、7団体が「地方公共団体財政健全化法」に基づき財政健全化計画の完了報告を行った。

第42表 健全化判断比率が早期健全化基準以上である団体数

	実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率	合 計	合計（純計）
都道府県 (47団体)	0 (21) 0)	0 (21) 0)	0 (21) 0)	0 (21) 0)	0 (21) 0)	0 (21) 0)
政令指定都市 (19団体)	0 (21) 0)	0 (21) 0)	0 (21) 0)	0 (21) 0)	0 (21) 0)	0 (21) 0)
市 区 (790団体)	0 (21) 0)	0 (21) 0)	1(1) (21) 2(1))	2 (21) 2)	3(1) (21) 4(1))	2(1) (21) 3(1))
町 村 (937団体)	0 (21) 0)	0 (21) 0)	3 (21) 10)	0 (21) 1)	3 (21) 11)	3 (21) 11)
合 計 (1,793団体)	0 (21) 0)	0 (21) 0)	4(1) (21) 12(1))	2 (21) 3)	6(1) (21) 15(1))	5(1) (21) 14(1))

(注) 1 () 内の数値は、財政再生基準以上である団体数であり、内数である。
2 将来負担比率には、財政再生基準はない。

(5) 資金不足比率

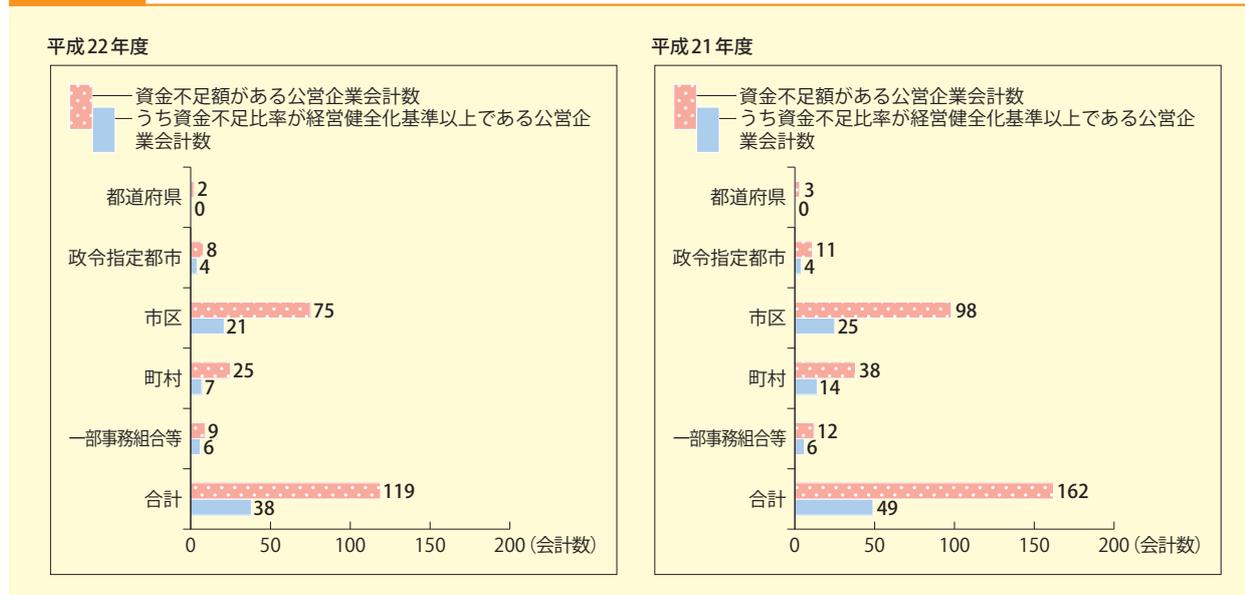
資金不足額がある公営企業会計数

平成22年度決算に基づく資金不足比率の状況を団体種類別にみたものが第103図である。

資金不足額がある（資金不足比率が0%超である）公営企業会計数をみると、都道府県2会計、政令指定都市8会計、市区75会計、町村25会計、一部事務組合等9会計であり、合計119会計となっている。

このうち資金不足比率が経営健全化基準以上である会計数は、都道府県は該当がなく、政令指定都市4会計（資金不足額がある会計数の50.0%）、市区の21会計（同28.0%）、町村7会計（同28.0%）、一部事務組合等6会計（同66.7%）であり、合計38会計（同31.9%）となっている。

第103図 資金不足額の状況（団体種類別会計数）



第43表 資金不足比率が経営健全化基準以上である公営企業会計数

	都道府県	政令市	市区町村	一部事務組合等	計	昨年度(H21決算)
水道事業	0 / 26	0 / 18	1 / 1,215	0 / 97	1 / 1,356	1 / 1,363
簡易水道事業	0 / 1	0 / 7	0 / 842	0 / 5	0 / 855	3 / 875
工業用水道事業	0 / 41	0 / 8	0 / 95	0 / 8	0 / 152	0 / 152
交通事業	0 / 3	3 / 20	4 / 67	0 / 3	7 / 93	9 / 94
電気事業	0 / 25	0 / 4	0 / 30	0 / 4	0 / 63	0 / 65
ガス事業	0 / 0	0 / 1	0 / 28	0 / 1	0 / 30	0 / 30
港湾整備事業	0 / 33	0 / 4	1 / 39	0 / 6	1 / 82	1 / 80
病院事業	0 / 42	0 / 17	6 / 500	3 / 79	9 / 638	10 / 646
市場事業	0 / 9	1 / 18	2 / 137	0 / 10	3 / 174	3 / 172
と畜場事業	0 / 1	0 / 6	1 / 43	0 / 12	1 / 62	1 / 64
宅地造成事業	0 / 51	0 / 20	2 / 406	2 / 8	4 / 485	5 / 503
下水道事業	0 / 45	0 / 29	1 / 2,545	0 / 22	1 / 2,641	4 / 2,640
観光施設事業	0 / 6	0 / 6	9 / 302	0 / 1	9 / 315	11 / 320
その他事業	0 / 15	0 / 0	1 / 75	1 / 41	2 / 131	1 / 142
計	0 / 298	4 / 158	28 / 6,324	6 / 297	38 / 7,077	49 / 7,146

(注) 分母は事業区分別の公営企業会計数である。

平成22年度決算に基づく資金不足比率が経営健全化基準以上である会計数の状況は、第43表のとおりである。経営健全化基準以上となった会計の合計は38会計であり、前年度（都道府県は該当がなく、政令指定都市4会計、市区25会計、町村14会計、一部事務組合6会計の合計49会計）より11会計（市区で4会計、町村で7会計）減少している。その内訳は、平成22年度決算で新たに経営健全化基準以上となった会計が2会計あり、平成22年度決算で経営健全化基準未満となった会計が10会計、平成22年度末までに会計を廃止したため、平成22年度決算に基づく資金不足比率の算定を行わなかった会計が2会計、平成21年度末をもって事業を休止しており、事業の規模が零であるため資金不足比率が算定不能となった会計が1会計ある。

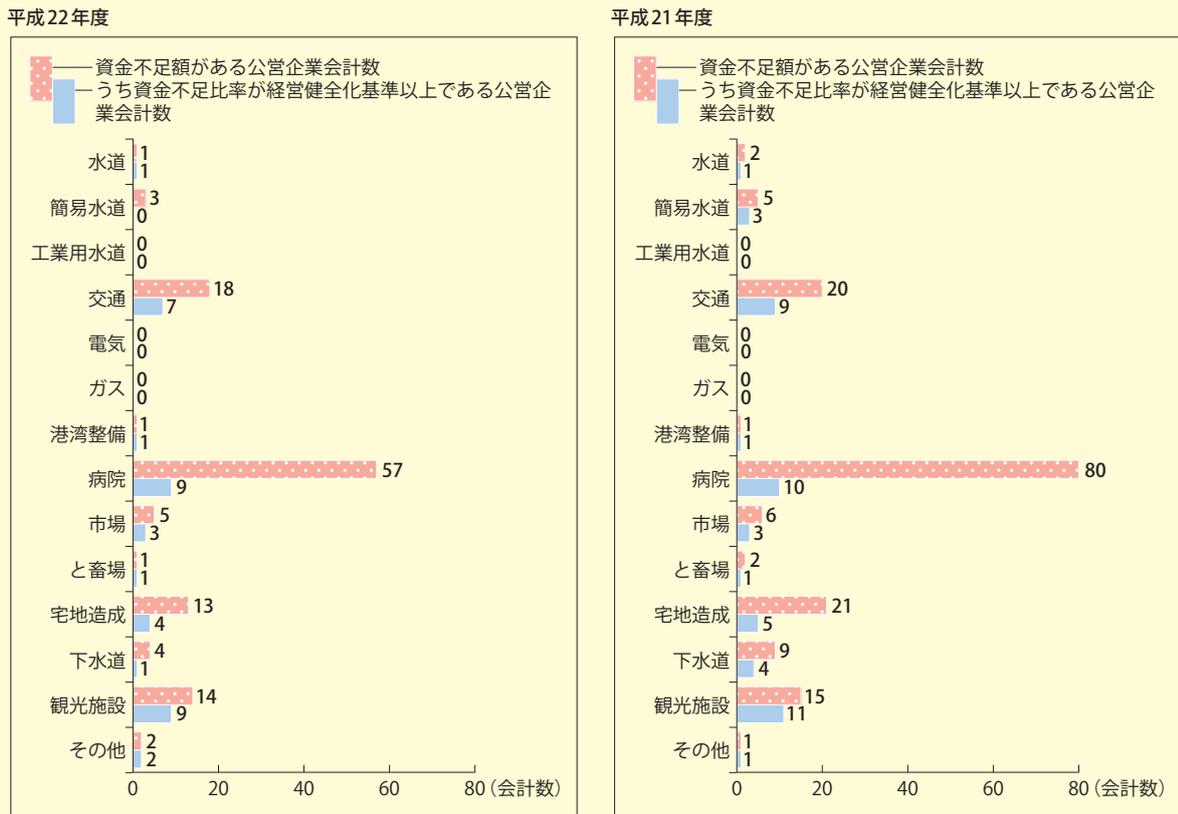
また、資金不足比率の状況を事業別にみたものが第104図である。

資金不足額がある公営企業会計数をみると、病院事業が57会計と最も多く、以下、交通事業（18会計）、観光施設事業（14会計）、宅地造成事業（13会計）、市場事業（5会計）の順となっている。

このうち資金不足比率が経営健全化基準以上である会計数は、観光施設事業9会計（資金不足額のある会計数の64.3%）、病院事業9会計（同15.8%）が最も多く、以下、交通事業7会計（同38.9%）、宅地造成事業4会計（同30.8%）、市場事業3会計（同60.0%）の順となっている。

なお、平成21年度決算に基づく資金不足比率が経営健全化基準以上となった49会計のうち、「地方公共団体財政健全化法」により経営健全化計画を策定することとされている会計については、そのすべてについて、平成22年度末までに経営健全化計画が策定済み（49会計のうち経営健全化計画策定必要なしのもものが2会計、平成21年度決算において経営健全化基準未満となったが、平成22年度決算で再び経営健全化基準以上となる見込みであったことから、完了報告を行わず、経営健全化計画継続中のものが1会計、計48会計が経営健全化計画を策定済み）であり、経営健全化計画に基づいて、収益の増加や経費の節減などの取組を行った結果、このうち10会計が「地方公共団体財政健全化法」に基づき経営健全化計画の完了報告を行った。

第104図 資金不足額の状況（事業別会計数）



1 公営企業会計の資金不足額

公営企業会計の資金不足額の状況を団体種類別にみたものが第105図であり、都道府県37億円、政令指定都市440億円、市区398億円、町村26億円、一部事務組合等112億円であり、合計1,014億円となっている。

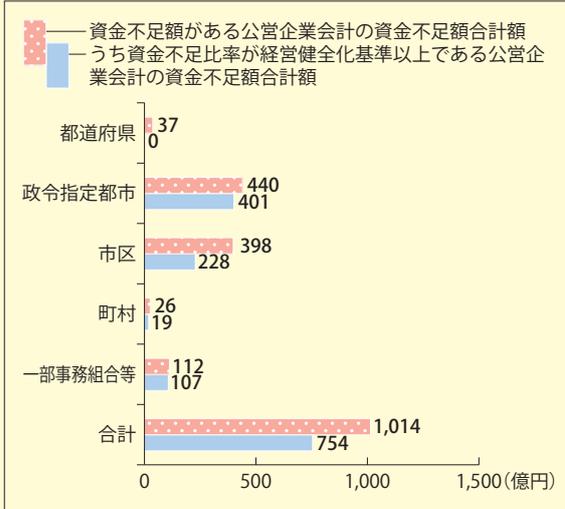
このうち資金不足比率が経営健全化基準以上である会計の資金不足額は、都道府県は該当する会計がなく、政令指定都市401億円（資金不足額がある会計の91.2%）、市区228億円（同57.2%）、町村19億円（同71.0%）、一部事務組合等107億円（同95.1%）で、合計754億円（同74.4%）となっている。

また、資金不足額の状況を事業別にみたものが第106図であり、交通事業が394億円と最も多く、以下、病院事業（285億円）、宅地造成事業（118億円）、市場事業（108億円）の順となっている。

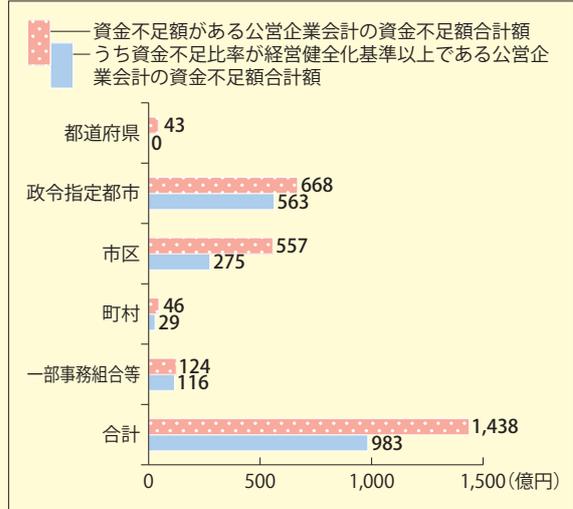
このうち資金不足比率が経営健全化基準以上である会計の資金不足額は、交通事業が361億円（資金不足額がある会計の91.7%）と最も多く、以下、病院事業110億円（同38.5%）、市場事業108億円（同99.9%）、宅地造成事業70億円（同59.1%）の順となっている。

第105図 資金不足額の状況（団体種類別合計額）

平成22年度

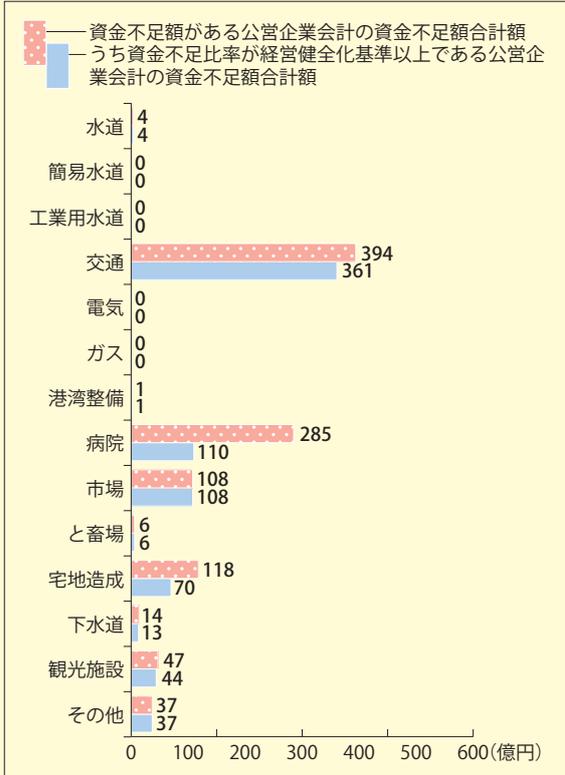


平成21年度

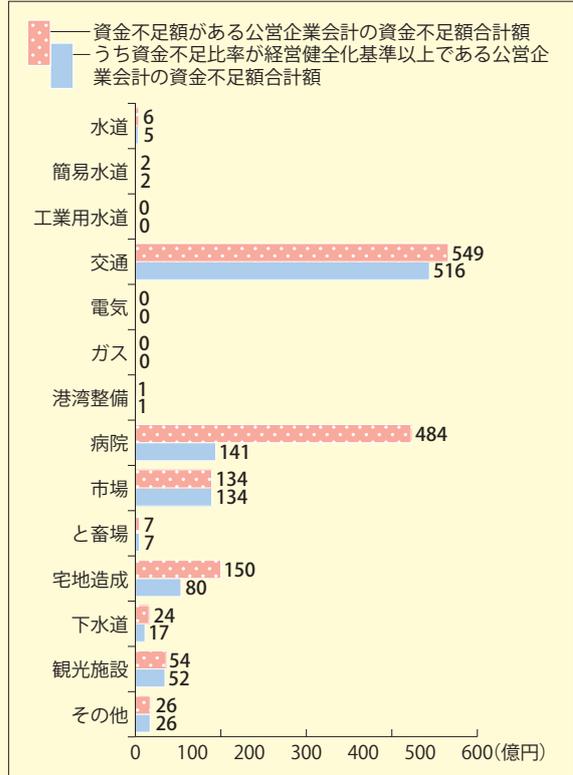


第106図 資金不足額の状況（事業別合計額）

平成22年度



平成21年度



9 市町村の規模別財政状況

市町村（特別区及び一部事務組合等を除く。以下この節において同じ。）を団体規模別（政令指定都市、中核市、特例市、中都市（人口10万人以上の市）、小都市（人口10万人未満の市）、人口1万人以上の町村及び人口1万人未満の町村）にグループ化を行い、財政状況を分析すると以下のとおりである。

(1) 市町村合併の進展に伴う団体規模別団体数の構成の変化

市町村合併の進展に伴い、団体規模別の団体数の構成が大きく変わってきている。そこで、団体数や人口、決算規模について、団体規模別に比較分析してみると、次のとおりである。

ア 団体数及び人口の状況

団体規模別の団体数の推移については、第44表のとおりである。

また、団体規模別の団体数構成比については、第107図のとおりである。市については、人口増や市町村合併により要件を満たした団体が、各区分に移行してきたことに伴い、割合が上昇してきている。一方で、町村数の割合は低下しており、平成13年度末には8割に近かった町村数は、22年度末には6割を下回る水準まで低下している。平成22年度末の割合は、政令指定都市が1.1%（前年度末1.0%）、中核市が2.3%（同2.4%）、特例市が2.4%（同2.4%）、中都市が9.8%（同9.7%）、小都市が29.9%（同30.1%）、人口1万人以上の町村が27.0%（同27.3%）、人口1万人未満の町村が27.5%（同27.2%）となっている。

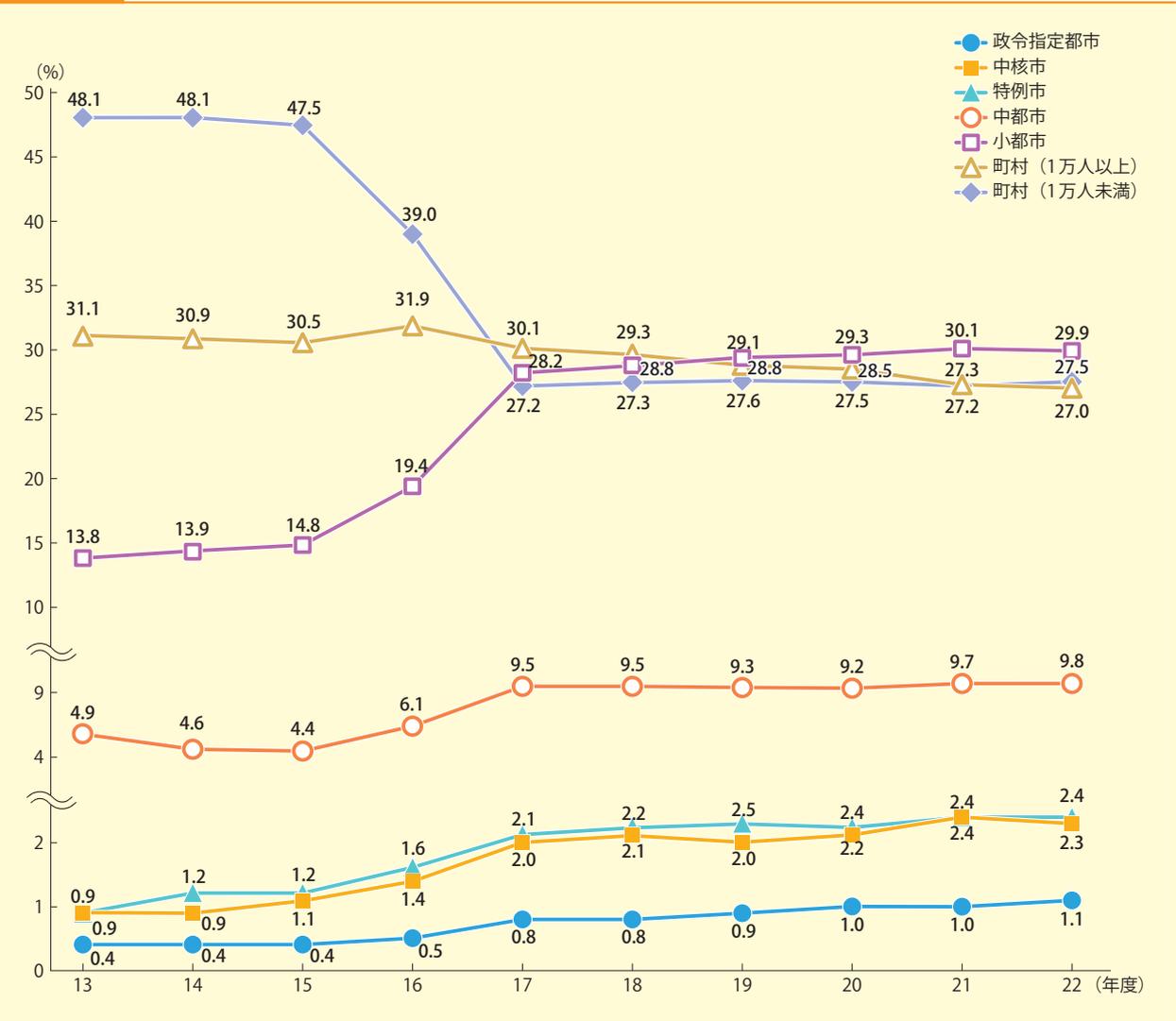
次に、団体規模別の人口の推移をみると、第45表のとおりである。

また、団体規模別の人口構成比の推移をみると、第108図のとおりである。団体数の割合と同様に、市については団体規模の移動があるものの、全体として上昇している一方、町村については低下しており、平成22年度末には、政令指定都市が21.8%（同21.1%）、中核市が13.9%（同14.5%）、特例市が9.3%（同9.2%）、中都市が21.8%（同21.6%）、小都市が23.1%（同23.3%）、人口1万人以上の町村が8.1%（同8.2%）、人口1万人未満の町村が2.1%（同2.0%）となっている。

第44表 団体規模別団体数の推移

区 分	団 体 数										増 減 率 (%)									
	平成13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22
市町村合計	3,223	3,212	3,132	2,521	1,821	1,804	1,793	1,777	1,727	1,727	△ 0.1	△ 0.3	△ 2.5	△ 19.5	△ 27.8	△ 0.9	△ 0.6	△ 0.9	△ 2.8	-
政令指定都市	12	12	13	13	14	15	17	17	18	19	-	-	8.3	-	7.7	7.1	13.3	-	5.9	5.6
中核市	28	30	35	35	37	37	35	39	41	40	3.7	7.1	16.7	-	5.7	-	△ 5.4	11.4	5.1	△ 2.4
特例市	30	37	39	40	39	39	44	43	41	41	200.0	23.3	5.4	2.6	△ 2.5	-	12.8	△ 2.3	△ 4.7	-
都 市	602	596	602	644	687	691	687	684	686	686	△ 3.1	△ 1.0	1.0	7.0	6.7	0.6	△ 0.6	△ 0.4	0.3	-
中 都 市	157	148	139	155	173	171	166	164	167	169	△ 12.3	△ 5.7	△ 6.1	11.5	11.6	△ 1.2	△ 2.9	△ 1.2	1.8	1.2
小 都 市	445	448	463	489	514	520	521	520	519	517	0.7	0.7	3.3	5.6	5.1	1.2	0.2	△ 0.2	△ 0.2	△ 0.4
町 村	2,551	2,537	2,443	1,789	1,044	1,022	1,010	994	941	941	△ 0.2	△ 0.5	△ 3.7	△ 26.8	△ 41.6	△ 2.1	△ 1.2	△ 1.6	△ 5.3	-
町(人口1万人以上)	1,002	993	956	805	549	529	516	506	471	466	△ 1.3	△ 0.9	△ 3.7	△ 15.8	△ 31.8	△ 3.6	△ 2.5	△ 1.9	△ 6.9	△ 1.1
町(人口1万人未満)	1,549	1,544	1,487	984	495	493	494	488	470	475	0.5	△ 0.3	△ 3.7	△ 33.8	△ 49.7	△ 0.4	0.2	△ 1.2	△ 3.7	1.1

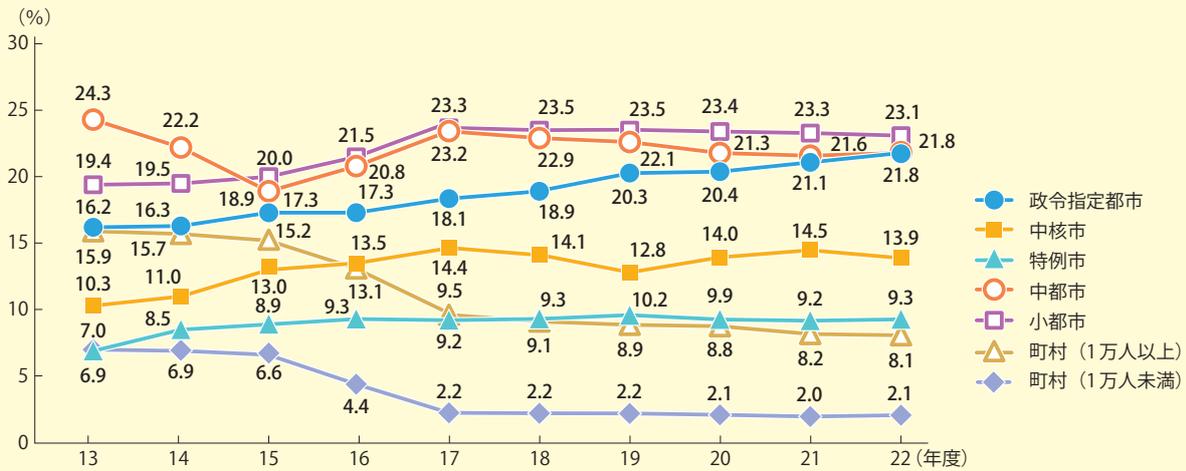
第107図 団体規模別団体数構成比の推移



第45表 団体規模別人口の推移

区分	人 口										増 減 率 (%)									
	平成13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22
市町村合計	118,453,134	118,604,384	118,686,515	118,674,670	118,781,118	118,713,776	118,652,295	118,599,264	118,538,801	118,365,125	0.1	0.1	0.1	△ 0.0	0.1	△ 0.1	△ 0.1	0.0	△ 0.1	△ 0.1
政令指定都市	19,244,958	19,351,765	20,489,715	20,569,108	21,524,645	22,440,098	24,136,806	24,244,526	25,020,151	25,770,400	0.5	0.6	5.9	0.4	4.6	4.3	7.6	0.4	3.2	3.0
中核市	12,176,559	13,020,461	15,461,777	15,988,700	17,137,424	16,721,246	15,151,433	16,619,689	17,163,778	16,465,194	3.9	6.9	18.7	3.4	7.2	△ 2.4	△ 9.4	9.7	3.3	△ 4.1
特例市	8,200,523	10,042,981	10,580,448	11,071,992	10,974,614	11,012,415	12,120,827	11,799,129	10,962,189	10,967,725	253.1	22.5	5.4	4.6	△ 0.9	0.3	10.1	△ 2.7	△ 7.1	0.1
都 市	51,728,661	49,394,107	46,254,244	50,191,743	55,256,425	55,108,974	54,025,703	52,963,176	53,289,335	53,137,795	△ 10.4	△ 4.5	△ 6.4	8.5	10.1	△ 0.3	△ 2.0	△ 2.0	0.6	△ 0.3
中 都 市	28,792,812	26,295,616	22,472,081	24,725,208	27,523,066	27,195,815	26,184,397	25,254,106	25,638,021	25,831,189	△ 17.5	△ 8.7	△ 14.5	10.0	11.3	△ 1.2	△ 3.7	△ 3.6	1.5	0.8
小 都 市	22,935,849	23,098,491	23,782,163	25,466,535	27,733,359	27,913,159	27,841,306	27,709,070	27,651,314	27,306,606	0.5	0.7	3.0	7.1	8.9	0.6	△ 0.3	△ 0.5	△ 0.2	△ 1.2
町 村	27,102,433	26,795,070	25,900,331	20,853,127	13,888,010	13,431,043	13,217,526	12,972,744	12,103,348	12,024,011	△ 1.0	△ 1.1	△ 3.3	△ 19.5	△ 33.4	△ 3.3	△ 1.6	△ 1.9	△ 6.7	△ 0.7
町 (人口1万人以上)	18,832,054	18,603,399	18,036,379	15,587,434	11,260,013	10,822,309	10,618,297	10,440,336	9,680,723	9,584,585	△ 1.5	△ 1.2	△ 3.0	△ 13.6	△ 27.8	△ 3.9	△ 1.9	△ 1.7	△ 7.3	△ 1.0
村 (人口1万人未満)	8,270,379	8,191,671	7,863,952	5,265,693	2,627,997	2,608,734	2,599,229	2,532,408	2,422,625	2,439,426	0.0	△ 1.0	△ 4.0	△ 33.0	△ 50.1	△ 0.7	△ 0.4	△ 2.6	△ 4.3	0.7

第108図 団体規模別人口構成比の推移



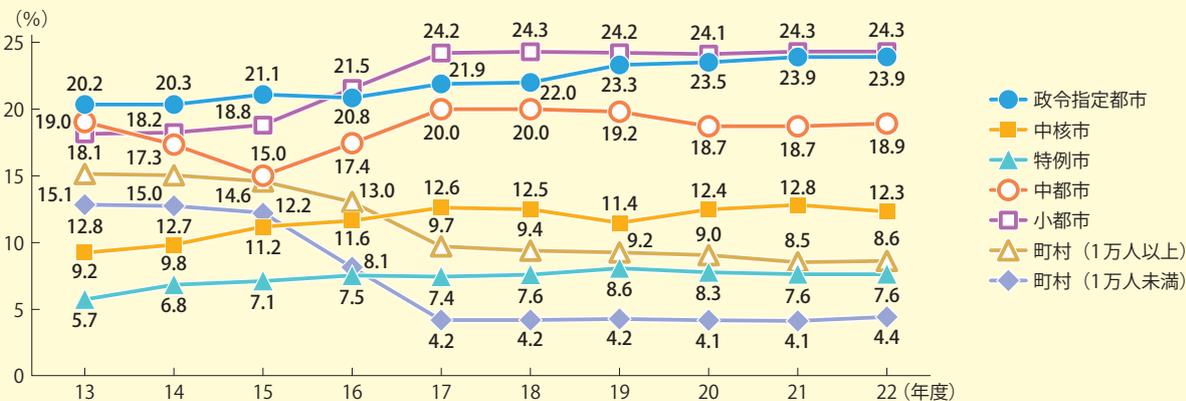
決算規模 [資料編：第11表、第35表、第74表]

団体規模別の決算規模の割合をみると、歳入総額については、政令指定都市が23.9%（前年度23.9%）、中核市が12.3%（同12.8%）、特例市が7.6%（同7.6%）、中都市が18.9%（同18.7%）、小都市が24.3%（同24.3%）、人口1万人以上の町村が8.6%（同8.5%）、人口1万人未満の町村が4.4%（同4.1%）となっている。

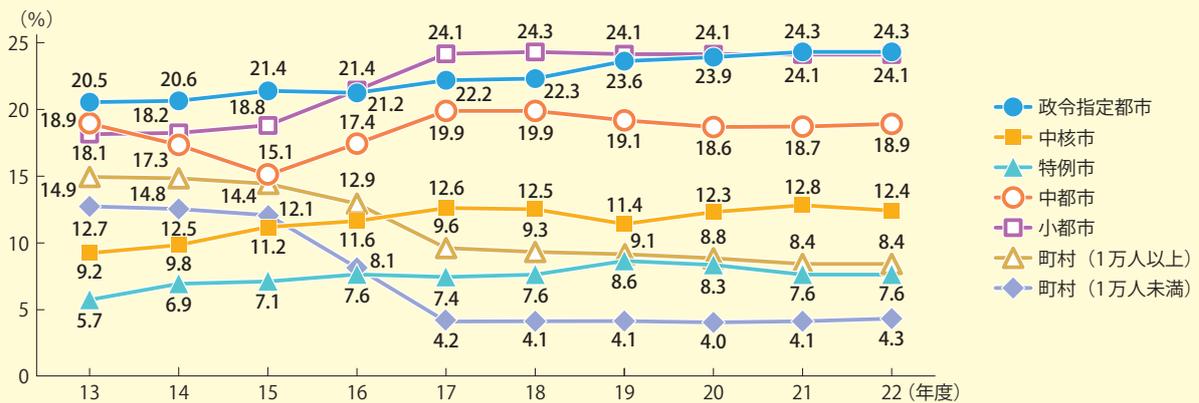
また、歳出総額については、政令指定都市が24.3%（同24.3%）、中核市が12.4%（同12.8%）、特例市が7.6%（同7.6%）、中都市が18.9%（同18.7%）、小都市が24.1%（同24.1%）、人口1万人以上の町村が8.4%（同8.4%）、人口1万人未満の町村が4.3%（同4.1%）となっている。

団体規模別の決算規模の割合について、平成13年度からの推移は、第109図のとおりである。平成15年度から17年度にかけては、570件の新設・編入合併が実施されたことから、市の占める割合が大きく上昇する一方、町村の占める割合は大きく低下した。平成22年度においては、新設・編入合併がなかったことから、市及び町村のそれぞれの割合は、ほぼ横ばいとなっている。

第109図 団体規模別決算規模構成比の推移（その1 歳入）



第109図 団体規模別決算規模構成比の推移（その2 歳出）



(2) 人口1人当たりの財政状況等

団体規模別の財政状況について、人口1人当たり平均の決算額等を中心に分析してみると、次のとおりである。

■ 決算規模等 [資料編：第3表、第5表]

1市町村当たり平均の歳入歳出決算額、人口（住民基本台帳登録人口^(注)）1人当たり平均の歳入歳出決算額をみると、**第46表**のとおりである。

人口1人当たり平均の決算額は、歳入については、政令指定都市が464千円（前年度474千円）、中核市が374千円（同371千円）、特例市が346千円（同345千円）、中都市が367千円（同363千円）、小都市が446千円（同436千円）、人口1万人以上の町村が449千円（同439千円）、人口1万人未満の町村が896千円（同848千円）となっており、歳出については、政令指定都市が458千円（同469千円）、中核市が364千円（同362千円）、特例市が335千円（同336千円）、中都市が355千円（同353千円）、小都市が428千円（同421千円）、人口1万人以上の町村が428千円（同420千円）、人口1万人未満の町村が850千円（同809千円）となっている。

（注）公共施設状況調査による。

第46表 団体規模別1団体・人口1人当たり決算額の状況

区 分	平成22年度				平成21年度		増 減	
	1 団体 当たり		人口1人 当たり		人口1人 当たり		人口1人 当たり	
	歳 入	歳 出	歳 入	歳 出	歳 入	歳 出	歳 入	歳 出
	億円	億円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
市 町 村 合 計	290	281	423	410	419	408	4	2
政 令 指 定 都 市	6,296	6,219	464	458	474	469	△10	△11
中 核 市	1,538	1,499	374	364	371	362	3	2
特 例 市	926	897	346	335	345	336	1	△1
中 都 市	561	543	367	355	363	353	4	2
小 都 市	236	226	446	428	436	421	10	7
町 村 (人口1万人以上)	92	88	449	428	439	420	10	8
町 村 (人口1万人未満)	46	44	896	850	848	809	48	41

第47表 団体規模別財政力指数及び実質収支比率の状況

区 分	財 政 力 指 数	実 質 収 支 比 率
		%
政 令 指 定 都 市	0.87	1.0
中 核 市	0.80	3.4
特 例 市	0.88	4.3
中 都 市	0.82	4.6
小 都 市	0.58	5.4
町 村 (人 口 1 万 人 以 上)	0.54	5.9
町 村 (人 口 1 万 人 未 満)	0.29	6.5

(注) 財政力指数は単純平均であり、実質収支比率は団体規模別の加重平均である。

これをみると、政令指定都市、中核市及び特例市については行政権能の差異が人口1人当たり決算額に影響を与えている。その他の市町村については規模が小さな団体ほど人口1人当たり決算額が大きくなる傾向がある。

次に、財政力指数の単純平均及び実質収支比率を団体規模別にみると、第47表のとおりである。

財政力指数の高い順にみると、特例市 (0.88)、政令指定都市 (0.87)、中都市 (0.82)、中核市 (0.80)、小都市 (0.58)、人口1万人以上の町村 (0.54)、人口1万人未満の町村 (0.29) となっており、政令指定都市及び中核市以外の市町村については規模が大きいほど財政力指数が高くなっている。

さらに、実質収支比率の高い順にみると、人口1万人未満の町村 (6.5%)、人口1万人以上の町村 (5.9%)、小都市 (5.4%)、中都市 (4.6%)、特例市 (4.3%)、中核市 (3.4%)、政令指定都市 (1.0%) となっており、規模が小さいほど実質収支比率が高くなっている。

1 歳入

歳入決算の主な内訳は、第110図のとおりである。

地方税の構成比の高い順にみると特例市 (43.1%)、中核市 (40.0%)、政令指定都市 (39.9%)、中都市 (39.4%)、小都市 (28.1%)、人口1万人以上の町村 (26.7%)、人口1万人未満の町村 (13.9%) となっており、政令指定都市及び中核市以外の市町村については規模が小さいほど地方税の歳入総額に占める割合が低くなっている。

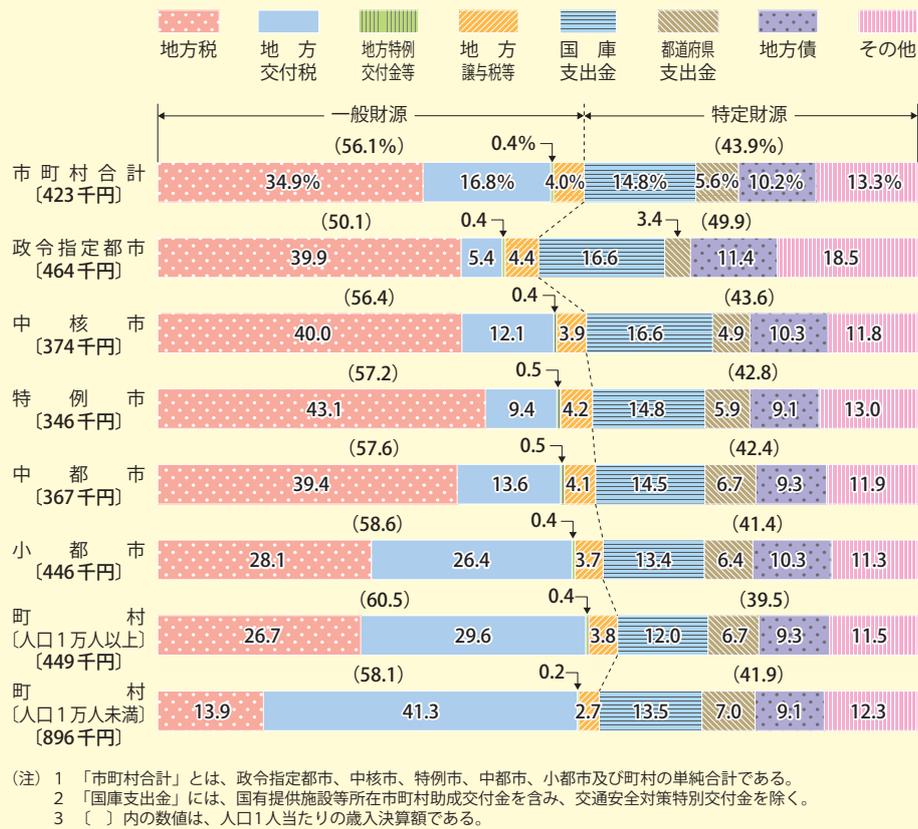
また、地方税の歳入総額に占める割合の分布状況を団体規模別にみると、第111図のとおりであり、町村においては地方税の歳入総額に占める割合が低い団体の構成比が大きくなっている。なお、主な税目の1人当たりの額は、第112図のとおりである。

一方、地方交付税の構成比の高い順にみると、人口1万人未満の町村 (41.3%)、人口1万人以上の町村 (29.6%)、小都市 (26.4%)、中都市 (13.6%)、中核市 (12.1%)、特例市 (9.4%)、政令指定都市 (5.4%) となっており、特例市以外の市町村については規模が小さいほど地方交付税の歳入総額に占める割合が高くなっている。

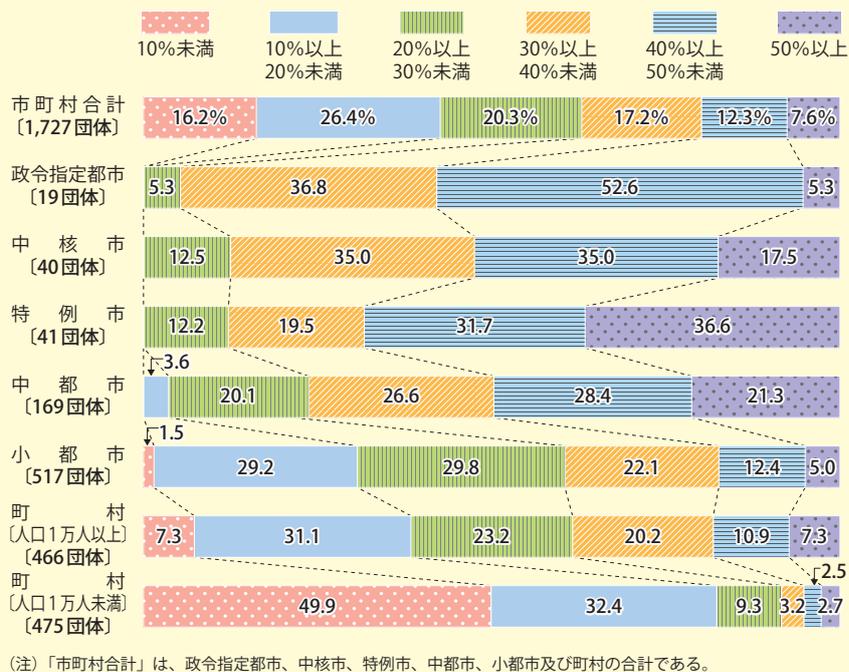
また、国庫支出金 (国有提供施設等所在市町村助成交付金を含み、交通安全対策特別交付金を除く。) の構成比の高い順にみると、政令指定都市 (16.6%)、中核市 (16.6%)、特例市 (14.8%)、中都市 (14.5%)、人口1万人未満の町村 (13.5%)、小都市 (13.4%)、人口1万人以上の町村 (12.0%) となっている。

一方、都道府県支出金の構成比の高い順にみると、人口1万人未満の町村 (7.0%)、人口1万人以上の町村 (6.7%)、中都市 (6.7%)、小都市 (6.4%)、特例市 (5.9%)、中核市 (4.9%)、政令指定都市

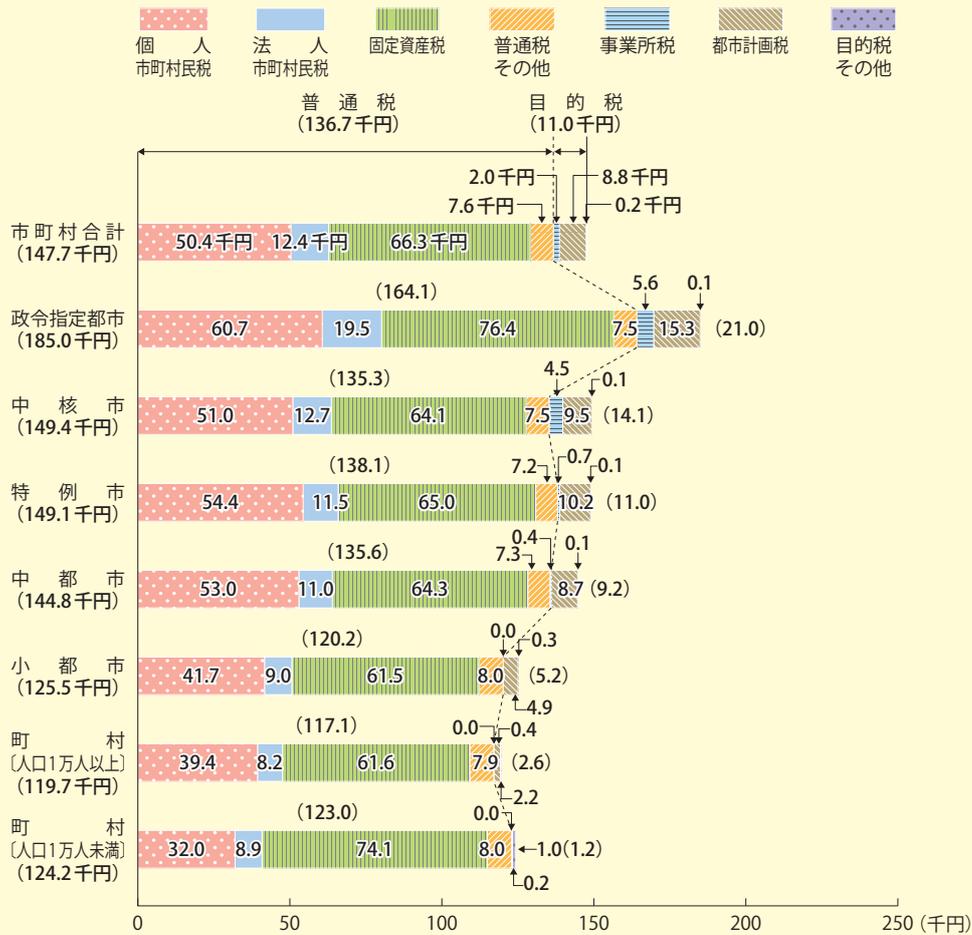
第110図 団体規模別歳入決算の状況（人口1人当たり額及び構成比）



第111図 団体規模別地方税の歳入総額に占める割合の状況（人口1人当たり額の構成比）



第112図 団体規模別地方税の構造（人口1人当たりの地方税）



(注)「市町村合計」とは、政令指定都市、中核市、特例市、中都市、小都市及び町村の単純合計である。

(3.4%) となっており、中都市以外の市町村については規模が小さいほど都道府県支出金の歳入総額に占める割合が高くなっている。

地方債の構成比（地方債依存度）の高い順にみると、政令指定都市（11.4%）、中核市（10.3%）、小都市（10.3%）、中都市（9.3%）、人口1万人以上の町村（9.3%）、特例市（9.1%）、人口1万人未満の町村（9.1%）となっている。

歳出

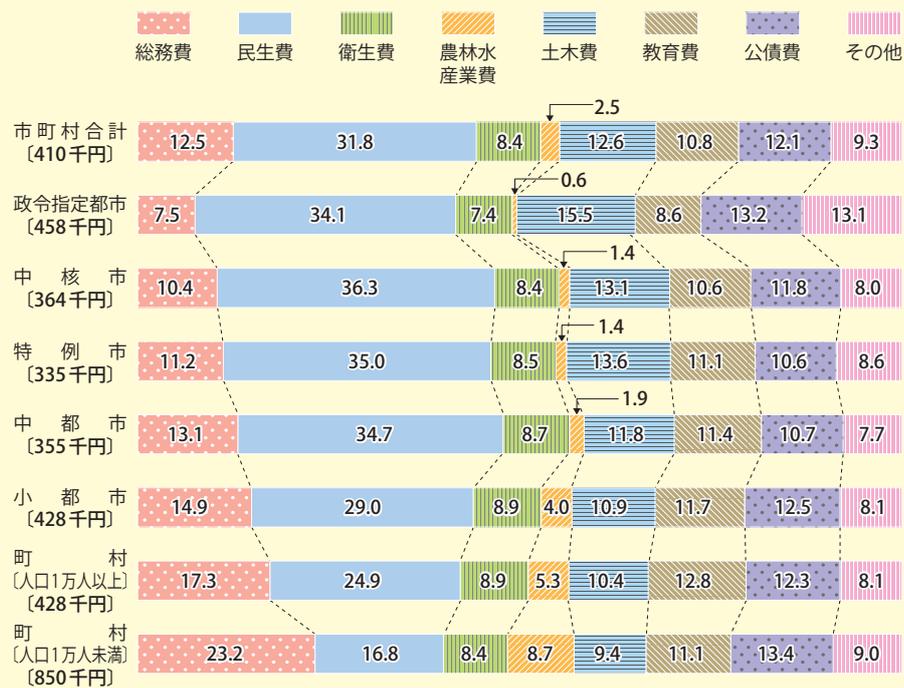
目的別歳出決算額の主な内訳は、第113図のとおりである。

それぞれの団体規模ごとに構成比が高い費目をみると、政令指定都市及び中核市においては民生費、土木費、公債費の順、特例市においては民生費、土木費、総務費の順、中都市においては民生費、総務費、土木費の順、小都市においては民生費、総務費、公債費の順、人口1万人以上の町村においては民生費、総務費、教育費の順、人口1万人未満の町村においては総務費、民生費、公債費の順となっている。

性質別歳出決算額における主な費目の構成比は、第114図のとおりである。

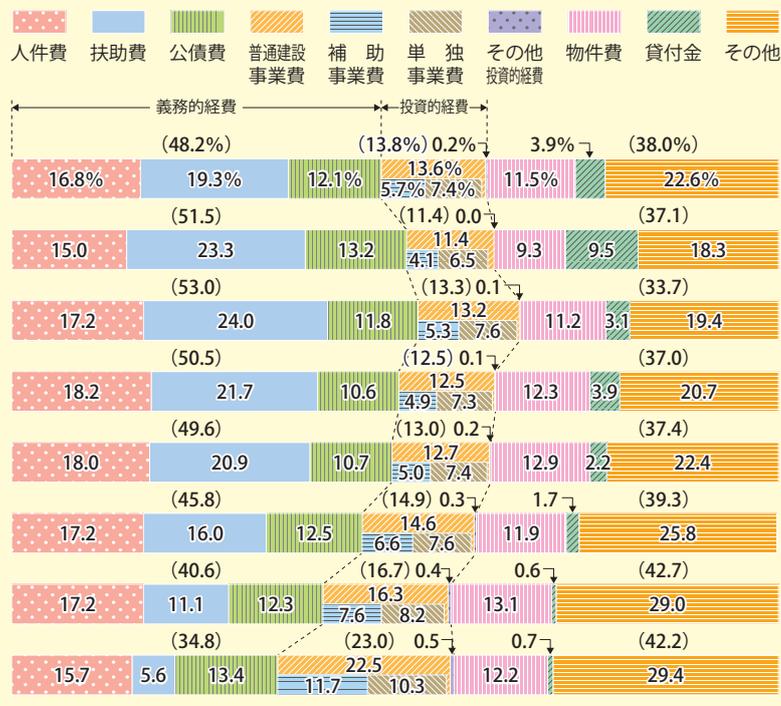
それぞれの団体規模ごとに構成比が高い費目をみると、政令指定都市においては扶助費、人件費、公債費の順、中核市及び特例市においては扶助費、人件費、普通建設事業費の順、中都市においては扶助費、人件費、物件費の順、小都市においては人件費、扶助費、普通建設事業費の順、人口1万人以上の町村においては人件費、普通建設事業費、物件費の順、人口1万人未満の町村においては普通建設事業費、人件費、公債費の順となっている。

第113図 団体規模別歳出（目的別）決算の状況（人口1人当たり額及び構成比）



(注) 1 「市町村合計」とは、政令指定都市、中核市、特例市、中都市、小都市及び町村の単純合計である。
2 [] 内の数値は、人口1人当たりの歳出決算額である。

第114図 団体規模別歳出（性質別）決算の状況（人口1人当たり額及び構成比）



(注) 1 「市町村合計」とは、政令指定都市、中核市、特例市、中都市、小都市及び町村の単純合計である。
2 [] 内の数値は、人口1人当たりの歳出決算額である。

扶助費の構成比については、町村における生活保護費等を都道府県が負担していることなどから、町村が低くなっている。

財政構造の弾力性

(ア) 経常収支比率

経常収支比率は、第48表のとおりである。経常収支比率の高い順にみると、政令指定都市（95.4%）、中核市（89.5%）、特例市（89.0%）、中都市（88.6%）、小都市（87.5%）、人口1万人以上の町村（84.3%）、人口1万人未満の町村（80.3%）となっており、規模が大きいほど比率も高くなっている。

なお、団体規模別の分布状況をみると、第115図のとおりである。政令指定都市の経常収支比率が高いのは、経常経費に占める公債費の割合が大きいことなどによる。また、町村の経常収支比率が比較的低いのは、主として生活保護費等を都道府県が負担していること等により、経常経費に占める扶助費の割合が小さいことなどによるものである。

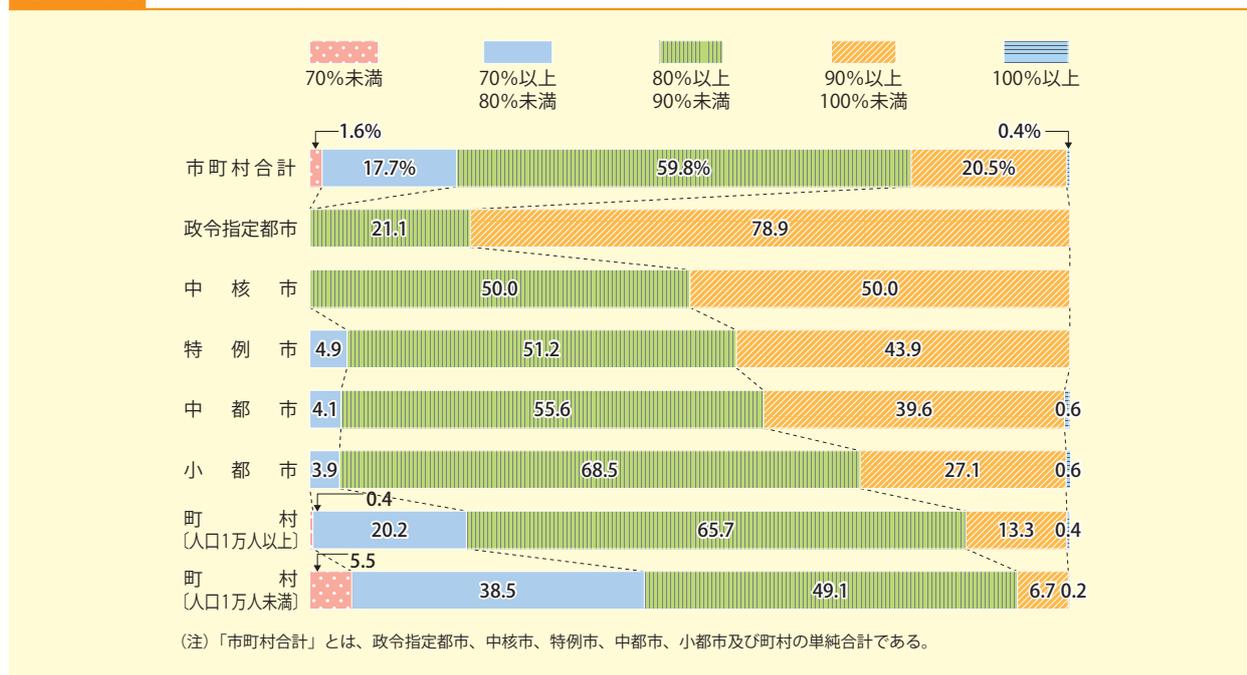
また、これを財政力指数段階別にみると、第116図のとおりである。

第48表 団体規模別経常収支比率の状況

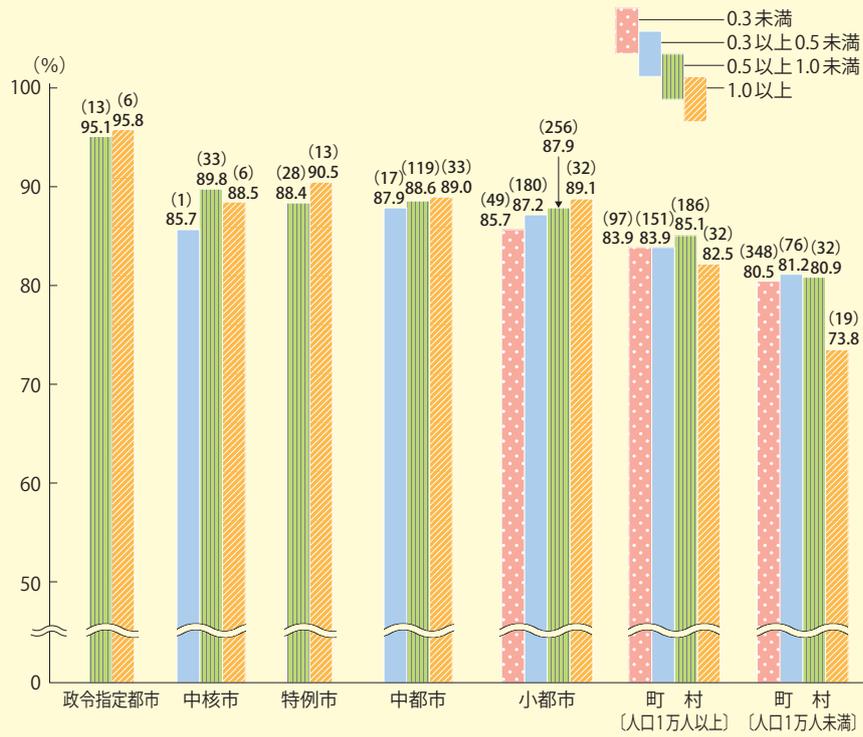
区 分	経常収支比率	う ち					
		人件費	物件費	扶助費	補助費等	公債費	その他
	%	%	%	%	%	%	%
政令指定都市	95.4	25.3	12.1	14.9	10.6	22.8	9.6
中核市	89.5	25.3	12.8	13.3	7.8	18.7	11.6
特例市	89.0	26.6	14.3	10.9	8.1	16.8	12.3
中都市	88.6	26.2	14.2	10.4	8.6	16.7	12.5
小都市	87.5	24.6	12.3	8.0	10.9	18.7	13.1
町村（人口1万人以上）	84.3	23.6	12.4	5.2	12.9	17.3	12.9
町村（人口1万人未満）	80.3	23.1	11.1	2.9	12.6	19.7	10.9

(注) 比率は、加重平均である。

第115図 団体規模別経常収支比率の状況（構成比）



第116図 団体規模別財政力指数段階別の経常収支比率の状況

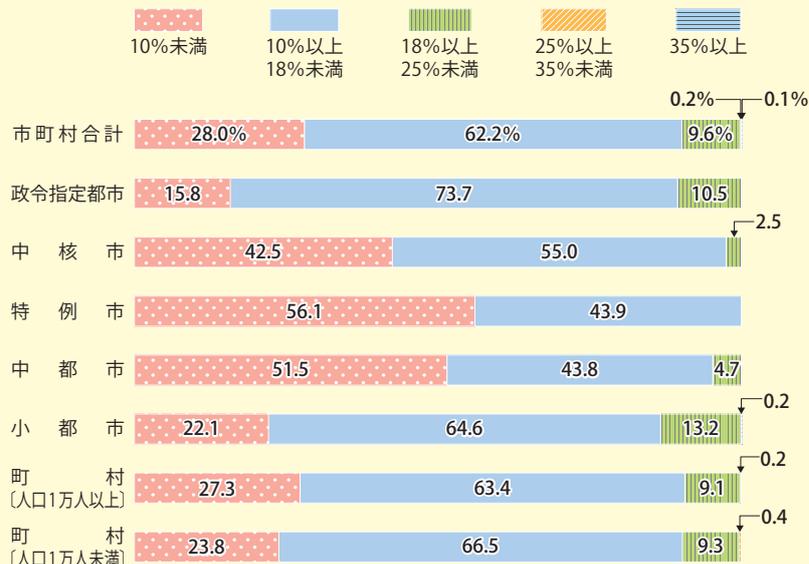


(注) 1 比率は、加重平均である。
2 () 内の数値は、団体数である。

(イ) 実質公債費比率

実質公債費比率の団体規模別の分布状況は、第117図のとおりであり、10%以上18%未満の団体の割合が大きくなっている。

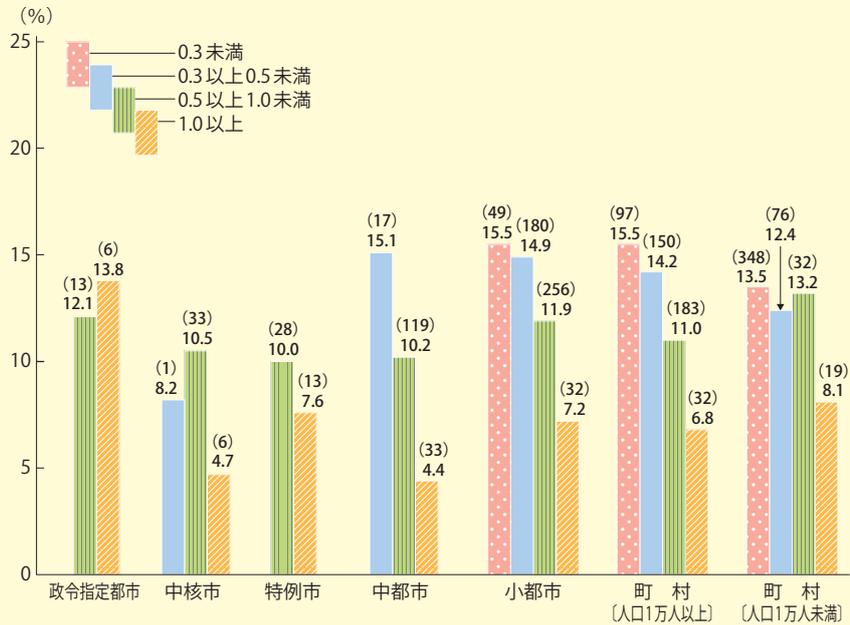
第117図 団体規模別実質公債費比率の状況 (構成比)



(注) 「市町村合計」は、政令指定都市、中核市、特例市、中都市、小都市及び町村の合計である。

次に、実質公債費比率を財政力指数段階別にみると、第118図のとおりであり、財政力指数が低いほど実質公債費比率が高くなる傾向にある。

第118図 団体規模別財政力指数段階別の実質公債費比率の状況

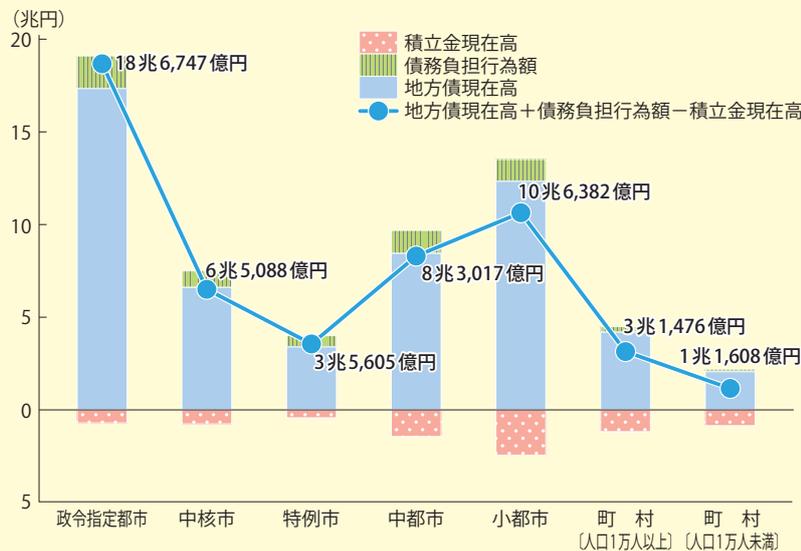


(注) 1 比率は、加重平均である。
2 () 内の数値は、団体数である。

地方債及び債務負担行為による実質的な将来の財政負担

地方債及び債務負担行為による実質的な将来の財政負担の状況については、第119図のとおりである。団体規模別に前年度と比較すると、政令指定都市1.5%増（前年度1.6%増）、中核市3.5%減（同3.7%増）、特例市0.5%減（同11.1%減）、中都市0.6%増（同0.5%増）、小都市3.9%減（同1.9%減）、人口1万人以上の町村5.2%減（同9.7%減）、人口1万人未満の町村11.7%減（同13.5%減）となっている。

第119図 団体規模別の地方債及び債務負担行為による実質的な将来の財政負担の状況



10 公共施設の状況

地方公共団体は、住民の生活や福祉の向上を図り、個性豊かで魅力ある地域づくりを推進するため、道路や公営住宅等の公共施設の整備に努めている。これら主要な公共施設の整備状況は、次のとおりである。なお、本節の記載は公共施設状況調査を基としている。

(1) 道路 [資料編：第104表]

平成23年4月1日現在における地方道の実延長は114万9,646km（対前年同期比0.2%増）、面積は8,355.1km²（同0.4%増）となっている。また、これらの状況を10年前（平成12年度）と比べると、実延長は3.6%増、面積は7.5%増となっている。

これを主要地方道（「道路法」（昭和27年法律第180号）第56条の規定に基づき国土交通大臣の指定する都道府県道）、一般都道府県道（主要地方道以外の都道府県道）及び市町村道別にみると、主要地方道の実延長は5万7,070km（対前年同期比0.2%増）、面積は870.6km²（同0.7%増）、一般都道府県道の実延長は7万995km（同0.0%増）、面積は919.4km²（同0.7%増）、市町村道の実延長は102万1,582km（同0.2%増）、面積は6,565.1km²（同0.3%増）となっている。また、これらの状況を10年前（平成12年度）と比べると、主要地方道の実延長は0.8%増、面積は9.4%増、一般都道府県道の実延長は1.5%増、面積は8.8%増、市町村道の実延長は3.9%増、面積は7.1%増となっている。

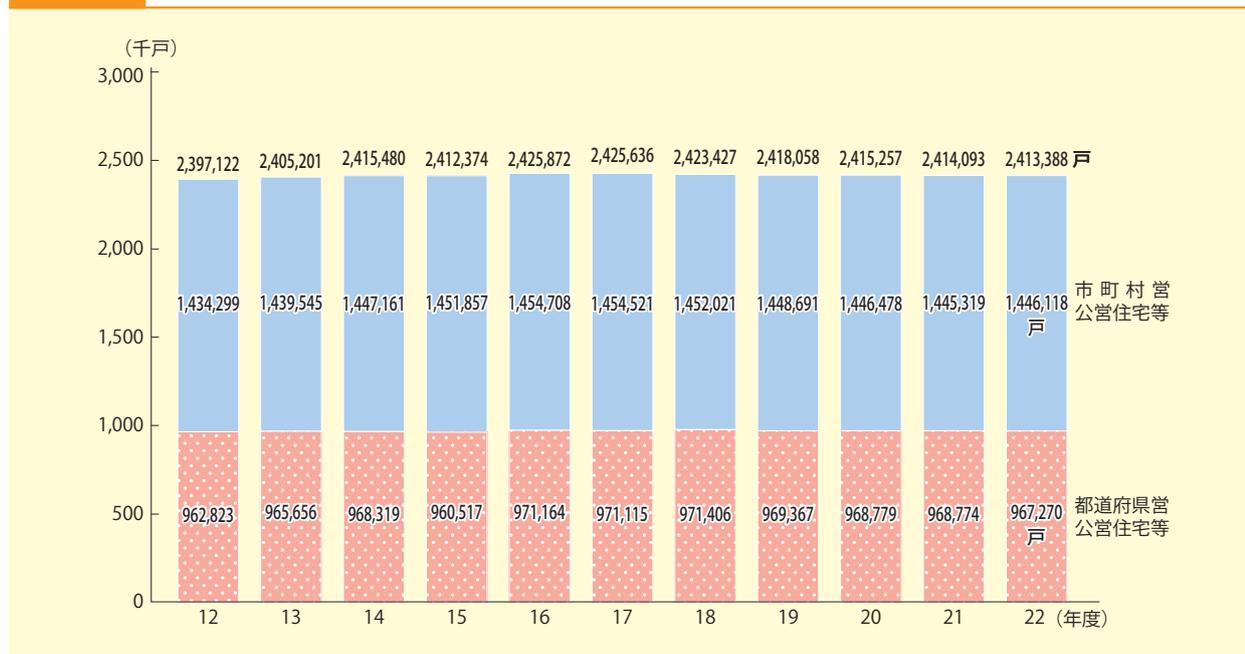
(2) 公営住宅等 [資料編：第105表]

平成22年度末現在における公営住宅等（「公営住宅法」（昭和26年法律第193号）に基づく公営住宅、「住宅地区改良法」（昭和35年法律第84号）に基づく改良住宅及び地方公共団体が独自に建設する単独住宅）の総戸数は241万3,388戸であり、前年度末と比べると705戸減少（0.0%減）している。この状況を10年前（平成12年度）と比べると、1万6,266戸増加（0.7%増）している。

公営住宅等のうち公営住宅の戸数は217万1,793戸であり、前年度と比べると2,914戸減少（0.1%減）している。この状況を10年前（平成12年度）と比べると5,018戸増加（0.2%増）している。また、公営住宅等総戸数に占める公営住宅の割合は90.0%（前年度90.1%）となっている。

なお、公営住宅等の総戸数の推移は、[第120図](#)のとおりである。

第120図 公営住宅等の総戸数の推移



(3) 公園 [資料編：第106表]

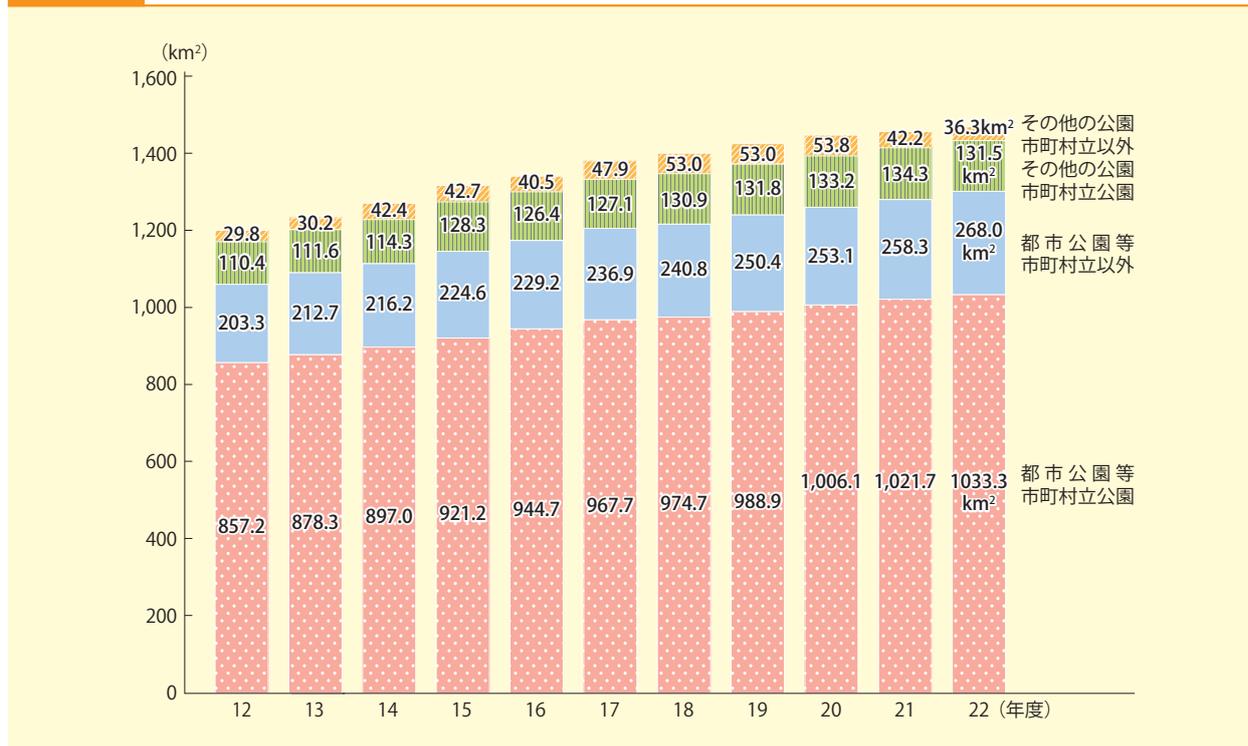
平成22年度末現在における都市公園等（地方公共団体等が都市計画区域内において設置し、管理している施設で、公園としての実態を備え、一般の利用に供しているものを含む。なお、児童遊園は除く。）の数は12万3,055箇所（対前年度末比1.4%増）で、その面積は1,301.3km²（同1.7%増）となっている。また、この状況を10年前（平成12年度）と比べると、都市公園等の箇所数は2万6,531箇所増加（27.5%増）しているとともに、その面積も240.9km²増加（22.7%増）している。

都市公園等を設置者別にみると、市町村が設置したものが12万2,028箇所（対前年度末比1.5%増）、1033.3km²（同1.1%増）で、総箇所数の99.2%、総面積の79.4%を占めている。

また、その他の公園（都市計画区域外に設置されている街区公園、運動公園等の公園。なお、自然公園は除く。）の数は6,530箇所（対前年度末比0.4%減）で、その面積は167.8km²（同4.9%減）となっている。このうち市町村立の公園の数は6,242箇所（同0.5%減）で、その面積は131.5km²（同2.1%減）となっている。

なお、公園の面積の推移は、[第121図](#)のとおりである。

第121図 公園の面積の推移



(4) 下水処理施設 [資料編：第107表～第108表]

汚水（し尿及び生活雑排水）及び雨水を処理する施設としては、公共下水道、農業集落排水施設、漁業集落排水施設等があり、また、汚水を処理する施設としては、合併処理浄化槽等がある。これらの下水処理施設については、財政措置の充実が図られていることもあり、近年の環境保全意識の向上とともに、各地域の実態に即した整備が進められている。

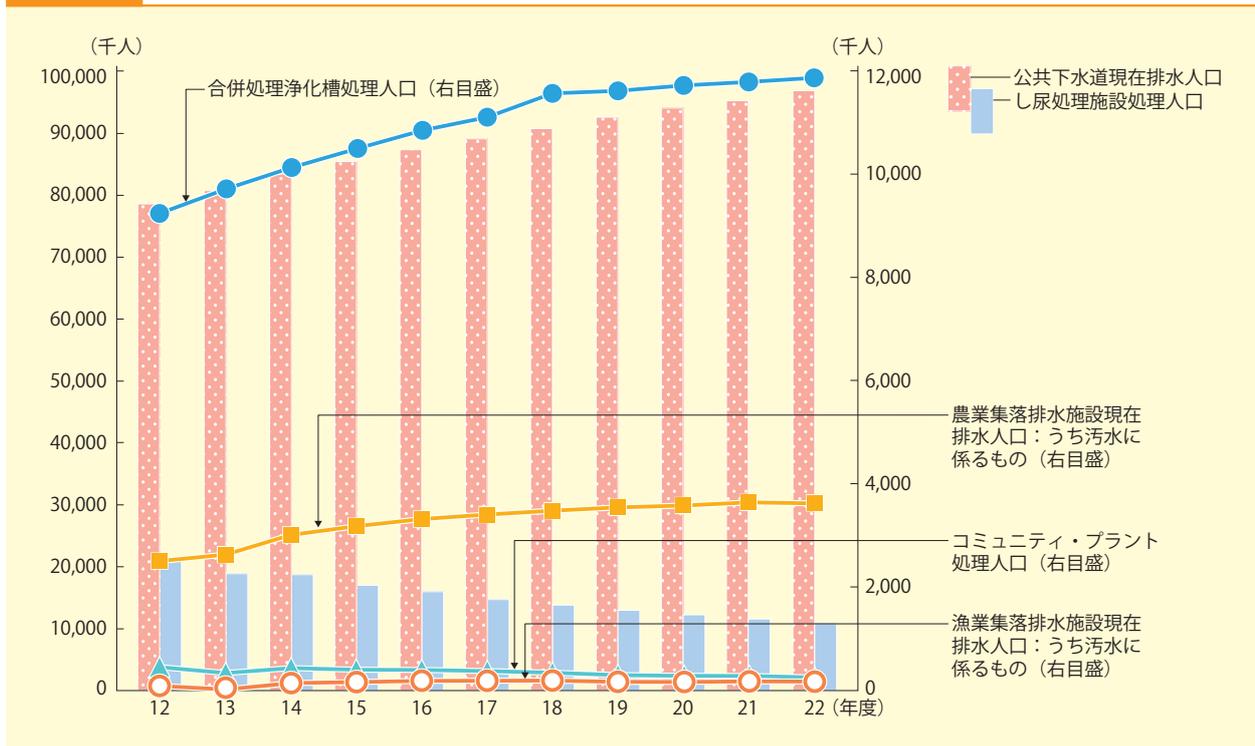
これらの下水処理施設の中でも中心的な施設である公共下水道についてみると、平成22年度末における現在排水人口（供用開始している排水区域内の人口）は、9,607万7千人で、前年度末と比べると0.9%増となっている。また、これを10年前（平成12年度）と比べると、1,722万5千人増加（21.8%増）している。

次に、農業集落排水施設及び漁業集落排水施設についてみると、平成22年度末における現在排水人口（うち汚水に係るもの）は、それぞれ362万5千人、17万5千人で、前年度と比べると0.3%減、1.0%増となっている。これらの状況を10年前（平成12年度）と比べると、それぞれ45.1%増、82.4%増となっている。

また、平成22年度末におけるコミュニティ・プラントの処理人口は25万4千人（対前年度末比6.8%減）、合併処理浄化槽の処理人口は1,188万1千人（同0.8%増）となっている。これらの状況を10年前（平成12年度）と比べると、コミュニティ・プラントの処理人口は19万9千人減少（43.9%減）、合併処理浄化槽の処理人口は268万人増加（29.1%増）している。

なお、し尿については、上記の下水処理施設による処理のほか、し尿処理施設処理、下水道マンホール投入等による収集処理及び単独浄化槽等による自家処理が行われている。平成22年度末のし尿処理施設処理人口は1,071万1千人（対前年度末比6.6%減）、し尿処理施設年間総収集量は942万1千kl（同5.5%減）となっている。これらの状況を10年前（平成12年度）と比べると、し尿処理施設処理人口は1,044万8千人減少（49.4%減）、し尿処理施設年間総収集量は686万3千kl 減少（42.1%減）してい

第122図 下水処理人口の推移



る。下水処理施設等による処理の増加により、し尿処理施設処理人口、年間総収集量はともに年々減少している。

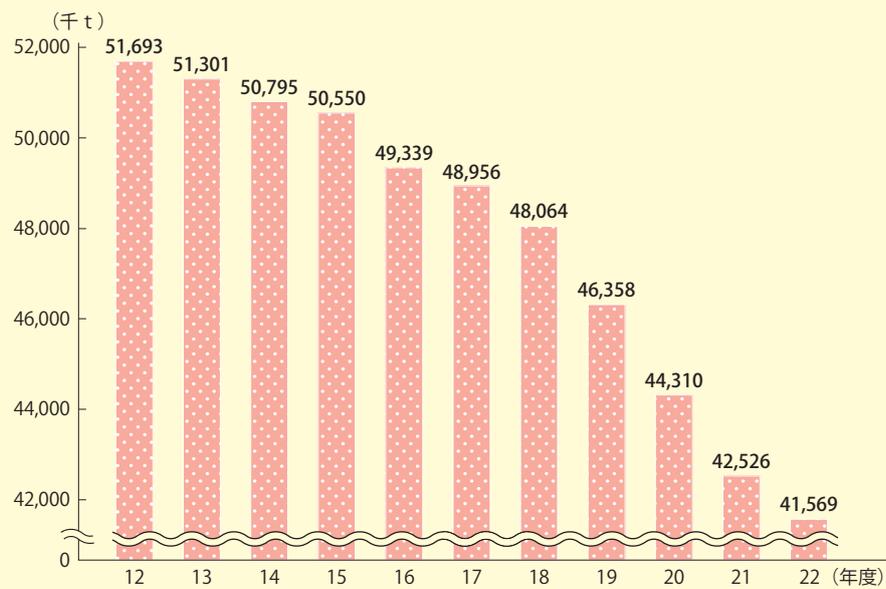
なお、下水処理人口の推移は、第122図のとおりである。

(5) ごみ処理施設 [資料編：第108表]

ごみの処理は、焼却処理、埋立処理、高速堆肥化処理等の収集処理のほか、自家処理により行われている。平成22年度末における収集処理人口は1億2,870万2千人（対前年度末比0.3%減）で、その年間総収集量は4,156万9千t（同2.3%減）となっている。また、これらの状況を10年前（平成12年度）と比べると、収集処理人口は80万3千人増加（0.6%増）し、年間総収集量は1,012万4千t減少（19.6%減）している。

なお、ごみ処理施設における年間総収集量の推移は、第123図のとおりである。

第123図 ごみ処理施設における年間総収集量の推移



(6) 保育所 [資料編：第109表]

平成22年10月1日現在における公立の保育所数（季節保育所を除く。）は1万1,623箇所（対前年同期比2.3%減）、延面積は832万8千 m^2 （同0.8%減）となっている。また、これらの状況を10年前（平成12年度）と比べると、箇所数は2,720箇所減少（19.0%減）、延面積は64万6千 m^2 減少（7.2%減）している。

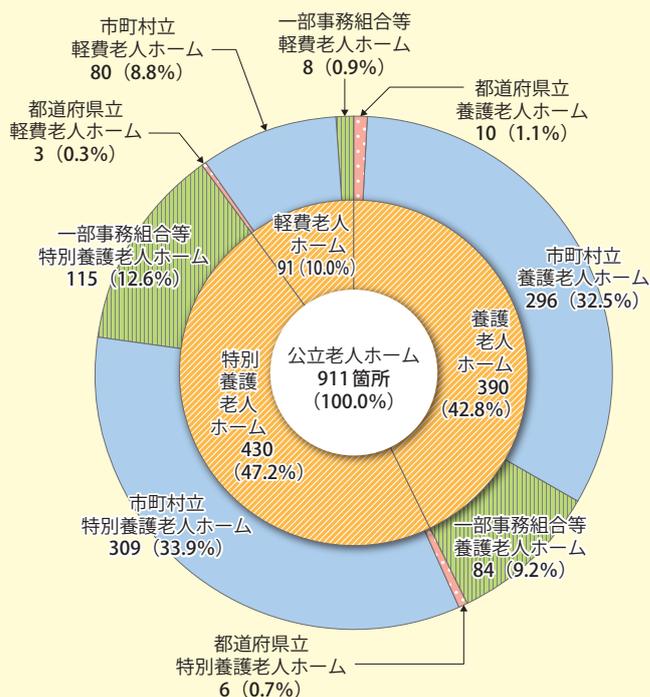
(7) 高齢者福祉施設 [資料編：第110表]

平成22年10月1日現在における公立老人ホーム数は911箇所、前年同期と比べると45箇所減少（4.7%減）している。また、この状況を10年前（平成12年度）と比べると、箇所数は354箇所減少（28.0%減）している。

老人ホームの箇所数を種類別にみると、居宅において養護を受けることが困難な65歳以上の者を養護する養護老人ホームは老人ホーム総数の42.8%（対前年同期比0.7ポイント低下）、常時の介護を必要とし、かつ、居宅においてこれを受けることが困難な65歳以上の者を養護する特別養護老人ホームは47.2%（同0.7ポイント上昇）、無料又は低額な料金で老人に食事の提供その他日常生活上必要な便宜を供与する軽費老人ホームは10.0%（同0.1ポイント上昇）を占めている。

なお、公立の老人ホームの状況は、[第124図](#)のとおりである。

第124図 公立の老人ホームの状況



(8) 教育施設 [資料編：第111表]

高等学校

平成23年5月1日現在（福島県に所在する高等学校は平成23年8月1日現在）における公立高等学校数は3,724校で、前年同期と比べると56校減少（1.5%減）している。また、この状況を10年前（平成12年度）と比べると、425校減少（10.2%減）している。

中等教育学校

一つの学校において一体的に中高一貫教育を行う中等教育学校は、平成23年5月1日現在において28校で、前年同期と同数である。

(9) 文化及び体育施設 [資料編：第112表]

文化施設

平成22年度末現在の公立の文化施設の状況は、次のとおりである。

県民会館、市民会館及び公会堂は3,292箇所（対前年度末比1.4%増）で、延面積は1,372万9千m²（同1.0%増）となっている。また、これらの状況を10年前（平成12年度）と比べると、箇所数は253箇所増加（8.3%増）、延面積は145万2千m²増加（11.8%増）している。

図書館は3,190館（対前年度末比1.2%増）となっている。この状況を10年前（平成12年度）と比べると、箇所数は570館増加（21.8%増）している。

博物館（美術館、動物園、水族館等を含む。）は805館（対前年度末比2.2%増）となっている。この状況を10年前（平成12年度）と比べると、箇所数は161館増加（25.0%増）している。

体育施設

平成22年度末現在の公立の体育施設の状況は、次のとおりである。

体育館は6,401箇所（対前年度末比0.2%増）となっている。この状況を10年前（平成12年度）と比べると、箇所数は492箇所増加（8.3%増）している。

陸上競技場は1,073箇所（対前年度末比0.1%増）となっている。この状況を10年前（平成12年度）と比べると、箇所数は44箇所減少（3.9%減）している。

野球場は4,137箇所（対前年度末比0.2%減）となっている。この状況を10年前（平成12年度）と比べると、箇所数は67箇所増加（1.6%増）している。

プールは4,006箇所（対前年度末比1.9%減）となっている。また、この状況を10年前（平成12年度）と比べると、箇所数は661箇所減少（14.2%減）している。

第2部 平成23年度及び平成24年度の地方財政の動向

第1章 平成23年度の地方財政と東日本大震災への対応

1 平成23年度の地方財政

(1) 平成23年度の経済見通しと国の予算

ア 経済見通しと経済財政運営の基本的態度

「平成23年度の経済見通しと経済財政運営の基本的態度」は、平成22年12月22日に閣議了解、平成23年1月24日に閣議決定された。この中で平成22年度の我が国経済は、同年秋から足踏み状態にあるが、今後は踊り場を脱する動きが進むとされた。このため、平成22年度の国内総生産の実質成長率は、3.1%程度と3年ぶりのプラス成長、国民の景気実感に近い名目成長率は1.1%程度と見込まれた。

このような情勢認識から、平成23年度の経済財政運営の基本的態度については、

- (ア) 「3段構えの経済対策」のステップ1及びステップ2を更に推進し、景気・雇用面の下振れリスクに備え、民間部門のマインドを安定化する
- (イ) 新成長戦略本格実施元年の平成23年度は、ステップ3として、「成長と雇用」に重点を置いた予算や税制等の総合的な活用により、フェーズIが目指すデフレ脱却と自律的回復に向けた道筋を確かなものとする
- (ウ) 需要面での取組を基本としつつ、フェーズIIまでを見据え、中長期的な供給面の成長制約に備えた取組を推進する
- (エ) 円高、デフレ状況に対する為替、金融面での対応を行う

とされた。

以上のような経済財政運営を前提として、雇用・所得環境の改善が民間需要に波及する動きが徐々に強まることから、景気は持ち直し、経済成長の好循環に向けた動きが進むことが見込まれた。こうした結果、平成23年度の我が国経済は、国内総生産の実質成長率が1.5%程度、名目成長率は1.0%程度と、それぞれ2年連続でプラス成長になると見込まれた。

イ 国の予算

政府は、平成22年12月16日「平成23年度予算編成の基本方針」を閣議決定するとともに、12月22日に「平成23年度の経済見通しと経済財政運営の基本的態度」を閣議了解し、これに基づいて12月24日、平成23年度予算政府案を閣議決定した。その中で、平成23年度予算編成にあたっては、以下のような基本的考え方に基づくものとされた。

(ア) 予算編成の基本方針

平成23年度予算は、「新成長戦略」（平成22年6月18日閣議決定）及び「財政運営戦略」（平成22年6月22日閣議決定）によって示された経済・財政政策の基本的な方針の下での最初の本予算でもある。

予算編成の基本理念として、この予算を、これまで先送りされてきた重要政策課題に着手し、これを解決していくための出発点とし、「経済成長」、「財政健全化」、「社会保障改革」を一体的に実現し、元気な日本を復活させるための礎を築く必要がある。

- a 「成長と雇用」の実現、デフレ脱却への道筋
- b 国民の生活を第一に
- c 確固たる戦略に基づく予算編成

以上の理念の下、「新成長戦略」を着実に推進すると同時に、「財政運営戦略」に定めた財政規律の下に、成長と雇用拡大を実現することが平成23年度予算編成、そしてその後の予算編成を通じた、内閣の基本方針である。

(イ) 重点分野の基本的方向性

a 新成長戦略の実現へ向けて

急速な円高の進行等の厳しい経済情勢にスピード感を持って対応し、デフレ脱却と景気の自律的回復に向けた道筋を確かなものとしていくために、平成22年9月10日に「新成長戦略実現に向けた3段階構えの経済対策」を閣議決定し、そのステップ1として、平成22年度経済危機対応・地域活性化予備費を活用した緊急的な対応を行うとともに、ステップ2として、平成22年度補正予算を編成し、成立させてきたところである。

そして、ステップ3として、平成23年度予算における新成長戦略の本格実施を図る。政府は既に「新成長戦略実現会議」を開催し、新成長戦略を強力に推進する体制を整えており、「21の国家戦略プロジェクト」のうち、世界の潮流からみて遜色のない高いレベルの経済連携を進め、必要な国内改革を先行的に推進するとともに、総合特区制度、医療の実用化促進のための医療機関の選定制度、「新しい公共」の活動を支える新たな制度等について、平成23年度から本格的に着手することとしている。国内投資の促進や、金融の円滑化を含めた施策を推進し、企業・産業の活力を向上させ、新たな雇用の創造を図る。

b マニフェスト主要事項等の重要な政策課題

マニフェストに掲げる重要な政策課題として以下の項目が示されている。

- ・ 子ども・子育て支援
- ・ 農業予算
- ・ 一括交付金
- ・ 雇用対策

(ウ) 徹底した予算の組替えと無駄の削減

a 元気な日本復活特別枠の配分基本方針

平成23年度予算においては、「平成23年度予算の概算要求組替え基準について」（平成22年7月27日閣議決定）に基づき、府省庁の枠を超えて予算を大胆に組み替え、元気な日本を復活させるための施策に重点配分を行う仕組みとして、「元気な日本復活特別枠」（以下「特別枠」という。）を設定する。

特別枠への要望については、「組替え基準」を踏まえ、「元気な日本復活特別枠に関する評価会議」において、政策の評価が行われた。特別枠の予算配分は、この評価を基本としつつ、内閣総理大臣が政権としての重点や、国民の要請を踏まえ、思い切ったメリハリ付けを行い決定する。

b 事業仕分けの適切な反映

事業仕分けは、予算編成過程を可視化し、国民目線に立った事業の見直し・無駄の削減を行うことによって、行政の在り方に大きな一石を投じた。これまでの事業仕分けの対象となった事業については、その結果を予算査定に適切に反映させるものとする。その際、担当大臣は広く国民の納得が得られるように十分な説明責任を果たしつつ、指摘された事業の見直しが確実に行われていることを担保する。また、事業仕分けの対象とならなかった事業についても、行政刷新会議で示された方向性を参考に、横断的に事業の見直しを行う。

(エ) 財政運営戦略の着実な実現

平成23年度予算は、財政運営戦略及び中期財政フレームの下で編成される最初の本予算であり、財政健全化へ向けた日本政府の姿勢を示すものとして、内外の市場関係者も注視している。市場の信認を確保していくため、財政運営戦略・中期財政フレームに定めた規律の下に、財政健全化目標達成へ向けた第一

歩とする。

平成22年度当初予算における新規国債発行額約44兆円は、過去最高の水準である。平成23年度当初予算における新規国債発行額は、平成22年度当初予算の水準を上回らないものとするよう、全力をあげる。

基礎的財政収支対象経費については、中期財政フレームに定めるとおり、平成22年度当初予算の水準である約71兆円（「歳出の大枠」）を上回らないものとする。これを達成するためには、特別枠への要望額の相当程度の絞り込みや、マニフェスト施策財源見合検討事項についての調整を行うことが不可欠であり、要求全体の更なる精査・削減と併せて検討する。

このような方針に基づいて編成された平成23年度の一般会計予算の規模は92兆4,116億円で、前年度当初予算と比べると1,124億円の増加（0.1%増）となっており、基礎的財政収支対象経費は70兆8,625億円で、前年度当初予算と比べると694億円の減少（0.1%減）となった。なお、経済危機対応・地域活性化予備費は8,100億円で、前年度当初予算と比べると1,900億円の減少（19.0%減）となった。

財政投融资計画の規模は14兆9,059億円で、前年度計画額と比べると3兆4,510億円の減少（18.8%減）となった。

(2) 地方財政計画

平成23年度においては、極めて厳しい地方財政の現状及び現下の経済情勢等を踏まえ、歳出面においては、経費全般について徹底した節減合理化に努める一方、社会保障関係費の増加を適切に反映した計上を行うとともに、地域活性化・雇用・子育て施策等に取り組むために必要な経費を計上するほか、歳入面においては、「財政運営戦略」に基づき、交付団体始め地方の安定的な財政運営に必要となる地方の一般財源総額について、実質的に平成22年度の水準を下回らないよう確保することを基本として、引き続き生ずることとなった大幅な財源不足について、地方財政の運営上支障が生じないよう適切な補填措置を講じることとし、次の方針に基づき平成23年度地方公共団体の歳入歳出総額の見込額を策定した。

- (ア) 地方税制については、地域主権改革を推進する中で、地方がその役割を十分に果たすため、地方税を充実し、税源の偏在性が少なく、税収が安定的な地方税体系を構築していくこととした。平成23年度税制改正では、個人住民税の諸控除や税負担軽減措置等の見直し等を行うほか、法人実効税率の引下げにあたっては、全体として地方の税収に極力影響を与えないよう配慮するとともに、航空機燃料税の税率引下げに伴い地方に減収が生じないよう、航空機燃料譲与税の譲与割合を引き上げることとし、所要の措置を講じることとする。
- (イ) 地方財源不足見込額について、地方財政の運営に支障が生じることのないよう、「地方交付税法」第6条の3第2項に基づく制度改正を講じることとし、次の措置について所要の法律改正を行う。
 - a 平成23年度から平成25年度までの間は、平成22年度までと同様、財源不足が建設地方債（財源対策債）の増発等によってもなお残る場合には、この残余を国と地方が折半して補填することとし、国負担分については国の一般会計からの加算により、地方負担分については、「地方財政法」第5条の特例となる地方債（臨時財政対策債）により補填措置を講じる。臨時財政対策債の元利償還金相当額については、その全額を後年度地方交付税の基準財政需要額に算入する。
 - b これに基づき、平成23年度の財源不足見込額14兆2,452億円については、次により補填する。
 - (a) 地方交付税については、国の一般会計加算により5兆8,866億円（うち地方の財源不足の状況等を踏まえた別枠の加算額1兆500億円、地域活性化・雇用等対策費の上乗せ分に対応した別枠の加算額2,150億円、「地方交付税法」附則第4条の2第2項の加算額867億円、同条第3項の加算額6,695億円、平成22年12月22日付け総務・財務両大臣覚書第3項（2）

に定める平成23年度における「乖離是正分加算額」500億円及び臨時財政対策特例加算額3兆8,154億円)増額する。また、平成23年度に予定されていた交付税特別会計借入金の償還7,593億円を後年度へ繰り延べるとともに、交付税特別会計剰余金5,000億円を活用する。

(b) 「地方財政法」第5条の特例となる地方債(臨時財政対策債)については、地方財政の健全化の視点も踏まえ、地方交付税の増額により一般財源総額を適切に確保した上で、大幅に縮減(1兆5,476億円)し、6兆1,593億円発行する。なお、臨時財政対策債の配分方法については、不交付団体を含む全団体に配分する方式(各団体の人口を基礎として算出)を廃止し、平成22年度に一部導入された、不交付団体には配分しない方式(各団体の財源不足額を基礎として算出)に移行する。

(c) 建設地方債(財源対策債)を9,400億円増発する。

c 地方財政の健全化を図る観点から、交付税特別会計借入金33兆6,173億円について平成23年度から平成62年度までの償還計画を新たに作成した上で、以下のとおり着実な償還を行う。

(a) 平成23年度から平成25年度までの間は、交付税特別会計借入金利払費の縮減により確保された財源等を活用し、各年度1,000億円を償還する。

(b) 平成26年度以降平成32年度までの間は、償還額を毎年度1,000億円増額する。

(c) 平成33年度以降は、財政運営戦略を踏まえた国の公債等残高の縮減の取組と歩調を合わせて償還する(30年間各年度1兆円の償還を基本)。

d 上記の結果、平成23年度の地方交付税については、17兆3,734億円(前年度に比し4,799億円、2.8%の増)を確保する。

e なお、平成5年度の投資的経費に係る国庫補助負担率の見直しに関し一般会計から交付税特別会計に繰り入れることとしていた額等1,103億円については、法律の定めるところにより平成29年度以降の地方交付税の総額に加算する。

(ウ) 地方債については、極めて厳しい地方財政の状況の下で、地域に必要なサービスを確実に提供できるよう地方財源の不足に対処するための措置を講じるとともに、地方公共団体が、必要性の高い分野への重点的な投資を行えるよう、公的資金の重点化と市場における地方債資金の調達を引き続き推進しつつ、所要の地方債資金を確保する。

(エ) 地域主権改革に沿って、地域経済の振興や雇用創出を図りつつ、個性と活力ある地域社会の構築、住民に身近な社会資本の整備、災害に強い安心安全なまちづくり、総合的な地域福祉施策の充実、農山漁村地域の活性化等を図ることとし、財源の重点的配分を行う。

a 平成22年度の歳出の特別枠「地域活性化・雇用等臨時特例費」(9,850億円)に代えて、子どもに対する現物給付等の子育て施策、住民生活に光をそそぐ事業、地球温暖化対策暫定事業等を勘案した2,150億円を上乗せした歳出の特別枠「地域活性化・雇用等対策費」1兆2,000億円を計上する。

b 投資的経費に係る地方単独事業費については、これまで単独事業費に計上してきた社会資本整備総合交付金を活用した道路事業を、公共事業費へ移し替えることとするとともに、国の公共投資関係費の取扱い等も勘案しつつ、前年度に比し5.0%減額(移替え影響除き)することとする一方で、引き続き、地域の自立や活性化につながる基盤整備を重点的・効率的に推進する。

c 一般行政経費に係る地方単独事業費については、地方公共団体における行政改革の状況等を踏まえ行政経費の縮減を行う一方、社会保障関係費の増加を適切に反映した計上を行うことにより、財源の重点的配分を図るとともに、地域において必要な行政課題に対して適切に対処する。

d 消防力の充実、自然災害の防止、震災対策の推進及び治安維持対策等住民生活の安心安全を確保するための施策を推進する。

e 過疎地域の自立促進のための施策等に対し所要の財政措置を講じる。

- (オ) 平成24年度までの3年間で1.1兆円規模の公的資金（旧資金運用部資金、旧簡易生命保険資金及び旧公営企業金融公庫資金）の補償金免除繰上償還を行い、高金利の地方債の公債費負担を軽減する措置を講じる。
- (カ) 地方公営企業の経営基盤の強化、上・下水道、交通、病院等住民生活に密接に関連した社会資本の整備の推進、公立病院における医療の提供体制の整備をはじめとする社会経済情勢の変化に対応した新たな事業の展開等を図るため、経費負担区分等に基づき、一般会計から公営企業会計に対し所要の繰出しを行うこととする。
- (キ) 地方行財政運営の合理化を図ることとし、職員数の純減等に取り組むとともに、事務事業の見直し、民間委託等の推進等行財政運営全般にわたる改革を推進する。

以上のような方針に基づいて策定した平成23年度の地方財政計画の規模は、82兆5,054億円で、前年度と比べると3,786億円増加（0.5%増）となった。

歳入についてみると、地方税は33兆4,037億円で、前年度と比べると8,941億円増加（2.8%増）（道府県税4.4%増、市町村税1.6%増）、地方譲与税は2兆1,749億円で、前年度と比べると2,578億円増加（13.4%増）、地方特例交付金は3,877億円で、前年度と比べると45億円増加（1.2%増）、地方交付税は17兆3,734億円で、前年度と比べると4,799億円増加（2.8%増）、国庫支出金は12兆1,745億円で、前年度と比べると6,082億円増加（5.3%増）、地方債（普通会計分）は11兆4,772億円で、前年度と比べると2兆167億円減少（14.9%減）となった。

一方、歳出についてみると、給与関係経費は21兆2,694億円で、前年度と比べると4,170億円減少（1.9%減）となった。なお、地方財政計画における職員数については、25,623人の純減としている。一般行政経費は30兆8,226億円で、前年度と比べると1兆3,895億円増加（4.7%増）となり、一般行政経費にかかる地方単独事業費は13兆8,601億円で、前年度と比べると316億円増加（0.2%増）となった。公債費は13兆2,423億円で、前年度と比べると1,602億円減少（1.2%減）、投資的経費は11兆3,032億円で、前年度と比べると6,042億円減少（5.1%減）となった。なお、投資的経費に係る地方単独事業費は5兆3,558億円で、前年度と比べると1兆5,125億円減少（22.0%減）となった。

他方、平成23年度の地方債計画の規模は13兆7,340億円で、前年度と比べて2兆1,636億円減少（13.6%減）となった。

(3) 地方公共団体の予算

平成23年度の地方公共団体の普通会計予算（9月補正後）の状況は、**第49表**のとおりであり、普通会計予算の総額（都道府県及び市町村の単純合計）は、前年度と比べると4.4%増となった。

主な内訳をみると、歳入では、地方税が前年度と比べると2.0%増、地方譲与税11.4%増、地方交付税5.4%増、国庫支出金20.3%増、地方債4.2%減となった。一方、歳出では、人件費が前年度と比べると1.2%減、扶助費13.9%増、普通建設事業費0.5%減となった。

なお、**第49表**の数値は、前年度からの繰越事業に係るものを含んでいる。

(4) 不交付団体の状況

平成23年度の普通交付税の不交付団体数は、都道府県は1団体（東京都）、市町村は1,724団体中58団体である。不交付団体の割合は、団体数では3.4%と平成22年度の4.3%からは減少し、人口割合では10.9%と平成22年度の12.7%からは減少している。

第49表 平成23年度普通会計予算の状況（9月補正後）

その1 歳入

区 分	予 算 額			構 成 比		増 減 率
	平成23年度	平成22年度	増 減 額	平成23年度	平成22年度	
	億円	億円	億円	%	%	%
地 方 税	337,941	331,377	6,564	32.3	33.1	2.0
地 方 譲 与 税	21,066	18,904	2,162	2.0	1.9	11.4
地 方 特 例 交 付 金	3,755	4,045	△ 289	0.4	0.4	△ 7.2
地 方 交 付 税	168,416	159,814	8,602	16.1	16.0	5.4
市町村たばこ税都道府県交付金	10	7	4	0.0	0.0	53.7
利 子 割 交 付 金	659	722	△ 63	0.1	0.1	△ 8.8
配 当 割 交 付 金	260	235	26	0.0	0.0	10.9
株 式 等 譲 渡 所 得 割 交 付 金	132	115	17	0.0	0.0	14.9
地 方 消 費 税 交 付 金	12,394	11,975	419	1.2	1.2	3.5
ゴ ル フ 場 利 用 税 交 付 金	369	390	△ 21	0.0	0.0	△ 5.4
自 動 車 取 得 税 交 付 金	1,279	1,472	△ 194	0.1	0.1	△ 13.2
軽 油 引 取 税 交 付 金	1,169	1,162	7	0.1	0.1	0.6
小 計（一般財源）	547,450	530,218	17,232	52.4	52.9	3.3
国 庫 支 出 金	148,924	123,833	25,091	14.2	12.4	20.3
地 方 債	126,363	131,846	△ 5,482	12.1	13.2	△ 4.2
そ の 他	222,863	215,789	7,074	21.3	21.5	3.3
歳 入 合 計	1,045,600	1,001,686	43,914	100.0	100.0	4.4

(注) 1 この数値は、各年度の9月補正後予算額の単純合計であり、前年度からの繰越事業に係るものを含む。その2において同じ。
 2 「地方税」のうちの地方消費税は、都道府県間の清算を行った後の額である。したがって、地方消費税清算金は、歳入、歳出いずれにも計上されない。
 3 「国庫支出金」には、交通安全対策特別交付金及び国有提供施設等所在市町村助成交付金を含む。
 4 表示単位未満四捨五入の関係で数値が一致しない場合がある。
 5 平成22年度については、一部の団体が暫定予算となっているため、歳入と歳出の合計が一致していない。

その2 歳出（性質別）

区 分	予 算 額			構 成 比		増 減 率	
	平成23年度	平成22年度	増 減 額	平成23年度	平成22年度		
	億円	億円	億円	%	%	%	
人 件 費	232,779	235,680	△ 2,901	22.3	23.5	△ 1.2	
物 件 費	91,923	83,410	8,513	8.8	8.3	10.2	
維 持 補 修 費	9,931	9,566	365	0.9	1.0	3.8	
扶 助 費	126,127	110,762	15,365	12.1	11.1	13.9	
補 助 費 等	166,175	167,026	△ 851	15.9	16.7	△ 0.5	
普 通 建 設 事 業 費	129,326	129,992	△ 666	12.4	13.0	△ 0.5	
う ち	補 助 事 業 費	63,538	52,793	10,745	6.1	5.3	20.4
	単 独 事 業 費	58,583	68,990	△ 10,407	5.6	6.9	△ 15.1
災 害 復 旧 事 業 費	19,771	3,570	16,202	1.9	0.4	453.9	
失 業 対 策 事 業 費	6	31	△ 25	0.0	0.0	△ 80.7	
公 債 費	128,469	127,698	770	12.3	12.7	0.6	
そ の 他	141,094	133,950	7,144	13.5	13.4	5.3	
歳 出 合 計	1,045,600	1,001,686	43,914	100.0	100.0	4.4	

第50表 普通交付税 交付・不交付別団体数

区 分	平成23年度			(参考：平成22年度)		
	都 道 府 県	市	町 村	都 道 府 県	市	町 村
交 付	46		1,666	46		1,657
不 交 付	1		58	1		70
計	47		1,724	47		1,727

(注) 1 不交付団体には、合併特例の適用により交付税が交付される団体を含む。
 2 市町村の不交付団体には、特別区を含まない。
 3 いずれも再算定ベースである。

(5) 地方公営企業等に関する財政措置

地方公営企業

地方公営企業については、経営基盤の強化、上・下水道、交通、病院等住民生活に密接に関連した社会資本の整備の推進、公立病院における医療の提供体制の整備をはじめとする社会経済情勢の変化に対応した新たな事業の展開等を図る必要がある。

このため、平成23年度においては、次のような措置を講じることとした。

公営企業会計と一般会計との間における経費負担区分の原則等に基づく公営企業繰出金については、地方財政計画において2兆6,867億円（前年度2兆6,961億円）を計上した。

地方公営企業の建設改良等に要する地方債については、地方債計画において公営企業会計等分2兆2,568億円（前年度2兆4,037億円）を計上した。

また、普通会計分と合わせた公債費負担対策として、平成24年度までの3年間で1.1兆円規模の公的資金（旧資金運用部資金、旧簡易生命保険資金、旧公営企業金融公庫資金）の補償金免除繰上償還を行い、高金利の地方債の公債費負担を軽減することとした。平成23年度においては、公営企業債分について、旧資金運用部資金約341億円、旧簡易生命保険資金約136億円、旧公営企業金融公庫資金約162億円の計画を承認した。なお、事業別には、水道（簡易水道含む。）約233億円、工業用水道約5億円、地下鉄約36億円、下水道約330億円、病院約34億円となっている。

さらに、各事業における地方財政措置のうち主なものは以下のとおりである。

- (ア) 簡易水道事業及び下水道事業（流域下水道、小規模集合排水処理施設及び個別排水処理施設に係るものに限る。）については、前年度に引き続き、事業年度における一般会計からの繰出しに代えて、臨時的に公営企業債（臨時措置分）を措置することとし、当該臨時措置分に係る公営企業債の元利償還金については、その全額（流域下水道のうち地方単独事業に係るものを除く。）を後年度において基準財政需要額に算入することとした。
- (イ) 病院事業については、深刻な医師不足により極めて厳しい経営環境にあることにかんがみ、地域における医師確保に資するため、公立病院において他の医療機関から医師の派遣を受けるために必要となる経費について、地方交付税措置を創設することとした。
- (ウ) 以上のほか、地方公営企業会計制度の改正への対応に要する経費及び地方公営企業職員に係る子ども手当の増額に要する経費について、所要の地方財政措置を講じることとした。

国民健康保険事業

国民健康保険事業の厳しい財政状況に配慮し、国民健康保険に対して、財政基盤の強化のための支援措置を次のとおり講じることとした。

- (ア) 都道府県が、市町村の国保財政安定のために必要な取組等に対し交付する都道府県調整交付金

(給付費等の7%)の所要額(5,212億円)について、地方交付税措置を講じることとした。

- (イ) 国保被保険者の保険料負担の緩和を図る観点から、市町村(一部事務組合等を除く。)が保険料軽減相当額に応じて、一般会計から国民健康保険特別会計への繰入れを行う際に、当該費用に対し、都道府県が一部(都道府県3/4、市町村1/4)を負担することとし、その所要額(3,818億円)について地方交付税措置を講じることとした。
- (ウ) 低所得者を多く抱える保険者を支援する観点から、市町村(一部事務組合等を除く。)が低所得者数に応じて、一般会計から国民健康保険特別会計への繰入れを行う際に、当該費用(949億円)に対し、国及び都道府県が一部(国1/2、都道府県1/4、市町村1/4)を負担することとし、その所要額(474億円)について地方交付税措置を講じることとした。
- (エ) 高額医療費共同事業(2,777億円)については、市町村国保の拠出金に対し、国及び都道府県が一部(国1/4、都道府県1/4、市町村国保1/2)を負担することとし、その所要額(694億円)について地方交付税措置を講じることとした。
- (オ) 国保財政安定化支援事業については、国保財政の健全化に向けた市町村一般会計からの繰出しについて、所要の地方交付税措置(1,000億円)を講じることとした。
- (カ) 国民生活の質の維持・向上を確保しつつ、医療費の適正化を図ることを目的として、40歳から74歳までの国民健康保険加入者に対して糖尿病等の予防に着目した健診及び保健指導を行うため、特定健康診査・保健指導事業(495億円)に対して、国及び都道府県が一部(国1/3、都道府県1/3、市町村国保1/3)を負担することとし、その所要額(165億円)について地方交付税措置を講じることとした。

☑ 後期高齢者医療制度

後期高齢者医療制度については、実施主体である広域連合の財政基盤の強化のための支援措置を次のとおり講じることとした。

- (ア) 保険料軽減制度については、低所得者に対する配慮として、後期高齢者の被保険者の保険料負担の緩和を図る(均等割2割・5割・7割軽減)とともに、被用者保険の被扶養者であった被保険者の保険料軽減を行うため、都道府県及び市町村が負担(都道府県3/4、市町村1/4)することとし、その所要額(2,114億円)について地方交付税措置を講じることとした。

なお、70歳から74歳までの窓口負担軽減措置、低所得者の保険料軽減措置(均等割9割、8.5割、所得割5割軽減)及び被用者保険の被扶養者であった被保険者の保険料軽減措置(均等割9割軽減)については、継続されることとされた。このうち、70歳から74歳までの窓口負担軽減措置及び低所得者の保険料軽減措置に伴う平成23年度分の財政措置については、平成22年度補正予算(第1号)において、全額国費により対応することとした。また、被用者保険の被扶養者であった被保険者の保険料軽減措置に伴う平成23年度分の財政措置については、均等割9割軽減のうち4割分については国費により措置することとして、所要額を平成22年度補正予算(第1号)に計上するとともに、均等割9割軽減のうち5割分については、引き続き、地方交付税措置を講じることとした。

- (イ) 高額医療費負担金(1,414億円)については、広域連合の拠出金に対し、国及び都道府県が一部(国1/4、都道府県1/4、広域連合1/2)を負担することとし、その所要額(354億円)について地方交付税措置を講じることとした。
- (ウ) 財政安定化基金については、保険料未納や給付増リスク等による後期高齢者医療広域連合の財政影響に対応するため、都道府県に基金(401億円)を設置しその拠出金に対して国及び都道府県が一部(国1/3、都道府県1/3、広域連合1/3)を負担することとし、その所要額(150億円)について地方交付税措置を講じることとした。
- (エ) 不均一保険料助成(9億円)については、医療給付の実績が低い広域連合内の市町村に対して、

平成26年度まで他の市町村とは異なる不均一の保険料を設けることに対して国及び都道府県が負担（国1/2、都道府県1/2）することとし、その所要額（5億円）について地方交付税措置を講じることとした。

（オ）実施主体である広域連合に対する市町村分担金、市町村の事務経費及び都道府県の後期高齢者医療審査会関係経費等について所要の地方交付税措置を講じることとした。

（6）個別団体における財政健全化

近年の地方公共団体の財政状況は、地方交付税及び臨時財政対策債の増により、平成22年度決算における経常収支比率が前年度（93.8%）と比べると3.3ポイント低下の90.5%となったが、景気低迷による収支減や少子高齢化に伴う扶助費の増、過去の公共投資等に係る借入金残高の累積等により、依然として厳しい状況となっている。

各地方公共団体においては、このような状況を踏まえて、地方税等の徴収対策、使用料・手数料の適正化などの歳入確保や事務事業の見直し、組織・機構の簡素効率化、外郭団体の統廃合等、定員管理・給与の適正化、民間委託等の推進などの自主的な行財政改革に取り組んでいる。

特に、唯一の財政再生団体である北海道夕張市や財政健全化団体である6市町村では、市民生活に直結したサービスを維持しながら、早期の財政の健全化に向けた最大限の取組を行っており、個人市民税・固定資産税・軽自動車税の税率の引上げや各種使用料・手数料の引上げなど、住民負担の増加を伴う取組等による徹底した歳入確保と、職員数の削減や職員給与の見直しなど、行政のスリム化等による徹底した歳出削減により、財政状況の改善を図っている。

同様に、平成23年度における資金不足比率が経営健全化基準以上の公営企業は38会計であるが、これら公営企業では定期的な料金改定の実施や、徴収体制の見直しによる未収金の減少等により収入増加を図るとともに、委託契約の見直しや検針メーターの再利用等により積極的な支出の削減を図っているほか、収益の増加や経費の節減等により資金不足額の減少を行うこととしている。

（7）平成23年度補正予算（第4号）

㊦ 国の補正予算

平成23年度補正予算（第4号）は、平成23年12月20日に閣議決定、平成24年1月24日に国会に提出され、2月8日に成立した。

同補正予算においては、歳出面で、災害対策費67億円、生活保護費等負担金等1,339億円、中小企業金融関係経費7,413億円、高齢者医療・子育て・福祉等関係経費4,939億円、環境対応車普及促進対策費3,000億円、国際分担金及び拠出金1,875億円、食と農林漁業の再生に必要な経費1,574億円、地方交付税交付金3,608億円等を追加計上しているほか、既定経費の減額1兆4,227億円の修正減少額を計上している。また、歳入面で、税収1兆1,030億円、税外収入88億円等を追加計上等している。

この結果、一般会計予算の規模は、歳入歳出とも後述する平成23年度の補正予算（第3号）による補正後予算に対し、1兆1,118億円増加し、107兆5,105億円となった。

㊦ 補正予算（第4号）に係る地方財政措置

同補正予算においては、国税の増収見込みに伴い地方交付税の増が見込まれるとともに、歳出の追加に伴う地方負担が生じることから、これに対しては以下のとおり財政措置を講じることとした。

（ア）地方交付税

補正予算（第4号）により増額される平成23年度分の地方交付税の額3,608億円（平成23年度国税5税の自然増等に伴うもの）については、その全額を平成24年度分として交付すべき地方交付税の総額に

加算して交付する措置を講じることとした。

この措置を講じるため、「東日本大震災に対処するための平成23年度分の地方交付税の総額の特例等に関する法律の一部を改正する法律案」を国会に提出し、平成24年2月8日に成立した（平成24年法律第1号）。

(イ) 追加の財政需要

- a 今回の補正予算（第4号）により追加される農業生産基盤保全管理等推進整備費等投資的経費に係る地方負担額については、地方負担額の100%まで地方債を充当できることとし、後年度における元利償還金の50%（当初における地方負担額に対する算入率が50%を超えるものについては、原則として当初の算入率）を公債費方式により基準財政需要額に算入し、残余については、原則として、単位費用により措置することとした。
- b 生活保護費等地方債の対象とならない経費については、地方財政計画に計上された追加財政需要額（4,700億円）の一部により対応することとした。

2 東日本大震災への対応

(1) 東日本大震災の発生

東日本大震災

平成23年3月11日14時46分、三陸沖の深さ24kmを震源として、我が国観測史上最大のマグニチュード9.0の地震が発生した。この地震（「平成23年（2011年）東北地方太平洋沖地震」）により宮城県栗原市で震度7を観測したほか、東日本の広い範囲で強い揺れを観測した。今回の地震は、地震による直接の被害に加え、海溝型で非常に大規模なものであったため、地震に伴い発生した津波の規模も非常に大きく、北海道から沖縄にかけての太平洋沿岸で高い津波が観測され、特に東北地方から関東地方の太平洋沿岸で甚大な人的・物的被害が発生した。

さらに3月11日、東京電力福島第一原子力発電所は、地震により外部電源が喪失し、あわせて1号機から5号機までは津波により全交流電源喪失となった。そのため冷却機能を失った1号機と3号機において、それぞれの原子炉建屋で爆発が発生し、大量の放射性物質が環境に放出された。

政府は、東北地方太平洋沖地震による災害及びこれに伴う原子力発電所事故による災害について、「東日本大震災」と呼称することとした（平成23年4月1日閣議了解）。今回の東日本大震災は、死者16,140人、行方不明者3,123人、住宅被害（全壊）128,582棟（平成24年2月11日時点、総務省消防庁発表）に及ぶなど、極めて大規模なものであるとともに、地震、津波、原子力発電所の事故による複合的なものであり、かつ、影響が広く全国に及ぶものであった。

発生後の対応

(ア) 応急対応

政府においては、平成23年3月11日に「災害対策基本法」（昭和36年法律第223号）に基づき緊急災害対策本部が、また、「原子力災害対策特別措置法」（平成11年法律第156号）に基づき原子力災害対策本部が、いずれも法律制定以来はじめて設置された（本部長：いずれも内閣総理大臣）。

3月12日には、「東北地方太平洋沖地震による災害」について全国を対象とする激甚災害に指定するとともに、自衛隊の災害派遣部隊、警察の広域緊急援助隊、緊急消防援助隊、海上保安庁の部隊、及び災害派遣医療チーム等によるかつてない規模での救援・支援活動及び原発事故への対応等が実施された。

また、これにあわせて、被災した地方公共団体に各府省から国家公務員が派遣されるとともに、全国の都道府県・市町村からも職員が派遣され支援業務に当たった。

(イ) 財政上の対応

a 災害救助・災害廃棄物処理関係

災害救助・応急対策については、「災害対策基本法」、「災害救助法」（昭和22年法律第118号）等に基づき対応されるが、今回の災害は被害が極めて甚大でありこれらの事業に多額の地方負担が生じること、また、特に大きな被害を受けた地方公共団体においては財政基盤の脆弱な団体が多いことから、その財政運営に支障が生じないよう、以下のような措置の拡充が図られた。

(a) 災害救助関係

災害救助関係では、「災害救助法」で国庫負担される経費について、避難所の設置、応急仮設住宅供与、炊き出し等食料品・飲料水の給与などのほか、避難所として民間の旅館等を借り上げることや応急仮設住宅として民間賃貸住宅を借り上げることなどについて、特別基準が設定され、「災害救助法」の弾力運用が行われることとなった。これら都道府県が支弁した災害救助費に対する国庫負担の地方負担分については、その全額を災害対策債により対処することとし、元利償還金の95%を普通交付税により措置することとした。

また、東日本大震災の被災者の受け入れを行った地方公共団体に対しては、被災地方公共団体が

らの要請の有無にかかわらず、受け入れに要する経費について、「災害救助法」に基づき被災団体が負担するものを除いて、所要の特別交付税措置を講ずること、職員の派遣に要する経費やそれに付随する物資の応援等に要する経費についても所要の特別交付税措置を講ずることとした。

(b) 災害廃棄物処理関係

大規模な津波により膨大な災害廃棄物（ガレキ）が発生したことに鑑み、その処理については、一律1/2である通常の国庫負担率を、特例として標準税収入に対する事業費の割合に応じて9/10まで嵩上げするとともに、地方負担分については、その全額を災害対策債により対処することとし、後述する「東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律」（平成23年法律第40号）に定める特定被災区域内の市町村については、後年度その元利償還金の95%を普通交付税により措置するとともに、残余の5%を特別交付税により措置することにより、元利償還金の全額について交付税措置することとした。

なお、平成23年8月18日に公布・施行された「東日本大震災により生じた災害廃棄物の処理に関する特別措置法」（平成23年法律第99号）により、国によるガレキ処理の代行制度が創設されるとともに、地域グリーンニューディール基金の活用により国庫負担率を平均95%まで引き上げることとされた。

b 地方交付税関係

平成23年3月31日に成立した「地方交付税法等の一部を改正する法律」（平成23年法律第5号）により、地方公共団体の財政運営において特に著しい影響を及ぼすおそれのある大規模災害等が発生した場合は、12月又は3月とされている決定・交付とは別に、特別交付税の額を決定・交付することができることとした。東日本大震災においては、この特別交付税の特例交付制度を活用し、4月8日及び9月20日の2回にわたり、計2,150億円の特例交付を実施した。

また、普通交付税についても、被災団体に対し、その資金繰りを円滑にするため、重ねて繰上げ交付を行った。

(2) 平成23年度補正予算(第1号及び第2号)

補正予算(第1号)

東日本大震災からの早期復旧に向けて編成された、平成23年度補正予算（第1号）は、平成23年4月22日に閣議決定、4月28日に国会に提出され、5月2日に成立した。

同補正予算においては、東日本大震災からの早期復旧に向け、年度内に必要と見込まれる経費を計上し、歳出面で、災害救助等関係経費、災害廃棄物処理事業費、災害対応公共事業関係費など東日本大震災関係経費4兆153億円等を計上し、その他、既定経費の減額3兆7,102億円等を計上している。また、歳入面で、税外収入3,051億円を増額計上している。

この結果、一般会計予算の規模は、歳入歳出とも平成23年度当初予算に対し、3,051億円増加し92兆7,167億円となった。

「東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律」

補正予算（第1号）とともに、東日本大震災に対処するため、地方公共団体等に対する特別の財政援助等について定める「東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律案」が国会に提出され、平成23年5月2日に成立した（以下「東日本大震災財特法」という）。

「東日本大震災財特法」においては、東日本大震災では大規模な地震・津波による被害が甚大かつ広範囲に及んでおり、また、被災した地方公共団体の財政基盤が総じて脆弱であることなどを踏まえ、対象となる地方公共団体について、災害の外形的規模（地震の震度、津波の観測値）、その段階で把握されている被害（住宅の損壊状況）等をもとに対象区域を設定するなど、「激甚災害に対処するための特別の財政

援助等に関する法律」(昭和37年法律第150号)等の指定基準に比べ、より広い範囲の地方公共団体が特定被災地方公共団体等として指定されるとともに、集落排水施設、被災市町村の臨時庁舎等国庫補助対象となる事業が拡大されることとなった。

「東日本大震災財特法」のうち地方財政に関係するものの概要は次のとおりである。

(ア) 特定被災地方公共団体等に対する補助等

大地震又は大津波により甚大な被害を被った特定被災地方公共団体(青森県、岩手県、宮城県、福島県、茨城県、栃木県、千葉県、新潟県及び長野県並びに東日本大震災による被害を受けた市町村で政令で定めるもの)等に対し、以下のとおり国による特別の補助等を行うこととした。

- a 「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」における特別の財政援助等の規定を特定被災地方公共団体に適用すること。
- b 上記aのほか、公共土木等、社会福祉施設等、公共施設等の施設の災害復旧事業等に対する補助等を行うこと。

(イ) 地方債の特例等

地方債の特例等として、以下のとおり歳入欠かん等債を発行できること等とした。

- a 「東日本大震災財特法」第8条関係

以下の場合において、東日本大震災による被害を受けた地方公共団体でその区域の全部又は一部が特定被災区域(東日本大震災に際し「災害救助法」が適用された市町村のうち政令で定めるもの及びこれに準ずる市町村として政令で定めるものの区域)内にあるもの(以下「特定被災区域団体」という。)は、平成23年度及び平成24年度以降の年度であって政令で定める年度に限り、「地方財政法」第5条及び「災害対策基本法」第102条の規定にかかわらず、地方債をもってその財源とすることができることとした。

- ・ 地方税、使用料、手数料その他の徴収金で総務省令で定めるものの東日本大震災のための減免で、その程度及び範囲が被害の状況に照らし相当と認められるものによって生ずる財政収入の不足を補う場合
- ・ 東日本大震災に係る災害予防、災害応急対策又は災害復旧で総務省令で定めるものに通常要する費用で、当該地方公共団体の負担に属するものの財源とする場合

- b 「東日本大震災財特法」第9条関係

東日本大震災の被災者等を支援するため、津波により甚大な被害を受けた区域内の土地及び家屋に対する平成23年度分の固定資産税等の課税免除等の措置をはじめ、個人住民税、不動産取得税などにおいて特例措置を講じることとした「地方税法の一部を改正する法律案」が、4月27日に成立した(平成23年法律第30号)。また、「東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律案」についても同日成立した(平成23年法律第29号)。

これらの施行による地方税等に係る平成23年度の減収額等を埋めるため、「地方財政法」第5条の規定にかかわらず、同年度の減収額を勘案して総務省令で定めるところにより算定した額の範囲内で、地方債を起すことができることとするとともに、同年度分の地方交付税に限り、減収見込額の75%を基準財政収入額に加算することとした。

☑ 補正予算(第1号)に係る地方財政措置

補正予算(第1号)においては、東日本大震災関係経費の追加に伴う地方負担が生じること、また、東日本大震災により被害を受けた地方公共団体等において地方税等の減収が見込まれることから、これらに関連して次のとおり財政措置を講じることとした。

(ア) 特別交付税の増額

東日本大震災による被害状況は極めて甚大であり、補正予算(第1号)に係る災害弔慰金の地方負担額、行政機能の維持や被災者支援に係る応急対応経費及び被災地域の応援に要する経費等について多額の

経費が見込まれることから、これらの特別の財政需要に対応するため、平成23年度分の地方交付税の総額に1,200億円を加算し、その全額を特例として特別交付税とする措置を講じることとした。

以上の措置を講じるための、「平成23年度分の地方交付税の総額の特例等に関する法律案」が平成23年5月2日に成立した（平成23年法律第41号）。

(イ) 追加の財政需要等に係る財政措置

補正予算（第1号）により平成23年度に追加される災害復旧事業等の投資的経費に係る地方負担額等については、地方負担額の100%まで地方債（災害復旧事業債及び補正予算債）を充当できることとし、後年度においてその元利償還金について地方交付税により措置することとした。

(ウ) 地方公営企業に係る財政措置

東日本大震災に係る地方公営企業の災害復旧事業については、「東日本大震災財特法」等により国の特別の補助等を行うこととされたが、これに併せて、当該施設の早期復旧を図るとともに企業経営の安定を図るため、東日本大震災に係る一般会計からの繰出基準の特例を設けることとし、当該繰出金について災害復旧事業債を充当できることとした。具体的には、通常の建設改良について一般会計で負担することとされている部分に、残余の部分の1/2を加え、復旧事業に係る企業負担が当該地方公営企業の収益に比し1/2を超える場合は、さらに嵩上げを行った額を加えたものを一般会計からの繰出し対象としている。

また、東日本大震災により被害を受けた地方公営企業における資金不足額については、資金手当のための公営企業債を充当できることとするとともに、これに係る利子の1/2の額に一般会計からの繰出しを認め、当該繰出金について特別交付税を措置することとした。

☐ 補正予算(第2号)

(ア) 主な内容

平成23年度補正予算（第2号）は、平成23年7月5日に閣議決定、7月15日に国会に提出され、7月25日に成立した。

同補正予算においては、歳出面で、東日本大震災の当面の復旧対策に万全を期すため、原子力損害賠償法等関係経費2,754億円、被災者支援関係経費3,774億円、東日本大震災復旧・復興予備費8,000億円、地方交付税交付金5,455億円等を追加計上している。また、歳入面で、前年度剰余金受け入れ1兆9,988億円を追加計上している。

この結果、一般会計予算の規模は歳入歳出とも平成23年度の補正予算（第1号）による補正後予算に対し、1兆9,988億円増加し、94兆7,155億円となった。

(イ) 被災者生活再建支援法の特例措置

「被災者生活再建支援法」（平成10年法律第66号）に基づく被災者生活再建支援制度は、大規模な自然災害により一定規模の住宅全壊被害が発生した場合に、住宅の被害程度と再建方法に応じて、一世帯あたりで最大300万円を支給する制度であるが、東日本大震災による甚大な住宅被害の発生により、被災者生活再建支援金の支給に必要な資金の大幅な不足が見込まれることとなった。そのため1/2である国の補助率について、東日本大震災に限り、補正予算（第1号）の時点において確保されている分にさかのぼって8/10とする特例措置を設けることとして、これについては「東日本大震災財特法」の一部改正により対処することとされた。必要とされる総支給見込額（4,400億円）に係る国の負担分のうち、同補正予算で計上済みの額（520億円）を控除した3,000億円が補正予算（第2号）に計上された。

☐ 補正予算(第2号)に係る地方財政措置等

補正予算（第2号）においては、平成22年度の国税決算に伴う剰余金の法定率分の地方交付税の増が見込まれるとともに、歳出の追加に伴う地方負担が生じることなどから、これらに関連して次のとおり地方財政措置を講じることとした。

(ア) 地方交付税の追加等

平成23年度分の地方交付税の増5,455億円（平成22年度清算分）については、補正予算（第1号）

による補正後の予算における普通交付税の総額と「地方交付税法」第10条第2項本文の規定による普通交付税の算定額の合計額との差額分を除き、同法第6条の3第1項の規定に基づき、同補正予算による補正後の特別交付税総額に加算（4,571億円）された。なお、この加算額は10月26日に行った普通交付税の再算定の結果、4,573億円となった。

(イ) 追加の財政需要等に対する財政措置

- a 補正予算（第2号）により追加される災害復旧事業等の投資的経費に係る地方負担額については、地方負担額の100%まで地方債（補助災害復旧事業債及び補正予算債）を充当できることとし、後年度においてその元利償還金について地方交付税により措置することとした。
- b 補正予算（第2号）により平成23年度に追加される「被災者生活再建支援法」第9条第2項の規定に基づく、被災者生活再建支援基金への都道府県の追加拠出については、特別交付税によりその全額を措置するとともに、支給所要額の確定に伴う同基金への積戻しに係る拠出についても、その95%を特別交付税により措置することとした。また、地方債の対象とならない経費については、特別交付税により適切に対処することとした。

なお、原子力事故による災害に対処するため、「東日本大震災における原子力発電所の事故による災害に対処するための地方税法及び東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律の一部を改正する法律」が8月5日に成立し（平成23年法律第96号）、固定資産税及び都市計画税の課税免除等の措置並びに不動産取得税、自動車取得税、自動車税等に係る特例措置を講ずることとし、あわせて、これらの措置による減収額についても、前述した「東日本大震災財特法」第9条を適用することとした。

(3) 復興の基本方針と復興財源の確保

東日本大震災復興構想会議

平成23年4月11日に「東日本大震災復興構想会議の開催について」が閣議決定され、有識者からなる東日本大震災復興構想会議を開催し、復興に向けた指針策定のための復興構想について幅広く議論を行うこととし、会議の議論の結果を、復興に関する指針等に反映させるものとされた。精力的な検討の結果、6月25日に「復興への提言～悲惨の中の希望～」がとりまとめられた。

このなかで、津波災害に強い地域づくりを推進するにあたっての基本となる新たな一般的制度の創設、使い勝手のよい自由度の高い交付金の仕組みが必要であること、現行制度の隙間を埋めて必要な事業の柔軟な実施を可能とする基金の設立を検討するべきこと、が提示されるとともに、復旧・復興のための財源について「財源の議論なくして復興は語れないし、復興の姿なくして財源の議論も語れない」の考えを基本とし、「国・地方の復興需要が高まる間の臨時財政措置として、基幹税を中心に多角的な検討をすみやかにい、具体的な措置を講ずるべきである」こと、「地方の復興財源についても、上記の臨時増税措置などにおいて確実に確保するべきである。そのなかで、被災地以外の地方公共団体の負担にいたずらに影響を及ぼすことがないように、地方交付税の増額などにより確実に財源の手当てを行うべきである」こと、などが提示された。

「東日本大震災復興基本法」

平成23年6月20日「東日本大震災復興基本法」が成立した（平成23年法律第76号）。この法律は、東日本大震災からの復興についての基本理念、復興のための資金の確保、復興特別区域制度の整備等とともに、東日本大震災復興対策本部及び復興庁の設置に関する基本方針を定めている。復興のための資金の確保等については、以下のとおり規定されている。

- ・ 国は、復興及びこれに関連する施策以外の施策に係る予算を徹底的に見直し、当該施策に係る歳出の削減を図る等の措置を講ずることにより、東日本大震災からの復興のための資金の確保に努めるも

のとする（第7条）。

- ・ 国は、東日本大震災からの復興に必要な資金を確保するため、別に法律で定めるところにより、公債（復興債）を発行するものとする。また、復興債については、その他の公債と区分して管理するとともに、別に法律で定める措置その他の措置を講ずることにより、あらかじめ、その償還の道筋を明らかにするものとする（第8条）。
- ・ 国は、復興に係る国の資金の流れについては、国の財政と地方公共団体の財政との関係を含めてその透明化を図るものとする（第9条）。

☑「東日本大震災からの復興の基本方針」

平成23年7月29日、「東日本大震災復興基本法」第3条に基づき、「東日本大震災からの復興の基本方針」が、東日本大震災復興対策本部（本部長：内閣総理大臣）において決定された。同方針は、東日本大震災からの復興に向けた国による復興のための取組の基本方針であり、また、被災した地方公共団体による復興計画等の作成に資するため、国による復興のための取組の全体像を明らかにするものとされた。本方針においては、

- ・ 被災各県の計画を踏まえ、阪神・淡路大震災の例も参考としつつ、復興期間は10年間とし、被災地の一刻も早い復旧・復興を目指す観点から、復興需要が高まる当初の5年間を「集中復興期間」と位置付ける。
- ・ 平成27年度末までの5年間の「集中復興期間」に実施すると見込まれる施策・事業（平成23年度第1次補正予算等及び第2次補正予算を含む）の事業規模については、国・地方（公費分）合わせて、少なくとも19兆円程度と見込まれる。また、10年間の復旧・復興対策の規模（国・地方の公費分）については、少なくとも23兆円程度と見込まれる。
- ・ 5年間の「集中復興期間」中の復旧・復興事業に充てる財源は、平成23年度補正予算（第1号）等及び補正予算（第2号）における財源に加え、歳出の削減、国有財産売却のほか、特別会計、公務員人件費等の見直しや更なる税外収入の確保及び時限的な税制措置により13兆円程度を確保する。
- ・ 先行する復旧・復興需要を賄う一時的なつなぎとして発行する復興債については、その発行のあり方について十分検討するとともに、従来の国債とは区分して管理する。その償還期間は、集中復興期間及び復興期間を踏まえ、今後検討する。

時限的な税制措置は、償還期間中に行い、その税収は、全て復興債の償還を含む復旧・復興費用に充て、他の経費には充てないことを明確化するため、他の歳入とは区分して管理することとする。

- ・ 平成23年度第3次補正予算の編成にあわせ復興債の発行及び税制措置の法案を策定し国会に提出することとする。

また、税制措置の具体的内容については、8月以降、本基本方針を踏まえ、税制調査会において検討し、具体的な税目、年度毎の規模等を組み合わせた複数の選択肢を東日本大震災復興対策本部に報告した上で、政府・与党において改めて検討を行い、同本部において決定する。

- ・ 今後の復旧・復興に当たっては、国費による措置を講じてもなお、地方負担が地方債の償還や地域の実情に応じた事業を含めて生じることを踏まえ、国・地方（公費分）合わせて少なくとも19兆円規模の施策・事業に充てる財源を確保するとともに、あわせて、地方負担分について地方交付税の加算を行う等により確実に地方の復興財源の手当てを行う。
- ・ 地方公共団体が、自ら策定する復興プランの下、復興に必要な各種施策が展開できる、使い勝手のよい自由度の高い交付金を創設する。
- ・ 地域において、基金設置等により、制度の隙間を埋めて必要な事業の柔軟な実施が可能となる資金を確保できるよう、必要な支援を実施する。

等が決定された。

□ 復興財源等の確保

「東日本大震災からの復興の基本方針」を踏まえ、歳出削減、税外収入及び時限的な税制措置による復興財源の確保策について検討が進められ、平成23年10月7日、東日本大震災復興対策本部において、補正予算（第3号）の骨格及び復興財源としての税制措置概要等が決定されるとともに、「平成23年度第3次補正予算及び復興財源の基本的方針」が閣議決定された。本方針においては、

- ・ 平成23年度第3次補正予算については、総額概ね12兆円程度の歳出の追加を行うこととし、このうち、東日本大震災関係経費（年金臨時財源の補てんのための経費を除く）は、概ね9兆円程度となる。
- ・ 具体的には、東日本大震災からの本格的な復興に資するため、復興対策等事業費、災害関連融資関係経費、全国防災対策費、除染等経費、地方交付税の加算、年金臨時財源の補てんのための経費について、東日本大震災関連経費として概ね11兆円台半ばの金額を計上する。
これらの歳出を賄うため、復興財源となる歳出削減等を図るほか、復興債を発行する。
- ・ 5年間の集中復興期間における残り13兆円程度の財源確保については、歳出削減及び税外収入による財源確保額が5兆円程度であることを前提に時限的な税制措置を講じる。

等が決定された。

以上により、集中復興期間中に実施すると見込まれる施策・事業の事業規模19兆円程度に充てる財源は、平成23年度補正予算（第1号）等及び補正予算（第2号）における財源（6兆円程度）、歳出削減及び税外収入の確保（5兆円程度）並びに時限的な税制措置（8兆円程度）とされた。

これに、年金臨時財源の補てん分（2.5兆円程度）及びB型肝炎対策のための財源（0.7兆円程度）を加えた11.2兆円程度（なお、10年間トータルの税外収入等は段階を経て7兆円になり、結果として増税額は9.2兆円となる）について、時限的な税制措置により確保することとされた。そのうち、全国の地方公共団体で行われることが予定されている緊急防災・減災事業の地方負担分0.8兆円程度（推計）については、地方税において税制上の措置を講じることとされた。

当初の政府案においては、国税について、復興特別所得税（仮称・10年間）、復興特別法人税（仮称・3年間）、復興特別たばこ税（仮称・10年間）の創設及び平成23年度税制改正事項（給与所得控除等の見直し）により10.4兆円程度を、地方税については、個人住民税の均等割の標準税率の引上げ（5年間）、地方たばこ税の臨時引上げ（5年間）及び平成23年度税制改正事項（給与所得控除等の見直し）により0.8兆円程度を確保することとされた。

復興債については、平成23年度補正予算（第3号）以降平成27年度までの各年度において、償還期限を平成34年度として発行することができることとされた。

これらの措置を講ずるため、国税における時限的な税制措置、復興債の発行等を内容とする「東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法案」及び地方税における時限的な税制措置を内容とする「東日本大震災からの復興に関し地方公共団体が実施する防災のための施策に必要な財源の確保に係る地方税の臨時特例に関する法律案」が国会に提出された。

両法案は、衆議院の修正等を経て、11月30日に成立し（国税関係が平成23年法律第117号、地方税関係が平成23年法律第118号）、国税については、復興特別所得税（25年間）及び復興特別法人税（3年間）により9.7兆円程度を、地方税については、個人住民税の均等割の標準税率の引上げ（10年間）及び平成23年度税制改正事項（個人住民税の退職所得10%税額控除廃止）により0.8兆円程度を確保することとされた。また、復興債の償還期限については平成49年度とされた。

(4) 平成23年度補正予算(第3号)等

補正予算(第3号)

(ア) 主な内容

平成23年度補正予算(第3号)は、平成23年10月21日に閣議決定、10月28日に国会に提出され、11月21日に成立した。

同補正予算においては、歳出面で、東日本大震災・原子力災害からの本格的な復興予算として、「東日本大震災からの復興の基本方針」に基づき、真に復興に資する施策を重点的に措置する等のため、災害救助等関係経費941億円、災害廃棄物処理事業費3,860億円、公共事業等の追加1兆4,734億円、災害関連融資関係経費6,716億円、地方交付税交付金1兆6,635億円、東日本大震災復興交付金1兆5,612億円、原子力災害復興関係経費3,558億円、全国防災対策費5,752億円、その他の東日本大震災関係経費2兆4,631億円、年金臨時財源の補てん2兆4,897億円、台風第12号等に係る災害対策費3,203億円、B型肝炎関係経費480億円等を追加計上しているほか、既定経費の減額1,850億円、東日本大震災復旧・復興予備費の減額2,343億円の修正減少額を計上している。また、歳入面で、復興債11兆5,500億円、税外収入1,333億円を追加計上等している。

この結果、一般会計予算の規模は、歳入歳出とも平成23年度の補正予算(第2号)による補正後予算に対し、11兆6,832億円増加し、106兆3,987億円となった。

(イ) 東日本大震災復興交付金

補正予算(第3号)においては、「東日本大震災からの復興の基本方針」に基づき、被災地方公共団体が自らの復興プランの下に進める地域づくりを支援するための東日本大震災復興交付金1兆5,612億円を計上しており、その概要は次のとおりである。

- a 被災地方公共団体の復興地域づくりに必要な公共事業等を基幹事業(5省40事業)として幅広く一括化するとともに、地方公共団体の負担を軽減するため、当該事業に係る地方負担額の50%をさらに国費により措置すること。
- b 基幹事業に係る事業費の35%を上限に、基幹事業による復興を加速するために必要となるハード・ソフト両面にわたる事業を効果促進事業として実施できることとし、その経費の80%を国費により措置すること。

以上の措置を含め、地域の創意工夫を活かした復興を促進するため、復興特区制度を創設することとして、「東日本大震災復興特別区域法案」が国会に提出され、衆議院での修正を経て、12月7日に成立した(平成23年法律第122号)。

補正予算(第3号)に係る地方財政措置等

東日本大震災の復旧・復興に当たって時限的な税制措置を講ずることなどにより特別に財源を確保した上で対処することとされたことを踏まえ、東日本大震災に係る復旧・復興事業等に係る地方負担額等について、震災復興特別交付税を創設して措置するとともに、全国的に緊急に実施する防災・減災事業に係る地方負担額等について、以下のとおり財政措置等を講じることとした。

(ア) 震災復興特別交付税

東日本大震災に係る復旧・復興事業等の実施のための特別の財政需要等を考慮して、別枠で加算し交付することとしている震災復興特別交付税(1兆6,635億円)により、補正予算(第3号)並びに補正予算(第1号及び第2号)等に係る地方負担額等、「地方税法」の改正等に伴う地方税の減収分等の全額を措置することとした。その際、これまで地方債により措置することとしていた地方負担額等についても、地方債に代え、震災復興特別交付税で全額措置することとした。

以上に掲げる措置を講じる等のため、「平成23年度分の地方交付税の総額の特例等に関する法律等の一部を改正する法律案」を国会に提出し、平成23年11月30日に成立した(平成23年法律第116号)。

以下「総額特例法等一部改正法案」という。その概要は次のとおりである。

- a 東日本大震災に係る復旧・復興事業等の実施のための特別の財政需要等に対応する震災復興特別交付税を交付できるようにするため、平成23年度分として交付すべき地方交付税の総額の特例として、1兆6,635億円を加算すること。
- b 震災復興特別交付税額について、東日本大震災に係る復旧・復興事業等の実施状況を勘案して、当該額の一部を平成24年度分として交付すべき地方交付税の総額に加算して交付することができることとするとともに、同年度分として交付すべき普通交付税の総額及び特別交付税の総額の特例を設けること。
- c 震災復興特別交付税の額の決定時期及び決定時期ごとに決定すべき額の特例を設けること。

なお、被災者の居住の安定確保や地域経済活動の再生等を支援する観点から、個人住民税及び不動産取得税に係る特例措置並びに固定資産税及び都市計画税の課税免除等の措置を定める「地方税法の一部を改正する法律案」が、12月7日に成立し（平成23年法律第120号）、これによる地方税の減収額についても、震災復興特別交付税により措置することとした。

(イ) 全国的に緊急に実施する防災・減災事業に係る措置等

補正予算（第3号）により追加された全国防災対策費に係る地方負担額等（補正予算（第1号）により追加された学校施設環境改善交付金事業に係る地方負担額を含む。）に係る地方財政措置は以下のとおりとした。

- a 全国防災対策費のうち投資的経費に係る地方負担額については、その100%まで地方債（緊急防災・減災事業（補助・直轄））を充当できることとし、後年度における元利償還金の80%を公債費方式により基準財政需要額に算入することとした。
- b 上記aに準ずる地方単独事業のうち投資的経費に係る起債対象事業費については、その100%まで地方債（緊急防災・減災事業（単独））を充当できることとし、後年度における元利償還金の70%を公債費方式により基準財政需要額に算入することとした。
- c 地方債の対象とならない経費については、特別交付税により適切に対処することとした。

また、「総額特例法等一部改正法案」において、「地方交付税法」の一部を改正し、上記施策に要する費用に充てるために平成23年度に起こした地方債で総務大臣が指定したものに係る元利償還に要する経費を、平成24年度以降において、普通交付税の額の算定に用いる基準財政需要額に算入することとした。

(ウ) 地方公営企業に係る財政措置

東日本大震災に係る地方公営企業の災害復旧事業については、一般会計からの繰出基準の特例を設けて、当該繰出金に対して災害復旧事業債を充当できることとしていたが、これらについてはその全額を震災復興特別交付税により措置することとした。

また、東日本大震災復興交付金を受けて施行する地方公営企業関係の復興事業について、一般会計からの繰出基準の特例を設けて、当該繰出金についてはその全額を震災復興特別交付税により措置することとした。

さらに、全国的に緊急に実施する地方公営企業関係の防災・減災事業について、一般会計からの繰出基準の特例を設けて、当該繰出金については緊急防災・減災事業債（補助）を充当することができることとした。

☑ 復興基金への対応

大災害が発生した場合の行政の対応については、住民生活の安定や地域の再生をはじめとする被災地の様々なニーズに、弾力的かつきめ細かく対処していく必要がある。これまで、阪神・淡路大震災等においては、復興基金を創設して対処したところであり、東日本大震災についても復興基金による対応が必要であるとの主張が被災した地方公共団体等からなされた。

このため、特定被災地方公共団体である9県（青森県、岩手県、宮城県、福島県、茨城県、栃木県、千

葉県、新潟県、長野県)が、地域の実情に応じて単年度予算の枠に縛られずに弾力的かつきめ細かに対処できる資金として設置する基金に対して、阪神・淡路大震災における措置等を踏まえ、平成23年度12月分の特別交付税により総額1,960億円を措置した。その際、過去の災害において設置された復興基金は運用型のものであったが、現在の低金利の状況では必ずしも有効でないことから取崩し型基金により対処することとした。

なお、復興基金は、特別交付税による措置であることから、基金を具体的にどのように使うのかについては、各県の判断に委ねられるものであるが、きめ細かな事業を実施するという基金の趣旨から、各県においては、基金の半分程度を市町村に交付するなど市町村事業に配慮した運用がなされているところである。

第2章 平成24年度の地方財政

(1) 平成24年度の経済見通しと国の予算

㊦ 経済見通しと経済財政運営の基本的態度

「平成24年度の経済見通しと経済財政運営の基本的態度」は、平成23年12月22日閣議了解、平成24年1月24日に閣議決定された。この中で、以下の平成23年度の経済動向、平成24年度の経済財政運営の基本的態度及び平成24年度の経済見通しが示された。

(ア) 平成23年度の経済動向

東日本大震災により我が国の経済活動は深刻な打撃を受け、マイナス成長が2四半期続くなど、平成23年度は厳しい状況からのスタートとなった。その後、官民の総力を結集した復旧・復興努力を通じてサプライチェーンの急速な立て直しが図られ、景気は持ち直しに転じたが、夏以降は急速な円高の進行や欧州政府債務危機の顕在化による世界経済の減速が、景気の持ち直しを緩やかなものになっている。

こうした状況に対し、政府は累次の補正予算を編成し、復興への支援を図りつつ景気の下リスクに先手を打って対処してきている。復興需要を中心とする政策効果が景気を下支えすることから、景気は緩やかな持ち直しが続くものと見込まれる。

物価の動向を見ると、緩やかなデフレ状況が続いている。消費者物価は3年連続の下落となる。

平成23年度の国内総生産の実質成長率は、成長の発射台がマイナスであったことから、その後の景気の持ち直しにもかかわらずマイナス0.1%程度となる。国民の景気実感に近い名目成長率は、マイナス1.9%程度と見込まれる。

(イ) 平成24年度の経済財政運営の基本的態度

東日本大震災からの復興に全力を尽くすとともに、欧州政府債務危機等による先行きリスクを踏まえ、景気の下振れの回避に万全を期す。デフレ脱却に断固として取り組み、全力を挙げて円高とデフレの悪循環を防ぐ。このため、政府は、日本銀行と一体となって、速やかに安定的な物価上昇を実現することを目指して取り組む。同時に、「日本再生の基本戦略」（平成23年12月24日閣議決定）の具体化を図るなど日本経済の再生に取り組み、中長期的に持続的な経済成長につなげる。

(財政政策)

当面は、「円高への総合的対応策」（平成23年10月21日閣議決定）を含め、平成23年度第3次補正予算、第4次補正予算において措置した施策の迅速かつ着実な実行により、復興需要の早期発現に努めるとともに、円高等による景気の下振れリスクや産業空洞化リスク等に先手を打って対処する。

平成24年度予算については、「日本再生元年予算」と位置づけ、震災復興に引き続き最優先で取り組むとともに、「日本再生重点化措置」等を通じて我が国経済社会の再生に向けた取組を進める。

国際金融市場に危機の伝播リスクがあることに鑑みれば、財政健全化は、経済成長と並ぶ車の両輪として進めるべき必須の課題である。このため、社会保障・税一体改革を着実に実現するとともに、「財政運営戦略」の目標達成に向け、引き続き、財政健全化に取り組む。

(ウ) 平成24年度の経済見通し

平成24年度の日本経済は、本格的な復興施策の集中的な推進によって着実な需要の発現と雇用の創出が見込まれ、国内需要が成長を主導する。

世界経済については、欧州政府債務危機を主因とする世界の金融資本市場の動揺が、各国政府等の協調した政策努力により安定化することを前提とすると、主要国経済は減速から持ち直しに転じていくと期待される。これは、我が国の輸出や生産にとって望ましい環境をもたらしていくと考えられる。

こうしたことから、我が国の景気は緩やかに回復していくことが見込まれる。

物価については、消費者物価上昇率はGDPギャップの縮小等により0.1%程度になると見込まれる。

GDPデフレーターは穏やかに下落する。完全失業率は、雇用者数の穏やかな増加から低下する。

こうした結果、平成24年度の国内総生産の実質成長率は2.2%程度、名目成長率は2.0%程度と、実質、名目ともプラスに転じる。

先行きのリスクとしては、欧州政府債務危機の深刻化等を背景とした海外経済の更なる下振れ、円高の進行やそれに伴う国内空洞化の加速、電力供給の制約等が挙げられる。

1 国の予算

政府は、「平成24年度予算編成の基本方針～日本再生に向けて－危機をチャンスに～」（平成23年12月16日閣議決定）及び「平成24年度の経済見通しと経済財政運営の基本的態度」に基づいて平成23年12月24日、平成24年度予算政府案を閣議決定した。

平成24年度予算は、以下のような基本的考え方により編成された。

(ア) 平成24年度予算の基本方針

平成24年度予算においては、東日本大震災からの復興、経済分野のフロンティアの開拓、分厚い中間層の復活、農林漁業の再生、エネルギー・環境政策の再設計の5つの重点分野を中心に、日本再生に全力で取り組む。併せて、地域主権改革を確実に推進するとともに、既存予算の不断の見直しを行う。

a 東日本大震災からの復興

(a) 被災地の経済社会の再生

日本再生の一丁目一番地は、東日本大震災の被災地の経済社会の再生である。被災地の方々が早期に復興を実感できるよう、「東日本大震災からの復興の基本方針」に基づき、平成23年度補正予算に引き続き、平成24年度予算においても震災復興に全力を挙げる。

(b) 原発事故からの再生

「福島再生なくして、日本の再生なし」との考え方で、平成23年度補正予算に引き続き、平成24年度予算においても、被災者の支援に加え、放射性物質汚染廃棄物処理や土壌の除染等の取組を加速する。

b 日本再生重点化措置等を通じた経済分野のフロンティア開拓

平成24年度予算においては、「日本再生重点化措置」を最大限活用し、新たなフロンティア及び新成長戦略、教育・雇用等の人材育成、地域活性化、安心・安全社会の実現といった分野への投資に予算配分の重点化を図る。

c 分厚い中間層の復活に向けて

所得中位層に属する階層をかつての水準に回復させること等により、分厚い中間層を復活させることが必要である。そのためには、働く能力がある国民が全員参加できる社会の実現を目指すとともに、働く能力を育てる政策が必要であり、平成24年度予算において重点的に取り組む。

d 農林漁業の再生

「我が国の食と農林漁業の再生のための基本方針・行動計画」（平成23年10月25日食と農林漁業の再生推進本部決定）に基づく5年間の行動計画の初年度として、競争力・体質強化を図り、若者が担う農業を目指して、農地の集約化、若者の新規就農を進め、6次産業化を始め、若者が魅力を感じ、安心して創意工夫を生かせる農業への改革を推進する。

e エネルギー・環境政策の再設計

福島原発事故の反省を踏まえ、事故収束と原子力安全の強化に万全を期すとともに、原子力発電に電力供給の過半を依存するとしてきた現行のエネルギーミックスをゼロベースで見直す。

f 地域主権改革

地域主権改革は、地域のことは地域で決めるための重要な改革である。平成23年度予算に引き続き、平成24年度予算においても補助金等の一括交付金化を更に進め、対象事業の拡大、増額を図るとともに、都道府県に加え、政令指定都市を対象を拡大する。

g 既存予算の不断の見直し

平成24年度予算は、東日本大震災からの復旧・復興の足取りを確実なものとするために、国民に追加的な負担をお願いしつつ編成される予算であると同時に、社会保障・税一体改革を控えた予算であり、これまで以上の緊張感を持って、徹底した無駄の排除を進めていく。

(イ) 財政運営戦略の着実な実現

a 欧州の政府債務危機の状況も踏まえ、我が国財政への市場の信認を確保していくため、「財政運営戦略」における財政健全化目標の達成に向け、行政刷新会議の「提言型政策仕分け」等も活用しつつ既存歳出の見直しを進め、「中期財政フレーム（平成24年度～平成26年度）」（平成23年8月12日閣議決定）に基づいて平成24年度予算編成を進める。

b 平成24年度当初予算における新規国債発行額（償還財源の確保された復興債を除く。）は、平成23年度当初予算の水準である約44兆円を上回らないものとするよう、全力を挙げる。

c 平成24年度当初予算における基礎的財政収支対象経費については、「中期財政フレーム（平成24年度～平成26年度）」に則り、平成23年度当初予算の水準である約71兆円（年金差額分（基礎年金国庫負担割合2分の1と36.5%の差額を言う。）2.6兆円を除けば68.4兆円）を実質的に上回らないものとする。

このような方針に基づいて編成された平成24年度の一般会計予算の規模は、90兆3,339億円（前年度比2兆777億円、2.2%減）で、基礎的財政収支対象経費は、68兆3,897億円（前年度比2兆4,728億円、3.5%減）となっている。なお、経済危機対応・地域活性化予備費が9,100億円（前年度比1,000億円、12.3%増）計上されている。

財政投融资計画の規模は、17兆6,482億円（前年度比2兆7,423億円、18.4%増）となっている。

(ウ) 東日本大震災関係

「東日本大震災からの復興の基本方針」において、震災復旧・復興対策について別途財源を確保し、多年度で収入と支出を完結させる枠組みが定められた。これを踏まえ「中期財政フレーム（平成24年度～平成26年度）」では、別途管理での対応を可能とする等の配慮を行うとの基本的な考え方の下、歳出面での取組として、東日本大震災の復旧・復興対策に係る経費であって、既存歳出の削減により賄われる額を超えた金額のうち、復興債、更なる税外収入の確保及び時限的な税制措置により確保された金額については、財源と併せて別途管理し、「歳出の大枠」に加算するとされた。

この「中期財政フレーム（平成24年度～平成26年度）」を前提に、「平成24年度予算の概算要求組替え基準について」（平成23年9月20日閣議決定）において、平成24年度予算の概算要求に当たっては、「平成24年度予算における東日本大震災からの復旧・復興対策に係る経費については、別途管理とし、所要の金額を要求することとする」こととされた。

「平成24年度予算編成の基本方針」では、復旧・復興対策に係る経費については、復興事業に係る歳入歳出を管理する特別会計を平成24年度に設置し、区分経理を行うこととされ、「東日本大震災復興特別会計（仮称）」が設置されることとなった。

「東日本大震災復興特別会計（仮称）」の予算の規模は3兆7,754億円となっている。歳入については、復興特別税5,305億円、一般会計からの繰入5,507億円、復興債2兆6,823億円等となっている。歳出については、公共事業等の追加5,091億円、東日本大震災復興交付金2,868億円、全国防災対策費4,827億円、震災復興特別交付税の財源としての地方交付税交付金5,490億円などの東日本大震災復興経費3兆2,500億円、東日本大震災復興予備費4,000億円等となっている。

(2) 地方財政計画

平成24年度においては、被災団体が東日本大震災からの復旧・復興事業に着実に取り組めるようにするとともに、被災団体以外の地方公共団体の財政運営に影響を及ぼすことがないよう、地方公共団体の歳入歳出総額の見込額の策定に当たっては、通常収支分と東日本大震災分を区分して整理することとしている。

通常収支分については、極めて厳しい地方財政の現状及び現下の経済情勢等を踏まえ、歳出面においては、経費全般について徹底した節減合理化に努める一方、社会保障関係費の増加を適切に反映した計上を行うとともに、地域経済の基盤強化等のため、地域が実施する緊急事業に対応するために必要な経費を計上するほか、歳入面においては、「財政運営戦略」に基づき定める「中期財政フレーム（平成24年度～平成26年度）」に沿って、交付団体始め地方の安定的な財政運営に必要となる地方の一般財源総額について、平成23年度地方財政計画と実質的に同水準となるよう確保することを基本として、引き続き生ずることとなった大幅な財源不足について、地方財政の運営上支障が生じないよう適切な補填措置を講じることとしている。

また、東日本大震災分については、東日本大震災の復旧・復興事業及び東日本大震災の教訓を踏まえ全国的に緊急に実施する防災・減災事業について、通常収支とはそれぞれ別枠で整理し、所要の事業費及び財源を確保することとしている。

以上を踏まえ、次の方針に基づき平成24年度地方公共団体の歳入歳出総額の見込額を策定している。

㊦ 通常収支分

(ア) 地方税について、平成24年度税制改正では、地域決定型地方税制特例措置（通称：わがまち特例）の導入、固定資産税等の負担調整措置を延長したうえで、住宅用地に係る据置特例の見直し、自動車取得税における「エコカー減税」の重点化等を講じることとしている。

(イ) 地方財源不足見込額について、地方財政の運営に支障が生じることのないよう、次の措置を講じることとする。

a 財源不足のうち建設地方債（財源対策債）の増発、別枠加算等に加えて、新たに平成24年度から平成26年度まで行うこととする地方公共団体金融機構の公庫債権金利変動準備金の活用により対処することとした残余については、平成23年度に講じた平成25年度までの制度改正に基づき、国と地方が折半して補填することとし、国負担分については、国の一般会計からの加算により、地方負担分については、「地方財政法」第5条の特例となる地方債（臨時財政対策債）により補填措置を講じる。臨時財政対策債の元利償還金相当額については、その全額を後年度地方交付税の基準財源需要額に算入する。

b これに基づき、平成24年度の財源不足見込額13兆6,846億円については、次により補填する。

① 地方交付税については、国の一般会計加算により5兆8,613億円（うち「地方交付税法」附則第4条の2第2項の加算額867億円、同条第3項の加算額2,150億円、同条第4項の加算額6,235億円、平成22年12月22日付け総務・財務両大臣覚書第3項（2）に定める平成24年度における「乖離是正分加算額」500億円、地方の財源不足の状況を踏まえた別枠の加算額1兆500億円及び臨時財政対策特例加算額3兆8,361億円）増額する。

また、交付税特別会計剰余金5,200億円を活用するとともに、「地方公共団体金融機構法」（平成19年法律第64号）附則第14条の規定により財政投融资特別会計に帰属させる地方公共団体金融機構の公庫債権金利変動準備金3,500億円を財政投融资特別会計から交付税特別会計に繰り入れる。

② 「地方財政法」第5条の特例となる地方債（臨時財政対策債）を6兆1,333億円発行する。

- ③ 建設地方債（財源対策債）を8,200億円増発する。
- c 上記の結果、平成24年度の地方交付税については、17兆4,545億円（前年度比811億円、0.5%増）を確保する。
- d 交付税特別会計の借入金については、「特別会計に関する法律」（平成19年法律第23号）附則第4条第1項に基づき、1,000億円の償還を実施する。
- e なお、平成4年度までの国庫補助負担率の引下げ措置（投資的経費）に伴い一般会計から交付税特別会計に繰入れを予定していた額等644億円については、法律の定めるところにより平成30年度以降の地方交付税の総額に加算する。
- (ウ) 地方債については、極めて厳しい地方財政の状況の下で、地域主権改革を推進し、地域に必要なサービスを確実に提供できるよう地方財源の不足に対処するための措置を講じ、また、地方公共団体が地域の活性化への取組を着実に推進できるよう、所要の地方債資金を確保する。
- この結果、地方債計画（通常収支対応分）の規模は、13兆5,396億円（普通会計分11兆1,654億円、公営企業会計等分2兆3,742億円）とする。
- (工) 地域主権改革に沿って、地域経済の基盤強化や雇用創出を図りつつ、個性と活力ある地域社会の構築、住民に身近な社会資本の整備、災害に強い安心安全なまちづくり、総合的な地域福祉施策の充実、農山漁村地域の活性化等を図ることとし、財源の重点的配分を行う。
- a 「地方再生対策費」及び「地域活性化・雇用等対策費」について、一定の縮減を図った上で、「地域経済基盤強化・雇用等対策費」として整理・統合し、歴史的円高等の地域経済を取り巻く環境が激変する中、海外競争力強化等のため、地域が実施する緊急事業に対応するための緊急枠（1,750億円）を含めて1兆4,950億円を計上する。
- b 投資的経費に係る地方単独事業費については、国の公共投資関係費の取扱い等も勘案しつつ、前年度に比し3.6%減額することとする一方で、引き続き、地域の自立や活性化につながる基盤整備を重点的・効率的に推進する。
- c 一般行政経費に係る地方単独事業費については、地方公共団体における行政改革の状況等を踏まえ行政経費の縮減を行う一方、社会保障関係費の増加を適切に反映した計上を行うことにより、財源の重点的配分を図るとともに、地域において必要な行政課題に対して適切に対処する。
- d 消防力の充実、防災対策等の推進及び治安維持対策等住民生活の安心安全を確保するための施策を推進する。
- e 過疎地域の自立促進のための施策等に対し所要の財政措置を講じる。
- (オ) 平成24年度までの3年間で1.1兆円規模の公的資金（旧資金運用部資金、旧簡易生命保険資金及び旧公営企業金融公庫資金）の補償金免除繰上償還を行い、高金利の地方債の公債費負担を軽減する措置を講じる。
- (カ) 地方公営企業の経営基盤の強化、上・下水道、交通、病院等住民生活に密接に関連した社会資本の整備の推進、公立病院における医療の提供体制の整備をはじめとする社会経済情勢の変化に対応した事業の展開等を図るため、経費負担区分等に基づき、一般会計から公営企業会計に対し所要の繰出しを行うこととする。
- (キ) 地方行財政運営の合理化を図ることとし、職員数の純減、事務事業の見直しや民間委託など引き続き自主的な改革を推進する。

東日本大震災分

(ア) 復旧・復興事業

- a 東日本大震災に係る復旧・復興事業等の実施のための特別の財政需要等を考慮して交付することとしている震災復興特別交付税については、以下に掲げる地方負担分等の全額を措置するため、6,855億円を確保する。

- ・ 直轄・補助事業に係る地方負担分3,384億円
- ・ 地方単独事業分2,200億円
- ・ 税制上の臨時的特例措置等に伴う減収分1,271億円

b 地方債については、東日本大震災復旧・復興事業を円滑に推進できるよう、所要額についてその全額を公的資金で確保する。この結果、地方債計画（東日本大震災に関連する事業分）における復旧・復興事業の規模は、359億円（普通会計分127億円、公営企業会計等分232億円）とする。

c 直轄事業負担金及び補助事業費、「地方自治法」(昭和22年法律第67号)に基づく職員の派遣・投資単独事業等の地方単独事業費及び「地方税法」等に基づく特例措置分等の地方税等の減収分見合い歳出等について所要の事業費1兆7,788億円を計上する。

なお、地方税については、被災者等の負担の軽減及び復旧・復興へ向けた取組の推進を図るため、3回にわたり講じられてきた税制上の臨時特例措置に加えて、平成24年度税制改正において、新たな復興支援措置として、避難等の指示が解除されていない区域内の土地及び家屋に係る固定資産税等の課税免除措置を平成25年度以降も継続すること等としている。

(イ) 緊急防災・減災事業

a 平成24年度については、平成25年度から平成35年度までの地方税の臨時的な税制上の措置による地方税の増収が見込めないため、一般財源充当分として96億円を計上する。

b 地方債については、東日本大震災を教訓として、全国的に緊急に実施する必要性が高く、即効性のある防災、減災等の事業を推進するため、所要額についてその全額を公的資金で確保する。この結果、地方債計画（東日本大震災に関連する事業分）における緊急防災・減災事業の規模は、4,546億円（普通会計分4,173億円、公営企業会計等分373億円）とする。

c 国の全国防災対策費に係る直轄事業負担金及び補助事業費、地方単独事業費等について、所要の事業費6,329億円を計上する。

(3) 地方公営企業等に関する財政措置

地方公営企業

平成24年度においては、被災団体が東日本大震災からの復旧・復興事業に着実に取り組めるようにするとともに、被災団体以外の地方公共団体の財政運営に影響を及ぼすことがないよう、通常収支分と東日本大震災分を区分して整理することとしている。

(ア) 通常収支分

地方公営企業については、経営基盤の強化、上・下水道、交通、病院等住民生活に密接に関連した社会資本の整備の推進、公立病院における医療の提供体制の整備をはじめとする社会経済情勢の変化に対応した事業の展開等を図る必要がある。

このため、平成24年度においては、次のような措置を講じることとしている。

公営企業会計と一般会計との間における経費負担区分の原則等に基づく公営企業繰出金については、地方財政計画において2兆6,590億円（前年度2兆6,867億円）を計上している。

地方公営企業の建設改良等に要する地方債については、地方債計画において公営企業会計等分2兆3,742億円（前年度2兆2,568億円）を計上している。

また、普通会計分と合わせた公債費負担対策として、平成24年度までの3年間で1.1兆円規模の公的資金（旧資金運用部資金、旧簡易生命保険資金、旧公営企業金融公庫資金）の補償金免除繰上償還を行い、高金利の地方債の公債費負担を軽減する措置を講じることとしている。このうち、旧公営企業金融公庫資金の繰上償還の財源として、平成24年度地方債計画に公営企業借換債を300億円計上している。

さらに、各事業における地方財政措置のうち主なものは以下のとおりである。

- a 簡易水道事業及び下水道事業（流域下水道、小規模集合排水処理施設及び個別排水処理施設に係るものに限る。）については、前年度に引き続き、事業年度における一般会計からの繰出しに代えて、臨時的に公営企業債（臨時措置分）を措置することとし、当該臨時措置分に係る公営企業債の元利償還金については、その全額（流域下水道のうち地方単独事業に係るものを除く。）を後年度において基準財政需要額に算入することとしている。
- b 簡易水道事業については、経営の効率化・健全化を図るため、法適化・統合推進に要する経費のうち、複数の簡易水道事業の統合に要する資産台帳作成や電算システム導入等のソフト事業について、地方交付税措置を講じることとしている。
- c 病院事業については、先般の東日本大震災を教訓として、災害時の医療に必要な資機材等の備蓄に係る地方交付税措置については、災害拠点病院に加え、新たに救急告示病院を対象とすることとしている。
- d 以上のほか、地方公営企業職員に係る子どものための手当に要する経費について、所要の地方交付税措置を講じることとしている。

（イ）東日本大震災分

東日本大震災の復旧・復興事業及び東日本大震災の教訓を踏まえ、全国的に緊急に実施する防災・減災事業については、通常収支とはそれぞれ別枠で区分し、所要の事業費及び財源を確保することとしている。

このため、平成24年度においては、次のような措置を講じることとしている。

a 復旧・復興事業

地方公営企業に係る復旧・復興事業については、一般会計から公営企業会計への繰出基準の特例を設け、一般会計から公営企業会計に対し所要の繰出しを行うこととし、当該繰出金に対してはその全額を震災復興特別交付税により措置することとしており、地方財政計画において23億円を計上している。また、復旧・復興事業に係る地方債については、地方債計画において公営企業会計等分232億円を計上している。

b 緊急防災・減災事業

地方公営企業に係る緊急防災・減災事業については、一般会計から公営企業会計への繰出基準の特例を設け、一般会計から公営企業会計に対し所要の繰出しを行うこととし、地方財政計画において436億円を計上している。当該繰出金については緊急防災・減災事業債（補助）を充当することができる。緊急防災・減災事業に係る地方債については、地方債計画において公営企業会計等分373億円を計上している。

旧公営企業金融公庫資金（地方公共団体金融機構資金も含む。）によって取得した施設が被災により滅失し繰上償還（補償金が課されない強制繰上償還）を行う場合、地方公共団体金融機構資金により、借換債を発行できることとし、被災施設借換債150億円を計上している。

国民健康保険事業

国民健康保険事業の厳しい財政状況に配慮し、国民健康保険に対して、財政基盤の強化のための支援措置を次のとおり講じることとしている。

- （ア） 都道府県の調整機能の強化と市町村国保財政の共同事業の拡大の円滑な推進等のため、国定率負担から都道府県調整交付金へ移す（給付費等の2%分）こととしており、所要額（6,771億円）について地方交付税措置を講じることとしている。
- （イ） 国保被保険者の保険料負担の緩和を図る観点から、市町村（一部事務組合等を除く。）が保険料軽減相当額に応じて、一般会計から国民健康保険特別会計への繰入れを行う際に、当該費用に対し、都道府県が一部（都道府県3/4、市町村1/4）を負担することとし、その所要額（4,239億円）について地方交付税措置を講じることとしている。

- (ウ) 低所得者を多く抱える保険者を支援する観点から、市町村（一部事務組合等を除く。）が低所得者数に応じて、一般会計から国民健康保険特別会計への繰入れを行う際に、当該費用（986億円）に対し、国及び都道府県が一部（国1/2、都道府県1/4、市町村1/4）を負担することとし、その所要額（493億円）について地方交付税措置を講じることとしている。
- (エ) 高額医療費共同事業（2,956億円）については、市町村国保の拠出金に対し、国及び都道府県が一部（国1/4、都道府県1/4、市町村国保1/2）を負担することとし、その所要額（739億円）について地方交付税措置を講じることとしている。
- (オ) 国保財政安定化支援事業については、国保財政の健全化に向けた市町村一般会計からの繰出しについて、所要の地方交付税措置（1,000億円）を講じることとしている。
- (カ) 国民生活の質の維持・向上を確保しつつ、医療費の適正化を図ることを目的として、40歳から74歳までの国民健康保険加入者に対して糖尿病等の予防に着目した健診及び保健指導を行うため、特定健康診査・保健指導事業（523億円）に対して、国及び都道府県が一部（国1/3、都道府県1/3、市町村国保1/3）を負担することとし、その所要額（174億円）について地方交付税措置を講じることとしている。

☑ 後期高齢者医療制度

後期高齢者医療制度については、実施主体である広域連合の財政基盤の強化のための支援措置を次のとおり講じることとしている。

- (ア) 保険料軽減制度については、低所得者に対する配慮として、後期高齢者の被保険者の保険料負担の緩和を図る（均等割2割・5割・7割軽減）とともに、被用者保険の被扶養者であった被保険者の保険料軽減を行うため、都道府県及び市町村が負担（都道府県3/4、市町村1/4）することとし、その所要額（2,481億円）について地方交付税措置を講じることとしている。
なお、平成24年度は、70歳から74歳までの窓口負担軽減措置、低所得者の保険料軽減措置（均等割9割・8.5割、所得割5割軽減）及び被用者保険の被扶養者であった被保険者の保険料軽減措置（均等割9割軽減）について継続することとされている。また、被用者保険の被扶養者であった被保険者の保険料軽減措置に伴う平成24年度分の財政措置については、均等割9割軽減のうち4割分については国費により措置することとして、所要額を平成23年度補正予算に計上するとともに、均等割9割軽減のうち5割分については、引き続き、地方交付税措置を講じることとしている。
- (イ) 高額医療費負担金（2,070億円）については、広域連合の拠出金に対し、国及び都道府県が一部（国1/4、都道府県1/4、広域連合1/2）を負担することとし、その所要額（518億円）について地方交付税措置を講じることとしている。
- (ウ) 財政安定化基金については、保険料未納や給付増リスク等による後期高齢者医療広域連合の財政影響に対応するため、都道府県に基金（590億円）を設置しその拠出金に対して国及び都道府県が一部（国1/3、都道府県1/3、広域連合1/3）を負担することとし、その所要額（197億円）について地方交付税措置を講じることとしている。
- (エ) 不均一保険料助成については、医療給付の実績が低い広域連合内の市町村に対して、平成26年度まで他の市町村とは異なる不均一の保険料を設けることに対して国及び都道府県が負担（国1/2、都道府県1/2）することとし、その所要額（3億円）について地方交付税措置を講じることとしている。
- (オ) 実施主体である広域連合に対する市町村分担金、市町村の事務経費及び都道府県の後期高齢者医療審査会関係経費等について所要の地方交付税措置を講じることとしている。

(4) 宝くじの改革

宝くじは、刑法で発売が禁じられている「富くじ」の特例として、「地方財政法」及び「当せん金付証券法」（昭和23年法律第144号）に基づき、地方財政資金の調達を目的として、総務大臣の許可を受けて、都道府県及び政令市が発売しているものである。

宝くじは、60年以上にわたり地方公共団体により発売されており、国民に「夢」や「楽しみ」を提供し、国民の健全な娯楽として発展するとともに、地域住民の福祉の向上に寄与し、社会に貢献している。

しかしながら、近年、宝くじの売上額は、平成17年度の1兆1,047億円をピークに漸減傾向にあり、平成22年度には9,190億円にまで低下している。

このように宝くじの売上げが低迷していることや販売方法が時代にマッチしていないなどの指摘がなされていること等を踏まえ、宝くじの活性化方策について検討を行う等の目的で、学識経験者、民間企業経営者、地方公共団体の代表者等の構成員からなる宝くじ活性化検討会を平成23年10月に設け、7回に及び検討会の開催を経て、同年12月に宝くじ活性化検討会報告書を取りまとめた。

同報告書においては、「(ア) 消費者の利便性の向上及び販売チャネルの拡充」の観点から、インターネット販売の早期導入、インターネット専用新商品の開発、電磁的記録による当せん金付証券の導入、コンビニエンスストア販売の拡大、既存販売網の充実など、「(イ) 運営全般にわたる競争性・効率性の確保」の観点から、発売団体が自ら宝くじの発売等の事務を実施するか又は分割して発注することができる仕組みを導入すること、宝くじの発売許可手続を3ヶ月単位から1年単位にすることなど、「(ウ) 宝くじの魅力の向上」の観点から、マーケティング戦略の強化、当せん金の最高金額の倍率制限の緩和、従来よりも当たりやすいくじの発売、収益金使途のPRによる宝くじの公益性や社会貢献的性格の理解の促進などを内容とする活性化方策について提言がなされた。

報告書の提言を踏まえ、電磁的記録による当せん金付証券の導入、当せん金の最高金額の倍率制限の緩和等を内容とする「当せん金付証券法」の一部改正のための所要の法律案を国会に提出している。

また、宝くじの発売団体及び受託銀行においても、報告書の提言を踏まえ、顧客ニーズを踏まえた改革や競争性・効率性の発揮に向けた改革に取り組んでいる。

1 社会保障・税一体改革

平成24年1月6日に政府・与党社会保障改革本部において「社会保障・税一体改革素案」が決定され、次いで2月17日に「社会保障・税一体改革大綱」が閣議決定された。

同大綱では、社会保障の機能強化を確実に実施するとともに社会保障全体の持続可能性の確保を図ることにより、全世代を通じた国民生活の安心を確保する「全世代対応型」社会保障制度の構築を目指すとした。また、社会保障は、子育て、医療、介護などの多くが地方公共団体を通じて国民に提供されており、地方公共団体の役割も極めて大きいことから、国と地方が一体となって、安定的に実施していくことが重要であり、今回の改革は、国・地方双方が協力しながら推進していく必要があることが示された。

また、同大綱の策定までには、平成23年11月17日から12月29日までの計6回にわたり「国と地方の協議の場」（社会保障・税一体改革分科会を含む。）において国と地方の協議が行われ、国の制度と地方単独事業の二つのセーフティネットが組み合わさることによって社会保障制度全体が持続可能なものになっていくという認識が共有された上で、地方単独事業の総合的な整理が行われ、引上げ分の消費税収に係る国と地方の配分の協議が整った。

同大綱では、地方財政との関係で、次のような内容が盛り込まれることとなった。

社会保障の安定財源確保と財政健全化の同時達成への第一歩を踏み出すための税制抜本改革を行うこととし、特に、消費税及び地方消費税については、以下の措置を講じる。

ア 消費税率（国・地方）は、平成26年4月より8%へ、平成27年10月より10%へ段階的に引上げを行うこと。

イ 地方単独事業を含めた社会保障給付の全体像の総合的な整理を踏まえ、引上げ分の消費税収（国・地方）については、「制度として確立された年金、医療及び介護の社会保障給付並びに少子化に対処するための施策に要する費用」（「社会保障四経費」、平成21年度税制改正法附則第104条）に則った範囲の社会保障給付における国と地方の役割分担に応じた配分を実現することとし、引上げ分の消費税収の地方分は、消費税率換算で、平成26年4月から0.92%分、平成27年10月から1.54%分とすること。また、地方消費税の充実を基本とするが、財政力の弱い地方団体における必要な社会保障財源の確保の観点から、併せて消費税の交付税法定率分の充実を図ること。

このため、地方消費税の現行の税率1%（消費税率換算）を、平成26年4月より1.7%（消費税と合わせて8%）へ、平成27年10月より2.2%（消費税と合わせて10%）へ引き上げるとともに、消費税に係る現行の地方交付税率（29.5%（消費税率換算1.18%））を、平成26年度から22.3%（同1.40%）、平成27年度から20.8%（同1.47%）、平成28年度から19.5%（同1.52%）とすること。

ウ 消費税収（地方分（現行分の地方消費税を除く。））については、現行の基本的枠組みを変更しないことを前提として、その用途を明確化すること（消費税収の社会保障財源化）。

エ 引上げ分の地方消費税収の都道府県と市町村の配分については、現行の1：1を基本とし、また、引上げ分の地方消費税に係る市町村交付金については、人口による配分など社会保障財源化に適した交付基準を検討し、地方団体の意見を踏まえて結論を得ること。

2 地域主権改革

政府では、国と地方公共団体の関係を、対等の立場で対話のできる新たな関係へと転換するとともに、地域のことは地域に住む住民が責任を持って決められるよう、地域主権改革の推進に取り組んでいる。具体的には、内閣総理大臣を議長とする「地域主権戦略会議」を中心に、義務付け・枠付けの見直しと条例制定権の拡大、基礎自治体への権限移譲、国の出先機関の原則廃止、「ひも付き補助金」の一括交付金化等の実現に向けた議論が行われている。

また、平成23年4月28日に「国と地方の協議の場」が法定化され、社会保障・税一体改革や子どものための手当など地方自治に影響を及ぼす国の政策について、平成23年中に計8回の協議を行った。

(1) 義務付け・枠付けの見直し

地方公共団体の自治事務について国が法令で事務の実施やその方法を縛っている義務付け・枠付けが多数存在する。地域主権改革を進めるためには、義務付け・枠付けの見直しと条例制定権の拡大を進め、地域の住民を代表する議会の審議を通じ、地方公共団体自らの判断と責任において行政を実施する仕組みに改めていく必要がある。

義務付け・枠付けの見直しについては、これまで地方分権改革推進委員会第2次勧告（平成20年12月）で見直す必要があるとされた4,076条項について、重点分野を定め、分野ごとに義務付け・枠付けの存置が許容される類型に該当しない事項の見直しが進められてきた。

「地方分権改革推進計画」（平成21年12月15日閣議決定。第1次見直し）及び「地域主権戦略大綱」（平成22年6月22日閣議決定。第2次見直し）に基づくこれまでの見直しでは、「施設・公物設置管理の基準」、「協議、同意、許可・認可・承認」及び「計画等の策定及びその手続」の3分野等に係る1,216条項のうち、同第3次勧告（平成21年10月）において許容類型に該当せず見直すべきとされた889条項のうち636条項、その他の事項9条項の見直しが行われた。これにより、従来国の基準が全国一律に適用されていた保育所等の児童福祉施設の設備運営基準、公営住宅の整備基準及び収入基準、道路の構造の技術的基準等が条例委任され、地域の実情を踏まえた基準の制定が可能となる。また、市町村立幼稚園の設置廃止等に係る都道府県教育委員会の認可を届出とするなど、国等の関与の縮減を図ることとされ、山村振興計画の策定義務の廃止等の義務付けの見直しが行われた。

また、同第2次勧告で示された条項以外でも、地方債協議制度や地方から国等への寄附禁止規定の見直しを含む21条項の見直しが行われた。

これらの見直しについては、「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」（平成23年法律第37号。第1次一括法）、「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」（平成23年法律第105号。第2次一括法）等の成立により、所要の法律の整備が行われた。

第3次見直しにおいては、「地方からの提言等に係る事項」、「通知・届出・報告、公示・公告等」及び「職員等の資格・定数等」の3分野に係る1,212条項を対象に許容類型を設定し、それに該当しない事項等の見直しが行われている。

第1次見直しから第3次見直しまでの取組により、4,076条項のうち2,428条項が検討の対象となり、また、地方公共団体から提言等のあった事項については全て検討の対象とし、一定の見直しが行われることとなった。残された1,648条項の義務付け・枠付けについても、その見直しに向けて引き続き取り組んでいくこととなった。なお、見直しの手法としては、各条項の内容は多岐にわたるものであることから、これまでのように、重点分野を定めて見直しを行う方式ではなく、地方からの地域の実情に即した具体的な提案を受けて、個別の義務付け・枠付けの見直しを検討することにより進めることとなった。ま

た、その際、これまで検討したものの見直しに至らなかった事項や、更には4,076条項以外の義務付け・枠付けについても検討の対象とし、見直しを進めることとなった。

(2) 基礎自治体への権限移譲

地域主権改革においては、住民に最も身近な基礎自治体に事務事業を優先的に配分し、地域における行政の自主的・総合的な実施の役割を担えるようにすることが必要不可欠である。また、いわゆる「平成の合併」等により、市町村の行政規模・能力の拡充等も進んでいる。

これらを踏まえ、「地域主権戦略大綱」では、都道府県と市町村の間の事務配分を「補完性の原則」に基づいて見直しを行い、可能な限り多くの行政事務を住民に最も身近な基礎自治体が広く担うこととし、具体的には地方分権改革推進委員会第1次勧告（平成20年5月）に掲げられた事務について検討を行って、権限移譲等を行う事務について結論を得た（68項目、251条項）。このうち法改正により措置すべき事務については、第2次一括法が制定され、原則として平成24年4月1日から、基礎自治体への権限移譲（47法律）が行われることとなった。これにより、例えば、家庭用品販売業者への立入検査、騒音・振動・悪臭に係る規制地域の指定が市に移譲され、区域区分（線引き）に係る都市計画決定を指定都市が行うこととなる。

今後は、まずは大綱で決定した事務の移譲に万全を期すとともに、残る項目の移譲の実現に向けた検討を行うなど、継続的に権限移譲を行っていくこととしている。

(3) 地域自主戦略交付金

地域のことは地域が決める地域主権を確立するため、国から地方への「ひも付き補助金」を段階的に廃止し、基本的に地方が自由に使える一括交付金にするとの方針の下、平成23年度に「地域自主戦略交付金」及び「沖縄振興自主戦略交付金」が創設された（計5,120億円）。同交付金は、対象事業の中から各府省の枠にとらわれず、地方自治体が自主的に選択した事業に交付金を交付するものであり、箇所付け等の国の事前関与を廃止したほか、継続事業に配慮しつつ、客観的指標を導入している。

平成24年度の地域自主戦略交付金においては、新たに政令指定都市に一括交付金を導入するほか、23年度に一括交付金化を実施した都道府県分について、対象事業を拡大・増額することとしており、対象事業は9事業から18事業に拡大する（都道府県分5,515億円程度、政令指定都市分1,239億円程度、計6,754億円）。また、本交付金と、沖縄振興のための新たな一括交付金として創設される「沖縄振興一括交付金（仮称）」（1,575億円）を合わせると8,329億円となる。

平成24年度の地域自主戦略交付金における主な対象事業は以下のとおりとなっている。

- ・交通安全施設整備費補助金の一部
- ・消防防災施設整備費補助金
- ・学校施設環境改善交付金の一部
- ・水道施設整備費補助の一部
- ・社会福祉施設等施設整備費補助金の一部
- ・農山漁村地域整備交付金の一部
- ・農山漁村活性化対策整備交付金の一部
- ・農業・食品産業強化対策整備交付金の一部
- ・水産業強化対策整備交付金の一部
- ・工業用水道事業費補助
- ・社会資本整備総合交付金の一部

- ・自然環境整備交付金
- ・循環型社会形成推進交付金の一部

なお、政令指定都市以外の市町村分については、年度間の変動や地域間の偏在が大きいといった課題等を踏まえつつ、地方の意見を聞きながら、引き続き検討を進めることとしている。また、経常関係については、地方の自由裁量の拡大に寄与する観点からの一括交付金化について、地方の意見を聞きながら、引き続き検討を進めることとしている。

(4) 国の出先機関の原則廃止

国のかたちを変えて、住民に身近な行政はできる限り地方公共団体に委ね、地域における行政を地方公共団体が自主的かつより総合的に実施できるよう国の出先機関の改革を進めることとしている。

平成22年12月28日に「アクション・プラン～出先機関の原則廃止に向けて～」が閣議決定された。この中で、出先機関の事務・権限をブロック単位で移譲することを推進するための広域的实施体制の枠組み作りのため、所要の法整備を行うこととされた。

「アクション・プラン」では、「出先機関の事務・権限のブロック単位での移譲を受けようとする具体的意思を有する地域との間で、十分な協議・調整を行う」とされており、関西、九州両地域から、当面の移譲希望機関として、経済産業局、地方整備局、地方環境事務所の3機関の提示があったことを踏まえ、地域主権戦略会議及びその下に設けられた「アクション・プラン」推進委員会において、広域的实施体制の枠組み作りや個別の事務・権限の移譲の在り方に係る所要の検討が進められているところである。

また、出先機関の事務・権限のブロック単位での移譲のほか、地方自治体が特に移譲を要望している「直轄道路」「直轄河川」及び「公共職業安定所（ハローワーク）」等についても、「アクション・プラン」推進委員会の下に、直轄道路・直轄河川チーム、公共職業安定所（ハローワーク）チーム及び共通課題チームの3つのチームがそれぞれ設置され、検討が進められているところである。

(5) 地方税財源の充実確保

地方税の充実

「平成24年度税制改正大綱」（平成23年12月10日閣議決定）では、地方税は、住民自治を支える根幹であり、地域主権改革を進めていく観点から、地方税を充実することが重要であるとされ、地域主権改革の推進及び国と地方を通じた社会保障制度の安定財源の確保の観点から、地方消費税を充実するとともに、地方法人課税のあり方を見直すことなどにより、税源の偏在性が小さく、税収が安定的な地方税体系を構築することが示された。

住民自治の確立に向けた地方税制度改革

「平成24年度税制改正大綱」では、税制を通じて住民自治を確立し、地域主権改革を推進するため、現行の地方税制度を「自主的な判断」と「執行の責任」を拡大する方向で抜本的に改革していくこと、その際、「自主的な判断」の拡大の観点に立って、地方税法等で定められている過剰な制約を取り除き、地方公共団体が自主的に判断し、条例で決定できるように改革を進めることとされた。

また、「執行の責任」の拡大の観点に立って、地方公共団体が課税に当たって納税者である住民と直接向き合う機会を増やすように改革を進めることとされた。

具体的取組みとして、

(ア) 地域決定型地方税制特例措置（通称：わがまち特例）の導入

地方税法で定める特例措置を可能な限り廃止し、地方税制について国が定める範囲を縮小していくとともに、特例措置について、国が一律に定めていた内容を地方公共団体が自主的に判断し、条例で決定でき

るようにする仕組み（「地域決定型地方税制特例措置（通称：わがまち特例）」）を導入し、地方公共団体の自主性・自立性を一層高めるとともに、税制を通じて、これまで以上に地方公共団体が地域の実情に対応した政策を展開できるようにする。平成24年度税制改正においては、固定資産税の課税標準の特例措置2件について、地方公共団体が課税標準の軽減の程度を条例で決定できるようにする。

（イ）消費税・地方消費税の賦課徴収に係る地方公共団体の役割の拡大

地方公共団体の「執行の責任の拡大」や「住民の利便性の向上」等の観点から、消費税・地方消費税の賦課徴収に係る地方公共団体の役割の拡大を進めることが必要である。当面は、現行制度の下でも可能な「納税相談を伴う収受」等の取組みを進め、その上で、地方公共団体の体制整備の状況等を見極めながら、消費税を含む税制の抜本改革を実施する時期を目的に、地方公共団体に対する申告書提出の制度化等について、実務上の論点を十分整理して、改めて判断する。

（ウ）税負担軽減措置等の見直し

地方税については、平成22年度税制改正大綱に掲げた「地方税における税負担軽減措置等の見直しに関する基本方針」に沿い、さらには地域主権改革の視点を踏まえ、国が地方の税収を一方的に減収せしめる税負担軽減措置等は、可能な限り行わないような方向で引き続き見直しを行うことが示された。

（6）地方自治制度の見直し

地域の住民が自ら考え、主体的に行動し、その行動と選択に責任を負うにふさわしいものとしていくという観点から、地方公共団体の運営に当たって地域住民の意思がこれまで以上に反映されるよう、地方自治制度についての見直しを行うこととしている。

地方自治制度の見直しについては、平成23年1月26日に取りまとめられた「地方自治法抜本改正についての考え方（平成22年）」を踏まえ、地方議会の会期や臨時会の招集権などの地方議会制度、再議制度、専決処分、条例公布についての議会と長との関係、直接請求制度（解散・解職の請求に必要な署名数要件や条例の制定・改廃の請求対象など）、大規模な公の施設の設置に係る住民投票制度、国等による違法確認訴訟制度、一部事務組合等からの脱退手続きの簡素化などに関して検討が行われ、さらに、慎重な審議を尽くす観点から、第30次地方制度調査会（「地方制度調査会設置法」（昭和27年法律第310号）第2条の規定に基づき内閣府に設置される内閣総理大臣の諮問機関（平成23年8月24日設置））での審議も経ることとされた。

同調査会においては、地方団体の代表者も交え議論が行われ、同年12月にこれまでの議論が「地方自治法改正案に関する意見」としてとりまとめられ、内閣総理大臣に提出された。

地方議会制度、議会と長との関係、一部事務組合等からの脱退手続きの簡素化については制度化を図るべきとの意見が出された一方、地方税等を条例の制定・改廃の請求対象とすることについては制度化を図るべきであるが、その制度化の時期については検討すべきとされた。また、大規模な公の施設の設置に係る住民投票制度の創設については、引き続き検討すべきとされた。

上記意見を踏まえ、地方自治法改正案を国会へ提出していくこととしている。

同調査会においては、「議会のあり方を始めとする住民自治のあり方」、「我が国の社会経済、地域社会などの変容に対応した大都市制度のあり方」及び「東日本大震災を踏まえた基礎自治体の担うべき役割や行政体制のあり方」について諮問されており、平成24年1月の総会において、今後の審議の進め方等について議論が行われ、同調査会の諮問事項のうち大都市のあり方及び基礎自治体のあり方について、先行して審議が行われることとされている。

3 地域力の創造

活力ある地域社会を形成し、地域主権型社会を構築するため、地域で様々な主体が協働・連携して地域資源を活用し、地域力を高めるための多様な取組を展開できるよう、「緑の分権改革」、「定住自立圏構想」の推進や過疎地域などの条件不利地域の自立・活性化の支援を行っている。

(1) 緑の分権改革

基本的な考え方

「緑の分権改革」とは、豊かな自然環境、再生可能なクリーンエネルギー、安全で豊富な食料、歴史文化資産などの地域資源を最大限活用する仕組みを、地方公共団体と市民、NPO等の協働・連携により創り上げ、地域の活性化、絆の再生を図ることにより、地域から人材、資金が流出する中央集権型の社会構造を分散自立・地産地消・低炭素型に転換し、「地域の自給力と創富力（富を生み出す力）を高める地域主権型社会」を構築しようとする取組である。

緑の分権改革の推進

緑の分権改革の推進に向けてはこれまで、横断的な推進体制である「緑の分権改革推進本部」（本部長・総務大臣）や担当組織である「緑の分権改革推進室」を設置し、推進体制の整備を図るとともに、施策の展開におけるそれぞれの段階に応じた事業を行ってきたところである。

具体的には、まず平成21年度において、緑の分権改革の推進のための基礎的条件整備として、地域におけるクリーンエネルギー資源の賦存量の調査やフィージビリティ調査、固定価格買取の仕組みや住民共同出資の活用等を含めた事業化方策の調査を実施した。

次に、平成22年度においては、組織体制の構築、再生可能エネルギー以外の地域資源の発掘、事業化の可能性の検討など、先行的・総合的な取組を行う団体を募集し、ソフト面を中心とした調査を実施した。また、先進的な事例に基づく改革のモデル例の検討と提示、事業化検討の流れや再生可能エネルギー等の賦存量調査等についての統一的なガイドラインの作成等を行った。

そして平成23年度は、前年度までの調査等を踏まえ、各地方公共団体において、「再生可能エネルギー」、「農林水産業・食品」及び「文化・観光・地域間交流」の個別分野ごとに緑の分権改革のモデルとなり得る取組を具体的に実施し、実証的な調査を行ったところである。今後はその成果や課題を抽出し対応策等について検討を深めた上で、実証的で使いやすい改革モデルをとりまとめ、全国の地方公共団体に対し提示していくこととしている。

さらに、平成24年度においては、23年度までのモデル的な調査等の成果に基づき、改革モデルの全国展開を図るため、アドバイザーの派遣やプラットフォームの構築等を総合的に実施することとしている。また、離島や辺地等の条件不利地域の集落においては、他の地域とは異なる課題が見られることから、そうした地域の課題解決に向けたモデル的な取組の実証調査を行うこととしている。

取組の具体例

平成23年度緑の分権改革調査事業の例として、以下のようなものがあげられる。

a 岩手県釜石市

多数の被災者が自家用車を失ったことから、移動の利便性向上のため、太陽光発電装置・蓄電池を設置し、電動アシスト自転車シェアリングを実施している。また、林地残材、がれき木材を燃料とする薪ボイラーを設置し、地域コミュニティの核として足湯を設け、市街地のにぎわいを復活させる。

b 秋田県男鹿市

温泉郷で「温泉排熱利用のヒートポンプによるハウス栽培」を軸とした改革モデルを企画・実証し、県外から供給されていた野菜類の地域での自給を図るとともに、新たな「食・農・観」サービス

による男鹿温泉郷の集客とにぎわいの強化を図っている。

c 群馬県川場村

農産物の規格外品を地域資源として活用するため、惣菜、菓子等への加工に向けた研究開発を行うとともに、縁組提携の世田谷区との連携を通じて、都市部住民の定住促進を図っている。

d 新潟県十日町市

過去の芸術祭のネットワークや作品、残された空家、廃校等を活かし、継続して集落との交流を進めている作家、団体、サポーター等と集落が協力して、都市農村交流、交流人口の拡大を図っている。

☑ 被災地における緑の分権改革

東日本大震災の被災地の復興には、自然環境や再生可能エネルギー等の地域資源を最大限活用し、域内循環を進めることにより、自立的な地域づくりを行うことが重要である。特に、東日本大震災の発生後、再生可能エネルギー等を活用する必要性が高まっているが、地域の視点に立てば、これを真に自立的な地域づくりにつなげるため、住民参画の下、エネルギーの地産地消、事業化による経済効果の域内循環などを一体的に進めていくことが重要と考えられる。

また、「東日本大震災からの復興の基本方針」では、復興施策として「災害に強い地域づくり」が掲げられており、その中で「地域資源の活用と域内循環により地域の自給力と創富力を高める取組」について「地域主体の取組を支援する」こととされている。

こうした観点から、平成23年度補正予算（第3号）において、東日本大震災により被災した地方公共団体におけるモデル的な取組の実証調査を行い、復興へ向けて地域の自給力と創富力を高める取組を推進することとしている。

(2) 定住自立圏構想

☑ 基本的な考え方

我が国は、今後、総人口の減少及び少子化・高齢化の進行が見込まれており、特に地方圏においては、大幅な人口減少と急速な少子化・高齢化が見込まれている。このような状況を踏まえ、地方圏において安心して暮らせる地域を各地に形成し、地方圏から三大都市圏への人口流出を食い止めるとともに、三大都市圏の住民にもそれぞれのライフステージやライフスタイルに応じた居住の選択肢を提供し、地方圏への人の流れを創出することが求められている。

「定住自立圏構想」とは、中心市と周辺市町村が、自らの意思で1対1の協定を締結することを積み重ねる結果として圏域を形成し、圏域ごとに「集約とネットワーク」の考え方にに基づき、互いに連携・協力することにより、圏域全体の活性化を図ることで、地域住民のいのちと暮らしを守るため圏域全体で必要な生活機能を確保し、地方圏への人口定住を促進する政策である。

☑ 経緯

地方圏において人口の定住を進め、地方の活性化を図るため、平成20年1月から5月にかけて、「定住自立圏構想研究会」を開催し、日常に必要な機能を備える圏域のあり方等について、検討を行った。具体的な制度設計に当たっては、定住自立圏の形成に先行して取り組む先行実施団体との意見交換を行い、平成20年12月26日に、定住自立圏構想の基本的な考え方、定住自立圏形成の具体的な手順等を記載した「定住自立圏構想推進要綱」を公表した。

具体的には、人口5万人以上（少なくとも4万人超）の市が、圏域として必要な生活機能の確保について中心的な役割を担う意思を有すること等を明らかにする中心市宣言を実施し、中心市と隣接し、経済、社会、文化又は住民生活等において密接な関係のある周辺市町村と定住自立圏形成協定を結ぶことになる。中心市は、圏域の将来像や推進する具体的な取組を記載した定住自立圏共生ビジョンを策定し、これに

取り組むことになる。

平成24年2月10日時点では、73団体が中心市宣言を行っており、64の定住自立圏が形成されている。また中心市47団体が周辺市町村218団体と定住自立圏形成協定を締結しており、58団体が定住自立圏共生ビジョンを策定済みとなっている。

取組

「定住自立圏構想の推進に関する懇談会」において、文化芸術、地域医療、産業振興の3分野について重点的に取り組むこととされ、これらの分野を中心として多様な取組が実施されている。取組事例としては以下のようなものが挙げられる。

a 文化芸術鑑賞等の機会の提供（瀬戸・高松広域定住自立圏）

圏域内市町で共同して文化芸術事業を主催し、高松市の文化芸術ホールで開催される公演に圏域内の児童・生徒等を招待するとともに、美術館学習や周辺町への出前公演を実施し、圏域内の住民に優良な文化芸術鑑賞等の機会を提供する。

b ドクターカー運行事業（八戸圏域定住自立圏）

八戸市を中心市として、8つの市町村で定住自立圏が形成され、圏域内の中核的な医療機関にドクターカーを配置し、ドクターヘリとの一体運営を行い、救急医療体制の充実を図っている。

c 地場産業振興センターの運営（南信州定住自立圏）

圏域産業の中核的な支援機関である地場産業振興センターの施設及び人材を充実させ、圏域内外の企業に対し人材育成、新事業展開、新規創業等の支援を行うことにより、企業の経営及び技術の革新並びに産業クラスターの形成を目指している。

(3) 過疎対策等の条件不利地域の自立・活性化の支援

基本的な考え方

過疎地域等は、都市部の災害防止、水源の涵養、安心・安全な食料の供給、森林による二酸化炭素の吸収などにより、都市部を支えている一方、人口減少、高齢化、身近な生活交通の不足、医師不足、維持が危ぶまれる集落の問題など、多くの課題が存在している。

平成12年に制定・施行された過疎地域自立促進特別措置法（平成12年法律第15号）においては、経済性・効率性と都市文化を育む都市地域と並び、過疎地域を多様で豊かな自然環境、広い空間、伝統文化等を有する個性的な地域として位置づけ、両者の共生・対流により相互に機能を補完し合いつつ発展し、美しく品格ある多様性に富んだ国土を持つ国を目指すことを目的としている。

これらのことを踏まえ、条件不利地域と都市が共生するという日本型の共生社会を実現するとともに、都市部を含めた国民全体の安心・安全な生活を確保していくことが必要である。

具体的な取組内容

条件不利地域の自立・活性化への支援を着実に推進していくため、以下のような取組を進めている。

- ・地域医療提供体制の確保
- ・モデルプロジェクトによる遠隔医療の推進
- ・デジタル・デバイドの解消（ブロードバンド、携帯電話）
- ・集落の維持・活性化対策（「集落支援員」による集落点検の実施、話し合いの推進等）
- ・都市から地方への移住・交流の促進（移住・交流推進機構（JOIN）や関連NPO法人との連携、空き家活用によるU・Iターン促進対策等）

過疎法に基づく施策

過疎地域は、「過疎地域自立促進特別措置法」に基づき市町村毎に「人口要件」及び「財政力要件」により指定され、過疎地域に対しては、過疎対策事業債等の支援が行われる。

平成22年4月1日に「過疎地域自立促進特別措置法の一部を改正する法律」（平成22年法律第3号）が施行され、「過疎地域自立促進特別措置法」の失効期限の6年間の延長、過疎地域の要件の追加、過疎対策事業債のソフト事業への拡充及び対象施設の追加などの改正が行われた。

同法等の改正により過疎対策事業債について、ハード事業においては太陽光その他自然エネルギーを利用するための施設、認定こども園・市町村立の幼稚園、図書館などの施設についても支援対象に追加されるとともに、地域医療の確保、住民に身近な生活交通の確保、集落の維持及び活性化など、住民の安全・安心な暮らしの確保を図り、過疎地域の自立促進に資するソフト事業に対しても広く対象とすることとなった。

また、平成24年度においては、前年度に引き続き、過疎地域等自立活性化推進交付金により、先進的で波及性のあるソフト事業、定住のための空き家改修や団地の整備及び廃校舎等の遊休施設を活用して行う地域間交流施設等の整備に対して支援措置を講じることとしている。

なお、平成23年10月11日現在での過疎関係市町村は775市町村となっており、過疎地域市町村の割合は45.1%となっている。

4 行財政改革

(1) 給与の適正化及び適正な定員管理の推進

地方公共団体においては、現下の厳しい財政状況において、計画的に行政改革を推進するとともに住民への説明責任を果たす見地から、目標の数値化や分かりやすい指標の活用を図りつつ、定員管理や給与の適正化などの取組を行っている。

給与については、国の給与構造改革の取組を踏まえ、ほぼ全ての地方公共団体で給料表水準の引下げ等の改革を実施しており、地方公共団体の給料水準は、平成16年から8年連続で国の水準を下回った（平成23年4月1日現在のラスパイレス指数98.9）。

一方、定員管理については、第51表のとおり、平成18年4月1日から平成23年4月1日までの5年間で、都道府県5.0%減、政令指定都市9.4%減、政令指定都市を除く市区町村9.6%減となっており、全地方公共団体では7.2%の減少となった。

第51表 地方公共団体の定員管理の状況について

○平成23年4月1日現在

(単位 人、%)

区 分	実 績			
	平成18年4月1日 職員数	平成23年4月1日 職員数	増 減 数	増 減 率
都 道 府 県	1,596,305	1,515,844	△ 80,461	△ 5.0
一 般 行 政 部 門 等	365,437	314,283	△ 51,154	△ 14.0
政 令 指 定 都 市	265,748	240,728	△ 25,020	△ 9.4
市 区 町 村 ※ 政 令 指 定 都 市 を 除 く	1,136,349	1,032,417	△ 103,932	△ 9.1
合 計	2,998,402	2,788,989	△ 209,413	△ 7.0

出典：「総務省地方公共団体定員管理調査」

(注) 1 職員数の実績については、市町村合併、政令指定都市への移行等を考慮して、各地方公共団体から報告のあった数値。
2 一般行政部門等は、一般行政部門及び公営企業等会計部門の合計。

(2) 地方公営企業等の改革

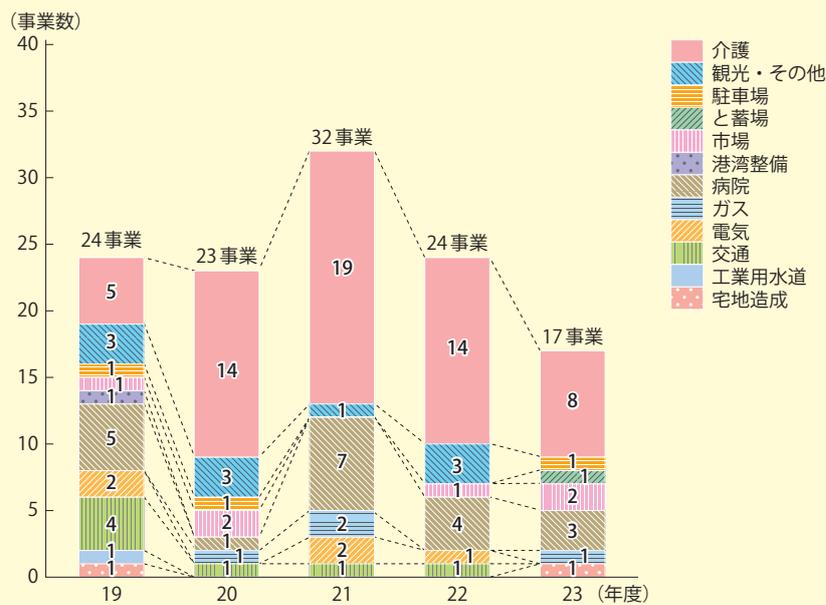
地方公営企業の抜本改革の推進

地方公営企業が、将来にわたり本来の目的である公共サービスの供給を行っていくためには、経営環境の変化に適切に対応し、事業のあり方を絶えず見直していくことが求められており、地方公共団体においては、下記に掲げる事項等について取組が進められているところである。

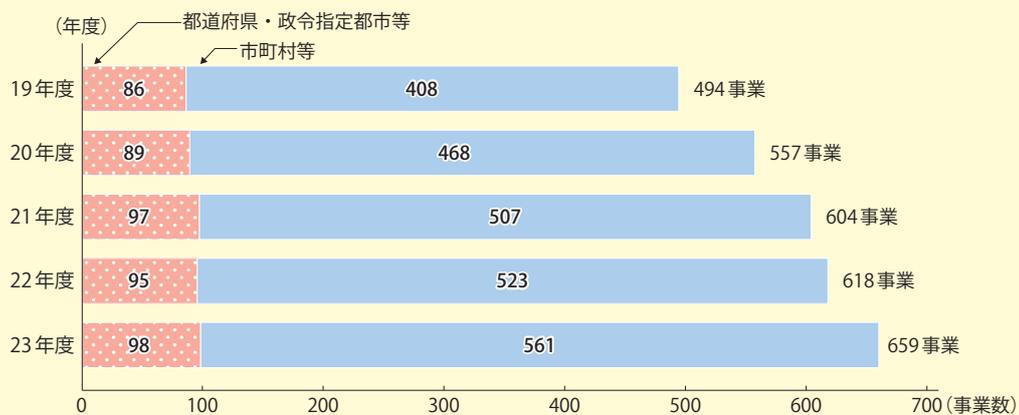
(ア) 地方公営企業が供給しているサービス自体の必要性を検討する。また、サービスが必要な場合であっても、地方公営企業として実施する必要性があるのかを検討し、公共性の確保等の意義が薄れているなどの場合は、民間への事業譲渡を検討する。

(イ) 地方公営企業として事業を継続する場合であっても、公の施設の指定管理者制度、地方独立行政法人制度、PFI事業、民間委託等の民間的経営手法の導入を促進する。

第125図 過去5年間の民営化・民間譲渡の実施状況



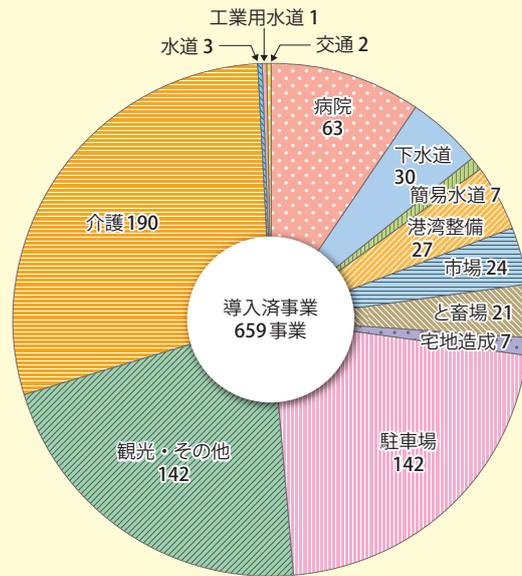
第126図 指定管理者制度の導入状況（4月1日現在）



第125図に示されるように、平成23年度の民営化・民間譲渡事業数は17事業、平成19年度から平成23年度の間で120事業となっている。主なものとしては、介護サービス事業（60事業）、病院事業（20事業）、観光施設事業・その他事業（10事業）が挙げられる。一方、指定管理者制度については、第126図に示されるように、平成23年度時点での導入済事業数は659事業（都道府県・政令指定都市等98事業、市町村等561事業）となっており、第127図に示されるように、主なものは、介護サービス事業（190事業）、観光施設事業・その他事業（142事業）、駐車場整備事業（142事業）が挙げられる。

なお、全ての地方公共団体に対し、平成25年度までに、地方公営企業の抜本改革の推進、一層の経営の健全化等に集中的に取り組むことを要請している。

第127図 指定管理者制度の導入事業



第三セクター等の抜本的改革の推進

(ア) 第三セクター等の抜本的改革

平成23年度の「第三セクター等の状況に関する調査」によれば、第52表のとおり、地方公社及び第三セクターの数は8,401法人で、前年比155法人減となっている。なお、平成22年度においては、廃止が129件、統合が44件、出資引き揚げが33件行われている。

地方公社及び地方公共団体等の出資割合が25%以上又は財政支援を受けている地方公社及び第三セクターのうち、約40%が赤字であり、平成22年度に法的整理を申し立てた法人は13となるなど、依然として厳しい経営状況にある。うち、土地開発公社については、平成22年度末における土地保有総額は第128図に示されるように、前年度と比べると4,163億円減の2兆8,187億円となり、14年連続の減少となった。

地方公共団体が損失補償等を行っている第三セクター等に係る債務については、民間企業と同様の市場規律やガバナンスが働かないケースも多くあり、その経営状況が著しく悪化した場合は、地方公共団体の財政に深刻な影響を及ぼすことが予想される。このため、地方公共団体が自らの決定と責任の下、第三セクター等の抜本的改革を推進し、財政規律の強化に資することが重要である。

そのため、地方公共団体に対し、地方公営企業、地方公社及び第三セクターの事業の意義、採算性等について、改めて検討の上で、事業継続の是非を判断し、債務調整を伴う処理が必要な場合は、法的整理等の活用を図るとともに、事業を継続する場合でも、最適な事業手法の選択、民間的経営手法の導入の検討を行うなど、第三セクター等改革推進債の活用も念頭に置きつつ、存廃を含めた抜本的改革に集中的かつ積極的に取り組むことを助言している。

(イ) 第三セクター等改革推進債の状況

地方公営企業、地方公社及び第三セクターの改革については、地方公共団体が「地方公共団体財政健全化法」の全面施行から5年度間で抜本的改革を集中的に行えるよう、平成21年度から平成25年度までの間の時限措置として、その整理又は再生のために特に必要となる一定の経費を議会の議決等の手続を経て地方債の対象とできることとされている。

平成22年度において第三セクター等改革推進債を起債した団体は27団体であり、許可額は1,583億円となっている。

第52表 第三セクター等の状況

《第三セクター等の状況に関する調査結果（平成23年3月31日現在）》

《法人数の推移》

区分	平成19年調査		平成20年調査		平成21年調査		平成22年調査		平成23年調査	
	法人数	統廃合等								
第三セクター	7,775	258	7,686	201	7,535	210	7,439	176	7,317	173
地方住宅供給公社	57	1	57	0	55	2	53	3	52	1
土地開発公社	1,106	23	1,076	30	1,053	32	1,023	29	992	32
地方道路公社	42	0	42	0	42	0	41	1	40	0
合計	8,980	282	8,861	231	8,685	244	8,556	209	8,401	206
法的整理申立法人数		16		20		14		12		13

(注) 統廃合等…統合、廃止及び出資引揚げ件数

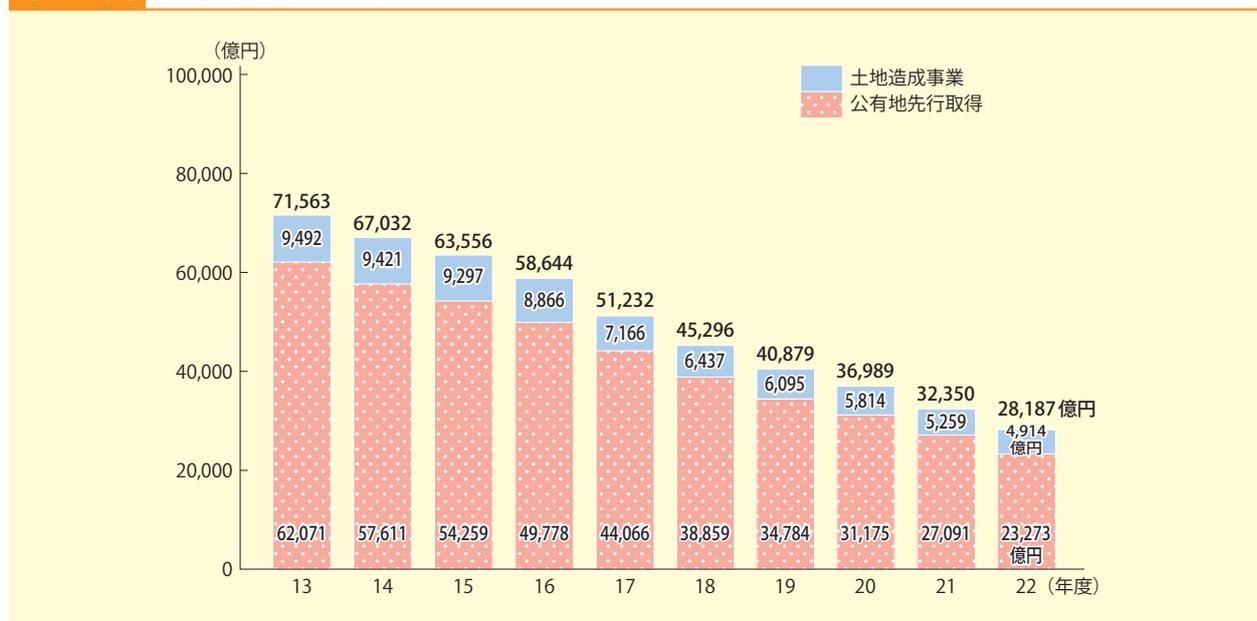
《経営状況》

(単位 億円)

区分	経営状況等 調査対象 法人数	赤字法人			損失補償残高を 有する法人		債務保証残高を 有する法人		損失補償残高 + 債務保証残高
		法人数	割合	額	法人数	額	法人数	額	
第三セクター	6,023	2,346	39.0%	△ 843	409	16,195	—	—	16,195
地方住宅供給公社	51	18	35.3%	△ 28	17	4,119	—	—	4,119
土地開発公社	990	452	45.7%	△ 114	39	1,498	568	20,351	21,849
地方道路公社	40	5	12.5%	△ 10	1	118	36	20,389	20,507
合計	7,104	2,821	39.7%	△ 996	466	21,929	604	40,741	62,670

(注) 経営状況等調査対象法人とは、①地方公共団体等出資割合が25%以上の第三セクター、②出資割合が25%未満であるものの財政的支援を受けている第三セクター、③地方三公社。

第128図 土地保有総額の推移



地方公営企業会計制度等の見直し

地方公営企業の会計制度については、昭和27年の「地方公営企業法」施行以来、発生主義の考え方に立った複式簿記による会計を導入することにより、企業性を発揮する環境の整備に留意しつつも、企業債

等を借入資本金として資本に位置付けるなど、地方公営企業独自の仕組みがとられてきた。

一方、企業会計においては、経済のグローバル化を踏まえ、会計ビッグバンと呼ばれる大幅な会計基準の見直しが行われており、地方公営企業会計と企業会計との制度上の違いが近年大きくなってきている。

このため、「企業会計基準の見直しの進展」、「地方独立行政法人の会計制度の導入及び地方公会計改革の推進」、「地域主権改革の推進」、「公営企業の抜本改革の推進」の諸状況を踏まえ、地方公営企業会計制度について、企業会計制度との整合性を図る観点等から、昭和41年以来の全面的な見直しが行われた。その内容については、「地方公営企業会計制度等研究会」の報告書（平成21年12月）を踏まえている。

まず、法定積立金の積立義務の廃止など、資本制度の見直しについては、地方公営企業経営の自由度の向上を図るという観点から、平成23年4月28日に成立した「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」（第1次一括法）の中で「地方公営企業法」の一部改正が行われ、平成24年4月1日から施行されることとなっている。

また、会計基準の見直しについては、借入資本金を負債に計上すること、みなし償却制度を廃止すること、退職給付引当金等の引当てを義務化することなど、地方公営企業の特徴等を適切に勘案しながら、現行の企業会計原則の考え方を最大限取り入れた内容の改正が行われたところである。関係政省令の一部改正については、平成24年2月1日から施行され、新しい会計基準は平成26年度の予算及び決算から適用されることとなっている。

さらに、「地方公営企業法」の財務規定等の適用範囲の拡大等については、地方公共団体等と十分に意見交換を行いながら、更に検討を深めていくこととされている。

(3) 地方公会計改革の推進

現金主義では見えにくい費用や資産に関する財務情報の開示といった観点から、発生主義を活用し複式簿記の考え方を導入した公会計の推進は重要な課題である。

近年の公会計整備において、平成18年5月に地方公共団体が参考とすべき財務書類のモデルとして「基準モデル」と「総務省方式改訂モデル」を提示し、全ての地方公共団体に対して平成23年度までに連結財務書類4表の整備を要請してきたところである。

さらに、平成20年6月には、「地方公会計の整備促進に関するワーキンググループ」を設置し、中小規模の団体でも円滑に財務書類の整備を進めることができるよう、実務上の課題となっている事項に対する解決方策の検討や財務書類の作成のより詳細な手順などの検討を行い、「新地方公会計モデルにおける資産評価実務手引」、「新地方公会計モデルにおける連結財務書類作成実務手引」、「地方公共団体における財務書類の活用と公表について」などの各種手引書を、順次とりまとめ、公表してきたところである。

これらの取組もあり、平成23年3月末時点での財務書類の整備状況は、**第53表**のとおり、全国の9割以上の団体が財務書類の作成に着手済み（作成済又は作成中）であり、着実に整備が進められている。

このような状況の下、今後更に新地方公会計を推進するため、平成22年9月に、「今後の新地方公会計の推進に関する研究会」を設置し、財務書類の作成状況についての検証や国際公会計基準及び国の公会計等の動向を踏まえた新地方公会計の推進方策などについて検討しているところである。

地方公会計の推進にあたっては、住民等に対する情報開示や財政の効率化・適正化を一層進める観点から、全ての団体において連結財務書類4表を早期に整備するとともに、必要な分析や説明を加えた分かりやすい公表や内部管理への活用に配慮することが重要である。

第53表 平成21年度決算に係る財務書類の整備状況

平成23年3月31日時点
(単位：団体、%)

	都道府県		市区町村		指定都市		指定都市を除く市区町村	
		連結財務4表まで		連結財務4表まで		連結財務4表まで		連結財務4表まで
作成済	46 (97.9%)	42 (89.4%)	1,077 (62.8%)	719 (41.9%)	16 (88.9%)	16 (88.9%)	1,061 (62.5%)	703 (41.4%)
基準モデル	3 (6.4%)	2 (4.3%)	100 (5.8%)	87 (5.1%)	3 (16.7%)	3 (16.7%)	97 (5.7%)	84 (4.9%)
総務省方式改訂モデル	40 (85.1%)	39 (83.0%)	867 (50.5%)	624 (36.4%)	13 (72.2%)	13 (72.2%)	854 (50.3%)	611 (36.0%)
総務省モデル	1 (2.1%)	0 (-)	100 (5.8%)	1 (0.1%)	0 (-)	0 (-)	100 (5.9%)	1 (0.1%)
その他のモデル	2 (4.3%)	1 (2.1%)	10 (0.6%)	7 (0.4%)	0 (-)	0 (-)	10 (0.6%)	7 (0.4%)
作成中	1 (2.1%)	1 (2.1%)	506 (29.5%)	200 (11.7%)	2 (11.1%)	2 (11.1%)	504 (29.7%)	198 (11.7%)
基準モデル	0 (-)	0 (-)	51 (3.0%)	34 (2.0%)	0 (-)	0 (-)	51 (3.0%)	34 (2.0%)
総務省方式改訂モデル	1 (2.1%)	1 (2.1%)	437 (25.5%)	161 (9.4%)	2 (11.1%)	2 (11.1%)	435 (25.6%)	159 (9.4%)
総務省モデル	0 (-)	0 (-)	12 (0.7%)	2 (0.1%)	0 (-)	0 (-)	12 (0.7%)	2 (0.1%)
その他のモデル	0 (-)	0 (-)	6 (0.3%)	3 (0.2%)	0 (-)	0 (-)	6 (0.4%)	3 (0.2%)
未作成	0 (-)		133 (7.8%)		0 (-)		133 (7.8%)	
計	47 (100.0%)	43 (100.0%)	1,716 (100.0%)	919 (53.6%)	18 (100.0%)	18 (100.0%)	1,698 (100.0%)	901 (53.1%)

(注) 本表作成時点においては、東日本大震災の影響により34市町村が未回答であり、集計の対象外としている。

資 料 編

表内の記号は、次によった。

— 皆無（該当なし）

0 単位未満

△ 負数

… 不明

資料編目次

[平成22年度の地方財政]

総 括

第 1 表	地方公共団体数の推移	資6
第 2 表	団体種類別人口の推移	資6
第 3 表	財政力指数段階別の団体数及び構成比	資8
第 4 表	一部事務組合等の設置目的別団体数の推移	資8
第 5 表	決算規模の状況	資9
第 6 表	純計決算額の推移	資11
第 7 表	決算収支の状況	資12
第 8 表	経常収支比率等の状況	資18
第 9 表	繰越額等の状況	資20

歳 入

第 10 表	歳入決算額の状況	資22
第 11 表	団体種類別歳入の状況	資24
第 12 表	地方税の状況	資25
第 13 表	法定外普通税の状況	資29
第 14 表	法定外目的税の状況	資29
第 15 表	超過課税の状況	資30
第 16 表	地方税徴収率の推移	資30
第 17 表	国税と地方税の収入状況	資31
第 18 表	国民所得に対する租税負担率	資32
第 19 表	国民所得に対する租税負担率の外国との比較	資33
第 20 表	地方譲与税の状況	資33
第 21 表	地方交付税の状況	資34
第 22 表	一般財源の状況	資35
第 23 表	一般財源の推移	資36
第 24 表	一般財源の人口1人当たり額の状況	資38
第 25 表	国・県支出金の状況	資41
第 26 表	地方債発行状況	資42
第 27 表	平成22年度地方債発行（予定）額の状況	資43
第 28 表	使用料及び手数料の状況	資45
第 29 表	繰入金の状況	資45
第 30 表	その他の収入の状況	資46

地方財政と国の財政

第 31 表	地方財政と国の財政との累年比較	資46
第 32 表	平成22年度国・地方の目的別歳出の状況	資47

第 33 表	国民経済計算における公的支出の推移	資 48
--------	-------------------	------

歳 出 (目的別)

第 34 表	目的別歳出決算額の状況	資 49
第 35 表	団体種類別目的別歳出の状況	資 51
第 36 表	一般財源の充当状況	資 52
第 37 表	民生費の状況	資 53
第 38 表	社会福祉費の状況	資 54
第 39 表	老人福祉費の状況	資 54
第 40 表	児童福祉費の状況	資 54
第 41 表	生活保護費の状況	資 55
第 42 表	被保護者数の推移	資 55
第 43 表	災害救助費の状況	資 55
第 44 表	衛生費の状況	資 56
第 45 表	公衆衛生費の状況	資 57
第 46 表	結核対策費の状況	資 57
第 47 表	保健所費の状況	資 57
第 48 表	清掃費の状況	資 58
第 49 表	労働費の状況	資 58
第 50 表	失業対策費の状況	資 59
第 51 表	農林水産業費の状況	資 59
第 52 表	農業費の状況	資 60
第 53 表	畜産業費の状況	資 61
第 54 表	農地費の状況	資 61
第 55 表	林業費の状況	資 61
第 56 表	水産業費の状況	資 62
第 57 表	商工費の状況	資 62
第 58 表	土木費の状況	資 63
第 59 表	道路橋りょう費の状況	資 64
第 60 表	河川海岸費の状況	資 64
第 61 表	港湾費の状況	資 64
第 62 表	都市計画費の状況	資 65
第 63 表	住宅費の状況	資 65
第 64 表	消防費の状況	資 66
第 65 表	警察費の状況	資 66
第 66 表	警察職員数の推移	資 67
第 67 表	教育費の状況	資 68
第 68 表	小学校費の状況	資 69
第 69 表	中学校費の状況	資 69
第 70 表	高等学校費の状況	資 69
第 71 表	社会教育費の状況	資 70
第 72 表	保健体育費の状況	資 70

歳 出 (性質別)

第 73 表	性質別歳出決算額の状況	資71
第 74 表	団体種類別性質別歳出の状況	資73
第 75 表	一般財源の充当状況	資74
第 76 表	人件費の状況	資75
第 77 表	人件費中の職員給の状況	資76
第 78 表	地方公務員数の状況	資77
第 79 表	物件費の状況	資78
第 80 表	維持補修費の状況	資78
第 81 表	扶助費の状況	資79
第 82 表	補助費等の状況	資79
第 83 表	普通建設事業費の状況	資80
第 84 表	普通建設事業費中の補助事業費の状況	資82
第 85 表	普通建設事業費中の国直轄事業負担金の状況	資83
第 86 表	普通建設事業費中の単独事業費の状況	資84
第 87 表	普通建設事業費の目的別の状況 (構成比)	資85
第 88 表	普通建設事業費中の用地取得費の状況	資86
第 89 表	普通建設事業費中の用地取得費 (補助事業費) の状況	資89
第 90 表	普通建設事業費中の用地取得費 (単独事業費) の状況	資90
第 91 表	災害復旧事業費の状況	資91
第 92 表	失業対策事業費の状況	資91
第 93 表	繰出金の状況	資92
第 94 表	積立金の状況	資93
第 95 表	投資及び出資金の状況	資94
第 96 表	貸付金の状況	資95
第 97 表	地方公営企業等に対する繰出しの状況	資96
第 98 表	公債費の状況	資98
第 99 表	地方債元金償還額の状況	資99

将来にわたる財政負担等

第 100 表	地方債現在高の状況	資100
第 101 表	債務負担行為額 (翌年度以降支出予定額) の状況	資102
第 102 表	積立金現在高の状況	資103
第 103 表	平成22年度資金収支の状況	資104

公共施設

第 104 表	道路 (地方道) の状況	資105
第 105 表	公営住宅等の管理状況	資105
第 106 表	公園の状況	資105
第 107 表	下水道等の状況	資106
第 108 表	し尿及びごみ処理施設の状況	資107
第 109 表	公立保育所の状況	資107

第110表	公立老人ホームの状況	資107
第111表	公立高等学校、中等教育学校の状況	資107
第112表	文化及び体育施設の状況（公立分）	資108
第113表	地方公共団体の職員公舎の状況	資109

地方公営事業

第114表	地方公営企業の事業数の状況	資109
第115表	地方公営企業の職員数の状況	資110
第116表	地方公営事業決算の状況	資110
第117表	法適用企業決算の状況	資111
第118表	法適用企業の事業別決算の推移	資114
第119表	法非適用企業決算の状況	資115
第120表	国民健康保険事業決算の状況	資116
第121表	老人保健医療事業決算の状況	資120
第122表	後期高齢者医療事業決算の状況	資121
第123表	介護保険事業決算の状況	資122
第124表	収益事業決算の状況	資126
第125表	公立大学附属病院事業決算の状況	資127
第126表	農業共済事業決算の状況	資128
第127表	交通災害共済事業（直営方式）決算の状況	資128
第128表	企業債等の状況	資129
第129表	地方公共団体金融機構の貸付状況	資130

[平成23・24年度の地方財政]

第130表	地方財政計画	資131
第131表	地方交付税の状況	資135
第132表	地方債計画	資136
第133表	主要経済指標及び地方財政計画等の推移	資137

〔平成22年度決算に基づく健全化判断比率等の状況〕

第134表	健全化判断比率が早期健全化基準以上である団体数の状況	資141
第135表	団体別健全化判断比率の状況	資142
第136表	項目別将来負担額等の状況	資143
第137表	資金不足比率が経営健全化基準以上である公営企業会計数の状況	資144

〔附属資料〕

	地方公共団体の財政の健全化に関する法律等の概要	資145
	昭和60年度以降の市町村合併の実績及び予定	資149

第1表 地方公共団体数の推移

区 分	昭 和 28.10.1 (A)	31.3.31	41.3.31	平 成 14.3.31	15.3.31	16.3.31	17.3.31	18.3.31	19.3.31	20.3.31	21.3.31	22.3.31 (B)	23.3.31 (C)	比 較	
														(C)-(B)	(C)/(A) × 100 %
都 道 府 県	46	46	46	47	47	47	47	47	47	47	47	47	47	—	102.2
市 町 村	9,868	4,776	3,372	3,223	3,212	3,132	2,521	1,821	1,804	1,793	1,777	1,727	1,727	—	17.5
政令指定都市	5	5	6	12	12	13	13	14	15	17	17	18	19	1	380.0
中 核 市	—	—	—	28	30	35	35	37	37	35	39	41	40	△ 1	—
特 例 市	—	—	—	30	37	39	40	39	39	44	43	41	41	—	—
都 市	281	486	554	602	596	602	644	687	691	687	684	686	686	—	244.1
中 都 市	…	…	124	157	148	139	155	173	171	166	164	167	169	2	…
小 都 市	…	…	430	445	448	463	489	514	520	521	520	519	517	△ 2	…
町 村	9,582	4,285	2,812	2,551	2,537	2,443	1,789	1,044	1,022	1,010	994	941	941	—	9.8
計 (普通地方公共団体)	9,914	4,822	3,418	3,270	3,259	3,179	2,568	1,868	1,851	1,840	1,824	1,774	1,774	—	17.9
特 別 区	23	23	23	23	23	23	23	23	23	23	23	23	23	—	100.0
一部事務組合等 (普通会計)	…	…	1,804	2,136	2,114	2,057	1,798	1,527	1,536	1,481	1,449	1,393	1,383	△ 10	…
計 (特別地方公共団体)	…	…	1,827	2,159	2,137	2,080	1,821	1,550	1,559	1,504	1,472	1,416	1,406	△ 10	…
合 計	…	…	5,245	5,429	5,396	5,259	4,389	3,418	3,410	3,344	3,296	3,190	3,180	△ 10	…

(注) 1 昭和28年10月1日は、旧町村合併促進法が施行された日である。
 2 特別地方公共団体のうち財産区及び地方開発事業団は、本表に掲げていない。
 3 一部事務組合等には、広域連合を含めた。(以下の表において同じ)

第2表 団体種類別人口の推移

その1 国勢調査人口の推移

区 分	人 口 (千 人)				比 較		構 成 比 (%)				1団体当たり人口(人)		
	平 成 7.10.1	12.10.1	17.10.1 (A)	22.10.1 (B)	増 減 (B)-(A)	増減率	平 成 7.10.1	12.10.1	17.10.1	22.10.1	平 成 17.10.1 (C)	22.10.1 (D)	比 較 (D)-(C)
特 別 区	7,968	8,135	8,490	8,946	456	5.4	6.3	6.4	6.6	7.0	369,115	388,943	19,828
政令指定都市	19,151	19,605	22,007	26,418	4,411	20.0	15.3	15.4	17.2	20.6	1,571,957	1,390,416	△181,541
中 核 市	—	11,809	16,928	16,577	△ 351	△ 2.1	—	9.3	13.2	12.9	457,514	414,434	△ 43,080
特 例 市	—	—	10,880	11,033	153	1.4	—	—	8.5	8.6	278,986	269,088	△ 9,898
都 市	70,891	60,317	51,959	53,183	1,224	2.4	56.5	47.5	40.7	41.5	78,725	77,526	△ 1,199
小 計 (市部)	98,009	99,865	110,264	116,157	5,893	5.3	78.1	78.7	86.3	90.7	142,645	143,581	936
町 村 (郡部)	27,561	27,061	17,504	11,901	△5,603	△32.0	21.9	21.3	13.7	9.3	11,940	12,647	707
合 計	125,570	126,926	127,768	128,057	289	0.2	100.0	100.0	100.0	100.0	57,065	73,176	16,111

(注) 1団体当たり人口は、人口を各調査日現在の団体数で除したものである。

第2表 団体種類別人口の推移（つづき）

その2 都道府県別国勢調査人口及び住民基本台帳登録人口の状況

区 分	平成12年10月1日	平成17年10月1日	平成22年10月1日	増 減 (B) - (A) (C)	増 減 率 (C)/(A) × 100	平成23年3月31日 現在住民基本台帳 登録人口
	人	(A) 人	(B) 人	人	%	人
北海道	5,683,062	5,627,737	5,506,419	△121,318	△ 2.2	5,498,916
青森県	1,475,728	1,436,657	1,373,339	△ 63,318	△ 4.4	1,395,886
岩手県	1,416,180	1,385,041	1,330,147	△ 54,894	△ 4.0	1,334,800
宮城県	2,365,320	2,360,218	2,348,165	△ 12,053	△ 0.5	2,319,080
秋田県	1,189,279	1,145,501	1,085,997	△ 59,504	△ 5.2	1,097,588
山形県	1,244,147	1,216,181	1,168,924	△ 47,257	△ 3.9	1,168,752
福島県	2,126,935	2,091,319	2,029,064	△ 62,255	△ 3.0	2,036,033
茨城県	2,985,676	2,975,167	2,969,770	△ 5,397	△ 0.2	2,973,174
栃木県	2,004,817	2,016,631	2,007,683	△ 8,948	△ 0.4	1,995,901
群馬県	2,024,852	2,024,135	2,008,068	△ 16,067	△ 0.8	1,998,558
埼玉県	6,938,006	7,054,243	7,194,556	140,313	2.0	7,140,929
千葉県	5,926,285	6,056,462	6,216,289	159,827	2.6	6,161,921
東京都	12,064,143	12,576,608	13,159,388	582,780	4.6	12,662,461
神奈川県	8,489,932	8,791,590	9,048,331	256,741	2.9	8,906,590
新潟県	2,475,733	2,431,459	2,374,450	△ 57,009	△ 2.3	2,378,853
富山県	1,120,851	1,111,729	1,093,247	△ 18,482	△ 1.7	1,092,885
石川県	1,180,977	1,174,026	1,169,788	△ 4,238	△ 0.4	1,160,206
福井県	828,944	821,592	806,314	△ 15,278	△ 1.9	806,428
山梨県	888,172	884,515	863,075	△ 21,440	△ 2.4	860,559
長野県	2,213,128	2,196,114	2,152,449	△ 43,665	△ 2.0	2,153,802
岐阜県	2,109,740	2,107,226	2,080,773	△ 26,453	△ 1.3	2,076,675
静岡県	3,767,393	3,792,377	3,765,007	△ 27,370	△ 0.7	3,760,801
愛知県	7,043,300	7,254,704	7,410,719	156,015	2.2	7,249,626
三重県	1,857,339	1,866,963	1,854,724	△ 12,239	△ 0.7	1,844,293
滋賀県	1,342,832	1,380,361	1,410,777	30,416	2.2	1,390,927
京都府	2,644,391	2,647,660	2,636,092	△ 11,568	△ 0.4	2,547,225
大阪府	8,805,081	8,817,166	8,865,245	48,079	0.5	8,681,623
兵庫県	5,550,574	5,590,601	5,588,133	△ 2,468	△ 0.0	5,580,139
奈良県	1,442,795	1,421,310	1,400,728	△ 20,582	△ 1.4	1,406,701
和歌山県	1,069,912	1,035,969	1,002,198	△ 33,771	△ 3.3	1,025,613
鳥取県	613,289	607,012	588,667	△ 18,345	△ 3.0	592,213
島根県	761,503	742,223	717,397	△ 24,826	△ 3.3	718,218
岡山県	1,950,828	1,957,264	1,945,276	△ 11,988	△ 0.6	1,934,057
広島県	2,878,915	2,876,642	2,860,750	△ 15,892	△ 0.6	2,852,728
山口県	1,527,964	1,492,606	1,451,338	△ 41,268	△ 2.8	1,455,401
徳島県	824,108	809,950	785,491	△ 24,459	△ 3.0	791,242
香川県	1,022,890	1,012,400	995,842	△ 16,558	△ 1.6	1,009,794
愛媛県	1,493,092	1,467,815	1,431,493	△ 36,322	△ 2.5	1,450,222
高知県	813,949	796,292	764,456	△ 31,836	△ 4.0	766,426
福岡県	5,015,699	5,049,908	5,071,968	22,060	0.4	5,043,494
佐賀県	876,654	866,369	849,788	△ 16,581	△ 1.9	855,968
長崎県	1,516,523	1,478,632	1,426,779	△ 51,853	△ 3.5	1,440,853
熊本県	1,859,344	1,842,233	1,817,426	△ 24,807	△ 1.3	1,828,471
大分県	1,221,140	1,209,571	1,196,529	△ 13,042	△ 1.1	1,201,901
宮崎県	1,170,007	1,153,042	1,135,233	△ 17,809	△ 1.5	1,147,867
鹿児島県	1,786,194	1,753,179	1,706,242	△ 46,937	△ 2.7	1,713,984
沖縄県	1,318,220	1,361,594	1,392,818	31,224	2.3	1,413,583
合 計	126,925,843	127,767,994	128,057,352	289,358	0.2	126,923,367

(注) 住民基本台帳登録人口については、公共施設状況調査による。次表以下の各表において同じ。

第3表 財政力指数段階別の団体数及び構成比

財政力指数 団体区分	0.30未満		0.30以上 0.50未満		0.50以上 1.00未満		1.00以上		合 計		財政力 指 数 平 均
		%		%		%		%		%	
都 道 府 県	7	14.9	21	44.7	17	36.2	2	4.3	47	100.0	0.49
市 町 村	494	28.6	425	24.6	667	38.6	141	8.2	1,727	100.0	0.53
政令指定都市	—	—	—	—	13	68.4	6	31.6	19	100.0	0.87
中 核 市	—	—	1	2.5	33	82.5	6	15.0	40	100.0	0.80
特 例 市	—	—	—	—	28	68.3	13	31.7	41	100.0	0.88
都 市	49	7.1	197	28.7	375	54.7	65	9.5	686	100.0	0.64
中 都 市	—	—	17	10.1	119	70.4	33	19.5	169	100.0	0.82
小 都 市	49	9.5	180	34.8	256	49.5	32	6.2	517	100.0	0.58
町 村	445	47.3	227	24.1	218	23.2	51	5.4	941	100.0	0.41
合 計	501	28.2	446	25.1	684	38.6	143	8.1	1,774	100.0	0.53

(注)「財政力指数」は、平成20、21、22年度の各年度における普通交付税の算定に用いた基準財政収入額を基準財政需要額で除して得た数値の単純平均値である。

第4表 一部事務組合等の設置目的別団体数の推移

区 分	平 成 16.3.31	17.3.31	18.3.31	19.3.31	20.3.31	21.3.31	22.3.31 (A)	23.3.31 (B)	比 較 (B)－(A)
総 務 関 係 組 合	303	269	247	247	235	224	214	209	△ 5
うち退職手当組合	46	44	44	43	42	42	43	43	—
民 生 関 係 組 合	131	115	103	142	140	94	88	87	△ 1
衛 生 関 係 組 合	843	739	625	612	589	575	558	556	△ 2
うち伝染病組合	1	—	—	—	—	—	—	—	—
うちし尿・ごみ処理組合	691	610	521	512	498	489	474	471	△ 3
商 工 関 係 組 合	3	1	1	2	2	1	—	1	1
農 林 水 産 関 係 組 合	122	107	87	83	82	82	79	77	△ 2
うち林野(造林)組合	62	55	43	43	42	43	41	39	△ 2
土 木 関 係 組 合	26	24	17	17	17	16	13	14	1
消 防 関 係 組 合	440	389	323	313	301	294	286	287	1
教 育 関 係 組 合	126	95	77	75	75	72	67	61	△ 6
うち小学校組合	17	12	9	9	9	9	9	9	—
うち中学校組合	50	35	25	25	25	23	21	20	△ 1
そ の 他	63	59	47	45	40	91	88	91	3
合 計	2,057	1,798	1,527	1,536	1,481	1,449	1,393	1,383	△ 10

第5表 決算規模の状況

その1 単純合計額の状況

(単位 百万円・%)

区 分	平成22年度	平成21年度	比 較		
			増 減 額	増 減 率	前 年 度 増 減 率
歳 入 総 額 (A) + (B)	103,920,137	104,522,917	△ 602,780	△ 0.6	6.4
都 道 府 県 (A)	50,066,112	50,968,200	△ 902,088	△ 1.8	6.1
市 町 村 (純 計 額) (B)	53,854,025	53,554,717	299,308	0.6	6.7
市 町 村 (単 純 合 計 額)	55,361,928	55,076,243	285,685	0.5	6.4
市町村(一部事務組合等を 除く単純合計額)	53,239,854	52,941,010	298,844	0.6	6.8
政 令 指 定 都 市	11,962,188	11,851,708	110,480	0.9	8.9
中 核 市	6,153,700	6,363,293	△ 209,593	△ 3.3	10.9
特 例 市	3,795,285	3,778,597	16,688	0.4	△ 2.1
都 市	21,667,572	21,372,295	295,277	1.4	8.0
中 都 市	9,487,250	9,310,038	177,212	1.9	7.7
小 都 市	12,180,322	12,062,257	118,065	1.0	8.2
町 村	6,488,916	6,301,216	187,700	3.0	4.3
特 別 区	3,172,194	3,273,901	△ 101,707	△ 3.1	0.3
一 部 事 務 組 合 等	2,122,074	2,135,233	△ 13,159	△ 0.6	△ 1.1
歳 出 総 額 (C) + (D)	101,183,650	102,263,672	△ 1,080,022	△ 1.1	6.8
都 道 府 県 (C)	49,059,536	50,245,294	△ 1,185,758	△ 2.4	6.1
市 町 村 (純 計 額) (D)	52,124,114	52,018,378	105,736	0.2	7.5
市 町 村 (単 純 合 計 額)	53,632,017	53,539,904	92,113	0.2	7.3
市町村(一部事務組合等を 除く単純合計額)	51,605,467	51,491,850	113,617	0.2	7.6
政 令 指 定 都 市	11,815,466	11,743,121	72,345	0.6	9.8
中 核 市	5,995,226	6,205,603	△ 210,377	△ 3.4	12.7
特 例 市	3,676,403	3,681,437	△ 5,034	△ 0.1	△ 1.4
都 市	20,870,473	20,688,475	181,998	0.9	8.4
中 都 市	9,173,592	9,038,881	134,711	1.5	8.8
小 都 市	11,696,881	11,649,594	47,287	0.4	8.1
町 村	6,173,871	6,026,372	147,499	2.4	4.5
特 別 区	3,074,029	3,146,843	△ 72,814	△ 2.3	3.8
一 部 事 務 組 合 等	2,026,549	2,048,054	△ 21,505	△ 1.1	△ 1.7

第5表 決算規模の状況（つづき）

その2 純計額の状況

（単位 百万円・％）

区 分	平成 22 年度	平成 21 年度	比 較		
			増 減 額	増 減 率	前 年 度 増 減 率
歳 入 総 額 (A)	103,920,137	104,522,917	△ 602,780	△ 0.6	6.4
団 体 間 重 複 額 (B)	6,408,636	6,157,223	251,413	4.1	1.8
都道府県支出金（市町村に 対する貸付金を含む）	3,278,816	2,943,042	335,774	11.4	13.3
同級他団体からの分担金、 負担金等	152,631	154,256	△ 1,625	△ 1.1	△ 1.8
市町村からの分担金、負担金、 寄附金等	419,100	485,802	△ 66,702	△ 13.7	△ 6.6
市町村たばこ税都道府県交付金	612	1,372	△ 760	△ 55.4	△ 40.4
特別区財政調整交付金	867,557	863,473	4,084	0.5	△ 13.7
利子割交付金	76,921	80,616	△ 3,695	△ 4.6	△ 16.6
配当割交付金	33,264	27,512	5,752	20.9	△ 19.3
株式等譲渡所得割交付金	11,913	13,131	△ 1,218	△ 9.3	4.1
地方消費税交付金	1,270,731	1,272,802	△ 2,071	△ 0.2	5.3
ゴルフ場利用税交付金	38,414	40,994	△ 2,580	△ 6.3	△ 1.4
特別地方消費税交付金	2	4	△ 2	△ 50.0	△ 33.3
自動車取得税交付金	138,171	158,527	△ 20,356	△ 12.8	△ 39.1
軽油引取税交付金	120,504	115,691	4,813	4.2	0.7
歳入純計額 (A)－(B)	97,511,501	98,365,695	△ 854,194	△ 0.9	6.7
歳 出 総 額 (C)	101,183,650	102,263,672	△ 1,080,022	△ 1.1	6.8
団 体 間 重 複 額 (D)	6,408,636	6,157,223	251,413	4.1	1.8
市町村に対する事業費等の 補助交付金等	3,278,816	2,943,042	335,774	11.4	13.3
同級他団体に対する負担金等	152,631	154,256	△ 1,625	△ 1.1	△ 1.8
都道府県に対する事業費等の 分担金、負担金、寄附金等	419,100	485,802	△ 66,702	△ 13.7	△ 6.6
市町村たばこ税都道府県交付金	612	1,372	△ 760	△ 55.4	△ 40.4
特別区財政調整交付金	867,557	863,473	4,084	0.5	△ 13.7
利子割交付金	76,921	80,616	△ 3,695	△ 4.6	△ 16.6
配当割交付金	33,264	27,512	5,752	20.9	△ 19.3
株式等譲渡所得割交付金	11,913	13,131	△ 1,218	△ 9.3	4.1
地方消費税交付金	1,270,731	1,272,802	△ 2,071	△ 0.2	5.3
ゴルフ場利用税交付金	38,414	40,994	△ 2,580	△ 6.3	△ 1.4
特別地方消費税交付金	2	4	△ 2	△ 50.0	△ 33.3
自動車取得税交付金	138,171	158,527	△ 20,356	△ 12.8	△ 39.1
軽油引取税交付金	120,504	115,691	4,813	4.2	0.7
歳出純計額 (C)－(D)	94,775,014	96,106,449	△ 1,331,435	△ 1.4	7.2

（注）次表以下の各表における純計額とは、上記表中の「歳入純計額(A)－(B)」又は「歳出純計額(C)－(D)」をいう。

第6表 純計決算額の推移

(単位 百万円・%)

区 分	地 方						国 (一 般 会 計)					
	歳 入			歳 出			歳 入			歳 出		
	決 算 額	対前年度 増 減 率	指 数	決 算 額	対前年度 増 減 率	指 数	決 算 額	対前年度 増 減 率	指 数	決 算 額	対前年度 増 減 率	指 数
昭和36年度	2,511,550	24.0	100	2,391,080	24.2	100	2,515,932	28.3	100	2,063,468	18.4	100
37	2,982,850	18.8	119	2,887,366	20.8	121	2,947,623	17.2	117	2,556,617	23.9	124
38	3,397,659	13.9	135	3,308,833	14.6	138	3,231,214	9.6	128	3,044,292	19.1	148
39	3,910,921	15.1	156	3,821,968	15.5	160	3,446,768	6.7	137	3,310,969	8.8	160
40	4,478,035	14.5	178	4,365,140	14.2	183	3,773,097	9.5	150	3,723,017	12.4	180
41	5,177,746	15.6	206	5,026,177	15.1	210	4,552,146	20.6	181	4,459,196	19.8	216
42	5,926,311	14.5	236	5,725,497	13.9	239	5,299,446	16.4	211	5,113,035	14.7	248
43	6,958,874	17.4	277	6,729,574	17.5	281	6,059,873	14.3	241	5,937,082	16.1	288
44	8,305,229	19.3	331	8,033,912	19.4	336	7,109,267	17.3	283	6,917,838	16.5	335
45	10,103,998	21.7	402	9,814,878	22.2	410	8,459,181	19.0	336	8,187,697	18.4	397
46	12,179,449	20.5	485	11,909,529	21.3	498	9,970,859	17.9	396	9,561,131	16.8	463
47	15,090,702	23.9	601	14,618,283	22.7	611	12,793,873	28.3	509	11,932,172	24.8	578
48	18,217,086	20.7	725	17,473,883	19.5	731	16,761,978	31.0	666	14,778,303	23.9	716
49	23,486,710	28.9	935	22,887,888	31.0	957	20,379,123	21.6	810	19,099,793	29.2	926
50	26,044,417	10.9	1,037	25,654,468	12.1	1,073	21,473,416	5.4	853	20,860,879	9.2	1,011
51	29,503,523	13.3	1,175	28,907,036	12.7	1,209	25,076,017	16.8	997	24,467,612	17.3	1,186
52	34,014,343	15.3	1,354	33,362,119	15.4	1,395	29,433,623	17.4	1,170	29,059,842	18.8	1,408
53	39,133,798	15.1	1,558	38,346,995	14.9	1,604	34,907,265	18.6	1,387	34,096,030	17.3	1,652
54	43,132,151	10.2	1,717	42,077,946	9.7	1,760	39,779,228	14.0	1,581	38,789,831	13.8	1,880
55	46,803,074	8.5	1,864	45,780,784	8.8	1,915	44,040,667	10.7	1,750	43,405,026	11.9	2,103
56	50,103,281	7.1	1,995	49,165,293	7.4	2,056	47,443,338	7.7	1,886	46,921,154	8.1	2,274
57	52,167,701	4.1	2,077	51,133,257	4.0	2,139	48,001,281	1.2	1,908	47,245,064	0.7	2,290
58	53,461,945	2.5	2,129	52,306,947	2.3	2,188	51,652,905	7.6	2,053	50,635,307	7.2	2,454
59	54,973,200	2.8	2,189	53,869,962	3.0	2,253	52,183,385	1.0	2,074	51,480,623	1.7	2,495
60	57,472,555	4.5	2,288	56,293,463	4.5	2,354	53,992,562	3.5	2,146	53,004,511	3.0	2,569
61	60,074,817	4.5	2,392	58,717,063	4.3	2,456	56,489,194	4.6	2,245	53,640,432	1.2	2,600
62	64,661,859	7.6	2,575	63,220,132	7.7	2,644	61,388,769	8.7	2,440	57,731,141	7.6	2,798
63	68,009,464	5.2	2,708	66,401,636	5.0	2,777	64,607,381	5.2	2,568	61,471,062	6.5	2,979
平成元年度	74,566,747	9.6	2,969	72,729,016	9.5	3,042	67,247,823	4.1	2,673	65,858,939	7.1	3,192
2	80,410,014	7.8	3,202	78,473,217	7.9	3,282	71,703,468	6.6	2,850	69,268,676	5.2	3,357
3	85,709,945	6.6	3,413	83,806,515	6.8	3,505	72,990,559	1.8	2,901	70,547,185	1.8	3,419
4	91,423,820	6.7	3,640	89,559,705	6.9	3,746	71,465,997	△ 2.1	2,841	70,497,432	△ 0.1	3,416
5	95,314,172	4.3	3,795	93,076,359	3.9	3,893	75,169,012	5.2	2,988	72,540,326	2.9	3,515
6	95,994,493	0.7	3,822	93,817,836	0.8	3,924	74,074,943	△ 1.5	2,944	71,349,541	△ 1.6	3,458
7	101,315,603	5.5	4,034	98,944,511	5.5	4,138	80,557,216	8.8	3,202	75,938,516	6.4	3,680
8	101,350,538	0.0	4,035	99,026,140	0.1	4,141	81,809,039	1.6	3,252	78,847,867	3.8	3,821
9	99,887,786	△ 1.4	3,977	97,673,772	△ 1.4	4,085	80,170,473	△ 2.0	3,187	78,470,310	△ 0.5	3,803
10	102,868,902	3.0	4,096	100,197,545	2.6	4,190	89,782,693	12.0	3,569	84,391,798	7.5	4,090
11	104,006,504	1.1	4,141	101,629,110	1.4	4,250	94,376,336	5.1	3,751	89,037,431	5.5	4,315
12	100,275,101	△ 3.6	3,993	97,616,360	△ 3.9	4,083	93,361,027	△ 1.1	3,711	89,321,049	0.3	4,329
13	100,004,082	△ 0.3	3,982	97,431,688	△ 0.2	4,075	86,903,038	△ 6.9	3,454	84,811,128	△ 5.0	4,110
14	97,170,222	△ 2.8	3,869	94,839,418	△ 2.7	3,966	87,289,021	0.4	3,469	83,674,289	△ 1.3	4,055
15	94,887,025	△ 2.3	3,778	92,581,841	△ 2.4	3,872	85,622,807	△ 1.9	3,403	82,415,970	△ 1.5	3,994
16	93,442,236	△ 1.5	3,721	91,247,914	△ 1.4	3,816	88,897,515	3.8	3,533	84,896,776	3.0	4,114
17	92,936,469	△ 0.5	3,700	90,697,342	△ 0.6	3,793	89,000,271	0.1	3,537	85,519,592	0.7	4,144
18	91,528,325	△ 1.5	3,644	89,210,597	△ 1.6	3,731	84,412,713	△ 5.2	3,355	81,445,480	△ 4.8	3,947
19	91,181,397	△ 0.4	3,630	89,147,615	△ 0.1	3,728	84,553,478	0.2	3,361	81,842,570	0.5	3,966
20	92,213,459	1.1	3,672	89,691,477	0.6	3,751	89,208,229	5.5	3,546	84,697,395	3.5	4,105
21	98,365,695	6.7	3,917	96,106,449	7.2	4,019	107,114,243	20.1	4,257	100,973,424	19.2	4,893
22	97,511,501	△ 0.9	3,883	94,775,014	△ 1.4	3,964	100,534,563	△ 6.1	3,996	95,312,342	△ 5.6	4,619

(注) 決算額からは、特定資金公共事業債償還時補助金、特定資金公共投資事業債償還時補助金及びこれら補助金と相殺された償還金を除いている。

資料編

総括

第7表 決算収支の状況

その1 黒字、赤字の団体別の状況

(単位 百万円)

区 分	平成22年度						平成21年度		比 較	
	団 体 数 (A)	歳 入 (B)	歳 出 (C)	歳入歳出差引 (B)-(C) (D)	翌年度に繰 り越すべき 財源 (E)	実質収支 (D)-(E) (F)	団 体 数 (G)	実質収支 (H)	団 体 数 (A)-(G)	増 減 (F)-(H)
全 団 体										
都 道 府 県 (A)	47	50,066,112	49,059,536	1,006,576	651,935	354,641	47	264,442	-	90,199
市町村(単純合計額) (B)	3,133	55,361,928	53,632,017	1,729,911	414,315	1,315,596	3,143	1,180,257	△10	135,339
市町村(一部事務組合 等を除く単純合計額)	1,750	53,239,854	51,605,467	1,634,387	409,225	1,225,162	1,750	1,099,276	-	125,886
政 令 指 定 都 市	19	11,962,188	11,815,466	146,722	85,190	61,532	18	39,617	1	21,915
特 別 区	23	3,172,194	3,074,029	98,165	11,580	86,585	23	113,944	-	△27,359
中 核 市	40	6,153,700	5,995,226	158,474	41,117	117,357	41	118,600	△1	△1,243
特 例 市	41	3,795,285	3,676,403	118,882	26,677	92,205	41	78,460	-	13,745
都 市	686	21,667,572	20,870,473	797,099	167,400	629,699	686	542,473	-	87,226
中 都 市	169	9,487,250	9,173,592	313,658	64,759	248,899	167	218,566	2	30,333
小 都 市	517	12,180,322	11,696,881	483,441	102,641	380,800	519	323,906	△2	56,894
町 村	941	6,488,916	6,173,871	315,045	77,262	237,783	941	206,181	-	31,602
一 部 事 務 組 合 等	1,383	2,122,074	2,026,549	95,525	5,092	90,433	1,393	80,981	△10	9,452
合 計 (A)+(B)	3,180	105,428,039	102,691,553	2,736,486	1,066,249	1,670,237	3,190	1,444,699	△10	225,538
黒 字 の 団 体										
都 道 府 県 (A)	47	50,066,112	49,059,536	1,006,576	651,935	354,641	47	264,442	-	90,199
市町村(単純合計額) (B)	3,125	55,215,335	53,483,948	1,731,387	413,732	1,317,655	3,130	1,186,586	△5	131,069
市町村(一部事務組合 等を除く単純合計額)	1,742	53,093,261	51,457,399	1,635,862	408,640	1,227,222	1,737	1,105,605	5	121,617
政 令 指 定 都 市	19	11,962,188	11,815,466	146,722	85,190	61,532	17	40,674	2	20,858
特 別 区	23	3,172,194	3,074,029	98,165	11,580	86,585	23	113,944	-	△27,359
中 核 市	40	6,153,700	5,995,226	158,474	41,117	117,357	41	118,600	△1	△1,243
特 例 市	41	3,795,285	3,676,403	118,882	26,677	92,205	41	78,460	-	13,745
都 市	681	21,535,924	20,737,849	798,075	166,995	631,080	678	546,992	3	84,088
中 都 市	169	9,487,250	9,173,592	313,658	64,759	248,899	166	218,949	3	29,950
小 都 市	512	12,048,674	11,564,257	484,417	102,236	382,181	512	328,043	-	54,138
町 村	938	6,473,971	6,158,427	315,544	77,081	238,463	937	206,935	1	31,528
一 部 事 務 組 合 等	1,383	2,122,074	2,026,549	95,525	5,092	90,433	1,393	80,981	△10	9,452
合 計 (A)+(B)	3,172	105,281,447	102,543,484	2,737,963	1,065,666	1,672,297	3,177	1,451,028	△5	221,269
赤 字 の 団 体										
都 道 府 県 (A)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
市町村(単純合計額) (B)	8	146,593	148,068	△1,475	585	△2,060	13	△6,329	△5	4,269
市町村(一部事務組合 等を除く単純合計額)	8	146,593	148,068	△1,475	585	△2,060	13	△6,329	△5	4,269
政 令 指 定 都 市	-	-	-	-	-	-	1	△1,057	△1	1,057
特 別 区	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
中 核 市	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
特 例 市	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
都 市	5	131,648	132,624	△976	404	△1,380	8	△4,519	△3	3,139
中 都 市	-	-	-	-	-	-	1	△383	△1	383
小 都 市	5	131,648	132,624	△976	404	△1,380	7	△4,136	△2	2,756
町 村	3	14,945	15,444	△499	180	△679	4	△753	△1	74
一 部 事 務 組 合 等	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
合 計 (A)+(B)	8	146,593	148,068	△1,475	585	△2,060	13	△6,329	△5	4,269

第7表 決算収支の状況（つづき）

その2 都道府県別実質収支等の状況

（単位 百万円）

区 分	歳 入 (A)	歳 出 (B)	歳入歳出 差 引 (A)-(B) (C)	翌年度に 繰り越す べき財源 (D)	実質収支 (C)-(D)	単 年 度 支 収 (E)	積 立 金 (F)	繰 上 額 償 還 (G)	積 立 金 取崩し額 (H)	実質単年度 収 支 (E)+(F)+ (G)-(H)
北海道	2,570,659	2,564,328	6,331	4,874	1,457	△ 192	737	7,773	-	8,318
青森県	743,010	727,316	15,694	12,736	2,958	1,431	1,818	2,246	1,596	3,899
岩手県	731,181	688,285	42,896	27,964	14,932	10,997	4,226	12	1,538	13,697
宮城県	856,381	817,486	38,895	21,987	16,908	12,830	12,051	0	1,060	23,821
秋田県	659,031	648,925	10,106	6,959	3,147	△ 320	2,071	-	1,700	51
山形県	591,484	580,464	11,020	7,643	3,377	△ 1,417	2,399	315	-	1,297
福島県	858,468	826,406	32,062	31,365	697	△ 2,053	1,304	-	931	△ 1,680
茨城県	1,067,310	1,057,229	10,081	5,717	4,364	2,150	0	-	-	2,150
栃木県	797,408	774,338	23,070	14,759	8,311	1,978	3,881	-	-	5,859
群馬県	814,043	800,398	13,645	8,954	4,691	457	4,662	-	-	5,120
埼玉県	1,659,517	1,647,799	11,718	6,601	5,117	300	45	30,199	-	30,543
千葉県	1,611,004	1,590,676	20,328	13,425	6,903	748	2,202	1,491	1,617	2,824
東京都	6,170,701	6,012,273	158,428	58,316	100,112	38,739	651	-	23,400	15,989
神奈川県	1,879,312	1,863,346	15,966	9,177	6,789	3,115	24,423	-	-	27,537
新潟県	1,103,793	1,076,338	27,455	22,494	4,961	787	354	-	-	1,141
富山県	575,387	552,819	22,568	21,290	1,278	99	2	0	-	101
石川県	543,309	532,413	10,896	10,142	754	△ 11	3	2,325	400	1,916
福井県	504,267	495,635	8,632	4,489	4,143	89	12,174	-	-	12,263
山梨県	499,459	472,744	26,715	21,945	4,770	2,118	7,512	4,336	-	13,966
長野県	883,612	866,315	17,297	11,430	5,867	238	8,508	-	-	8,746
岐阜県	768,838	749,962	18,876	11,956	6,920	1,051	11,201	733	7,249	5,735
静岡県	1,141,769	1,123,935	17,834	10,859	6,975	373	17	1,292	-	1,682
愛知県	2,166,393	2,149,964	16,429	8,478	7,951	1,161	38,080	2	-	39,243
三重県	698,747	674,922	23,825	17,746	6,079	4,513	16,563	122	431	20,767
滋賀県	519,174	512,253	6,921	5,766	1,155	113	5,186	521	1,383	4,438
京都府	893,582	886,713	6,869	6,432	437	80	0	-	-	80
大阪府	3,681,931	3,641,845	40,086	12,677	27,409	△ 5,065	82,341	4	2,296	74,984
兵庫県	2,235,045	2,221,660	13,385	12,716	669	404	121	-	-	525
奈良県	480,976	469,086	11,890	6,610	5,280	3,030	4,211	6,164	-	13,405
和歌山県	550,916	539,469	11,447	6,992	4,455	1,665	20	1,398	-	3,083
鳥取県	371,512	355,848	15,664	6,768	8,896	△ 2,188	7	11,584	-	9,402
島根県	566,854	547,088	19,766	15,443	4,323	954	3	12,450	3	13,404
岡山県	728,511	716,989	11,522	9,625	1,897	88	5,373	-	-	5,461
広島県	961,534	945,113	16,421	10,936	5,485	3,086	3,961	-	4,260	2,787
山口県	707,878	693,920	13,958	8,962	4,996	511	9,437	0	3,800	6,149
徳島県	494,704	465,808	28,896	19,527	9,369	1,843	8,514	-	5,300	5,057
香川県	440,456	426,767	13,689	7,467	6,222	1,305	2,681	-	3	3,984
愛媛県	630,190	618,357	11,833	8,468	3,365	2,715	6,636	-	-	9,351
高知県	451,258	431,835	19,423	14,289	5,134	1,909	20	-	1,000	930
福岡県	1,610,614	1,584,229	26,385	24,549	1,836	181	39	-	-	220
佐賀県	470,394	451,023	19,371	13,534	5,837	555	2,657	-	-	3,211
長崎県	717,187	693,582	23,605	22,493	1,112	△ 297	1,436	-	-	1,139
熊本県	835,842	808,369	27,473	12,998	14,475	1,656	13	345	-	2,015
大分県	592,458	578,032	14,426	11,875	2,551	△ 209	960	-	-	751
宮崎県	762,288	748,330	13,958	11,700	2,258	457	561	-	5,552	△ 4,533
鹿児島県	820,406	796,744	23,662	19,562	4,100	△ 3,012	3,509	442	890	48
沖縄県	647,317	632,157	15,160	11,238	3,922	1,931	6,317	4,146	-	12,394
合 計	50,066,112	49,059,536	1,006,576	651,935	354,641	90,893	298,887	87,899	64,408	413,270

第7表 決算収支の状況（つづき）

その3 政令指定都市・中核市・特例市・都市（平成23年3月31日現在住民基本台帳登録人口30万人以上）の実質収支等の状況

（単位 百万円）

区 分	歳 入 (A)	歳 出 (B)	歳入歳出 差 引 (A)-(B) (C)	翌年度に 繰り越す べき財源 (D)	実質収支 (C)-(D)	単 年 度 収 支 (E)	積 立 金 (F)	繰 上 償 還 額 (G)	積 立 金 取崩し額 (H)	実質単年度 収 支 (E)+(F)+ (G)-(H)
政令指定都市										
札幌市	843,071	833,198	9,873	7,218	2,655	2,175	12	—	300	1,886
仙台市	410,827	399,388	11,439	10,192	1,247	460	1,205	206	845	1,026
さいたま市	438,285	427,556	10,729	5,819	4,910	△ 656	21	305	—	△ 329
千葉市	371,566	370,573	993	681	312	△ 397	370	1,397	856	514
横浜市	1,399,135	1,377,851	21,284	12,086	9,198	5,367	5,049	3	4,699	5,720
川崎市	607,607	599,465	8,142	6,788	1,354	64	544	—	—	608
相模原市	235,975	226,602	9,373	1,415	7,958	2,461	17	0	6,787	△ 4,309
新潟市	354,109	349,918	4,191	2,596	1,595	△ 203	5	38	638	△ 798
静岡市	277,309	268,710	8,599	4,460	4,139	732	2,305	487	1,300	2,225
浜松市	286,068	278,014	8,054	2,127	5,927	△ 67	72	27	—	32
名古屋	1,034,736	1,029,430	5,306	2,863	2,443	△ 96	31	0	2,567	△ 2,631
京都市	781,733	777,382	4,351	3,524	827	1,884	0	2	—	1,887
大阪市	1,642,643	1,641,235	1,408	1,000	408	19	—	0	—	19
堺市	326,925	323,655	3,270	2,295	975	261	500	24	—	785
神戸市	794,584	785,184	9,400	9,322	78	10	88	0	993	△ 894
岡山市	261,039	250,364	10,675	1,593	9,082	4,803	20	57	100	4,780
広島市	589,240	583,365	5,875	3,635	2,240	7	4,057	8	—	4,072
北九州市	537,939	532,064	5,875	3,756	2,119	305	572	—	—	877
福岡市	769,396	761,512	7,884	3,819	4,065	△ 714	3,049	1	—	2,337
中核市										
函館市	127,859	126,668	1,191	187	1,004	106	0	—	—	106
旭川市	155,068	151,817	3,251	361	2,890	664	4	—	—	669
青森市	123,423	119,680	3,743	418	3,325	1,057	217	—	—	1,275
盛岡市	107,118	104,337	2,781	614	2,167	1,000	2,651	—	4	3,647
秋田市	127,962	126,022	1,940	664	1,276	△ 293	1,677	198	700	882
郡山市	109,883	105,583	4,300	1,977	2,323	△ 1,266	4,231	—	1,130	1,835
いわき市	127,087	122,327	4,760	997	3,763	△ 412	6,587	—	2,000	4,175
宇都宮市	197,512	193,279	4,233	1,481	2,752	525	95	183	—	803
前橋市	137,755	133,874	3,881	1,260	2,621	2	272	724	330	668
川越市	98,440	95,294	3,146	167	2,979	49	1,544	67	—	1,661
船橋市	164,435	158,133	6,302	1,597	4,705	1,389	9	—	1,000	398
柏市	115,103	109,621	5,482	1,291	4,191	△ 628	1,004	72	—	447
横須賀市	139,052	134,970	4,082	459	3,623	522	8	241	917	△ 146
富山市	166,077	162,730	3,347	813	2,534	1,755	656	100	—	2,511
金沢市	176,015	173,154	2,861	850	2,011	51	1	2,011	—	2,064
長野市	150,890	145,466	5,424	2,825	2,599	693	56	86	—	835
岐阜市	160,871	152,091	8,780	465	8,315	616	4,009	—	—	4,625
豊橋市	118,082	113,157	4,925	178	4,747	595	24	9	2,469	△ 1,841
岡崎市	123,759	119,481	4,278	645	3,633	△ 142	1,251	—	4,320	△ 3,211
豊田市	168,429	161,675	6,754	1,069	5,685	△ 1,011	7,438	—	7,238	△ 811
大津市	108,220	107,404	816	205	611	△ 771	2,213	—	—	1,441
高槻市	106,006	103,198	2,808	2,504	304	△ 418	1,427	—	—	1,009
東大阪市	183,393	180,911	2,482	531	1,951	805	1,473	1	—	2,279
姫路市	224,999	216,628	8,371	2,322	6,049	388	48	74	—	510
尼崎市	202,970	202,841	129	107	22	12	2,208	—	—	2,220
西宮市	160,027	156,047	3,980	372	3,608	2,898	735	—	—	3,633
奈良市	130,064	129,807	257	182	75	△ 7	2	—	180	△ 184
和歌山市	138,731	136,565	2,166	522	1,644	△ 115	1,335	0	—	1,220
倉敷市	172,376	166,245	6,131	2,129	4,002	260	2,506	130	1,800	1,096
福山市	177,807	174,211	3,596	813	2,783	△ 999	2,935	1,014	700	2,249
下関市	121,403	116,778	4,625	908	3,717	93	14	—	1,000	△ 893
高松市	153,040	147,687	5,353	1,230	4,123	47	131	151	3,949	△ 3,619
松山市	176,370	170,387	5,983	3,687	2,296	325	500	—	600	225
高知市	143,326	141,767	1,559	1,090	469	73	1	771	—	845
久留米市	125,349	123,343	2,006	944	1,062	246	981	2	—	1,229
長崎市	208,118	206,117	2,001	478	1,523	△ 718	1,001	—	77	207

第7表 決算収支の状況（つづき）

その3 政令指定都市・中核市・特例市・都市(平成23年3月31日現在住民基本台帳登録人口30万人以上)の実質収支等の状況

(単位 百万円)

区 分	歳 入 (A)	歳 出 (B)	歳入歳出 差 引 (A)-(B) (C)	翌年度に 繰り越す べき財源 (D)	実質収支 (C)-(D)	単 年 度 収 支 (E)	積 立 金 (F)	繰 上 償 還 額 (G)	積 立 金 取崩し額 (H)	実質単年度 収 支 (E)+(F)+ (G)-(H)
熊 本 市	269,911	264,876	5,035	1,313	3,722	△ 2,914	1,273	28	1,200	△ 2,813
大 分 市	164,641	159,744	4,897	579	4,318	△ 744	1,505	2	—	763
宮 崎 市	155,636	152,826	2,810	950	1,860	△ 298	647	696	2,800	△ 1,756
鹿 児 島 市	236,493	228,485	8,008	1,933	6,075	817	12	268	—	1,097
特 例 市										
八 戸 市	96,328	92,098	4,230	1,333	2,897	684	901	115	600	1,100
山 形 市	89,013	86,831	2,182	332	1,850	264	102	—	279	88
水 戸 市	91,039	86,745	4,294	1,379	2,915	668	1,710	79	—	2,457
つ く ば 市	68,878	66,268	2,610	786	1,824	△ 872	562	170	693	△ 832
高 崎 市	160,031	155,948	4,083	603	3,480	538	9	11	2,298	△ 1,740
伊 勢 崎 市	70,209	67,293	2,916	194	2,722	△ 711	5	—	488	△ 1,194
太 田 市	76,649	73,687	2,962	916	2,046	615	13	0	119	510
熊 谷 市	63,699	58,570	5,129	856	4,273	156	64	—	—	220
川 口 市	154,584	142,973	11,611	556	11,055	3,357	1,136	—	—	4,493
所 沢 市	90,686	87,690	2,996	720	2,276	△ 585	936	—	1,756	△ 1,406
春 日 部 市	64,036	61,944	2,092	236	1,856	248	1,019	—	—	1,267
草 加 市	69,361	66,156	3,205	758	2,447	620	730	—	854	497
越 谷 市	88,168	83,830	4,338	507	3,831	934	1,801	—	1,100	1,635
平 塚 市	79,288	76,456	2,832	274	2,558	△ 92	1,043	—	—	951
小 田 原 市	61,167	58,209	2,958	94	2,864	423	202	1	—	625
茅 ヶ 崎 市	65,925	62,160	3,765	820	2,945	868	17	—	—	885
厚 木 市	79,684	77,975	1,709	487	1,222	△ 1,274	1	—	1,247	△ 2,521
大 和 市	67,976	65,507	2,469	117	2,352	△ 266	13	—	700	△ 953
長 岡 市	156,858	147,842	9,016	5,510	3,506	1,007	100	—	—	1,108
上 越 市	113,657	110,226	3,431	955	2,476	△ 157	3,100	—	—	2,944
福 井 市	104,774	103,064	1,710	597	1,113	761	8	—	—	769
甲 府 市	72,641	71,747	894	120	774	272	1	—	—	273
松 本 市	93,962	91,841	2,121	580	1,541	424	519	—	—	943
沼 津 市	74,835	73,923	912	328	584	△ 966	1,115	—	700	△ 551
富 士 市	87,274	84,285	2,989	137	2,852	167	5	—	800	△ 628
一 宮 市	111,334	106,822	4,512	400	4,112	717	1,931	—	—	2,649
春 日 井 市	85,241	82,142	3,099	36	3,063	1,119	945	0	—	2,064
四 日 市 市	103,330	100,742	2,588	385	2,203	460	872	—	—	1,332
岸 和 田 市	73,507	72,909	598	105	493	197	772	—	—	970
豊 中 市	124,706	123,419	1,287	471	816	769	356	142	—	1,267
吹 田 市	109,298	108,194	1,104	942	162	△ 73	116	—	—	43
枚 方 市	119,902	118,363	1,539	318	1,221	303	1,670	483	303	2,154
茨 木 市	81,480	79,145	2,335	1,564	771	116	316	—	—	432
八 尾 市	90,727	89,572	1,155	165	990	908	16	75	—	999
寝 屋 川 市	79,822	79,454	368	17	351	87	341	—	—	428
明 石 市	98,738	96,526	2,212	166	2,046	1,335	154	4	—	1,494
加 古 川 市	81,811	81,127	684	298	386	△ 13	77	—	—	64
宝 塚 市	71,809	70,359	1,450	614	836	678	311	—	—	989
鳥 取 市	92,614	91,141	1,473	240	1,233	△ 201	333	665	—	797
呉 市	110,475	108,868	1,607	401	1,206	△ 68	3,550	536	550	3,468
佐 世 保 市	119,770	114,348	5,422	1,361	4,061	312	2,765	—	1,039	2,038
都 市										
市 川 市(千葉 県)	133,362	129,356	4,006	619	3,387	△ 2,154	1,394	477	—	△ 283
松 戸 市(千葉 県)	127,931	124,278	3,653	257	3,396	255	3,686	0	278	3,663
八王子市(東京 都)	195,509	193,665	1,844	147	1,697	△ 1,038	4,811	23	1,750	2,045
町 田 市(東京 都)	136,197	132,713	3,484	515	2,969	△ 1,029	6,242	—	5,568	△ 354
藤 沢 市(神奈川 県)	129,954	124,839	5,115	554	4,561	△ 938	1,022	—	—	83
那 覇 市(沖縄 県)	135,537	132,823	2,714	250	2,464	279	2,128	958	454	2,911

第7表 決算収支の状況（つづき）

その4 赤字の団体及び赤字額の増減状況

(単位 百万円)

区 分	平成21年度の赤字の団体(A)		(A)のうち市町村合併等により消滅した団体		(A)のうち平成22年度も赤字である団体								(A)のうち黒字となった団体		平成21年度が黒字平成22年度が赤字の団体		平成22年度の赤字の団体	
					赤字が増加した団体				赤字が減少した団体									
	団体数	平成21年度実質収支	団体数	平成21年度実質収支	団体数	平成21年度実質収支(a)	平成22年度実質収支(b)	(b)-(a)	団体数	平成21年度実質収支(c)	平成22年度実質収支(d)	(d)-(c)	団体数	平成21年度実質収支	団体数	平成22年度実質収支	団体数	平成22年度実質収支
都道府県	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
市町村	13	△6,329	-	-	-	-	-	-	5	△3,268	△1,176	2,092	8	△3,061	3	△884	8	△2,060
市町村(一部事務組合等を除く。)	13	△6,329	-	-	-	-	-	-	5	△3,268	△1,176	2,092	8	△3,061	3	△884	8	△2,060
政令指定都市	1	△1,057	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	△1,057	-	-	-	-
特別区	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
中核市	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
特例市	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
都市	8	△4,519	-	-	-	-	-	-	4	△2,823	△754	2,069	4	△1,696	1	△626	5	△1,380
中都市	1	△383	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	△383	-	-	-	-
小都市	7	△4,136	-	-	-	-	-	-	4	△2,823	△754	2,069	3	△1,313	1	△626	5	△1,380
町村	4	△753	-	-	-	-	-	-	1	△445	△422	23	3	△309	2	△258	3	△679
一部事務組合等	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
合 計	13	△6,329	-	-	-	-	-	-	5	△3,268	△1,176	2,092	8	△3,061	3	△884	8	△2,060

資料編

その5 実質収支の推移

(単位 百万円・%)

区 分	全 団 体						黒 字 の 団 体						赤 字 の 団 体							
	総 数		都道府県		市町村		総 数		都道府県		市町村		総 数		都道府県		市町村			
	団体数(A)	収支額	団体数	収支額	団体数	収支額	団体数(B)	(B)/(A) 収支額	団体数	収支額	団体数	収支額	団体数(C)	(C)/(A) 収支額	団体数	収支額	団体数	収支額		
平成12年度	5,455	1,125,941	47	744	5,408	1,125,197	5,431	99.6	1,245,926	45	106,910	5,386	1,139,016	24	0.4	△119,985	2	△106,166	22	△13,819
13	5,429	1,131,937	47	75,146	5,382	1,056,791	5,399	99.4	1,189,746	46	112,441	5,353	1,077,305	30	0.6	△57,809	1	△37,295	29	△20,514
14	5,396	1,078,270	47	134,353	5,349	943,917	5,363	99.4	1,142,681	45	178,491	5,318	964,190	33	0.6	△64,412	2	△44,138	31	△20,274
15	5,259	1,204,647	47	147,695	5,212	1,056,953	5,217	99.2	1,261,723	45	180,960	5,172	1,080,763	42	0.8	△57,075	2	△33,265	40	△23,810
16	4,389	1,220,791	47	157,604	4,342	1,063,187	4,312	98.2	1,279,995	46	181,268	4,266	1,098,727	77	1.8	△59,204	1	△23,664	76	△35,540
17	3,418	1,316,358	47	226,193	3,371	1,090,165	3,390	99.2	1,354,788	45	246,793	3,345	1,107,995	28	0.8	△38,430	2	△20,600	26	△17,830
18	3,410	1,524,479	47	385,034	3,363	1,139,445	3,383	99.2	1,585,128	46	397,703	3,337	1,187,425	27	0.8	△60,650	1	△12,669	26	△47,981
19	3,344	1,359,661	47	331,093	3,297	1,028,568	3,318	99.2	1,408,855	46	331,792	3,272	1,077,063	26	0.8	△49,194	1	△699	25	△48,495
20	3,296	1,279,657	47	265,896	3,249	1,013,760	3,277	99.4	1,325,003	47	265,896	3,230	1,059,107	19	0.6	△45,347	-	-	19	△45,347
21	3,190	1,444,699	47	264,442	3,143	1,180,257	3,177	99.6	1,451,028	47	264,442	3,130	1,186,586	13	0.4	△6,329	-	-	13	△6,329
22	3,180	1,670,237	47	354,641	3,133	1,315,596	3,172	99.7	1,672,297	47	354,641	3,125	1,317,655	8	0.3	△2,060	-	-	8	△2,060

(注) 赤字の団体には、打切り決算により赤字となった団体が含まれている。

第7表 決算収支の状況（つづき）

その6 実質収支の対前年度増減額の状況

（単位 百万円）

区 分	全 団 体						黒 字 の 団 体						赤 字 の 団 体					
	総 数		都道府県		市 町 村		総 数		都道府県		市 町 村		総 数		都道府県		市 町 村	
	団体数	収支額	団体数	収支額	団体数	収支額	団体数	収支額	団体数	収支額	団体数	収支額	団体数	収支額	団体数	収支額	団体数	収支額
平成12年度	△ 65	123,420	-	20,187	△ 65	103,233	△ 63	116,484	2	11,581	△ 65	104,903	△ 2	6,936	△ 2	8,606	-	△ 1,670
13	△ 26	5,996	-	74,402	△ 26	△ 68,406	△ 32	△ 56,180	1	5,531	△ 33	△ 61,711	6	62,176	△ 1	68,871	7	△ 6,695
14	△ 33	△ 53,667	-	59,207	△ 33	△ 112,874	△ 36	△ 47,065	△ 1	66,050	△ 35	△ 113,115	3	△ 6,603	1	△ 6,843	2	240
15	△ 137	126,377	-	13,342	△ 137	113,036	△ 146	119,042	-	2,469	△ 146	116,573	9	7,337	-	10,873	9	△ 3,536
16	△ 870	16,144	-	9,909	△ 870	6,234	△ 905	18,272	1	308	△ 906	17,964	35	△ 2,129	△ 1	9,601	36	△ 11,730
17	△ 971	95,567	-	68,589	△ 971	26,978	△ 922	74,793	△ 1	65,525	△ 921	9,268	△ 49	20,774	1	3,064	△ 50	17,710
18	△ 8	208,121	-	158,841	△ 8	49,280	△ 7	230,340	1	150,910	△ 8	79,430	△ 1	△ 22,220	△ 1	7,931	-	△ 30,151
19	△ 66	△ 164,818	-	△ 53,941	△ 66	△ 110,877	△ 65	△ 176,273	-	△ 65,911	△ 65	△ 110,362	△ 1	11,456	-	11,970	△ 1	△ 514
20	△ 48	△ 80,004	-	△ 65,197	△ 48	△ 14,808	△ 41	△ 83,852	1	△ 65,896	△ 42	△ 17,956	△ 7	3,847	△ 1	699	△ 6	3,148
21	△ 106	165,042	-	△ 1,454	△ 106	166,497	△ 100	126,025	-	△ 1,454	△ 100	127,479	△ 6	39,018	-	-	△ 6	39,018
22	△ 10	225,538	-	90,199	△ 10	135,339	△ 5	221,269	-	90,199	△ 5	131,069	△ 5	4,269	-	-	△ 5	4,269

（注）赤字の団体には、打切り決算により赤字となった団体が含まれている。

資料編

総括

その7 単年度収支等の状況

（単位 百万円）

区 分	平 成 2 2 年 度			平 成 2 1 年 度			増 減 額		
	合 計	都道府県	市 町 村	合 計	都道府県	市 町 村	合 計	都道府県	市 町 村
単 年 度 収 支 (A)	225,844 (1,278)	90,893 (10)	134,951 (1,268)	172,030 (1,153)	△ 1,455 (20)	173,484 (1,133)	53,814 (125)	92,348 (△ 10)	△ 38,533 (135)
調 整 額 (C) + (D) - (E) (B)	813,703	322,378	491,325	66,189	△ 13,802	79,991	747,514	336,180	411,334
財 政 調 整 基 金 積 立 額 (C)	971,960	298,887	673,073	510,656	94,886	415,770	461,304	204,001	257,303
繰 上 償 還 額 (D)	212,445	87,899	124,546	149,857	21,536	128,321	62,588	66,363	△ 3,775
財 政 調 整 基 金 取 崩 し 額 (E)	370,703	64,408	306,294	594,323	130,224	464,100	△ 223,620	△ 65,816	△ 157,806
実 質 単 年 度 収 支 (A) + (B)	1,039,547 (917)	413,270 (2)	626,276 (915)	238,219 (1,004)	△ 15,256 (11)	253,475 (993)	801,328 (△ 87)	428,526 (△ 9)	372,801 (△ 78)

（注）（ ）内の数値は、単年度収支の赤字の団体数及び実質単年度収支の赤字の団体数である。

第8表 経常収支比率等の状況

その1 経常収支比率等の状況

(単位 %)

区分	昭和40年代後半の水準	平成13年度	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	
都道府県	経常収支比率	70.2	90.5	93.5	90.8	92.5	92.6	92.6	94.7	93.9	95.9	91.9
	実質収支比率	0.6	0.3	0.5	0.6	0.7	0.9	1.5	1.2	0.9	1.0	1.3
	実質公債費比率	…	…	…	…	…	14.9	14.7	13.5	12.8	13.0	13.5
	公債費負担比率	4.2	18.4	19.8	19.8	19.9	19.3	19.4	18.6	19.3	18.8	18.9
	財政力指数	0.52	0.41	0.41	0.41	0.41	0.43	0.46	0.50	0.52	0.52	0.49
市町村	経常収支比率	73.1	84.6	87.4	87.4	90.5	90.2	90.3	92.0	91.8	91.8	89.2
	実質収支比率	4.2	3.1	2.9	3.5	3.5	3.5	3.6	3.0	3.0	3.6	4.1
	実質公債費比率	…	…	…	…	…	14.8	15.1	12.3	11.8	11.2	10.5
	公債費負担比率	6.6	16.7	17.3	17.5	17.3	17.4	17.5	17.7	17.6	17.0	16.5
	財政力指数	0.33	0.40	0.41	0.43	0.47	0.52	0.53	0.55	0.56	0.55	0.53
政令指定都市	経常収支比率	71.0	90.3	93.1	93.1	94.7	94.3	93.3	95.4	95.6	96.5	95.4
	実質収支比率	0.1	0.2	0.2	0.5	0.5	0.6	0.8	0.7	0.6	0.7	1.0
	実質公債費比率	…	…	…	…	…	19.1	19.6	14.2	13.8	13.4	12.8
	公債費負担比率	7.2	19.4	21.0	21.4	20.8	20.9	20.0	20.1	20.3	20.3	20.1
	財政力指数	0.78	0.78	0.79	0.81	0.82	0.83	0.84	0.86	0.87	0.87	0.87
中核市	経常収支比率	—	80.5	82.8	82.9	86.6	87.0	87.4	90.0	90.7	92.1	89.5
	実質収支比率	—	2.7	2.5	3.4	3.1	3.4	3.5	2.9	2.9	3.3	3.4
	実質公債費比率	—	…	…	…	…	14.2	14.3	10.5	10.0	9.8	9.6
	公債費負担比率	—	16.9	17.0	16.7	16.6	16.6	17.1	17.5	17.6	17.1	16.8
	財政力指数	—	0.77	0.78	0.81	0.81	0.78	0.80	0.82	0.84	0.83	0.80
特例市	経常収支比率	—	86.2	87.7	87.5	89.2	89.2	89.1	91.1	91.1	91.0	89.0
	実質収支比率	—	2.3	2.3	2.7	3.3	3.1	3.7	3.2	2.9	3.7	4.3
	実質公債費比率	—	…	…	…	…	14.6	14.7	10.5	10.5	9.8	9.3
	公債費負担比率	—	14.9	15.4	15.7	15.1	15.2	15.4	15.8	15.8	15.1	14.7
	財政力指数	—	0.84	0.84	0.85	0.85	0.86	0.88	0.90	0.92	0.92	0.88
都市	経常収支比率	74.9	85.0	87.7	87.5	90.5	90.2	90.5	92.1	91.5	91.0	88.0
	実質収支比率	4.1	3.4	3.0	3.8	4.2	4.4	4.3	3.5	3.5	4.4	5.0
	実質公債費比率	…	…	…	…	…	15.0	15.3	12.9	12.6	12.0	11.2
	公債費負担比率	6.8	14.9	15.2	15.5	15.8	16.1	16.6	17.0	17.0	16.2	15.7
	財政力指数	0.57	0.64	0.65	0.65	0.64	0.62	0.65	0.66	0.68	0.67	0.64
町村	経常収支比率	71.1	81.7	84.8	85.3	89.3	88.5	88.5	89.1	88.2	86.8	83.0
	実質収支比率	6.6	5.0	4.9	5.5	5.2	5.1	5.2	4.8	4.8	5.5	6.1
	実質公債費比率	…	…	…	…	…	14.6	15.3	14.7	14.4	13.7	12.7
	公債費負担比率	6.4	16.9	17.4	17.3	17.3	17.8	18.3	18.6	18.1	16.5	15.6
	財政力指数	0.27	0.33	0.34	0.36	0.39	0.42	0.43	0.44	0.45	0.43	0.41
合計	経常収支比率	71.4	87.5	90.3	89.0	91.5	91.4	91.4	93.4	92.8	93.8	90.5
	実質収支比率	2.2	1.8	1.8	2.1	2.2	2.2	2.5	2.1	1.9	2.3	2.7
	実質公債費比率	…	…	…	…	…	14.9	14.9	12.8	12.3	12.1	12.0
	公債費負担比率	5.3	18.4	19.2	19.4	19.4	19.2	19.3	19.1	19.2	18.6	18.4

(注) 1 市町村及び合計の経常収支比率、実質収支比率及び財政力指数には特別区及び一部事務組合等は含まず、公債費負担比率にはこれらを含み、実質公債費比率には一部事務組合等を含まない。その2において同じ。
 2 経常収支比率、実質収支比率、実質公債費比率及び公債費負担比率は加重平均であり、財政力指数は単純平均である。ただし、平成12年度以降の実質公債費比率及び公債費負担比率の()書きは単純平均である。
 3 平成19年度以降の実質公債費比率は「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」に基づき算定したものである。なお、平成19年度から算定方法の一部が変更されている。

第8表 経常収支比率等の状況（つづき）

その2 経常収支比率の内訳

（単位 百万円・％）

区 分	平成22年度						平成21年度						増減率		
	都道府県		市町村		総 額		都道府県		市町村		総 額		都道府県	市町村	総額
経常一般財源 (A)	23,510,540		26,163,555		49,674,096		22,810,906		25,723,804		48,534,709		3.1	1.7	2.3
地 方 税	13,138,022		16,420,680		29,558,702		13,720,957		16,667,392		30,388,349	△ 4.2	△ 1.5	△ 2.7	
地方譲与税	1,593,264		459,923		2,053,187		810,283		469,754		1,280,038	96.6	△ 2.1	60.4	
地方特例交付金等	156,631		213,791		370,423		216,047		227,644		443,691	△27.5	△ 6.1	△16.5	
地方交付税	8,622,011		7,539,753		16,161,764		8,062,247		6,808,730		14,870,976	6.9	10.7	8.7	
そ の 他	612		1,529,408		1,530,020		1,372		1,550,284		1,551,655	△55.4	△ 1.3	△ 1.4	
減収補填債 特例分 (B)	4,303		6,887		11,190		837,820		130,763		968,583	△99.5	△94.7	△98.8	
臨時財政対策債 (C)	4,630,206		2,469,138		7,099,345		3,019,712		1,633,954		4,653,666	53.3	51.1	52.6	
経常経費充当 一般財源 (D)	25,873,621		25,539,978		51,413,784		25,565,448		25,225,597		50,791,616		1.2	1.2	1.2
人 件 費	11,499,373	40.9	7,199,331	25.1	18,699,762	32.9	11,506,942	43.1	7,347,993	26.7	18,857,224	34.8	△ 0.1	△ 2.0	△ 0.8
物 件 費	949,765	3.4	3,664,906	12.8	4,614,037	8.1	956,558	3.6	3,586,266	13.0	4,541,505	8.4	△ 0.7	2.2	1.6
扶 助 費	544,530	1.9	2,965,467	10.4	3,509,431	6.2	435,385	1.6	2,634,976	9.6	3,069,252	5.7	25.1	12.5	14.3
補 助 費 等	6,152,923	21.9	2,883,520	10.1	9,037,236	15.9	6,140,732	23.0	2,874,854	10.5	9,017,339	16.7	0.2	0.3	0.2
公 債 費	6,347,608	22.6	5,433,422	19.0	11,781,270	20.7	6,180,238	23.2	5,479,528	19.9	11,660,218	21.5	2.7	△ 0.8	1.0
そ の 他	379,422	1.2	3,393,332	11.8	3,772,048	6.7	345,593	1.4	3,301,980	12.1	3,646,078	6.7	9.8	2.8	3.5
経常収支比率 (D)/{(A)+(B) +(C)}×100	91.9		89.2		90.5		95.9		91.8		93.8				

資料編

総括

第9表 繰越額等の状況

その1 総括

(単位 百万円)

区 分	継 続 費 次 繰 越 額	繰 越 許 費 繰 越 額	事 故 繰 越 繰 越 額	事 業 繰 越 額	支 払 繰 延 額	合 計	未 収 入 特 定 財 源	未収入特定財源内訳			翌年度に 繰り越す べき財源
								国 庫 支 出 金	地 方 債	そ の 他	
人 件 費	0	176	1	—	214	391	121	9	2	110	270
普通建設事業費	119,960	3,032,208	185,687	32,654	—	3,370,509	2,594,167	797,207	1,128,830	668,130	776,342
補助事業費	71,108	1,650,439	96,087	38	—	1,817,672	1,535,274	796,883	628,713	109,678	282,398
単独事業費	48,852	1,381,769	89,600	32,616	—	1,552,837	1,058,893	324	500,117	558,452	493,944
災害復旧事業費	31	93,093	13,914	41	—	107,079	79,952	44,512	29,051	6,389	27,126
そ の 他	506	189,258	21,455	164,751	218	376,189	113,678	12,709	35,443	65,526	262,512
合 計	120,497	3,314,735	221,057	197,446	432	3,854,168	2,787,918	854,437	1,193,326	740,155	1,066,250

(注) 県営事業負担金は、「単独事業費」に含めた。その3において同じ。

その2 都道府県

(単位 百万円)

区 分	継 続 費 次 繰 越 額	繰 越 許 費 繰 越 額	事 故 繰 越 繰 越 額	事 業 繰 越 額	支 払 繰 延 額	合 計	未 収 入 特 定 財 源	未収入特定財源内訳			翌年度に 繰り越す べき財源
								国 庫 支 出 金	地 方 債	そ の 他	
人 件 費	—	63	—	—	—	63	38	4	2	32	25
普通建設事業費	21,764	1,677,688	95,392	31,734	—	1,826,578	1,391,507	489,328	555,606	346,573	435,071
補助事業費	12,423	963,716	40,495	6	—	1,016,640	838,650	489,328	307,605	41,717	177,991
単独事業費	9,341	713,971	54,897	31,728	—	809,937	552,857	—	248,002	304,855	257,080
災害復旧事業費	—	47,073	12,793	—	—	59,867	50,111	31,802	18,281	28	9,756
そ の 他	21	74,526	8,910	159,188	87	242,730	35,648	6,378	4,297	24,973	207,082
合 計	21,785	1,799,350	117,095	190,922	87	2,129,238	1,477,304	527,512	578,186	371,606	651,934

第9表 繰越額等の状況（つづき）

その3 市町村

（単位 百万円）

区 分	継 続 費 次 繰 越 額	繰 越 費 許 繰 越 額	事 故 繰 越 繰 越 額	事 業 繰 越 額	支 払 繰 延 額	合 計	未 収 入 特 定 財 源	未収入特定財源内訳			翌年度に 繰り越す べき財源
								国 庫 支 出 金	地 方 債	そ の 他	
人 件 費	0	114	1	—	214	329	83	5	—	78	245
普通建設事業費	98,196	1,354,520	90,296	920	—	1,543,931	1,202,661	307,879	573,224	321,558	341,270
補助事業費	58,684	686,723	55,592	33	—	801,032	696,624	307,555	321,109	67,960	104,407
単独事業費	39,511	667,797	34,704	887	—	742,900	506,036	324	252,115	253,597	236,863
災害復旧事業費	31	46,020	1,120	41	—	47,212	29,842	12,710	10,770	6,362	17,370
そ の 他	485	114,732	12,545	5,563	131	133,457	78,027	6,331	31,146	40,550	55,431
合 計	98,712	1,515,386	103,962	6,524	345	1,724,929	1,310,613	326,925	615,140	368,548	414,316

第10表 歳入決算額の状況

その1 総括

(単位 百万円・%)

区分	平成22年度						平成21年度 純計額		比較						
	都道府県		市町村		純計額				増減額	増減率			前年度増減率		
							都道府県	市町村		純計額	都道府県	市町村	純計額		
地方税	15,932,318	31.8	18,384,012	34.1	34,316,330	35.2	35,182,954	35.8	△ 866,624	△ 3.5	△ 1.6	△ 2.5	△ 17.5	△ 4.5	△ 11.1
地方譲与税	1,593,264	3.2	475,925	0.9	2,069,189	2.1	1,296,551	1.3	772,638	96.6	△ 2.1	59.6	399.2	△ 5.9	91.0
地方特例交付金等	156,631	0.3	226,534	0.4	383,165	0.4	462,011	0.5	△ 78,846	△ 27.5	△ 7.9	△ 17.1	△ 26.2	△ 0.1	△ 14.3
地方交付税	8,766,464	17.5	8,427,087	15.6	17,193,551	17.6	15,820,237	16.1	1,373,314	7.1	10.4	8.7	0.8	4.8	2.7
市町村たばこ税都道府県交付金	612	0.0	-	-	-	-	-	-	-	△ 55.4	-	-	△ 40.4	-	-
利子割交付金	-	-	76,921	0.1	-	-	-	-	-	-	△ 4.6	-	-	△ 16.6	-
配当割交付金	-	-	33,264	0.1	-	-	-	-	-	-	20.9	-	-	△ 19.3	-
株式等譲渡所得割交付金	-	-	11,913	0.0	-	-	-	-	-	-	△ 9.3	-	-	4.1	-
地方消費税交付金	-	-	1,270,731	2.4	-	-	-	-	-	-	△ 0.2	-	-	5.3	-
ゴルフ場利用税交付金	-	-	38,414	0.1	-	-	-	-	-	-	△ 6.3	-	-	△ 1.4	-
特別地方消費税交付金	-	-	2	0.0	-	-	-	-	-	-	△ 50.0	-	-	△ 33.3	-
自動車取得税交付金	-	-	138,171	0.3	-	-	-	-	-	-	△ 12.8	-	-	△ 39.1	-
軽油引取税交付金	-	-	120,504	0.2	-	-	-	-	-	-	4.2	-	-	0.7	-
小計（一般財源）	26,449,289	52.8	29,203,478	54.2	53,962,235	55.3	52,761,753	53.6	1,200,482	2.8	1.6	2.3	△ 10.0	△ 2.1	△ 6.1
分担金、負担金	315,427	0.6	584,463	1.1	532,709	0.5	551,112	0.6	△ 18,403	△ 10.7	△ 2.0	△ 3.3	2.1	3.6	5.0
使用料、手数料	662,142	1.3	1,373,623	2.6	2,035,765	2.1	2,306,841	2.3	△ 271,076	△ 26.7	△ 2.2	△ 11.8	△ 0.6	△ 1.9	△ 1.4
国庫支出金	6,253,231	12.5	7,981,328	14.8	14,234,558	14.6	16,765,312	17.0	△ 2,530,754	△ 26.6	△ 3.2	△ 15.1	48.1	40.7	44.3
交通安全対策特別交付金	41,141	0.1	29,492	0.1	70,633	0.1	73,807	0.1	△ 3,174	△ 4.7	△ 3.8	△ 4.3	△ 0.4	0.9	0.1
都道府県支出金	-	-	2,992,149	5.6	-	-	-	-	-	-	14.5	-	-	9.2	-
財産収入	229,920	0.5	358,072	0.7	587,993	0.6	577,179	0.6	10,814	△ 1.7	4.3	1.9	△ 0.1	△ 14.8	△ 9.4
寄附金	25,038	0.1	60,309	0.1	84,934	0.1	81,350	0.1	3,584	25.1	△ 2.4	4.4	84.9	21.4	34.8
繰入金	2,317,376	4.6	1,010,976	1.9	3,328,352	3.4	2,772,873	2.8	555,479	68.4	△ 27.6	20.0	90.2	9.3	38.6
繰越金	700,395	1.4	1,366,984	2.5	2,067,379	2.1	2,398,888	2.4	△ 331,509	2.4	△ 20.3	△ 13.8	△ 8.8	45.8	24.5
諸収入	5,262,285	10.5	2,840,634	5.3	7,637,422	7.8	7,680,544	7.8	△ 43,122	△ 1.9	△ 0.8	△ 0.6	13.9	7.0	10.8
地方債	7,809,867	15.6	5,184,960	9.6	12,969,520	13.3	12,396,036	12.6	573,484	0.7	11.1	4.6	29.7	17.5	24.9
特別区財政調整交付金	-	-	867,557	1.6	-	-	-	-	-	-	0.5	-	-	△ 13.7	-
歳入合計	50,066,112	100.0	53,854,025	100.0	97,511,501	100.0	98,365,695	100.0	△ 854,194	△ 1.8	0.6	△ 0.9	6.1	6.7	6.7

(注)「国庫支出金」には、国有提供施設等所在市町村助成交付金を含めた。

資料編

第10表 歳入決算額の状況（つづき）

その2 推 移

（単位 百万円）

区 分	歳 入 決 算 額						指 数					
	平成17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	17	18	19	20	21	22
地 方 税	34,804,409	36,506,160	40,266,817	39,558,526	35,182,954	34,316,330	100	105	116	114	101	99
地 方 譲 与 税	1,848,962	3,728,536	714,562	678,826	1,296,551	2,069,189	100	202	39	37	70	112
地方特例交付金等	1,518,006	815,960	311,983	539,108	462,011	383,165	100	54	21	36	30	25
地 方 交 付 税	16,958,719	15,995,350	15,202,745	15,406,082	15,820,237	17,193,551	100	94	90	91	93	101
小計（一般財源）	55,130,096	57,046,006	56,496,106	56,182,542	52,761,753	53,962,235	100	103	102	102	96	98
分担金、負担金	532,629	515,251	508,068	525,091	551,112	532,709	100	97	95	99	103	100
使用料、手数料	2,474,568	2,395,504	2,372,669	2,338,657	2,306,841	2,035,765	100	97	96	95	93	82
国庫支出金	11,888,858	10,530,662	10,336,486	11,689,000	16,839,119	14,305,191	100	89	87	98	142	120
繰 入 金	2,419,274	2,005,062	2,468,075	2,000,841	2,772,873	3,328,352	100	83	102	83	115	138
繰 越 金	2,093,812	2,091,666	2,210,802	1,926,621	2,398,888	2,067,379	100	100	106	92	115	99
地 方 債	10,376,345	9,622,265	9,584,445	9,922,067	12,396,036	12,969,520	100	93	92	96	119	125
そ の 他	8,020,887	7,321,909	7,204,746	7,628,641	8,339,073	8,310,350	100	91	90	95	104	104
歳 入 合 計	92,936,469	91,528,325	91,181,397	92,213,459	98,365,695	97,511,501	100	98	98	99	106	105

（注）「国庫支出金」には、交通安全対策特別交付金及び国有提供施設等所在市町村助成交付金を含めた。

資料編

歳入

（単位 %）

区 分	決 算 額 構 成 比						増 減 率					
	17	18	19	20	21	22	17	18	19	20	21	22
地 方 税	37.4	39.9	44.2	42.9	35.8	35.2	3.8	4.9	10.3	△ 1.8	△ 11.1	△ 2.5
地 方 譲 与 税	2.0	4.1	0.8	0.7	1.3	2.1	58.8	101.7	△ 80.8	△ 5.0	91.0	59.6
地方特例交付金等	1.6	0.9	0.3	0.6	0.5	0.4	37.4	△ 46.2	△ 61.8	72.8	△ 14.3	△ 17.1
地 方 交 付 税	18.2	17.5	16.7	16.7	16.1	17.6	△ 0.4	△ 5.7	△ 5.0	1.3	2.7	8.7
小計（一般財源）	59.3	62.3	62.0	60.9	53.6	55.3	4.4	3.5	△ 1.0	△ 0.6	△ 6.1	2.3
分担金、負担金	0.6	0.6	0.6	0.6	0.6	0.5	△ 0.1	△ 3.3	△ 1.4	3.4	5.0	△ 3.3
使用料、手数料	2.7	2.6	2.6	2.5	2.3	2.1	△ 0.7	△ 3.2	△ 1.0	△ 1.4	△ 1.4	△ 11.8
国庫支出金	12.8	11.5	11.3	12.7	17.1	14.7	△ 4.6	△ 11.4	△ 1.8	13.1	44.1	△ 15.0
繰 入 金	2.6	2.2	2.7	2.2	2.8	3.4	△ 24.6	△ 17.1	23.1	△ 18.9	38.6	20.0
繰 越 金	2.3	2.3	2.4	2.1	2.4	2.1	△ 4.0	△ 0.1	5.7	△ 12.9	24.5	△ 13.8
地 方 債	11.2	10.5	10.5	10.8	12.6	13.3	△ 16.2	△ 7.3	△ 0.4	3.5	24.9	4.6
そ の 他	8.5	8.0	7.9	8.2	8.6	8.6	8.9	△ 8.7	△ 1.6	5.9	9.3	△ 0.3
歳 入 合 計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	△ 0.5	△ 1.5	△ 0.4	1.1	6.7	△ 0.9

第11表 団体種類別歳入の状況

区 分		地方税	地 方 譲 与 税	各 種 交 付 金	地方特例 交付金等	地 方 交 付 税	国 庫 支 出 金	都道府県 支 出 金	地 方 債	うち合併 特別事業債	そ の 他	歳入合計	
決 算	平成 22 年 度	政令指定都市	47,688	825	4,491	489	6,450	19,829	4,122	13,610	427	22,118	119,622
		中核市	24,593	498	1,883	272	7,464	10,245	2,988	6,360	683	7,234	61,537
		特例市	16,348	335	1,250	201	3,575	5,623	2,249	3,463	505	4,909	37,953
		都 市	71,659	2,148	6,225	948	45,029	30,082	14,113	21,446	4,437	25,026	216,676
		中 都 市	37,398	844	3,009	450	12,911	13,776	6,319	8,845	1,668	11,321	94,873
		小 都 市	34,260	1,304	3,216	498	32,119	16,306	7,794	12,601	2,769	13,705	121,803
		町 村	14,504	793	1,446	229	21,753	8,118	4,402	5,968	538	7,676	64,889
		町村(1万人以上)	11,475	521	1,121	176	12,730	5,158	2,865	3,983	460	4,999	43,028
		町村(1万人未満)	3,029	272	325	53	9,023	2,960	1,537	1,984	78	2,678	21,861
		合 計	174,791	4,599	15,294	2,138	84,271	73,898	27,873	50,846	6,589	66,967	500,677
額 (億円)	平成 21 年 度	政令指定都市	47,156	815	4,423	583	5,954	20,068	3,348	12,281	494	23,889	118,517
		中核市	25,951	529	1,993	325	6,605	10,684	2,633	5,864	806	9,049	63,633
		特例市	16,628	339	1,271	218	2,936	5,734	1,915	3,156	468	5,589	37,786
		都 市	72,687	2,202	6,336	949	40,698	31,931	12,394	19,071	4,539	27,455	213,723
		中 都 市	37,648	861	3,029	480	11,077	14,375	5,440	7,594	1,592	12,596	93,100
		小 都 市	35,038	1,341	3,306	469	29,621	17,557	6,954	11,477	2,947	14,860	120,623
		町 村	14,663	814	1,480	202	20,169	8,377	3,998	5,225	541	8,084	63,012
		町村(1万人以上)	11,717	538	1,154	162	11,813	5,595	2,568	3,504	462	5,410	42,461
		町村(1万人未満)	2,946	276	326	39	8,356	2,782	1,431	1,721	79	2,674	20,551
		合 計	177,085	4,698	15,503	2,276	76,361	76,794	24,288	45,597	6,848	74,069	496,671
構 成 比 (%)	平成 22 年 度	政令指定都市	27.3	17.9	29.4	22.9	7.7	26.8	14.8	26.8	6.5	33.0	23.9
		中核市	14.1	10.8	12.3	12.7	8.9	13.9	10.7	12.5	10.4	10.8	12.3
		特例市	9.4	7.3	8.2	9.4	4.2	7.6	8.1	6.8	7.7	7.3	7.6
		都 市	41.0	46.7	40.7	44.3	53.4	40.7	50.6	42.2	67.3	37.4	43.3
		中 都 市	21.4	18.4	19.7	21.0	15.3	18.6	22.7	17.4	25.3	16.9	18.9
		小 都 市	19.6	28.4	21.0	23.3	38.1	22.1	28.0	24.8	42.0	20.5	24.3
		町 村	8.3	17.2	9.5	10.7	25.8	11.0	15.8	11.7	8.2	11.5	13.0
		町村(1万人以上)	6.6	11.3	7.3	8.2	15.1	7.0	10.3	7.8	7.0	7.5	8.6
		町村(1万人未満)	1.7	5.9	2.1	2.5	10.7	4.0	5.5	3.9	1.2	4.0	4.4
		合 計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
比 (%)	平成 21 年 度	政令指定都市	26.6	17.3	28.5	25.6	7.8	26.1	13.8	26.9	7.2	32.3	23.9
		中核市	14.7	11.3	12.9	14.3	8.6	13.9	10.8	12.9	11.8	12.2	12.8
		特例市	9.4	7.2	8.2	9.6	3.8	7.5	7.9	6.9	6.8	7.5	7.6
		都 市	41.0	46.9	40.9	41.7	53.3	41.6	51.0	41.8	66.3	37.1	43.0
		中 都 市	21.3	18.3	19.5	21.1	14.5	18.7	22.4	16.7	23.2	17.0	18.7
		小 都 市	19.8	28.5	21.3	20.6	38.8	22.9	28.6	25.2	43.0	20.1	24.3
		町 村	8.3	17.3	9.5	8.9	26.4	10.9	16.5	11.5	7.9	10.9	12.7
		町村(1万人以上)	6.6	11.5	7.4	7.1	15.5	7.3	10.6	7.7	6.8	7.3	8.5
		町村(1万人未満)	1.7	5.9	2.1	1.7	10.9	3.6	5.9	3.8	1.2	3.6	4.1
		合 計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
増 減 額 (億円)	平成 22 年 度	政令指定都市	532	10	68	△ 94	496	△ 239	774	1,329	△ 67	△ 1,771	1,105
		中核市	△ 1,358	△ 31	△ 110	△ 53	859	△ 439	355	496	△ 123	△ 1,815	△ 2,096
		特例市	△ 280	△ 4	△ 21	△ 17	639	△ 111	334	307	37	△ 680	167
		都 市	△ 1,028	△ 54	△ 111	△ 1	4,331	△ 1,849	1,719	2,375	△ 102	△ 2,429	2,953
		中 都 市	△ 250	△ 17	△ 20	△ 30	1,834	△ 599	879	1,251	76	△ 1,275	1,773
		小 都 市	△ 778	△ 37	△ 90	29	2,498	△ 1,251	840	1,124	△ 178	△ 1,155	1,180
		町 村	△ 159	△ 21	△ 34	27	1,584	△ 259	404	743	△ 3	△ 408	1,877
		町村(1万人以上)	△ 242	△ 17	△ 33	14	917	△ 437	297	479	△ 2	△ 411	567
		町村(1万人未満)	83	△ 4	△ 1	14	667	178	106	263	△ 1	4	1,310
		合 計	△ 2,294	△ 99	△ 209	△ 138	7,910	△ 2,896	3,585	5,249	△ 259	△ 7,102	4,006
増 減 率 (%)	平成 22 年 度	政令指定都市	1.1	1.2	1.5	△ 16.1	8.3	△ 1.2	23.1	10.8	△ 13.6	△ 7.4	0.9
		中核市	△ 5.2	△ 5.9	△ 5.5	△ 16.3	13.0	△ 4.1	13.5	8.5	△ 15.3	△ 20.1	△ 3.3
		特例市	△ 1.7	△ 1.2	△ 1.7	△ 7.8	21.8	△ 1.9	17.4	9.7	7.9	△ 12.2	0.4
		都 市	△ 1.4	△ 2.5	△ 1.8	△ 0.1	10.6	△ 5.8	13.9	12.5	△ 2.2	△ 8.8	1.4
		中 都 市	△ 0.7	△ 2.0	△ 0.7	△ 6.3	16.6	△ 4.2	16.2	16.5	4.8	△ 10.1	1.9
		小 都 市	△ 2.2	△ 2.8	△ 2.7	6.2	8.4	△ 7.1	12.1	9.8	△ 6.0	△ 7.8	1.0
		町 村	△ 1.1	△ 2.6	△ 2.3	13.4	7.9	△ 3.1	10.1	14.2	△ 0.6	△ 5.0	3.0
		町村(1万人以上)	△ 2.1	△ 3.2	△ 2.9	8.6	7.8	△ 7.8	11.6	13.7	△ 0.4	△ 7.6	1.3
		町村(1万人未満)	2.8	△ 1.4	△ 0.3	35.9	8.0	6.4	7.4	15.3	△ 1.3	0.1	6.4
		合 計	△ 1.3	△ 2.1	△ 1.3	△ 6.1	10.4	△ 3.8	14.8	11.5	△ 3.8	△ 9.6	0.8

(注)「国庫支出金」には、国有提供施設等所在市町村助成交付金を含めた。

第12表 地方税の状況

その1 総括

(単位 百万円・%)

区分	平成22年度						平成21年度						比較					
	都道府県		市町村		合計額		都道府県		市町村		合計額		増減率			前年度増減率		
	都道府県	市町村	合計額	都道府県	市町村	合計額	都道府県	市町村										
道府県税	14,026,237	88.0	-	-	14,026,237	40.9	14,654,541	88.8	-	-	14,654,541	41.7	△4.3	-	△4.3	△18.3	-	△18.3
市町村税	1,906,081	12.0	18,384,012	100.0	20,290,093	59.1	1,854,300	11.2	18,674,113	100.0	20,528,413	58.3	2.8	△1.6	△1.2	△11.0	△4.5	△5.1
合計	15,932,318	100.0	18,384,012	100.0	34,316,330	100.0	16,508,841	100.0	18,674,113	100.0	35,182,954	100.0	△3.5	△1.6	△2.5	△17.5	△4.5	△11.1

(注) 都道府県欄の市町村税額は、東京都が徴収した市町村税相当分である。

その2 道府県税の収入状況(総括)

(単位 百万円・%)

区分	平成22年度				平成21年度				比較			
	調定額(A)	収入額(B)	徴収率(B)/(A)×100	(B)の構成比	調定額(C)	収入額(D)	徴収率(D)/(C)×100	(D)の構成比	増減額(B)-(D)(E)	増減率(E)/(D)×100	前年度増減率	
1 普通税	14,589,738	14,015,946	95.2	99.9	15,135,745	14,551,558	95.4	99.3	△535,612	△3.7	△12.5	
(1) 法定普通税	14,549,326	13,975,533	95.2	99.6	15,099,331	14,515,335	95.4	99.1	△539,802	△3.7	△12.6	
ア 道府県民税	5,889,822	5,476,739	93.0	39.0	6,168,671	5,766,272	93.5	39.3	△289,533	△5.0	△7.6	
ア(ア) 個人分	4,970,720	4,568,618	91.9	32.6	5,304,613	4,914,290	92.6	33.5	△345,672	△7.0	△1.3	
ア(イ) 法人分	768,857	757,876	98.6	5.4	698,911	686,835	98.3	4.7	71,041	10.3	△35.4	
ア(ウ) 利子割	150,245	150,245	100.0	1.1	165,147	165,147	100.0	1.1	△14,902	△9.0	△16.5	
イ 事業税	2,486,848	2,437,057	98.0	17.4	2,962,157	2,904,803	98.1	19.8	△467,746	△16.1	△46.4	
イ(ア) 個人分	198,060	184,014	92.9	1.3	219,342	203,747	92.9	1.4	△19,733	△9.7	△6.0	
イ(イ) 法人分	2,288,788	2,253,043	98.4	16.1	2,742,815	2,701,056	98.5	18.4	△448,013	△16.6	△48.1	
ウ 地方消費税	2,641,903	2,641,903	-	18.8	2,413,077	2,413,077	-	16.5	228,826	9.5	△2.5	
ウ(ア) 譲渡割	2,075,281	2,075,281	-	14.8	1,904,111	1,904,111	-	13.0	171,170	9.0	5.1	
ウ(イ) 貨物割	566,622	566,622	-	4.0	508,966	508,966	-	3.5	57,656	11.3	△23.1	
エ 不動産取得税	418,936	378,892	90.4	2.7	452,312	404,183	89.4	2.8	△25,291	△6.3	△9.2	
オ 道府県たばこ税	256,172	256,123	100.0	1.8	249,666	249,666	100.0	1.7	6,457	2.6	△5.2	
カ ゴルフ場利用税	55,296	54,648	98.8	0.4	59,051	58,355	98.8	0.4	△3,707	△6.4	△2.5	
キ 自動車取得税	191,593	191,576	100.0	1.4	230,976	230,963	100.0	1.6	△39,387	△17.1	皆増	
ク 軽油引取税	931,181	917,539	98.5	6.5	827,304	814,681	98.5	5.6	102,858	12.6	皆増	
コ 自動車税	1,671,961	1,615,469	96.6	11.5	1,717,143	1,654,390	96.3	11.3	△38,921	△2.4	△1.6	
サ 鉱区税	419	393	93.8	0.0	422	394	93.4	0.0	△1	△0.3	△0.5	
ケ 固定資産税	5,193	5,193	100.0	0.0	18,551	18,551	100.0	0.1	△13,358	△72.0	5.4	
(2) 法定外普通税	40,412	40,412	100.0	0.3	36,414	36,222	99.5	0.2	4,190	11.6	10.2	
2 目的税	10,311	9,859	95.6	0.1	9,679	9,246	95.5	0.1	613	6.6	△14.8	
(1) 法定目的税	1,871	1,871	100.0	0.0	1,993	1,993	100.0	0.0	△122	△6.1	△3.6	
ア 狩猟税	1,871	1,871	100.0	0.0	1,993	1,993	100.0	0.0	△122	△6.1	△3.6	
(2) 法定外目的税	8,440	7,988	94.6	0.1	7,686	7,253	94.4	0.0	735	10.1	△17.5	
3 旧法による税	8,591	432	5.0	0.0	104,899	93,737	89.4	0.6	△93,305	△99.5	△92.7	
合計	14,608,640	14,026,237	95.1	100.0	15,250,324	14,654,541	95.4	100.0	△628,304	△4.3	△18.3	

(注) 1 収入額は、「第10表 歳入決算額の状況」の地方税の決算額から、東京都が徴収した市町村税相当額(平成22年度1,906,081百万円、平成21年度1,854,300百万円)を控除した額である。その3において同じ。
 2 徴収率は、地方消費税を除いて計算した。
 3 法定目的税である平成20年度以前の自動車取得税及び軽油引取税については、「旧法による税」に計上している。

第12表 地方税の状況（つづき）

その3 道府県税の収入状況（個別団体）

（単位 百万円・％）

区分	都道府県	平成22年度				平成21年度				比較				(参考) 地方税の 歳入に占 める割合 (平成22 年度)
		道府県税		うち法人住民税 及び法人事業税		道府県税		うち法人住民税 及び法人事業税		道府県税		うち法人住民税 及び法人事業税		
		収入額 (A)	構成比	収入額 (B)	構成比	収入額 (C)	構成比	収入額 (D)	構成比	増減額 (A)-(C)	増減率	増減額 (B)-(D)	増減率	
財政力 指数が 1.0以上 の団体	東京都	2,284,051	16.3	760,549	25.3	2,401,772	16.4	877,592	25.9	△ 117,721	△ 4.9	△ 117,043	△ 13.3	67.9
	愛知県	926,685	6.6	207,368	6.9	964,454	6.6	207,439	6.1	△ 37,769	△ 3.9	△ 71	△ 0.0	42.8
(2団体)	(小計)	3,210,735	22.9	967,918	32.1	3,366,226	23.0	1,085,031	32.0	△ 155,491	△ 4.6	△ 117,113	△ 10.8	61.4
0.5以上 1.0未満 の団体	神奈川県	999,548	7.1	180,925	6.0	1,044,774	7.1	203,197	6.0	△ 45,226	△ 4.3	△ 22,272	△ 11.0	53.2
	千葉県	637,723	4.5	99,577	3.3	660,232	4.5	115,583	3.4	△ 22,509	△ 3.4	△ 16,006	△ 13.8	39.6
	大阪府	985,968	7.0	262,883	8.7	1,027,000	7.0	294,447	8.7	△ 41,032	△ 4.0	△ 31,564	△ 10.7	26.8
	埼玉県	700,317	5.0	110,506	3.7	731,248	5.0	116,436	3.4	△ 30,931	△ 4.2	△ 5,930	△ 5.1	42.2
	静岡県	431,959	3.1	89,266	3.0	447,914	3.1	88,507	2.6	△ 15,955	△ 3.6	759	0.9	37.8
	茨城県	324,881	2.3	60,966	2.0	338,910	2.3	69,513	2.1	△ 14,029	△ 4.1	△ 8,547	△ 12.3	30.4
	京都府	264,845	1.9	57,427	1.9	295,660	2.0	80,978	2.4	△ 30,815	△ 10.4	△ 23,551	△ 29.1	29.6
	兵庫県	573,906	4.1	108,006	3.6	595,590	4.1	121,127	3.6	△ 21,684	△ 3.6	△ 13,121	△ 10.8	25.7
	福岡県	492,230	3.5	93,871	3.1	515,498	3.5	111,666	3.3	△ 23,268	△ 4.5	△ 17,795	△ 15.9	30.6
	栃木県	224,951	1.6	42,815	1.4	234,609	1.6	45,890	1.4	△ 9,658	△ 4.1	△ 3,075	△ 6.7	28.2
	広島県	300,081	2.1	64,696	2.1	315,899	2.2	74,075	2.2	△ 15,818	△ 5.0	△ 9,379	△ 12.7	31.2
	群馬県	211,583	1.5	40,703	1.4	218,381	1.5	40,778	1.2	△ 6,798	△ 3.1	75	△ 0.2	26.0
	滋賀県	148,471	1.1	34,429	1.1	148,509	1.0	28,342	0.8	△ 38	△ 0.0	6,087	21.5	28.6
	三重県	205,248	1.5	40,322	1.3	207,525	1.4	37,166	1.1	△ 2,277	△ 1.1	3,156	8.5	29.4
	宮城県	237,822	1.7	47,844	1.6	254,819	1.7	59,609	1.8	△ 16,997	△ 6.7	△ 11,765	△ 19.7	27.8
	岐阜県	209,899	1.5	37,008	1.2	221,792	1.5	40,514	1.2	△ 11,893	△ 5.4	△ 3,506	△ 8.7	27.3
	岡山県	192,772	1.4	37,421	1.2	201,244	1.4	44,449	1.3	△ 8,472	△ 4.2	△ 7,028	△ 15.8	26.5
(17団体)	(小計)	7,142,205	50.9	1,408,665	46.8	7,459,605	50.9	1,572,279	46.4	△ 317,400	△ 4.3	△ 163,614	△ 10.4	32.6
0.4以上 0.5未満 の団体	石川県	123,316	0.9	23,377	0.8	130,817	0.9	27,425	0.8	△ 7,501	△ 5.7	△ 4,048	△ 14.8	22.7
	香川県	106,102	0.8	23,407	0.8	111,473	0.8	27,384	0.8	△ 5,371	△ 4.8	△ 3,977	△ 14.5	24.1
	長野県	213,527	1.5	36,732	1.2	222,655	1.5	38,434	1.1	△ 9,128	△ 4.1	△ 1,702	△ 4.4	24.2
	富山県	115,938	0.8	21,438	0.7	120,383	0.8	23,950	0.7	△ 4,445	△ 3.7	△ 2,512	△ 10.5	20.1
	福島県	195,867	1.4	35,603	1.2	214,147	1.5	45,510	1.3	△ 18,280	△ 8.5	△ 9,907	△ 21.8	22.8
	山口県	141,449	1.0	26,856	0.9	148,092	1.0	33,554	1.0	△ 6,643	△ 4.5	△ 6,698	△ 20.0	20.0
	奈良県	119,144	0.8	14,878	0.5	124,246	0.8	15,664	0.5	△ 5,102	△ 4.1	786	△ 5.0	24.8
	福井県	95,641	0.7	20,111	0.7	98,019	0.7	22,424	0.7	△ 2,378	△ 2.4	△ 2,313	△ 10.3	19.0
	愛媛県	132,132	0.9	28,097	0.9	136,059	0.9	32,024	0.9	△ 3,927	△ 2.9	△ 3,927	△ 12.3	21.0
	新潟県	232,917	1.7	43,520	1.4	247,755	1.7	52,770	1.6	△ 14,838	△ 6.0	△ 9,250	△ 17.5	21.1
	山梨県	92,117	0.7	20,582	0.7	92,308	0.6	18,207	0.5	△ 191	△ 0.2	2,375	13.0	18.4
(11団体)	(小計)	1,568,151	11.2	294,601	9.8	1,645,955	11.2	337,347	10.0	△ 77,804	△ 4.7	△ 42,746	△ 12.7	21.7

第12表 地方税の状況（つづき）

その3 道府県税の収入状況（個別団体）

（単位 百万円・%）

区 分	都道府県	平成22年度				平成21年度				比 較				(参考) 地方税の 歳入に占 める割合 (平成22 年度)
		道府県税		うち法人住民税 及び法人事業税		道府県税		うち法人住民税 及び法人事業税		道府県税		うち法人住民税 及び法人事業税		
		収入額 (A)	構成比	収入額 (B)	構成比	収入額 (C)	構成比	収入額 (D)	構成比	増減額 (A)-(C)	増減率	増減額 (B)-(D)	増減率	
0.3以上 0.4未満 の団体	北海道	544,485	3.9	83,193	2.8	563,053	3.8	99,538	2.9	△ 18,568	△ 3.3	△ 16,345	△ 16.4	21.2
	熊本県	151,719	1.1	23,784	0.8	156,385	1.1	25,785	0.8	△ 4,666	△ 3.0	△ 2,001	△ 7.8	18.2
	大分県	106,255	0.8	18,908	0.6	109,329	0.7	21,603	0.6	△ 3,074	△ 2.8	△ 2,695	△ 12.5	17.9
	和歌山県	85,309	0.6	14,726	0.5	91,274	0.6	19,485	0.6	△ 5,965	△ 6.5	△ 4,759	△ 24.4	15.5
	佐賀県	79,061	0.6	14,321	0.5	85,025	0.6	16,354	0.5	△ 5,964	△ 7.0	△ 2,033	△ 12.4	16.8
	山形県	100,503	0.7	15,333	0.5	103,998	0.7	16,568	0.5	△ 3,495	△ 3.4	△ 1,235	△ 7.5	17.0
	青森県	137,474	1.0	18,468	0.6	138,068	0.9	22,050	0.7	△ 594	△ 0.4	△ 3,582	△ 16.2	18.5
	岩手県	114,788	0.8	17,049	0.6	119,675	0.8	18,960	0.6	△ 4,887	△ 4.1	△ 1,911	△ 10.1	15.7
	宮崎県	93,895	0.7	14,865	0.5	99,443	0.7	18,296	0.5	△ 5,548	△ 5.6	△ 3,431	△ 18.8	12.3
	徳島県	75,919	0.5	17,005	0.6	76,518	0.5	16,769	0.5	△ 599	△ 0.8	236	1.4	15.3
(10団体)	(小 計)	1,489,408	10.6	237,651	7.9	1,542,768	10.5	275,409	8.1	△ 53,360	△ 3.5	△ 37,758	△ 13.7	17.9
0.3未満 の団体	長崎県	110,775	0.8	18,245	0.6	117,252	0.8	22,817	0.7	△ 6,477	△ 5.5	△ 4,572	△ 20.0	15.4
	鹿児島県	136,871	1.0	22,253	0.7	139,822	1.0	23,443	0.7	△ 2,951	△ 2.1	△ 1,190	△ 5.1	16.7
	沖縄県	101,296	0.7	18,926	0.6	104,046	0.7	21,815	0.6	△ 2,750	△ 2.6	△ 2,889	△ 13.2	15.6
	秋田県	90,996	0.6	13,880	0.5	94,393	0.6	15,241	0.4	△ 3,397	△ 3.6	△ 1,361	△ 8.9	13.8
	鳥取県	51,470	0.4	8,618	0.3	53,718	0.4	10,191	0.3	△ 2,248	△ 4.2	△ 1,573	△ 15.4	13.9
	高知県	61,389	0.4	8,792	0.3	64,091	0.4	10,921	0.3	△ 2,702	△ 4.2	△ 2,129	△ 19.5	13.6
	島根県	62,941	0.4	11,370	0.4	66,666	0.5	13,395	0.4	△ 3,725	△ 5.6	△ 2,025	△ 15.1	11.1
(7団体)	(小 計)	615,737	4.4	102,084	3.4	639,987	4.4	117,825	3.5	△ 24,250	△ 3.8	△ 15,741	△ 13.4	14.5
全 国 計		14,026,237	100.0	3,010,919	100.0	14,654,541	100.0	3,387,891	100.0	△ 628,304	△ 4.3	△ 376,972	△ 11.1	28.0

(注) 道府県税の収入額に含まれる地方消費税については、都道府県間の清算を行った後の額を計上している。

第12表 地方税の状況（つづき）

その4 市町村税

(単位 百万円・%)

区 分	平成22年度				平成21年度				比較		
	調定額 (A)	収入額 (B)	徴収率 (B)/(A) ×100	(B)の 構成比	調定額 (C)	収入額 (D)	徴収率 (D)/(C) ×100	(D)の 構成比	増減額 (B)-(D) (E)	増減率 (E)/(D) ×100	前年度 増減率
1 普通税	20,042,709	18,681,006	93.2	92.1	20,341,068	18,944,336	93.1	92.3	△ 263,330	△ 1.4	△ 5.5
(1) 法定普通税	20,041,205	18,679,599	93.2	92.1	20,339,768	18,943,118	93.1	92.3	△ 263,519	△ 1.4	△ 5.5
ア 市町村民税	9,423,894	8,748,480	92.8	43.1	9,808,014	9,124,144	93.0	44.4	△ 375,664	△ 4.1	△10.5
(ア) 個人均等割	196,708	179,354	91.2	0.9	198,270	181,583	91.6	0.9	△ 2,229	△ 1.2	1.2
(イ) 所得割	7,228,561	6,615,627	91.5	32.6	7,786,514	7,167,340	92.0	34.9	△ 551,713	△ 7.7	△ 1.4
(ウ) 法人均等割	426,299	412,633	96.8	2.0	416,035	401,725	96.6	2.0	10,908	2.7	△ 2.8
(エ) 法人税割	1,572,326	1,540,867	98.0	7.6	1,407,195	1,373,495	97.6	6.7	167,372	12.2	△41.3
イ 固定資産税	9,615,538	8,961,250	93.2	44.2	9,553,791	8,874,438	92.9	43.2	86,812	1.0	△ 0.0
(ア) 純固定資産税	9,519,227	8,864,938	93.1	43.7	9,458,261	8,778,908	92.8	42.8	86,030	1.0	△ 0.0
土地	3,731,611	3,476,159	93.2	17.1	3,736,754	3,467,441	92.8	16.9	8,718	0.3	1.7
家屋	4,085,309	3,781,568	92.6	18.6	3,973,811	3,664,150	92.2	17.8	117,418	3.2	△ 1.7
償却資産	1,702,307	1,607,212	94.4	7.9	1,747,696	1,647,317	94.3	8.0	△ 40,105	△ 2.4	0.2
(イ) 交付金	96,311	96,311	100.0	0.5	95,530	95,530	100.0	0.5	781	0.8	0.7
ウ 軽自動車税	197,756	177,577	89.8	0.9	194,230	173,939	89.6	0.8	3,638	2.1	3.1
エ 市町村たばこ税	787,679	787,615	100.0	3.9	766,660	766,630	100.0	3.7	20,985	2.7	△ 5.2
オ 鉱産税	1,754	1,754	100.0	0.0	1,950	1,950	100.0	0.0	△ 196	△ 10.1	0.4
カ 特別土地保有税	14,584	2,923	20.0	0.0	15,123	2,017	13.3	0.0	906	44.9	△47.2
(2) 法定外普通税	1,503	1,407	93.6	0.0	1,301	1,218	93.6	0.0	189	15.5	△ 6.8
2 目的税	1,694,163	1,609,084	95.0	7.9	1,673,208	1,584,073	94.7	7.7	25,011	1.6	0.7
(1) 法定目的税	1,692,410	1,607,333	95.0	7.9	1,671,955	1,582,820	94.7	7.7	24,513	1.5	0.7
ア 入湯税	23,719	22,349	94.2	0.1	24,060	22,790	94.7	0.1	△ 441	△ 1.9	△ 3.9
イ 事業所税	331,877	329,464	99.3	1.6	330,229	327,465	99.2	1.6	1,999	0.6	1.5
ウ 都市計画税	1,336,778	1,255,486	93.9	6.2	1,317,626	1,232,527	93.5	6.0	22,959	1.9	0.6
エ 水利地益税	36	34	94.4	0.0	39	37	94.9	0.0	△ 3	△ 8.1	△11.9
(2) 法定外目的税	1,754	1,751	99.8	0.0	1,253	1,253	100.0	0.0	498	39.7	△28.4
3 旧法による税	4	4	100.0	0.0	4	4	100.0	0.0	0	0.0	△69.2
合 計	21,736,875	20,290,093	93.3	100.0	22,014,280	20,528,413	93.3	100.0	△ 238,320	△ 1.2	△ 5.1

(注) 収入額は、「第10表 歳入決算額の状況」の地方税の決算額に東京都が徴収した市町村税相当額(平成22年度1,906,081百万円、平成21年度1,854,300百万円)を加算した額である。

第13表 法定外普通税の状況

その1 道府県税

(単位 百万円)

区 分	平成 22 年度		平成 21 年度		比 較	
	団 体 数 (A)	収 入 額 (B)	団 体 数 (C)	収 入 額 (D)	団 体 数 (A)-(C)	増 減 額 (B)-(D)
石油価格調整税	1	1,001	1	981	-	20
核燃料税	11	23,172	11	22,897	-	275
核燃料物質等取扱税	1	15,064	1	11,118	-	3,946
核燃料等取扱税	1	1,157	1	601	-	556
臨時特例企業税	1	18	1	625	-	△607
合 計	15	40,412	15	36,222	-	4,190

(注)「団体数」には、収入のあった団体数を計上している。

その2 市町村税

(単位 百万円)

区 分	平成 22 年度		平成 21 年度		比 較	
	団 体 数 (A)	収 入 額 (B)	団 体 数 (C)	収 入 額 (D)	団 体 数 (A)-(C)	増 減 額 (B)-(D)
狭小住戸集合住宅税	1	403	1	223	-	180
砂利採取税	2	11	2	12	-	△1
別荘等所有税	1	560	1	557	-	3
山砂利採取税	1	17	1	16	-	1
歴史と文化の環境税	1	61	1	70	-	△9
使用済核燃料税	1	354	1	340	-	14
合 計	7	1,407	7	1,218	-	189

(注)「団体数」には、収入のあった団体数を計上している。

第14表 法定外目的税の状況

その1 道府県税

(単位 百万円)

区 分	平成 22 年度		平成 21 年度		比 較	
	団 体 数 (A)	収 入 額 (B)	団 体 数 (C)	収 入 額 (D)	団 体 数 (A)-(C)	増 減 額 (B)-(D)
産業廃棄物税	21	4,341	21	3,992	-	349
宿泊税	1	1,037	1	1,010	-	27
産業廃棄物処理税	1	451	1	420	-	31
産業廃棄物埋立税	1	581	1	511	-	70
産業廃棄物処分場税	1	6	1	5	-	1
乗鞍環境保全税	1	22	1	21	-	1
産業廃棄物減量税	1	492	1	379	-	113
循環資源利用促進税	1	794	1	736	-	58
資源循環促進税	1	263	1	178	-	85
合 計	29	7,988	29	7,253	-	735

(注)「団体数」には、収入のあった団体数を計上している。

その2 市町村税

(単位 百万円)

区 分	平成 22 年度		平成 21 年度		比 較	
	団 体 数 (A)	収 入 額 (B)	団 体 数 (C)	収 入 額 (D)	団 体 数 (A)-(C)	増 減 額 (B)-(D)
使用済核燃料税	1	573	1	558	-	15
遊漁税	1	10	1	11	-	△1
環境未来税	1	1,161	1	678	-	483
環境協力税	2	6	2	7	-	△1
合 計	5	1,751	5	1,253	-	498

(注)「団体数」には、収入のあった団体数を計上している。

第15表 超過課税の状況

その1 道府県税

(単位 百万円)

区 分	平成 22 年 度		平成 21 年 度		比 較	
	団 体 数 (A)	収 入 額 (B)	団 体 数 (C)	収 入 額 (D)	団 体 数 (A)-(C)	増 減 額 (B)-(D)
道府県民税個人均等割	30	17,472	30	17,516	—	△ 44
道府県民税所得割	1	2,472	1	2,729	—	△ 257
道府県民税法人均等割	30	8,985	30	8,393	—	592
道府県民税法人税割	46	82,400	46	73,528	—	8,872
事業税法人分	8	97,702	8	77,191	—	20,511
自動車税	1	8	1	4	—	4
合 計	—	209,040	—	179,360	—	29,680

その2 市町村税

(単位 百万円)

区 分	平成 22 年 度		平成 21 年 度		比 較	
	団 体 数 (A)	収 入 額 (B)	団 体 数 (C)	収 入 額 (D)	団 体 数 (A)-(C)	増 減 額 (B)-(D)
市 町 村 民 税	1,003	220,749	1,002	202,010	1	18,739
個人均等割	3	1,690	3	1,498	—	192
所得割	2	70	2	75	—	△ 5
法人均等割	398	15,314	396	14,601	2	713
法人税割	999	203,675	996	185,836	3	17,839
固定資産税	164	37,189	168	37,706	△ 4	△ 517
土地	164	12,071	167	12,339	△ 3	△ 268
家屋	164	16,068	168	15,813	△ 4	255
償却資産	164	9,051	166	9,554	△ 2	△ 503
軽自動車税	33	715	33	666	—	49
鉱産税	12	9	11	8	1	1
入湯税	3	23	2	23	1	0
旧法による税	—	—	—	—	—	—
合 計	—	258,685	—	240,413	—	18,272

(注)「市町村民税法人税割」には、東京都が徴収した市町村税相当額(67,447百万円)を含む。

第16表 地方税徴収率の推移

その1 道府県税

(単位 %)

区 分	現 年 課 税 分	滞 納 繰 越 分	合 計
平成 17 年 度	98.9	23.9	96.3
18	98.9	24.9	96.7
19	98.6	26.2	96.8
20	98.5	27.5	96.4
21	98.3	26.4	95.4
22	98.5	25.8	95.1

(注) 地方消費税を控除して算出した。

その2 市町村税

(単位 %)

区 分	現 年 課 税 分	滞 納 繰 越 分	合 計
平成 17 年 度	98.2	18.8	92.7
18	98.3	19.1	93.3
19	98.2	19.6	93.7
20	98.1	19.5	93.6
21	98.0	19.8	93.3
22	98.2	20.6	93.3

第17表 国税と地方税の収入状況

(単位 億円・%)

区分	租 税 総 額						国 税						地 方 税					
	合 計		直 接 税		間 接 税 等		計		直 接 税		間 接 税 等		計		直 接 税		間 接 税 等	
昭和10年度	18	100.0	10	55.0	8	45.0	12	100.0	4	35.0	8	65.0	6	100.0	6	92.9	0	7.1
15	50	100.0	34	68.3	16	31.7	42	100.0	27	63.9	15	36.1	8	100.0	7	92.0	1	8.0
平成2年度	962,302	100.0	763,578	79.3	198,724	20.7	627,798	100.0	462,971	73.7	164,827	26.3	334,504	100.0	300,607	89.9	33,897	10.1
3	982,837	100.0	779,385	79.3	203,452	20.7	632,110	100.0	463,073	73.3	169,037	26.7	350,727	100.0	316,312	90.2	34,415	9.8
4	919,647	100.0	716,420	77.9	203,227	22.1	573,964	100.0	405,520	70.7	168,444	29.3	345,683	100.0	310,900	89.9	34,783	10.1
5	907,055	100.0	697,936	76.9	209,119	23.1	571,142	100.0	396,582	69.4	174,560	30.6	335,913	100.0	301,354	89.7	34,559	10.3
6	865,398	100.0	646,375	74.7	219,023	25.3	540,007	100.0	359,567	66.6	180,440	33.4	325,391	100.0	286,808	88.1	38,583	11.9
7	886,380	100.0	659,746	74.4	226,634	25.6	549,630	100.0	363,519	66.1	186,111	33.9	336,750	100.0	296,227	88.0	40,523	12.0
8	903,198	100.0	669,958	74.2	233,240	25.8	552,261	100.0	360,476	65.3	191,785	34.7	350,937	100.0	309,482	88.2	41,455	11.8
9	917,562	100.0	666,444	72.6	251,118	27.4	556,007	100.0	352,325	63.4	203,682	36.6	361,555	100.0	314,119	86.9	47,436	13.1
10	871,199	100.0	600,022	68.9	271,177	31.1	511,977	100.0	303,397	59.3	208,580	40.7	359,222	100.0	296,625	82.6	62,597	17.4
11	842,400	100.0	569,906	67.7	272,494	32.3	492,139	100.0	281,293	57.2	210,846	42.8	350,261	100.0	288,613	82.4	61,648	17.6
12	882,673	100.0	618,121	70.0	264,552	30.0	527,209	100.0	323,193	61.3	204,016	38.7	355,464	100.0	294,928	83.0	60,536	17.0
13	855,172	100.0	593,753	69.4	261,419	30.6	499,684	100.0	297,393	59.5	202,291	40.5	355,488	100.0	296,360	83.4	59,128	16.6
14	792,227	100.0	534,216	67.4	258,011	32.6	458,442	100.0	257,891	56.3	200,551	43.7	333,785	100.0	276,325	82.8	57,460	17.2
15	780,351	100.0	524,493	67.2	255,858	32.8	453,694	100.0	254,727	56.1	198,967	43.9	326,657	100.0	269,766	82.6	56,891	17.4
16	816,417	100.0	556,131	68.1	260,286	31.9	481,029	100.0	279,858	58.2	201,171	41.8	335,388	100.0	276,273	82.4	59,115	17.6
17	870,949	100.0	605,181	69.5	265,769	30.5	522,905	100.0	315,413	60.3	207,492	39.7	348,044	100.0	289,768	83.3	58,277	16.7
18	906,231	100.0	640,997	70.7	265,233	29.3	541,169	100.0	335,007	61.9	206,162	38.1	365,062	100.0	305,990	83.8	59,071	16.2
19	929,226	100.0	668,234	71.9	260,992	28.1	526,558	100.0	323,272	61.4	203,286	38.6	402,668	100.0	344,962	85.7	57,706	14.3
20	853,894	100.0	606,048	71.0	247,845	29.0	458,309	100.0	264,507	57.7	193,802	42.3	395,585	100.0	341,542	86.3	54,043	13.7
21	754,262	100.0	513,769	68.1	240,492	31.9	402,433	100.0	212,940	52.9	189,492	47.1	351,830	100.0	300,829	85.5	51,000	14.5
22	780,237	100.0	536,362	68.7	243,875	31.3	437,074	100.0	246,225	56.3	190,849	43.7	343,163	100.0	290,137	84.5	53,026	15.5

- (注) 1 国税は特別会計及び日本専売公社納付金を含む。
 2 国税における直接税、間接税等の区分は次のとおりである。
 直接税……所得税、法人税、法人特別税、相続税、地価税、法人臨時特別税、会社臨時特別税、地方法人特別税、地租、営業収益税、営業税、資本利子税、法人資本税、釧路区税、釧路市税、外貨債特別税、取引所営業税、臨時利得税、利益配当税、公債及び社債利子税、配当利子特別税、増加所得税、非戦災者特別税、戦時利得税、北支事件特別税、富裕税、再評価税、旧税、還付税及び琉球政府諸税
 間接税等…直接税以外のもの
 3 地方税は、地方分与税（配付税）、地方交付税（臨時地方特別交付金等を含む。）及び地方譲与税等（消費譲与税相当額及び所得譲与税相当額を含む。）を含まない。
 4 地方税における直接税、間接税等の区分は次のとおりである。
 直接税……道府県民税、事業税、特別所得税、自動車税、釧路区税、狩猟者税、狩猟免許税、狩猟者登録税、市町村民税、固定資産税、自転車荷車税、軽自動車税、釧路市特別土地保有税、目的税（平成20年度までの自動車取得税、平成20年度までの軽油引取税、入湯税、法定外目的税を除く。）、国税附加税、特別地租、家屋税、営業税、段別税、電柱税、漁業権税、軌道税、船舶税、電話加入権税、電話税、雑種税（一部）、段別割、戸数割、戸別割、家屋割、扇風機税、と畜税、犬税、使用人税、舟税、自転車税、荷車税及び金庫税
 間接税等…直接税以外の諸税

資料編

歳入

第18表 国民所得に対する租税負担率

(単位 億円・%)

区 分	国 民 所 得		租 税 負 担 額								租 税 負 担 率				
	名目額	指数	国税 (A)	指数	地 方 税 (B)	指数	地方税の内訳		計 (A)+(B)	指数	国税	地方税	地方税の内訳		計
							道府 県税	市町 村税					道府 県税	市町 村税	
昭和9~11 年度	144	—	12	—	6	—	2	4	18	—	8.5	4.4	1.8	2.6	12.9
16	358	—	49	—	9	—	2	7	58	—	13.8	2.5	0.6	2.0	16.2
36	160,819	100	22,269	100	9,065	100	4,442	4,623	31,334	100	13.8	5.6	2.8	2.9	19.5
平成13年度	3,667,838	2,281	499,684	2,244	355,488	3,922	155,303	200,185	855,172	2,729	13.6	9.7	4.2	5.5	23.3
14	3,638,901	2,263	458,442	2,059	333,785	3,682	138,035	195,750	792,227	2,528	12.6	9.2	3.8	5.4	21.8
15	3,681,009	2,289	453,694	2,037	326,657	3,603	136,931	189,726	780,351	2,490	12.3	8.9	3.7	5.2	21.2
16	3,700,883	2,301	481,029	2,160	335,388	3,700	144,870	190,518	816,417	2,606	13.0	9.1	3.9	5.1	22.1
17	3,740,848	2,326	522,905	2,348	348,044	3,839	152,269	195,775	870,949	2,780	14.0	9.3	4.1	5.2	23.3
18	3,781,051	2,351	541,169	2,430	365,062	4,027	163,243	201,819	906,231	2,892	14.3	9.7	4.3	5.3	24.0
19	3,810,615	2,370	526,558	2,365	402,668	4,442	186,642	216,026	929,226	2,966	13.8	10.6	4.9	5.7	24.4
20	3,547,672	2,206	458,309	2,058	395,585	4,364	179,280	216,305	853,894	2,725	12.9	11.2	5.1	6.1	24.1
21	3,425,189	2,130	402,433	1,807	351,830	3,881	146,545	205,284	754,262	2,407	11.7	10.3	4.3	6.0	22.0
22	3,492,777	2,172	437,074	1,963	343,163	3,786	140,262	202,901	780,237	2,490	12.5	9.8	4.0	5.8	22.3

(注) 1 国民所得は、内閣府経済社会総合研究所の推計により、平成13年度以降は「国民経済計算 (93SNA)」、昭和36年度は「国民経済計算 (68SNA)」、昭和16年度以前は「国民経済計算 (53SNA)」による数値であり、接続しない。
 2 国税は特別会計及び日本専売公社納付金を含む。

第19表 国民所得に対する租税負担率の外国との比較

(単位 %)

区 分	日 本			ア メ リ カ			イ ギ リ ス			ド イ ツ			フ ラ ン ス		
	国 税	地方税	合 計	連邦税	州 税	合 計	国 税	地方税	合 計	連邦税	州 税	合 計	国 税	地方税	合 計
昭和9~11年度	8.5	4.4	12.9	6.0	...	17.3	18.1	4.5	22.6	15.8		22.1	18.5
16	13.8	2.5	16.2	12.0	...	20.1	28.5	3.3	31.8	33.1	
19	22.3	1.5	23.8	19.2	...	24.0	38.6	2.9	41.5	42.2	
25	16.9	5.6	22.4	18.0	...	24.8	34.3	3.1	37.4	22.2		25.4	22.4	3.6	26.0
30	13.4	5.5	18.9	18.3	...	25.5	30.0	3.1	33.0	25.8		29.8	21.4	3.6	25.0
35	13.3	5.5	18.9	18.1	4.3	26.7	26.5	3.7	30.2	24.5		28.5	24.4	3.7	28.1
40	12.2	5.8	18.0	15.8	...	24.6	27.6	4.2	31.8	25.8		29.4	25.4	4.1	29.5
45	12.7	6.1	18.9	17.2	...	27.5	35.3	4.5	39.7	...		25.5	27.4
50	11.7	6.6	18.3	14.4	6.2	25.2	30.7	4.8	35.5	14.0	9.0	26.5	24.0	3.5	27.5
55	13.9	7.8	21.7	15.5	6.1	25.5	34.1	5.0	39.1	14.6	9.7	28.3	26.6	3.8	30.4
60	15.0	8.9	24.0	13.2	6.3	23.5	36.2	5.1	41.3	13.9	9.4	27.1	27.7	5.0	32.7
平成2年度	18.1	9.6	27.7	13.9	6.6	25.1	36.8	3.4	40.2	13.4	8.8	25.6	26.1	5.2	31.3
7	14.9	9.1	24.0	14.3	6.8	25.6	36.0	1.7	37.7	15.9	10.7	30.3	26.9	6.4	33.3
12	14.2	9.6	23.7	16.2	6.6	27.0	38.2	1.9	40.1	15.7	11.3	30.8	31.9	6.0	37.9
13	13.6	9.7	23.3	15.0	6.5	25.8	37.2	2.0	39.2	15.2	10.8	29.5	31.7	5.8	37.5
14	12.6	9.2	21.8	12.6	6.3	23.4	35.0	2.0	37.0	15.0	10.5	28.8	30.9	5.9	36.8
15	12.3	8.9	21.2	12.0	6.2	22.9	33.9	2.1	36.0	15.0	10.4	28.6	30.1	5.9	36.0
16	13.0	9.1	22.1	12.1	6.3	23.1	34.2	2.1	36.3	13.9	10.0	27.3	30.4	6.5	36.9
17	14.0	9.3	23.3	13.5	6.6	24.8	34.7	2.2	36.9	14.2	9.9	27.6	30.7	6.8	37.5
18	14.3	9.7	24.0	14.3	6.6	25.6	36.2	2.2	38.4	14.4	10.2	28.5	30.6	6.9	37.5
19	13.8	10.6	24.4	14.6	6.7	26.1	35.6	2.2	37.8	15.3	10.9	30.2	29.9	7.0	36.9
20	12.9	11.2	24.1	12.5	6.6	24.0	34.1	2.1	36.2	15.3	11.0	30.4	29.7	7.1	36.8
21	11.7	10.3	22.0	10.3	6.2	21.6	32.7	2.3	35.0	15.7	10.7	30.3	27.4	7.5	34.9
22	12.5	9.8	22.3

(注) 1 国税は特別会計及び日本専売公社納付金を含む。
 2 財務省調べによる。
 3 日本以外は、暦年計数である。

第20表 地方譲与税の状況

(単位 百万円・%)

区 分	平 成 2 2 年 度			平 成 2 1 年 度			比 較		
	都道府県	市 町 村	計 (A)	都道府県	市 町 村	計 (B)	増 減 額 (A)-(B) (C)	増 減 率 (C)/(B)×100	前 年 度 増 減 率
地方揮発油譲与税	163,323	142,658	305,981	92,421	80,211	172,632	133,349	77.2	皆増
地方道路譲与税	0	0	1	63,523	55,128	118,651	△118,650	△100.0	△57.2
特別とん譲与税	364	11,592	11,956	362	10,457	10,820	1,136	10.5	△9.6
石油ガス譲与税	10,688	1,770	12,458	10,581	1,769	12,350	108	0.9	△4.2
自動車重量譲与税	—	308,131	308,131	—	327,010	327,010	△18,879	△5.8	△9.8
航空機燃料譲与税	2,943	11,773	14,716	2,923	11,693	14,616	100	0.7	1.8
地方法人特別譲与税	1,415,945	—	1,415,945	640,473	—	640,473	775,472	121.1	皆増
合 計	1,593,264	475,925	2,069,189	810,283	486,267	1,296,551	772,638	59.6	91.0

第21表 地方交付税の状況

その1 収入状況

(単位 百万円・%)

区 分	平成22年度						平成21年度 地方交付税		比 較		
	普通交付税		特別交付税		計		交付額(B)	構成比	増減額 (A)-(B) (C)	増減率 (C)/(B) ×100	前年度 増減率
	交付額	構成比	交付額	構成比	交付額(A)	構成比					
都道府県	8,622,011	53.3	144,453	14.0	8,766,464	51.0	8,184,136	51.7	582,328	7.1	0.8
市町村	7,539,753	46.7	887,334	86.0	8,427,087	49.0	7,636,101	48.3	790,986	10.4	4.8
政令指定都市	(612,637) 612,637	(3.8) 3.8	32,341	3.1	(644,977) 644,977	(3.8) 3.8	595,369	3.8	(49,608) 49,608	(8.3) 8.3	9.8
中核市	(696,396) 696,396	(4.3) 4.3	49,996	4.8	(746,393) 746,393	(4.3) 4.3	649,653	4.1	(96,740) 96,740	(14.9) 14.9	7.4
特例市	(321,146) 321,146	(2.0) 2.0	36,343	3.5	(357,489) 357,489	(2.1) 2.1	285,483	1.8	(72,006) 72,006	(25.2) 25.2	2.9
都市	(3,966,250) 3,966,250	(24.5) 24.5	536,682	52.0	(4,502,932) 4,502,932	(26.2) 26.2	4,022,254	25.4	(480,678) 480,678	(12.0) 12.0	5.3
町村	(1,943,324) 1,943,324	(12.0) 12.0	231,972	22.5	(2,175,296) 2,175,296	(12.7) 12.7	2,083,342	13.2	(91,954) 91,954	(4.4) 4.4	2.0
合 計	16,161,764	100.0	1,031,787	100.0	17,193,551	100.0	15,820,237	100.0	1,373,314	8.7	2.7

(注) 1 市町村分の区分は、平成22年4月1日現在である。なお、特別交付税については、平成23年3月31日現在のものである。
 2 市町村分の区分中()書きの数値は、平成22年4月2日から平成23年3月31日までにおける市町村合併等による異動後の数値である。
 3 平成22年度は、再算定後の数値を計上している。その2~4において同じ。

その2 普通交付税算定状況(平成22年度)

(単位 百万円)

区 分	基準財政需要額			基準財政収入額			財源超過額	財源不足額	普 通 交付税額
	財源不足 団 体	財源超過 団 体	計	財源不足 団 体	財源超過 団 体	計			
都道府県	17,283,771	1,762,337	19,046,108	8,661,760	1,544,933	10,206,693	—	8,622,011	8,622,011
市町村	20,096,805	2,215,788	22,312,593	12,557,052	2,911,359	15,468,410	695,570	7,539,753	7,539,753
政令指定都市	4,052,198	1,505,675	5,557,873	3,439,562	2,101,306	5,540,867	595,631	612,637	612,637
中核市	2,529,591	0	2,529,591	1,833,194	0	1,833,194	0	696,396	696,396
特例市	1,482,519	28,953	1,511,472	1,161,373	32,138	1,193,510	3,184	321,146	321,146
都市	8,968,253	578,200	9,546,454	5,002,003	649,350	5,651,354	71,150	3,966,250	3,966,250
町村	3,064,243	102,960	3,167,204	1,120,920	128,565	1,249,484	25,605	1,943,324	1,943,324
合 計	37,380,576	3,978,125	41,358,701	21,218,812	4,456,291	25,675,103	695,570	16,161,764	16,161,764

(注) 1 市町村分は、一般算定分と合併算定替分とを単純に合算したものである。
 2 特別区は、財源超過団体として政令指定都市に含めた。その3において同じ。

その3 基準財政需要額及び基準財政収入額の状況

(単位 百万円・%)

区 分	平成22年度			平成21年度			比 較			
	基準財政 需要額 (A)	基準財政 収入額 (B)	比 率 (B)/(A) ×100	基準財政 需要額 (C)	基準財政 収入額 (D)	比 率 (D)/(C) ×100	基準財政需要額		基準財政収入額	
							増減額 (A)-(C) (E)	増減率 (E)/(C) ×100	増減額 (B)-(D) (F)	増減率 (F)/(D) ×100
都道府県	19,046,108	10,206,693	53.6	19,525,827	11,712,366	60.0	△ 479,719	△ 2.5	△ 1,505,673	△ 12.9
市町村	22,312,593	15,468,410	69.3	21,672,673	16,005,450	73.9	639,920	3.0	△ 537,040	△ 3.4
政令指定都市	5,557,873	5,540,867	99.7	5,346,275	5,659,012	105.8	211,598	4.0	△ 118,145	△ 2.1
中核市	2,529,591	1,833,194	72.5	2,435,946	1,836,082	75.4	93,645	3.8	△ 2,888	△ 0.2
特例市	1,511,472	1,193,510	79.0	1,383,321	1,165,469	84.3	128,151	9.3	28,041	2.4
都市	9,546,454	5,651,354	59.2	9,267,457	5,925,192	63.9	278,997	3.0	△ 273,838	△ 4.6
町村	3,167,204	1,249,484	39.5	3,239,673	1,419,696	43.8	△ 72,469	△ 2.2	△ 170,212	△ 12.0
合 計	41,358,701	25,675,103	62.1	41,198,500	27,717,816	67.3	160,201	0.4	△ 2,042,713	△ 7.4

第21表 地方交付税の状況（つづき）

その4 普通交付税交付・不交付団体数の状況

（単位 %）

区 分	平成 22 年 度						平成 21 年 度						比 較			
	交 付		不 交 付		計		交 付		不 交 付		計		交 付		不 交 付	
	増減数	増減率	増減数	増減率	増減数	増減率	増減数	増減率	増減数	増減率	増減数	増減率	増減数	増減率	増減数	増減率
都 道 府 県	46	97.9	1	2.1	47	100.0	46	97.9	1	2.1	47	100.0	0	0.0	0	0.0
市 町 村	1,657	95.9	70	4.1	1,727	100.0	1,626	91.5	151	8.5	1,777	100.0	31	1.9	△81	△53.6
政令指定都市	18	94.7	1 (1)	5.3	19 (1)	100.0	13	72.2	5 (1)	27.8	18 (1)	100.0	5	38.5	△4	△80.0
中 核 市	39	97.5	1	2.5	40	100.0	34	82.9	7	17.1	41	100.0	5	14.7	△6	△85.7
特 例 市	39	95.1	2	4.9	41	100.0	26	63.4	15	36.6	41	100.0	13	50.0	△13	△86.7
都 市	651	94.9	35	5.1	686	100.0	613	89.8	70	10.2	683	100.0	38	6.2	△35	△50.0
町 村	910	96.7	31	3.3	941	100.0	940	94.6	54	5.4	994	100.0	△30	△3.2	△23	△42.6
合 計	1,703	96.0	71	4.0	1,774	100.0	1,672	91.7	152	8.3	1,824	100.0	31	1.9	△81	△53.3

(注) 1 都道府県の不交付団体は、平成22年度及び平成21年度ともに東京都である。
 2 特別区は、地方交付税法第21条（都等の特例）の規定のため、政令指定都市の下段に（ ）外書きとしている。

第22表 一般財源の状況

その1 総 括

（単位 百万円）

区 分	平成 22 年 度			平成 21 年 度			増 減 額		
	都道府県	市町村	純計額	都道府県	市町村	純計額	都道府県	市町村	純計額
地 方 税	15,932,318	18,384,012	34,316,330	16,508,841	18,674,113	35,182,954	△ 576,523	△ 290,101	△ 866,624
地 方 譲 与 税	1,593,264	475,925	2,069,189	810,283	486,267	1,296,551	782,981	△ 10,342	772,638
地方特例交付金等	156,631	226,534	383,165	216,047	245,964	462,011	△ 59,416	△ 19,430	△ 78,846
地 方 交 付 税	8,766,464	8,427,087	17,193,551	8,184,136	7,636,101	15,820,237	582,328	790,986	1,373,314
市町村たばこ税 都道府県交付金	612	—	—	1,372	—	—	△ 760	—	—
利子割交付金	—	76,921	—	—	80,616	—	—	△ 3,695	—
配当割交付金	—	33,264	—	—	27,512	—	—	5,752	—
株式等譲渡所得割交付金	—	11,913	—	—	13,131	—	—	△ 1,218	—
地方消費税交付金	—	1,270,731	—	—	1,272,802	—	—	△ 2,071	—
ゴルフ場利用税交付金	—	38,414	—	—	40,994	—	—	△ 2,580	—
特別地方消費税交付金	—	2	—	—	4	—	—	△ 2	—
自動車取得税交付金	—	138,171	—	—	158,527	—	—	△ 20,356	—
軽油引取税交付金	—	120,504	—	—	115,691	—	—	4,813	—
小計（一般財源）	26,449,289	29,203,478	53,962,235	25,720,679	28,751,723	52,761,753	728,610	451,755	1,200,482
そ の 他 の 財 源	23,616,823	24,650,547	43,549,266	25,247,521	24,802,994	45,603,942	△1,630,698	△ 152,447	△2,054,676
歳 入 合 計	50,066,112	53,854,025	97,511,501	50,968,200	53,554,717	98,365,695	△ 902,088	299,308	△ 854,194

第22表 一般財源の状況（つづき）

その2 市町村

(単位 百万円・%)

区 分	政令指定都市			中 核 市			特 例 市			都 市			町 村			特 別 区		
	決算額	構成比	増減率	決算額	構成比	増減率	決算額	構成比	増減率	決算額	構成比	増減率	決算額	構成比	増減率	決算額	構成比	増減率
地 方 税	4,768,778	39.9	1.1	2,459,317	40.0	△ 5.2	1,634,763	43.1	△ 1.7	7,165,850	33.1	△ 1.4	1,450,386	22.4	△ 1.1	904,918	28.5	△ 6.3
地方譲与税	82,500	0.7	1.3	49,829	0.8	△ 5.7	33,480	0.9	△ 1.1	214,815	1.0	△ 2.4	79,299	1.2	△ 2.6	16,002	0.5	△ 3.1
地方特例交付金等	48,875	0.4	△16.2	27,195	0.4	△16.4	20,093	0.5	△ 7.6	94,751	0.4	△ 0.1	22,877	0.4	13.3	12,742	0.4	△30.4
地方交付税	644,977	5.4	8.3	746,393	12.1	13.0	357,489	9.4	21.8	4,502,932	20.8	10.6	2,175,296	33.5	7.9	-	-	-
利子割交付金	15,692	0.1	△ 1.8	9,212	0.1	△10.1	6,288	0.2	△ 7.5	27,775	0.1	△ 5.2	4,918	0.1	△ 6.7	13,036	0.4	0.0
配当割交付金	7,693	0.1	25.4	3,901	0.1	12.5	3,054	0.1	22.4	11,696	0.1	19.1	2,002	0.0	21.5	4,918	0.2	24.5
株式等譲渡所得割交付金	2,696	0.0	△10.3	1,387	0.0	△16.4	1,040	0.0	△13.8	4,477	0.0	△ 6.2	798	0.0	△ 0.7	1,515	0.0	△ 9.8
地方消費税交付金	271,686	2.3	2.2	158,049	2.6	△ 4.0	102,513	2.7	△ 0.2	497,307	2.3	△ 0.2	109,199	1.7	△ 0.2	131,978	4.2	△ 0.2
ゴルフ場利用税交付金	2,153	0.0	3.9	3,119	0.1	△12.1	1,926	0.1	△ 5.8	22,681	0.1	△ 6.4	8,495	0.1	△ 6.0	40	0.0	△ 6.0
特別地方消費税交付金	2	0.0	△18.0	0	0.0	△88.2	0	0.0	皆増	0	0.0	△27.4	0	0.0	皆増	-	-	-
自動車取得税交付金	28,642	0.2	△14.6	12,649	0.2	△20.0	10,150	0.3	△14.2	58,557	0.3	△13.1	19,147	0.3	△12.6	9,026	0.3	11.7
軽油引取税交付金	120,504	1.0	4.2	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
小計(一般財源)	5,994,197	50.1	1.7	3,471,051	56.4	△ 2.0	2,170,796	57.2	1.5	12,600,842	58.2	2.6	3,872,418	59.7	3.7	1,094,175	34.5	△ 5.6
その他の財源	5,967,991	49.9	0.2	2,682,649	43.6	△ 5.0	1,624,489	42.8	△ 0.9	9,066,730	41.8	△ 0.2	2,616,498	40.3	1.9	2,078,019	65.5	△ 1.7
歳入合計	11,962,188	100.0	0.9	6,153,700	100.0	△ 3.3	3,795,285	100.0	0.4	21,667,572	100.0	1.4	6,488,916	100.0	3.0	3,172,194	100.0	△ 3.1

第23表 一般財源の推移

その1 純 計

(単位 百万円・%)

区 分	地 方 税			地 方 譲 与 税			地方特例交付金等			地 方 交 付 税			合 計		
	決算額	指数	対前年度増減率	決算額	指数	対前年度増減率	決算額	指数	対前年度増減率	決算額	指数	対前年度増減率	決算額	指数	対前年度増減率
昭和36年度	906,475	100	21.8	45,449	100	25.7	(639,860)	(100)	(皆増)	401,704	100	29.2	1,353,628	100	24.0
平成16年度	33,538,805	3,700	2.7	1,164,074	2,561	67.7	1,104,834	173	9.8	17,020,109	4,237	△ 5.8	52,827,821	3,903	0.7
17	34,804,409	3,840	3.8	1,848,962	4,068	58.8	1,518,006	237	37.4	16,958,719	4,222	△ 0.4	55,130,096	4,073	4.4
18	36,506,160	4,027	4.9	3,728,536	8,204	101.7	815,960	128	△ 46.2	15,995,350	3,982	△ 5.7	57,046,006	4,214	3.5
19	40,266,817	4,442	10.3	714,562	1,572	△ 80.8	311,983	49	△ 61.8	15,202,745	3,785	△ 5.0	56,496,107	4,174	△ 1.0
20	39,558,526	4,364	△ 1.8	678,826	1,494	△ 5.0	539,108	84	72.8	15,406,082	3,835	1.3	56,182,542	4,151	△ 0.6
21	35,182,954	3,881	△ 11.1	1,296,551	2,853	91.0	462,011	72	△ 14.3	15,820,237	3,938	2.7	52,761,753	3,898	△ 6.1
22	34,316,330	3,786	△ 2.5	2,069,189	4,553	59.6	383,165	60	△ 17.1	17,193,551	4,280	8.7	53,962,235	3,986	2.3

(注) 地方特例交付金等の()書きは平成11年度の数値である。その2、その3において同じ。

第23表 一般財源の推移（つづき）

その2 都道府県

（単位 百万円・％）

区分	地 方 税			地 方 譲 与 税			地方特例交付金等			地 方 交 付 税			市町村たばこ税 都道府県交付金			合 計		
	決算額	指数	対前年度 増減率	決算額	指数	対前年度 増減率	決算額	指数	対前年度 増減率	決算額	指数	対前年度 増減率	決算額	指数	対前年度 増減率	決算額	指数	対前年度 増減率
昭和 36年度	497,725	100	26.1	43,939	100	25.7	(142,188)	(100)	(皆増)	267,744	100	26.8	—	—	—	809,408	100	26.3
平成 16年度	16,306,851	3,276	5.7	402,981	917	131.4	464,113	326	32.1	9,308,168	3,477	△ 6.7	—	—	—	26,482,113	3,272	2.1
17	17,137,360	3,443	5.1	853,575	1,943	111.8	872,575	614	88.0	9,221,643	3,444	△ 0.9	1,873	100	皆増	28,087,026	3,470	6.1
18	18,345,200	3,686	7.0	2,358,589	5,368	176.3	280,920	198	△ 67.8	8,622,328	3,220	△ 6.5	3,818	204	103.8	29,610,855	3,658	5.4
19	20,793,974	4,178	13.3	177,468	404	△ 92.5	178,317	125	△ 36.5	8,176,235	3,054	△ 5.2	2,350	125	△ 38.4	29,328,343	3,623	△ 1.0
20	20,012,065	4,021	△ 3.8	162,330	369	△ 8.5	292,888	206	64.3	8,119,540	3,033	△ 0.7	2,301	123	△ 2.1	28,589,124	3,532	△ 2.5
21	16,508,841	3,317	△ 17.5	810,283	1,844	399.2	216,047	152	△ 26.2	8,184,136	3,057	0.8	1,372	73	△ 40.4	25,720,679	3,178	△ 10.0
22	15,932,318	3,201	△ 3.5	1,593,264	3,626	96.6	156,631	110	△ 27.5	8,766,464	3,274	7.1	612	33	△ 55.4	26,449,289	3,268	2.8

（注）市町村たばこ税都道府県交付金については、平成17年度を100として指数を算出している。

その3 市町村

（単位 百万円・％）

区分	地 方 税			地 方 譲 与 税			地方特例交付金等			地 方 交 付 税			そ の 他			合 計		
	決算額	指数	対前年度 増減率	決算額	指数	対前年度 増減率	決算額	指数	対前年度 増減率	決算額	指数	対前年度 増減率	決算額	指数	対前年度 増減率	決算額	指数	対前年度 増減率
昭和 36年度	408,750	100	16.9	1,510	100	23.8	(497,672)	(100)	(皆増)	133,960	100	34.2	1,501	100	58.0	545,721	100	20.8
平成 16年度	17,231,954	4,216	△ 0.0	761,093	50,404	46.4	640,721	129	△ 2.2	7,711,941	5,757	△ 4.7	2,015,596	134,284	10.2	28,361,304	5,197	0.1
17	17,667,049	4,322	2.5	995,387	65,920	30.8	645,431	130	0.7	7,737,076	5,776	0.3	1,936,975	129,046	△ 3.9	28,981,918	5,311	2.2
18	18,160,960	4,443	2.8	1,369,946	90,725	37.6	535,040	108	△ 17.1	7,373,022	5,504	△ 4.7	1,997,053	133,048	3.1	29,436,021	5,394	1.6
19	19,472,842	4,764	7.2	537,095	35,569	△ 60.8	133,666	27	△ 75.0	7,026,510	5,245	△ 4.7	1,990,727	132,627	△ 0.3	29,160,840	5,344	△ 0.9
20	19,546,461	4,782	0.4	516,496	34,205	△ 3.8	246,220	49	84.2	7,286,542	5,439	3.7	1,769,450	117,885	△ 11.1	29,365,170	5,381	0.7
21	18,674,113	4,569	△ 4.5	486,267	32,203	△ 5.9	245,964	49	△ 0.1	7,636,101	5,700	4.8	1,709,278	113,876	△ 3.4	28,751,723	5,269	△ 2.1
22	18,384,012	4,498	△ 1.6	475,925	31,518	△ 2.1	226,534	46	△ 7.9	8,427,087	6,291	10.4	1,689,921	112,586	△ 1.1	29,203,478	5,351	1.6

（注）「その他」は、利子割交付金、配当割交付金、株式等譲渡所得割交付金、地方消費税交付金、ゴルフ場利用税交付金、特別地方消費税交付金、自動車取得税交付金及び軽油引取税交付金である。

第24表 一般財源の人口1人当たり額の状況

その1 都道府県

(単位 円・%)

グループ	区 分	地 方 税		地 方 交 付 税		一 般 財 源				
		人 口 1 人 当 たり 額	歳入構成比	人 口 1 人 当 たり 額	歳入構成比	人 口 1 人 当 たり 額	歳入構成比			
A	愛 知 県	112,380	39.7	7,970	2.8	134,252	47.4			
	{	神 奈 川 県	98,786	50.0	10,388	5.3	120,719	61.1		
		千 葉 県	91,663	36.7	27,666	11.1	130,748	52.4		
		大 阪 府	98,584	24.1	34,493	8.4	146,750	35.9		
		埼 玉 県	86,837	39.3	29,306	13.3	127,830	57.8		
		静 岡 県	98,754	34.4	44,745	15.6	156,969	54.6		
		茨 城 県	97,469	28.1	60,377	17.4	171,344	49.4		
		京 都 府	89,375	26.6	62,198	18.5	165,007	49.1		
		兵 庫 県	89,778	23.2	57,686	14.9	160,236	41.4		
		福 岡 県	83,660	27.4	56,248	18.4	152,805	50.0		
		栃 木 県	99,754	25.8	70,565	18.3	184,634	47.8		
		広 島 県	91,256	28.2	67,710	21.0	172,878	53.5		
		群 馬 県	93,463	23.7	70,580	17.9	178,362	45.2		
		滋 賀 県	95,759	26.4	79,666	22.0	189,444	52.3		
重 慶 県	98,650	26.9	78,689	21.5	191,715	52.3				
三 宮 城 県	87,900	24.8	77,641	21.9	179,215	50.5				
岐 阜 県	88,716	24.8	86,207	24.1	189,462	52.9				
岡 山 県	85,426	23.6	85,535	23.6	184,888	51.0				
(平 均)	92,951	29.7	46,706	14.9	152,578	48.8				
B	{	石 川 県	93,800	20.6	112,055	24.6	220,928	48.5		
		香 川 県	92,680	21.9	103,699	24.5	210,607	49.7		
		長 野 県	86,491	21.8	106,211	26.7	207,613	52.2		
		富 山 県	94,078	18.3	114,565	22.3	224,249	43.6		
		福 島 県	85,018	20.7	108,197	26.4	208,231	50.7		
		山 口 県	86,013	18.1	118,267	24.9	219,075	46.1		
		奈 良 県	74,335	22.4	102,208	30.8	188,808	56.9		
		福 井 県	106,322	17.3	153,018	25.0	275,199	44.9		
		愛 媛 県	80,523	19.0	117,566	27.7	212,479	50.1		
		新 潟 県	83,649	18.6	125,176	27.8	223,789	49.8		
		山 梨 県	94,371	16.6	149,094	26.3	258,208	45.5		
		(平 均)	87,097	19.6	116,683	26.2	218,474	49.1		
		C	{	北 海 道	85,249	18.8	127,046	28.0	227,333	50.1
	熊 本 県			71,942	16.1	122,602	27.5	208,467	46.7	
大 分 県	77,077			16.0	141,361	29.4	233,446	48.5		
和 歌 山 県	72,475			13.8	153,340	29.1	239,744	45.5		
佐 賀 県	81,583			15.1	160,417	29.8	256,451	47.6		
山 形 県	74,986			15.1	156,926	31.7	247,734	50.0		
青 森 県	87,276			16.7	157,797	30.3	259,489	49.8		
岩 手 県	74,967			14.0	170,478	31.8	261,310	48.7		
宮 崎 県	70,883			10.9	168,651	25.8	254,214	38.9		
徳 島 県	84,333			13.7	183,623	29.9	282,762	46.1		
(平 均)	79,680			15.9	145,075	28.9	239,598	47.8		
D	{			長 崎 県	66,448	13.6	152,458	31.3	232,584	47.7
				鹿 児 島 県	69,598	14.9	164,212	35.1	248,390	53.0
			沖 縄 県	62,701	14.0	144,060	32.1	218,945	48.8	
		秋 田 県	71,703	12.2	178,404	30.3	265,677	45.1		
		鳥 取 県	75,301	12.2	211,087	34.3	302,682	49.2		
		高 知 県	68,764	11.9	217,561	37.7	302,013	52.3		
	島 根 県	76,643	9.8	243,787	31.3	337,683	43.4			
(平 均)	69,058	12.9	176,605	32.9	260,267	48.5				
E	{	東 京 都	245,335	61.1	—	—	260,713	64.9		
		(163,319)	(51.1)	—	—	(178,697)	(55.9)			
F	{	東 京 都 を 含 む	105,377	28.2	69,069	18.5	188,238	50.3		
		東 京 都 を 含 ま ず	89,867	24.2	76,723	20.7	180,206	48.5		

(注) 1 グループの分類は次による。

グループ	A	B	C	D	E
財政力指数	1.0以上の団体	0.5～1.0の団体	0.4～0.5の団体	0.3～0.4の団体	0.3未満の団体

- (1) 地方税の額は、東京都以外の団体については利子割交付金、配当割交付金、株式等譲渡所得割交付金、地方消費税交付金、ゴルフ場利用税交付金、特別地方消費税交付金、自動車取得税交付金、軽油引取税交付金（以下「8交付金」という。）として市町村に交付する額を除いたものである。
- (2) 東京都の地方税については、上記8交付金のほかに特別区財政調整交付金を除いたものである。
なお、() 内の数値は、東京都の地方税に都が徴収した市町村税相当額が含まれていることを考慮し、上記8交付金のほかに当該市町村税相当額を除いたものを計上している。
- 3 人口1人当たり額は、平成23年3月31日現在住民基本台帳登録人口で除して得た額である。その2において同じ。

第24表 一般財源の人口1人当たり額の状況（つづき）

その2 市町村
 (1) 類型区分
 ア 都市

産業構造		Ⅱ次、Ⅲ次 95%以上		Ⅱ次、Ⅲ次 95%未満	
		Ⅲ次 65%以上	Ⅲ次 65%未満	Ⅲ次 55%以上	Ⅲ次 55%未満
人口	類型	3	2	1	0
50,000人未満	I	I-3	I-2	I-1	I-0
50,000人以上 ~ 100,000人未満	II	II-3	II-2	II-1	II-0
100,000人以上 ~ 150,000人未満	III	III-3	III-2	III-1	III-0
150,000人以上	IV	IV-3	IV-2	IV-1	IV-0

(注) 1 人口及び産業構造は、平成17年国勢調査による。
 2 政令指定都市、特別区、中核市及び特例市についてはそれぞれ1類型とし本表に含まない。

イ 町村

産業構造		Ⅱ次、Ⅲ次 80%以上		Ⅱ次、Ⅲ次 80%未満
		Ⅲ次 55%以上	Ⅲ次 55%未満	
人口	類型	2	1	0
5,000人未満	I	I-2	I-1	I-0
5,000人以上 ~ 10,000人未満	II	II-2	II-1	II-0
10,000人以上 ~ 15,000人未満	III	III-2	III-1	III-0
15,000人以上 ~ 20,000人未満	IV	IV-2	IV-1	IV-0
20,000人以上	V	V-2	V-1	V-0

第24表 一般財源の人口1人当たり額の状況（つづき）

その2 市 町 村（つづき）

(2) 一般財源の人口1人当たり額

(単位 円・%)

類 型	地 方 税		地 方 交 付 税		一 般 財 源	
	人口1人当たり額	歳入構成比	人口1人当たり額	歳入構成比	人口1人当たり額	歳入構成比
政令指定都市	185,049	39.9	25,028	5.4	232,600	50.1
特 別 区	105,736	28.5	—	—	229,221	61.8
中 核 市	149,365	40.0	45,332	12.1	210,811	56.4
特 例 市	149,052	43.1	32,595	9.4	197,926	57.2
都 市						
Ⅰ－0	111,748	20.6	193,195	35.6	325,376	59.9
Ⅰ－1	107,370	20.1	187,901	35.1	314,489	58.8
Ⅰ－2	144,575	34.2	93,177	22.1	256,661	60.8
Ⅰ－3	127,387	25.1	153,736	30.3	299,259	59.0
Ⅱ－0	126,540	26.8	137,138	29.0	284,113	60.1
Ⅱ－1	120,922	28.3	110,706	25.9	249,654	58.3
Ⅱ－2	146,883	40.6	45,336	12.5	209,575	57.9
Ⅱ－3	143,352	40.7	38,728	11.0	197,625	56.1
Ⅲ－0	133,481	30.4	107,618	24.5	261,115	59.4
Ⅲ－1	127,725	31.2	88,747	21.7	233,725	57.2
Ⅲ－2	158,608	43.4	33,893	9.3	209,970	57.4
Ⅲ－3	142,656	42.5	35,988	10.7	193,606	57.6
Ⅳ－0	155,618	44.8	33,463	9.6	209,202	60.3
Ⅳ－1	138,717	34.9	72,327	18.2	228,681	57.5
Ⅳ－2	157,679	43.9	29,238	8.1	204,469	57.0
Ⅳ－3	158,735	48.6	13,448	4.1	187,649	57.4
町 村						
Ⅰ－0	100,176	7.6	609,874	46.3	745,018	56.6
Ⅰ－1	123,036	11.7	454,911	43.3	601,400	57.2
Ⅰ－2	195,396	13.8	561,158	39.5	790,226	55.6
Ⅱ－0	104,507	11.8	389,990	43.9	522,403	58.9
Ⅱ－1	121,719	18.0	264,139	39.1	408,232	60.5
Ⅱ－2	153,906	22.4	213,759	31.1	389,737	56.6
Ⅲ－0	91,424	12.4	322,855	43.6	437,949	59.2
Ⅲ－1	136,356	24.7	184,758	33.5	342,969	62.1
Ⅲ－2	130,359	23.6	173,782	31.4	323,800	58.6
Ⅳ－0	96,919	15.9	248,002	40.8	367,867	60.5
Ⅳ－1	106,192	22.3	168,877	35.4	295,673	62.0
Ⅳ－2	122,084	26.7	136,211	29.8	276,918	60.6
Ⅴ－0	86,292	14.1	259,255	42.4	366,391	60.0
Ⅴ－1	135,540	32.8	100,326	24.3	255,726	62.0
Ⅴ－2	122,782	34.5	76,043	21.4	215,796	60.6

第25表 国・県支出金の状況

その1 国庫支出金の状況

(単位 百万円・%)

区 分	平成22年度						平成21年度 純 計 額		比 較		
	都道府県		市町村		純 計 額				増減額	増減率	前年度増減率
義務教育費負担金	1,560,864	24.8	—	—	1,560,864	10.9	1,592,789	9.5	△ 31,925	△ 2.0	△ 3.4
生活保護費負担金	133,880	2.1	2,317,632	28.9	2,451,512	17.1	2,282,633	13.6	168,879	7.4	11.9
児童保護費等負担金	145,878	2.3	452,320	5.6	598,199	4.2	529,356	3.1	68,843	13.0	4.2
障害者自立支援給付費等負担金	65,873	1.0	642,649	8.0	708,521	5.0	627,981	3.7	80,540	12.8	16.5
老人保護費負担金	—	—	—	—	—	—	1,165	0.0	△ 1,165	皆減	△ 60.6
私立高等学校等経常費 助成費補助金	103,772	1.6	—	—	103,772	0.7	102,780	0.6	992	1.0	5.9
児童手当及子ども手当交付金	—	—	1,621,612	20.2	1,621,612	11.3	394,761	2.3	1,226,851	310.8	3.0
公立高等学校授業料 不徴収交付金	223,572	3.6	16,205	0.2	239,777	1.7	…	…	239,777	…	…
高等学校等就学支援金交付金	138,818	2.2	—	—	138,818	1.0	…	…	138,818	…	…
普通建設事業費支出金	1,319,270	21.0	1,176,152	14.7	2,495,422	17.4	3,894,081	23.1	△1,398,659	△35.9	40.7
災害復旧事業費支出金	58,391	0.9	23,897	0.3	82,288	0.6	68,856	0.4	13,432	19.5	△ 38.8
失業対策事業費支出金	—	—	1,120	0.0	1,120	0.0	1,148	0.0	△ 28	△ 2.4	0.1
委 託 金	198,732	3.2	107,326	1.3	306,058	2.1	269,050	1.6	37,008	13.8	67.1
普通建設事業	16,416	0.3	5,803	0.1	22,219	0.2	13,101	0.1	9,118	69.6	2.0
災害復旧事業	13	0.0	13	0.0	26	0.0	35	0.0	△ 9	△25.7	△ 79.2
そ の 他	182,303	2.9	101,510	1.2	283,813	1.9	255,914	1.5	27,899	10.9	72.9
財政補給金	3,242	0.1	6,275	0.1	9,517	0.1	11,192	0.1	△ 1,675	△15.0	△ 4.2
国有提供施設等所在 市町村助成交付金	24	0.0	33,516	0.4	33,540	0.2	32,540	0.2	1,000	3.1	—
交通安全対策特別交付金	41,141	0.7	29,492	0.4	70,633	0.5	73,807	0.4	△ 3,174	△ 4.3	0.1
電源立地地域対策交付金	85,215	1.4	37,106	0.5	122,321	0.9	121,313	0.7	1,008	0.8	1.6
特定防衛施設周辺整備 調整交付金	—	—	13,479	0.2	13,479	0.1	13,155	0.1	324	2.5	△ 8.2
石油貯蔵施設立地対策等交付金	5,369	0.1	—	—	5,369	0.0	5,601	0.0	△ 232	△ 4.1	△ 1.4
社会資本整備総合交付金	676,816	10.8	444,313	5.5	1,121,129	7.8	678,322	4.0	442,807	65.3	…
そ の 他	1,533,515	24.2	1,087,726	13.7	2,621,240	18.4	6,138,589	36.6	△3,517,349	△57.3	93.7
合 計	6,294,372	100.0	8,010,820	100.0	14,305,191	100.0	16,839,119	100.0	△ 2,533,928	△15.0	44.1

(注) 1 平成22年度地方財政状況調査において歳入調査区分の変更があったことから、「公立高等学校授業料不徴収交付金」、「高等学校等就学支援金交付金」の「平成21年度純計額」及び「比較」欄に数値を計上していない。
 2 「児童手当及子ども手当交付金」には平成21年度は「児童手当交付金」を計上している。
 3 「社会資本整備総合交付金」には平成21年度は「地域活力基盤創造交付金」を計上している。

その2 都道府県支出金の状況

(単位 百万円・%)

区 分	決 算 額				比 較		
	平成22年度		平成21年度		増減額	増減率	前年度増減率
国庫財源を伴うもの	1,784,815	59.6	1,447,852	55.4	336,963	23.3	20.9
児童保護費等負担金	126,133	4.2	113,963	4.4	12,170	10.7	1.8
老人保護費負担金	—	—	1,066	0.0	△ 1,066	皆減	△ 5.4
障害者自立支援給付費等負担金	313,116	10.5	273,117	10.5	39,999	14.6	18.3
児童手当及子ども手当交付金	258,031	8.6	232,739	8.9	25,292	10.9	3.2
普通建設事業費支出金	269,501	9.0	194,685	7.5	74,816	38.4	28.1
災害復旧事業費支出金	16,451	0.5	12,672	0.5	3,779	29.8	△ 36.0
委 託 金	100,989	3.4	68,191	2.6	32,798	48.1	129.7
普通建設事業	7,647	0.3	9,653	0.4	△ 2,006	△ 20.8	△ 10.7
災害復旧事業	407	0.0	349	0.0	58	16.6	292.1
そ の 他	92,935	3.1	58,189	2.2	34,746	59.7	209.7
電源立地地域対策交付金	23,803	0.8	21,614	0.8	2,189	10.1	△ 4.4
石油貯蔵施設立地対策等交付金	4,839	0.2	5,184	0.2	△ 345	△ 6.7	1.8
そ の 他	671,952	22.4	524,621	20.0	147,331	28.1	31.4
都道府県費のみのもの	1,207,334	40.4	1,164,645	44.6	42,689	3.7	△ 2.6
普通建設事業費支出金	171,056	5.7	172,873	6.6	△ 1,817	△ 1.1	0.7
災害復旧事業費支出金	453	0.0	444	0.0	9	2.0	△ 55.2
そ の 他	1,035,825	34.7	991,328	38.0	44,497	4.5	△ 3.1
合 計	2,992,149	100.0	2,612,497	100.0	379,652	14.5	9.2

(注) 1 「国庫財源を伴うもの」は、国庫支出金として都道府県の予算に計上されたうえ交付され、又は国庫支出金に加えて国の法令の規定に基づく都道府県の補助負担分として交付されたものである。
 2 「児童手当及子ども手当交付金」には平成21年度は「児童手当交付金」を計上している。

第26表 地方債発行状況

(単位 百万円・%)

区 分	平成22年度						平成21年度		比 較		
	都道府県		市町村		純 計 額		純 計 額		増 減 額	増 減 率	前 年 度 増 減 率
(発行目的別)											
一般公共事業債	1,242,954	15.9	229,068	4.4	1,472,023	11.3	1,929,403	15.6	△ 457,380	△ 23.7	25.6
うち財源対策債	686,981	8.8	107,349	2.1	794,330	6.1	999,442	8.1	△ 205,112	△ 20.5	△ 3.3
公営住宅建設事業債	67,004	0.9	73,185	1.4	140,189	1.1	145,926	1.2	△ 5,737	△ 3.9	△ 4.6
災害復旧事業債	24,834	0.3	14,872	0.3	39,706	0.3	32,002	0.3	7,704	24.1	△ 35.7
教育・福祉施設等整備事業債	155,493	2.0	543,925	10.5	699,418	5.4	631,482	5.1	67,936	10.8	1.1
一般単独事業債	1,248,379	16.0	1,204,014	23.2	2,452,392	18.9	2,318,334	18.7	134,058	5.8	△ 4.2
辺地対策事業債	—	—	34,033	0.7	34,033	0.3	33,115	0.3	918	2.8	△ 6.7
過疎対策事業債	—	—	192,861	3.7	192,861	1.5	166,674	1.3	26,187	15.7	1.5
首都圏等整備事業債	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	△ 100.0
公共用地先行取得等事業債	7,649	0.1	67,370	1.3	75,019	0.6	106,937	0.9	△ 31,918	△ 29.8	△ 11.9
行政改革推進債	98,826	1.3	39,188	0.8	138,014	1.1	239,798	1.9	△ 101,784	△ 42.4	△ 27.4
退職手当債	147,611	1.9	69,697	1.3	217,308	1.7	465,714	3.8	△ 248,406	△ 53.3	△ 16.6
国の予算貸付・政府関係機関貸付債	75,031	1.0	14,802	0.3	89,833	0.7	108,410	0.9	△ 18,577	△ 17.1	△ 50.1
財源対策債	32,940	0.4	62,476	1.2	95,416	0.7	103,955	0.8	△ 8,539	△ 8.2	△ 0.9
減収補填債	6,387	0.1	4,237	0.1	10,625	0.1	252,966	2.0	△ 242,341	△ 95.8	26.1
臨時財政対策債	4,630,206	59.3	2,469,138	47.6	7,099,345	54.7	4,653,666	37.5	2,445,679	52.6	82.9
減収補填債特例分(平成19～22年度)	4,303	0.1	6,887	0.1	11,190	0.1	968,583	7.8	△ 957,393	△ 98.8	46.4
都道府県貸付金	—	—	57,236	1.1	31,928	0.2	37,296	0.3	△ 5,368	△ 14.4	17.8
その他の	68,250	0.7	101,971	2.0	170,220	1.3	201,775	1.6	△ 31,555	△ 15.6	20.0
合 計	7,809,867	100.0	5,184,960	100.0	12,969,520	100.0	12,396,036	100.0	573,484	4.6	24.9
うち財源対策債等	719,921	9.2	169,825	3.3	889,746	6.9	1,103,396	8.9	△ 213,650	△ 19.4	△ 3.0
(借入先別)											
財政融資資金	1,419,023	18.2	1,950,279	37.6	3,369,302	26.0	2,871,958	23.2	497,344	17.3	48.6
旧郵政公社資金	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
旧郵便貯金資金	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
旧簡易生命保険資金	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
地方公共団体金融機構資金	346,079	4.4	954,915	18.4	1,300,994	10.0	997,241	8.0	303,753	30.5	497.1
国の予算貸付・政府関係機関貸付(地方公共団体金融機構を除く。)	75,031	1.0	14,802	0.3	89,833	0.7	108,410	0.9	△ 18,577	△ 17.1	△ 50.0
ゆうちょ銀行	83,154	1.1	22,130	0.4	105,284	0.8	109,090	0.9	△ 3,806	△ 3.5	皆増
市中銀行	1,937,584	24.8	849,113	16.4	2,786,697	21.5	3,275,153	26.4	△ 488,456	△ 14.9	1.4
その他の金融機関	640,711	8.2	467,505	9.0	1,108,216	8.5	1,021,156	8.2	87,060	8.5	△ 9.9
かんぽ生命保険	49,235	0.6	3,000	0.1	52,235	0.4	61,918	0.5	△ 9,683	△ 15.6	皆増
保険会社等	26,560	0.3	7,424	0.1	33,984	0.3	10,556	0.1	23,428	221.9	1,732.6
交付公債	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
市場公募債	3,182,766	40.8	723,421	14.0	3,906,187	30.1	3,721,578	30.0	184,609	5.0	24.9
個別発行債10年債	1,458,928	18.7	190,208	3.7	1,649,136	12.7	1,637,904	13.2	11,232	0.7	40.5
個別発行債5年債	472,192	6.0	101,868	2.0	574,060	4.4	499,807	4.0	74,253	14.9	13.3
個別発行債20年債	252,000	3.2	101,913	2.0	353,913	2.7	459,601	3.7	△ 105,688	△ 23.0	21.3
個別発行債30年債	83,272	1.1	73,000	1.4	156,272	1.2	154,687	1.2	1,585	1.0	△ 24.5
個別発行債15年債	24,000	0.3	—	—	24,000	0.2	—	—	24,000	皆増	—
個別発行債7年債	50,000	0.6	—	—	50,000	0.4	—	—	50,000	皆増	—
共同発行債10年債	694,834	8.9	170,115	3.3	864,949	6.7	638,980	5.2	225,969	35.4	23.0
住民公募債	125,100	1.6	76,217	1.5	201,317	1.6	212,400	1.7	△ 11,083	△ 5.2	△ 9.1
外国債	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
その他の	22,440	0.4	10,100	0.1	32,540	0.2	118,200	1.0	△ 85,660	△ 72.5	235.5
共 済 等	925	0.0	134,224	2.6	135,149	1.0	145,057	1.2	△ 9,908	△ 6.8	7.2
その他の	48,799	0.6	58,147	1.1	81,639	0.7	73,919	0.6	7,720	10.4	△ 42.8
合 計	7,809,867	100.0	5,184,960	100.0	12,969,520	100.0	12,396,036	100.0	573,484	4.6	24.9

(注) 1 「合計 うち財源対策債」は、「一般公共事業債 うち財源対策債」及び「財源対策債」の合計である。
 2 「市中銀行」とは、都市銀行、地方銀行及び長期信用銀行をいう。
 3 「その他の金融機関」とは、信託銀行、信用金庫、各種協同組合、その他金銭の貸付けを業とするもので市中銀行以外のものをいう。
 4 「保険会社等」には、損害保険協会及び生命保険協会を含む。
 5 「共済等」には、全国自治協会、市町村振興協会その他都道府県及び市町村が関係している各種機関を含む。

第27表 平成22年度地方債発行（予定）額の状況

(単位：百万円)

区 分	計 画 額			発 行（ 予 定 ） 額			都 道 府 県			政 令 指 定 都 市			中 核 市 ・ 特 例 市 ・ 都 市 ・ 町 村		
	公 的 資 金	民 間 等 資 金	計	公 的 資 金	民 間 等 資 金	計	公 的 資 金	民 間 等 資 金	計	公 的 資 金	民 間 等 資 金	計	公 的 資 金	民 間 等 資 金	計
一 一般会計債															
1 一般公共事業	704,900	793,600	1,498,500	649,704	868,117	1,517,820	519,499	757,836	1,277,334	34,263	94,330	128,593	95,942	15,951	111,893
2 公 営 住 宅 建 設 事 業	75,800	52,500	128,300	63,189	76,894	140,083	16,515	49,842	66,356	13,934	19,359	33,294	32,740	7,693	40,433
3 災害復旧事業	32,100	—	32,100	60,521	—	60,521	37,488	—	37,488	7,896	—	7,896	15,137	—	15,137
4 教育・福祉施 設等整備事業	266,000	240,200	506,200	342,676	444,713	787,388	29,598	136,981	166,579	34,017	123,219	157,236	279,061	184,513	463,573
5 一般単独事業	463,200	1,861,900	2,325,100	395,438	2,218,389	2,613,827	90,790	1,218,613	1,309,403	13,026	273,511	286,538	291,622	726,265	1,017,887
6 辺 地 及 び 過 疎 対 策 事 業	280,300	33,000	313,300	251,439	13,354	264,793	—	—	—	1,386	179	1,565	250,053	13,176	263,228
7 公共用地先行 取得等事業	—	51,600	51,600	—	71,433	71,433	—	7,033	7,033	—	14,548	14,548	—	49,852	49,852
8 行 政 改 革 推 進 債	—	320,000	320,000	—	148,581	148,581	—	105,051	105,051	—	32,567	32,567	—	10,964	10,964
9 調 整 (不交付団体分)	—	20,000	20,000	—	9,160	9,160	—	9,000	9,000	—	—	—	—	160	160
計	1,822,300	3,372,800	5,195,100	1,762,967	3,850,640	5,613,607	693,889	2,284,355	2,978,244	104,523	557,713	662,235	964,555	1,008,573	1,973,128
二 公営企業債															
1 水 道 事 業	317,400	36,100	353,500	297,057	36,056	333,113	55,460	15,775	71,235	49,873	14,992	64,865	191,725	5,289	197,014
2 工 業 用 水 道 事 業	14,300	9,000	23,300	10,098	10,505	20,602	7,819	10,286	18,104	1,295	—	1,295	984	219	1,203
3 交 通 事 業	161,300	108,500	269,800	98,836	147,176	246,012	10,547	42,203	52,750	86,377	103,142	189,519	1,912	1,831	3,743
4 電 気 事 業 ・ ガ ス 事 業	6,100	—	6,100	5,853	—	5,853	638	—	638	2,500	—	2,500	2,715	—	2,715
5 港 湾 整 備 事 業	22,600	28,900	51,500	18,506	30,621	49,127	16,615	22,753	39,369	1,212	7,279	8,491	679	588	1,267
6 病 院 事 業 ・ 介 護 サ ー ビ ス 事 業	185,600	92,300	277,900	135,595	132,292	267,887	27,625	74,554	102,178	31,634	18,539	50,173	76,337	39,199	115,535
7 市 場 事 業 ・ と 畜 場 事 業	30,200	63,200	93,400	7,552	67,776	75,327	250	60,000	60,250	4,216	7,758	11,974	3,086	18	3,103
8 地 域 開 発 事 業	—	145,900	145,900	—	93,095	93,095	—	37,162	37,162	—	40,938	40,938	—	14,995	14,995
9 下 水 道 事 業	846,600	403,400	1,250,000	663,834	398,182	1,062,016	64,668	42,097	106,765	144,818	130,991	275,809	454,347	225,095	679,442
10 観 光 そ の 他 事 業	500	3,700	4,200	2,088	2,191	4,279	—	513	513	2,040	499	2,539	49	1,180	1,228
11 公 営 企 業 退 職 手 当	—	—	—	—	952	952	—	140	140	—	—	—	—	812	812
計	1,584,600	891,000	2,475,600	1,239,419	918,844	2,158,263	183,622	305,482	489,104	323,964	324,138	648,102	731,833	289,224	1,021,057

第27表 平成22年度地方債発行（予定）額の状況（つづき）

（単位：百万円）

区 分	計 画 額			発 行（ 予 定 ） 額			都 道 府 県			政 令 指 定 都 市			中 核 市 ・ 特 例 市 ・ 都 市 ・ 町 村		
	公 的 資 金	民 間 等 資 金	計	公 的 資 金	民 間 等 資 金	計	公 的 資 金	民 間 等 資 金	計	公 的 資 金	民 間 等 資 金	計	公 的 資 金	民 間 等 資 金	計
三 公営企業借換債	30,000	-	30,000	63,665	-	63,665	11,477	-	11,477	26,651	-	26,651	25,537	-	25,537
四 臨時財政対策債	3,061,100	4,645,800	7,706,900	2,914,974	4,135,423	7,050,397	1,072,028	3,507,323	4,579,350	177,294	445,862	623,156	1,665,652	182,238	1,847,890
五 退職手当債	-	490,000	490,000	-	250,300	250,300	-	174,486	174,486	-	27,863	27,863	-	47,951	47,951
六 減収補填債	-	-	-	-	15,172	15,172	-	4,589	4,589	-	4,236	4,236	-	6,348	6,348
七 国の予算等貸付金債															
1 地方道路整備臨時貸付金	-	-	-	(50,765)	-	(50,765)	(44,542)	-	(44,542)	(3,801)	-	(3,801)	(2,422)	-	(2,422)
2 中小企業高度化資金貸付金	-	-	-	(22,598)	-	(22,598)	(22,598)	-	(22,598)	-	-	-	-	-	-
3 小規模企業者等設備導入資金貸付金	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
4 土地区画整理組合等貸付金	-	-	-	(734)	-	(734)	(295)	-	(295)	(287)	-	(287)	(152)	-	(152)
5 母子寡婦福祉資金貸付金	-	-	-	(5,019)	-	(5,019)	(3,000)	-	(3,000)	(1,393)	-	(1,393)	(626)	-	(626)
6 災害援護資金貸付金	-	-	-	(27)	-	(27)	(27)	-	(27)	-	-	-	-	-	-
7 都市開発資金貸付金	-	-	-	(2,796)	-	(2,796)	-	-	-	(1,565)	-	(1,565)	(1,231)	-	(1,231)
8 市街地再開発組合等貸付金	-	-	-	(2,125)	-	(2,125)	-	-	-	(2,000)	-	(2,000)	(125)	-	(125)
9 有料道路（駐車場含む）整備資金貸付金	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
10 埠頭整備等資金貸付金	-	-	-	(1,510)	-	(1,510)	(180)	-	(180)	(1,330)	-	(1,330)	-	-	-
11 公害防止資金貸付金	-	-	-	(1,282)	-	(1,282)	(1,282)	-	(1,282)	-	-	-	-	-	-
12 農業災害補償資金貸付金	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
13 木材産業等高度化推進資金貸付金	-	-	-	(1,301)	-	(1,301)	(1,301)	-	(1,301)	-	-	-	-	-	-
14 沿道整備資金貸付金	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
15 沖繩振興開発金融公庫資金貸付金	-	-	-	(32)	-	(32)	-	-	-	-	-	-	(32)	-	(32)
16 農業改良資金貸付金	-	-	-	(30)	-	(30)	(30)	-	(30)	-	-	-	-	-	-
17 農地保有合理化促進対策資金貸付金	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
18 就農支援資金貸付金	-	-	-	(749)	-	(749)	(749)	-	(749)	-	-	-	-	-	-
19 日本政策金融公庫資金貸付金	-	-	-	(2,750)	-	(2,750)	(1,796)	-	(1,796)	(88)	-	(88)	(866)	-	(866)
20 連続立体交差資金貸付金	-	-	-	(30)	-	(30)	-	-	-	(30)	-	(30)	-	-	-
21 都市環境維持・改善事業資金貸付金	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
22 地域商店街活性化高度化資金貸付金	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
計	(118,500)	-	(118,500)	(91,747)	-	(91,747)	(75,799)	-	(75,799)	(10,494)	-	(10,494)	(5,454)	-	(5,454)
総 計	(118,500)	-	(118,500)	(91,747)	-	(91,747)	(75,799)	-	(75,799)	(10,494)	-	(10,494)	(5,454)	-	(5,454)
	6,498,000	9,399,600	15,897,600	5,981,025	9,170,379	15,151,404	1,961,016	6,276,235	8,237,250	632,432	1,359,811	1,992,243	3,387,578	1,534,334	4,921,911

(注) 1 特別区については中核市・特別市・都市・町村分として、一部事務組合又は地方開発事業団については、都道府県が加入するものにあつては都道府県分として、政令指定都市が加入するもの（都道府県が加入するものを除く。）にあつては政令指定都市分として、その他のものにあつては中核市・特別市・都市・町村分として区分した。
 2 機構資金は、公的資金に含めている。
 3 交付公債は、民間等資金に含めている。
 4 国の予算等貸付金債の（ ）書は、災害援護資金など国の予算等に基づく貸付金を財源とするものであつて外書である。
 5 四捨五入により計と一致しない場合がある。

第28表 使用料及び手数料の状況

(単位 百万円・%)

区 分	平成22年度						平成21年度 純計額		比 較		
	都 道 府 県		市 町 村		純 計 額				増 減 額	増 減 率	前年度 増減率
使 用 料	446,740	67.5	1,010,873	73.6	1,457,613	71.6	1,720,317	74.6	△ 262,704	△ 15.3	△ 2.3
授 業 料	17,060	2.6	32,928	2.4	49,988	2.5	296,721	12.9	△ 246,733	△ 83.2	△ 2.4
高 等 学 校	3,698	0.6	374	0.0	4,072	0.2	246,360	10.7	△ 242,288	△ 98.3	△ 0.4
幼 稚 園	14	0.0	22,692	1.7	22,706	1.1	23,924	1.0	△ 1,218	△ 5.1	△ 4.0
そ の 他	13,348	2.0	9,862	0.7	23,210	1.2	26,437	1.2	△ 3,227	△ 12.2	△ 16.8
保 育 所 使 用 料	—	—	208,412	15.2	208,412	10.2	214,450	9.3	△ 6,038	△ 2.8	△ 2.1
公 営 住 宅 使 用 料	244,860	37.0	312,518	22.8	557,378	27.4	557,621	24.2	△ 243	△ 0.0	△ 0.7
発 電 水 利 使 用 料	32,434	4.9	—	—	32,434	1.6	32,240	1.4	194	0.6	△ 1.5
そ の 他	152,386	23.0	457,015	33.2	609,401	29.9	619,285	26.8	△ 9,884	△ 1.6	△ 3.7
手 数 料	215,403	32.5	362,750	26.4	578,152	28.4	586,524	25.4	△ 8,372	△ 1.4	1.4
法定受託事務に係るもの	50,923	7.7	27,768	2.0	78,691	3.9	82,674	3.6	△ 3,983	△ 4.8	3.1
自治事務に係るもの	164,480	24.8	334,982	24.4	499,462	24.5	503,850	21.8	△ 4,388	△ 0.9	1.2
合 計	662,142	100.0	1,373,623	100.0	2,035,765	100.0	2,306,841	100.0	△ 271,076	△ 11.8	△ 1.4

資料編

歳入

第29表 繰入金の状況

(単位 百万円・%)

区 分	平成22年度						平成21年度 合計額		比 較		
	都 道 府 県		市 町 村		合 計 額				増 減 額	増 減 率	前年度 増減率
他会計からの繰入金	28,041	1.2	78,005	7.7	106,046	3.2	148,658	5.4	△ 42,612	△ 28.7	△ 14.1
法適用の公営企業会計	17,550	0.8	10,879	1.1	28,429	0.9	53,870	1.9	△ 25,441	△ 47.2	△ 6.3
法非適用の公営企業会計	10,056	0.4	18,319	1.8	28,374	0.9	38,724	1.4	△ 10,350	△ 26.7	0.7
そ の 他	435	0.0	48,807	4.8	49,243	1.4	56,064	2.1	△ 6,821	△ 12.2	△ 27.2
基金からの繰入金	2,289,335	98.8	926,521	91.6	3,215,856	96.6	2,619,528	94.5	596,328	22.8	43.7
積立金取崩し額	1,736,419	74.9	873,734	86.4	2,610,153	78.4	2,401,798	86.6	208,355	8.7	47.2
そ の 他	552,916	23.9	52,787	5.2	605,703	18.2	217,730	7.9	387,973	178.2	14.2
財産区からの繰入金	—	—	6,450	0.6	6,450	0.2	4,688	0.2	1,762	37.6	△ 10.2
合 計	2,317,376	100.0	1,010,976	100.0	3,328,352	100.0	2,772,873	100.0	555,479	20.0	38.6

第30表 その他の収入の状況

(単位 百万円・%)

区 分	平成22年度						平成21年度 純計額		比 較		
	都道府県		市町村		純計額				増減額	増減率	前年度 増減率
財産収入	229,920	4.2	358,072	11.0	587,993	7.1	577,179	6.9	10,814	1.9	△ 9.4
財産運用収入	106,570	1.9	150,136	4.6	256,706	3.1	282,737	3.4	△ 26,031	△ 9.2	△ 2.6
財産売却収入	123,350	2.2	207,936	6.4	331,286	4.0	294,442	3.5	36,844	12.5	△15.1
寄附金	25,038	0.5	60,309	1.9	84,934	1.0	81,350	1.0	3,584	4.4	34.8
諸収入	5,262,285	95.4	2,840,634	87.2	7,637,422	91.9	7,680,544	92.1	△ 43,122	△ 0.6	10.8
延滞金、加算金及び過料	56,210	1.0	36,016	1.1	92,226	1.1	93,417	1.1	△ 1,191	△ 1.3	△ 1.2
預金利子	2,825	0.1	2,799	0.1	5,624	0.1	8,391	0.1	△ 2,767	△33.0	△62.9
貸付金元利収入	4,532,781	82.2	1,907,384	58.5	6,360,066	76.5	6,418,747	77.0	△ 58,681	△ 0.9	15.7
受託事業収入	69,321	1.3	36,774	1.1	42,612	0.5	53,420	0.6	△ 10,808	△20.2	7.7
収益事業収入	296,928	5.4	96,168	3.0	393,096	4.7	432,945	5.2	△ 39,849	△ 9.2	△ 6.0
利子割精算金収入	2,118	0.0	—	—	—	—	—	—	—	—	—
雑収入	302,102	5.5	761,494	23.4	743,798	9.0	673,624	8.1	70,174	10.4	△10.7
合 計	5,517,243	100.0	3,259,015	100.0	8,310,350	100.0	8,339,073	100.0	△28,723	△ 0.3	9.3

(注) 本表は、「第10表 歳入決算額の状況その2推移」の歳入区分「その他」の内訳である。

第31表 地方財政と国の財政との累年比較

(単位 億円・%)

区 分	国内総生産 (支出側)		歳出総額		国から 地方に対する 支出 (D)	地方から 国に対する 支出 (E)	歳出純計額						純計 構成比		国内総生産 (支出側) に対する割合		
	実額 (A)	指数	国 (B)	地方 (C)			国		地方		合計		(F) (H)	(G) (H)	(F) (A)	(G) (A)	(H) (A)
							(B)-(D) (F)	指数	(C)-(E) (G)	指数	(F)+(G) (H)	指数					
昭和10年度	167	—	22	21	3	0	19	—	21	—	40	—	47.5	52.5	11.4	12.6	24.0
16	449	—	81	31	11	0	70	—	31	—	101	—	69.3	30.7	15.6	6.9	22.5
36	201,708	100	21,645	23,911	10,279	381	11,366	100	23,530	100	34,896	100	32.6	67.4	5.6	11.7	17.3
平成13年度	5,017,106	2,487	939,081	974,317	365,011	15,347	574,070	5,051	958,970	4,076	1,533,040	4,393	37.4	62.6	11.4	19.1	30.6
14	4,980,088	2,469	924,941	948,394	350,045	14,770	574,896	5,058	933,624	3,968	1,508,520	4,323	38.1	61.9	11.5	18.7	30.3
15	5,018,891	2,488	887,920	925,818	329,382	12,812	558,538	4,914	913,006	3,880	1,471,544	4,217	38.0	62.0	11.1	18.2	29.3
16	5,027,608	2,493	916,446	912,479	317,488	12,987	598,958	5,270	899,492	3,823	1,498,450	4,294	40.0	60.0	11.9	17.9	29.8
17	5,053,494	2,505	934,347	906,973	322,145	12,731	612,202	5,386	894,242	3,800	1,506,444	4,317	40.6	59.4	12.1	17.7	29.8
18	5,091,063	2,524	909,468	892,106	310,705	12,749	598,763	5,268	879,357	3,737	1,478,120	4,236	40.5	59.5	11.8	17.3	29.0
19	5,130,233	2,543	879,327	891,476	265,771	12,657	613,556	5,398	878,820	3,735	1,492,376	4,277	41.1	58.9	12.0	17.1	29.1
20	4,895,201	2,427	902,859	896,915	283,130	11,854	619,729	5,452	885,061	3,761	1,504,790	4,312	41.2	58.8	12.7	18.1	30.7
21	4,738,592	2,349	1,056,981	961,064	344,179	12,836	712,801	6,271	948,228	4,030	1,661,030	4,760	42.9	57.1	15.0	20.0	35.1
22	4,792,046	2,376	1,001,107	947,750	339,511	8,507	661,596	5,821	939,243	3,992	1,600,839	4,587	41.3	58.7	13.8	19.6	33.4

(注) 1 国内総生産 (支出側) は、内閣府経済社会総合研究所の推計により、平成13年度以降は「国民経済計算 (93SNA)」、昭和36年度は「国民経済計算 (68SNA)」、昭和10年度及び16年度は「国民経済計算 (53SNA)」によっており、いずれも名目値である。ただし、昭和10年度及び16年度は国民総支出の数値である。
 2 国の歳出額は、平成22年度については、一般会計と交付税及び譲与税配付金特別会計、エネルギー対策特別会計、年金特別会計 (児童手当及び子ども手当勘定のみ)、食料安定供給特別会計 (国土土地改良事業勘定のみ)、国有林野事業特別会計 (旧治山勘定の一部)、社会資本整備事業特別会計の6特別会計との純計決算額であり、平成21年度以前においても、一般会計とこれらの特別会計に相当する特別会計がある場合には、それらの特別会計との純計決算額である。
 3 「国から地方に対する支出」は、地方交付税 (地方分与税、地方財政平衡交付金、臨時地方特例交付金及び特別事業債償還交付金等を含む。)、地方特例交付金等、地方譲与税及び国庫支出金 (交通安全対策特別交付金、国有提供施設等所在市町村助成交付金及び地方債のうち特定資金公共投資事業債を含む。の合計額であり、地方の歳入決算額によっている。
 4 「地方から国に対する支出」は、地方財政法第17条の2の規定による地方公共団体の負担金 (地方の歳出決算額中、国直轄事業負担金に係る国への現金納付額及び国に対する交付公債の元利償還額の合計額) である。
 5 決算額からは、特定資金公共投資事業債償還補助金及び同補助金と相殺された償還金を除いている。

第32表 平成22年度国・地方の目的別歳出の状況

(単位 億円・%)

区 分	歳 出 合 計						国から 地方に 対する 支 出 (C)	地方か ら国に 対する 支 出 (D)	国・地方を通じる歳出純計額						総額中地 方の占め る割合 (F)/(G)	国の純計 に占める 地方に対 する支出 の割合 (C)/(A)
	国					地 方 (B)			国		地 方		総 額			
	一 般 会 計	特 例 会 計	合 計	う ち 重 複 額	差 引 計 (A)				(A)-(C) (E)	構 成 比 (F)	(B)-(D) (F)	構 成 比 (G)	(E)+(F) (G)	構 成 比		
機 関 費	49,544	-	49,544	-	49,544	156,323	5,164	-	44,379	6.7	156,323	16.6	200,703	12.5	77.9	10.4
一般行政費	18,301	-	18,301	-	18,301	96,529	4,201	-	14,099	2.1	96,529	10.3	110,628	6.9	87.3	23.0
司法警察消防費	14,727	-	14,727	-	14,727	49,906	962	-	13,765	2.1	49,906	5.3	63,671	4.0	78.4	6.5
外 交 費	8,797	-	8,797	-	8,797	-	-	-	8,797	1.3	-	-	8,797	0.5	-	-
徴 税 費	7,573	-	7,573	-	7,573	9,889	1	-	7,572	1.1	9,889	1.1	17,461	1.1	56.6	0.0
貨幣製造費	146	-	146	-	146	-	-	-	146	0.0	-	-	146	0.0	-	-
地方財政費	188,099	533,494	721,593	524,076	197,516	-	196,459	-	1,057	0.2	-	-	1,057	0.1	-	99.5
防 衛 費	46,782	-	46,782	-	46,782	-	335	-	46,447	7.0	-	-	46,447	2.9	-	0.7
国土保全及び開発費	56,704	46,926	103,629	25,774	77,855	131,020	19,958	8,507	57,897	8.8	122,513	13.0	180,410	11.3	67.9	25.6
国土保全費	8,522	10,176	18,698	5,814	12,884	17,220	4,883	1,538	8,001	1.2	15,682	1.7	23,683	1.5	66.2	37.9
国土開発費	45,696	36,750	82,446	19,960	62,486	112,201	14,252	6,961	48,234	7.3	105,240	11.2	153,473	9.6	68.6	22.8
災害復旧費	1,095	-	1,095	-	1,095	1,600	823	8	272	0.0	1,592	0.2	1,863	0.1	85.5	75.2
そ の 他	1,391	-	1,390	-	1,390	-	-	-	1,390	0.3	-	-	1,391	0.1	-	-
産 業 経 済 費	42,650	19,206	61,856	4,352	57,504	75,489	2,438	-	55,066	8.3	75,489	8.0	130,555	8.2	57.8	4.2
農林水産業費	20,324	-	20,324	-	20,324	11,591	2,197	-	18,127	2.7	11,591	1.2	29,718	1.9	39.0	10.8
商 工 費	22,326	19,206	41,533	4,352	37,181	63,897	241	-	36,939	5.6	63,897	6.8	100,837	6.3	63.4	0.6
教 育 費	57,512	-	57,512	-	57,512	164,298	31,463	-	26,049	3.9	164,298	17.5	190,347	11.9	86.3	54.7
学校教育費	44,352	-	44,352	-	44,352	130,572	28,667	-	15,685	2.4	130,572	13.9	146,256	9.1	89.3	64.6
社会教育費	1,652	-	1,652	-	1,652	11,659	494	-	1,159	0.2	11,659	1.2	12,818	0.8	91.0	29.9
そ の 他	11,508	-	11,508	-	11,508	22,067	2,302	-	9,205	1.3	22,067	2.4	31,273	2.0	70.6	20.0
社会保険関係費	289,321	17,628	306,948	15,068	291,881	290,494	83,597	-	208,283	31.5	290,494	30.9	498,777	31.2	58.2	28.6
民 生 費	257,654	17,628	275,281	15,068	260,214	220,464	74,660	-	185,554	28.0	220,464	23.5	406,017	25.4	54.3	28.7
衛 生 費	7,738	-	7,738	-	7,738	58,124	6,262	-	1,475	0.2	58,124	6.2	59,600	3.7	97.5	80.9
住 宅 費	2,374	-	2,374	-	2,374	11,124	2,086	-	288	0.0	11,124	1.2	11,412	0.7	97.5	87.9
そ の 他	21,555	-	21,555	-	21,555	782	589	-	20,966	3.3	782	0.0	21,748	1.4	3.6	2.7
恩 給 費	7,085	-	7,085	-	7,085	287	-	-	7,085	1.1	287	0.0	7,372	0.5	3.9	-
公 債 費	195,439	-	195,439	-	195,439	129,791	95	-	195,344	29.5	129,791	13.8	325,135	20.3	39.9	0.0
前年度繰上充入金	-	-	-	-	-	49	-	-	-	-	49	0.0	49	0.0	100.0	-
そ の 他	19,987	-	19,989	-	19,989	-	2	-	19,989	3.0	-	-	19,987	1.1	-	0.0
合 計	953,123	617,254	1,570,377	569,270	1,001,107	947,750	339,511	8,507	661,596	100.0	939,243	100.0	1,600,839	100.0	58.7	33.9

(注) 1 国の歳出総額は、一般会計と交付税及び譲与税配付金特別会計、エネルギー対策特別会計、年金特別会計（児童手当及び子ども手当勘定のみ）、食料安定供給特別会計（国営土地改良事業勘定のみ）、国有林野事業特別会計（旧治山勘定の一部）、社会資本整備事業特別会計の6特別会計との純計決算額である。
 2 「国から地方に対する支出」は、地方交付税、地方特例交付金、地方譲与税及び国庫支出金（交通安全対策特別交付金及び国有提供施設等所在市町村助成交付金を含む。）の合計額であり、地方の歳入決算額によっている。
 3 「地方から国に対する支出」は、地方財政法第17条の2の規定による地方公共団体の負担金（地方の歳出決算額中、国直轄事業負担金に係る国への現金納付額）で、地方の歳出決算額によっている。

第33表 国民経済計算における公的支出の推移

その1 総括

(単位 億円・%)

区分	平成17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	対前年度増減率						構成比					
							17	18	19	20	21	22	17	18	19	20	21	22
公的支出	1,167,003	1,147,078	1,153,906	1,141,504	1,170,397	1,171,410	△ 0.9	△ 1.7	0.6	△ 1.1	2.5	0.1	23.1	22.5	22.5	23.3	24.7	24.4
中央	240,299	236,335	243,265	239,139	241,065	221,757	0.9	△ 1.6	2.9	△ 1.7	0.8	△ 8.0	4.8	4.6	4.7	4.9	5.1	4.6
最終消費支出	163,473	162,024	165,478	163,603	160,038	149,416	2.9	△ 0.9	2.1	△ 1.1	△ 2.2	△ 6.6	3.2	3.2	3.2	3.3	3.4	3.1
総資本形成	76,826	74,311	77,787	75,536	81,027	72,341	△ 3.0	△ 3.3	4.7	△ 2.9	7.3	△ 10.7	1.5	1.5	1.5	1.5	1.7	1.5
地方	585,779	569,927	557,122	541,148	553,476	560,610	△ 3.6	△ 2.7	△ 2.2	△ 2.9	2.3	1.3	11.6	11.2	10.9	11.1	11.7	11.7
最終消費支出	420,392	417,228	414,209	404,665	407,038	419,690	△ 2.5	△ 0.8	△ 0.7	△ 2.3	0.6	3.1	8.3	8.2	8.1	8.3	8.6	8.8
総資本形成	165,387	152,699	142,913	136,483	146,438	140,920	△ 6.5	△ 7.7	△ 6.4	△ 4.5	7.3	△ 3.8	3.3	3.0	2.8	2.8	3.1	2.9
社会保障基金	340,925	340,814	353,520	361,217	375,856	389,043	2.9	0.0	3.7	2.2	4.1	3.5	6.7	6.7	6.9	7.4	7.9	8.1
最終消費支出	340,448	340,132	352,869	360,682	375,365	388,603	3.0	△ 0.1	3.7	2.2	4.1	3.5	6.7	6.7	6.9	7.4	7.9	8.1
総資本形成	477	682	651	535	491	440	△ 24.3	43.0	△ 4.5	△ 17.8	△ 8.2	△ 10.4	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
国内総生産(支出側)	5,053,494	5,091,063	5,130,233	4,895,201	4,738,592	4,792,046	0.5	0.7	0.8	△ 4.6	△ 3.2	1.1	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0

(注)「国民経済計算(内閣府経済社会総合研究所調べ)」による数値及びそれを基に総務省において算出した数値である。その2において同じ。

その2 地方財政分

(単位 億円・%)

区分	平成17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	対前年度増減率						構成比					
							17	18	19	20	21	22	17	18	19	20	21	22
普通会計	516,019	504,206	495,141	478,529	494,222	505,677	△ 2.9	△ 2.3	△ 1.8	△ 3.4	3.3	2.3	88.1	88.5	88.9	88.4	89.3	90.2
(歳出)	906,973	892,106	891,476	896,915	961,064	947,750	△ 0.6	△ 1.6	△ 0.1	0.6	7.2	△ 1.4	154.8	156.5	160.0	165.7	173.6	169.1
(控除)	390,954	387,900	396,335	418,386	466,842	442,073	2.7	△ 0.8	2.2	5.6	11.6	△ 5.3	66.7	68.1	71.1	77.3	84.3	78.9
最終消費支出	406,079	402,252	399,816	389,347	393,229	407,706	△ 2.3	△ 0.9	△ 0.6	△ 2.6	1.0	3.7	69.3	70.6	71.8	71.9	71.0	72.7
総資本形成	109,940	101,954	95,325	89,182	100,993	97,971	△ 5.1	△ 7.3	△ 6.5	△ 6.4	13.2	△ 3.0	18.8	17.9	17.1	16.5	18.2	17.5
非企業会計	35,638	33,625	31,191	30,429	28,211	24,019	△ 8.7	△ 5.6	△ 7.2	△ 2.4	△ 7.3	△ 14.9	6.1	5.9	5.6	5.6	5.1	4.3
最終消費支出	11,807	11,559	10,670	10,994	9,783	8,081	△ 8.0	△ 2.1	△ 7.7	3.0	△ 11.0	△ 17.4	2.0	2.0	1.9	2.0	1.8	1.4
総資本形成	23,831	22,066	20,521	19,435	18,428	15,938	△ 9.1	△ 7.4	△ 7.0	△ 5.3	△ 5.2	△ 13.5	4.1	3.9	3.7	3.6	3.3	2.8
その他	2,625	3,644	3,935	4,900	4,705	4,216	8.2	38.8	8.0	24.5	△ 4.0	△ 10.4	0.4	0.6	0.7	0.9	0.9	0.8
最終消費支出	2,505	3,417	3,723	4,323	4,026	3,903	3.3	36.4	9.0	16.1	△ 6.9	△ 3.1	0.4	0.6	0.7	0.8	0.7	0.7
総資本形成	120	227	212	577	679	313	皆増	89.2	△ 6.6	172.2	17.7	△ 53.9	0.0	0.0	0.0	0.1	0.1	0.1
公的企業	31,496	28,452	26,856	27,289	26,339	26,698	△ 9.3	△ 9.7	△ 5.6	1.6	△ 3.5	1.4	5.4	5.0	4.8	5.0	4.8	4.8
総資本形成	31,496	28,452	26,856	27,289	26,339	26,698	△ 9.3	△ 9.7	△ 5.6	1.6	△ 3.5	1.4	5.4	5.0	4.8	5.0	4.8	4.8
地方の公的支出	585,779	569,927	557,122	541,148	553,476	560,610	△ 3.6	△ 2.7	△ 2.2	△ 2.9	2.3	1.3	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
最終消費支出	420,392	417,228	414,209	404,665	407,038	419,690	△ 2.5	△ 0.8	△ 0.7	△ 2.3	0.6	3.1	71.8	73.2	74.3	74.8	73.5	74.9
総資本形成	165,387	152,699	142,913	136,483	146,438	140,920	△ 6.5	△ 7.7	△ 6.4	△ 4.5	7.3	△ 3.8	28.2	26.8	25.7	25.2	26.5	25.1

第34表 目的別歳出決算額の状況

その1 総括

(単位 百万円・%)

区 分	平成22年度								平成21年度 純計額		比 較					
	都道府県		市町村		純計額		増減額	増減率			前年度増減率					
	都道府県	市町村	都道府県	市町村	都道府県	市町村		都道府県	市町村	純計額	都道府県	市町村	純計額			
議 会 費	75,216	0.2	327,504	0.6	401,860	0.4	414,221	0.4	△ 12,361	△ 1.4	△ 3.3	△ 3.0	△ 3.9	△ 3.4	△ 3.3	
総 務 費	3,845,169	7.8	6,753,588	13.0	9,999,758	10.6	10,718,365	11.2	△ 718,607	10.9	△ 14.8	△ 6.7	8.9	24.1	20.2	
民 生 費	6,416,097	13.1	17,002,698	32.6	21,316,337	22.5	19,767,874	20.6	1,548,463	△ 5.1	14.6	7.8	23.1	6.5	10.9	
衛 生 費	1,714,235	3.5	4,266,660	8.2	5,812,417	6.1	5,971,517	6.2	△ 159,100	△ 8.0	0.5	△ 2.7	33.4	3.4	10.8	
労 働 費	687,478	1.4	289,393	0.6	808,224	0.9	918,764	1.0	△ 110,540	△ 13.2	31.6	△ 12.0	47.4	68.7	38.6	
農 林 水 産 業 費	2,362,630	4.8	1,241,374	2.4	3,245,780	3.4	3,552,987	3.7	△ 307,207	△ 10.0	△ 5.4	△ 8.6	7.8	6.1	8.1	
商 工 費	4,393,436	9.0	2,048,068	3.9	6,398,367	6.8	6,575,008	6.8	△ 176,641	2.5	△ 12.2	△ 2.7	17.5	35.2	23.4	
土 木 費	5,717,055	11.7	6,427,315	12.3	11,959,157	12.6	13,292,043	13.8	△ 1,332,886	△ 13.5	△ 6.7	△ 10.0	5.5	1.0	3.3	
消 防 費	214,972	0.4	1,636,052	3.1	1,779,224	1.9	1,827,770	1.9	△ 48,546	△ 0.2	△ 2.6	△ 2.7	△ 1.6	1.6	1.6	
警 察 費	3,216,548	6.6	-	-	3,216,373	3.4	3,312,129	3.4	△ 95,756	△ 2.9	-	△ 2.9	△ 0.4	-	△ 0.4	
教 育 費	10,911,539	22.2	5,591,314	10.7	16,446,685	17.4	16,438,041	17.1	8,644	△ 0.1	0.5	0.1	△ 1.2	7.9	1.8	
災 害 復 旧 費	86,992	0.2	91,602	0.2	159,961	0.2	135,240	0.1	24,721	12.6	27.0	18.3	△ 39.5	△ 11.4	△ 27.9	
公 債 費	6,808,552	13.9	6,241,103	12.0	12,979,073	13.7	12,884,572	13.4	94,501	3.0	△ 1.7	0.7	△ 2.1	△ 2.2	△ 2.1	
諸 支 出 金	52,140	0.1	202,574	0.4	246,929	0.3	257,511	0.3	△ 10,582	0.3	△ 4.9	△ 4.1	△ 15.8	△ 21.6	△ 19.0	
前年度繰上充用金	-	-	4,871	0.0	4,871	0.0	40,408	0.0	△ 35,537	-	△ 87.9	△ 87.9	-	△ 16.2	△ 16.2	
利子割交付金	76,921	0.2	-	-	-	-	-	-	-	△ 4.6	-	-	△ 16.6	-	-	
配当割交付金	33,264	0.1	-	-	-	-	-	-	-	20.9	-	-	△ 19.3	-	-	
株式等譲渡所得割交付金	11,913	0.0	-	-	-	-	-	-	-	△ 9.3	-	-	4.1	-	-	
地方消費税交付金	1,270,731	2.6	-	-	-	-	-	-	-	△ 0.2	-	-	5.3	-	-	
ゴルフ場利用税交付金	38,414	0.1	-	-	-	-	-	-	-	△ 6.3	-	-	△ 1.4	-	-	
特別地方消費税交付金	2	0.0	-	-	-	-	-	-	-	△ 50.0	-	-	△ 33.3	-	-	
自動車取得税交付金	138,171	0.3	-	-	-	-	-	-	-	△ 12.8	-	-	△ 39.1	-	-	
軽油引取税交付金	120,504	0.2	-	-	-	-	-	-	-	4.2	-	-	0.7	-	-	
特別区財政調整交付金	867,557	1.8	-	-	-	-	-	-	-	0.5	-	-	△ 13.7	-	-	
歳 出 合 計	49,059,536	100.0	52,124,114	100.0	94,775,014	100.0	96,106,449	100.0	△ 1,331,435	△ 2.4	0.2	△ 1.4	6.1	7.5	7.2	

第34表 目的別歳出決算額の状況（つづき）

その2 推 移

(単位 百万円)

区 分	決 算 額						指 数					
	平成17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	17	18	19	20	21	22
議 会 費	488,413	456,118	435,711	428,366	414,221	401,860	100	93	89	88	85	82
総 務 費	8,737,150	8,617,720	8,905,803	8,919,649	10,718,365	9,999,758	100	99	102	102	123	114
民 生 費	15,692,705	16,258,515	16,976,069	17,821,099	19,767,874	21,316,337	100	104	108	114	126	136
衛 生 費	5,706,683	5,510,248	5,435,815	5,390,177	5,971,517	5,812,417	100	97	95	94	105	102
労 働 費	316,952	296,423	275,910	663,040	918,764	808,224	100	94	87	209	290	255
農林水産業費	3,978,316	3,753,106	3,452,395	3,286,662	3,552,987	3,245,780	100	94	87	83	89	82
商 工 費	4,625,954	4,750,515	4,949,469	5,327,671	6,575,008	6,398,367	100	103	107	115	142	138
土 木 費	14,417,368	13,853,436	13,390,730	12,871,235	13,292,043	11,959,157	100	96	93	89	92	83
消 防 費	1,824,304	1,811,643	1,819,832	1,799,613	1,827,770	1,779,224	100	99	100	99	100	98
警 察 費	3,317,578	3,353,789	3,374,496	3,324,373	3,312,129	3,216,373	100	101	102	100	100	97
教 育 費	16,577,835	16,472,388	16,431,769	16,146,676	16,438,041	16,446,685	100	99	99	97	99	99
そ の 他	15,014,084	14,076,696	13,699,616	13,712,916	13,317,730	13,390,832	100	94	91	91	89	89
歳 出 合 計	90,697,342	89,210,597	89,147,615	89,691,477	96,106,449	94,775,014	100	98	98	99	106	104

(単位 %)

区 分	決 算 額 構 成 比						増 減 率					
	17	18	19	20	21	22	17	18	19	20	21	22
議 会 費	0.5	0.5	0.5	0.5	0.4	0.4	△ 7.9	△ 6.6	△ 4.5	△ 1.7	△ 3.3	△ 3.0
総 務 費	9.6	9.7	10.0	9.9	11.2	10.6	△ 2.3	△ 1.4	3.3	0.2	20.2	△ 6.7
民 生 費	17.3	18.2	19.0	19.9	20.6	22.5	3.7	3.6	4.4	5.0	10.9	7.8
衛 生 費	6.3	6.2	6.1	6.0	6.2	6.1	△ 1.3	△ 3.4	△ 1.4	△ 0.8	10.8	△ 2.7
労 働 費	0.3	0.3	0.3	0.7	1.0	0.9	△ 11.8	△ 6.5	△ 6.9	140.3	38.6	△ 12.0
農林水産業費	4.4	4.2	3.9	3.7	3.7	3.4	△ 7.9	△ 5.7	△ 8.0	△ 4.8	8.1	△ 8.6
商 工 費	5.1	5.3	5.6	5.9	6.8	6.8	△ 5.7	2.7	4.2	7.6	23.4	△ 2.7
土 木 費	15.9	15.5	15.0	14.4	13.8	12.6	△ 5.4	△ 3.9	△ 3.3	△ 3.9	3.3	△ 10.0
消 防 費	2.0	2.0	2.0	2.0	1.9	1.9	△ 0.6	△ 0.7	0.5	△ 1.1	1.6	△ 2.7
警 察 費	3.7	3.8	3.8	3.7	3.4	3.4	△ 0.6	1.1	0.6	△ 1.5	△ 0.4	△ 2.9
教 育 費	18.3	18.5	18.4	18.0	17.1	17.4	△ 2.0	△ 0.6	△ 0.2	△ 1.7	1.8	0.1
そ の 他	16.6	15.8	15.4	15.3	13.9	14.0	7.6	△ 6.2	△ 2.7	0.1	△ 2.9	0.5
歳 出 合 計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	△ 0.6	△ 1.6	△ 0.1	0.6	7.2	△ 1.4

第35表 団体種類別目的別歳出の状況

区 分		議 会 費	総 務 費	民 生 費	衛 生 費	農 林 水 産 業 費	土 木 費	教 育 費	公 債 費	そ の 他	歳 出 合 計
決 算	政令指定都市	300	8,895	40,238	8,734	683	18,336	10,137	15,654	15,178	118,155
	中核市	294	6,213	21,780	5,013	826	7,867	6,367	7,077	4,515	59,952
	特例市	206	4,126	12,866	3,118	519	5,010	4,078	3,886	2,955	36,764
	都 市	1,600	29,472	65,673	18,425	6,381	23,610	24,140	24,530	14,874	208,705
	中 都 市	591	12,041	31,789	8,006	1,759	10,812	10,448	9,861	6,429	91,736
	小 都 市	1,009	17,431	33,883	10,418	4,622	12,798	13,692	14,669	8,447	116,969
	町 村	696	11,900	13,687	5,385	3,956	6,232	7,551	7,809	4,523	61,739
	町村(1万人以上)	438	7,080	10,204	3,636	2,155	4,273	5,242	5,028	2,945	41,001
	町村(1万人未満)	258	4,820	3,483	1,749	1,801	1,960	2,309	2,782	1,576	20,738
	合 計	3,096	60,606	154,243	40,674	12,364	61,056	52,273	58,957	42,045	485,314
額(億円)	政令指定都市	298	11,602	35,171	8,507	699	19,631	10,143	15,520	15,860	117,431
	中核市	312	8,267	19,631	5,448	879	8,620	6,383	7,334	5,182	62,056
	特例市	213	5,593	10,902	3,124	532	5,182	4,083	3,910	3,275	36,814
	都 市	1,668	34,081	56,633	18,233	6,674	24,903	23,849	24,772	16,072	206,885
	中 都 市	613	14,593	26,927	7,823	1,782	11,288	10,661	9,820	6,882	90,389
	小 都 市	1,055	19,488	29,706	10,410	4,892	13,615	13,188	14,951	9,191	116,496
	町 村	713	11,344	12,103	5,442	4,304	6,592	7,228	8,086	4,452	60,264
	町村(1万人以上)	454	7,485	8,959	3,690	2,309	4,549	5,064	5,219	2,936	40,665
	町村(1万人未満)	259	3,859	3,144	1,752	1,995	2,043	2,163	2,867	1,517	19,599
	合 計	3,204	70,887	134,440	40,755	13,088	64,928	51,686	59,621	44,841	483,450
構 成	政令指定都市	9.7	14.7	26.1	21.5	5.5	30.0	19.4	26.6	36.1	24.3
	中核市	9.5	10.3	14.1	12.3	6.7	12.9	12.2	12.0	10.7	12.4
	特例市	6.7	6.8	8.3	7.7	4.2	8.2	7.8	6.6	7.0	7.6
	都 市	51.7	48.6	42.6	45.3	51.6	38.7	46.2	41.6	35.4	43.0
	中 都 市	19.1	19.9	20.6	19.7	14.2	17.7	20.0	16.7	15.3	18.9
	小 都 市	32.6	28.8	22.0	25.6	37.4	21.0	26.2	24.9	20.1	24.1
	町 村	22.5	19.6	8.9	13.2	32.0	10.2	14.4	13.2	10.8	12.7
	町村(1万人以上)	14.2	11.7	6.6	8.9	17.4	7.0	10.0	8.5	7.0	8.4
	町村(1万人未満)	8.3	8.0	2.3	4.3	14.6	3.2	4.4	4.7	3.8	4.3
	合 計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
比(%)	政令指定都市	9.3	16.4	26.2	20.9	5.3	30.2	19.6	26.0	35.4	24.3
	中核市	9.7	11.7	14.6	13.4	6.7	13.3	12.3	12.3	11.6	12.8
	特例市	6.6	7.9	8.1	7.7	4.1	8.0	7.9	6.6	7.3	7.6
	都 市	52.1	48.1	42.1	44.7	51.0	38.4	46.1	41.5	35.8	42.8
	中 都 市	19.1	20.6	20.0	19.2	13.6	17.4	20.6	16.5	15.3	18.7
	小 都 市	32.9	27.5	22.1	25.5	37.4	21.0	25.5	25.1	20.5	24.1
	町 村	22.3	16.0	9.0	13.4	32.9	10.2	14.0	13.6	9.9	12.5
	町村(1万人以上)	14.2	10.6	6.7	9.1	17.6	7.0	9.8	8.8	6.5	8.4
	町村(1万人未満)	8.1	5.4	2.3	4.3	15.2	3.1	4.2	4.8	3.4	4.1
	合 計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
増 減	政令指定都市	2	△ 2,707	5,067	227	△ 16	△ 1,295	△ 6	134	△ 682	724
	中核市	△ 18	△ 2,054	2,149	△ 435	△ 53	△ 753	△ 16	△ 257	△ 667	△ 2,104
	特例市	△ 7	△ 1,467	1,964	△ 6	△ 13	△ 172	△ 5	△ 24	△ 320	△ 50
	都 市	△ 68	△ 4,609	9,040	192	△ 293	△ 1,293	291	△ 242	△ 1,198	1,820
	中 都 市	△ 22	△ 2,552	4,862	183	△ 23	△ 476	△ 213	41	△ 453	1,347
	小 都 市	△ 46	△ 2,057	4,177	8	△ 270	△ 817	504	△ 282	△ 744	473
	町 村	△ 17	556	1,584	△ 57	△ 348	△ 360	323	△ 277	71	1,475
	町村(1万人以上)	△ 16	△ 405	1,245	△ 54	△ 154	△ 276	178	△ 191	9	336
	町村(1万人未満)	△ 1	961	339	△ 3	△ 194	△ 83	146	△ 85	59	1,139
	合 計	△ 108	△ 10,281	19,803	△ 81	△ 724	△ 3,872	587	△ 664	△ 2,796	1,864
増 減 率(%)	政令指定都市	0.7	△ 23.3	14.4	2.7	△ 2.3	△ 6.6	△ 0.1	0.9	△ 4.3	0.6
	中核市	△ 5.8	△ 24.8	10.9	△ 8.0	△ 6.0	△ 8.7	△ 0.3	△ 3.5	△ 12.9	△ 3.4
	特例市	△ 3.3	△ 26.2	18.0	△ 0.2	△ 2.4	△ 3.3	△ 0.1	△ 0.6	△ 9.8	△ 0.1
	都 市	△ 4.1	△ 13.5	16.0	1.1	△ 4.4	△ 5.2	1.2	△ 1.0	△ 7.5	0.9
	中 都 市	△ 3.6	△ 17.5	18.1	2.3	△ 1.3	△ 4.2	△ 2.0	0.4	△ 6.6	1.5
	小 都 市	△ 4.4	△ 10.6	14.1	0.1	△ 5.5	△ 6.0	3.8	△ 1.9	△ 8.1	0.4
	町 村	△ 2.4	4.9	13.1	△ 1.0	△ 8.1	△ 5.5	4.5	△ 3.4	1.6	2.4
	町村(1万人以上)	△ 3.5	△ 5.4	13.9	△ 1.5	△ 6.7	△ 6.1	3.5	△ 3.7	0.3	0.8
	町村(1万人未満)	△ 0.4	24.9	10.8	△ 0.2	△ 9.7	△ 4.1	6.7	△ 3.0	3.9	5.8
	合 計	△ 3.4	△ 14.5	14.7	△ 0.2	△ 5.5	△ 6.0	1.1	△ 1.1	△ 6.2	0.4

第36表 一般財源の充当状況

その1 総括

(単位 百万円・%)

区 分	平成22年度						平成21年度						比 較		
	都道府県		市町村		純計額		都道府県		市町村		純計額		増減額	増減率	前年度増減率
一般財源	26,449,289	100.0	29,203,478	100.0	53,962,235	100.0	25,720,679	100.0	28,751,723	100.0	52,761,753	100.0	1,200,482	2.3	△ 6.1
総務費	2,520,412	9.5	4,342,279	14.9	6,790,866	12.6	2,299,019	8.9	4,158,526	14.5	6,321,862	12.0	469,004	7.4	△ 2.6
民生費	3,900,998	14.7	7,052,706	24.2	10,818,706	20.0	3,646,637	14.2	6,615,359	23.0	10,141,710	19.2	676,996	6.7	△ 5.5
衛生費	769,786	2.9	2,577,684	8.8	3,326,293	6.2	776,577	3.0	2,577,606	9.0	3,351,847	6.4	△ 25,554	△ 0.8	△ 4.6
労働費	64,181	0.2	50,451	0.2	109,025	0.2	67,047	0.3	52,948	0.2	114,026	0.2	△ 5,001	△ 4.4	△ 6.4
農林水産業費	674,457	2.6	603,797	2.1	1,276,662	2.4	663,654	2.6	625,900	2.2	1,301,633	2.5	△ 24,971	△ 1.9	△ 4.5
商工費	441,309	1.7	459,505	1.6	902,708	1.7	428,761	1.7	496,110	1.7	922,552	1.7	△ 19,844	△ 2.2	△ 6.2
土木費	1,642,577	6.2	3,189,048	10.9	4,896,872	9.1	1,667,094	6.5	3,284,898	11.4	5,042,423	9.6	△ 145,551	△ 2.9	△ 2.6
消防費	121,298	0.5	1,166,702	4.0	1,296,340	2.4	126,777	0.5	1,196,531	4.2	1,332,032	2.5	△ 35,692	△ 2.7	△ 6.5
警察費	2,227,651	8.4	—	—	2,320,932	4.3	2,269,852	8.8	—	—	2,358,668	4.5	△ 37,736	△ 1.6	△ 7.6
教育費	6,476,778	24.5	3,164,389	10.8	9,870,973	18.3	6,460,478	25.1	3,218,172	11.2	9,907,970	18.8	△ 36,997	△ 0.4	△ 7.2
公債費	5,019,628	19.0	4,820,451	16.5	9,929,883	18.4	4,867,151	18.9	4,888,162	17.0	9,844,583	18.7	85,300	0.9	△ 9.0
その他	2,048,898	7.8	409,033	1.3	480,587	0.8	2,069,607	8.0	429,345	1.4	502,816	0.8	△ 22,229	△ 4.4	△ 14.0
歳出合計	25,907,973	98.0	27,836,045	95.3	52,019,847	96.4	25,342,654	98.5	27,543,557	95.8	51,142,122	96.9	877,725	1.7	△ 6.0
翌年度への繰越額	541,316	2.0	1,367,433	4.7	1,942,387	3.6	378,025	1.5	1,208,166	4.2	1,619,631	3.1	322,756	19.9	△ 7.7

その2 推移

(単位 百万円・%)

区 分	平成17年度充当額	平成18年度充当額	平成19年度充当額	平成20年度充当額	平成21年度充当額	平成22年度充当額
一般財源	55,130,096	57,046,006	56,496,106	56,182,542	52,761,753	53,962,235
総務費	6,452,481	6,402,466	6,447,926	6,491,962	6,321,862	6,790,866
民生費	9,081,961	9,985,335	10,417,687	10,729,769	10,141,710	10,818,706
衛生費	3,658,446	3,630,569	3,636,082	3,513,062	3,351,847	3,326,293
労働費	144,044	136,168	125,872	121,770	114,026	109,025
農林水産業費	1,452,673	1,507,731	1,413,757	1,362,436	1,301,633	1,276,662
商工費	848,650	894,096	893,634	983,771	922,552	902,708
土木費	5,674,424	5,621,889	5,483,719	5,175,961	5,042,423	4,896,872
消防費	1,439,504	1,459,296	1,455,734	1,424,481	1,332,032	1,296,340
警察費	2,596,693	2,646,488	2,604,678	2,552,827	2,358,668	2,320,932
教育費	10,823,879	11,278,150	11,031,128	10,673,610	9,907,970	9,870,973
公債費	10,601,518	11,054,963	10,793,793	10,813,522	9,844,583	9,929,883
その他	639,064	604,561	612,211	584,367	502,816	480,587
歳出合計	53,413,337	55,221,712	54,916,221	54,427,538	51,142,122	52,019,847
翌年度への繰越額	1,716,759	1,824,293	1,579,886	1,755,004	1,619,631	1,942,387

区 分	指 数						構 成 比					
	17	18	19	20	21	22	17	18	19	20	21	22
一般財源	100	103	102	102	96	98	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
総務費	100	99	100	101	98	105	11.7	11.2	11.4	11.6	12.0	12.6
民生費	100	110	115	118	112	119	16.5	17.5	18.4	19.1	19.2	20.0
衛生費	100	99	99	96	92	91	6.6	6.4	6.4	6.3	6.4	6.2
労働費	100	95	87	85	79	76	0.3	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2
農林水産業費	100	104	97	94	90	88	2.6	2.6	2.5	2.4	2.5	2.4
商工費	100	105	105	116	109	106	1.5	1.6	1.6	1.8	1.7	1.7
土木費	100	99	97	91	89	86	10.3	9.9	9.7	9.2	9.6	9.1
消防費	100	101	101	99	93	90	2.6	2.6	2.6	2.5	2.5	2.4
警察費	100	102	100	98	91	89	4.7	4.6	4.6	4.5	4.5	4.3
教育費	100	104	102	99	92	91	19.6	19.8	19.5	19.0	18.8	18.3
公債費	100	104	102	102	93	94	19.2	19.4	19.1	19.2	18.7	18.4
その他	100	95	96	91	79	75	1.3	1.0	1.2	1.1	0.8	0.8
歳出合計	100	103	103	102	96	97	96.9	96.8	97.2	96.9	96.9	96.4
翌年度への繰越額	100	106	92	102	94	113	3.1	3.2	2.8	3.1	3.1	3.6

第37表 民生費の状況

その1 目的別内訳

(単位 百万円・%)

区 分	平成22年度						平成21年度 純計額		比 較		
	都道府県		市町村		純計額				増減額	増減率	前年度 増減率
社会福祉費	2,006,523	31.3	3,963,439	23.3	5,063,743	23.8	5,250,913	26.6	△187,170	△3.6	10.3
老人福祉費	2,753,668	42.9	3,176,285	18.7	5,482,322	25.7	5,706,753	28.9	△224,431	△3.9	18.6
児童福祉費	1,369,453	21.3	6,461,406	38.0	7,138,815	33.5	5,549,725	28.1	1,589,090	28.6	4.6
生活保護費	266,454	4.2	3,384,067	19.9	3,596,662	16.9	3,250,139	16.4	346,523	10.7	10.7
災害救助費	19,998	0.3	17,501	0.1	34,795	0.2	10,343	0.1	24,452	236.4	54.1
合 計	6,416,097	100.0	17,002,698	100.0	21,316,337	100.0	19,767,874	100.0	1,548,463	7.8	10.9

その2 性質別内訳

(単位 百万円・%)

区 分	平成22年度						平成21年度 純計額		比 較		
	都道府県		市町村		純計額				増減額	増減率	前年度 増減率
人件費	228,182	3.6	1,577,498	9.3	1,805,680	8.5	1,822,707	9.2	△17,027	△0.9	△2.8
物件費	94,105	1.5	748,477	4.4	842,582	4.0	807,654	4.1	34,928	4.3	1.9
扶助費	786,140	12.3	9,909,577	58.3	10,695,716	50.2	8,577,018	43.4	2,118,698	24.7	7.1
補助費等	4,732,679	73.8	598,977	3.5	3,348,705	15.7	3,305,750	16.7	42,955	1.3	9.6
普通建設事業費	271,302	4.2	456,566	2.7	610,226	2.9	447,814	2.3	162,412	36.3	20.9
補助事業費	186,915	2.9	205,029	1.2	296,490	1.4	135,197	0.7	161,293	119.3	34.5
単独事業費	84,387	1.3	251,538	1.5	313,735	1.5	312,617	1.6	1,118	0.4	15.8
県営事業負担金	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
積立金	266,759	4.2	23,883	0.1	290,643	1.4	1,278,692	6.5	△988,049	△77.3	251.4
貸付金	33,789	0.5	25,367	0.1	57,292	0.3	52,170	0.3	5,122	9.8	△3.4
繰出金	2,196	0.0	3,646,480	21.4	3,648,676	17.1	3,459,035	17.5	189,641	5.5	4.0
その他	945	0.0	15,873	0.2	16,817	0.0	17,034	0.0	△217	△1.3	2.0
合 計	6,416,097	100.0	17,002,698	100.0	21,316,337	100.0	19,767,874	100.0	1,548,463	7.8	10.9

その3 財源内訳

(単位 百万円・%)

区 分	平成22年度						平成21年度 純計額		比 較		
	都道府県		市町村		純計額				増減額	増減率	前年度 増減率
国庫支出金	615,145	9.6	5,573,153	32.8	6,188,298	29.0	5,826,881	29.5	361,417	6.2	35.4
都道府県支出金	—	—	1,816,757	10.7	—	—	—	—	—	—	—
使用料、手数料	34,720	0.5	239,888	1.4	274,607	1.3	281,569	1.4	△6,962	△2.5	△4.2
分担金、負担金、寄附金	28,116	0.4	357,520	2.1	359,001	1.7	345,789	1.7	13,212	3.8	0.1
地方債	49,366	0.8	102,223	0.6	149,213	0.7	116,128	0.6	33,085	28.5	△2.6
その他特定財源	620,885	9.7	192,073	1.1	809,407	3.8	530,283	2.7	279,124	52.6	54.5
一般財源等	5,067,865	79.0	8,721,084	51.3	13,535,811	63.5	12,667,224	64.1	868,587	6.9	2.0
合 計	6,416,097	100.0	17,002,698	100.0	21,316,337	100.0	19,767,874	100.0	1,548,463	7.8	10.9

第38表 社会福祉費の状況

(単位 百万円・%)

区 分	平成22年度							平成21年度 純 計 額		比 較		
	都 道 府 県		市 町 村		純 計 額					増 減 額	増 減 率	前年度 増減率
人 件 費	97,121	4.8	336,648	8.5	433,769	8.6	439,724	8.4	△ 5,955	△ 1.4	△ 3.1	
物 件 費	43,175	2.2	184,339	4.7	227,514	4.5	234,502	4.5	△ 6,988	△ 3.0	2.4	
扶 助 費	207,037	10.3	1,927,601	48.6	2,134,638	42.2	1,955,715	37.2	178,923	9.1	10.5	
補 助 費 等	1,526,442	76.1	233,902	5.9	860,514	17.0	1,026,684	19.6	△ 166,170	△ 16.2	11.6	
普 通 建 設 事 業 費	62,501	3.1	61,189	1.5	117,979	2.3	105,389	2.0	12,590	11.9	8.3	
補 助 事 業 費	39,394	2.0	19,597	0.5	55,483	1.1	34,018	0.6	21,465	63.1	1.5	
単 独 事 業 費	23,106	1.2	41,592	1.0	62,496	1.2	71,370	1.4	△ 8,874	△ 12.4	11.8	
県 営 事 業 負 担 金	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
積 立 金	55,405	2.8	13,650	0.3	69,055	1.4	369,782	7.0	△ 300,727	△ 81.3	108.4	
貸 付 金	13,873	0.7	8,244	0.2	21,440	0.4	20,885	0.4	555	2.7	△ 8.8	
繰 出 金	546	0.0	1,194,522	30.1	1,195,068	23.6	1,094,738	20.8	100,330	9.2	0.7	
そ の 他	423	0.0	3,344	0.2	3,766	0.0	3,494	0.1	272	7.8	△ 8.7	
合 計	2,006,523	100.0	3,963,439	100.0	5,063,743	100.0	5,250,913	100.0	△ 187,170	△ 3.6	10.3	

第39表 老人福祉費の状況

(単位 百万円・%)

区 分	平成22年度							平成21年度 純 計 額		比 較		
	都 道 府 県		市 町 村		純 計 額					増 減 額	増 減 率	前年度 増減率
人 件 費	14,197	0.5	88,305	2.8	102,503	1.9	107,809	1.9	△ 5,306	△ 4.9	△ 9.9	
物 件 費	11,047	0.4	137,748	4.3	148,795	2.7	147,864	2.6	931	0.6	△ 5.8	
扶 助 費	14,635	0.5	211,111	6.6	225,746	4.1	234,092	4.1	△ 8,346	△ 3.6	2.8	
補 助 費 等	2,483,304	90.2	128,557	4.0	2,213,570	40.4	1,985,793	34.8	227,777	11.5	5.4	
普 通 建 設 事 業 費	116,812	4.2	145,525	4.6	214,137	3.9	132,268	2.3	81,869	61.9	21.3	
補 助 事 業 費	71,393	2.6	66,081	2.1	101,020	1.8	31,151	0.5	69,869	224.3	86.6	
単 独 事 業 費	45,418	1.6	79,444	2.5	113,117	2.1	101,117	1.8	12,000	11.9	9.5	
県 営 事 業 負 担 金	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
積 立 金	106,039	3.9	4,252	0.1	110,291	2.0	725,412	12.7	△ 615,121	△ 84.8	1,009.2	
貸 付 金	5,920	0.2	6,002	0.2	10,781	0.2	6,245	0.1	4,536	72.6	△ 14.0	
繰 出 金	1,642	0.1	2,451,952	77.2	2,453,593	44.8	2,364,293	41.4	89,300	3.8	5.6	
そ の 他	72	0.0	2,833	0.2	2,906	0.0	2,977	0.1	△ 71	△ 2.4	0.8	
合 計	2,753,668	100.0	3,176,285	100.0	5,482,322	100.0	5,706,753	100.0	△ 224,431	△ 3.9	18.6	

第40表 児童福祉費の状況

(単位 百万円・%)

区 分	平成22年度							平成21年度 純 計 額		比 較		
	都 道 府 県		市 町 村		純 計 額					増 減 額	増 減 率	前年度 増減率
人 件 費	98,907	7.2	999,684	15.5	1,098,591	15.4	1,120,837	20.2	△ 22,246	△ 2.0	△ 2.4	
物 件 費	34,395	2.5	397,111	6.1	431,506	6.0	401,553	7.2	29,953	7.5	4.4	
扶 助 費	371,673	27.1	4,579,637	70.9	4,951,309	69.4	3,334,281	60.1	1,617,028	48.5	2.2	
補 助 費 等	661,628	48.3	213,153	3.3	246,469	3.5	274,627	4.9	△ 28,158	△ 10.3	40.1	
普 通 建 設 事 業 費	89,114	6.5	245,815	3.8	271,203	3.8	208,195	3.8	63,008	30.3	28.8	
補 助 事 業 費	74,749	5.5	117,176	1.8	136,436	1.9	68,663	1.2	67,773	98.7	39.7	
単 独 事 業 費	14,365	1.0	128,638	2.0	134,767	1.9	139,532	2.5	△ 4,765	△ 3.4	24.1	
県 営 事 業 負 担 金	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
積 立 金	99,365	7.3	5,790	0.1	105,155	1.5	174,948	3.2	△ 69,793	△ 39.9	48.0	
貸 付 金	13,950	1.0	10,886	0.2	24,830	0.3	24,805	0.4	25	0.1	5.4	
そ の 他	421	0.1	9,330	0.1	9,752	0.1	10,479	0.2	△ 727	△ 6.9	6.8	
合 計	1,369,453	100.0	6,461,406	100.0	7,138,815	100.0	5,549,725	100.0	1,589,090	28.6	4.6	

第41表 生活保護費の状況

(単位 百万円・%)

区 分	平成22年度						平成21年度 純計額		比 較		
	都道府県		市町村		純計額				増減額	増減率	前年度 増減率
人件費	15,985	6.0	145,664	4.3	161,649	4.5	153,841	4.7	7,808	5.1	1.2
物件費	3,615	1.4	24,543	0.7	28,158	0.8	22,412	0.7	5,746	25.6	3.9
扶助費	187,482	70.4	3,188,348	94.2	3,375,830	93.9	3,051,569	93.9	324,261	10.6	11.2
補助費等	58,409	21.9	21,395	0.6	25,946	0.7	17,743	0.5	8,203	46.2	15.6
その他	963	0.3	4,117	0.2	5,079	0.1	4,574	0.2	505	11.0	71.1
合計	266,454	100.0	3,384,067	100.0	3,596,662	100.0	3,250,139	100.0	346,523	10.7	10.7

第42表 被保護者数の推移

(1か月平均 単位 千人)

区 分	被保護者実人員			生活扶助		住宅扶助		教育扶助		介護扶助		医療扶助	
	実数	指数	保護率 (対人口千人)	人員	指数	人員	指数	人員	指数	人員	指数	人員	指数
昭和36年度	1,643	100	17.4	1,471	100	677	100	513	100	(67)	(100)	477	100
平成16年度	1,423	87	11.1	1,274	87	1,143	169	132	26	147	219	1,155	242
17	1,476	90	11.6	1,320	90	1,194	176	136	27	164	245	1,208	253
18	1,514	92	11.8	1,354	92	1,233	182	137	27	172	257	1,226	257
19	1,543	94	12.1	1,380	94	1,262	186	136	27	184	275	1,248	262
20	1,593	97	12.5	1,422	97	1,305	193	135	26	196	293	1,282	269
21	1,764	107	13.8	1,586	108	1,460	216	144	28	210	313	1,406	295
22	1,952	119	15.3	1,767	120	1,635	242	155	30	228	340	1,554	326

(注) 1 厚生労働省調べによる。
 2 昭和36年度の数値には、沖縄県分に係るものは含まれていない。
 3 介護扶助の()書きは平成12年度の数値である。

第43表 災害救助費の状況

(単位 百万円・%)

区 分	平成22年度						平成21年度 純計額		比 較		
	都道府県		市町村		純計額				増減額	増減率	前年度 増減率
人件費	1,973	9.9	7,196	41.1	9,169	26.4	496	4.8	8,673	1,748.6	△ 37.1
物件費	1,873	9.4	4,735	27.1	6,609	19.0	1,323	12.8	5,286	399.5	75.7
扶助費	5,312	26.6	2,882	16.5	8,194	23.5	1,361	13.2	6,833	502.1	33.4
補助費等	2,895	14.5	1,969	11.3	2,207	6.3	903	8.7	1,304	144.4	△ 26.7
普通建設事業費	1,934	9.7	134	0.8	2,062	5.9	144	1.4	1,918	1,331.9	77.8
補助事業費	676	3.4	45	0.3	721	2.1	69	0.7	652	944.9	109.1
単独事業費	1,259	6.3	89	0.5	1,342	3.9	75	0.7	1,267	1,689.3	56.3
積立金	5,949	29.7	181	1.0	6,130	17.6	6,050	58.5	80	1.3	119.4
貸付金	40	0.2	95	0.5	95	0.3	66	0.6	29	43.9	△ 9.6
その他	22	0.0	309	1.7	329	1.0	0	0.0	329	100.0	△100.0
合計	19,998	100.0	17,501	100.0	34,795	100.0	10,343	100.0	24,452	236.4	54.1

第44表 衛生費の状況

その1 目的別内訳

(単位 百万円・%)

区 分	平成22年度						平成21年度 純 計 額		比 較		
	都 道 府 県		市 町 村		純 計 額				増 減 額	増 減 率	前年度 増減率
公衆衛生費	1,544,256	90.1	2,103,922	49.3	3,506,420	60.3	3,626,549	60.7	△ 120,129	△ 3.3	19.7
結核対策費	11,786	0.7	15,469	0.4	26,592	0.5	21,127	0.4	5,465	25.9	0.3
保健所費	108,144	6.3	106,237	2.5	213,449	3.7	219,993	3.7	△ 6,544	△ 3.0	△ 1.8
清掃費	50,050	2.9	2,041,032	47.8	2,065,955	35.5	2,103,847	35.2	△ 37,892	△ 1.8	△ 0.5
合 計	1,714,235	100.0	4,266,660	100.0	5,812,417	100.0	5,971,517	100.0	△ 159,100	△ 2.7	10.8

その2 性質別内訳

(単位 百万円・%)

区 分	平成22年度						平成21年度 純 計 額		比 較		
	都 道 府 県		市 町 村		純 計 額				増 減 額	増 減 率	前年度 増減率
人件費	261,700	15.3	880,623	20.6	1,142,323	19.7	1,173,735	19.7	△ 31,412	△ 2.7	△ 3.7
物件費	114,101	6.7	1,667,687	39.1	1,781,788	30.7	1,745,280	29.2	36,508	2.1	4.0
扶助費	241,077	14.1	160,145	3.8	401,222	6.9	377,435	6.3	23,787	6.3	7.2
補助費等	580,246	33.8	663,219	15.5	1,106,765	19.0	1,076,457	18.0	30,308	2.8	7.5
普通建設事業費	143,431	8.4	446,797	10.5	560,171	9.6	573,054	9.6	△ 12,883	△ 2.2	12.7
補助事業費	71,357	4.2	176,273	4.1	239,121	4.1	210,527	3.5	28,594	13.6	16.2
単独事業費	72,074	4.2	270,353	6.3	321,050	5.5	362,527	6.1	△ 41,477	△ 11.4	10.8
県営事業負担金	—	—	171	0.0	—	—	—	—	—	—	—
投資及び出資金	78,245	4.6	117,097	2.7	195,342	3.4	159,893	2.7	35,449	22.2	5.7
貸付金	97,910	5.7	58,097	1.4	154,286	2.7	139,429	2.3	14,857	10.7	4.4
繰出金	5,715	0.3	98,410	2.3	104,125	1.8	111,989	1.9	△ 7,864	△ 7.0	4.0
その他	191,810	11.1	174,585	4.1	366,395	6.2	614,245	10.3	△ 247,850	△ 40.4	157.6
合 計	1,714,235	100.0	4,266,660	100.0	5,812,417	100.0	5,971,517	100.0	△ 159,100	△ 2.7	10.8

その3 財源内訳

(単位 百万円・%)

区 分	平成22年度						平成21年度 純 計 額		比 較		
	都 道 府 県		市 町 村		純 計 額				増 減 額	増 減 率	前年度 増減率
国庫支出金	392,994	22.9	144,435	3.4	537,429	9.2	770,114	12.9	△ 232,685	△ 30.2	121.9
都道府県支出金	—	—	108,824	2.6	—	—	—	—	—	—	—
使用料、手数料	25,432	1.5	338,600	7.9	364,032	6.3	370,858	6.2	△ 6,826	△ 1.8	△ 0.0
分担金、負担金、寄附金	4,979	0.3	51,844	1.2	31,104	0.5	30,166	0.5	938	3.1	11.8
地方債	53,136	3.1	238,795	5.6	288,950	5.0	274,274	4.6	14,676	5.4	8.6
その他特定財源	237,649	13.9	196,704	4.6	429,214	7.4	339,572	5.7	89,642	26.4	3.7
一般財源等	1,000,045	58.3	3,187,458	74.7	4,161,688	71.6	4,186,533	70.1	△ 24,845	△ 0.6	3.0
合 計	1,714,235	100.0	4,266,660	100.0	5,812,417	100.0	5,971,517	100.0	△ 159,100	△ 2.7	10.8

第45表 公衆衛生費の状況

(単位 百万円・%)

区 分	平成22年度						平成21年度 純計額		比 較		
	都道府県		市町村		純計額				増減額	増減率	前年度 増減率
人件費	151,889	9.8	315,608	15.0	467,498	13.3	471,360	13.0	△ 3,862	△ 0.8	△1.9
物件費	102,887	6.7	612,355	29.1	715,242	20.4	677,978	18.7	37,264	5.5	14.4
扶助費	239,290	15.5	157,429	7.5	396,719	11.3	372,675	10.3	24,044	6.5	7.3
補助費等	573,994	37.2	599,004	28.5	1,055,906	30.1	1,026,223	28.3	29,683	2.9	7.7
普通建設事業費	124,019	8.0	119,103	5.7	220,178	6.3	203,772	5.6	16,406	8.1	15.8
補助事業費	64,441	4.2	22,883	1.1	78,828	2.2	52,929	1.5	25,899	48.9	60.9
単独事業費	59,578	3.9	96,052	4.6	141,350	4.0	150,843	4.2	△ 9,493	△ 6.3	5.4
県営事業負担金	—	—	168	0.0	—	—	—	—	—	—	—
投資及び出資金	76,703	5.0	117,077	5.6	193,780	5.5	155,626	4.3	38,154	24.5	3.7
貸付金	87,627	5.7	53,566	2.5	139,471	4.0	127,067	3.5	12,404	9.8	9.5
繰出金	5,715	0.4	98,400	4.7	104,115	3.0	111,989	3.1	△ 7,874	△ 7.0	4.0
その他	182,132	11.7	31,380	1.4	213,511	6.1	479,859	13.2	△ 266,348	△55.5	349.5
合 計	1,544,256	100.0	2,103,922	100.0	3,506,420	100.0	3,626,549	100.0	△120,129	△ 3.3	19.7

第46表 結核対策費の状況

(単位 百万円・%)

区 分	平成22年度						平成21年度 純計額		比 較		
	都道府県		市町村		純計額				増減額	増減率	前年度 増減率
人件費	1,997	16.9	4,718	30.5	6,715	25.3	6,403	30.3	312	4.9	△ 5.1
物件費	1,030	8.7	7,055	45.6	8,085	30.4	8,328	39.4	△243	△2.9	10.1
扶助費	1,788	15.2	2,716	17.6	4,503	16.9	4,759	22.5	△256	△5.4	△ 0.6
補助費等	2,331	19.8	920	5.9	2,589	9.7	1,600	7.6	989	61.8	△13.3
その他	4,640	39.4	60	0.4	4,700	17.7	37	0.2	4,663	12,602.7	△67.8
合 計	11,786	100.0	15,469	100.0	26,592	100.0	21,127	100.0	5,465	25.9	0.3

第47表 保健所費の状況

(単位 百万円・%)

区 分	平成22年度						平成21年度 純計額		比 較		
	都道府県		市町村		純計額				増減額	増減率	前年度 増減率
人件費	101,022	93.4	86,538	81.5	187,560	87.9	190,810	86.7	△3,250	△ 1.7	△4.5
物件費	4,381	4.1	9,711	9.1	14,091	6.6	14,728	6.7	△ 637	△ 4.3	5.5
普通建設事業費	1,399	1.3	8,463	8.0	9,828	4.6	9,523	4.3	305	3.2	11.3
その他	1,342	1.2	1,525	1.4	1,970	0.9	4,932	2.3	△2,962	△60.1	173.1
合 計	108,144	100.0	106,237	100.0	213,449	100.0	219,993	100.0	△6,544	△ 3.0	△1.8

第48表 清掃費の状況

(単位 百万円・%)

区 分	平成22年度						平成21年度 純 計 額		比 較		
	都 道 府 県		市 町 村		純 計 額				増 減 額	増 減 率	前年度 増減率
人 件 費	6,792	13.6	473,759	23.2	480,551	23.3	505,162	24.0	△ 24,611	△ 4.9	△ 5.1
物 件 費	5,804	11.6	1,038,566	50.9	1,044,370	50.6	1,044,246	49.6	124	0.0	△ 1.9
補 助 費 等	2,971	5.9	62,271	3.1	47,193	2.3	47,171	2.2	22	0.0	4.5
普 通 建 設 事 業 費	17,830	35.6	319,171	15.6	329,923	16.0	359,728	17.1	△ 29,805	△ 8.3	11.1
補 助 事 業 費	6,705	13.4	153,075	7.5	159,780	7.7	157,142	7.5	2,638	1.7	6.5
単 独 事 業 費	11,125	22.2	166,094	8.1	170,143	8.2	202,585	9.6	△ 32,442	△ 16.0	15.0
そ の 他	16,653	33.3	147,265	7.2	163,918	7.8	147,540	7.1	16,378	11.1	△ 1.4
合 計	50,050	100.0	2,041,032	100.0	2,065,955	100.0	2,103,847	100.0	△ 37,892	△ 1.8	△ 0.5

第49表 労働費の状況

その1 目的別内訳

(単位 百万円・%)

区 分	平成22年度						平成21年度 純 計 額		比 較		
	都 道 府 県		市 町 村		純 計 額				増 減 額	増 減 率	前年度 増減率
失 業 対 策 費	110,057	16.0	5,674	2.0	78,188	9.7	128,340	14.0	△ 50,152	△ 39.1	△ 4.6
そ の 他	577,421	84.0	283,719	98.0	730,036	90.3	790,424	86.0	△ 60,388	△ 7.6	49.6
合 計	687,478	100.0	289,393	100.0	808,224	100.0	918,764	100.0	△ 110,540	△ 12.0	38.6

その2 性質別内訳

(単位 百万円・%)

区 分	平成22年度						平成21年度 純 計 額		比 較		
	都 道 府 県		市 町 村		純 計 額				増 減 額	増 減 率	前年度 増減率
人 件 費	65,925	9.6	13,155	4.5	79,080	9.8	74,892	8.2	4,188	5.6	4.5
物 件 費	157,412	22.9	171,159	59.1	328,571	40.7	188,796	20.5	139,775	74.0	285.5
補 助 費 等	204,465	29.7	25,301	8.7	61,298	7.6	51,582	5.6	9,716	18.8	26.8
普 通 建 設 事 業 費	11,571	1.7	5,042	1.7	16,435	2.0	16,527	1.8	△ 92	△ 0.6	107.3
失 業 対 策 事 業 費	—	—	2,829	1.0	2,829	0.4	2,697	0.3	132	4.9	5.1
補 助 事 業 費	—	—	2,418	0.8	2,418	0.3	2,323	0.3	95	4.1	1.7
単 独 事 業 費	—	—	411	0.1	411	0.1	374	0.0	37	9.9	32.6
積 立 金	231,717	33.7	3,119	1.1	234,837	29.1	497,668	54.2	△ 262,831	△ 52.8	23.1
貸 付 金	15,080	2.2	65,781	22.7	80,861	10.0	83,047	9.0	△ 2,186	△ 2.6	△ 1.5
そ の 他	1,308	0.2	3,007	1.2	4,313	0.4	3,555	0.4	758	21.3	37.1
合 計	687,478	100.0	289,393	100.0	808,224	100.0	918,764	100.0	△ 110,540	△ 12.0	38.6

第49表 労働費の状況（つづき）

その3 財源内訳

(単位 百万円・%)

区 分	平 成 22 年 度						平成21年度 純 計 額		比 較		
	都 道 府 県		市 町 村		純 計 額				増 減 額	増 減 率	前年度 増減率
国 庫 支 出 金	267,366	38.9	2,032	0.7	269,398	33.3	526,699	57.3	△ 257,301	△ 48.9	23.7
都 道 府 県 支 出 金	—	—	154,628	53.4	—	—	—	—	—	—	—
そ の 他 特 定 財 源	336,733	49.0	70,348	24.3	402,420	49.8	249,644	27.2	152,776	61.2	159.1
一 般 財 源 等	83,379	12.1	62,385	21.6	136,406	16.9	142,421	15.5	△ 6,015	△ 4.2	1.1
合 計	687,478	100.0	289,393	100.0	808,224	100.0	918,764	100.0	△ 110,540	△ 12.0	38.6

第50表 失業対策費の状況

(単位 百万円・%)

区 分	平 成 22 年 度						平成21年度 純 計 額		比 較		
	都 道 府 県		市 町 村		純 計 額				増 減 額	増 減 率	前年度 増減率
人 件 費	1,139	1.0	77	1.4	1,217	1.6	1,194	0.9	23	1.9	26.8
物 件 費	20,307	18.5	2,510	44.2	22,816	29.2	13,386	10.4	9,430	70.4	975.2
補 助 費 等	38,197	34.7	241	4.2	895	1.1	972	0.8	△ 77	△ 7.9	12.4
失 業 対 策 事 業 費	—	—	2,829	49.9	2,829	3.6	2,697	2.1	132	4.9	5.1
補 助 事 業 費	—	—	2,418	42.6	2,418	3.1	2,323	1.8	95	4.1	1.7
単 独 事 業 費	—	—	411	7.2	411	0.5	374	0.3	37	9.9	32.6
積 立 金	49,708	45.2	13	0.2	49,721	63.6	109,225	85.1	△ 59,504	△ 54.5	△ 14.6
貸 付 金	559	0.5	4	0.1	563	0.7	727	0.6	△ 164	△ 22.6	△ 31.3
そ の 他	147	0.1	—	—	147	0.2	139	0.1	8	5.8	3,375.0
合 計	110,057	100.0	5,674	100.0	78,188	100.0	128,340	100.0	△ 50,152	△ 39.1	△ 4.6

第51表 農林水産業費の状況

その1 目的別内訳

(単位 百万円・%)

区 分	平 成 22 年 度						平成21年度 純 計 額		比 較		
	都 道 府 県		市 町 村		純 計 額				増 減 額	増 減 率	前年度 増減率
農 業 費	426,375	18.0	455,770	36.7	789,753	24.3	843,933	23.8	△ 54,180	△ 6.4	5.1
畜 産 業 費	139,654	5.9	47,997	3.9	179,361	5.5	134,317	3.8	45,044	33.5	△ 3.8
農 地 費	822,975	34.8	448,777	36.2	1,119,634	34.5	1,249,499	35.2	△ 129,865	△ 10.4	△ 0.0
林 業 費	721,768	30.5	175,646	14.1	825,846	25.4	939,147	26.4	△ 113,301	△ 12.1	26.5
水 産 業 費	251,858	10.7	113,184	9.1	331,185	10.2	386,091	10.9	△ 54,906	△ 14.2	9.6
合 計	2,362,630	100.0	1,241,374	100.0	3,245,780	100.0	3,552,987	100.0	△ 307,207	△ 8.6	8.1

第51表 農林水産業費の状況（つづき）

その2 性質別内訳

（単位 百万円・％）

区 分	平成22年度						平成21年度 純 計 額		比 較		
	都 道 府 県		市 町 村		純 計 額				増 減 額	増 減 率	前年度 増減率
人 件 費	392,242	16.6	243,140	19.6	635,382	19.6	649,120	18.3	△ 13,738	△ 2.1	△ 6.3
物 件 費	87,486	3.7	98,522	7.9	186,008	5.7	180,572	5.1	5,436	3.0	2.3
補 助 費 等	257,665	10.9	249,631	20.1	372,105	11.5	306,258	8.6	65,847	21.5	7.7
普通建設事業費	1,332,864	56.4	470,054	37.9	1,579,992	48.7	1,792,461	50.4	△ 212,469	△ 11.9	7.3
補助事業費	945,804	40.0	195,152	15.7	1,023,964	31.5	1,192,460	33.6	△ 168,496	△ 14.1	6.3
単独事業費	196,323	8.3	207,546	16.7	360,871	11.1	373,906	10.5	△ 13,035	△ 3.5	14.2
国直轄事業負担金	190,737	8.1	4,420	0.4	195,156	6.0	226,095	6.4	△ 30,939	△ 13.7	2.1
県営事業負担金	—	—	62,936	5.1	—	—	—	—	—	—	—
積立金	49,149	2.1	12,674	1.0	61,824	1.9	189,328	5.3	△ 127,504	△ 67.3	254.3
貸付金	233,404	9.9	29,143	2.3	262,441	8.1	283,309	8.0	△ 20,868	△ 7.4	9.1
繰出金	967	0.0	123,032	9.9	123,999	3.8	128,796	3.6	△ 4,797	△ 3.7	0.2
その他	8,853	0.4	15,178	1.3	24,029	0.7	23,143	0.7	886	3.8	8.2
合 計	2,362,630	100.0	1,241,374	100.0	3,245,780	100.0	3,552,987	100.0	△ 307,207	△ 8.6	8.1

その3 財源内訳

（単位 百万円・％）

区 分	平成22年度						平成21年度 純 計 額		比 較		
	都 道 府 県		市 町 村		純 計 額				増 減 額	増 減 率	前年度 増減率
国庫支出金	647,213	27.4	41,501	3.3	688,714	21.2	904,347	25.5	△ 215,633	△ 23.8	23.3
都道府県支出金	—	—	234,784	18.9	—	—	—	—	—	—	—
分担金、負担金、寄附金	119,939	5.1	15,296	1.2	45,666	1.4	60,006	1.7	△ 14,340	△ 23.9	11.4
地方債	329,044	13.9	109,389	8.8	437,732	13.5	486,966	13.7	△ 49,234	△ 10.1	2.4
その他特定財源	390,233	16.5	93,774	7.7	476,374	14.7	475,899	13.3	475	0.1	6.4
一般財源等	876,201	37.1	746,630	60.1	1,597,294	49.2	1,625,769	45.8	△ 28,475	△ 1.8	3.1
合 計	2,362,630	100.0	1,241,374	100.0	3,245,780	100.0	3,552,987	100.0	△ 307,207	△ 8.6	8.1

第52表 農業費の状況

（単位 百万円・％）

区 分	平成22年度						平成21年度 純 計 額		比 較		
	都 道 府 県		市 町 村		純 計 額				増 減 額	増 減 率	前年度 増減率
人 件 費	203,262	47.7	180,612	39.6	383,873	48.6	390,907	46.3	△ 7,034	△ 1.8	△ 4.9
物 件 費	33,016	7.7	39,804	8.7	72,820	9.2	73,054	8.7	△ 234	△ 0.3	1.5
補 助 費 等	93,087	21.8	113,470	24.9	144,170	18.3	141,205	16.7	2,965	2.1	7.3
普通建設事業費	56,806	13.3	90,771	19.9	117,643	14.9	146,334	17.3	△ 28,691	△ 19.6	42.8
補助事業費	32,043	7.5	46,981	10.3	61,727	7.8	80,828	9.6	△ 19,101	△ 23.6	48.8
単独事業費	24,762	5.8	42,555	9.3	55,916	7.1	65,505	7.8	△ 9,589	△ 14.6	36.1
県営事業負担金	—	—	1,236	0.3	—	—	—	—	—	—	—
積立金	10,105	2.4	3,410	0.7	13,515	1.7	28,869	3.4	△ 15,354	△ 53.2	18.9
貸付金	28,689	6.7	17,562	3.9	46,180	5.8	51,052	6.0	△ 4,872	△ 9.5	5.2
繰出金	—	—	8,157	1.8	8,157	1.0	9,313	1.1	△ 1,156	△ 12.4	△ 6.3
その他	1,410	0.4	1,984	0.5	3,395	0.5	3,199	0.5	196	6.1	18.6
合 計	426,375	100.0	455,770	100.0	789,753	100.0	843,933	100.0	△ 54,180	△ 6.4	5.1

第53表 畜産業費の状況

(単位 百万円・%)

区 分	平成22年度						平成21年度 純計額		比 較		
	都 道 府 県		市 町 村		純 計 額				増 減 額	増 減 率	前年度 増減率
人 件 費	42,249	30.3	6,605	13.8	48,853	27.2	49,171	36.6	△ 318	△ 0.6	△ 7.6
物 件 費	19,897	14.2	9,959	20.7	29,856	16.6	21,521	16.0	8,335	38.7	△ 1.9
補 助 費 等	43,015	30.8	11,000	22.9	51,038	28.5	18,035	13.4	33,003	183.0	18.0
普 通 建 設 事 業 費	30,054	21.5	15,507	32.3	40,247	22.4	37,170	27.7	3,077	8.3	△ 3.7
補 助 事 業 費	17,113	12.3	7,006	14.6	20,639	11.5	16,644	12.4	3,995	24.0	△ 11.8
単 独 事 業 費	12,682	9.1	7,814	16.3	19,349	10.8	20,221	15.1	△ 872	△ 4.3	4.3
国直轄事業負担金	259	0.2	—	—	259	0.1	305	0.2	△ 46	△ 15.1	△ 14.3
県営事業負担金	—	—	687	1.4	—	—	—	—	—	—	—
貸 付 金	4,079	2.9	2,750	5.7	6,829	3.8	6,449	4.8	380	5.9	△ 30.4
そ の 他	360	0.3	2,176	4.6	2,538	1.5	1,971	1.5	567	28.8	55.0
合 計	139,654	100.0	47,997	100.0	179,361	100.0	134,317	100.0	45,044	33.5	△ 3.8

第54表 農地費の状況

(単位 百万円・%)

区 分	平成22年度						平成21年度 純計額		比 較		
	都 道 府 県		市 町 村		純 計 額				増 減 額	増 減 率	前年度 増減率
人 件 費	42,353	5.1	27,187	6.1	69,539	6.2	71,732	5.7	△ 2,193	△ 3.1	△ 11.1
普 通 建 設 事 業 費	707,046	85.9	189,784	42.3	790,706	70.6	933,381	74.7	△ 142,675	△ 15.3	1.4
補 助 事 業 費	463,165	56.3	31,675	7.1	454,907	40.6	561,093	44.9	△ 106,186	△ 18.9	△ 0.5
単 独 事 業 費	62,058	7.5	99,626	22.2	149,560	13.4	158,874	12.7	△ 9,314	△ 5.9	8.8
国直轄事業負担金	181,823	22.1	4,416	1.0	186,239	16.6	213,414	17.1	△ 27,175	△ 12.7	1.4
県営事業負担金	—	—	54,067	12.0	—	—	—	—	—	—	—
そ の 他	73,576	9.0	231,806	51.6	259,389	23.2	244,386	19.6	15,003	6.1	△ 1.7
合 計	822,975	100.0	448,777	100.0	1,119,634	100.0	1,249,499	100.0	△ 129,865	△ 10.4	△ 0.0

第55表 林業費の状況

(単位 百万円・%)

区 分	平成22年度						平成21年度 純計額		比 較		
	都 道 府 県		市 町 村		純 計 額				増 減 額	増 減 率	前年度 増減率
人 件 費	63,478	8.8	17,822	10.1	81,301	9.8	82,575	8.8	△ 1,274	△ 1.5	△ 6.8
普 通 建 設 事 業 費	378,293	52.4	103,957	59.2	431,488	52.2	428,977	45.7	2,511	0.6	8.1
補 助 事 業 費	298,506	41.4	58,552	33.3	322,273	39.0	325,251	34.6	△ 2,978	△ 0.9	8.7
単 独 事 業 費	75,325	10.4	42,663	24.3	104,753	12.7	97,602	10.4	7,151	7.3	6.4
国直轄事業負担金	4,462	0.6	—	—	4,462	0.5	6,123	0.7	△ 1,661	△ 27.1	5.3
県営事業負担金	—	—	2,742	1.6	—	—	—	—	—	—	—
そ の 他	279,997	38.8	53,867	30.7	313,057	38.0	427,595	45.5	△ 114,538	△ 26.8	66.3
合 計	721,768	100.0	175,646	100.0	825,846	100.0	939,147	100.0	△ 113,301	△ 12.1	26.5

第56表 水産業費の状況

(単位 百万円・%)

区 分	平成22年度						平成21年度 純 計 額		比 較		
	都 道 府 県		市 町 村		純 計 額				増 減 額	増 減 率	前年度 増減率
人 件 費	40,901	16.2	10,915	9.6	51,816	15.6	54,735	14.2	△ 2,919	△ 5.3	△ 6.7
物 件 費	14,385	5.7	6,144	5.4	20,528	6.2	21,795	5.6	△ 1,267	△ 5.8	△ 1.6
補 助 費 等	14,693	5.8	11,141	9.8	22,778	6.9	19,743	5.1	3,035	15.4	13.9
普通建設事業費	160,664	63.8	70,035	61.9	199,907	60.4	246,600	63.9	△ 46,693	△ 18.9	16.1
補助事業費	134,976	53.6	50,938	45.0	164,419	49.6	208,644	54.0	△ 44,225	△ 21.2	12.6
単独事業費	21,495	8.5	14,889	13.2	31,292	9.4	31,704	8.2	△ 412	△ 1.3	42.8
国直轄事業負担金	4,193	1.7	4	0.0	4,196	1.3	6,252	1.6	△ 2,056	△ 32.9	29.4
県営事業負担金	—	—	4,204	3.7	—	—	—	—	—	—	—
貸 付 金	17,151	6.8	6,708	5.9	23,850	7.2	29,285	7.6	△ 5,435	△ 18.6	0.6
そ の 他	4,064	1.7	8,241	7.4	12,306	3.7	13,933	3.6	△ 1,627	△ 11.7	10.4
合 計	251,858	100.0	113,184	100.0	331,185	100.0	386,091	100.0	△ 54,906	△ 14.2	9.6

第57表 商工費の状況

その1 性質別内訳

(単位 百万円・%)

区 分	平成22年度						平成21年度 純 計 額		比 較		
	都 道 府 県		市 町 村		純 計 額				増 減 額	増 減 率	前年度 増減率
人 件 費	97,786	2.2	132,290	6.5	230,076	3.6	232,640	3.5	△ 2,564	△ 1.1	△ 3.1
物 件 費	60,959	1.4	123,559	6.0	184,518	2.9	189,229	2.9	△ 4,711	△ 2.5	9.0
補 助 費 等	285,372	6.5	268,820	13.1	525,835	8.2	779,383	11.9	△ 253,548	△ 32.5	62.9
普通建設事業費	110,805	2.5	130,202	6.4	228,706	3.6	234,454	3.6	△ 5,748	△ 2.5	23.0
補助事業費	9,088	0.2	22,134	1.1	29,914	0.5	27,472	0.4	2,442	8.9	11.4
単独事業費	101,717	2.3	107,967	5.3	198,792	3.1	206,982	3.1	△ 8,190	△ 4.0	24.7
県営事業負担金	—	—	101	0.0	—	—	—	—	—	—	—
貸 付 金	3,795,338	86.4	1,330,860	65.0	5,123,717	80.1	5,034,751	76.6	88,966	1.8	23.3
そ の 他	43,176	1.0	62,337	3.0	105,515	1.6	104,551	1.5	964	0.9	△ 35.2
合 計	4,393,436	100.0	2,048,068	100.0	6,398,367	100.0	6,575,008	100.0	△ 176,641	△ 2.7	23.4

その2 財源内訳

(単位 百万円・%)

区 分	平成22年度						平成21年度 純 計 額		比 較		
	都 道 府 県		市 町 村		純 計 額				増 減 額	増 減 率	前年度 増減率
国 庫 支 出 金	13,490	0.3	8,540	0.4	22,030	0.3	191,341	2.9	△ 169,311	△ 88.5	454.5
都 道 府 県 支 出 金	—	—	23,690	1.2	—	—	—	—	—	—	—
使 用 料・手 数 料	10,557	0.2	19,349	0.9	29,906	0.5	33,382	0.5	△ 3,476	△ 10.4	△ 7.1
諸 収 入	3,686,739	83.9	1,365,065	66.7	5,048,333	78.9	4,877,711	74.2	170,622	3.5	25.1
地 方 債	56,865	1.3	36,858	1.8	91,289	1.4	167,971	2.6	△ 76,682	△ 45.7	15.3
そ の 他 特 定 財 源	52,472	1.3	26,361	1.3	77,387	1.2	152,315	2.3	△ 74,928	△ 49.2	103.7
一 般 財 源 等	573,313	13.0	568,205	27.7	1,129,422	17.7	1,152,288	17.5	△ 22,866	△ 2.0	1.2
合 計	4,393,436	100.0	2,048,068	100.0	6,398,367	100.0	6,575,008	100.0	△ 176,641	△ 2.7	23.4

第58表 土木費の状況

その1 目的別内訳

(単位 百万円・%)

区 分	平成22年度						平成21年度 純計額		比 較		
	都 道 府 県		市 町 村		純 計 額				増 減 額	増 減 率	前年度 増減率
土 木 管 理 費	330,655	5.8	425,928	6.6	745,377	6.2	793,760	6.0	△ 48,383	△ 6.1	△ 0.1
道 路 橋 り よ う 費	2,336,294	40.9	1,680,697	26.1	3,975,179	33.2	4,390,294	33.0	△ 415,115	△ 9.5	8.1
河 川 海 岸 費	1,058,324	18.5	162,674	2.5	1,205,160	10.1	1,468,636	11.0	△ 263,476	△ 17.9	7.2
港 湾 費	268,764	4.7	170,925	2.7	412,814	3.5	500,708	3.8	△ 87,894	△ 17.6	18.6
都 市 計 画 費	1,138,803	19.9	3,385,006	52.7	4,457,847	37.3	4,897,894	36.8	△ 440,047	△ 9.0	△ 1.3
住 宅 費	539,467	9.4	593,623	9.2	1,112,421	9.3	1,177,293	8.9	△ 64,872	△ 5.5	0.3
空 港 費	44,749	0.8	8,462	0.1	50,359	0.4	63,456	0.5	△ 13,097	△ 20.6	△ 23.0
合 計	5,717,055	100.0	6,427,315	100.0	11,959,157	100.0	13,292,043	100.0	△1,332,886	△10.0	3.3

その2 性質別内訳

(単位 百万円・%)

区 分	平成22年度						平成21年度 純計額		比 較		
	都 道 府 県		市 町 村		純 計 額				増 減 額	増 減 率	前年度 増減率
人 件 費	289,566	5.1	618,219	9.6	907,785	7.6	929,748	7.0	△ 21,963	△ 2.4	△ 4.8
物 件 費	114,932	2.0	453,525	7.1	568,458	4.8	568,309	4.3	149	0.0	1.9
維 持 補 修 費	337,164	5.9	368,894	5.7	706,058	5.9	692,323	5.2	13,735	2.0	8.3
補 助 費 等	290,523	5.1	710,678	11.1	946,446	7.9	896,651	6.7	49,795	5.6	5.7
普 通 建 設 事 業 費	4,149,144	72.6	2,999,138	46.7	7,020,312	58.7	8,195,077	61.7	△ 1,174,765	△ 14.3	6.0
補 助 事 業 費	1,567,514	27.4	1,024,802	15.9	2,586,612	21.6	3,212,349	24.2	△ 625,737	△ 19.5	2.7
単 独 事 業 費	2,024,583	35.4	1,802,708	28.0	3,778,947	31.6	3,927,653	29.5	△ 148,706	△ 3.8	7.7
国直轄事業負担金	557,047	9.7	97,706	1.5	654,753	5.5	1,055,076	7.9	△ 400,323	△ 37.9	10.1
県営事業負担金	—	—	73,922	1.2	—	—	—	—	—	—	—
貸 付 金	278,228	4.9	307,194	4.8	582,933	4.9	713,479	5.4	△ 130,546	△ 18.3	△ 2.8
繰 出 金	162,535	2.8	858,399	13.4	1,020,935	8.5	1,081,350	8.1	△ 60,415	△ 5.6	△ 3.6
そ の 他	94,963	1.6	111,268	1.6	206,230	1.7	215,106	1.6	△ 8,876	△ 4.1	△ 18.0
合 計	5,717,055	100.0	6,427,315	100.0	11,959,157	100.0	13,292,043	100.0	△1,332,886	△10.0	3.3

その3 財源内訳

(単位 百万円・%)

区 分	平成22年度						平成21年度 純計額		比 較		
	都 道 府 県		市 町 村		純 計 額				増 減 額	増 減 率	前年度 増減率
国 庫 支 出 金	795,440	13.9	461,983	7.2	1,257,423	10.5	1,608,367	12.1	△ 350,944	△ 21.8	1.8
都 道 府 県 支 出 金	—	—	101,031	1.6	—	—	—	—	—	—	—
使 用 料 ・ 手 数 料	126,093	2.2	212,719	3.3	338,813	2.8	334,266	2.5	4,547	1.4	△ 3.3
分 担 金 ・ 負 担 金 ・ 寄 附 金	72,478	1.3	24,646	0.4	20,672	0.2	25,151	0.2	△ 4,479	△ 17.8	30.2
地 方 債	2,055,996	36.0	1,125,361	17.5	3,172,795	26.5	3,877,169	29.2	△ 704,374	△ 18.2	3.7
そ の 他 特 定 財 源	533,143	9.3	558,130	8.6	1,042,739	8.8	1,148,990	8.6	△ 106,251	△ 9.2	△ 4.1
一 般 財 源 等	2,133,905	37.3	3,943,445	61.4	6,126,715	51.2	6,298,100	47.4	△ 171,385	△ 2.7	5.2
合 計	5,717,055	100.0	6,427,315	100.0	11,959,157	100.0	13,292,043	100.0	△1,332,886	△10.0	3.3

第59表 道路橋りょう費の状況

(単位 百万円・%)

区 分	平成22年度						平成21年度 純 計 額		比 較		
	都 道 府 県		市 町 村		純 計 額				増 減 額	増 減 率	前年度 増減率
人 件 費	56,977	2.4	133,360	7.9	190,337	4.8	192,385	4.4	△ 2,048	△ 1.1	△ 6.1
維 持 補 修 費	190,873	8.2	256,229	15.2	447,102	11.2	421,035	9.6	26,067	6.2	10.6
普 通 建 設 事 業 費	2,006,244	85.9	1,146,838	68.2	3,122,365	78.5	3,560,826	81.1	△ 438,461	△ 12.3	9.2
補 助 事 業 費	494,683	21.2	198,165	11.8	692,820	17.4	888,407	20.2	△ 195,587	△ 22.0	0.3
単 独 事 業 費	1,149,428	49.2	872,113	51.9	2,008,157	50.5	2,054,203	46.8	△ 46,046	△ 2.2	15.8
国直轄事業負担金	362,133	15.5	59,254	3.5	421,387	10.6	618,216	14.1	△ 196,829	△ 31.8	2.8
県営事業負担金	—	—	17,305	1.0	—	—	—	—	—	—	—
そ の 他	82,200	3.5	144,270	8.7	215,375	5.5	216,048	4.9	△ 673	△ 0.3	0.5
合 計	2,336,294	100.0	1,680,697	100.0	3,975,179	100.0	4,390,294	100.0	△ 415,115	△ 9.5	8.1

第60表 河川海岸費の状況

(単位 百万円・%)

区 分	平成22年度						平成21年度 純 計 額		比 較		
	都 道 府 県		市 町 村		純 計 額				増 減 額	増 減 率	前年度 増減率
人 件 費	33,131	3.1	17,081	10.5	50,212	4.2	51,609	3.5	△ 1,397	△ 2.7	△ 6.5
維 持 補 修 費	40,590	3.8	13,209	8.1	53,798	4.5	55,583	3.8	△ 1,785	△ 3.2	18.7
普 通 建 設 事 業 費	964,078	91.1	116,200	71.4	1,065,596	88.4	1,325,135	90.2	△ 259,539	△ 19.6	7.2
補 助 事 業 費	604,934	57.2	38,058	23.4	640,270	53.1	747,692	50.9	△ 107,422	△ 14.4	1.0
単 独 事 業 費	217,139	20.5	73,416	45.1	283,321	23.5	272,395	18.5	10,926	4.0	11.9
国直轄事業負担金	142,005	13.4	—	—	142,005	11.8	305,048	20.8	△ 163,043	△ 53.4	21.0
県営事業負担金	—	—	4,726	2.9	—	—	—	—	—	—	—
そ の 他	20,525	2.0	16,184	10.0	35,554	2.9	36,309	2.5	△ 755	△ 2.1	11.5
合 計	1,058,324	100.0	162,674	100.0	1,205,160	100.0	1,468,636	100.0	△ 263,476	△ 17.9	7.2

第61表 港湾費の状況

(単位 百万円・%)

区 分	平成22年度						平成21年度 純 計 額		比 較		
	都 道 府 県		市 町 村		純 計 額				増 減 額	増 減 率	前年度 増減率
人 件 費	12,808	4.8	19,003	11.1	31,812	7.7	32,303	6.5	△ 491	△ 1.5	△ 3.4
維 持 補 修 費	7,968	3.0	3,769	2.2	11,736	2.8	11,716	2.3	20	0.2	10.7
普 通 建 設 事 業 費	189,526	70.5	114,846	67.2	287,808	69.7	358,135	71.5	△ 70,327	△ 19.6	19.0
補 助 事 業 費	118,905	44.2	41,826	24.5	160,731	38.9	193,360	38.6	△ 32,629	△ 16.9	12.4
単 独 事 業 費	34,188	12.7	23,520	13.8	52,236	12.7	53,632	10.7	△ 1,396	△ 2.6	28.0
国直轄事業負担金	36,433	13.6	38,408	22.5	74,841	18.1	111,143	22.2	△ 36,302	△ 32.7	27.8
県営事業負担金	—	—	11,093	6.5	—	—	—	—	—	—	—
そ の 他	58,462	21.7	33,307	19.5	81,458	19.8	98,554	19.7	△ 17,096	△ 17.3	27.5
合 計	268,764	100.0	170,925	100.0	412,814	100.0	500,708	100.0	△ 87,894	△ 17.6	18.6

第62表 都市計画費の状況

その1 目的別内訳

(単位 百万円・%)

区 分	平成22年度						平成21年度 純計額		比 較		
	都 道 府 県		市 町 村		純 計 額				増 減 額	増 減 率	前年度 増減率
街 路 費	505,243	44.4	519,408	15.3	996,983	22.4	1,139,215	23.3	△ 142,232	△ 12.5	△ 1.3
公 園 費	152,738	13.4	539,827	15.9	688,998	15.5	801,400	16.4	△ 112,402	△ 14.0	3.5
下 水 道 費	286,072	25.1	1,392,079	41.1	1,671,598	37.5	1,743,824	35.6	△ 72,226	△ 4.1	△ 1.3
区 画 整 理 費 等	194,749	17.1	933,693	27.6	1,100,267	24.7	1,213,455	24.8	△ 113,188	△ 9.3	△ 4.4
合 計	1,138,803	100.0	3,385,006	100.0	4,457,847	100.0	4,897,894	100.0	△ 440,047	△ 9.0	△ 1.3

その2 性質別内訳

(単位 百万円・%)

区 分	平成22年度						平成21年度 純計額		比 較		
	都 道 府 県		市 町 村		純 計 額				増 減 額	増 減 率	前年度 増減率
人 件 費	17,625	1.5	201,347	5.9	218,971	4.9	225,897	4.6	△ 6,926	△ 3.1	△ 4.4
物 件 費	28,151	2.5	206,246	6.1	234,397	5.3	239,093	4.9	△ 4,696	△ 2.0	1.1
維 持 補 修 費	30,283	2.7	43,964	1.3	74,248	1.7	75,990	1.6	△ 1,742	△ 2.3	△ 1.8
補 助 費 等	166,429	14.6	622,972	18.4	783,602	17.6	756,035	15.4	27,567	3.6	2.9
普 通 建 設 事 業 費	707,251	62.1	1,346,522	39.8	1,995,253	44.8	2,367,037	48.3	△ 371,784	△ 15.7	0.3
補 助 事 業 費	185,371	16.3	558,743	16.5	741,845	16.6	1,014,617	20.7	△ 272,772	△ 26.9	6.5
単 独 事 業 費	518,973	45.6	748,755	22.1	1,250,457	28.1	1,344,918	27.5	△ 94,461	△ 7.0	△ 3.9
国直轄事業負担金	2,907	0.3	44	0.0	2,951	0.1	7,503	0.2	△ 4,552	△ 60.7	△ 7.1
県営事業負担金	—	—	38,980	1.2	—	—	—	—	—	—	—
貸 付 金	34,195	3.0	58,682	1.7	91,235	2.0	106,636	2.2	△ 15,401	△ 14.4	△ 13.6
繰 出 金	93,404	8.2	821,046	24.3	914,450	20.5	975,312	19.9	△ 60,862	△ 6.2	△ 4.1
そ の 他	61,465	5.4	84,227	2.5	145,691	3.2	151,894	3.1	△ 6,203	△ 4.1	△ 15.1
合 計	1,138,803	100.0	3,385,006	100.0	4,457,847	100.0	4,897,894	100.0	△ 440,047	△ 9.0	△ 1.3

第63表 住宅費の状況

(単位 百万円・%)

区 分	平成22年度						平成21年度 純計額		比 較		
	都 道 府 県		市 町 村		純 計 額				増 減 額	増 減 率	前年度 増減率
人 件 費	14,107	2.6	57,769	9.7	71,876	6.5	73,821	6.3	△ 1,945	△ 2.6	△ 3.0
物 件 費	27,406	5.1	71,489	12.0	98,895	8.9	95,459	8.1	3,436	3.6	1.4
維 持 補 修 費	64,372	11.9	49,829	8.4	114,201	10.3	122,515	10.4	△ 8,314	△ 6.8	3.0
補 助 費 等	76,403	14.2	28,038	4.7	86,833	7.8	76,733	6.5	10,100	13.2	7.6
普 通 建 設 事 業 費	179,626	33.3	248,771	41.9	425,402	38.2	433,394	36.8	△ 7,992	△ 1.8	0.3
補 助 事 業 費	150,600	27.9	183,831	31.0	334,179	30.0	345,981	29.4	△ 11,802	△ 3.4	△ 1.0
単 独 事 業 費	29,026	5.4	64,890	10.9	91,223	8.2	87,413	7.4	3,810	4.4	5.5
県営事業負担金	—	—	50	0.0	—	—	—	—	—	—	—
貸 付 金	148,487	27.5	119,684	20.2	268,107	24.1	320,706	27.2	△ 52,599	△ 16.4	△ 3.6
そ の 他	29,066	5.4	18,043	3.1	47,107	4.2	54,665	4.7	△ 7,558	△ 13.8	11.6
合 計	539,467	100.0	593,623	100.0	1,112,421	100.0	1,177,293	100.0	△ 64,872	△ 5.5	0.3

第64表 消防費の状況

その1 性質別内訳

(単位 百万円・%)

区 分	平成22年度						平成21年度 純 計 額		比 較		
	都 道 府 県		市 町 村		純 計 額				増 減 額	増 減 率	前年度 増減率
人 件 費	177,292	82.5	1,150,785	70.3	1,328,077	74.6	1,349,054	73.8	△ 20,977	△ 1.6	△ 1.6
物 件 費	18,523	8.6	152,423	9.3	170,946	9.6	177,957	9.7	△ 7,011	△ 3.9	5.3
普通建設事業費	13,355	6.2	193,495	11.8	205,599	11.6	227,993	12.5	△ 22,394	△ 9.8	21.3
補助事業費	835	0.4	39,092	2.4	39,927	2.2	40,335	2.2	△ 408	△ 1.0	27.0
単 独 事 業 費	12,520	5.8	153,767	9.4	165,672	9.3	187,658	10.3	△ 21,986	△11.7	20.1
県 営 事 業 負 担 金	—	—	637	0.0	—	—	—	—	—	—	—
そ の 他	5,802	2.7	139,349	8.6	74,602	4.2	72,766	4.0	1,836	2.5	0.7
合 計	214,972	100.0	1,636,052	100.0	1,779,224	100.0	1,827,770	100.0	△ 48,546	△ 2.7	1.6

その2 財源内訳

(単位 百万円・%)

区 分	平成22年度						平成21年度 純 計 額		比 較		
	都 道 府 県		市 町 村		純 計 額				増 減 額	増 減 率	前年度 増減率
国 庫 支 出 金	966	0.4	15,536	0.9	16,502	0.9	18,576	1.0	△ 2,074	△11.2	24.1
地 方 債	5,973	2.8	92,733	5.7	97,749	5.5	106,911	5.8	△ 9,162	△ 8.6	10.8
その他特定財源	50,452	23.5	85,087	5.2	43,059	2.4	38,545	2.2	4,514	11.7	△ 3.4
一 般 財 源 等	157,581	73.3	1,442,696	88.2	1,621,914	91.2	1,663,738	91.0	△ 41,824	△ 2.5	0.9
合 計	214,972	100.0	1,636,052	100.0	1,779,224	100.0	1,827,770	100.0	△ 48,546	△ 2.7	1.6

第65表 警察費の状況

その1 性質別内訳

(単位 百万円・%)

区 分	平成22年度 純 計 額		平成21年度 純 計 額		比 較		
	増 減 額	増 減 率	増 減 額	増 減 率	増 減 額	増 減 率	前年度 増減率
人 件 費	2,667,703	82.9	2,719,532	82.1	△ 51,829	△ 1.9	△ 1.4
物 件 費	328,962	10.2	335,376	10.1	△ 6,414	△ 1.9	2.2
補 助 費 等	19,398	0.6	19,379	0.6	19	0.1	△ 10.0
普通建設事業費	180,954	5.6	216,248	6.5	△ 35,294	△ 16.3	11.1
そ の 他	19,356	0.7	21,594	0.7	△ 2,238	△ 10.4	4.7
合 計	3,216,373	100.0	3,312,129	100.0	△ 95,756	△ 2.9	△ 0.4

その2 財源内訳

(単位 百万円・%)

区 分	平成22年度 純 計 額		平成21年度 純 計 額		比 較		
	増 減 額	増 減 率	増 減 額	増 減 率	増 減 額	増 減 率	前年度 増減率
国 庫 支 出 金	66,023	2.1	64,691	2.0	1,332	2.1	△ 5.3
使用料、手数料	145,835	4.5	150,295	4.5	△ 4,460	△ 3.0	10.6
諸 収 入	14,791	0.5	18,597	0.6	△ 3,806	△ 20.5	△ 9.5
地 方 債	64,484	2.0	119,885	3.6	△ 55,401	△ 46.2	△ 10.1
その他特定財源	21,408	0.6	12,632	0.4	8,776	69.5	3.0
一 般 財 源 等	2,903,832	90.3	2,946,029	88.9	△ 42,197	△ 1.4	△ 0.3
合 計	3,216,373	100.0	3,312,129	100.0	△ 95,756	△ 2.9	△ 0.4

第66表 警察職員数の推移

(単位 人)

区 分	地 方 警 務 官	地 方 警 察 職 員		
		警 察 官	事 務 職 員	計
昭 和 36 年	280	129,482	19,833	149,315
平 成 13 年	582	229,871	28,939	258,810
14	590	233,583	28,870	262,453
15	599	237,963	28,766	266,729
16	604	241,913	28,857	270,770
17	607	245,374	28,799	274,173
18	610	248,834	28,709	277,543
19	617	251,569	28,572	280,141
20	620	252,917	28,264	281,181
21	623	252,845	28,053	280,898
22	626	253,512	27,797	281,309
23	628	254,318	27,705	282,023

- (注) 1 地方警務官は警察法施行令第6条の規定に基づく定員数、その他は総務省調べによる。
 2 昭和36年は5月31日現在、平成13～23年は4月1日現在の職員数である。
 ただし、地方警務官数については、各年4月1日現在の定員数である。

第67表 教育費の状況

その1 目的別内訳

(単位 百万円・%)

区 分	平成22年度						平成21年度 純計額		比 較		
	都道府県		市町村		純計額				増減額	増減率	前年度 増減率
教育総務費	2,044,448	18.7	721,997	12.9	2,741,755	16.7	2,668,620	16.2	73,135	2.7	3.0
小学校費	3,541,920	32.5	1,425,638	25.5	4,963,749	30.2	4,966,794	30.2	△ 3,045	△ 0.1	1.7
中学校費	2,046,203	18.8	868,996	15.5	2,911,969	17.7	2,872,455	17.5	39,514	1.4	2.5
高等学校費	2,052,641	18.8	171,658	3.1	2,223,767	13.5	2,272,055	13.8	△ 48,288	△ 2.1	△ 0.7
特殊学校費	771,569	7.1	23,388	0.4	794,769	4.8	788,742	4.8	6,027	0.8	2.6
幼稚園費	2,762	0.0	227,610	4.1	228,608	1.4	230,244	1.4	△ 1,636	△ 0.7	1.0
社会教育費	167,578	1.5	1,010,102	18.1	1,165,910	7.1	1,203,418	7.3	△ 37,508	△ 3.1	3.2
保健体育費	115,198	1.1	1,087,037	19.4	1,193,870	7.3	1,208,666	7.4	△ 14,796	△ 1.2	2.0
大学費	169,221	1.6	54,887	1.0	222,289	1.4	227,047	1.4	△ 4,758	△ 2.1	△ 1.7
合 計	10,911,539	100.0	5,591,314	100.0	16,446,685	100.0	16,438,041	100.0	8,644	0.1	1.8

その2 性質別内訳

(単位 百万円・%)

区 分	平成22年度						平成21年度 純計額		比 較		
	都道府県		市町村		純計額				増減額	増減率	前年度 増減率
人件費	9,046,927	82.9	1,464,696	26.2	10,511,623	63.9	10,651,566	64.8	△ 139,943	△ 1.3	△ 3.1
物件費	335,165	3.1	1,738,699	31.1	2,073,865	12.6	2,164,621	13.2	△ 90,756	△ 4.2	5.8
維持補修費	22,163	0.2	87,061	1.6	109,224	0.7	110,934	0.7	△ 1,710	△ 1.5	4.8
扶助費、補助費等	1,087,623	10.0	454,534	8.1	1,495,467	9.1	1,330,622	8.1	164,845	12.4	2.5
普通建設事業費	344,159	3.2	1,728,021	30.9	2,063,390	12.5	1,941,658	11.8	121,732	6.3	29.5
補助事業費	79,228	0.7	976,620	17.5	1,054,740	6.4	890,043	5.4	164,697	18.5	42.0
単独事業費	264,931	2.4	751,347	13.4	1,008,650	6.1	1,051,616	6.4	△ 42,966	△ 4.1	20.6
県営事業負担金	—	—	54	0.0	—	—	—	—	—	—	—
その他	75,502	0.6	118,303	2.1	193,116	1.2	238,640	1.4	△ 45,524	△ 19.1	12.5
合 計	10,911,539	100.0	5,591,314	100.0	16,446,685	100.0	16,438,041	100.0	8,644	0.1	1.8

その3 財源内訳

(単位 百万円・%)

区 分	平成22年度						平成21年度 純計額		比 較		
	都道府県		市町村		純計額				増減額	増減率	前年度 増減率
国庫支出金	2,106,992	19.3	593,081	10.6	2,700,073	16.4	2,394,180	14.6	305,893	12.8	13.4
都道府県支出金	—	—	58,074	1.0	—	—	—	—	—	—	—
使用料、手数料	23,730	0.2	85,430	1.5	109,159	0.7	361,553	2.2	△ 252,394	△ 69.8	△ 2.4
分担金、負担金、寄附金	6,994	0.1	27,030	0.5	28,540	0.2	27,847	0.2	693	2.5	27.7
地方債	205,504	1.9	577,868	10.3	779,550	4.7	797,180	4.8	△ 17,630	△ 2.2	△ 9.4
その他特定財源	154,206	1.4	336,879	6.1	479,307	2.9	482,003	2.9	△ 2,696	△ 0.6	16.5
一般財源等	8,414,113	77.1	3,912,952	70.0	12,350,056	75.1	12,375,278	75.3	△ 25,222	△ 0.2	0.2
合 計	10,911,539	100.0	5,591,314	100.0	16,446,685	100.0	16,438,041	100.0	8,644	0.1	1.8

第68表 小学校費の状況

(単位 百万円・%)

区 分	平成22年度						平成21年度 純計額		比 較		
	都 道 府 県		市 町 村		純 計 額				増 減 額	増 減 率	前年度 増減率
人 件 費	3,525,752	99.5	144,064	10.1	3,669,816	73.9	3,704,969	74.6	△ 35,153	△ 0.9	△ 3.2
物 件 費	13,195	0.4	414,367	29.1	427,562	8.6	480,365	9.7	△ 52,803	△ 11.0	13.5
維 持 補 修 費	—	—	38,243	2.7	38,243	0.8	37,758	0.8	485	1.3	3.6
普 通 建 設 事 業 費	877	0.0	758,005	53.2	758,002	15.3	677,690	13.6	80,312	11.9	30.5
補 助 事 業 費	—	—	502,332	35.2	502,332	10.1	412,333	8.3	89,999	21.8	48.3
単 独 事 業 費	877	0.0	255,673	17.9	255,670	5.2	265,357	5.3	△ 9,687	△ 3.7	10.0
県 営 事 業 負 担 金	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
そ の 他	2,096	0.1	70,959	4.9	70,126	1.4	66,012	1.3	4,114	6.2	△ 14.9
合 計	3,541,920	100.0	1,425,638	100.0	4,963,749	100.0	4,966,794	100.0	△ 3,045	△ 0.1	1.7

第69表 中学校費の状況

(単位 百万円・%)

区 分	平成22年度						平成21年度 純計額		比 較		
	都 道 府 県		市 町 村		純 計 額				増 減 額	増 減 率	前年度 増減率
人 件 費	2,030,552	99.2	76,436	8.8	2,106,988	72.4	2,118,901	73.8	△ 11,913	△ 0.6	△ 2.5
物 件 費	12,770	0.6	223,076	25.7	235,846	8.1	260,790	9.1	△ 24,944	△ 9.6	9.0
維 持 補 修 費	17	0.0	20,325	2.3	20,342	0.7	19,766	0.7	576	2.9	0.8
普 通 建 設 事 業 費	1,208	0.1	489,316	56.3	489,822	16.8	415,596	14.5	74,226	17.9	32.1
補 助 事 業 費	245	0.0	329,273	37.9	329,518	11.3	249,436	8.7	80,082	32.1	46.3
単 独 事 業 費	963	0.0	160,043	18.4	160,304	5.5	166,160	5.8	△ 5,856	△ 3.5	15.3
県 営 事 業 負 担 金	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
そ の 他	1,656	0.1	59,843	6.9	58,971	2.0	57,402	1.9	1,569	2.7	1.1
合 計	2,046,203	100.0	868,996	100.0	2,911,969	100.0	2,872,455	100.0	39,514	1.4	2.5

第70表 高等学校費の状況

(単位 百万円・%)

区 分	平成22年度						平成21年度 純計額		比 較		
	都 道 府 県		市 町 村		純 計 額				増 減 額	増 減 率	前年度 増減率
人 件 費	1,696,064	82.6	116,904	68.1	1,812,967	81.5	1,840,998	81.0	△ 28,031	△ 1.5	△ 3.6
物 件 費	132,745	6.5	15,448	9.0	148,192	6.7	159,015	7.0	△ 10,823	△ 6.8	3.0
維 持 補 修 費	13,504	0.7	1,034	0.6	14,538	0.7	16,595	0.7	△ 2,057	△ 12.4	5.5
普 通 建 設 事 業 費	195,146	9.5	26,843	15.6	221,782	10.0	228,340	10.0	△ 6,558	△ 2.9	22.6
補 助 事 業 費	37,547	1.8	1,383	0.8	38,930	1.8	38,114	1.7	816	2.1	21.5
単 独 事 業 費	157,599	7.7	25,460	14.8	182,853	8.2	190,226	8.4	△ 7,373	△ 3.9	22.8
県 営 事 業 負 担 金	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
そ の 他	15,182	0.7	11,429	6.7	26,288	1.1	27,107	1.3	△ 819	△ 3.0	26.0
合 計	2,052,641	100.0	171,658	100.0	2,223,767	100.0	2,272,055	100.0	△ 48,288	△ 2.1	△ 0.7

第71表 社会教育費の状況

(単位 百万円・%)

区 分	平成22年度						平成21年度 純 計 額		比 較		
	都 道 府 県		市 町 村		純 計 額				増 減 額	増 減 率	前年度 増減率
人 件 費	49,670	29.6	350,295	34.7	399,965	34.3	413,498	34.4	△ 13,533	△ 3.3	△ 4.3
物 件 費	62,152	37.1	377,590	37.4	439,742	37.7	441,700	36.7	△ 1,958	△ 0.4	△ 0.8
普通建設事業費	31,896	19.0	206,474	20.4	235,897	20.2	247,364	20.6	△ 11,467	△ 4.6	28.4
補助事業費	4,990	3.0	63,861	6.3	68,849	5.9	78,743	6.5	△ 9,894	△ 12.6	24.1
単独事業費	26,906	16.1	142,613	14.1	167,048	14.3	168,621	14.0	△ 1,573	△ 0.9	30.5
県営事業負担金	—	—	0	0.0	—	—	—	—	—	—	—
そ の 他	23,860	14.3	75,743	7.5	90,306	7.8	100,856	8.3	△ 10,550	△ 10.5	4.3
合 計	167,578	100.0	1,010,102	100.0	1,165,910	100.0	1,203,418	100.0	△37,508	△ 3.1	3.2

資料編

第72表 保健体育費の状況

(単位 百万円・%)

区 分	平成22年度						平成21年度 純 計 額		比 較		
	都 道 府 県		市 町 村		純 計 額				増 減 額	増 減 率	前年度 増減率
人 件 費	29,031	25.2	274,175	25.2	303,206	25.4	324,938	26.9	△ 21,732	△ 6.7	△ 6.8
物 件 費	27,236	23.6	539,537	49.6	566,773	47.5	553,244	45.8	13,529	2.4	3.5
維持補修費	1,275	1.1	12,399	1.1	13,674	1.1	14,234	1.2	△ 560	△ 3.9	2.1
普通建設事業費	17,281	15.0	179,684	16.5	193,818	16.2	205,373	17.0	△ 11,555	△ 5.6	16.7
補助事業費	1,977	1.7	49,658	4.6	51,634	4.3	54,165	4.5	△ 2,531	△ 4.7	△ 2.2
単独事業費	15,305	13.3	130,027	12.0	142,184	11.9	151,208	12.5	△ 9,024	△ 6.0	25.3
県営事業負担金	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
そ の 他	40,375	35.1	81,242	7.6	116,399	9.8	110,877	9.1	5,522	5.0	△ 0.7
合 計	115,198	100.0	1,087,037	100.0	1,193,870	100.0	1,208,666	100.0	△14,796	△1.2	2.0
上記の内 体育施設費等	93,017	80.7	404,135	37.2	489,833	41.0	501,468	41.5	△ 11,635	△ 2.3	4.0
上記の内 学校給食費	22,181	19.3	682,902	62.8	704,037	59.0	707,199	58.5	△ 3,162	△ 0.4	0.6

第73表 性質別歳出決算額の状況

その1 総括

(単位 百万円・%)

区 分	平成22年度						平成21年度 純計額		比 較							
	都道府県		市町村		純計額				増減額	増減率			前年度増減率			
							都道府県	市町村		純計額	都道府県	市町村	純計額			
人件費	14,110,126	28.8	9,426,074	18.1	23,536,199	24.8	23,975,629	24.9	△ 439,430	△ 1.2	△ 2.7	△ 1.8	△ 3.0	△ 1.9	△ 2.6	
物件費	1,625,866	3.3	6,394,403	12.3	8,020,269	8.5	7,938,750	8.3	81,519	2.5	0.7	1.0	7.2	5.8	6.1	
維持補修費	415,579	0.8	647,004	1.2	1,062,583	1.1	1,051,671	1.1	10,912	0.4	1.5	1.0	11.4	4.4	7.1	
扶助費	1,038,207	2.1	10,199,113	19.6	11,237,320	11.9	9,086,319	9.5	2,151,001	13.6	24.8	23.7	5.1	7.3	7.1	
補助費等	11,537,000	23.5	3,526,735	6.8	9,404,246	9.9	10,683,226	11.1	△ 1,278,980	8.9	△ 36.1	△ 12.0	7.0	57.5	32.1	
普通建設事業費	6,855,149	14.0	7,103,828	13.6	13,333,371	14.1	14,380,871	15.0	△ 1,047,500	△ 10.8	△ 2.2	△ 7.3	8.7	12.3	10.7	
うち	補助事業費	2,951,320	6.0	2,912,513	5.6	5,620,228	5.9	5,899,421	6.1	△ 279,193	△ 12.0	7.0	△ 4.7	6.0	15.4	9.9
	単独事業費	3,156,045	6.4	3,950,407	7.6	6,863,234	7.2	7,200,279	7.5	△ 337,045	△ 0.6	△ 7.2	△ 4.7	12.0	10.9	11.8
災害復旧事業費	86,939	0.2	91,587	0.2	159,895	0.2	134,962	0.1	24,933	12.9	27.0	18.5	△ 39.7	△ 11.4	△ 28.0	
失業対策事業費	—	—	2,829	0.0	2,829	0.0	2,697	0.0	132	—	4.9	4.9	—	5.1	5.1	
公債費	6,785,430	13.8	6,234,599	12.0	12,949,814	13.7	12,853,232	13.4	96,582	3.1	△ 1.7	0.8	△ 2.2	△ 2.2	△ 2.1	
積立金	1,572,315	3.2	1,567,034	3.0	3,139,348	3.3	4,187,399	4.4	△ 1,048,051	△ 49.7	47.3	△ 25.0	86.9	△ 9.0	47.4	
投資及び出資金	186,814	0.4	223,663	0.4	410,477	0.4	394,333	0.4	16,144	7.4	1.5	4.1	△ 30.2	△ 2.0	△ 16.8	
貸付金	4,642,042	9.5	1,912,604	3.7	6,519,950	6.9	6,512,232	6.8	7,718	0.8	△ 3.3	0.1	16.5	14.7	16.3	
繰出金	204,070	0.4	4,789,771	9.2	4,993,841	5.3	4,864,721	5.1	129,120	0.2	2.8	2.7	2.5	1.9	1.9	
前年度繰上充用金	—	—	4,871	0.0	4,871	0.0	40,408	0.0	△ 35,537	—	△ 87.9	△ 87.9	—	△ 16.2	△ 16.2	
歳出合計	49,059,536	100.0	52,124,114	100.0	94,775,014	100.0	96,106,449	100.0	△ 1,331,435	△ 2.4	0.2	△ 1.4	6.1	7.5	7.2	
うち	義務的経費	21,933,763	44.7	25,859,786	49.6	47,723,334	50.4	45,915,180	47.8	1,808,154	0.7	6.8	3.9	△ 2.4	1.0	△ 0.7
	投資的経費	6,942,088	14.2	7,198,244	13.8	13,496,096	14.2	14,518,530	15.1	△ 1,022,434	△ 10.6	△ 1.9	△ 7.0	7.8	12.0	10.2

(注) 普通建設事業費の補助事業費には受託事業費のうちの補助事業費を含み、単独事業費には同級他団体施行事業負担金及び受託事業費のうちの単独事業費を含む。

第73表 性質別歳出決算額の状況（つづき）

その2 推 移

(単位 百万円)

区 分	決 算 額						指 数						
	平成17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	17	18	19	20	21	22	
人 件 費	25,264,252	25,135,319	25,256,303	24,605,245	23,975,629	23,536,199	100	99	100	97	95	93	
物 件 費	7,773,327	7,460,095	7,617,698	7,483,777	7,938,750	8,020,269	100	96	98	96	102	103	
維 持 補 修 費	1,058,639	975,339	988,863	982,314	1,051,671	1,062,583	100	92	93	93	99	100	
扶 助 費	7,667,782	7,789,221	8,180,646	8,483,609	9,086,319	11,237,320	100	102	107	111	118	147	
普通建設事業費	15,104,285	14,282,915	13,524,300	12,987,873	14,380,871	13,333,371	100	95	90	86	95	88	
災害復旧事業費	708,051	490,612	354,348	187,507	134,962	159,895	100	69	50	26	19	23	
失業対策事業費	16,542	23,945	3,410	2,567	2,697	2,829	100	145	21	16	16	17	
公 債 費	13,923,276	13,251,083	12,998,987	13,133,173	12,853,232	12,949,814	100	95	93	94	92	93	
積 立 金	1,856,639	2,082,526	2,156,369	2,841,190	4,187,399	3,139,348	100	112	116	153	226	169	
そ の 他	17,324,549	17,719,542	18,066,691	18,984,222	22,494,919	21,333,386	100	102	104	110	130	123	
歳 出 合 計	90,697,342	89,210,597	89,147,615	89,691,477	96,106,449	94,775,014	100	98	98	99	106	104	
うち	義務的経費	46,855,310	46,175,623	46,435,936	46,222,026	45,915,180	47,723,334	100	99	99	99	98	102
	投資的経費	15,828,878	14,797,472	13,882,058	13,177,947	14,518,530	13,496,096	100	93	88	83	92	85

(単位 %)

区 分	決 算 額 構 成 比						増 減 率						
	17	18	19	20	21	22	17	18	19	20	21	22	
人 件 費	27.9	28.2	28.3	27.4	24.9	24.8	△ 1.4	△ 0.5	0.5	△ 2.6	△ 2.6	△ 1.8	
物 件 費	8.6	8.4	8.5	8.3	8.3	8.5	△ 1.9	△ 4.0	2.1	△ 1.8	6.1	1.0	
維 持 補 修 費	1.2	1.1	1.1	1.1	1.1	1.1	△ 0.4	△ 7.9	1.4	△ 0.7	7.1	1.0	
扶 助 費	8.5	8.7	9.2	9.5	9.5	11.9	2.5	1.6	5.0	3.7	7.1	23.7	
普通建設事業費	16.7	16.0	15.2	14.5	15.0	14.1	△ 7.5	△ 5.4	△ 5.3	△ 4.0	10.7	△ 7.3	
災害復旧事業費	0.8	0.5	0.4	0.2	0.1	0.2	43.4	△ 30.7	△ 27.8	△ 47.1	△ 28.0	18.5	
失業対策事業費	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	△ 8.5	44.8	△ 85.8	△ 24.7	5.1	4.9	
公 債 費	15.4	14.9	14.6	14.6	13.4	13.7	6.5	△ 4.8	△ 1.9	1.0	△ 2.1	0.8	
積 立 金	2.0	2.3	2.4	3.2	4.4	3.3	20.7	12.2	3.5	31.8	47.4	△ 25.0	
そ の 他	18.9	19.9	20.3	21.2	23.3	22.4	△ 2.1	2.3	2.0	5.1	18.5	△ 5.2	
歳 出 合 計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	△ 0.6	△ 1.6	△ 0.1	0.6	7.2	△ 1.4	
うち	義務的経費	51.7	51.8	52.1	51.5	47.8	50.4	1.5	△ 1.5	0.6	△ 0.5	△ 0.7	3.9
	投資的経費	17.5	16.6	15.6	14.7	15.1	14.2	△ 6.1	△ 6.5	△ 6.2	△ 5.1	10.2	△ 7.0

資料編

第74表 団体種類別性質別歳出の状況

区 分		義 務 的 経 費	人 件 費	扶 助 費	公 債 費	普 通 建 設 事 業 費	う ち 補 助 事 業 費	う ち 単 独 事 業 費	物 件 費	貸 付 金	そ の 他	歳 出 合 計	
決 算	平成22年度	政令指定都市	60,898	17,775	27,527	15,596	13,487	4,840	7,722	10,966	11,171	21,633	118,155
		中核市	31,794	10,326	14,391	7,077	7,911	3,166	4,529	6,687	1,861	11,699	59,952
		特例市	18,560	6,689	7,985	3,886	4,578	1,784	2,701	4,522	1,433	7,671	36,764
		都市	99,034	36,614	37,893	24,527	28,734	12,241	15,687	25,800	3,965	51,172	208,705
		中都市	45,504	16,477	19,167	9,861	11,686	4,569	6,816	11,825	1,978	20,743	91,736
		小都市	53,530	20,137	18,726	14,667	17,048	7,672	8,871	13,974	1,988	30,429	116,969
		町村	23,849	10,324	5,717	7,808	11,346	5,562	5,506	7,877	378	18,289	61,739
		町村(1万人以上)	16,640	7,065	4,549	5,027	6,677	3,130	3,370	5,355	242	12,087	41,001
		町村(1万人未満)	7,209	3,259	1,168	2,782	4,669	2,433	2,136	2,521	136	6,203	20,738
		合 計	234,135	81,728	93,513	58,894	66,056	27,593	36,144	55,851	18,808	110,464	485,314
額(億円)	平成21年度	政令指定都市	55,728	17,871	22,399	15,458	13,954	4,995	7,894	10,818	11,556	25,375	117,431
		中核市	30,482	11,062	12,087	7,334	8,346	3,229	4,850	6,975	1,893	14,360	62,056
		特例市	16,944	6,872	6,162	3,910	4,631	1,718	2,795	4,501	1,469	9,269	36,814
		都市	92,326	37,651	29,905	24,770	28,959	11,120	16,911	25,488	4,088	56,024	206,885
		中都市	41,623	16,839	14,964	9,820	11,920	4,388	7,204	11,680	2,019	23,147	90,389
		小都市	50,703	20,812	14,941	14,950	17,039	6,733	9,706	13,808	2,069	32,877	116,496
		町村	22,801	10,454	4,262	8,085	10,764	4,249	6,146	7,717	418	18,564	60,264
		町村(1万人以上)	15,840	7,237	3,385	5,218	6,626	2,590	3,801	5,316	280	12,603	40,665
		町村(1万人未満)	6,961	3,217	877	2,867	4,139	1,659	2,345	2,401	138	5,960	19,599
		合 計	218,281	83,910	74,814	59,557	66,654	25,312	38,596	55,500	19,424	123,591	483,450
構 成	平成22年度	政令指定都市	26.0	21.7	29.4	26.5	20.4	17.5	21.4	19.6	59.4	19.6	24.3
		中核市	13.6	12.6	15.4	12.0	12.0	11.5	12.5	12.0	9.9	10.6	12.4
		特例市	7.9	8.2	8.5	6.6	6.9	6.5	7.5	8.1	7.6	6.9	7.6
		都市	42.3	44.8	40.5	41.6	43.5	44.4	43.4	46.2	21.1	46.3	43.0
		中都市	19.4	20.2	20.5	16.7	17.7	16.6	18.9	21.2	10.5	18.8	18.9
		小都市	22.9	24.6	20.0	24.9	25.8	27.8	24.5	25.0	10.6	27.5	24.1
		町村	10.2	12.6	6.1	13.3	17.2	20.2	15.2	14.1	2.0	16.6	12.7
		町村(1万人以上)	7.1	8.6	4.9	8.5	10.1	11.3	9.3	9.6	1.3	10.9	8.4
		町村(1万人未満)	3.1	4.0	1.2	4.7	7.1	8.8	5.9	4.5	0.7	5.6	4.3
		合 計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
比(%)	平成21年度	政令指定都市	25.5	21.3	29.9	26.0	20.9	19.7	20.5	19.5	59.5	20.5	24.3
		中核市	14.0	13.2	16.2	12.3	12.5	12.8	12.6	12.6	9.7	11.6	12.8
		特例市	7.8	8.2	8.2	6.6	6.9	6.8	7.2	8.1	7.6	7.5	7.6
		都市	42.3	44.9	40.0	41.6	43.4	43.9	43.8	45.9	21.0	45.3	42.8
		中都市	19.1	20.1	20.0	16.5	17.9	17.3	18.7	21.0	10.4	18.7	18.7
		小都市	23.2	24.8	20.0	25.1	25.6	26.6	25.1	24.9	10.7	26.6	24.1
		町村	10.4	12.5	5.7	13.6	16.1	16.8	15.9	13.9	2.2	15.0	12.5
		町村(1万人以上)	7.3	8.6	4.5	8.8	9.9	10.2	9.8	9.6	1.4	10.2	8.4
		町村(1万人未満)	3.2	3.8	1.2	4.8	6.2	6.6	6.1	4.3	0.7	4.8	4.1
		合 計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
増 減 額(億円)	平成22年度	政令指定都市	5,170	△ 96	5,128	138	△ 467	△ 155	△ 172	148	△ 385	△ 3,742	724
		中核市	1,312	△ 736	2,304	△ 257	△ 435	△ 63	△ 321	△ 288	△ 32	△ 2,661	△ 2,104
		特例市	1,616	△ 183	1,823	△ 24	△ 53	66	△ 94	21	△ 36	△ 1,598	△ 50
		都市	6,708	△ 1,037	7,988	△ 243	△ 225	1,121	△ 1,224	312	△ 123	△ 4,852	1,820
		中都市	3,881	△ 362	4,203	41	△ 234	181	△ 388	145	△ 41	△ 2,404	1,347
		小都市	2,827	△ 675	3,785	△ 283	9	939	△ 835	166	△ 81	△ 2,448	473
		町村	1,048	△ 130	1,455	△ 277	582	1,313	△ 640	160	△ 40	△ 275	1,475
		町村(1万人以上)	800	△ 172	1,164	△ 191	51	540	△ 431	39	△ 38	△ 516	336
		町村(1万人未満)	248	42	291	△ 85	530	774	△ 209	120	△ 2	243	1,139
		合 計	15,854	△ 2,182	18,699	△ 663	△ 598	2,281	△ 2,452	351	△ 616	△ 13,127	1,864
増 減 率(%)	平成22年度	政令指定都市	9.3	△ 0.5	22.9	0.9	△ 3.3	△ 3.1	△ 2.2	1.4	△ 3.3	△ 14.7	0.6
		中核市	4.3	△ 6.7	19.1	△ 3.5	△ 5.2	△ 2.0	△ 6.6	△ 4.1	△ 1.7	△ 18.5	△ 3.4
		特例市	9.5	△ 2.7	29.6	△ 0.6	△ 1.1	3.8	△ 3.4	0.5	△ 2.5	△ 17.2	△ 0.1
		都市	7.3	△ 2.8	26.7	△ 1.0	△ 0.8	10.1	△ 7.2	1.2	△ 3.0	△ 8.7	0.9
		中都市	9.3	△ 2.1	28.1	0.4	△ 2.0	4.1	△ 5.4	1.2	△ 2.0	△ 10.4	1.5
		小都市	5.6	△ 3.2	25.3	△ 1.9	0.1	13.9	△ 8.6	1.2	△ 3.9	△ 7.4	0.4
		町村	4.6	△ 1.2	34.1	△ 3.4	5.4	30.9	△ 10.4	2.1	△ 9.6	△ 1.5	2.4
		町村(1万人以上)	5.1	△ 2.4	34.4	△ 3.7	0.8	20.8	△ 11.3	0.7	△ 13.6	△ 4.1	0.8
		町村(1万人未満)	3.6	1.3	33.2	△ 3.0	12.8	46.7	△ 8.9	5.0	△ 1.4	4.1	5.8
		合 計	7.3	△ 2.6	25.0	△ 1.1	△ 0.9	9.0	△ 6.4	0.6	△ 3.2	△ 10.6	0.4

資料編

歳出(性質別)

第75表 一般財源の充当状況

その1 総括

(単位 百万円・%)

区 分	平成22年度						平成21年度						比 較		
	都道府県		市町村		純計額		都道府県		市町村		純計額		増減額	増減率	前年度増減率
一般財源	26,449,289	100.0	29,203,478	100.0	53,962,235	100.0	25,720,679	100.0	28,751,723	100.0	52,761,753	100.0	1,200,482	2.3	△ 6.1
義務的経費	14,605,939	55.2	14,480,409	49.6	30,384,085	56.3	14,377,919	55.9	14,382,385	50.0	30,060,591	57.0	323,494	1.1	△ 8.7
人件費	9,177,837	34.7	6,964,579	23.8	16,607,867	30.8	9,189,077	35.7	7,106,634	24.7	16,761,324	31.8	△153,457	△ 0.9	△ 9.5
扶助費	426,271	1.6	2,700,606	9.2	3,871,742	7.2	340,549	1.3	2,393,448	8.3	3,481,444	6.6	390,298	11.2	△ 4.2
公債費	5,001,831	18.9	4,815,224	16.5	9,904,477	18.4	4,848,293	18.8	4,882,304	17.0	9,817,823	18.6	86,654	0.9	△ 9.0
投資的経費	1,501,835	5.7	2,075,570	7.1	3,559,310	6.6	1,584,300	6.2	2,199,808	7.7	3,754,223	7.1	△194,913	△ 5.2	14.5
普通建設事業費	1,497,184	5.7	2,048,440	7.0	3,529,664	6.5	1,581,256	6.1	2,180,235	7.6	3,733,094	7.1	△203,430	△ 5.4	14.4
災害復旧事業費	4,651	0.0	26,638	0.1	28,938	0.1	3,044	0.0	19,167	0.1	20,641	0.0	8,297	40.2	28.7
失業対策事業費	—	—	492	0.0	708	0.0	—	—	406	0.0	489	0.0	219	44.8	68.0
その他の経費	9,800,199	37.1	11,280,066	38.6	18,076,452	33.5	9,380,435	36.4	10,961,364	38.1	17,327,308	32.8	749,144	4.3	△ 4.8
歳出合計	25,907,973	98.0	27,836,045	95.3	52,019,847	96.4	25,342,654	98.5	27,543,557	95.8	51,142,122	96.9	877,725	1.7	△ 6.0
翌年度への繰越額	541,316	2.0	1,367,433	4.7	1,942,387	3.6	378,025	1.5	1,208,166	4.2	1,619,631	3.1	322,756	19.9	△ 7.7

(注)「翌年度への繰越額」には、翌年度へ繰り越された事業費に充当すべき財源を含んでいる。

その2 推移

(単位 百万円)

区 分	平成17年度充当額	平成18年度充当額	平成19年度充当額	平成20年度充当額	平成21年度充当額	平成22年度充当額
一般財源	55,130,096	57,046,006	56,496,106	56,182,542	52,761,753	53,962,235
義務的経費	32,539,776	33,940,118	33,547,706	32,941,066	30,060,591	30,384,085
人件費	19,014,818	19,507,565	19,219,120	18,516,084	16,761,324	16,607,867
扶助費	2,957,293	3,405,117	3,557,976	3,635,059	3,481,444	3,871,742
公債費	10,567,665	11,027,437	10,770,610	10,789,923	9,817,823	9,904,477
投資的経費	3,794,885	3,800,325	3,499,510	3,279,824	3,754,223	3,559,310
普通建設事業費	3,758,312	3,763,098	3,474,726	3,263,499	3,733,094	3,529,664
災害復旧事業費	32,363	29,774	24,111	16,035	20,641	28,938
失業対策事業費	4,211	7,453	673	291	489	708
その他の経費	17,078,676	17,481,269	17,869,005	18,206,648	17,327,308	18,076,452
歳出合計	53,413,337	55,221,712	54,916,221	54,427,538	51,142,122	52,019,847
翌年度への繰越額	1,716,759	1,824,293	1,579,886	1,755,004	1,619,631	1,942,387

(単位 %)

区 分	指 数						構 成 比					
	17	18	19	20	21	22	17	18	19	20	21	22
一般財源	100	103	102	102	96	98	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
義務的経費	100	104	103	101	92	93	59.0	59.5	59.4	58.6	57.0	56.3
人件費	100	103	101	97	88	87	34.5	34.2	34.0	33.0	31.8	30.8
扶助費	100	115	120	123	118	131	5.4	6.0	6.3	6.5	6.6	7.2
公債費	100	104	102	102	93	94	19.2	19.3	19.1	19.2	18.6	18.4
投資的経費	100	100	92	86	99	94	6.9	6.7	6.2	5.8	7.1	6.6
普通建設事業費	100	100	92	87	99	94	6.8	6.6	6.2	5.8	7.1	6.5
災害復旧事業費	100	92	75	50	64	89	0.1	0.1	0.0	0.0	0.0	0.1
失業対策事業費	100	177	16	7	12	17	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
その他の経費	100	102	105	107	101	106	31.0	30.6	31.6	32.5	32.8	33.5
歳出合計	100	103	103	102	96	97	96.9	96.8	97.2	96.9	96.9	96.4
翌年度への繰越額	100	106	92	102	94	113	3.1	3.2	2.8	3.1	3.1	3.6

第76表 人件費の状況

その1 人件費の内訳

(単位 百万円・%)

区 分	平成22年度						平成21年度 純計額		比 較		
	都道府県		市町村		純計額				増減額	増減率	前年度 増減率
議員報酬手当	36,793	0.3	202,218	2.1	239,011	1.0	248,057	1.0	△ 9,046	△ 3.6	△ 3.8
委員等報酬	213,585	1.5	482,865	5.1	696,450	3.0	651,316	2.7	45,134	6.9	4.7
特別職給与	3,528	0.0	59,829	0.6	63,357	0.3	65,920	0.3	△ 2,563	△ 3.9	△ 5.2
職員給与	10,111,460	71.7	6,108,852	64.8	16,220,312	68.9	16,763,142	69.9	△ 542,830	△ 3.2	△ 4.2
基本給	6,799,399	48.2	4,110,953	43.6	10,910,352	46.4	11,099,395	46.3	△ 189,043	△ 1.7	△ 2.4
その他の手当	3,311,049	23.5	1,989,325	21.1	5,300,374	22.5	5,654,200	23.6	△ 353,826	△ 6.3	△ 7.7
臨時職員給与	1,011	0.0	8,574	0.1	9,586	0.0	9,547	0.0	39	0.4	3.7
地方公務員共済組合等負担金	2,227,841	15.8	1,293,502	13.7	3,521,343	15.0	3,330,576	13.9	190,767	5.7	3.7
退職金	1,393,729	9.9	1,195,875	12.7	2,589,604	11.0	2,716,099	11.3	△ 126,495	△ 4.7	△ 0.8
恩給及び退職年金	25,316	0.2	3,339	0.0	28,655	0.1	32,541	0.1	△ 3,886	△ 11.9	△ 11.9
災害補償費	14,432	0.1	11,552	0.1	25,984	0.1	27,290	0.1	△ 1,306	△ 4.8	8.9
その他	83,442	0.5	68,042	0.9	151,483	0.6	140,688	0.7	10,795	7.7	3.2
合 計	14,110,126	100.0	9,426,074	100.0	23,536,199	100.0	23,975,629	100.0	△ 439,430	△ 1.8	△ 2.6

その2 財源内訳

(単位 百万円・%)

区 分	平成22年度						平成21年度 純計額		比 較		
	都道府県		市町村		純計額				増減額	増減率	前年度 増減率
国庫支出金	1,843,478	13.1	69,568	0.7	1,935,852	8.2	1,733,845	7.2	202,007	11.7	△ 2.7
使用料、手数料	98,236	0.7	272,267	2.9	375,908	1.6	615,496	2.6	△ 239,588	△ 38.9	△ 1.9
地方債	147,645	1.0	70,356	0.7	218,001	0.9	465,714	1.9	△ 247,713	△ 53.2	△ 16.6
その他特定財源	97,654	0.7	401,773	4.3	227,526	1.0	225,304	1.0	2,222	1.0	5.9
一般財源等	11,923,113	84.5	8,612,110	91.4	20,778,912	88.3	20,935,270	87.3	△ 156,358	△ 0.7	△ 2.3
合 計	14,110,126	100.0	9,426,074	100.0	23,536,199	100.0	23,975,629	100.0	△ 439,430	△ 1.8	△ 2.6

その3 団体区分別内訳

(単位 百万円・%)

区 分	平成22年度		平成21年度		増 減 額	増 減 率	前 年 度 増 減 率
	決 算 額	構 成 比	決 算 額	構 成 比			
都 道 府 県	14,110,126	28.8	14,286,152	28.4	△ 176,026	△ 1.2	△ 3.0
市 町 村	9,426,074	18.1	9,689,476	18.6	△ 263,402	△ 2.7	△ 1.9
政令指定都市	1,777,548	15.0	1,787,099	15.2	△ 9,551	△ 0.5	0.3
中 核 市	1,032,600	17.2	1,106,207	17.8	△ 73,607	△ 6.7	2.2
特 例 市	668,919	18.2	687,223	18.7	△ 18,304	△ 2.7	△ 9.9
中 都 市	1,647,691	18.0	1,683,907	18.6	△ 36,216	△ 2.2	△ 0.4
小 都 市	2,013,709	17.2	2,081,176	17.9	△ 67,467	△ 3.2	△ 2.3
町 村	1,032,371	16.7	1,045,408	17.3	△ 13,037	△ 1.2	△ 6.2
一部事務組合等	1,004,062	49.5	1,038,554	50.7	△ 34,492	△ 3.3	1.3
特 別 区	634,310	20.6	642,699	20.4	△ 8,389	△ 1.3	△ 2.6
合 計	23,536,199	24.8	23,975,629	24.9	△ 439,430	△ 1.8	△ 2.6

(注) 平成21年度及び平成22年度の構成比は、団体区分別の歳出総額に対するものである。

第77表 人件費中の職員給の状況

その1 目的別内訳

(単位 百万円・%)

区 分	平成22年度						平成21年度						比 較						
	都道府県		市町村		純計額		都道府県		市町村		純計額		増減額	増 減 率			前年度増減率		
														都道府県	市町村	純計額	都道府県	市町村	純計額
議会関係	13,271	0.1	57,552	0.9	70,822	0.4	13,508	0.1	59,655	0.9	73,163	0.4	△ 2,341	△1.8	△3.5	△3.2	△8.3	△4.1	△4.9
総務関係	398,690	3.9	1,427,651	23.4	1,826,341	11.3	413,652	4.0	1,487,163	23.4	1,900,815	11.3	△ 74,474	△3.6	△4.0	△3.9	△4.3	△2.6	△2.9
民生関係	175,368	1.7	1,212,246	19.8	1,387,614	8.6	178,493	1.7	1,245,361	19.6	1,423,854	8.5	△ 36,240	△1.8	△2.7	△2.5	△7.2	△4.4	△4.7
衛生関係	204,178	2.0	707,683	11.6	911,861	5.6	213,895	2.1	741,024	11.7	954,920	5.7	△ 43,059	△4.5	△4.5	△4.5	△5.3	△5.0	△5.1
労働関係	42,446	0.4	6,792	0.1	49,238	0.3	43,601	0.4	6,982	0.1	50,583	0.3	△ 1,345	△2.6	△2.7	△2.7	△4.7	△3.0	△4.5
農林水産業関係	314,812	3.1	186,822	3.1	501,633	3.1	327,964	3.2	193,545	3.0	521,508	3.1	△ 19,875	△4.0	△3.5	△3.8	△7.8	△5.7	△7.1
商工関係	77,472	0.8	105,505	1.7	182,977	1.1	80,597	0.8	107,578	1.7	188,175	1.1	△ 5,198	△3.9	△1.9	△2.8	△6.3	△2.4	△4.1
土木関係	229,619	2.3	502,318	8.2	731,937	4.5	240,216	2.3	522,627	8.2	762,843	4.6	△ 30,906	△4.4	△3.9	△4.1	△7.0	△5.6	△6.1
警察関係	1,997,749	19.8	-	-	1,997,749	12.3	2,038,303	19.6	-	-	2,038,303	12.2	△ 40,554	△2.0	-	△2.0	△3.5	-	△3.5
消防関係	146,612	1.4	901,046	14.7	1,047,658	6.5	149,223	1.4	928,477	14.6	1,077,700	6.4	△ 30,042	△1.7	△3.0	△2.8	△3.3	△3.0	△3.1
教育関係	6,511,243	64.4	1,001,238	16.4	7,512,481	46.3	6,708,143	64.5	1,063,134	16.7	7,771,277	46.4	△258,796	△2.9	△5.8	△3.3	△4.0	△6.6	△4.4
合 計	10,111,460	100.0	6,108,852	100.0	16,220,312	100.0	10,407,595	100.0	6,355,548	100.0	16,763,142	100.0	△542,830	△2.8	△3.9	△3.2	△4.2	△4.3	△4.2

資料編

その2 平均給料月額状況 (普通会計分)

(単位 円・%)

区 分	平成23年4月1日現在					平成22年4月1日現在					増 減 率					前 年 度 増 減 率				
	全団体	都道府県	政令指定都市	都市	町村	全団体	都道府県	政令指定都市	都市	町村	全団体	都道府県	政令指定都市	都市	町村	全団体	都道府県	政令指定都市	都市	町村
一般行政職	335,312	339,122	339,783	334,403	321,195	338,195	339,899	343,160	338,533	324,352	△0.9	△0.2	△1.0	△1.2	△1.0	△1.1	△0.9	△1.5	△1.3	△0.8
高等学校教育職	386,442	386,168	396,989	389,991	321,526	387,189	386,923	398,371	388,497	325,369	△0.2	△0.2	△0.3	0.4	△1.2	△1.0	△1.0	△0.8	△0.1	0.3
小・中学校教育職	371,303	372,838	317,297	322,478	308,804	372,202	373,665	324,517	326,206	311,129	△0.2	△0.2	△2.2	△1.1	△0.7	△0.9	△0.9	△1.5	△1.7	△0.9
消 防 職	313,234	322,700	322,399	313,514	305,342	317,766	329,400	327,212	316,843	307,124	△1.4	△2.0	△1.5	△1.1	△0.6	△1.6	△2.4	△1.5	△1.7	△0.8
警 察 職	324,966	324,966	-	-	-	325,926	325,926	-	-	-	△0.3	△0.3	-	-	-	△1.2	△1.2	-	-	-

(注) 1 「都市」には、中核市、特別市を含む(政令指定都市を除く。)
 2 「高等学校教育職」には、専修学校、各種学校及び特別支援学校の教育職を含み、「小・中学校教育職」には、幼稚園教育職を含む。
 3 「地方公務員給与実態調査」により算出。なお、平成23年4月1日現在の数値は、東日本大震災の影響により、10市町村の数値を含めず整理している。(以下、78表において同じ。)

第78表 地方公務員数の状況

その1 総括

(単位 人・%)

区 分	平成23年4月1日現在						平成22年4月1日現在						比 較		
	都道府県		市町村		合 計		都道府県		市町村		合 計		増減額	増減率	前年度増減率
	職員数	構成比	職員数	構成比	職員数	構成比	職員数	構成比	職員数	構成比	職員数	構成比			
一般行政関係職員	235,761	16.4	686,297	69.9	922,058	38.1	240,385	16.6	695,475	69.9	935,860	38.3	△ 13,802	△ 1.5	△ 1.9
議 会・総 務	44,980	3.1	183,634	18.7	228,614	9.4	45,825	3.2	185,407	18.6	231,232	9.5	△ 2,618	△ 1.1	△ 1.1
税 務	16,615	1.2	51,648	5.3	68,263	2.8	17,001	1.2	52,310	5.3	69,311	2.8	△ 1,048	△ 1.5	△ 2.0
民 生	26,394	1.8	202,535	20.6	228,929	9.5	26,618	1.8	204,867	20.6	231,485	9.5	△ 2,556	△ 1.1	△ 1.1
衛 生	31,020	2.2	106,444	10.8	137,464	5.7	31,559	2.2	108,797	10.9	140,356	5.7	△ 2,892	△ 2.1	△ 2.2
労 働	4,728	0.3	1,139	0.1	5,867	0.2	4,817	0.3	1,236	0.1	6,053	0.2	△ 186	△ 3.1	0.0
農 林 水 産	52,105	3.6	31,765	3.2	83,870	3.5	53,166	3.7	32,350	3.2	85,516	3.5	△ 1,646	△ 1.9	△ 3.4
商 工	10,747	0.7	16,907	1.7	27,654	1.1	10,911	0.8	16,807	1.7	27,718	1.1	△ 64	△ 0.2	△ 1.8
土 木	49,172	3.4	92,225	9.4	141,397	5.8	50,488	3.5	93,701	9.4	144,189	5.9	△ 2,792	△ 1.9	△ 3.0
教育関係職員	902,563	62.7	155,871	15.9	1,058,434	43.7	906,034	62.6	160,845	16.2	1,066,879	43.7	△ 8,445	△ 0.8	△ 1.1
教 員	825,265	57.3	37,378	3.8	862,643	35.6	826,566	57.1	37,785	3.8	864,351	35.4	△ 1,708	△ 0.2	△ 0.4
高等 学 校	163,910	11.4	10,983	1.1	174,893	7.2	165,034	11.4	11,157	1.1	176,191	7.2	△ 1,298	△ 0.7	△ 0.9
義 務 教 育	590,234	41.0	510	0.1	590,744	24.4	591,450	40.9	439	0.0	591,889	24.2	△ 1,145	△ 0.2	△ 0.3
そ の 他	71,121	4.9	25,885	2.6	97,006	4.0	70,082	4.8	26,189	2.6	96,271	3.9	735	0.8	0.3
そ の 他	77,298	5.4	118,493	12.1	195,791	8.1	79,468	5.5	123,060	12.4	202,528	8.3	△ 6,737	△ 3.3	△ 4.2
警察関係職員	282,023	19.6	—	—	282,023	11.7	281,309	19.4	—	—	281,309	11.5	714	0.3	0.1
警 察 官	254,318	17.7	—	—	254,318	10.5	253,510	17.5	—	—	253,510	10.4	808	0.3	0.3
そ の 他	27,705	1.9	—	—	27,705	1.2	27,799	1.9	—	—	27,799	1.1	△ 94	△ 0.3	△ 0.9
消防関係職員	18,684	1.3	139,381	14.2	158,065	6.5	18,764	1.3	139,078	14.0	157,842	6.5	223	0.1	0.2
合 計	1,439,031	100.0	981,549	100.0	2,420,580	100.0	1,446,492	100.0	995,398	100.0	2,441,890	100.0	△ 21,310	△ 0.9	△ 1.2

(注) 特別支援学校の小・中学部に係る教員は、「教員」の「その他」に計上している。

資料編

歳出(性質別)

その2 推移

(単位 千人・%)

区 分	昭和36年5月31日		平成21年4月1日		平成22年4月1日		平成23年4月1日		指 数			
	職員数	構成比	職員数	構成比	職員数	構成比	職員数	構成比	S36.5.31	H21.4.1	H22.4.1	H23.4.1
一般行政関係職員	676	39.6	954	38.6	936	38.3	922	38.1	100	141	138	136
民 生	85	5.0	234	9.5	231	9.5	229	9.5	100	275	272	269
衛 生	74	4.3	144	5.8	140	5.7	137	5.7	100	195	189	185
労 働	18	1.1	6	0.2	6	0.2	6	0.2	100	33	33	33
土 木	107	6.3	149	6.0	144	5.9	141	5.8	100	139	135	132
そ の 他	392	23.0	421	17.0	415	17.0	409	16.9	100	107	106	104
教育関係職員	842	49.4	1,079	43.7	1,067	43.7	1,058	43.7	100	128	127	126
義 務 教 育 職 員	572	33.5	594	24.0	592	24.2	591	24.4	100	104	103	103
高等 学 校 職 員	104	6.1	178	7.2	176	7.2	175	7.2	100	171	169	168
学 校 給 食 職 員	29	1.7	12	0.5	11	0.5	10	0.4	100	41	38	34
そ の 他	137	8.0	295	11.9	288	11.8	281	11.7	100	215	210	205
警察関係職員	149	8.7	281	11.4	281	11.5	282	11.7	100	189	189	189
警 察 官	129	7.6	253	10.2	254	10.4	254	10.5	100	196	197	197
そ の 他	20	1.2	28	1.1	27	1.1	28	1.2	100	140	135	140
消防関係職員	39	2.3	158	6.4	158	6.5	158	6.5	100	405	405	405
合 計	1,706	100.0	2,471	100.0	2,442	100.0	2,421	100.0	100	145	143	142

(注) 教育関係職員のうち、平成21年、22年及び23年4月1日現在の「学校給食職員数」は、給食センターの職員数であり、他の学校給食職員数は「その他」に含まれる。

第79表 物件費の状況

(単位 百万円・%)

区 分	平成22年度						平成21年度 純計額		比 較		
	都 道 府 県		市 町 村		純 計 額				増 減 額	増 減 率	前年度 増減率
賃 金	39,219	2.4	465,938	7.3	505,157	6.3	481,842	6.1	23,315	4.8	8.6
旅 費	84,175	5.2	54,984	0.9	139,159	1.7	140,196	1.8	△ 1,037	△ 0.7	△ 4.8
交 際 費	273	0.0	3,107	0.0	3,380	0.0	3,457	0.0	△ 77	△ 2.2	△ 6.7
需 用 費	354,025	21.8	1,273,053	19.9	1,627,078	20.3	1,652,439	20.8	△ 25,361	△ 1.5	△ 1.8
役 務 費	133,203	8.2	283,597	4.4	416,800	5.2	430,200	5.4	△ 13,400	△ 3.1	5.3
備 品 購 入 費	24,147	1.5	137,824	2.2	161,971	2.0	272,316	3.4	△ 110,345	△ 40.5	94.3
委 託 料	791,728	48.7	3,588,445	56.1	4,380,174	54.6	4,168,994	52.5	211,180	5.1	7.6
そ の 他	199,096	12.2	587,455	9.2	786,550	9.9	789,306	10.0	△ 2,756	△ 0.3	0.7
合 計	1,625,866	100.0	6,394,403	100.0	8,020,269	100.0	7,938,750	100.0	81,519	1.0	6.1

第80表 維持補修費の状況

(単位 百万円・%)

区 分	平成22年度						平成21年度 純計額		比 較		
	都 道 府 県		市 町 村		純 計 額				増 減 額	増 減 率	前年度 増減率
総 務 費	16,789	4.0	24,908	3.8	41,697	3.9	41,774	4.0	△ 77	△ 0.2	7.0
衛 生 費	2,233	0.5	123,016	19.0	125,249	11.8	123,522	11.7	1,727	1.4	1.5
保 健 所 費	324	0.1	303	0.0	628	0.1	685	0.1	△ 57	△ 8.3	10.0
清 掃 費	484	0.1	115,548	17.9	116,032	10.9	114,603	10.9	1,429	1.2	0.8
そ の 他	1,425	0.3	7,165	1.1	8,589	0.8	8,234	0.7	355	4.3	10.8
農 林 水 産 業 費	8,187	2.0	13,772	2.1	21,959	2.1	21,679	2.1	280	1.3	11.1
農 業 費	1,315	0.3	1,803	0.3	3,118	0.3	2,818	0.3	300	10.6	22.5
畜 産 業 費	350	0.1	443	0.1	792	0.1	706	0.1	86	12.2	21.9
農 地 費	1,680	0.4	7,632	1.2	9,312	0.9	9,018	0.9	294	3.3	4.7
林 業 費	1,015	0.2	3,180	0.5	4,195	0.4	4,446	0.4	△ 251	△ 5.6	16.5
水 産 業 費	3,826	0.9	715	0.1	4,541	0.4	4,691	0.4	△ 150	△ 3.2	11.6
土 木 費	337,164	81.1	368,894	57.0	706,058	66.4	692,323	65.8	13,735	2.0	8.3
道 路 橋 り よ う 費	190,873	45.9	256,229	39.6	447,102	42.1	421,035	40.0	26,067	6.2	10.6
河 川 海 岸 費	40,590	9.8	13,209	2.0	53,798	5.1	55,583	5.3	△ 1,785	△ 3.2	18.7
都 市 計 画 費	30,283	7.3	43,964	6.8	74,248	7.0	75,990	7.2	△ 1,742	△ 2.3	△ 1.8
住 宅 費	64,372	15.5	49,829	7.7	114,201	10.7	122,515	11.6	△ 8,314	△ 6.8	3.0
そ の 他	11,046	2.6	5,663	0.9	16,709	1.5	17,200	1.7	△ 491	△ 2.9	13.3
警 察 費	19,344	4.7	—	—	19,344	1.8	21,574	2.1	△ 2,230	△ 10.3	4.7
消 防 費	4,452	1.1	7,515	1.2	11,967	1.1	11,883	1.1	84	0.7	0.7
教 育 費	22,163	5.3	87,061	13.5	109,224	10.3	110,934	10.5	△ 1,710	△ 1.5	4.8
小 学 校 費	—	—	38,243	5.9	38,243	3.6	37,758	3.6	485	1.3	3.6
中 学 校 費	17	0.0	20,325	3.1	20,342	1.9	19,766	1.9	576	2.9	0.8
高 等 学 校 費	13,504	3.2	1,034	0.2	14,538	1.4	16,595	1.6	△ 2,057	△ 12.4	5.5
そ の 他	8,642	2.1	27,459	4.3	36,101	3.4	36,815	3.4	△ 714	△ 1.9	8.0
そ の 他	5,247	1.3	21,838	3.4	27,085	2.6	27,982	2.7	△ 897	△ 3.2	13.4
合 計	415,579	100.0	647,004	100.0	1,062,583	100.0	1,051,671	100.0	10,912	1.0	7.1

第81表 扶助費の状況

(単位 百万円・%)

区 分	平成22年度						平成21年度 純計額		比 較		
	都道府県		市町村		純計額		増減額	増減率	前年度 増減率		
民生費	786,140	75.7	9,909,577	97.2	10,695,716	95.2				8,577,018	94.4
社会福祉費	207,037	19.9	1,927,601	18.9	2,134,638	19.0	1,955,715	21.5	178,923	9.1	10.5
老人福祉費	14,635	1.4	211,111	2.1	225,746	2.0	234,092	2.6	△8,346	△3.6	2.8
児童福祉費	371,673	35.8	4,579,637	44.9	4,951,309	44.1	3,334,281	36.7	1,617,028	48.5	2.2
生活保護費	187,482	18.1	3,188,348	31.3	3,375,830	30.0	3,051,569	33.6	324,261	10.6	11.2
災害救助費	5,312	0.5	2,882	0.0	8,194	0.1	1,361	0.0	6,833	502.1	33.4
衛生費	241,077	23.2	160,145	1.6	401,222	3.6	377,435	4.2	23,787	6.3	7.2
結核対策費	1,788	0.2	2,716	0.0	4,503	0.0	4,759	0.1	△256	△5.4	△0.6
その他	239,289	23.0	157,429	1.6	396,719	3.6	372,676	4.1	24,043	6.5	7.3
教育費	10,987	1.1	129,049	1.3	140,036	1.2	131,744	1.4	8,292	6.3	5.1
小学校費	—	—	36,024	0.4	36,024	0.3	33,723	0.4	2,301	6.8	4.9
中学校費	9	0.0	35,883	0.4	35,892	0.3	33,458	0.4	2,434	7.3	6.9
保健体育費	170	0.0	33,105	0.3	33,276	0.3	32,568	0.4	708	2.2	3.1
その他	10,808	1.1	24,037	0.2	34,844	0.3	31,995	0.2	2,849	8.9	5.7
その他	3	0.0	342	0.0	346	0.0	122	0.0	224	183.6	662.5
合 計	1,038,207	100.0	10,199,113	100.0	11,237,320	100.0	9,086,319	100.0	2,151,001	23.7	7.1

資料編

歳出(性質別)

第82表 補助費等の状況

(単位 百万円・%)

区 分	平成22年度				平成21年度				増減額		増減率		前年度 増減率	
	都道府県	市町村	合 計		都道府県	市町村	合 計		単純	純計	単純	純計	単純	純計
			単 純	純 計			単 純	純 計						
負担金、寄附金	1,913,349	489,588	2,402,937	...	1,794,809	513,369	2,308,178	...	94,759	...	4.1	...	8.2	...
補助交付金	8,020,097	1,336,576	9,356,673	...	7,605,084	2,936,728	10,541,812	...	△1,185,139	...	△11.2	...	22.0	...
その他	1,603,554	1,700,571	3,304,125	...	1,190,037	2,070,697	3,260,733	...	43,392	...	1.3	...	24.1	...
合 計	11,537,000	3,526,735	15,063,735	9,404,246	10,589,930	5,520,794	16,110,723	10,683,226	△1,046,988	△1,278,980	△6.5	△12.0	20.2	32.1
うち公営企業(法適用)に対するもの	469,214	1,180,757	1,649,971		482,873	1,219,318	1,702,190		△52,219		△3.1		2.7	

第83表 普通建設事業費の状況

その1 性質別内訳

(単位 百万円・%)

区 分	平成22年度						平成21年度 純 計 額		比 較		
	都 道 府 県		市 町 村		純 計 額				増 減 額	増 減 率	前年度 増減率
補 助 事 業 費	2,951,320	43.1	2,912,513	41.0	5,620,228	42.2	5,899,421	41.0	△ 279,193	△ 4.7	9.9
単 独 事 業 費	3,156,045	46.0	3,950,407	55.6	6,863,234	51.5	7,200,279	50.1	△ 337,045	△ 4.7	11.8
国直轄事業負担金	747,784	10.9	102,126	1.4	849,909	6.4	1,281,171	8.9	△ 431,262	△33.7	8.6
県営事業負担金	—	—	138,782	2.0	—	—	—	—	—	—	—
合 計	6,855,149	100.0	7,103,828	100.0	13,333,371	100.0	14,380,871	100.0	△1,047,500	△ 7.3	10.7

その2 財源内訳

(単位 百万円・%)

区 分	平成22年度						平成21年度 純 計 額		比 較		
	都 道 府 県		市 町 村		純 計 額				増 減 額	増 減 率	前年度 増減率
国 庫 支 出 金	1,426,639	20.8	1,294,674	18.2	2,721,337	20.4	2,990,065	20.8	△ 268,728	△ 9.0	11.8
分担金、負担金、寄附金	188,291	2.7	33,717	0.5	122,280	0.9	144,669	1.0	△ 22,389	△15.5	11.3
財 産 収 入	12,453	0.2	17,453	0.2	29,906	0.2	26,155	0.2	3,751	14.3	△ 38.0
地 方 債	2,553,252	37.2	2,194,986	30.9	4,757,982	35.7	5,511,258	38.3	△ 753,276	△13.7	1.7
そ の 他 特 定 財 源	729,493	10.7	1,029,982	14.5	1,285,731	9.7	1,046,006	7.3	239,725	22.9	10.5
一 般 財 源 等	1,945,021	28.4	2,533,016	35.7	4,416,135	33.1	4,662,718	32.4	△ 246,583	△ 5.3	23.5
合 計	6,855,149	100.0	7,103,828	100.0	13,333,371	100.0	14,380,871	100.0	△1,047,500	△ 7.3	10.7

第83表 普通建設事業費の状況（つづき）

その3 目的別内訳

（単位 百万円・％）

区 分	平成22年度							平成21年度 純計額	増減額	比 較					
	都道府県		市町村		純計額		増減額			増減率			前年度増減率		
	都道府県	市町村	都道府県	市町村	都道府県	市町村				都道府県	市町村	純計額	都道府県	市町村	純計額
総務費	297,227	4.3	638,780	9.0	831,584	6.2	706,552	4.9	125,032	8.0	21.8	17.7	13.7	21.3	20.7
民生費	271,302	4.0	456,566	6.4	610,226	4.6	447,814	3.1	162,412	118.3	27.3	36.3	37.8	22.4	20.9
社会福祉費	62,501	0.9	61,189	0.9	117,979	0.9	105,389	0.7	12,590	50.7	△ 9.5	11.9	2.8	11.2	8.3
老人福祉費	116,812	1.7	145,525	2.0	214,137	1.6	132,268	0.9	81,869	175.9	46.0	61.9	31.0	26.0	21.3
児童福祉費	89,114	1.3	245,815	3.5	271,203	2.0	208,195	1.4	63,008	122.3	29.5	30.3	135.9	25.5	28.8
その他	2,875	0.1	4,037	0.0	6,907	0.1	1,962	0.1	4,945	679.1	152.9	252.0	△ 29.0	△ 15.1	△ 17.8
衛生費	143,431	2.1	446,797	6.3	560,171	4.2	573,054	4.0	△ 12,883	20.4	△ 6.0	△ 2.2	37.1	7.7	12.7
清掃費	17,830	0.3	319,171	4.5	329,923	2.5	359,728	2.5	△ 29,805	△ 4.8	△ 8.1	△ 8.3	17.9	10.5	11.1
その他	125,601	1.8	127,626	1.8	230,248	1.7	213,326	1.5	16,922	25.1	△ 0.3	7.9	41.4	0.7	15.5
労働費	11,571	0.2	5,042	0.1	16,435	0.1	16,527	0.1	△ 92	2.5	△ 5.0	△ 0.6	104.2	104.4	107.3
農林水産業費	1,332,864	19.4	470,054	6.6	1,579,992	11.8	1,792,461	12.5	△ 212,469	△ 11.7	△ 13.2	△ 11.9	3.7	13.7	7.3
農業費	56,806	0.8	90,771	1.3	117,643	0.9	146,334	1.0	△ 28,691	△ 23.5	△ 16.9	△ 19.6	34.6	31.5	42.8
畜産業費	30,054	0.4	15,507	0.2	40,247	0.3	37,170	0.3	3,077	23.9	△ 24.0	8.3	△ 9.3	△ 5.1	△ 3.7
農地費	707,046	10.3	189,784	2.7	790,706	5.9	933,381	6.5	△ 142,675	△ 15.1	△ 17.7	△ 15.3	△ 0.8	5.8	1.4
林業費	378,293	5.5	103,957	1.5	431,488	3.2	428,977	3.0	2,511	0.4	9.3	0.6	6.5	18.6	8.1
水産業費	160,664	2.3	70,035	1.0	199,907	1.5	246,600	1.7	△ 46,693	△ 20.6	△ 18.9	△ 18.9	12.2	17.1	16.1
商工費	110,805	1.6	130,202	1.8	228,706	1.7	234,454	1.6	△ 5,748	0.4	△ 2.1	△ 2.5	20.2	21.8	23.0
土木費	4,149,144	60.5	2,999,138	42.2	7,020,312	52.7	8,195,077	57.0	△ 1,174,765	△ 16.3	△ 11.3	△ 14.3	7.6	3.2	6.0
道路橋りょう費	2,006,244	29.3	1,146,838	16.1	3,122,365	23.4	3,560,826	24.8	△ 438,461	△ 14.1	△ 9.0	△ 12.3	7.9	11.1	9.2
河川海岸費	964,078	14.1	116,200	1.6	1,065,596	8.0	1,325,135	9.2	△ 259,539	△ 20.2	△ 12.0	△ 19.6	7.8	0.6	7.2
港湾費	189,526	2.8	114,846	1.6	287,808	2.2	358,135	2.5	△ 70,327	△ 25.6	△ 6.8	△ 19.6	20.8	12.5	19.0
都市計画費	707,251	10.3	1,346,522	19.0	1,995,253	15.0	2,367,037	16.5	△ 371,784	△ 16.9	△ 14.9	△ 15.7	4.7	△ 2.1	0.3
街路費	473,648	6.9	488,149	6.9	934,381	7.0	1,076,294	7.5	△ 141,913	△ 11.7	△ 14.4	△ 13.2	0.8	△ 2.7	△ 1.0
公園費	88,605	1.3	275,082	3.9	361,180	2.7	468,558	3.3	△ 107,378	△ 34.0	△ 18.5	△ 22.9	41.9	△ 1.4	8.1
下水道費	5,892	0.1	15,887	0.2	17,378	0.1	19,026	0.1	△ 1,648	△ 38.0	3.3	△ 8.7	△ 0.6	3.3	6.0
区画整理費等	139,106	2.0	567,404	8.0	682,314	5.1	803,159	5.6	△ 120,845	△ 18.9	△ 13.9	△ 15.0	△ 3.2	△ 2.1	△ 2.2
住宅費	179,626	2.6	248,771	3.5	425,402	3.2	433,394	3.0	△ 7,992	△ 4.4	△ 0.5	△ 1.8	△ 0.5	0.9	0.3
その他	102,419	1.4	25,961	0.4	123,888	0.9	150,550	1.0	△ 26,662	△ 15.5	△ 25.9	△ 17.7	10.6	△ 5.8	6.6
消防費	13,355	0.2	193,495	2.7	205,599	1.5	227,993	1.6	△ 22,394	△ 7.3	△ 9.7	△ 9.8	△ 1.5	22.9	21.3
教育費	344,159	5.0	1,728,021	24.3	2,063,390	15.5	1,941,658	13.5	121,732	△ 1.1	7.8	6.3	22.5	31.0	29.5
小学校費	877	0.0	758,005	10.7	758,002	5.7	677,690	4.7	80,312	△ 43.1	11.9	11.9	161.2	30.5	30.5
中学校費	1,208	0.0	489,316	6.9	489,822	3.7	415,596	2.9	74,226	24.0	17.7	17.9	△ 5.2	32.3	32.1
高等学校費	195,146	2.8	26,843	0.4	221,782	1.7	228,340	1.6	△ 6,558	△ 2.8	△ 2.9	△ 2.9	13.7	181.5	22.6
社会教育費	31,896	0.5	206,474	2.9	235,897	1.8	247,364	1.7	△ 11,467	△ 0.4	△ 5.3	△ 4.6	30.2	27.0	28.4
保健体育費	17,281	0.3	179,684	2.5	193,818	1.5	205,373	1.4	△ 11,555	26.4	△ 7.8	△ 5.6	△ 13.8	19.1	16.7
大学費	19,527	0.3	4,980	0.1	24,507	0.2	22,858	0.2	1,649	43.1	△ 45.9	7.2	△ 9.7	25.1	1.7
その他	78,224	1.1	62,719	0.8	139,562	0.9	144,437	1.0	△ 4,875	△ 8.3	4.6	△ 3.4	69.3	60.0	65.3
その他	181,291	2.7	35,733	0.6	216,956	1.7	245,281	1.7	△ 28,325	△ 16.2	23.6	△ 11.5	11.1	△ 30.3	3.9
合計	6,855,149	100.0	7,103,828	100.0	13,333,371	100.0	14,380,871	100.0	△ 1,047,500	△ 10.8	△ 2.2	△ 7.3	8.7	12.3	10.7

資料編

歳出(性質別)

第84表 普通建設事業費中の補助事業費の状況

その1 目的別内訳

(単位 百万円・%)

区 分	平成22年度								比 較							
	都道府県		市町村		純計額		平成21年度 純計額		増減額	増減率			前年度増減率			
										都道府県	市町村	純計額	都道府県	市町村	純計額	
総務費	33,058	1.1	272,723	9.4	291,253	5.2	134,828	2.3	156,425	128.5	117.9	116.0	145.5	46.3	51.8	
民生費	186,915	6.3	205,029	7.0	296,490	5.3	135,197	2.3	161,293	233.3	99.6	119.3	97.0	37.2	34.5	
社会福祉費	39,394	1.3	19,597	0.7	55,483	1.0	34,018	0.6	21,465	96.3	32.9	63.1	△ 1.5	6.7	1.5	
老人福祉費	71,393	2.4	66,081	2.3	101,020	1.8	31,151	0.5	69,869	913.5	135.5	224.3	3,058.7	70.3	86.6	
児童福祉費	74,749	2.5	117,176	4.0	136,436	2.4	68,663	1.2	67,773	160.1	99.3	98.7	285.5	34.1	39.7	
その他	1,379	0.1	2,175	0.0	3,551	0.1	1,365	0.0	2,186	499.6	91.8	160.1	△ 45.0	47.8	16.4	
衛生費	71,357	2.4	176,273	6.1	239,121	4.3	210,527	3.6	28,594	57.5	5.5	13.6	80.1	6.3	16.2	
清掃費	6,705	0.2	153,075	5.3	159,780	2.8	157,142	2.7	2,638	△ 8.5	2.2	1.7	86.2	4.3	6.5	
その他	64,652	2.2	23,198	0.8	79,341	1.5	53,385	0.9	25,956	70.2	34.3	48.6	78.9	28.2	59.2	
労働費	6,322	0.2	688	0.0	7,008	0.1	4,503	0.1	2,505	68.5	△ 8.8	55.6	37.1	1,470.8	61.8	
農林水産業費	945,804	32.0	195,152	6.7	1,023,964	18.2	1,192,460	20.2	△ 168,496	△ 14.1	△ 14.8	△ 14.1	3.9	11.8	6.3	
農業費	32,043	1.1	46,981	1.6	61,727	1.1	80,828	1.4	△ 19,101	△ 26.8	△ 21.7	△ 23.6	34.8	36.7	48.8	
畜産費	17,113	0.6	7,006	0.2	20,639	0.4	16,644	0.3	3,995	46.7	△ 26.8	24.0	△ 12.6	△ 24.2	△ 11.8	
農地費	463,165	15.7	31,675	1.1	454,907	8.1	561,093	9.5	△ 106,186	△ 17.8	△ 35.8	△ 18.9	△ 2.1	△ 1.1	△ 0.5	
林業費	298,506	10.1	58,552	2.0	322,273	5.7	325,251	5.5	△ 2,978	△ 3.2	25.6	△ 0.9	9.1	12.5	8.7	
水産業費	134,976	4.6	50,938	1.7	164,419	2.9	208,644	3.5	△ 44,225	△ 22.6	△ 19.7	△ 21.2	11.4	11.3	12.6	
商工費	9,088	0.3	22,134	0.8	29,914	0.5	27,472	0.5	2,442	9.7	10.1	8.9	9.1	12.3	11.4	
土木費	1,567,514	53.1	1,024,802	35.2	2,586,612	46.0	3,212,349	54.5	△ 625,737	△ 21.4	△ 16.4	△ 19.5	3.8	0.9	2.7	
道路橋りょう費	494,683	16.8	198,165	6.8	692,820	12.3	888,407	15.1	△ 195,587	△ 24.9	△ 13.7	△ 22.0	△ 0.8	3.3	0.3	
河川海岸費	604,934	20.5	38,058	1.3	640,270	11.4	747,692	12.7	△ 107,422	△ 14.0	△ 18.8	△ 14.4	1.3	△ 4.2	1.0	
港湾費	118,905	4.0	41,826	1.4	160,731	2.9	193,360	3.3	△ 32,629	△ 22.0	1.8	△ 16.9	12.7	11.1	12.4	
都市計画費	185,371	6.3	558,743	19.2	741,845	13.2	1,014,617	17.2	△ 272,772	△ 38.9	△ 21.7	△ 26.9	20.9	1.4	6.5	
街路費	102,200	3.5	151,105	5.2	252,998	4.5	380,845	6.5	△ 127,847	△ 39.0	△ 29.2	△ 33.6	3.5	△ 3.5	△ 0.5	
公園費	41,584	1.4	133,711	4.6	175,294	3.1	230,294	3.9	△ 55,000	△ 37.5	△ 18.3	△ 23.9	84.7	0.4	15.7	
下水道費	2,092	0.1	5,175	0.2	6,625	0.1	7,975	0.1	△ 1,350	△ 40.3	△ 7.2	△ 16.9	△ 11.3	8.1	△ 1.0	
区画整理費等	39,494	1.3	268,753	9.2	306,927	5.5	395,503	6.7	△ 88,576	△ 39.9	△ 18.8	△ 22.4	34.4	5.1	9.0	
住宅費	150,600	5.1	183,831	6.3	334,179	5.9	345,981	5.9	△ 11,802	△ 7.7	0.3	△ 3.4	0.0	△ 2.0	△ 1.0	
その他	13,021	0.4	4,179	0.2	16,767	0.3	22,292	0.3	△ 5,525	5.0	△ 60.0	△ 24.8	△ 8.4	△ 25.8	△ 18.3	
消防費	835	0.0	39,092	1.3	39,927	0.7	40,335	0.7	△ 408	△ 54.5	1.5	△ 1.0	2.9	28.5	27.0	
教育費	79,228	2.7	976,620	33.5	1,054,740	18.8	890,043	15.1	164,697	1.4	20.2	18.5	46.7	41.5	42.0	
小学校費	—	—	502,332	17.2	502,332	8.9	412,333	7.0	89,999	—	21.8	21.8	—	48.3	48.3	
中学校費	245	0.0	329,273	11.3	329,518	5.9	249,436	4.2	80,082	1,431.3	32.0	32.1	△ 94.2	46.5	46.3	
高等学校費	37,547	1.3	1,383	0.0	38,930	0.7	38,114	0.6	816	4.3	△ 34.4	2.1	17.9	153.9	21.5	
社会教育費	4,990	0.2	63,861	2.2	68,849	1.2	78,743	1.3	△ 9,894	△ 3.1	△ 13.2	△ 12.6	2.3	25.7	24.1	
保健体育費	1,977	0.1	49,658	1.7	51,634	0.9	54,165	0.9	△ 2,531	0.1	△ 5.1	△ 4.7	171.7	△ 4.3	△ 2.2	
大学費	196	0.0	16	0.0	212	0.0	129	0.0	83	71.9	6.7	64.3	△ 93.8	△ 68.1	△ 93.2	
その他	34,273	1.1	30,097	1.1	63,265	1.2	57,123	1.1	6,142	△ 1.7	34.4	10.8	134.8	96.9	118.0	
その他	51,199	1.9	—	—	51,199	0.9	51,707	0.7	△ 508	△ 0.9	皆減	△ 1.0	△ 13.8	150.0	△ 13.7	
合計	2,951,320	100.0	2,912,513	100.0	5,620,228	100.0	5,899,421	100.0	△ 279,193	△ 12.0	7.0	△ 4.7	6.0	15.4	9.9	

資料編

第84表 普通建設事業費中の補助事業費の状況（つづき）

その2 財源内訳

(単位 百万円・%)

区 分	平成22年度						平成21年度 純計額		比 較		
	都 道 府 県		市 町 村		純 計 額				増 減 額	増 減 率	前年度 増減率
国 庫 支 出 金	1,426,562	48.3	1,293,959	44.4	2,721,337	48.4	2,990,065	50.7	△ 268,728	△ 9.0	11.8
分担金、負担金、寄附金	76,770	2.6	6,951	0.2	28,127	0.5	37,071	0.6	△ 8,944	△ 24.1	5.3
財 産 収 入	2,589	0.1	1,053	0.0	3,646	0.1	3,261	0.1	385	11.8	4.2
地 方 債	932,861	31.6	867,717	29.8	1,864,085	33.2	2,110,810	35.8	△ 246,725	△ 11.7	7.2
そ の 他 特 定 財 源	349,974	11.9	421,031	14.6	467,591	8.3	288,014	4.8	179,577	62.4	6.6
一 般 財 源 等	162,564	5.5	321,802	11.0	535,442	9.5	470,200	8.0	65,242	13.9	13.8
合 計	2,951,320	100.0	2,912,513	100.0	5,620,228	100.0	5,899,421	100.0	△ 279,193	△ 4.7	9.9

第85表 普通建設事業費中の国直轄事業負担金の状況

その1 目的別内訳

(単位 百万円・%)

区 分	平成22年度						平成21年度 純計額		比 較		
	都 道 府 県		市 町 村		純 計 額				増 減 額	増 減 率	前年度 増減率
農 林 水 産 業 費	190,737	25.5	4,420	4.3	195,156	23.0	226,095	17.6	△ 30,939	△ 13.7	2.1
畜 産 業 費	259	0.0	—	—	259	0.0	305	0.0	△ 46	△ 15.1	△ 14.3
農 地 費	181,823	24.3	4,416	4.3	186,239	21.9	213,414	16.7	△ 27,175	△ 12.7	1.4
林 業 費	4,462	0.6	—	—	4,462	0.5	6,123	0.5	△ 1,661	△ 27.1	5.3
水 産 業 費	4,193	0.6	4	0.0	4,196	0.5	6,252	0.5	△ 2,056	△ 32.9	29.4
土 木 費	557,047	74.5	97,706	95.7	654,753	77.0	1,055,076	82.4	△ 400,323	△ 37.9	10.1
道 路 橋 り ょ う 費	362,133	48.4	59,254	58.0	421,387	49.6	618,216	48.3	△ 196,829	△ 31.8	2.8
河 川 海 岸 費	142,005	19.0	—	—	142,005	16.7	305,048	23.8	△ 163,043	△ 53.4	21.0
港 湾 費	36,433	4.9	38,408	37.6	74,841	8.8	111,143	8.7	△ 36,302	△ 32.7	27.8
都 市 計 画 費	2,907	0.4	44	0.0	2,951	0.3	7,503	0.6	△ 4,552	△ 60.7	△ 7.1
街 路 費	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
公 園 費	2,880	0.4	—	—	2,880	0.3	7,471	0.6	△ 4,591	△ 61.5	△ 7.5
下 水 道 費	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
区 画 整 理 費 等	27	0.0	44	0.0	71	0.0	32	0.0	39	121.9	966.7
空 港 費	3,251	0.4	—	—	3,251	0.4	6,221	0.5	△ 2,970	△ 47.7	6.3
そ の 他	10,318	1.4	—	—	10,318	1.2	6,945	0.5	3,373	48.6	75.2
合 計	747,784	100.0	102,126	100.0	849,909	100.0	1,281,171	100.0	△ 431,262	△ 33.7	8.6

その2 財源内訳

(単位 百万円・%)

区 分	平成22年度						平成21年度 純計額		比 較		
	都 道 府 県		市 町 村		純 計 額				増 減 額	増 減 率	前年度 増減率
分担金、負担金、寄附金	61,814	8.3	2	0.0	61,815	7.3	70,479	5.5	△ 8,664	△ 12.3	21.1
地 方 債	565,907	75.7	93,058	91.1	658,965	77.5	1,004,373	78.4	△ 345,408	△ 34.4	14.0
そ の 他 特 定 財 源	1,455	0.1	4,310	4.2	5,230	0.6	3,428	0.3	1,802	52.6	△ 57.6
一 般 財 源 等	118,608	15.9	4,756	4.7	123,899	14.6	202,891	15.8	△ 78,992	△ 38.9	△ 12.9
合 計	747,784	100.0	102,126	100.0	849,909	100.0	1,281,171	100.0	△ 431,262	△ 33.7	8.6

第86表 普通建設事業費中の単独事業費の状況

その1 目的別内訳

(単位 百万円・%)

区 分	平成22年度								比 較							
	都道府県		市町村		純計額		平成21年度 純計額		増減額	増減率			前年度増減率			
										都道府県	市町村	純計額	都道府県	市町村	純計額	
総務費	264,169	8.4	365,098	9.2	540,330	7.9	571,723	7.9	△ 31,393	1.4	△ 8.4	△ 5.5	10.4	15.1	15.2	
民生費	84,387	2.7	251,538	6.4	313,735	4.6	312,617	4.3	1,118	23.7	△ 1.7	0.4	10.5	17.4	15.8	
社会福祉費	23,106	0.7	41,592	1.1	62,496	0.9	71,370	1.0	△ 8,874	7.9	△ 21.3	△ 12.4	7.1	12.9	11.8	
老人福祉費	45,418	1.4	79,444	2.0	113,117	1.6	101,117	1.4	12,000	28.7	10.9	11.9	10.0	14.3	9.5	
児童福祉費	14,365	0.5	128,638	3.3	134,767	2.0	139,532	1.9	△ 4,765	26.5	△ 1.8	△ 3.4	19.0	22.0	24.1	
その他	1,498	0.1	1,864	0.0	3,355	0.1	598	0.0	2,757	962.4	305.2	461.0	39.6	△ 58.7	△ 50.7	
衛生費	72,074	2.3	270,353	6.8	321,050	4.7	362,527	5.0	△ 41,477	△ 2.4	△ 12.2	△ 11.4	19.6	8.5	10.8	
清掃費	11,125	0.4	166,094	4.2	170,143	2.5	202,585	2.8	△ 32,442	△ 2.5	△ 15.9	△ 16.0	△ 4.6	15.8	15.0	
その他	60,949	1.9	104,259	2.6	150,907	2.2	159,942	2.2	△ 9,035	△ 2.4	△ 5.4	△ 5.6	25.4	△ 2.5	5.9	
労働費	5,249	0.2	4,352	0.1	9,426	0.1	12,024	0.2	△ 2,598	△ 30.4	△ 4.5	△ 21.6	170.0	78.7	131.8	
農林水産業費	196,323	6.2	207,546	5.3	360,871	5.3	373,906	5.2	△ 13,035	4.7	△ 10.5	△ 3.5	3.8	20.1	14.2	
農業費	24,762	0.8	42,555	1.1	55,916	0.8	65,505	0.9	△ 9,589	△ 18.7	△ 11.0	△ 14.6	34.3	26.9	36.1	
畜産費	12,682	0.4	7,814	0.2	19,349	0.3	20,221	0.3	△ 872	3.2	△ 16.6	△ 4.3	△ 5.7	16.1	4.3	
農地費	62,058	2.0	99,626	2.5	149,560	2.2	158,874	2.2	△ 9,314	2.3	△ 11.5	△ 5.9	0.5	12.0	8.8	
林業費	75,325	2.4	42,663	1.1	104,753	1.5	97,602	1.4	7,151	20.8	△ 6.3	7.3	△ 4.9	26.1	6.4	
水産業費	21,495	0.7	14,889	0.4	31,292	0.5	31,704	0.4	△ 412	△ 1.4	△ 10.8	△ 1.3	14.2	56.0	42.8	
商工費	101,717	3.2	107,967	2.7	198,792	2.9	206,982	2.9	△ 8,190	△ 0.4	△ 4.3	△ 4.0	21.2	23.7	24.7	
土木費	2,024,583	64.1	1,802,708	45.6	3,778,947	55.1	3,927,653	54.5	△ 148,706	△ 0.2	△ 7.6	△ 3.8	10.9	4.3	7.7	
道路橋りょう費	1,149,428	36.4	872,113	22.1	2,008,157	29.3	2,054,203	28.5	△ 46,046	1.3	△ 6.5	△ 2.2	17.7	13.1	15.8	
河川海岸費	217,139	6.9	73,416	1.9	283,321	4.1	272,395	3.8	10,926	8.6	△ 8.1	4.0	14.4	3.5	11.9	
港湾費	34,188	1.1	23,520	0.6	52,236	0.8	53,632	0.7	△ 1,396	2.9	△ 7.8	△ 2.6	33.1	16.5	28.0	
都市計画費	518,973	16.4	748,755	19.0	1,250,457	18.2	1,344,918	18.7	△ 94,461	△ 4.0	△ 9.0	△ 7.0	△ 2.5	△ 4.9	△ 3.9	
街路費	371,447	11.8	312,866	7.9	681,383	9.9	695,449	9.7	△ 14,066	0.7	△ 4.8	△ 2.0	△ 0.3	△ 2.3	△ 1.2	
公園費	44,141	1.4	139,923	3.5	183,006	2.7	230,793	3.2	△ 47,787	△ 26.7	△ 18.6	△ 20.7	19.2	△ 2.9	1.9	
下水道費	3,800	0.1	10,711	0.3	10,753	0.2	11,052	0.2	△ 299	△ 36.6	9.6	△ 2.7	6.9	0.7	11.6	
区画整理費等	99,584	3.2	285,256	7.2	375,315	5.5	407,624	5.7	△ 32,309	△ 5.8	△ 8.8	△ 7.9	△ 17.6	△ 8.6	△ 11.2	
住宅費	29,026	0.9	64,890	1.6	91,223	1.3	87,413	1.2	3,810	17.3	△ 2.7	4.4	△ 4.0	10.0	5.5	
その他	75,829	2.4	20,014	0.4	93,553	1.4	115,092	1.6	△ 21,539	△ 20.7	△ 10.3	△ 18.7	10.9	7.3	10.5	
消防費	12,520	0.4	153,767	3.9	165,672	2.4	187,658	2.6	△ 21,986	△ 0.4	△ 12.4	△ 11.7	△ 2.1	22.3	20.1	
教育費	264,931	8.4	751,347	19.0	1,008,650	14.7	1,051,616	14.6	△ 42,966	△ 1.8	△ 5.0	△ 4.1	16.9	21.7	20.6	
小学校費	877	0.0	255,673	6.5	255,670	3.7	265,357	3.7	△ 9,687	△ 43.1	△ 3.7	△ 3.7	161.2	10.0	10.0	
中学校費	963	0.0	160,043	4.1	160,304	2.3	166,160	2.3	△ 5,856	0.5	△ 3.6	△ 3.5	27.2	15.4	15.3	
高等学校費	157,599	5.0	25,460	0.6	182,853	2.7	190,226	2.6	△ 7,373	△ 4.4	△ 0.3	△ 3.9	12.9	184.1	22.8	
社会教育費	26,906	0.9	142,613	3.6	167,048	2.4	168,621	2.3	△ 1,573	0.1	△ 1.3	△ 0.9	37.4	27.7	30.5	
保健体育費	15,305	0.5	130,027	3.3	142,184	2.1	151,208	2.1	△ 9,024	30.9	△ 8.7	△ 6.0	△ 22.7	30.8	25.3	
大学費	19,331	0.6	4,964	0.1	24,295	0.4	22,729	0.3	1,566	42.8	△ 46.0	6.9	2.0	25.7	10.5	
その他	43,950	1.4	32,567	0.8	76,296	1.1	87,315	1.3	△ 11,019	△ 12.9	△ 13.1	△ 12.6	41.9	44.0	42.7	
その他	130,092	4.1	35,731	1.0	165,761	2.3	193,573	2.8	△ 27,812	△ 21.0	23.7	△ 14.4	22.2	△ 30.3	9.8	
合計	3,156,045	100.0	3,950,407	100.0	6,863,234	100.0	7,200,279	100.0	△ 337,045	△ 0.6	△ 7.2	△ 4.7	12.0	10.9	11.8	

資料編

第86表 普通建設事業費中の単独事業費の状況（つづき）

その2 財源内訳

(単位 百万円・%)

区 分	平成22年度						平成21年度 純計額		比 較		
	都道府県		市町村		純計額				増減額	増減率	前年度 増減率
分担金、負担金、寄附金	49,707	1.6	21,988	0.6	32,337	0.5	37,120	0.5	△ 4,783	△ 12.9	1.5
財 産 収 入	9,861	0.3	16,394	0.4	26,257	0.4	22,891	0.3	3,366	14.7	△ 41.4
地 方 債	1,054,484	33.4	1,151,376	29.1	2,234,932	32.6	2,396,076	33.3	△ 161,144	△ 6.7	△ 6.7
そ の 他 特 定 財 源	378,143	12.0	597,135	15.1	812,914	11.8	754,566	10.5	58,348	7.7	12.9
一 般 財 源 等	1,663,850	52.7	2,163,514	54.8	3,756,794	54.7	3,989,626	55.4	△ 232,832	△ 5.8	27.5
合 計	3,156,045	100.0	3,950,407	100.0	6,863,234	100.0	7,200,279	100.0	△ 337,045	△ 4.7	11.8

第87表 普通建設事業費の目的別の状況（構成比）

(単位 %)

区 分	都 道 府 県				市 町 村				純 計 額			
	補 助 事 業 費	国直轄事 業負担金	単 独 事 業 費	補 助 事 業 費	国直轄事 業負担金	県 営 事 業 負担金	単 独 事 業 費	補 助 事 業 費	国直轄事 業負担金	単 独 事 業 費		
総 務 費	11.1	—	88.9	42.7	—	0.2	57.2	35.0	—	65.0		
民 生 費	68.9	—	31.1	44.9	—	—	55.1	48.6	—	51.4		
社 会 福 祉 費	63.0	—	37.0	32.0	—	—	68.0	47.0	—	53.0		
老 人 福 祉 費	61.1	—	38.9	45.4	—	—	54.6	47.2	—	52.8		
児 童 福 祉 費	83.9	—	16.1	47.7	—	—	52.3	50.3	—	49.7		
そ の 他	47.9	—	52.1	53.8	—	—	46.2	51.4	—	48.6		
衛 生 費	49.8	—	50.2	39.5	—	0.0	60.5	42.7	—	57.3		
清 掃 費	37.6	—	62.4	48.0	—	0.0	52.0	48.4	—	51.6		
そ の 他	51.5	—	48.5	18.2	—	0.1	81.7	34.5	—	65.5		
労 働 費	54.6	—	45.4	13.6	—	0.1	86.3	42.6	—	57.4		
農 林 水 産 業 費	71.0	14.3	14.7	41.5	0.9	13.4	44.2	64.8	12.4	22.8		
農 業 費	56.4	—	43.6	51.8	—	1.4	46.9	52.5	—	47.5		
畜 産 業 費	56.9	0.9	42.2	45.2	—	4.4	50.4	51.3	0.6	48.1		
農 地 費	65.5	25.7	8.8	16.7	2.3	28.5	52.5	57.5	23.6	18.9		
林 業 費	78.9	1.2	19.9	56.3	—	2.6	41.0	74.7	1.0	24.3		
水 産 業 費	84.0	2.6	13.4	72.7	0.0	6.0	21.3	82.2	2.1	15.7		
商 工 費	8.2	—	91.8	17.0	—	0.1	82.9	13.1	—	86.9		
土 木 費	37.8	13.4	48.8	34.2	3.3	2.5	60.1	36.8	9.3	53.8		
道 路 橋 り よ う 費	24.7	18.1	57.3	17.3	5.2	1.5	76.0	22.2	13.5	64.3		
河 川 海 岸 費	62.7	14.7	22.5	32.8	—	4.1	63.2	60.1	13.3	26.6		
港 湾 費	62.7	19.2	18.0	36.4	33.4	9.7	20.5	55.8	26.0	18.1		
都 市 計 画 費	26.2	0.4	73.4	41.5	0.0	2.9	55.6	37.2	0.1	62.7		
街 路 費	21.6	—	78.4	31.0	—	5.0	64.1	27.1	—	72.9		
公 園 費	46.9	3.3	49.8	48.6	—	0.5	50.9	48.5	0.8	50.7		
下 水 道 費	35.5	—	64.5	32.6	—	0.0	67.4	38.1	—	61.9		
区 画 整 理 費 等	28.4	0.0	71.6	47.4	0.0	2.4	50.3	45.0	0.0	55.0		
住 宅 費	83.8	—	16.2	73.9	—	0.0	26.1	78.6	—	21.4		
そ の 他	12.7	13.2	74.0	16.1	—	6.8	77.1	13.5	11.0	75.5		
消 防 費	6.3	—	93.7	20.2	—	0.3	79.5	19.4	—	80.6		
教 育 費	23.0	—	77.0	56.5	—	0.0	43.5	51.1	—	48.9		
小 学 校 費	—	—	100.0	66.3	—	—	33.7	66.3	—	33.7		
中 学 校 費	20.3	—	79.7	67.3	—	—	32.7	67.3	—	32.7		
高 等 学 校 費	19.2	—	80.8	5.2	—	—	94.8	17.6	—	82.4		
社 会 教 育 費	15.6	—	84.4	30.9	—	0.0	69.1	29.2	—	70.8		
保 健 体 育 費	11.4	—	88.6	27.6	—	—	72.4	26.6	—	73.4		
大 学 費	1.0	—	99.0	0.3	—	—	99.7	0.9	—	99.1		
そ の 他	43.8	—	56.2	48.0	—	0.1	51.9	45.3	—	54.7		
そ の 他	28.2	—	71.8	—	—	—	100.0	23.6	—	76.4		
合 計	43.1	10.9	46.0	41.0	1.4	2.0	55.6	42.2	6.4	51.5		

第88表 普通建設事業費中の用地取得費の状況

その1 目的別内訳

(単位 百万円・%)

区 分	平成22年度						平成21年度 合 計 額	比 較								
	都道府県		市町村		合計額			増減額	増 減 率			前年度増減率				
	都道府県	市町村	都道府県	市町村	合計額	都道府県			市町村	合計額	都道府県	市町村	合計額			
総務関係	8,215	1.5	78,846	9.0	87,060	6.2	91,498	5.1	△ 4,438	△ 38.4	0.9	△ 4.9	377.2	△ 18.3	△ 7.0	
うち庁舎	398	0.1	13,480	1.5	13,878	1.0	8,543	0.5	5,335	416.9	59.2	62.4	△ 86.1	△ 31.1	△ 33.5	
民生関係	511	0.1	24,302	2.8	24,813	1.8	46,828	2.6	△ 22,015	△ 36.7	△ 47.2	△ 47.0	2,888.9	15.6	17.6	
うち社会福祉施設	40	0.0	7,260	0.8	7,301	0.5	24,942	1.4	△ 17,641	皆増	△ 70.9	△ 70.7	—	29.7	29.7	
衛生関係	5,518	1.0	16,781	1.9	22,299	1.6	31,664	1.8	△ 9,365	△ 8.3	△ 34.6	△ 29.6	14.3	△ 6.1	△ 2.8	
うち清掃施設	31	0.0	9,687	1.1	9,717	0.7	12,153	0.7	△ 2,436	△ 97.7	△ 10.3	△ 20.0	皆増	△ 24.9	△ 15.5	
農林水産業関係	14,472	2.7	9,752	1.1	24,225	1.7	23,863	1.3	362	9.4	△ 8.3	1.5	△ 10.5	△ 3.4	△ 7.4	
農業関係	9,322	1.7	7,311	0.8	16,633	1.2	19,879	1.1	△ 3,246	△ 26.6	1.9	△ 16.3	△ 10.2	△ 19.0	△ 13.6	
林業・水産業関係	5,150	1.0	2,441	0.3	7,592	0.5	3,984	0.2	3,608	881.0	△ 29.4	90.6	△ 15.7	61.6	44.1	
うち漁港	132	0.0	480	0.1	612	0.0	769	0.0	△ 157	△ 37.4	△ 13.8	△ 20.4	23.4	5.3	9.9	
土木関係	487,219	90.8	594,414	67.8	1,081,632	76.5	1,396,391	78.3	△ 314,759	△ 28.6	△ 16.8	△ 22.5	1.7	△ 8.4	△ 3.7	
道路橋りょう	229,981	42.9	161,003	18.4	390,984	27.7	472,505	26.5	△ 81,521	△ 22.2	△ 9.0	△ 17.3	△ 5.1	△ 5.1	△ 5.1	
河川	61,134	11.4	8,413	1.0	69,548	4.9	84,239	4.7	△ 14,691	△ 19.4	△ 0.3	△ 17.4	△ 2.0	△ 45.3	△ 9.2	
港湾	1,882	0.4	4,238	0.5	6,120	0.4	10,739	0.6	△ 4,619	△ 72.8	11.2	△ 43.0	76.2	19.4	50.8	
都市計画	182,588	34.0	391,553	44.6	574,141	40.6	790,734	44.3	△ 216,593	△ 37.5	△ 21.5	△ 27.4	10.2	△ 7.7	△ 1.8	
うち街路費	128,444	23.9	184,519	21.0	312,963	22.1	421,966	23.7	△ 109,003	△ 29.3	△ 23.2	△ 25.8	△ 8.7	△ 6.6	△ 7.5	
うち都市下水道	0	0.0	184	0.0	184	0.0	1,587	0.1	△ 1,403	△ 100.0	△ 58.8	△ 88.4	皆増	90.2	575.3	
うち区画整理	32,359	6.0	69,212	7.9	101,571	7.2	126,969	7.1	△ 25,398	△ 33.0	△ 12.0	△ 20.0	52.4	△ 15.1	2.1	
うち公園	21,784	4.1	122,353	13.9	144,137	10.2	225,410	12.6	△ 81,273	△ 64.2	△ 25.6	△ 36.1	76.9	△ 7.1	6.6	
公営住宅	1,216	0.2	17,740	2.0	18,957	1.3	12,572	0.7	6,385	△ 22.3	61.2	50.8	△ 15.8	△ 31.0	△ 29.4	
空港	66	0.0	—	—	66	0.0	5,665	0.3	△ 5,599	△ 87.4	△ 100.0	△ 98.8	△ 37.2	△ 31.6	△ 32.2	
その他	10,352	1.9	11,467	1.3	21,816	1.6	19,937	1.2	1,879	6.3	12.5	9.4	△ 5.7	△ 7.7	△ 6.7	
教育関係	2,630	0.5	90,268	10.3	92,898	6.6	100,727	5.6	△ 7,829	△ 64.4	△ 3.3	△ 7.8	360.0	△ 12.7	△ 7.1	
高等学校	1,868	0.3	3,114	0.4	4,982	0.4	6,222	0.3	△ 1,240	△ 32.8	△ 9.6	△ 19.9	267.6	993.3	481.0	
大学	12	0.0	270	0.0	282	0.0	330	0.0	△ 48	10,381.4	△ 18.2	△ 14.5	皆増	—	0.0	
その他	750	0.2	86,884	9.9	87,634	6.2	94,175	5.3	△ 6,541	△ 83.7	△ 3.0	△ 6.9	442.2	△ 15.7	△ 12.0	
その他	17,997	3.4	62,851	7.1	80,849	5.6	93,094	5.3	△ 12,245	△ 37.7	△ 2.1	△ 13.2	53.6	△ 9.4	3.8	
合計	536,562	100.0	877,214	100.0	1,413,776	100.0	1,784,065	100.0	△ 370,289	△ 28.6	△ 15.0	△ 20.8	5.3	△ 8.7	△ 3.3	

第88表 普通建設事業費中の用地取得費の状況（つづき）

その2 財源内訳等

(単位 百万円・%)

区 分	平成22年度						平成21年度 合 計 額		比 較		
	都 道 府 県		市 町 村		合 計 額		増 減 額	増 減 率	前年度 増減率		
国 庫 支 出 金	94,775	17.7	94,323	10.8	189,098	13.4				285,896	16.0
都 道 府 県 支 出 金	—	—	24,109	2.7	24,109	1.7	22,997	1.3	1,112	4.8	△ 0.7
分 担 金、負 担 金、寄 附 金	11,059	2.1	562	0.1	11,620	0.8	17,853	1.0	△ 6,233	△ 34.9	△ 7.7
地 方 債	211,082	39.3	350,279	39.9	561,360	39.7	746,175	41.8	△ 184,815	△ 24.8	△ 8.7
そ の 他 特 定 財 源	34,134	6.3	71,236	8.1	105,372	7.5	110,125	6.2	△ 4,753	△ 4.3	△ 14.9
一 般 財 源 等	185,512	34.6	336,705	38.4	522,217	36.9	601,019	33.7	△ 78,802	△ 13.1	7.2
合 計 (A)	536,562	100.0	877,214	100.0	1,413,776	100.0	1,784,065	100.0	△ 370,289	△ 20.8	△ 3.3
う ち 補 償 費	258,929	48.3	167,771	19.1	426,700	30.2	500,498	28.1	△ 73,798	△ 14.7	△ 3.9
取 得 用 地 面 積(m ²)	29,342,936		51,081,059		80,423,995		71,668,370		8,755,625	12.2	△ 35.4
(A)に係る取得用地面積(m ²)	29,105,944		49,216,702		78,322,646		70,086,094		8,236,552	11.8	△ 32.1

(注) 取得用地面積には、債務負担行為等による取得面積を含む。

資料編

歳出(性質別)

その3 団体区分別内訳

(単位 百万円・%)

区 分	平成22年度		平成21年度		増 減 額	増 減 率	前 年 度 増 減 率
	決 算 額	構 成 比	決 算 額	構 成 比			
都 道 府 県	536,562	7.8	752,014	9.8	△ 215,452	△ 28.6	5.3
市 町 村	877,214	12.3	1,032,051	14.2	△ 154,837	△ 15.0	△ 8.7
政 令 指 定 都 市	220,389	16.3	272,831	19.6	△ 52,442	△ 19.2	△ 11.8
特 別 区	63,332	17.6	120,770	25.5	△ 57,438	△ 47.6	△ 11.9
中 核 市	118,624	15.0	136,590	16.4	△ 17,966	△ 13.2	2.6
特 例 市	81,492	17.8	84,454	18.2	△ 2,962	△ 3.5	△ 11.5
都 市	333,373	11.6	353,874	12.2	△ 20,501	△ 5.8	△ 9.1
町 村	55,655	4.9	60,097	5.6	△ 4,442	△ 7.4	△ 6.8
一 部 事 務 組 合 等	4,348	3.2	3,435	2.7	913	26.6	55.1

(注) 平成22年度及び平成21年度の構成比は、団体区分別の普通建設事業費に対するものである。

第88表 普通建設事業費中の用地取得費の状況（つづき）

その4 推 移

(単位 百万円)

区 分	決 算 額						指 数					
	平成17年度	18	19	20	21	22	17	18	19	20	21	22
総 務 関 係	90,100	81,247	67,287	98,428	91,498	87,060	100	90	75	109	102	97
う ち 庁 舎	10,720	21,055	13,990	12,841	8,543	13,878	100	196	131	120	80	129
民 生 関 係	66,679	33,384	26,375	39,831	46,828	24,813	100	50	40	60	70	37
うち社会福祉施設	30,946	17,978	12,746	19,230	24,942	7,301	100	58	41	62	81	24
衛 生 関 係	31,686	40,940	37,502	32,582	31,664	22,299	100	129	118	103	100	70
うち清掃施設	10,528	14,196	15,768	14,384	12,153	9,717	100	135	150	137	115	92
農 林 水 産 業 関 係	47,039	40,748	28,706	25,778	23,863	24,225	100	87	61	55	51	51
農 業 関 係	41,203	32,582	25,238	23,014	19,879	16,633	100	79	61	56	48	40
林業・水産業関係	5,836	8,166	3,468	2,764	3,984	7,592	100	140	59	47	68	130
う ち 漁 港	1,322	937	1,216	700	769	612	100	71	92	53	58	46
土 木 関 係	1,700,444	1,619,277	1,514,342	1,450,459	1,396,391	1,081,632	100	95	89	85	82	64
道路橋りょう	662,877	599,971	526,508	497,892	472,505	390,984	100	91	79	75	71	59
河 川	131,612	117,107	111,015	92,739	84,239	69,548	100	89	84	70	64	53
港 湾	12,355	14,345	11,816	7,122	10,739	6,120	100	116	96	58	87	50
都 市 計 画	824,742	819,184	802,857	805,166	790,734	574,141	100	99	97	98	96	70
うち街路費	481,531	475,431	466,269	456,125	421,966	312,963	100	99	97	95	88	65
うち都市下水路	7,290	225	752	235	1,587	184	100	3	10	3	22	3
うち区画整理	141,269	119,846	105,326	124,346	126,969	101,571	100	85	75	88	90	72
う ち 公 園	180,455	215,310	218,085	211,545	225,410	144,137	100	119	121	117	125	80
公 営 住 宅	24,963	18,976	17,522	17,814	12,572	18,957	100	76	70	71	50	76
空 港	12,482	12,634	13,617	8,355	5,665	66	100	101	109	67	45	1
そ の 他	31,413	37,060	31,007	21,371	19,937	21,816	100	118	99	68	63	69
教 育 関 係	130,912	106,724	100,665	108,472	100,727	92,898	100	82	77	83	77	71
高 等 学 校	15,652	4,992	9,007	1,071	6,222	4,982	100	32	58	7	40	32
大 学	140	555	4,256	330	330	282	100	396	3,040	236	236	201
そ の 他	115,120	101,177	87,402	107,071	94,175	87,634	100	88	76	93	82	76
そ の 他	91,293	88,723	107,929	89,699	93,094	80,849	100	97	118	98	102	89
合 計	2,158,153	2,011,043	1,882,806	1,845,249	1,784,065	1,413,776	100	93	87	86	83	66

第89表 普通建設事業費中の用地取得費（補助事業費）の状況

(単位 百万円・%)

区 分	平成22年度						平成21年度 合 計 額		比 較				
	都道府県		市町村		合 計 額				増減額	増 減 率			
								都道府県		市町村	合計額		
総務関係	232	0.1	5,723	2.5	5,956	1.5	6,906	1.2	△ 950	皆増	△ 17.1	△ 13.8	
うち庁舎	—	—	2,116	0.9	2,116	0.5	293	0.0	1,823	—	622.2	622.2	
民生関係	—	—	617	0.3	617	0.2	2,238	0.4	△ 1,621	—	△ 72.4	△ 72.4	
うち社会福祉施設	—	—	443	0.2	443	0.1	585	0.1	△ 142	—	△ 24.3	△ 24.3	
衛生関係	—	—	581	0.3	581	0.1	735	0.1	△ 154	皆減	△ 18.9	△ 21.0	
うち清掃施設	—	—	581	0.3	581	0.1	626	0.1	△ 45	—	△ 7.2	△ 7.2	
農林水産業関係	8,860	4.9	2,384	1.0	11,244	2.8	14,068	2.4	△ 2,824	△ 25.0	5.5	△ 20.1	
農業関係	8,698	4.8	1,657	0.7	10,355	2.5	12,927	2.2	△ 2,572	△ 23.6	7.2	△ 19.9	
林業・水産業関係	162	0.1	727	0.3	889	0.2	1,141	0.2	△ 252	△ 62.0	1.7	△ 22.1	
うち漁港	129	0.1	360	0.2	488	0.1	577	0.1	△ 89	△ 36.5	△ 3.5	△ 15.4	
土木関係	170,078	94.7	201,839	88.3	371,917	91.1	550,965	92.9	△ 179,048	△ 39.7	△ 24.9	△ 32.5	
道路橋りょう	67,755	37.7	36,621	16.0	104,376	25.6	147,578	24.9	△ 43,202	△ 37.0	△ 8.6	△ 29.3	
河川	50,667	28.2	3,828	1.7	54,494	13.3	72,449	12.2	△ 17,955	△ 25.4	△ 16.3	△ 24.8	
港湾	1,319	0.7	614	0.3	1,933	0.5	3,660	0.6	△ 1,727	△ 59.1	40.5	△ 47.2	
都市計画	40,018	22.3	148,669	65.0	188,687	46.2	304,899	51.4	△ 116,212	△ 57.2	△ 29.7	△ 38.1	
うち街路	25,632	14.3	54,002	23.6	79,634	19.5	133,637	22.5	△ 54,003	△ 39.5	△ 40.9	△ 40.4	
うち都市下水路	0	0.0	6	0.0	6	0.0	234	0.0	△ 228	皆増	△ 97.4	△ 97.4	
うち区画整理	5,490	3.1	31,056	13.6	36,546	8.9	52,360	8.8	△ 15,814	△ 73.2	△ 2.5	△ 30.2	
うち公園	8,896	5.0	56,436	24.7	65,332	16.0	111,071	18.7	△ 45,739	△ 70.9	△ 29.9	△ 41.2	
公営住宅	1,081	0.6	8,670	3.8	9,751	2.4	7,767	1.3	1,984	△ 13.7	33.1	25.5	
空港	12	0.0	—	—	12	0.0	5,409	0.9	△ 5,397	△ 95.5	皆減	△ 99.8	
その他	9,226	5.2	3,437	1.5	12,664	3.1	9,203	1.6	3,461	5.9	598.6	37.6	
教育関係	490	0.3	15,515	6.8	16,004	3.9	14,101	2.4	1,903	△ 9.1	14.4	13.5	
高等学校	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
大学	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
その他	490	0.3	15,515	6.8	16,004	3.9	14,101	2.4	1,903	△ 9.1	14.4	13.5	
その他	18	0.0	2,048	0.8	2,066	0.4	3,968	0.6	△ 1,902	△ 95.2	△ 43.0	△ 47.9	
合 計	179,678	100.0	228,707	100.0	408,385	100.0	592,981	100.0	△ 184,596	△ 39.1	△ 23.2	△ 31.1	

(注) 上記の決算額には、受託事業費のうちの補助事業費を含む。

第90表 普通建設事業費中の用地取得費（単独事業費）の状況

(単位 百万円・%)

区 分	平成22年度						平成21年度 合計額		比 較				
	都道府県		市町村		合計額				増減額	増 減 率			
								都道府県		市町村	合計額		
総務関係	7,983	2.2	73,122	11.3	81,105	8.1	84,592	7.1	△ 3,487	△ 40.2	2.6	△ 4.1	
うち庁舎	398	0.1	11,365	1.8	11,762	1.2	8,251	0.7	3,511	416.9	39.0	42.6	
民生関係	511	0.1	23,684	3.7	24,195	2.4	44,589	3.7	△ 20,394	△ 36.7	△ 45.9	△ 45.7	
うち社会福祉施設	40	0.0	6,817	1.1	6,857	0.7	24,357	2.0	△ 17,500	皆増	△ 72.0	△ 71.8	
衛生関係	5,518	1.5	16,200	2.5	21,718	2.2	30,929	2.6	△ 9,211	△ 8.0	△ 35.0	△ 29.8	
うち清掃施設	31	0.0	9,105	1.4	9,136	0.9	11,526	1.0	△ 2,390	△ 97.7	△ 10.5	△ 20.7	
農林水産業関係	5,613	1.6	7,368	1.1	12,981	1.3	9,795	0.8	3,186	295.8	△ 12.0	32.5	
農業関係	624	0.2	5,653	0.9	6,277	0.6	6,952	0.6	△ 675	△ 52.7	0.4	△ 9.7	
林業・水産業関係	4,989	1.4	1,714	0.3	6,703	0.7	2,843	0.2	3,860	4,939.4	△ 37.5	135.8	
うち漁港	4	0.0	120	0.0	124	0.0	192	0.0	△ 68	△ 50.0	△ 34.8	△ 35.4	
土木関係	317,140	88.9	392,575	60.5	709,715	70.6	845,425	71.0	△ 135,710	△ 20.7	△ 11.9	△ 16.1	
道路橋りょう	162,226	45.5	124,382	19.2	286,608	28.5	324,927	27.3	△ 38,319	△ 13.8	△ 9.1	△ 11.8	
河川	10,467	2.9	4,586	0.7	15,053	1.5	11,790	1.0	3,263	32.0	18.8	27.7	
港湾	563	0.2	3,624	0.6	4,186	0.4	7,079	0.6	△ 2,893	△ 84.8	7.4	△ 40.9	
都市計画	142,570	39.9	242,885	37.5	385,455	38.3	485,835	40.8	△ 100,380	△ 28.2	△ 15.4	△ 20.7	
うち街路	102,812	28.8	130,517	20.1	233,329	23.2	288,329	24.2	△ 55,000	△ 26.3	△ 12.3	△ 19.1	
うち都市下水路	—	—	178	0.0	178	0.0	1,354	0.1	△ 1,176	皆減	△ 16.4	△ 86.9	
うち区画整理	26,870	7.5	38,155	5.9	65,025	6.5	74,610	6.3	△ 9,585	△ 3.5	△ 18.4	△ 12.8	
うち公園	12,888	3.6	65,917	10.2	78,805	7.8	114,339	9.6	△ 35,534	△ 57.4	△ 21.6	△ 31.1	
公営住宅	135	0.0	9,071	1.4	9,205	0.9	4,805	0.4	4,400	△ 56.6	101.9	91.6	
空港	54	0.0	—	—	54	0.0	257	0.0	△ 203	△ 78.9	皆減	△ 79.0	
その他	1,125	0.4	8,027	1.1	9,154	1.0	10,732	0.9	△ 1,578	9.1	△ 17.3	△ 14.7	
教育関係	2,140	0.6	74,753	11.5	76,893	7.6	86,626	7.3	△ 9,733	△ 68.8	△ 6.3	△ 11.2	
高等学校	1,868	0.5	3,114	0.5	4,982	0.5	6,222	0.5	△ 1,240	△ 32.8	△ 9.6	△ 19.9	
大学	12	0.0	270	0.0	282	0.0	330	0.0	△ 48	10,381.4	△ 18.2	△ 14.5	
その他	260	0.1	71,369	11.0	71,629	7.1	80,074	6.8	△ 8,445	△ 93.6	△ 6.1	△ 10.5	
その他	17,979	5.1	60,806	9.4	78,784	7.8	89,128	7.5	△ 10,344	△ 37.0	0.4	△ 11.6	
合計	356,884	100.0	648,508	100.0	1,005,391	100.0	1,191,084	100.0	△ 185,693	△ 21.9	△ 11.7	△ 15.6	

(注) 上記の決算額には、受託事業費のうちの単独事業費を含む。

第91表 災害復旧事業費の状況

その1 性質別内訳

(単位 百万円・%)

区 分	平成22年度						平成21年度 純計額		比 較		
	都道府県		市町村		純計額				増減額	増減率	前年度 増減率
補助事業費	80,282	92.3	55,383	60.5	117,309	73.4	95,488	70.8	21,821	22.9	△ 37.5
単独事業費	5,850	6.7	36,163	39.5	41,780	26.1	37,045	27.4	4,735	12.8	26.0
国直轄事業負担金	806	0.9	—	—	806	0.5	2,429	1.8	△1,623	△ 66.8	△ 54.9
県営事業負担金	—	—	41	0.0	—	—	—	—	—	—	—
合 計	86,939	100.0	91,587	100.0	159,895	100.0	134,962	100.0	24,933	18.5	△ 28.0

その2 目的別内訳

(単位 百万円・%)

区 分	平成22年度						平成21年度 純計額		比 較		
	都道府県		市町村		純計額				増減額	増減率	前年度 増減率
農林水産施設	26,268	30.2	34,269	37.4	41,946	26.2	32,893	24.4	9,053	27.5	△ 22.5
公共土木施設	59,634	68.6	50,097	54.7	109,697	68.6	92,606	68.6	17,091	18.5	△ 31.8
その他	1,037	1.2	7,221	7.9	8,252	5.2	9,463	7.0	△1,211	△ 12.8	1.4
合 計	86,939	100.0	91,587	100.0	159,895	100.0	134,962	100.0	24,933	18.5	△ 28.0

その3 財源内訳

(単位 百万円・%)

区 分	平成22年度						平成21年度 純計額		比 較		
	都道府県		市町村		純計額				増減額	増減率	前年度 増減率
国庫支出金	58,167	66.9	23,657	25.8	81,824	51.2	68,073	50.4	13,751	20.2	△ 38.8
地方債	22,064	25.4	14,883	16.2	36,946	23.1	35,835	26.6	1,111	3.1	△ 29.5
その他特定財源	666	0.8	20,108	22.0	4,919	3.1	5,273	3.9	△ 354	△ 6.7	△ 23.4
一般財源等	6,042	6.9	32,939	36.0	36,206	22.6	25,781	19.1	10,425	40.4	39.0
合 計	86,939	100.0	91,587	100.0	159,895	100.0	134,962	100.0	24,933	18.5	△ 28.0

第92表 失業対策事業費の状況

その1 性質別内訳

(単位 百万円・%)

区 分	平成22年度						平成21年度 純計額		比 較		
	都道府県		市町村		純計額				増減額	増減率	前年度 増減率
補助事業費	—	—	2,418	85.5	2,418	85.5	2,323	86.1	95	4.1	1.7
単独事業費	—	—	411	14.5	411	14.5	374	13.9	37	9.9	32.6
合 計	—	—	2,829	100.0	2,829	100.0	2,697	100.0	132	4.9	5.1

第92表 失業対策事業費の状況（つづき）

その2 財源内訳

(単位 百万円・%)

区 分	平成22年度						平成21年度 純 計 額		比 較		
	都 道 府 県		市 町 村		純 計 額				増 減 額	増 減 率	前年度 増減率
国 庫 支 出 金	-	-	1,115	39.4	1,115	39.4	1,139	42.2	△ 24	△ 2.1	△ 0.1
そ の 他 特 定 財 源	-	-	1,105	39.1	828	29.3	948	35.2	△ 120	△ 12.7	△ 13.0
一 般 財 源 等	-	-	609	21.5	886	31.3	610	22.6	276	45.2	81.0
合 計	-	-	2,829	100.0	2,829	100.0	2,697	100.0	132	4.9	5.1

第93表 繰出金の状況

その1 繰出先別内訳

(単位 百万円・%)

区 分	平成22年度						平成21年度 合 計 額		比 較		
	都 道 府 県		市 町 村		合 計 額				増 減 額	増 減 率	前年度 増減率
法非適用の公営企業会計	182,814	89.6	1,119,974	23.4	1,302,788	26.1	1,359,877	28.0	△ 57,089	△ 4.2	△ 2.5
国民健康保険事業会計	-	-	1,198,569	25.0	1,198,569	24.0	1,098,622	22.6	99,947	9.1	1.1
老人保健医療事業会計	-	-	2,978	0.1	2,978	0.1	6,942	0.1	△ 3,964	△ 57.1	△ 91.4
後期高齢者医療事業会計	-	-	1,254,991	26.2	1,254,991	25.1	1,212,286	24.9	42,705	3.5	14.2
介護保険事業会計	-	-	1,182,880	24.7	1,182,880	23.7	1,135,996	23.4	46,884	4.1	4.4
農業共済事業会計	-	-	614	0.0	614	0.0	672	0.0	△ 58	△ 8.6	△ 8.3
収益事業会計	-	-	3,369	0.1	3,369	0.1	437	0.0	2,932	670.9	△ 55.0
交通災害共済事業会計	-	-	118	0.0	118	0.0	162	0.0	△ 44	△ 27.2	△ 19.8
公立大学附属病院事業会計	992	0.5	-	-	992	0.0	974	0.0	18	1.8	△ 7.7
基 金	20,264	9.9	26,115	0.5	46,379	0.9	48,570	1.0	△ 2,191	△ 4.5	△ 16.9
財 産 区	-	-	164	0.0	164	0.0	183	0.0	△ 19	△ 10.4	△ 5.2
合 計	204,070	100.0	4,789,771	100.0	4,993,841	100.0	4,864,721	100.0	129,120	2.7	1.9

その2 目的別内訳

(単位 百万円・%)

区 分	平成22年度						平成21年度 合 計 額		比 較		
	都 道 府 県		市 町 村		合 計 額				増 減 額	増 減 率	前年度 増減率
運 転 資 金	2,285	1.1	26,156	0.5	28,441	0.6	29,070	0.6	△ 629	△ 2.2	△ 11.0
事 務 費 財 源	6,430	3.2	2,294,877	47.9	2,301,307	46.1	2,192,702	45.1	108,605	5.0	3.0
建 設 費 財 源	31,610	15.5	113,652	2.4	145,263	2.9	140,409	2.9	4,854	3.5	4.2
公 債 費 財 源	115,942	56.8	812,680	17.0	928,622	18.6	978,377	20.1	△ 49,755	△ 5.1	△ 2.8
赤 字 補 填	7,760	3.8	192,625	4.0	200,385	4.0	181,479	3.7	18,906	10.4	△ 3.5
そ の 他	40,043	19.6	1,349,781	28.2	1,389,823	27.8	1,342,684	27.6	47,139	3.5	4.6
合 計	204,070	100.0	4,789,771	100.0	4,993,841	100.0	4,864,721	100.0	129,120	2.7	1.9

第93表 繰出金の状況（つづき）

その3 繰出先別、繰出目的別内訳

(単位 百万円)

区 分	総 額	法非適用の 公営企業 会 計	国民健康 保険事業 会 計	老人保健 医療事業 会 計	後期高齢者 医療事業 会 計	介護保険 事業会計	農業共済 事業会計	収 益 事業会計	交通災害 共済事業 会 計	公立大学 附属病院 事業会計	基 金	財 産 区
運 転 資 金	28,441	11,288	4,089	29	7,425	5,085	-	-	1	524	-	1
事務費財源	2,301,307	136,115	259,190	2,723	849,663	1,052,953	510	19	84	-	-	51
建設費財源	145,263	144,086	775	-	0	361	-	-	-	-	-	41
公債費財源	928,622	915,027	2,613	0	-	10,314	-	200	-	468	-	-
赤 字 補 填	200,385	37,533	159,233	12	178	630	-	2,787	1	-	-	9
そ の 他	1,389,823	58,739	772,669	214	397,725	113,537	104	363	32	-	46,379	62
合 計	4,993,841	1,302,788	1,198,569	2,978	1,254,991	1,182,880	614	3,369	118	992	46,379	164

第94表 積立金の状況

(単位 百万円)

区 分	平 成 22 年 度							平 成 21 年 度			
	積 立 金			積 立 金 取 崩 し 額			差 引 (A)-(B)	積 立 金 (C)	積 立 金 取崩し額 (D)	差 引 (C)-(D)	
	都道府県	市町村	合計額(A)	都道府県	市町村	合計額(B)					
歳出決算積立金	1,572,315	1,567,034	3,139,348	1,736,419	873,734	2,610,153	529,195	4,187,334	2,401,798	1,785,536	
歳計剰余金処分積立金	22,511	173,265	195,776	-	-	-	195,776	162,861	-	162,861	
合 計	1,594,826	1,740,299	3,335,124	1,736,419	873,734	2,610,153	724,971	4,350,195	2,401,798	1,948,397	
内 訳	財政調整基金 積立金	305,859	827,358	1,133,217	64,408	306,294	370,703	762,514	655,203	594,323	60,880
	減債基金積立金	324,776	214,853	539,629	70,666	74,430	145,095	394,534	245,678	305,816	△ 60,138
	その他特定目的 基金積立金	964,191	698,088	1,662,278	1,601,345	493,010	2,094,355	△ 432,077	3,449,314	1,501,659	1,947,655

第95表 投資及び出資金の状況

(単位 百万円・%)

区 分	平成22年度						平成21年度 合計額		比 較		
	都 道 府 県		市 町 村		合 計 額				増 減 額	増 減 率	前年度 増減率
総 務 費	2,946	1.6	3,871	1.7	6,817	1.7	5,132	1.3	1,685	32.8	△ 77.5
衛 生 費	78,245	41.9	117,097	52.4	195,342	47.6	159,893	40.5	35,449	22.2	5.7
公衆衛生費	76,703	41.1	117,077	52.3	193,780	47.2	155,626	39.5	38,154	24.5	3.7
そ の 他	1,542	0.8	20	0.1	1,562	0.4	4,267	1.0	△ 2,705	△ 63.4	252.6
農林水産業費	666	0.4	1,281	0.6	1,947	0.5	1,465	0.4	482	32.9	△ 22.1
農 業 費	95	0.1	181	0.1	276	0.1	382	0.1	△ 106	△ 27.7	△ 3.8
畜 産 業 費	10	0.0	271	0.1	281	0.1	71	0.0	210	295.8	44.9
農 地 費	—	—	633	0.3	633	0.2	556	0.1	77	13.8	△ 7.0
林 業 費	504	0.3	112	0.0	615	0.1	299	0.1	316	105.7	△ 62.3
水 産 業 費	57	0.0	85	0.0	141	0.0	156	0.0	△ 15	△ 9.6	254.5
商 工 費	4,330	2.3	6,116	2.7	10,446	2.5	16,896	4.3	△ 6,450	△ 38.2	△ 71.7
土 木 費	84,800	45.4	60,435	27.0	145,235	35.4	163,192	41.4	△ 17,957	△ 11.0	△ 12.2
土木管理費	2,901	1.6	105	0.0	3,006	0.7	1,156	0.3	1,850	160.0	△ 67.3
都市計画費	54,963	29.4	54,901	24.5	109,864	26.8	126,012	32.0	△ 16,148	△ 12.8	△ 13.5
住 宅 費	50	0.0	114	0.1	164	0.0	636	0.2	△ 472	△ 74.2	103.2
そ の 他	26,886	14.4	5,315	2.4	32,201	7.9	35,388	8.9	△ 3,187	△ 9.0	△ 2.3
教 育 費	800	0.4	202	0.1	1,002	0.2	311	0.1	691	222.2	7.6
そ の 他	15,027	8.0	34,661	15.5	49,688	12.1	47,444	12.0	2,244	4.7	△ 9.1
合 計	186,814	100.0	223,663	100.0	410,477	100.0	394,333	100.0	16,144	4.1	△ 16.8
うち公営企業(法適用) に対するもの	80,559	43.1	184,842	82.6	265,401	64.7	292,111	74.1	△ 26,710	△ 9.1	2.3
そ の 他	106,255	56.9	38,821	17.4	145,076	35.3	102,222	25.9	42,854	41.9	△ 45.8

第96表 貸付金の状況

その1 目的別内訳

(単位 百万円・%)

区 分	平成22年度						平成21年度 純 計 額		比 較		
	都 道 府 県		市 町 村		純 計 額				増 減 額	増 減 率	前年度 増減率
民 生 費	33,789	0.7	25,367	1.3	57,292	0.9	52,170	0.8	5,122	9.8	△ 3.4
社 会 福 祉 費	13,873	0.3	8,244	0.4	21,440	0.3	20,885	0.3	555	2.7	△ 8.8
児 童 福 祉 費	13,950	0.3	10,886	0.6	24,830	0.4	24,805	0.4	25	0.1	5.4
そ の 他	5,966	0.1	6,237	0.3	11,022	0.2	6,480	0.1	4,542	70.1	△ 14.6
衛 生 費	97,910	2.1	58,097	3.0	154,286	2.4	139,429	2.1	14,857	10.7	4.4
労 働 費	15,080	0.3	65,781	3.4	80,861	1.2	83,047	1.3	△ 2,186	△ 2.6	△ 1.5
農 林 水 産 業 費	233,404	5.0	29,143	1.5	262,441	4.0	283,309	4.4	△ 20,868	△ 7.4	9.1
農 業 費	28,689	0.6	17,562	0.9	46,180	0.7	51,052	0.8	△ 4,872	△ 9.5	5.2
畜 産 業 費	4,079	0.1	2,750	0.1	6,829	0.1	6,449	0.1	380	5.9	△ 30.4
農 地 費	19,730	0.4	158	0.0	19,879	0.3	19,787	0.3	92	0.5	△ 5.2
林 業 費	163,756	3.5	1,966	0.1	165,703	2.5	176,736	2.7	△ 11,033	△ 6.2	16.4
水 産 業 費	17,151	0.4	6,708	0.4	23,850	0.4	29,285	0.4	△ 5,435	△ 18.6	0.6
商 工 費	3,795,338	81.8	1,330,860	69.6	5,123,717	78.6	5,034,751	77.3	88,966	1.8	23.3
土 木 費	278,228	6.0	307,194	16.1	582,933	8.9	713,479	11.0	△ 130,546	△ 18.3	△ 2.8
土 木 管 理 費	57,348	1.2	118,261	6.2	175,609	2.7	221,514	3.4	△ 45,905	△ 20.7	7.4
港 湾 費	5,300	0.1	5,156	0.3	10,454	0.2	18,598	0.3	△ 8,144	△ 43.8	32.4
都 市 計 画 費	34,195	0.7	58,682	3.1	91,235	1.4	106,636	1.6	△ 15,401	△ 14.4	△ 13.6
住 宅 費	148,487	3.2	119,684	6.3	268,107	4.1	320,706	4.9	△ 52,599	△ 16.4	△ 3.6
そ の 他	32,898	0.8	5,411	0.2	37,528	0.5	46,025	0.8	△ 8,497	△ 18.5	△ 20.2
教 育 費	53,277	1.1	45,927	2.4	98,516	1.5	132,175	2.0	△ 33,659	△ 25.5	1.7
教 育 総 務 費	46,762	1.0	11,550	0.6	58,311	0.9	93,682	1.4	△ 35,371	△ 37.8	2.2
高 等 学 校 費	3,340	0.1	8,538	0.4	11,878	0.2	11,430	0.2	448	3.9	21.4
保 健 体 育 費	53	0.0	1,943	0.1	1,993	0.0	2,080	0.0	△ 87	△ 4.2	△ 6.2
そ の 他	3,122	0.0	23,896	1.3	26,334	0.4	24,983	0.4	1,351	5.4	△ 6.0
そ の 他	135,016	3.0	50,235	2.7	159,904	2.5	73,872	1.1	86,032	116.5	△ 39.3
合 計	4,642,042	100.0	1,912,604	100.0	6,519,950	100.0	6,512,232	100.0	7,718	0.1	16.3
うち公営企業(法適用) に対するもの	64,054	1.4	26,203	1.4	90,257	1.4	89,805	1.4	452	0.5	△ 39.7
そ の 他	4,577,988	98.6	1,886,401	98.6	6,429,693	98.6	6,422,427	98.6	7,266	0.1	17.8

第96表 貸付金の状況（つづき）

その2 現在高の状況

（単位 百万円・％）

区 分	平成21年度末現在高				平成22年度貸付額				平成22年度回収額				調整額 (D)	平成22年度末現在高 (A)+(B)-(C)+(D)				比 較		
	(A)				(B)				(C)					(E)						
	都道 府県	市町村	合 計 額		都道 府県	市町村	合 計 額		都道 府県	市町村	合 計 額			都道 府県	市町村	合 計 額		増減額 (E)-(A)	増減 率	
転 貸 債 に 係 る も の	314,348	359,888	674,236	8.5	134,725	9,684	144,409	2.2	24,068	24,737	48,804	0.8	△ 27,163	421,051	321,626	742,678	9.3	68,442	10.2	
そ の 他	5,892,573	1,385,523	7,278,096	91.5	4,507,317	1,902,920	6,410,237	97.8	4,479,860	1,869,412	6,349,273	99.2	△ 87,740	5,856,084	1,395,237	7,251,320	90.7	△ 26,776	△ 0.4	
商 工 関 係	1,719,743	125,901	1,845,644	23.2	3,763,797	1,327,278	5,091,075	77.7	3,752,785	1,328,856	5,081,641	79.4	△ 7,675	1,723,531	123,873	1,847,403	23.1	1,759	0.1	
農 林 水 産 業 関 係	583,164	16,199	599,364	7.5	233,403	29,048	262,451	4.0	216,736	29,053	245,789	3.8	△ 31,612	568,261	16,152	584,413	7.3	△ 14,951	△ 2.5	
民 生 ・ 労 働 関 係	197,556	169,305	366,861	4.6	46,958	90,494	137,452	2.1	42,124	91,683	133,807	2.1	△ 2,506	200,727	167,273	368,000	4.6	1,139	0.3	
住 宅 関 係	533,923	130,794	664,717	8.4	120,312	119,573	239,885	3.7	89,231	109,471	198,702	3.1	△ 6,082	559,700	140,117	699,818	8.8	35,101	5.3	
観 光 ・ 交 通 関 係	1,119,621	216,360	1,335,981	16.8	45,807	32,338	78,144	1.2	69,559	31,195	100,754	1.6	△ 8,721	1,095,724	208,927	1,304,651	16.3	△ 31,330	△ 2.3	
開 発 関 係	169,498	297,751	467,249	5.9	54,792	96,157	150,949	2.3	62,216	93,325	155,542	2.4	△ 13,952	155,297	293,407	448,705	5.6	△ 18,544	△ 4.0	
教 育 関 係	216,172	89,762	305,934	3.8	52,153	45,461	97,614	1.5	32,028	44,979	77,007	1.2	△ 3,084	233,023	90,434	323,458	4.0	17,524	5.7	
そ の 他	1,352,896	339,451	1,692,346	21.3	190,095	162,571	352,667	5.3	215,181	140,850	356,031	5.6	△ 14,108	1,319,821	355,054	1,674,872	21.0	△ 17,474	△ 1.0	
合 計	6,206,921	1,745,411	7,952,332	100.0	4,642,042	1,912,604	6,554,646	100.0	4,503,928	1,894,149	6,398,077	100.0	△ 114,903	6,277,135	1,716,863	7,993,998	100.0	41,666	0.5	
うち預託金に係るもの	決 算 額	788,497	31,985	820,482	-	3,394,743	1,218,430	4,613,173	-	3,336,828	1,216,081	4,552,909	-	△ 56,226	795,146	29,375	824,521	-	4,039	0.5
	当該金融機関の貸付額	14,614,582	6,632,556	21,247,138	-	6,892,087	2,731,486	9,623,572	-	7,362,052	2,793,831	10,155,883	-	△ 100,482	14,135,281	6,479,064	20,614,346	-	△ 632,792	△ 3.0

第97表 地方公営企業等に対する繰出しの状況

その1 推 移

（単位 億円）

区 分	昭 和 36 年 度	平 成 16 年 度	17 年 度	18 年 度	19 年 度	20 年 度	21 年 度	22 年 度
決 算 額	415	65,880	66,443	65,516	65,354	68,106	69,040	69,559
指 数	100	15,875	16,010	15,787	15,748	16,411	16,636	16,761

第97表 地方公営企業等に対する繰出しの状況（つづき）

その2 事業別内訳

(単位 百万円・%)

区 分	平成22年度						平成21年度 合計額		比 較			
	都 道 府 県		市 町 村		合 計 額				増 減 額	増減率	前年度 増減率	
法適用の公営企業会計	上水道事業	36,920	4.6	108,369	1.8	145,289	2.1	159,090	2.3	△13,801	△8.7	1.1
	工業用水道事業	17,122	2.1	2,087	0.0	19,209	0.3	19,110	0.3	99	0.5	14.8
	交通事業	48,963	6.1	157,909	2.6	206,872	3.0	226,479	3.3	△19,607	△8.7	△19.7
	電気事業	3,177	0.4	2	0.0	3,178	0.0	3,032	0.0	146	4.8	203.2
	ガス事業	—	—	1,666	0.0	1,666	0.0	994	0.0	672	67.6	△23.7
	簡易水道事業	2	0.0	4,110	0.1	4,112	0.1	3,872	0.1	240	6.2	9.4
	港湾整備事業	1	0.0	55	0.0	56	0.0	59	0.0	△3	△5.1	△97.5
	病院事業	276,442	34.7	474,254	7.7	750,697	10.8	783,043	11.3	△32,346	△4.1	0.7
	市場事業	1,980	0.2	5,294	0.1	7,274	0.1	6,832	0.1	442	6.5	△12.3
	と畜場事業	—	—	46	0.0	46	0.0	46	0.0	0	0.0	—
	観光施設事業	—	—	1,705	0.0	1,705	0.0	1,351	0.0	354	26.2	△53.4
	宅地造成事業	40,741	5.1	7,863	0.1	48,604	0.7	65,455	0.9	△16,851	△25.7	65.3
	下水道事業	182,134	22.8	622,913	10.1	805,047	11.6	808,153	11.7	△3,106	△0.4	1.9
	有料道路事業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	駐車場整備事業	0	0.0	111	0.0	111	0.0	79	0.0	32	40.5	△2.5
	介護サービス事業	—	—	713	0.0	713	0.0	1,380	0.0	△667	△48.3	71.0
その他の企業会計	6,346	0.8	4,704	0.1	11,050	0.2	5,132	0.1	5,918	115.3	9.9	
小 計	613,828	77.0	1,391,801	22.6	2,005,629	28.8	2,084,107	30.2	△78,478	△3.8	△0.3	
法非適用の公営企業会計	交通事業	—	—	2,441	0.0	2,441	0.0	2,193	0.0	248	11.3	△21.3
	簡易水道事業	—	—	63,538	1.0	63,538	0.9	68,791	1.0	△5,253	△7.6	3.0
	港湾整備事業	34,616	4.3	4,112	0.1	38,729	0.6	32,543	0.5	6,186	19.0	18.4
	市場事業	1,648	0.2	20,097	0.3	21,746	0.3	23,343	0.3	△1,597	△6.8	△3.1
	と畜場事業	4,709	0.6	9,941	0.2	14,650	0.2	14,435	0.2	215	1.5	△2.6
	観光施設事業	804	0.1	13,468	0.2	14,272	0.2	15,545	0.2	△1,273	△8.2	△2.2
	宅地造成事業	45,512	5.7	64,619	1.0	110,131	1.6	97,192	1.4	12,939	13.3	△0.1
	下水道事業	92,721	11.6	891,350	14.5	984,071	14.1	1,052,786	15.2	△68,715	△6.5	△3.3
	有料道路事業	—	—	373	0.0	373	0.0	—	—	373	皆増	皆減
	駐車場整備事業	929	0.1	17,014	0.3	17,944	0.3	17,396	0.3	548	3.2	△11.1
	介護サービス事業	1,650	0.2	30,740	0.5	32,390	0.5	31,922	0.5	468	1.5	△2.9
	その他の企業会計	225	0.1	2,281	0.1	2,503	0.0	3,731	0.1	△1,228	△32.9	△1.6
小 計	182,814	22.9	1,119,974	18.2	1,302,788	18.7	1,359,877	19.7	△57,089	△4.2	△2.5	
国民健康保険事業会計	—	—	1,198,569	19.5	1,198,569	17.2	1,098,622	15.9	99,947	9.1	1.1	
その他の事業会計	992	0.1	2,447,931	39.7	2,448,923	35.3	2,361,382	34.2	87,541	3.7	5.5	
合 計	797,634	100.0	6,158,275	100.0	6,955,909	100.0	6,903,988	100.0	51,921	0.8	1.4	

資料編

歳出(性質別)

第98表 公債費の状況

その1 性質別内訳

(単位 百万円・%)

区 分	平成22年度						平成21年度 純 計 額		比 較		
	都 道 府 県		市 町 村		純 計 額				増 減 額	増 減 率	前年度 増減率
地方債元利償還金	6,780,761	99.9	6,231,267	99.9	12,941,812	99.9	12,839,982	99.9	101,830	0.8	△ 2.1
元 金	5,427,782	80.0	5,273,738	84.6	10,635,264	82.1	10,476,964	81.5	158,300	1.5	△ 1.8
利 子	1,352,979	19.9	957,529	15.4	2,306,549	17.8	2,363,018	18.4	△ 56,469	△ 2.4	△ 3.4
一時借入金利子	4,669	0.1	3,332	0.1	8,002	0.1	13,250	0.1	△ 5,248	△ 39.6	△ 3.5
合 計	6,785,430	100.0	6,234,599	100.0	12,949,814	100.0	12,853,232	100.0	96,582	0.8	△ 2.1

その2 財源内訳

(単位 百万円・%)

区 分	平成22年度						平成21年度 純 計 額		比 較		
	都 道 府 県		市 町 村		純 計 額				増 減 額	増 減 率	前年度 増減率
国庫支出金	3,292	0.0	6,844	0.1	11,171	0.1	12,357	0.1	△ 1,186	△ 9.6	△ 0.9
使用料、手数料	155,681	2.3	180,537	2.9	337,076	2.6	342,770	2.7	△ 5,694	△ 1.7	△ 2.7
その他特定財源	128,478	1.9	92,911	1.5	209,592	1.6	235,424	1.8	△ 25,832	△ 11.0	△ 16.9
一般財源等	6,497,979	95.8	5,954,307	95.5	12,391,975	95.7	12,262,681	95.4	129,294	1.1	△ 1.8
合 計	6,785,430	100.0	6,234,599	100.0	12,949,814	100.0	12,853,232	100.0	96,582	0.8	△ 2.1

第99表 地方債元金償還額の状況

(単位 百万円・%)

区 分	平成22年度						平成21年度		比 較		
	都道府県		市町村		純計額		純計額		増減額	増減率	前年度増減率
一般公共事業債	1,844,272	34.0	403,660	7.7	2,247,931	21.1	2,182,288	20.8	65,643	3.0	2.0
うち財源対策債等	1,078,976	19.9	208,942	4.0	1,287,918	12.1	1,276,532	12.2	11,386	0.9	2.7
公営住宅建設事業債	128,024	2.4	192,574	3.7	320,598	3.0	342,081	3.3	△ 21,483	△ 6.3	1.9
災害復旧事業債	88,991	1.6	51,068	1.0	140,059	1.3	149,103	1.4	△ 9,044	△ 6.1	△ 3.1
教育・福祉施設等整備事業債	69,174	1.3	774,155	14.7	843,329	7.9	931,485	8.9	△ 88,156	△ 9.5	△ 4.2
一般単独事業債	1,788,894	33.0	1,878,468	35.6	3,667,362	34.5	3,647,103	34.8	20,259	0.6	△ 3.9
辺地対策事業債	—	—	53,935	1.0	53,935	0.5	57,812	0.6	△ 3,877	△ 6.7	△ 8.1
過疎対策事業債	—	—	263,932	5.0	263,932	2.5	279,132	2.7	△ 15,200	△ 5.4	△ 4.5
首都圏等整備事業債	69,908	1.3	—	—	69,908	0.7	70,611	0.7	△ 703	△ 1.0	△ 1.8
公共用地先行取得等事業債	49,020	0.9	60,042	1.1	109,062	1.0	132,132	1.3	△ 23,070	△ 17.5	△ 15.7
行政改革推進債	13,773	0.3	3,234	0.1	17,007	0.2	6,308	0.1	10,699	169.6	80.2
厚生福祉施設整備事業債	29,438	0.5	104,939	2.0	134,376	1.3	132,030	1.3	2,346	1.8	△ 8.9
地域財政特例対策債	892	0.0	50	0.0	942	0.0	1,147	0.0	△ 205	△ 17.9	25.2
退職手当債 (～平成17年度分)	11,150	0.2	1,559	0.0	12,709	0.1	27,535	0.3	△ 14,826	△ 53.8	148.4
退職手当債 (平成18年度分～)	23,570	0.4	22,246	0.4	45,816	0.4	17,620	0.2	28,196	160.0	163.0
国の予算貸付・政府関係機関貸付債	38,650	0.7	17,267	0.3	55,917	0.5	79,829	0.8	△ 23,912	△ 30.0	△ 2.6
地域改善対策特定事業債	53	0.0	8,906	0.2	8,959	0.1	11,632	0.1	△ 2,673	△ 23.0	△ 21.9
財政対策債	—	—	4	0.0	4	0.0	61	0.0	△ 57	△ 93.4	35.6
財源対策債	94,442	1.7	150,744	2.9	245,186	2.3	260,051	2.5	△ 14,865	△ 5.7	△ 4.9
減収補填債 (昭和57・61・平成5～7・9～22年度分)	179,868	3.3	29,888	0.6	209,756	2.0	208,969	2.0	787	0.4	△ 25.5
臨時財政特例債	120,988	2.2	28,886	0.5	149,873	1.4	183,438	1.8	△ 33,565	△ 18.3	△ 28.8
公共事業等臨時特例債	74	0.0	2,733	0.1	2,806	0.0	3,928	0.0	△ 1,122	△ 28.6	△ 44.7
減税補填債	160,716	3.0	358,114	6.8	518,829	4.9	486,088	4.6	32,741	6.7	△ 2.1
臨時税収補填債	20,894	0.4	43,282	0.8	64,176	0.6	60,688	0.6	3,488	5.7	△ 3.2
臨時財政対策債	537,682	9.9	554,368	10.5	1,092,051	10.3	862,843	8.2	229,208	26.6	21.6
調整債 (昭和60・61・62・63年度分)	2,585	0.0	3,784	0.1	6,369	0.1	12,417	0.1	△ 6,048	△ 48.7	△ 57.5
減収補填債特例分 (昭和50・平成14・19～22年度分)	34,956	0.6	8,637	0.2	43,594	0.4	22,117	0.2	21,477	97.1	12.9
都道府県貸付金	—	—	116,338	2.2	50,082	0.5	51,320	0.5	△ 1,238	△ 2.4	△ 10.9
その他	119,768	2.3	140,925	2.5	260,696	2.4	257,196	2.2	3,500	1.4	8.5
小計	5,427,782	100.0	5,273,738	100.0	10,635,264	100.0	10,476,964	100.0	158,300	1.5	△ 1.8
うち財源対策債等	1,173,418	21.6	359,686	6.8	1,533,104	14.4	1,536,583	14.7	△ 3,479	△ 0.2	1.3
うち減収補填債	232,089	4.3	43,832	0.8	275,922	2.6	273,318	2.6	2,604	1.0	△ 29.7
合計	5,427,782	100.0	5,273,738	100.0	10,635,264	100.0	10,476,964	100.0	158,300	1.5	△ 1.8

(注) 1 「交付公債」及び「枠外債」は、各項目に含まれている。
 2 「地域改善対策特定事業債」には、昭和56年度まで許可された同和对策事業債及び昭和61年度まで許可された地域改善対策事業債を含む。
 3 「小計 うち財源対策債等」は、「一般公共事業債 うち財源対策債等」及び「財源対策債」の合計であり、平成6年度から10年度に許可された臨時公共事業債及び平成11、12年度に許可された財源対策債等を含む。

第100表 地方債現在高の状況

その1 目的別内訳

(単位 百万円・%)

区 分	平成22年度						平成21年度 合計額		比 較		
	都道府県		市 町 村		合 計 額				増 減 額	増 減 率	前 年 度 増 減 率
一般公共事業債	22,293,281	26.0	4,261,481	7.6	26,554,762	18.7	27,330,670	19.6	△ 775,908	△ 2.8	△ 0.5
うち財源対策債等	13,147,910	15.3	2,273,010	4.0	15,420,920	10.9	15,914,508	11.4	△ 493,588	△ 3.1	△ 1.4
公営住宅建設事業債	1,632,465	1.9	2,174,531	3.9	3,806,996	2.7	3,987,405	2.9	△ 180,409	△ 4.5	△ 4.2
災害復旧事業債	398,489	0.5	176,857	0.3	575,346	0.4	675,699	0.5	△ 100,353	△ 14.9	△ 14.8
教育・福祉施設等整備事業債	1,244,026	1.5	6,439,240	11.4	7,683,266	5.4	7,827,120	5.6	△ 143,854	△ 1.8	△ 3.6
一般単独事業債	26,636,148	31.1	17,450,273	30.9	44,086,421	31.0	45,301,176	32.4	△ 1,214,755	△ 2.7	△ 2.4
辺地対策事業債	—	—	272,985	0.5	272,985	0.2	292,887	0.2	△ 19,902	△ 6.8	△ 7.8
過疎対策事業債	—	—	1,712,519	3.0	1,712,519	1.2	1,783,590	1.3	△ 71,071	△ 4.0	△ 5.9
首都圏等整備事業債	566,096	0.7	—	—	566,096	0.4	636,004	0.5	△ 69,908	△ 11.0	△ 9.4
公共用地先行取得等事業債	408,411	0.5	783,989	1.4	1,192,400	0.8	1,226,443	0.9	△ 34,043	△ 2.8	△ 1.9
行政改革推進債	1,102,457	1.3	166,867	0.3	1,269,324	0.9	1,148,317	0.8	121,007	10.5	25.8
厚生福祉施設整備事業債	129,470	0.2	473,340	0.8	602,810	0.4	737,187	0.5	△ 134,377	△ 18.2	△ 15.0
地域財政特例対策債	10,422	0.0	600	0.0	11,022	0.0	11,964	0.0	△ 942	△ 7.9	△ 7.1
退職手当債 (～平成17年度分)	141,403	0.2	12,071	0.0	153,474	0.1	166,183	0.1	△ 12,709	△ 7.6	△ 8.9
退職手当債 (平成18年度分～)	1,412,915	1.6	519,030	0.9	1,931,945	1.4	1,760,453	1.3	171,492	9.7	34.1
国の予算貸付・政府関係機関貸付債	997,869	1.2	235,570	0.4	1,233,439	0.9	1,199,523	0.9	33,916	2.8	2.8
地域改善対策特定事業債	53	0.0	13,979	0.0	14,032	0.0	22,990	0.0	△ 8,958	△ 39.0	△ 33.5
財政対策債	—	—	44	0.0	44	0.0	49	0.0	△ 5	△ 10.2	△ 55.5
財源対策債	961,256	1.1	1,318,756	2.3	2,280,013	1.6	2,429,782	1.7	△ 149,769	△ 6.2	△ 5.9
減収補填債 (昭和57・61・平成5～7・9～22年度分)	3,513,592	4.1	443,545	0.8	3,957,137	2.8	4,156,268	3.0	△ 199,131	△ 4.8	3.1
臨時財政特例債	195,346	0.2	61,347	0.1	256,693	0.2	406,567	0.3	△ 149,874	△ 36.9	△ 31.0
公共事業等臨時特例債	201	0.0	19,658	0.0	19,860	0.0	22,666	0.0	△ 2,806	△ 12.4	△ 14.8
減税補填債	2,271,048	2.7	2,853,327	5.1	5,124,376	3.6	5,643,205	4.0	△ 518,829	△ 9.2	△ 7.6
臨時税収補填債	254,686	0.3	343,046	0.6	597,731	0.4	661,908	0.5	△ 64,177	△ 9.7	△ 8.5
臨時財政対策債	18,188,949	21.2	13,222,025	23.4	31,410,973	22.1	25,403,679	18.2	6,007,294	23.6	17.7
調整債 (昭和60・61・62・63年度分)	53,919	0.1	9,623	0.0	63,542	0.0	69,911	0.1	△ 6,369	△ 9.1	△ 13.7
減収補填債特例分 (昭和50・平成14・19～22年度分)	1,743,685	2.0	313,102	0.6	2,056,787	1.4	2,089,191	1.5	△ 32,404	△ 1.6	80.4
都道府県貸付金	—	—	722,102	1.3	722,102	0.5	781,204	0.6	△ 59,102	△ 7.6	△ 6.1
その他	1,527,465	1.6	2,396,762	4.4	3,924,226	2.9	4,014,701	2.6	△ 90,475	△ 2.3	△ 1.2
小 計	85,683,652	100.0	56,396,669	100.0	142,080,321	100.0	139,786,742	100.0	2,293,579	1.6	1.7
うち財源対策債等	14,109,166	16.5	3,591,766	6.4	17,700,932	12.5	18,344,290	13.1	△ 643,358	△ 3.5	△ 2.0
うち減収補填債	5,492,424	6.4	787,469	1.4	6,279,893	4.4	6,533,860	4.7	△ 253,967	△ 3.9	16.8
合 計	85,683,652	100.0	56,396,669	100.0	142,080,321	100.0	139,786,742	100.0	2,293,579	1.6	1.7

(注) 「小計 うち財源対策債等」は、「一般公共事業債 うち財源対策債等」及び「財源対策債」の合計であり、平成6年度から10年度に許可された臨時公共事業債及び平成11、12年度に許可された財源対策債等を含む。

第100表 地方債現在高の状況（つづき）

その2 借入先別内訳

（単位 百万円・％）

区 分	平成22年度						平成21年度 合計額		比 較		
	都道府県		市町村		合計額				増減額	増減率	前年度 増減率
財政融資資金	15,836,722	18.5	20,796,393	36.9	36,633,115	25.8	37,036,553	26.5	△ 403,438	△ 1.1	△ 2.7
うち旧資金運用部資金	5,586,148	6.5	4,853,353	8.6	10,439,501	7.3	12,521,125	9.0	△ 2,081,624	△ 16.6	△ 15.9
うち旧還元融資資金	198,391	0.2	731,431	1.3	929,822	0.7	1,220,433	0.9	△ 290,611	△ 23.8	△ 20.9
旧郵政公社資金	4,189,492	4.9	5,493,546	9.7	9,683,038	6.8	10,912,218	7.8	△ 1,229,180	△ 11.3	△ 11.0
旧郵便貯金資金	1,213,003	1.4	1,395,537	2.5	2,608,540	1.8	2,906,063	2.1	△ 297,523	△ 10.2	△ 8.7
旧簡易生命保険資金	2,976,489	3.5	4,098,009	7.3	7,074,498	5.0	8,006,155	5.7	△ 931,657	△ 11.6	△ 11.8
地方公共団体金融機構資金	2,597,269	3.0	5,300,599	9.4	7,897,868	5.6	7,171,258	5.1	726,610	10.1	6.6
うち旧公営企業金融公庫資金	1,776,954	2.1	3,738,595	6.6	5,515,549	3.9	6,029,619	4.3	△ 514,070	△ 8.5	△ 7.7
国の予算貸付・政府関係機関貸付 （地方公共団体金融機構資金を除く。）	996,708	1.2	235,570	0.4	1,232,278	0.9	1,198,315	0.9	33,963	2.8	2.9
ゆうちょ銀行	199,796	0.2	48,215	0.1	248,011	0.2	147,235	0.1	100,776	68.4	2,844.7
市中銀行	26,802,677	31.3	8,911,656	15.8	35,714,332	25.1	35,173,621	25.2	540,711	1.5	1.3
その他の金融機関	4,350,696	5.1	4,783,126	8.5	9,133,822	6.4	8,861,502	6.3	272,320	3.1	7.9
かんぽ生命保険	234,475	0.3	84,067	0.1	318,542	0.2	270,907	0.2	47,635	17.6	35.3
保険会社等	77,619	0.1	99,307	0.2	176,926	0.1	169,411	0.1	7,515	4.4	△ 7.1
交付公債	602	0.0	—	—	602	0.0	802	0.0	△ 200	△ 24.9	△ 19.9
市場公募債	30,129,337	35.2	8,828,264	15.7	38,957,601	27.4	36,693,617	26.2	2,263,984	6.2	9.2
個別発行債10年債	16,132,687	18.8	3,290,707	5.8	19,423,394	13.7	18,683,897	13.4	739,497	4.0	6.2
個別発行債5年債	4,161,099	4.9	1,210,078	2.1	5,371,177	3.8	5,051,924	3.6	319,253	6.3	2.0
個別発行債20年債	2,026,239	2.4	930,857	1.7	2,957,096	2.1	2,676,734	1.9	280,362	10.5	27.7
個別発行債30年債	484,348	0.6	345,691	0.6	830,039	0.6	690,760	0.5	139,279	20.2	25.2
個別発行債15年債	40,000	0.0	38,268	0.1	78,268	0.1	56,701	0.0	21,567	38.0	31.5
個別発行債7年債	110,000	0.1	—	—	110,000	0.1	60,000	0.0	50,000	83.3	0.0
共同発行債10年債	5,953,008	6.9	2,620,472	4.6	8,573,480	6.0	7,959,679	5.7	613,801	7.7	15.6
住民公募債	844,329	1.0	376,664	0.7	1,220,993	0.9	1,139,435	0.8	81,558	7.2	△ 4.3
外国債	141,907	0.2	—	—	141,907	0.1	150,251	0.1	△ 8,344	△ 5.6	△ 5.3
その他	235,720	0.3	15,527	0.1	251,247	0.0	224,236	0.2	27,011	12.0	148.5
共済その他	75,582	0.1	1,071,712	1.9	1,147,294	0.8	1,164,639	0.8	△ 17,345	△ 1.5	△ 2.4
その他	192,677	0.1	744,214	1.3	936,892	0.7	986,664	0.8	△ 49,772	△ 5.0	△ 3.7
合計	85,683,652	100.0	56,396,669	100.0	142,080,321	100.0	139,786,742	100.0	2,293,579	1.6	1.7

（注）旧郵政公社資金には、平成15年度以前の郵便貯金資金及び簡易生命保険資金残高を含む。

資料編

将来にわたる財政負担等

その3 利率別内訳

（単位 百万円・％）

区 分	都道府県		市町村		合計額	
1.5%以下	45,910,132	53.6	28,603,180	50.7	74,513,312	52.4
2.0%以下	30,264,223	35.3	18,886,595	33.5	49,150,817	34.6
2.5%以下	6,295,615	7.3	4,559,948	8.1	10,855,563	7.6
3.0%以下	1,304,058	1.5	1,553,816	2.8	2,857,874	2.0
3.5%以下	670,436	0.8	846,347	1.5	1,516,783	1.1
4.0%以下	323,959	0.4	516,092	0.9	840,051	0.6
4.5%以下	454,386	0.5	807,817	1.4	1,262,202	0.9
5.0%以下	274,594	0.3	361,836	0.6	636,430	0.4
5.5%以下	116,429	0.1	168,441	0.3	284,870	0.2
6.0%以下	9,631	0.0	16,873	0.0	26,504	0.0
6.5%以下	21,734	0.0	45,604	0.1	67,338	0.0
7.0%以下	28,369	0.0	29,131	0.1	57,500	0.0
7.0%超	10,087	0.0	991	0.0	11,077	0.0
合計	85,683,652	100.0	56,396,669	100.0	142,080,321	100.0

第100表 地方債現在高の状況（つづき）

その4 推 移

（単位 百万円・％）

区 分	都 道 府 県			市 町 村			合 計 額		
	現 在 高	指 数	対前年度増減率	現 在 高	指 数	対前年度増減率	現 在 高	指 数	対前年度増減率
昭和49年度	3,688,067	100	23.3	4,851,720	100	26.4	8,539,787	100	25.0
平成15年度	76,789,923	2,082	3.8	61,310,955	1,264	2.0	138,100,877	1,617	3.0
16	78,998,332	2,142	2.9	61,617,515	1,270	0.5	140,615,846	1,647	1.8
17	79,139,481	2,146	0.2	60,912,095	1,255	△ 1.1	140,051,576	1,640	△ 0.4
18	79,132,114	2,146	△ 0.0	59,925,615	1,235	△ 1.6	139,057,729	1,628	△ 0.7
19	79,593,447	2,158	0.6	58,567,043	1,207	△ 2.3	138,160,491	1,618	△ 0.6
20	80,257,202	2,176	0.8	57,141,336	1,178	△ 2.4	137,398,538	1,609	△ 0.6
21	83,301,567	2,259	3.8	56,485,175	1,164	△ 1.1	139,786,742	1,637	1.7
22	85,683,652	2,323	2.9	56,396,669	1,162	△ 0.2	142,080,321	1,664	1.6

（注）平成15年度から平成18年度については、特定資金公共投資事業債を除いている。

第101表 債務負担行為額（翌年度以降支出予定額）の状況

その1 目的別内訳

（単位 百万円・％）

区 分	平 成 22 年 度						平成21年度合計額	増 減 率
	都 道 府 県		市 町 村		合 計 額			
1 物件の購入等に係るもの	2,796,607	52.9	3,561,385	50.9	6,357,992	51.8	6,578,720	△ 3.4
2 債務保証又は損失補償に係るもの	94,492	1.8	54,611	0.8	149,103	1.2	52,496	184.0
3 そ の 他	2,397,535	45.3	3,376,414	48.3	5,773,949	47.0	5,544,037	4.1
合 計	5,288,634	100.0	6,992,410	100.0	12,281,044	100.0	12,175,253	0.9

（注）「2 債務保証又は損失補償に係るもの」には、履行すべき額の確定したものを計上している。

その2 推 移

（単位 百万円・％）

区 分	合 計			1 物件の購入等に係るもの			2 債務保証又は損失補償に係るもの			3 その他		
	支 出 予定額	指 数	対前年度増減率	支 出 予定額	指 数	対前年度増減率	支 出 予定額	指 数	対前年度増減率	支 出 予定額	指 数	対前年度増減率
平成17年度	12,205,542	100	5.0	6,873,931	100	△ 2.4	38,155	100	△ 18.9	5,293,456	100	16.8
18	12,324,495	101	1.0	6,739,997	98	△ 1.9	155,897	409	308.6	5,428,601	103	2.6
19	11,763,871	96	△ 4.5	6,583,331	96	△ 2.3	35,507	93	△ 77.2	5,145,033	97	△ 5.2
20	12,457,641	102	5.9	6,838,387	99	3.9	38,181	100	7.5	5,581,073	105	8.5
21	12,175,253	100	△ 2.3	6,578,720	96	△ 3.8	52,496	138	37.5	5,544,037	105	△ 0.7
22	12,281,044	101	0.9	6,357,992	92	△ 3.4	149,103	391	184.0	5,773,949	109	4.1

（注）平成17年度以降については、その他実質的な債務負担に係るものを除いている。

第102表 積立金現在高の状況

その1 目的別内訳

(単位 百万円・%)

区 分	平成22年度						平成21年度 合計額		比 較		
	都 道 府 県		市 町 村		合 計 額				増 減 額	増 減 率	前年度 増減率
財 政 調 整 基 金	1,101,958	15.8	4,135,359	37.8	5,237,317	29.3	4,474,802	26.1	762,515	17.0	1.4
減 債 基 金	974,048	14.0	1,110,085	10.2	2,084,133	11.6	1,689,600	9.8	394,533	23.4	△ 5.5
その他特定目的基金	4,897,002	70.2	5,683,724	52.0	10,580,726	59.1	11,012,803	64.1	△ 432,077	△ 3.9	21.4
合 計	6,973,008	100.0	10,929,168	100.0	17,902,176	100.0	17,177,205	100.0	724,971	4.2	12.5

その2 推 移

(単位 百万円・%)

区 分	総 額		財 政 調 整 基 金		減 債 基 金		その他特定目的基金	
	積 立 金	対前年度 増 減 率	積 立 金	対前年度 増 減 率	積 立 金	対前年度 増 減 率	積 立 金	対前年度 増 減 率
平成13年度	15,684,180	1.8	3,847,176	7.5	3,147,877	△ 5.2	8,689,127	2.2
14	14,668,746	△ 6.5	3,788,240	△ 1.5	2,770,822	△ 12.0	8,109,684	△ 6.7
15	13,987,579	△ 4.6	3,765,337	△ 0.6	2,760,620	△ 0.4	7,461,622	△ 8.0
16	13,031,922	△ 6.8	3,675,894	△ 2.4	2,426,375	△ 12.1	6,929,653	△ 7.1
17	12,973,089	△ 0.5	3,880,491	5.6	2,093,960	△ 13.7	6,998,638	1.0
18	13,602,238	4.8	4,071,951	4.9	2,139,838	2.2	7,390,449	5.6
19	13,938,767	2.5	4,216,147	3.5	1,842,687	△ 13.9	7,879,933	6.6
20	15,273,656	9.6	4,413,380	4.7	1,787,454	△ 3.0	9,072,822	15.1
21	17,177,205	12.5	4,474,802	1.4	1,689,600	△ 5.5	11,012,803	21.4
22	17,902,176	4.2	5,237,317	17.0	2,084,133	23.4	10,580,726	△ 3.9

第103表 平成22年度資金収支の状況

(単位 百万円・%)

区 分		第1・四半期 (22年4月～6月)	第2・四半期 (22年7月～9月)	第3・四半期 (22年10月～12月)	第4・四半期 (23年1月～3月)	出納整理期 (23年4月～5月)	合 計						
合 計	歳 入 (a)	26,514,148	49.0	19,989,348	52.6	21,841,518	46.2	31,499,239	54.1	12,529,551	89.0	112,373,804	53.1
	地 方 税	10,853,819	20.1	7,628,665	20.1	7,599,022	16.1	6,952,520	11.9	1,282,304	9.1	34,316,330	16.2
	地方消費税清算金	136,419	0.3	316,435	0.8	118,405	0.3	193,791	0.3	—	—	765,050	0.4
	地方特例交付金、地方交付 税及び地方譲与税	8,367,969	15.5	4,480,340	11.8	5,224,259	11.1	1,560,765	2.7	12,573	0.1	19,645,905	9.3
	国庫支出金等	2,280,851	4.2	2,527,439	6.7	2,166,134	4.6	5,653,721	9.7	1,677,045	11.9	14,305,191	6.8
	都道府県支出金等	552,091	1.0	1,254,728	3.3	1,066,821	2.3	1,622,595	2.8	1,053,391	7.5	5,549,626	2.6
	地方債(起債前借を含む。)	307,922	0.6	803,500	2.1	2,842,513	6.0	4,344,120	7.5	4,696,772	33.4	12,994,828	6.1
	公営事業会計からの繰入れ	2,120	0.0	4,622	0.0	11,068	0.0	43,376	0.1	33,927	0.2	95,113	0.0
	その他	4,012,957	7.4	2,973,619	7.8	2,813,297	6.0	11,128,350	19.1	3,773,539	26.8	24,701,762	11.7
	(a)のうち普通会計内の会計間繰入れ(b)	1,581,501	2.9	1,099,653	2.9	817,055	1.7	2,965,564	5.1	1,784,223	12.7	8,247,996	3.9
	歳計現金貸付金回収金又は他会計借入金(c)	5,920,220	11.0	2,184,650	5.7	5,816,579	12.3	5,834,648	10.0	3,336,439	23.7	23,092,536	10.9
	一時借入金等借入額(d)	23,202,701	42.9	16,919,996	44.5	20,411,028	43.2	23,877,718	41.0	—	—	84,411,443	39.9
	合計 (a)-(b)+(c)+(d)	54,055,567	100.0	37,994,341	100.0	47,252,070	100.0	58,246,041	100.0	14,081,768	100.0	211,629,786	100.0
	歳 出 (e)	22,856,945	47.7	21,911,213	55.3	21,388,188	46.3	30,662,671	54.2	14,880,654	71.6	111,699,672	52.9
(e)のうち地方消費税清算金	136,377	0.3	316,774	0.8	117,900	0.3	193,999	0.3	—	—	765,050	0.4	
(e)のうち普通会計内の会計間繰出し(f)	1,581,501	3.3	1,099,653	2.8	817,055	1.8	2,965,564	5.2	1,784,223	8.6	8,247,996	3.9	
歳計現金貸付金又は他会計借入金返済金(g)	4,925,366	10.3	2,457,236	6.2	5,594,603	12.1	6,121,775	10.8	3,993,556	19.2	23,092,536	10.9	
歳計剰余金処分としての積立金(h)	155,922	0.3	25,216	0.1	4,498	0.0	6,197	0.0	3,943	0.0	195,776	0.1	
一時借入金等返済額(i)	21,552,805	45.0	16,327,255	41.2	20,053,397	43.4	22,795,157	40.3	3,682,828	17.7	84,411,443	40.0	
合計 (e)-(f)+(g)+(h)+(i)	47,909,537	100.0	39,621,268	100.0	46,223,630	100.0	56,620,236	100.0	20,776,759	100.0	211,151,430	100.0	
都 道 府 県	歳 入 (a)	13,188,693	38.6	9,274,103	36.1	11,778,272	39.6	17,099,948	52.1	5,798,486	110.2	57,139,501	44.8
	地 方 税	4,761,732	13.9	3,383,617	13.2	3,930,323	13.2	3,137,382	9.6	719,263	13.7	15,932,318	12.5
	地方消費税清算金	136,419	0.4	316,435	1.2	118,405	0.4	193,791	0.6	—	—	765,050	0.6
	地方特例交付金、地方交付 税及び地方譲与税	4,502,059	13.2	2,458,708	9.6	2,835,687	9.5	718,545	2.2	1,362	0.0	10,516,360	8.2
	国庫支出金等	801,882	2.3	803,600	3.1	1,153,622	3.9	2,941,061	9.0	594,207	11.3	6,294,372	4.9
	地方債(起債前借を含む。)	284,698	0.8	653,544	2.5	2,222,448	7.5	2,483,902	7.6	2,165,274	41.1	7,809,867	6.1
	公営事業会計からの繰入れ	171	0.0	741	0.0	2,436	0.0	14,869	0.0	10,132	0.2	28,349	0.0
	その他	2,701,731	7.9	1,657,458	6.5	1,515,352	5.1	7,610,397	23.2	2,308,249	43.9	15,793,186	12.4
	(a)のうち普通会計内の会計間繰入れ(b)	1,532,580	4.5	968,546	3.8	793,564	2.7	2,553,943	7.8	1,160,101	22.0	7,008,735	5.5
	歳計現金貸付金回収金又は他会計借入金(c)	2,534,848	7.4	1,568,614	6.1	1,746,729	5.9	1,680,456	5.1	624,652	11.9	8,155,298	6.4
	一時借入金等借入額(d)	19,996,377	58.5	15,780,935	61.5	16,996,492	57.2	16,584,307	50.5	—	—	69,358,111	54.3
	合計 (a)-(b)+(c)+(d)	34,187,338	100.0	25,655,106	100.0	29,727,929	100.0	32,810,768	100.0	5,263,036	100.0	127,644,176	100.0
	歳 出 (e)	12,785,915	40.4	10,806,443	40.2	10,545,577	36.7	15,991,077	50.1	6,704,308	81.5	56,833,321	44.6
	(e)のうち地方消費税清算金	136,377	0.4	316,774	1.2	117,900	0.4	193,999	0.6	—	—	765,050	0.6
(e)のうち普通会計内の会計間繰出し(f)	1,532,580	4.8	968,546	3.6	793,564	2.8	2,553,943	8.0	1,160,101	14.1	7,008,735	5.5	
歳計現金貸付金又は他会計借入金返済金(g)	1,474,838	4.7	1,650,870	6.1	1,651,262	5.7	1,752,239	5.5	1,626,089	19.8	8,155,298	6.4	
歳計剰余金処分としての積立金(h)	15,921	0.1	3,859	0.0	—	—	2,731	0.0	—	—	22,511	0.0	
一時借入金等返済額(i)	18,877,129	59.7	15,362,703	57.2	17,320,090	60.3	16,743,521	52.4	1,054,667	12.8	69,358,111	54.5	
合計 (e)-(f)+(g)+(h)+(i)	31,621,224	100.0	26,855,328	100.0	28,723,366	100.0	31,935,625	100.0	8,224,963	100.0	127,360,507	100.0	
市 町 村	歳 入 (a)	13,325,455	67.1	10,715,245	86.8	10,063,246	57.4	14,399,291	56.6	6,731,066	76.3	55,234,303	65.8
	地 方 税	6,092,087	30.7	4,245,048	34.4	3,668,698	20.9	3,815,138	15.0	563,041	6.4	18,384,012	21.9
	地方特例交付金、地方交付 税及び地方譲与税	3,865,910	19.5	2,021,632	16.4	2,388,572	13.6	842,220	3.3	11,212	0.1	9,129,545	10.9
	国庫支出金等	1,478,969	7.4	1,723,839	14.0	1,012,512	5.8	2,712,661	10.7	1,082,839	12.3	8,010,820	9.5
	都道府県支出金等	552,091	2.8	1,254,728	10.2	1,066,821	6.1	1,622,595	6.4	1,053,391	11.9	5,549,626	6.6
	地方債(起債前借を含む。)	23,224	0.1	149,956	1.2	620,064	3.5	1,860,218	7.3	2,531,498	28.7	5,184,960	6.2
	公営事業会計からの繰入れ	1,949	0.0	3,881	0.0	8,632	0.0	28,507	0.1	23,795	0.3	66,764	0.1
	その他	1,311,225	6.6	1,316,161	10.7	1,297,945	7.4	3,517,953	13.8	1,465,290	16.6	8,908,575	10.6
	(a)のうち普通会計内の会計間繰入れ(b)	48,922	0.2	131,107	1.1	23,491	0.1	411,621	1.6	624,121	7.1	1,239,262	1.5
	歳計現金貸付金回収金又は他会計借入金(c)	3,385,372	17.0	616,035	5.0	4,069,851	23.2	4,154,192	16.3	2,711,788	30.8	14,937,237	17.8
	一時借入金等借入額(d)	3,206,324	16.1	1,139,060	9.2	3,414,536	19.5	7,293,411	28.7	—	—	15,053,331	17.9
	合計 (a)-(b)+(c)+(d)	19,868,230	100.0	12,339,234	100.0	17,524,141	100.0	25,435,273	100.0	8,818,732	100.0	83,985,610	100.0
	歳 出 (e)	10,071,030	61.8	11,104,770	87.0	10,842,610	62.0	14,671,594	59.4	8,176,346	65.1	54,866,351	65.5
	(e)のうち普通会計内の会計間繰出し(f)	48,922	0.3	131,107	1.0	23,491	0.1	411,621	1.7	624,121	5.0	1,239,262	1.5
歳計現金貸付金又は他会計借入金返済金(g)	3,450,528	21.2	806,367	6.3	3,943,341	22.5	4,369,536	17.7	2,367,466	18.9	14,937,237	17.8	
歳計剰余金処分としての積立金(h)	140,000	0.9	21,357	0.2	4,498	0.0	3,466	0.0	3,943	0.0	173,265	0.2	
一時借入金等返済額(i)	2,675,676	16.4	964,552	7.6	2,733,306	15.6	6,051,636	24.5	2,628,161	20.9	15,053,331	18.0	
合計 (e)-(f)+(g)+(h)+(i)	16,288,313	100.0	12,765,940	100.0	17,500,264	100.0	24,684,611	100.0	12,551,795	100.0	83,790,923	100.0	

(注) 地方税に含まれる地方消費税は、都道府県間の清算を行う前の額である。

資料編

第104表 道路（地方道）の状況

区 分		平成22年度	平成21年度	増 減	
実 延 長 (km)	都道府県道	主要地方道	57,070	56,972	98
		一般都道府県道	70,995	70,970	25
	市町村道	1,021,582	1,019,417	2,165	
	合 計	1,149,646	1,147,358	2,288	
面 積 (km ²)	都道府県道	主要地方道	870.6	864.8	5.8
		一般都道府県道	919.4	913.1	6.3
	市町村道	6,565.1	6,544.5	20.6	
	合 計	8,355.1	8,322.4	32.7	

(注) 平成22年度の数値は平成23年4月1日現在のもの、平成21年度の数値は平成22年4月1日現在のものである。

第105表 公営住宅等の管理状況

区 分	平成22年度			平成21年度			増 減		
	都道府県	市町村	合 計	都道府県	市町村	合 計	都道府県	市町村	合 計
公 営 住 宅 等 (戸)	967,270	1,446,118	2,413,388	968,774	1,445,319	2,414,093	△ 1,504	799	△ 705
う ち 公 営 住 宅 (戸)	932,165	1,239,628	2,171,793	932,670	1,242,037	2,174,707	△ 505	△ 2,409	△ 2,914

(注) 1 各年度の数値は各年度末のものである。
2 公営住宅等は公営住宅、改良住宅及び単独住宅の合計である。

第106表 公園の状況

区 分		平成22年度			平成21年度			増 減		
		市町村立	市町村立 以 外	合 計	市町村立	市町村立 以 外	合 計	市町村立	市町村立 以 外	合 計
都 市 公 園 等 (都市計画区域内)	箇所数	122,028	1,027	123,055	120,255	1,043	121,298	1,773	△ 16	1,757
	面積 (km ²)	1,033.3	268.0	1,301.3	1,021.7	258.3	1,280.0	11.6	9.7	21.3
そ の 他 公 園 (都市計画区域外)	箇所数	6,242	288	6,530	6,272	281	6,553	△ 30	7	△ 23
	面積 (km ²)	131.5	36.3	167.8	134.3	42.2	176.5	△ 2.8	△ 5.9	△ 8.7
合 計	箇所数	128,270	1,315	129,585	126,527	1,324	127,851	1,743	△ 9	1,734
	面積 (km ²)	1,164.8	304.3	1,469.0	1,156.1	300.4	1,456.5	8.7	3.9	12.5

(注) 各年度の数値は各年度末のものである。

第107表 下水道等の状況

区 分		平成22年度	平成21年度	増 減
公共下水道	現在排水人口(人)	96,077,055	95,200,058	876,997
	計画排水区域面積(km ²)	22,409.3	22,417.5	△ 8.2
	現在排水区域面積(km ²)	16,289.7	16,048.5	241.2
	計画終末処理場数(箇所)	2,057	2,063	△ 6
	現在終末処理場数(箇所)	1,989	1,988	1
	計画処理区域面積(km ²)	22,277.7	22,255.0	22.7
	現在処理区域面積(km ²)	16,227.1	15,984.9	242.2
	現在処理区域内人口(人)	95,925,585	95,036,762	888,823
現在水洗便所設置済人口(人)	89,302,693	88,215,475	1,087,218	
都市下水道	計画排水区域面積(km ²)	1,734.3	1,766.8	△ 32.5
	現在排水区域面積(km ²)	1,456.5	1,484.4	△ 27.9
農業集落排水施設	現在排水人口(うち汚水に係るもの)(人)	3,625,053	3,636,791	△11,738
	現在処理区域内人口(人)	3,617,284	3,632,072	△14,788
	現在排水区域面積(うち汚水に係るもの)(km ²)	2,321.4	2,294.8	26.6
	現在処理区域面積(km ²)	2,284.7	2,258.8	25.9
	現在水洗便所設置済人口(人)	2,940,080	2,919,533	20,547
漁業集落排水施設	現在排水人口(うち汚水に係るもの)(人)	174,834	173,138	1,696
	現在処理区域内人口(人)	174,671	172,956	1,715
	現在排水区域面積(うち汚水に係るもの)(km ²)	81.3	79.4	1.9
	現在処理区域面積(km ²)	81.2	79.3	1.9
	現在水洗便所設置済人口(人)	131,173	129,385	1,788
林業集落排水施設	現在排水人口(うち汚水に係るもの)(人)	3,048	3,127	△ 79
	現在処理区域内人口(人)	3,048	3,127	△ 79
	現在排水区域面積(うち汚水に係るもの)(km ²)	2.2	2.2	—
	現在処理区域面積(km ²)	2.2	2.2	—
	現在水洗便所設置済人口(人)	2,580	2,595	△ 15
簡排水施設	現在排水人口(うち汚水に係るもの)(人)	1,672	1,734	△ 62
	現在処理区域内人口(人)	1,672	1,734	△ 62
	現在排水区域面積(うち汚水に係るもの)(km ²)	1.8	1.8	—
	現在処理区域面積(km ²)	1.8	1.8	—
	現在水洗便所設置済人口(人)	1,541	1,603	△ 62
小規模集合排水処理施設	現在排水人口(うち汚水に係るもの)(人)	6,637	7,018	△ 381
	現在処理区域内人口(人)	6,637	7,018	△ 381
	現在排水区域面積(うち汚水に係るもの)(km ²)	4.1	4.1	—
	現在処理区域面積(km ²)	4.1	4.1	—
	現在水洗便所設置済人口(人)	5,711	6,114	△ 403
コミュニティ・プラント処理人口(人)		254,165	272,731	△18,566
合併処理浄化槽	処理人口(人)	11,880,902	11,787,960	92,942
	うち特定地域生活排水処理施設に係るもの(人)	337,684	315,499	22,185
	うち個別排水処理施設に係るもの(人)	62,910	57,485	5,425

(注) 各年度の数値は各年度末のものである。

第108表 し尿及びごみ処理施設の状況

区 分		平成22年度	平成21年度	増 減	増 減 率
し尿処理施設	処理人口(千人)	10,711	11,466	△755	△6.6
	年間総収集量(千kℓ)	9,421	9,966	△545	△5.5
ごみ処理施設	処理人口(千人)	128,702	129,096	△394	△0.3
	年間総収集量(千t)	41,569	42,526	△957	△2.3

(注) 各年度の数値は各年度末のものである。

第109表 公立保育所の状況

区 分	平成22年度				平成21年度				増 減
	都道府県立	市町村立	一部事務 組合立	合 計	都道府県立	市町村立	一部事務 組合立	合 計	
箇所数	2	11,618	3	11,623	2	11,893	3	11,898	△ 275
延面積(m ²)	2,481	8,322,350	2,695	8,327,526	2,481	8,392,956	2,695	8,398,132	△70,606

(注) 1 平成22年度の数値は平成22年10月1日現在のもの、平成21年度の数値は平成21年10月1日現在のものである。
2 季節保育所を含まない。

第110表 公立老人ホームの状況

区 分		平成22年度				平成21年度				増 減
		都道府県立	市町村立	一部事務 組合立	合 計	都道府県立	市町村立	一部事務 組合立	合 計	
箇所数	養護老人ホーム	10	296	84	390	10	322	84	416	△ 26
	特別養護老人ホーム	6	309	115	430	7	322	116	445	△ 15
	軽費老人ホーム	3	80	8	91	4	83	8	95	△ 4
	合 計	19	685	207	911	21	727	208	956	△ 45

(注) 平成22年度の数値は平成22年10月1日現在のもの、平成21年度の数値は平成21年10月1日現在のものである。

第111表 公立高等学校、中等教育学校の状況

区 分	平成22年度			平成21年度			増 減	増 減 率
	都道府県立	市町村立	合 計	都道府県立	市町村立	合 計		
高等学校数	3,495	229	3,724	3,543	237	3,780	△ 56	△1.5
中等教育学校数	24	4	28	24	4	28	—	—

(注) 1 文部科学省調べによる。
2 平成22年度の数値は平成23年5月1日現在のもの、平成21年度の数値は平成22年5月1日現在のものである。ただし、平成22年度の福島県所在の高等学校数は平成23年8月1日現在のものである。

第112表 文化及び体育施設の状況（公立分）

区 分		平成22年度			平成21年度			増 減				
		都道府県立	市町村立	合 計	都道府県立	市町村立	合 計	都道府県立	市町村立	合 計		
文 化 施 設	県民会館	箇所数	185	3,107	3,292	185	3,060	3,245	－	47	47	
	市民会館	延面積(千㎡)	2,458	11,272	13,729	2,457	11,139	13,596	1	133	133	
	公会堂	専任職員数(人)	2,391	11,436	13,827	2,341	11,001	13,342	50	435	485	
	図書館	箇所数	60	3,130	3,190	61	3,090	3,151	△1	40	39	
		専任職員数(人)	1,737	17,293	19,030	1,766	16,812	18,578	△29	481	452	
	博 物 館	総合博物館	箇所数	24	88	112	24	85	109	－	3	3
			専任職員数(人)	452	606	1,058	462	596	1,058	△10	10	－
		科学博物館	箇所数	12	59	71	12	59	71	－	－	－
			専任職員数(人)	358	618	976	353	601	954	5	17	22
		歴史博物館	箇所数	48	253	301	47	253	300	1	－	1
			専任職員数(人)	766	1,303	2,069	745	1,292	2,037	21	11	32
	美術博物館	箇所数	55	165	220	55	162	217	－	3	3	
		専任職員数(人)	831	1,043	1,874	800	1,037	1,837	31	6	37	
	そ の 他	箇所数	17	84	101	15	76	91	2	8	10	
専任職員数(人)		788	1,150	1,938	706	1,136	1,842	82	14	96		
合 計	箇所数	156	649	805	153	635	788	3	14	17		
	専任職員数(人)	3,195	4,720	7,915	3,066	4,662	7,728	129	58	187		
青 年 の 家 ・ 自 然 の 家	箇所数	159	313	472	159	316	475	－	△3	△3		
	専任職員数(人)	1,419	1,311	2,730	1,412	1,253	2,665	7	58	65		
体 育 施 設	体 育 館	箇所数	196	6,205	6,401	194	6,197	6,391	2	8	10	
		専任職員数(人)	725	8,735	9,460	671	8,497	9,168	54	238	292	
	陸 上 競 技 場	箇所数	101	972	1,073	102	970	1,072	△1	2	1	
		専任職員数(人)	214	741	955	195	698	893	19	43	62	
	野 球 場	箇所数	166	3,971	4,137	165	3,981	4,146	1	△10	△9	
		専任職員数(人)	142	1,336	1,478	129	1,315	1,444	13	21	34	
	プ ー ル	箇所数	223	3,783	4,006	216	3,867	4,083	7	△84	△77	
		専任職員数(人)	401	4,078	4,479	364	3,866	4,230	37	212	249	

(注) 1 平成22年度における箇所数及び延面積は平成23年3月31日現在のもの、専任職員数は平成23年4月1日現在のものである。
2 平成21年度における箇所数及び延面積は平成22年3月31日現在のもの、専任職員数は平成22年4月1日現在のものである。

第113表 地方公共団体の職員公舎の状況

区 分	平成22年度			平成21年度			増 減		
	都道府県	市町村	合 計	都道府県	市町村	合 計	都道府県	市町村	合 計
戸 数	59,563	20,357	79,920	61,320	20,761	82,081	△ 1,757	△ 404	△ 2,161
延 面 積(千m ²)	3,563	1,189	4,752	3,668	1,213	4,882	△ 105	△ 24	△ 130

(注) 各年度の数値は各年度末のものである。

第114表 地方公営企業の事業数の状況

その1 事業数調

(各年度末日現在)

区 分	平成22年度			平成21年度			増 減	
	法適用企業	法非適用企業	合 計	法適用企業	法非適用企業	合 計	法適用企業	法非適用企業
上 水 道 事 業	1,358	—	1,358	1,365	—	1,365	△ 7	—
簡 易 水 道 事 業	21	773	794	21	787	808	—	△ 14
工 業 用 水 道 事 業	152	—	152	152	—	152	—	—
交 通 事 業	59	39	98	60	39	99	△ 1	—
電 気 事 業	26	37	63	29	38	67	△ 3	△ 1
ガ ス 事 業	30	—	30	31	—	31	△ 1	—
病 院 事 業	654	—	654	655	—	655	△ 1	—
下 水 道 事 業	406	3,231	3,637	377	3,256	3,633	29	△ 25
介 護 サービス事業	45	552	597	44	559	603	1	△ 7
そ の 他 事 業	179	1,281	1,460	186	1,304	1,490	△ 7	△ 23
合 計	2,930	5,913	8,843	2,920	5,983	8,903	10	△ 70

その2 事業数の推移

(各年度末日現在)

年 度	平成13年度	14	15	16	17	18	19	20	21	22
法 適 用 事 業 数	3,556	3,560	3,532	3,258	2,867	2,858	2,880	2,912	2,920	2,930
法 非 適 用 事 業 数	9,055	9,053	8,944	7,721	6,512	6,459	6,330	6,184	5,983	5,913

第115表 地方公営企業の職員数の状況

(単位 人)

区 分	全 事 業 の 内 訳				合 計	前年度末職員	増 減
	適 用 区 分 別		勘 定 区 分 別				
	法適用企業職員	法非適用企業職員	損益勘定所属職員	資本勘定所属職員			
上 水 道 事 業	48,142	—	41,825	6,317	48,142	49,665	△ 1,523
簡 易 水 道 事 業	51	1,830	1,698	183	1,881	1,990	△ 109
工 業 用 水 道 事 業	1,775	—	1,689	86	1,775	1,836	△ 61
交 通 事 業	27,482	496	27,236	742	27,978	28,389	△ 411
電 気 事 業	1,776	35	1,802	9	1,811	1,899	△ 88
ガ ス 事 業	1,133	—	1,044	89	1,133	1,211	△ 78
病 院 事 業	218,654	—	218,478	176	218,654	223,797	△ 5,143
下 水 道 事 業	15,797	15,247	19,656	11,388	31,044	32,111	△ 1,067
介 護 サービス事業	1,616	10,412	12,028	—	12,028	11,978	50
そ の 他 事 業	2,771	3,808	5,278	1,301	6,579	6,969	△ 390
合 計	319,197	31,828	330,734	20,291	351,025	359,845	△ 8,820

(注) 平成23年3月31日現在の職員数である。

第116表 地方公営事業決算の状況

(単位 百万円)

区 分	平 成 2 2 年 度 (A)			平 成 2 1 年 度 (B)			増 減 (A)-(B)		
	収 入	支 出	差 引	収 入	支 出	差 引	収 入	支 出	差 引
地 方 公 営 企 業	17,693,757	17,651,909	41,848	18,185,579	18,459,406	△ 273,827	△ 491,822	△ 807,497	315,675
法 適 用 企 業	13,642,489	13,690,370	△ 47,881	13,528,420	13,892,806	△ 364,386	114,069	△ 202,436	316,505
法 非 適 用 企 業	4,051,268	3,961,538	89,729	4,657,160	4,566,601	90,559	△ 605,892	△ 605,063	△ 830
収 益 事 業	2,897,632	2,907,730	△ 10,098	3,169,851	3,178,907	△ 9,056	△ 272,219	△ 271,177	△ 1,042
国 民 健 康 保 険 事 業	13,223,437	13,086,663	136,774	13,004,795	12,909,375	95,420	218,642	177,288	41,354
老 人 保 健 医 療 事 業	24,607	21,796	2,810	71,278	54,268	17,010	△ 46,671	△ 32,472	△ 14,200
後 期 高 齢 者 医 療 事 業	12,226,239	12,099,312	126,927	11,699,965	11,397,872	302,093	526,274	701,440	△ 175,166
介 護 保 険 事 業	7,886,143	7,783,890	102,253	7,589,727	7,467,423	122,304	296,416	316,467	△ 20,051
農 業 共 済 事 業	14,658	13,990	668	19,722	17,037	2,685	△ 5,064	△ 3,047	△ 2,017
交 通 災 害 共 済 事 業	7,820	6,614	1,207	9,443	8,079	1,364	△ 1,623	△ 1,465	△ 157
公 立 大 学 附 属 病 院 事 業	2,242	2,199	43	2,113	2,154	△ 41	129	45	84
合 計	53,976,535	53,574,103	402,432	53,752,473	53,494,521	257,952	224,062	79,582	144,480

(注) 地方公営企業の額の算出については、次による。

- 1 収入額 法適用：総収益（消費税込み）+資本的収入
法非適用：総収益+資本的収入+前年度繰越金
- 2 支出額 法適用：総費用（消費税込み）-減価償却費+資本的支出
法非適用：総費用+資本的支出+積立金+繰上充用金

第117表 法適用企業決算の状況

その1 損益収支の状況

(単位 百万円・%)

区 分	水道事業	工業用 水道事業	交通事業	電気事業	ガス事業	病院事業	下水道事業	その他事業	合 計
総 収 益	3,030,659	158,263	777,789	72,782	92,711	3,978,917	1,615,979	312,272	10,039,373
経 常 収 益	3,024,733	145,852	773,134	72,577	91,856	3,955,763	1,611,141	301,032	9,976,087
うち料金収入	2,771,419	130,889	644,136	67,349	84,711	3,226,284	855,754	232,522	8,013,063
総 費 用	2,816,379	136,866	739,026	66,598	91,890	3,977,976	1,543,918	272,052	9,644,705
経 常 費 用	2,738,929	123,423	735,232	66,389	90,623	3,950,123	1,539,512	251,621	9,495,853
うち									
職員給与費	383,049	16,198	250,473	16,164	8,867	1,837,703	114,275	27,066	2,653,796
減価償却費	861,294	48,946	185,641	17,558	14,093	256,536	629,095	25,545	2,038,709
支払利息	249,820	15,167	95,894	4,736	2,900	90,172	363,033	19,978	841,699
経 常 損 益	285,804	22,428	37,902	6,188	1,233	5,640	71,629	49,411	480,235
経常利益	295,316	25,102	54,290	6,676	2,761	70,459	86,764	65,465	606,833
経常損失	9,512	2,673	16,389	488	1,528	64,820	15,135	16,054	126,598
純 損 益	214,280	21,396	38,763	6,185	822	942	72,061	40,219	394,668
累 積 欠 損 金	163,689	59,117	2,199,544	2,724	47,262	2,070,706	196,597	348,544	5,088,183
不 良 債 務	438	—	146,634	—	—	30,692	23,779	22,216	223,759
累 積 欠 損 金 比 率	5.7	43.7	321.1	3.9	53.8	60.0	14.3	131.7	56.8
不 良 債 務 比 率	0.0	—	21.4	—	—	0.9	1.7	8.4	2.5
経 常 収 支 比 率	110.4	118.2	105.2	109.3	101.4	100.1	104.7	119.6	105.1
総 事 業 数	1,379	152	59	26	30	654	406	226	2,932
うち建設中	7	3	1	—	—	4	2	1	18
赤字事業数の割合	12.8	12.1	37.9	7.7	33.3	44.3	36.6	43.6	26.1
累積欠損金を有する 事業数の割合	15.5	16.8	63.8	11.5	43.3	80.6	50.0	49.3	38.7

(注) 1 水道事業には、簡易水道事業を含む。以下第118表までにおいて同じ。
 2 不良債務は、再建債を加算しないものである。
 3 赤字事業数の割合及び累積欠損金を有する事業数の割合は、建設中を除く全事業数に対する経常損失、累積欠損金を生じた事業数の割合である。

その2 経常費用の性質別構成及び対営業収益比率の状況

(単位 百万円・%)

区分	水道事業			工業用 水道事業			交通事業			電気事業			ガス事業			病院事業			下水道事業			その他事業			合 計		
	金	構	対	金	構	対	金	構	対	金	構	対	金	構	対	金	構	対	金	構	対	金	構	対	金	構	対
	額	成	比	額	成	比	額	成	比	額	成	比	額	成	比	額	成	比	額	成	比	額	成	比	額	成	比
職 員 給 与 費	383,049	14.1	13.3	16,198	13.2	12.0	250,473	34.2	36.6	16,164	24.8	23.1	8,867	10.2	10.1	1,837,703	46.5	53.3	114,275	7.4	8.3	27,066	10.8	10.2	2,653,796	28.1	29.6
減 価 償 却 費	861,294	31.8	29.8	48,946	39.8	36.2	185,639	25.3	27.1	17,558	27.0	25.1	14,093	16.3	16.0	256,536	6.5	7.4	629,095	41.0	45.7	25,545	10.2	9.7	2,038,707	21.6	22.8
支 払 利 息	249,820	9.2	8.7	15,167	12.3	11.2	95,894	13.1	14.0	4,736	7.3	6.8	2,900	3.3	3.3	90,172	2.3	2.6	363,033	23.7	26.4	19,978	8.0	7.5	841,699	8.9	9.4
その他	1,215,566	44.9	42.1	42,757	34.7	31.6	201,352	27.5	29.4	26,689	41.0	38.2	60,819	70.2	69.2	1,765,712	44.7	51.2	427,710	27.9	31.1	178,283	71.1	67.4	3,918,888	41.5	43.8
計	2,709,729	100.0	93.9	123,068	100.0	90.9	733,357	100.0	107.1	65,147	100.0	93.3	86,679	100.0	98.7	3,950,123	100.0	114.5	1,534,114	100.0	111.5	250,872	100.0	94.8	9,453,090	100.0	105.6

(注) 1 費用合計は、経常費用から受託工事費、附帯事業費、材料及び不用品売却原価を除いたものである。
 2 対営業収益比における営業収益は、受託工事収益を除いたものである。

第117表 法適用企業決算の状況（つづき）

その3 資本収支の状況

（単位 百万円・％）

区 分	水道事業	工業用 水道事業	交通事業	電気事業	ガス事業	病院事業	下水道 事業	その他 事業	合 計
資 本 的 収 入 額 A	633,631	47,258	344,277	15,736	7,800	496,399	1,215,406	454,312	3,214,820
企 業 債	348,840	23,292	199,473	615	4,322	241,675	772,300	275,811	1,866,328
（うち建設改良のための企業債）	274,289	11,374	81,354	615	4,130	213,928	367,106	79,743	1,032,539
他 会 計 出 資 金	68,424	3,666	52,091	—	485	90,833	57,382	2,963	275,845
他 会 計 借 入 金	9,868	3,991	10,853	100	10	15,413	1,849	4,692	46,775
他 会 計 補 助 金	15,186	2,900	37,075	—	643	6,650	67,301	2,230	131,987
そ の 他	191,313	13,407	44,784	15,021	2,340	141,828	316,575	168,616	893,885
翌年度に繰り越される 支出の財源充当額 B	21,511	494	4,664	—	55	7,341	32,884	1,174	68,123
前年度同意等債で 当年度収入分 C	700	655	—	16	—	1,902	10,854	2,574	16,701
純 計 A - (B + C) D	611,421	46,108	339,613	15,720	7,745	487,155	1,171,669	450,565	3,129,996
資 本 的 支 出 額 E	1,716,471	112,488	577,876	37,903	26,561	675,025	1,964,819	640,632	5,751,775
建 設 改 良 費	924,657	34,393	186,195	9,640	13,339	315,562	772,311	217,331	2,473,429
（うち職員給与費）	49,208	626	7,179	52	647	1,514	36,267	5,223	100,718
企 業 債 償 還 金	693,145	47,505	355,676	14,083	11,791	328,158	1,178,797	397,855	3,027,012
（うち建設改良のための 企業債償還金）	640,446	41,363	244,797	14,060	10,049	304,329	892,896	356,749	2,504,690
そ の 他	98,668	30,589	36,005	14,179	1,431	31,305	13,710	25,446	251,334
資本的収入が資本的支出に 不足する額 F	1,106,480	67,186	238,552	26,214	18,816	194,374	793,251	203,729	2,648,601
補 填 財 源 G	1,105,445	67,186	200,866	26,214	18,816	176,968	767,940	202,061	2,565,496
補填財源不足額 (F-G) H	1,035	—	37,686	—	—	17,406	25,310	1,667	83,105
財 源 不 足 率 H / E × 100	0.1	—	6.5	—	—	2.6	1.3	0.3	1.4

（注）「資本的収入が資本的支出に不足する額」の算出は、「D-E」がマイナスの団体のみを集計したものである。

第117表 法適用企業決算の状況（つづき）

その4 資産、負債及び資本に関する調

（単位 百万円・%）

区 分	水道事業	工業用 水道事業	交通事業	電気事業	ガス事業	病院事業	下水道 事業	その他 事業	合 計
資 産	31,561,196	2,369,503	7,127,913	660,203	262,057	6,506,741	34,799,140	6,484,984	89,771,739
固 定 資 産	28,707,370	2,134,204	6,752,785	486,754	208,203	5,050,975	34,021,552	2,561,635	79,923,478
土 地 造 成	—	—	—	—	—	—	—	3,074,509	3,074,509
流 動 資 産	2,845,965	235,290	371,221	173,450	52,957	1,355,509	773,472	847,533	6,655,397
繰 延 勘 定	7,861	9	3,908	0	896	100,257	4,116	1,307	118,355
負 債	1,370,233	221,768	2,022,625	38,268	24,487	723,110	1,208,365	1,048,791	6,657,646
固 定 負 債	822,806	192,216	1,698,428	27,147	14,805	237,932	821,125	702,502	4,516,960
流 動 負 債	547,427	29,552	324,198	11,121	9,682	485,177	387,240	346,289	2,140,686
資 本	30,190,963	2,147,735	5,105,288	621,936	237,570	5,783,632	33,590,775	5,436,193	83,114,093
自 己 資 本 金	8,825,580	626,914	1,961,054	382,234	76,936	2,571,527	4,329,375	2,755,777	21,529,398
借 入 資 本 金	9,131,036	606,363	2,878,131	118,656	122,654	3,600,713	13,402,289	1,853,920	31,713,762
資 本 剰 余 金	11,492,971	904,483	2,293,518	53,808	74,071	1,561,410	15,938,692	479,303	32,798,257
利 益 剰 余 金	741,377	9,976	△2,027,415	67,237	△ 36,092	△1,950,019	△ 79,581	347,192	△2,927,324
自己資本構成比率	66.7	65.1	31.2	76.2	43.9	33.5	58.0	55.2	57.3
固定資産対 長期資本比率	92.6	91.2	99.3	75.0	82.5	83.9	98.9	41.7	91.2
流動比率	519.9	796.2	114.5	1,559.6	547.0	279.4	199.7	244.7	310.9
企業債償還額対 減価償却額比率	74.4	84.5	131.9	80.1	71.3	118.6	141.9	1,396.5	122.9
料金収入に対する企 業債元利償還金比率	32.1	43.1	52.3	27.9	15.3	12.2	146.7	161.9	41.7
不 良 債 務	438	—	146,634	—	—	30,692	23,779	22,216	223,759
不良債務比率	0.0	—	21.4	—	—	0.9	1.7	8.4	2.5

（注）不良債務は、再建債を加算しないものである。

第118表 法適用企業の事業別決算の推移

(単位 百万円・%)

区 分	平成13年度	14	15	16	17	18	19	20	21	22	
水道事業	経常利益	(1,494) 160,463	(1,556) 180,367	(1,531) 206,635	(1,410) 246,247	(1,200) 254,600	(1,200) 260,699	(1,180) 281,150	(1,199) 270,856	(1,175) 270,442	(1,213) 295,316
	経常損失	(508) 44,776	(440) 30,686	(440) 32,756	(342) 23,741	(236) 15,082	(220) 17,808	(236) 14,051	(210) 11,767	(204) 12,065	(159) 9,512
	累積欠損金	122,985	127,192	133,470	131,982	124,039	127,440	128,721	125,980	123,348	163,689
	赤字事業数の割合	25.4	22.0	22.3	19.5	16.4	15.5	16.7	14.9	14.8	11.6
	累積欠損金比率	4.1	4.2	4.5	4.4	4.1	4.3	4.3	4.3	4.3	5.7
工業用水道事業	経常利益	(114) 16,229	(112) 17,454	(121) 19,556	(121) 20,758	(120) 20,561	(118) 19,840	(126) 24,861	(133) 26,840	(134) 27,861	(133) 25,102
	経常損失	(27) 2,684	(31) 3,843	(23) 6,028	(22) 1,749	(24) 2,001	(29) 1,383	(22) 3,857	(15) 2,752	(15) 2,418	(16) 2,673
	累積欠損金	21,132	21,529	21,617	20,911	21,674	56,918	55,129	49,797	60,340	59,117
	赤字事業数の割合	19.1	21.7	16.0	15.4	16.7	19.7	14.9	10.1	10.1	10.7
	累積欠損金比率	14.0	14.4	14.6	14.3	15.1	39.8	38.3	34.6	43.0	43.7
交通事業	経常利益	(29) 2,253	(34) 3,058	(38) 11,769	(37) 13,400	(28) 21,859	(34) 29,979	(31) 39,064	(28) 51,052	(33) 57,248	(34) 54,290
	経常損失	(44) 178,316	(39) 156,352	(34) 87,556	(32) 77,301	(36) 52,703	(29) 40,153	(31) 33,672	(32) 26,278	(27) 25,176	(24) 16,389
	累積欠損金	2,556,552	2,691,855	2,324,499	2,384,383	2,275,639	2,269,888	2,259,534	2,218,647	2,215,830	2,199,544
	赤字事業数の割合	60.3	53.4	47.2	46.4	56.3	46.0	50.0	53.3	45.0	41.4
	累積欠損金比率	356.3	380.4	332.2	344.9	326.6	324.8	319.5	312.0	320.8	321.1
電気事業	経常利益	(34) 10,218	(34) 10,611	(32) 10,567	(32) 10,587	(29) 8,027	(30) 9,600	(29) 7,111	(28) 7,494	(26) 7,451	(24) 6,676
	経常損失	(-) -	(-) -	(1) 343	(1) 545	(2) 569	(1) 16	(2) 335	(2) 140	(3) 464	(2) 488
	累積欠損金	-	-	335	2,588	1,796	1,600	4,983	5,382	2,460	2,724
	赤字事業数の割合	-	-	3.0	3.0	6.5	3.2	6.5	6.7	10.3	7.7
	累積欠損金比率	-	-	0.4	3.0	2.2	2.0	6.5	7.2	3.4	3.9
ガス事業	経常利益	(52) 3,929	(50) 4,276	(47) 3,731	(31) 2,786	(24) 3,288	(25) 3,059	(24) 2,743	(23) 3,072	(24) 3,728	(22) 2,761
	経常損失	(12) 4,458	(11) 4,896	(11) 3,595	(16) 5,715	(13) 5,068	(10) 2,916	(10) 3,383	(11) 1,906	(8) 990	(8) 1,528
	累積欠損金	22,225	27,561	29,534	34,526	38,921	42,436	46,747	46,855	45,536	47,262
	赤字事業数の割合	18.8	18.0	19.0	34.0	35.1	28.6	29.4	32.4	25.0	26.7
	累積欠損金比率	24.1	30.0	32.7	39.6	45.3	48.0	49.9	48.0	53.1	53.8
病院事業	経常利益	(389) 40,585	(278) 25,855	(295) 35,478	(246) 25,804	(211) 21,881	(141) 10,724	(166) 10,616	(183) 13,933	(256) 25,524	(355) 70,459
	経常損失	(365) 103,708	(483) 147,893	(457) 128,685	(482) 157,528	(463) 164,926	(527) 210,423	(501) 211,175	(481) 198,421	(401) 135,833	(295) 64,820
	累積欠損金	1,388,212	1,512,317	1,619,023	1,682,577	1,781,961	1,873,568	2,001,501	2,136,798	2,157,132	2,070,706
	赤字事業数の割合	48.4	63.5	60.8	66.2	68.7	78.9	75.1	72.4	61.0	45.4
	累積欠損金比率	37.5	41.5	44.2	46.4	48.9	53.6	57.2	62.0	62.6	60.0
下水道事業	経常利益	(83) 33,653	(90) 36,275	(106) 41,627	(112) 53,205	(112) 55,294	(121) 53,597	(141) 59,141	(173) 67,385	(219) 71,029	(250) 86,764
	経常損失	(58) 13,039	(70) 11,809	(72) 11,221	(83) 12,288	(93) 12,591	(104) 15,509	(122) 16,295	(140) 18,707	(155) 19,172	(154) 15,135
	累積欠損金	205,994	210,087	207,115	199,251	206,323	203,775	204,999	204,692	206,314	196,597
	赤字事業数の割合	41.1	43.8	40.4	42.6	45.4	46.2	46.4	44.7	41.4	38.1
	累積欠損金比率	17.9	18.1	17.8	16.8	17.0	16.3	16.3	15.9	15.9	14.3
その他事業	経常利益	(157) 77,349	(172) 46,063	(167) 70,363	(154) 141,824	(145) 178,419	(136) 98,355	(147) 227,546	(140) 80,560	(143) 54,665	(131) 65,465
	経常損失	(142) 18,384	(121) 21,070	(120) 23,567	(121) 81,750	(108) 56,894	(113) 36,897	(93) 31,288	(95) 133,362	(89) 22,993	(94) 16,054
	累積欠損金	116,062	151,472	162,512	240,856	214,130	234,076	236,500	347,385	321,919	348,544
	赤字事業数の割合	47.5	41.3	41.8	44.0	42.7	45.4	38.8	40.4	38.4	41.8
	累積欠損金比率	24.8	49.2	29.7	25.4	23.1	43.8	34.6	48.1	147.4	131.7
合 計	経常利益	(2,352) 344,680	(2,326) 323,961	(2,337) 399,727	(2,143) 514,611	(1,869) 563,929	(1,805) 485,854	(1,844) 652,233	(1,907) 521,192	(2,010) 517,948	(2,162) 606,833
	経常損失	(1,156) 365,367	(1,195) 376,550	(1,158) 293,750	(1,099) 360,618	(975) 309,835	(1,033) 325,105	(1,017) 314,056	(986) 393,332	(902) 219,110	(752) 126,598
	累積欠損金	4,433,163	4,742,014	4,498,106	4,697,072	4,664,483	4,809,702	4,938,114	5,135,537	5,132,879	5,088,183
	赤字事業数の割合	33.0	33.9	33.1	33.9	34.3	36.4	35.5	34.1	31.0	25.8
	累積欠損金比率	47.2	51.7	47.9	48.0	47.6	51.9	52.3	54.6	58.1	56.8

(注) 1 () 書きは、事業数を示す。ただし、建設中の事業は含まない。
2 赤字事業数とは、経常損失を生じた事業数のことである。

第119表 法非適用企業決算の状況

(単位 百万円・%)

区 分	簡易水道事業	交通事業	電気事業	下水道事業	港湾整備事業	市場事業	と畜場事業	観光施設事業	宅地造成事業	有料道路事業	駐車場整備事業	介護サービス事業	合計		
収益的 収 支	総 収 益 A	92,280	8,598	5,431	1,475,706	57,391	51,156	16,710	30,090	103,542	457	29,771	122,985	1,994,117	
	(営業収益)	67,729	3,920	4,926	941,759	44,496	34,614	6,722	19,919	82,610	389	22,505	100,092	1,329,681	
	総収益のうち	料 金 収 入	66,313	3,826	4,840	640,524	42,472	29,020	6,306	17,151	71,588	371	21,471	98,620	1,002,502
		他 会 計 入 線	22,275	1,885	104	507,150	8,275	9,893	9,538	8,775	15,897	44	5,111	18,729	607,676
	総 費 用 B	69,385	7,953	2,073	1,023,902	31,606	42,947	15,976	24,257	17,998	248	17,129	115,790	1,369,264	
	うち	職 員 費 給 与	11,399	3,585	229	64,536	2,552	9,515	3,962	4,504	1,818	24	364	52,388	154,876
		支 払 利 息	19,243	76	194	401,658	12,739	4,729	973	738	9,369	25	3,578	3,743	457,065
収 支 差 引 (A - B) C	22,895	645	3,358	451,804	25,785	8,209	734	5,834	85,544	208	12,641	7,195	624,853		
資本的 収 支	資本的収入 D	91,454	1,004	212	1,402,021	78,862	24,517	7,118	7,600	258,511	133	15,451	20,987	1,907,869	
	うち	地 方 債	31,472	367	-	610,336	51,907	9,725	707	1,024	113,138	-	2,155	3,802	824,632
		他 会 計 入 線	41,017	537	80	346,706	14,185	11,845	5,046	5,404	110,370	-	12,829	13,790	561,808
		国 庫 補 助 金	13,295	77	-	331,921	323	1,089	2	482	6,531	-	-	121	353,842
		都 道 府 県 補 助 金	1,183	-	-	7,728	151	173	310	95	317	-	15	444	10,415
	資本的支出 E	112,562	1,503	3,348	1,829,345	99,990	30,178	7,615	11,312	328,627	313	27,510	24,761	2,477,062	
	うち	建 設 改 良 費	62,213	496	129	868,979	22,628	12,495	1,252	3,760	121,060	2	3,293	7,754	1,104,061
地 方 債 償 還 金		49,692	946	1,644	954,247	76,235	16,966	4,824	6,650	186,827	237	21,153	15,813	1,335,233	
他 会 計 入 線 出 金		225	60	1,571	2,183	1,126	219	28	581	15,118	55	2,686	961	24,811	
収 支 差 引 (D - E) F	△21,108	△499	△3,136	△427,324	△21,128	△5,660	△498	△3,712	△70,116	△180	△12,059	△3,774	△569,193		
収 支 再 差 引 (C + F) G	1,787	146	222	24,481	4,656	2,549	237	2,122	15,428	28	583	3,421	55,659		
形 式 収 支 H	7,466	△74	1,442	76,553	7,306	2,675	40	1,803	4,815	45	△4,702	7,456	104,823		
翌年度に繰り越すべき財源 I	1,563	21	11	24,768	1,513	1,760	50	1,800	9,712	-	43	350	41,592		
実質収支 (H - I)	5,903	△95	1,430	51,785	5,792	915	△10	3	△4,897	45	△4,746	7,106	63,231		
黒 字	6,068	217	1,430	77,179	7,129	2,438	540	4,014	20,966	45	2,475	7,217	129,719		
赤 字	165	312	-	25,394	1,336	1,523	551	4,011	25,863	-	7,221	111	66,488		
赤字事業数割合	0.8	15.4	-	1.5	7.5	3.1	1.4	5.5	7.0	-	8.1	2.5	2.6		
赤字比率	0.2	8.0	-	2.7	3.0	4.4	8.2	20.1	31.3	-	32.1	0.1	5.0		

(注) 1 営業収益は、受託工事収益を除いた額である。
 2 赤字事業数割合とは、建設中の事業を除いた総事業数に対する実質赤字を生じた事業数の割合である。
 3 赤字比率とは、営業収益に対する実質赤字額の割合である。

第120表 国民健康保険事業決算の状況

その1 収支の状況

(1) 事業勘定

(単位 百万円)

区 分	平成 22 年 度						平成 21 年 度						比 較		
	団 体 数	実質収支 (A)	財 政 措 置 額			再差引収支 (A)-(B)-(C)+(D)	団 体 数	実質収支 (E)	財 政 措 置 額			再差引収支 (E)-(F)-(G)+(H)	団 体 数	実質 収支	再差引 収 支
			財政援助額(B)	繰入金 (C)	繰出金 (D)				財政援助額(F)	繰入金 (G)	繰出金 (H)				
全 市 町 村	1,753	133,645	93,759	344,634	6,796	△297,953	1,752	92,389	92,104	309,650	6,203	△303,163	1	41,256	5,210
黒字の団体	1,005	210,923	27,949	51,198	2,621	134,399	1,035	212,929	27,220	50,086	4,273	139,895	△30	△2,006	△5,496
赤字の団体	748	△77,279	65,811	293,437	4,174	△432,352	717	△120,540	64,883	259,564	1,929	△443,058	31	43,261	10,706
政令指定都市	19	△57,131	19,518	94,074	2,225	△168,497	18	△71,255	18,656	86,462	855	△175,517	1	14,124	7,020
黒字の団体	—	—	—	—	—	—	1	5,327	512	4,676	—	138	△1	△5,327	△138
赤字の団体	19	△57,131	19,518	94,074	2,225	△168,497	17	△76,581	18,144	81,785	855	△175,655	2	19,450	7,158
中 核 市	40	12,755	13,998	41,233	33	△42,443	41	4,411	13,076	41,610	40	△50,235	△1	8,344	7,792
黒字の団体	11	18,646	4,208	7,423	13	7,029	13	16,830	4,093	5,787	26	6,976	△2	1,816	53
赤字の団体	29	△5,891	9,790	33,810	20	△49,471	28	△12,418	8,984	35,823	14	△57,210	1	6,527	7,739
特 例 市	41	3,105	6,075	26,269	689	△28,549	41	△141	5,918	25,912	819	△31,153	—	3,246	2,604
黒字の団体	11	12,640	1,150	4,405	—	7,085	11	10,888	847	4,279	513	6,275	—	1,752	810
赤字の団体	30	△9,534	4,925	21,864	689	△35,634	30	△11,030	5,072	21,633	307	△37,428	—	1,496	1,794
都 市	686	102,627	38,981	154,274	2,575	△88,054	685	87,122	38,551	130,030	3,003	△78,456	1	15,505	△9,598
黒字の団体	350	106,478	13,395	29,576	1,672	65,179	356	104,905	12,347	26,702	2,411	68,266	△6	1,573	△3,087
赤字の団体	336	△3,852	25,586	124,698	903	△153,233	329	△17,783	26,204	103,328	593	△146,722	7	13,931	△6,511
町 村	939	48,439	11,030	25,907	1,242	12,744	939	45,734	11,354	22,384	953	12,948	—	2,705	△204
黒字の団体	608	49,246	5,313	9,516	904	35,322	629	48,655	5,332	8,158	792	35,958	△21	591	△636
赤字の団体	331	△807	5,717	16,391	338	△22,577	310	△2,921	6,022	14,227	160	△23,010	21	2,114	433
一部事務組合等	5	541	126	341	—	74	5	1,138	108	389	—	641	—	△597	△567
黒字の団体	4	712	117	278	—	318	5	1,138	108	389	—	641	△1	△426	△323
赤字の団体	1	△172	9	63	—	△244	—	—	—	—	—	—	1	△172	△244
特 別 区	23	23,309	4,031	2,538	31	16,771	23	25,379	4,439	2,863	532	18,608	—	△2,070	△1,837
黒字の団体	21	23,201	3,766	—	31	19,466	20	25,185	3,982	94	532	21,641	1	△1,984	△2,175
赤字の団体	2	108	265	2,538	—	△2,695	3	194	458	2,769	—	△3,033	△1	△86	338

(注)「黒字の団体」、「赤字の団体」の区分は、再差引収支による。

(2) 直診勘定

(単位 百万円)

区 分	平成 22 年 度				平成 21 年 度				比 較		
	団体数	実質収支 (A)	財政措置額 (B)	再差引収支 (A)-(B)	団体数	実質収支 (C)	財政措置額 (D)	再差引収支 (C)-(D)	団体数	実質収支	再差引 収 支
全 市 町 村	378	2,114	14,612	△12,498	386	2,114	14,485	△12,372	△8	—	△126
黒字の団体	364	3,394	13,750	△10,355	370	3,779	13,244	△9,465	△6	△385	△890
赤字の団体	14	△1,281	862	△2,142	16	△1,666	1,241	△2,907	△2	385	765
政令指定都市	2	16	74	△59	1	0	59	△59	1	16	—
黒字の団体	2	16	74	△59	1	0	59	△59	1	16	—
赤字の団体	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
中 核 市	8	106	209	△104	9	125	225	△100	△1	△19	△4
黒字の団体	8	106	209	△104	8	130	166	△35	—	△24	△69
赤字の団体	—	—	—	—	1	△6	59	△65	△1	6	65
特 例 市	10	62	187	△125	11	50	177	△127	△1	12	2
黒字の団体	10	62	187	△125	11	50	177	△127	△1	12	2
赤字の団体	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
都 市	158	983	7,587	△6,604	159	1,161	6,945	△5,784	△1	△178	△820
黒字の団体	150	1,383	7,110	△5,727	150	1,592	6,289	△4,696	—	△209	△1,031
赤字の団体	8	△400	476	△876	9	△431	656	△1,088	△1	31	212
町 村	199	948	6,554	△5,606	204	732	7,063	△6,331	△5	216	725
黒字の団体	193	1,829	6,169	△4,340	198	1,960	6,537	△4,576	△5	△131	236
赤字の団体	6	△881	386	△1,266	6	△1,229	526	△1,755	—	348	489
一部事務組合	1	0	0	0	2	46	17	29	△1	△46	△29
黒字の団体	1	0	0	0	2	46	17	29	△1	△46	△29
赤字の団体	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—

(注)「黒字の団体」、「赤字の団体」の区分は、実質収支による。

第120表 国民健康保険事業決算の状況（つづき）

その2 歳入歳出内訳

(1) 事業勘定

ア 歳 入

(単位 百万円・%)

区 分	平成22年度	平成21年度	増 減 額	決 算 額 構 成 比		増 減 率	
				22 年 度	21 年 度	22 年 度	21 年 度
保 險 税 (料)	2,989,183	3,051,726	△ 62,543	22.7	23.6	△ 2.0	△ 0.3
うち退職被保険者分	236,575	238,190	△ 1,615	1.8	1.8	△ 0.7	△ 5.5
一 部 負 担 金	26	571	△ 545	0.0	0.0	△ 95.4	2,184.0
うち退職被保険者分	1	551	△ 550	0.0	0.0	△ 99.8	55,000.0
国 庫 支 出 金	3,276,277	3,189,874	86,403	24.9	24.7	2.7	4.2
療養給付費等負担金	2,488,229	2,423,989	64,240	18.9	18.7	2.7	4.4
財政調整交付金等	788,048	765,885	22,163	6.0	5.9	2.9	3.6
療養給付費交付金	603,845	586,749	17,096	4.6	4.5	2.9	△ 33.4
前期高齢者交付金	2,713,544	2,668,483	45,061	20.6	20.6	1.7	9.5
都道府県支出金	585,896	569,263	16,633	4.5	4.4	2.9	3.1
財源補填的なもの	93,759	92,104	1,655	0.7	0.7	1.8	△ 4.9
その他のもの	492,137	477,159	14,978	3.8	3.7	3.1	4.8
共 同 事 業 交 付 金	1,428,485	1,414,581	13,904	10.9	10.9	1.0	2.9
他 会 計 繰 入 金	1,186,743	1,088,975	97,768	9.0	8.4	9.0	1.1
財源補填的なもの	344,634	309,650	34,984	2.6	2.4	11.3	△ 3.5
保険基盤安定制度に係るもの	430,438	387,145	43,293	3.3	3.0	11.2	3.9
高医療費基準超過額に係るもの	740	1,212	△ 472	0.0	0.0	△ 38.9	17.8
その他のもの	410,931	390,968	19,963	3.1	3.0	5.1	2.3
基 金 繰 入 金	71,634	64,359	7,275	0.5	0.5	11.3	14.1
繰 越 金	255,351	242,060	13,291	1.9	1.9	5.5	20.0
そ の 他 の 収 入	45,097	57,021	△ 11,924	0.4	0.5	△ 20.9	39.0
歳 入 合 計	13,156,081	12,933,662	222,419	100.0	100.0	1.7	1.5

第120表 国民健康保険事業決算の状況（つづき）

その2 歳入歳出内訳（つづき）

(1) 事業勘定（つづき）

イ 歳 出

(単位 百万円・%)

区 分	平成22年度	平成21年度	増 減 額	決 算 額 構 成 比		増 減 率	
				22 年 度	21 年 度	22 年 度	21 年 度
総 務 費	232,614	221,826	10,788	1.8	1.7	4.9	△ 2.5
一 般 管 理 費	148,628	146,565	2,063	1.1	1.1	1.4	△ 1.7
賦 課 徴 収 費	57,447	55,391	2,056	0.4	0.4	3.7	△ 5.3
連 合 会 負 担 金	12,162	5,355	6,807	0.1	0.0	127.1	5.1
そ の 他 の 総 務 費	14,377	14,515	△ 138	0.2	0.2	△ 1.0	△ 1.3
保 険 給 付 費	8,829,254	8,543,361	285,893	67.8	66.5	3.3	2.4
療 養 諸 費 等	8,627,485	8,362,267	265,218	66.3	65.1	3.2	2.5
そ の 他 の 給 付 費	169,208	153,421	15,787	1.2	1.2	10.3	△ 1.2
診 療 報 酬 審 査 支 払 手 数 料	32,561	27,673	4,888	0.3	0.2	17.7	0.9
老 人 保 健 拠 出 金	19,931	77,751	△ 57,820	0.2	0.6	△ 74.4	△ 76.7
後 期 高 齢 者 支 援 金 等	1,451,668	1,577,625	△ 125,957	11.1	12.3	△ 8.0	10.8
前 期 高 齢 者 納 付 金 等	2,527	4,554	△ 2,027	0.0	0.0	△ 44.5	50.0
介 護 給 付 費 納 付 金	627,050	589,999	37,051	4.8	4.6	6.3	△ 3.5
共 同 事 業 拠 出 金	1,435,434	1,422,000	13,434	11.0	11.1	0.9	2.7
共 同 事 業 医 療 費 拠 出 金	927,306	898,274	29,032	7.1	7.0	3.2	△ 2.5
共 同 事 業 事 務 費 拠 出 金	65,576	75,792	△ 10,216	0.5	0.6	△ 13.5	41.4
そ の 他 の 共 同 事 業 拠 出 金	442,552	447,934	△ 5,382	3.4	3.5	△ 1.2	9.4
保 健 事 業 費	91,554	88,515	3,039	0.7	0.7	3.4	6.6
繰 出 金	17,908	15,733	2,175	0.1	0.1	13.8	33.1
財 源 補 填 的 な も の	6,796	6,203	593	0.1	0.0	9.6	90.2
そ の 他 の も の	11,112	9,530	1,582	0.0	0.1	16.6	11.3
基 金 積 立 金	40,198	36,538	3,660	0.3	0.3	10.0	62.7
公 債 費	1,515	1,672	△ 157	0.0	0.0	△ 9.4	19.1
元 利 償 還 金	1,160	1,073	87	0.0	0.0	8.1	75.3
一 時 借 入 金 利 子	355	599	△ 244	0.0	0.0	△ 40.7	△ 24.4
前 年 度 繰 上 充 用 金	181,013	183,744	△ 2,731	1.4	1.4	△ 1.5	8.5
そ の 他 の 支 出	90,951	77,153	13,798	0.8	0.7	17.9	33.4
歳 出 合 計	13,021,617	12,840,471	181,146	100.0	100.0	1.4	1.3

第120表 国民健康保険事業決算の状況（つづき）

その2 歳入歳出内訳（つづき）

（2）直診勘定

ア 歳 入

（単位 百万円・%）

区 分	平成22年度	平成21年度	増 減 額	決 算 額 構 成 比		増 減 率	
				22 年 度	21 年 度	22 年 度	21 年 度
診 療 収 入	42,835	45,401	△ 2,566	63.6	63.8	△ 5.7	△ 2.4
国 庫 支 出 金	1,724	1,979	△ 255	2.6	2.8	△ 12.9	25.3
財 政 調 整 交 付 金	1,659	1,794	△ 135	2.5	2.5	△ 7.5	19.1
そ の 他	65	185	△ 120	0.1	0.3	△ 64.9	153.4
都 道 府 県 支 出 金	413	394	19	0.6	0.6	4.8	△ 5.3
他 会 計 繰 入 金	14,940	15,008	△ 68	22.2	21.1	△ 0.5	8.8
普通会計からのもの	14,133	14,008	125	21.0	19.7	0.9	8.0
事業勘定からのもの	737	870	△ 133	1.1	1.2	△ 15.3	14.0
その他の会計からのもの	70	130	△ 60	0.1	0.2	△ 46.2	103.1
基 金 繰 入 金	473	1,146	△ 673	0.7	1.6	△ 58.7	172.9
繰 越 金	3,700	3,277	423	5.5	4.6	12.9	△ 16.4
地 方 債	1,345	2,079	△ 734	2.0	2.9	△ 35.3	131.0
そ の 他 の 収 入	1,925	1,849	76	2.8	2.6	4.1	6.9
歳 入 合 計	67,355	71,133	△ 3,778	100.0	100.0	△ 5.3	2.7

イ 歳 出

（単位 百万円・%）

区 分	平成22年度	平成21年度	増 減 額	決 算 額 構 成 比		増 減 率	
				22 年 度	21 年 度	22 年 度	21 年 度
総 務 費	35,100	35,579	△ 479	54.0	51.6	△ 1.3	△ 0.5
医 業 費	21,750	23,928	△ 2,178	33.4	34.7	△ 9.1	△ 0.6
施 設 整 備 費	2,123	2,718	△ 595	3.3	3.9	△ 21.9	229.1
繰 出 金	329	522	△ 193	0.5	0.8	△ 37.0	87.1
普通会計に対するもの	167	237	△ 70	0.3	0.3	△ 29.5	36.2
事業勘定に対するもの	0	14	△ 14	0.0	0.0	△ 100.0	55.6
その他の会計に対するもの	162	271	△ 109	0.2	0.5	△ 40.2	182.3
基 金 積 立 金	498	228	270	0.8	0.3	118.4	△ 12.6
公 債 費	3,551	3,509	42	5.5	5.1	1.2	△ 1.3
元 利 償 還 金	3,544	3,506	38	5.4	5.1	1.1	△ 1.0
一 時 借 入 金 利 子	7	3	4	0.0	0.0	133.3	△ 78.6
前 年 度 繰 上 充 用 金	1,601	2,178	△ 577	2.5	3.2	△ 26.5	△ 17.2
そ の 他 の 支 出	94	242	△ 148	0.0	0.4	△ 61.2	△ 6.9
歳 出 合 計	65,046	68,904	△ 3,858	100.0	100.0	△ 5.6	1.9

第121表 老人保健医療事業決算の状況

その1 収支の状況

(単位 百万円)

区 分	平成 22 年 度						平成 21 年 度		比 較	
	団体数 (A)	歳入合計 (B)	歳出合計 (C)	歳入歳出差引 (B)-(C) (D)	繰越等 (E)	実質収支 (D)-(E) (F)	団体数 (G)	実質収支 (H)	団体数 (A)-(G)	実質収支 (F)-(H)
市 町 村	1,722	24,607	21,796	2,810	63	2,747	1,743	16,756	△ 21	△ 14,009
黒字の団体	1,721	24,606	21,796	2,811	63	2,747	1,654	16,962	67	△ 14,215
赤字の団体	1	0	0	△ 0	-	△ 0	89	△ 206	△ 88	206

(注)「黒字の団体」、「赤字の団体」の区分は、実質収支による。

その2 歳入歳出内訳

(1) 歳 入

(単位 百万円・%)

区 分	平成 22 年 度		平成 21 年 度		増 減 額	増 減 率
支 払 基 金 交 付 金	476	1.9	1,950	2.7	△ 1,474	△ 75.6
医 療 費 交 付 金	471	1.9	1,923	2.7	△ 1,452	△ 75.5
審査支払手数料交付金	5	0.0	26	0.0	△ 21	△ 80.8
国 庫 支 出 金	508	2.1	16,620	23.3	△ 16,112	△ 96.9
都 道 府 県 支 出 金	100	0.4	665	0.9	△ 565	△ 85.0
他 会 計 繰 入 金	2,978	12.1	6,944	9.7	△ 3,966	△ 57.1
医 療 費 に 係 る も の	641	2.6	2,745	3.9	△ 2,104	△ 76.6
そ の 他 の も の	2,337	9.5	4,199	5.8	△ 1,862	△ 44.3
繰 越 金	17,214	70.0	34,860	48.9	△ 17,646	△ 50.6
そ の 他 の 収 入	3,331	13.5	10,239	14.5	△ 6,908	△ 67.5
歳 入 合 計	24,607	100.0	71,278	100.0	△ 46,671	△ 65.5

(2) 歳 出

(単位 百万円・%)

区 分	平成 22 年 度		平成 21 年 度		増 減 額	増 減 率
総 務 費	2,427	11.1	3,756	6.9	△ 1,329	△ 35.4
人 件 費	1,913	8.8	2,839	5.2	△ 926	△ 32.6
そ の 他	514	2.3	917	1.7	△ 403	△ 43.9
医 療 諸 費	1,876	8.6	6,085	11.2	△ 4,209	△ 69.2
医 療 給 付 費 等	1,787	8.2	5,232	9.6	△ 3,445	△ 65.8
医 療 費	86	0.4	823	1.5	△ 737	△ 89.6
老人保健施設療養費	0	0.0	0	0.0	0	0.0
老人訪問看護療養費	1	0.0	14	0.0	△ 13	△ 92.9
審査支払手数料	2	0.0	15	0.0	△ 13	△ 86.7
繰 出 金	11,570	53.1	18,110	33.4	△ 6,540	△ 36.1
前年度繰上充用金	256	1.2	5,359	9.9	△ 5,103	△ 95.2
そ の 他 の 支 出	5,667	26.0	20,958	38.6	△ 15,291	△ 73.0
歳 出 合 計	21,796	100.0	54,268	100.0	△ 32,472	△ 59.8

(注) 特定療養費は、「医療給付費等」に含まれている。

第122表 後期高齢者医療事業決算の状況

その1 収支の状況

(単位 百万円)

区 分	平成 22 年 度						平成 21 年 度		比 較	
	団体数	歳入合計	歳出合計	歳入歳出差引 (B)-(C) (D)	繰越等 (E)	実質収支 (D)-(E) (F)	団体数	実質収支	団体数	実質収支
	(A)	(B)	(C)				(G)	(H)	(A)-(G)	(F)-(H)
広域連合	47	12,226,239	12,099,312	126,927	20	126,907	47	302,077	-	△ 175,170
黒字の団体	47	12,226,239	12,099,312	126,927	20	126,907	47	302,077	-	△ 175,170
赤字の団体	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-

(注)「黒字の団体」、「赤字の団体」の区分は、実質収支による。

その2 歳入歳出内訳

(1) 歳 入

(単位 百万円・%)

区 分	平成 22 年 度		平成 21 年 度		増 減 額	増 減 率
市 町 村 支 出 金	2,041,388	16.7	1,951,595	16.7	89,793	4.6
市 町 村 負 担 金	2,041,024	16.7	1,950,162	16.7	90,862	4.7
うち保険料等負担金	1,062,346	8.7	1,023,526	8.7	38,820	3.8
うち療養給付費負担金	916,860	7.5	869,872	7.4	46,988	5.4
市 町 村 補 助 金	365	0.0	1,433	0.0	△ 1,068	△ 74.5
国 庫 支 出 金	3,731,192	30.5	3,643,293	31.1	87,899	2.4
国 庫 負 担 金	2,795,687	22.9	2,727,731	23.3	67,956	2.5
うち療養給付費負担金	2,729,885	22.3	2,696,939	23.1	32,946	1.2
国 庫 補 助 金	935,505	7.7	915,562	7.8	19,943	2.2
うち財政調整交付金	923,237	7.6	900,509	7.7	22,728	2.5
都 道 府 県 支 出 金	981,075	8.0	899,731	7.7	81,344	9.0
都 道 府 県 負 担 金	962,282	7.9	898,773	7.7	63,509	7.1
うち療養給付費負担金	919,271	7.5	865,910	7.4	53,361	6.2
財政安定化基金支出金	17,777	0.1	-	-	17,777	皆増
都 道 府 県 補 助 金	1,017	0.0	958	0.0	59	6.2
支 払 基 金 交 付 金	4,976,652	40.7	4,751,760	40.6	224,892	4.7
特別高額医療費共同事業交付金	1,842	0.0	1,558	0.0	284	18.2
繰 入 金	173,484	1.4	183,487	1.6	△ 10,003	△ 5.5
一般会計繰入金	65,552	0.5	82,177	0.7	△ 16,625	△ 20.2
基金繰入金	107,933	0.9	101,310	0.9	6,623	6.5
繰 越 金	300,556	2.5	253,991	2.2	46,565	18.3
都道府県財政安定化基金借入金	1	0.0	-	-	1	皆増
そ の 他 の 収 入	20,049	0.2	14,550	0.1	5,499	37.8
歳 入 合 計	12,226,239	100.0	11,699,965	100.0	526,274	4.5

第122表 後期高齢者医療事業決算の状況（つづき）

その2 歳入歳出内訳（つづき）

(2) 歳 出

(単位 百万円・%)

区 分	平成 22 年 度		平成 21 年 度		増 減 額	増 減 率
	金額	率	金額	率		
総 務 費	38,878	0.3	38,382	0.3	496	1.3
人 件 費	5,879	0.0	6,063	0.1	△ 184	△ 3.0
そ の 他	32,999	0.3	32,319	0.2	680	2.1
保 険 給 付 費	11,733,996	97.0	11,040,300	96.9	693,696	6.3
療 養 諸 費	11,345,492	93.8	10,716,942	94.0	628,550	5.9
療 養 給 付 費	11,201,783	92.6	10,568,593	92.7	633,190	6.0
審 査 支 払 手 数 料	34,128	0.3	36,119	0.3	△ 1,991	△ 5.5
そ の 他	109,581	0.9	112,230	1.0	△ 2,649	△ 2.4
高 額 療 養 費	353,530	2.9	293,494	2.6	60,036	20.5
そ の 他 医 療 給 付 費	34,974	0.3	29,864	0.3	5,110	17.1
都道府県財政安定化基金拠出金	14,170	0.1	8,874	0.1	5,296	59.7
特別高額医療費共同事業拠出金	1,850	0.0	1,566	0.0	284	18.1
保 健 事 業 費	17,909	0.1	15,399	0.1	2,510	16.3
う ち 健 康 診 査 費	16,365	0.1	14,384	0.1	1,981	13.8
基 金 積 立 金	120,346	1.0	142,386	1.2	△ 22,040	△ 15.5
公 債 費	—	—	0	0.0	0	皆減
繰 出 金	4,040	0.0	2,455	0.0	1,585	64.6
前 年 度 繰 上 充 用 金	—	—	—	—	—	—
そ の 他 の 支 出	168,123	1.5	148,510	1.4	19,613	13.2
歳 出 合 計	12,099,312	100.0	11,397,872	100.0	701,440	6.2

資料編

第123表 介護保険事業決算の状況

その1 収支の状況

(1) 保険事業勘定

(単位 百万円)

区 分	平成 22 年 度						平成 21 年 度						比 較		
	団体数	実質収支 (A)	財 政 措 置 額			再差引収支 (A)-(B)-(C)+(D)	団体数	実質収支 (E)	財 政 措 置 額			再差引収支 (E)-(F)-(G)+(H)	団体数	実 質 収 支	再差引収 支
			財 政 援 助 額 (B)	繰入金 (C)	繰出金 (D)				財 政 援 助 額 (F)	繰入金 (G)	繰出金 (H)				
全 市 町 村	1,588	99,988	—	3,408	1,405	97,984	1,587	120,259	1	3,520	1,310	118,048	1	△20,271	△20,064
黒字の団体	1,562	99,792	—	994	1,389	100,188	1,564	119,611	1	717	1,290	120,183	△2	△19,819	△19,995
赤字の団体	26	196	—	2,415	15	△2,203	23	648	—	2,804	20	△2,136	3	△452	△67

(注)「黒字の団体」、「赤字の団体」の区分は、再差引収支による。

第123表 介護保険事業決算の状況

その1 収支の状況 (つづき)

(2) 介護サービス事業勘定

(単位 百万円)

区 分	平成22年度				平成21年度				比 較		
	団体数	実質収支 (A)	財政措置額 (B)	再差引収支 (A)-(B)	団体数	実質収支 (C)	財政措置額 (D)	再差引収支 (C)-(D)	団体数	実質収支	再差引収支
全 市 町 村	783	1,185	16,305	△15,120	798	1,104	16,602	△15,498	△15	81	378
黒字の団体	776	1,249	16,211	△14,963	786	1,170	16,362	△15,192	△10	79	229
赤字の団体	7	△63	93	△157	12	△66	240	△306	△5	3	149

(注)「黒字の団体」、「赤字の団体」の区分は、実質収支による。

その2 歳入歳出内訳

(1) 保険事業勘定

ア 歳 入

(単位 百万円・%)

区 分	平成22年度	平成21年度	増 減 額	決 算 額 構 成 比		増 減 率	
				22 年 度	21 年 度	22 年 度	21 年 度
保 険 料	1,402,894	1,390,160	12,734	17.9	18.4	0.9	2.4
国 庫 支 出 金	1,725,584	1,638,522	87,062	22.0	21.7	5.3	1.4
介 護 給 付 費 負 担 金	1,300,669	1,234,589	66,080	16.6	16.3	5.4	6.0
調 整 交 付 金	361,265	341,927	19,338	4.6	4.5	5.7	6.3
地 域 支 援 事 業 交 付 金 (介 護 予 防 事 業)	15,735	16,249	△ 514	0.2	0.2	△ 3.2	△ 4.8
地 域 支 援 事 業 交 付 金 (包 括 的 支 援 事 業 ・ 任 意 事 業)	45,546	43,769	1,777	0.6	0.6	4.1	6.2
そ の 他 の 補 助 金	2,369	1,988	381	0.0	0.1	19.2	△ 97.2
支 払 基 金 交 付 金	2,208,160	2,084,402	123,758	28.1	27.6	5.9	2.8
介 護 給 付 費 交 付 金	2,188,692	2,064,084	124,608	27.9	27.3	6.0	3.0
地 域 支 援 事 業 支 援 交 付 金	19,469	20,318	△ 849	0.2	0.3	△ 4.2	△ 19.1
都 道 府 県 支 出 金	1,108,047	1,052,953	55,094	14.1	13.9	5.2	6.0
財 源 補 填 的 な も の	—	1	△ 1	—	0.0	皆減	△ 98.8
うち財政安定化基金支出金	—	—	—	—	—	—	皆減
介 護 給 付 費 負 担 金	1,075,305	1,021,000	54,305	13.7	13.5	5.3	6.0
地 域 支 援 事 業 負 担 金	30,775	29,158	1,617	0.4	0.4	5.5	4.0
そ の 他 の も の	1,967	2,794	△ 827	0.0	0.0	△ 29.6	48.1
相 互 財 政 安 定 化 事 業 交 付 金	—	—	—	—	—	—	—
他 会 計 繰 入 金	1,167,571	1,120,563	47,008	14.9	14.8	4.2	4.5
財 源 補 填 的 な も の	3,408	3,520	△ 112	0.0	0.0	△ 3.2	△ 7.1
一 般 会 計 か ら の も の	1,154,317	1,097,855	56,462	14.7	14.5	5.1	5.1
介 護 給 付 費 繰 入 金	899,860	853,109	46,751	11.5	11.3	5.5	7.1
地 域 支 援 事 業 繰 入 金	31,301	30,633	668	0.4	0.4	2.2	4.5
そ の 他 一 般 会 計 繰 入 金	223,156	214,113	9,043	2.8	2.8	4.2	△ 2.3
そ の 他 の も の	9,846	19,188	△ 9,342	0.1	0.3	△ 48.7	△ 20.1
基 金 繰 入 金	115,669	80,028	35,641	1.5	1.1	44.5	280.5
繰 越 金	114,109	179,749	△ 65,640	1.5	2.4	△ 36.5	8.1
地 方 債	1,973	410	1,563	0.0	0.0	381.2	△ 52.0
うち財政安定化基金貸付金	1,955	392	1,563	0.0	0.0	398.7	△ 54.0
そ の 他 の 収 入	11,254	11,902	△ 648	0.0	0.1	△ 5.4	1.5
歳 入 合 計	7,855,261	7,558,689	296,572	100.0	100.0	3.9	4.0

第123表 介護保険事業決算の状況（つづき）

その2 歳入歳出内訳（つづき）

(1) 保険事業勘定（つづき）

イ 歳 出

(単位 百万円・%)

区 分	平成22年度	平成21年度	増 減 額	決 算 額 構 成 比		増 減 率	
				22 年 度	21 年 度	22 年 度	21 年 度
総 務 費	222,715	222,919	△ 204	2.9	3.0	△ 0.1	△ 3.7
保 険 給 付 費	7,266,021	6,883,585	382,436	93.7	92.6	5.6	7.1
介 護 諸 費 等	7,215,694	6,847,685	368,009	93.1	92.1	5.4	7.2
そ の 他 の 給 付 費	40,930	26,601	14,329	0.5	0.4	53.9	△ 16.0
審 査 支 払 手 数 料	9,397	9,299	98	0.1	0.1	1.1	3.8
財 政 安 定 化 基 金 拠 出 金	2	5	△ 3	0.0	0.0	△ 60.0	△ 99.9
相 互 財 政 安 定 化 事 業 負 担 金	1	—	1	0.0	—	皆増	皆減
地 域 支 援 事 業	165,087	160,063	5,024	2.1	2.2	3.1	6.1
介 護 予 防 事 業 費	52,691	52,098	593	0.7	0.7	1.1	3.7
包 括 支 援 事 業 ・ 任 意 事 業 費	112,397	107,965	4,432	1.4	1.5	4.1	7.3
保 健 福 祉 事 業 費	561	848	△ 287	0.0	0.0	△ 33.8	16.0
繰 出 金	13,436	15,954	△ 2,518	0.2	0.2	△ 15.8	1.0
財 源 補 填 的 な も の	1,405	1,310	95	0.0	0.0	7.3	△ 1.9
そ の 他 の も の	12,031	14,644	△ 2,613	0.2	0.2	△ 17.8	1.3
基 金 積 立 金	37,983	80,917	△ 42,934	0.5	1.1	△ 53.1	△ 51.0
公 債 費	1,601	2,205	△ 604	0.0	0.0	△ 27.4	△ 88.2
元 利 償 還 金	1,590	2,189	△ 599	0.0	0.0	△ 27.4	△ 88.3
一 時 借 入 金 利 子	11	16	△ 5	0.0	0.0	△ 31.3	6.7
前 年 度 繰 上 充 用 金	67	128	△ 61	0.0	0.0	△ 47.7	412.0
そ の 他 の 支 出	46,852	70,974	△ 24,122	0.6	0.9	△ 34.0	14.5
歳 出 合 計	7,754,326	7,437,598	316,728	100.0	100.0	4.3	5.1

第123表 介護保険事業決算の状況（つづき）

その2 歳入歳出内訳（つづき）

(2) 介護サービス事業勘定

ア 歳 入

(単位 百万円・%)

区 分	平成22年度	平成21年度	増 減 額	決 算 額 構 成 比		増 減 率	
				22年度	21年度	22年度	21年度
サ ー ビ ス 収 入	11,923	11,804	119	38.6	38.0	1.0	△ 5.3
分 担 金 及 び 負 担 金	52	60	△ 8	0.2	0.2	△ 13.3	7.1
使 用 料 及 び 手 数 料	196	198	△ 2	0.6	0.6	△ 1.0	△ 25.3
国 庫 支 出 金	23	12	11	0.1	0.0	91.7	△ 83.3
都 道 府 県 支 出 金	101	10	91	0.3	0.0	910.0	△ 72.2
財 産 収 入	2	2	0	0.0	0.0	0.0	0.0
寄 附 金	—	100	△ 100	—	0.3	皆減	9,900.0
他 会 計 繰 入 金	16,921	17,227	△ 306	54.8	55.5	△ 1.8	△ 4.1
普通会計からのもの	15,577	15,845	△ 268	50.4	51.1	△ 1.7	△ 4.7
保険事業勘定からのもの	1,314	1,355	△ 41	4.3	4.4	△ 3.0	3.1
その他の会計からのもの	30	27	3	0.1	0.0	11.1	92.9
基 金 繰 入 金	4	15	△ 11	0.0	0.0	△ 73.3	△ 65.1
繰 越 金	1,165	905	260	3.8	2.9	28.7	20.0
地 方 債	35	227	△ 192	0.1	0.7	△ 84.6	198.7
そ の 他 の 収 入	460	478	△ 18	1.5	1.8	△ 3.8	14.4
歳 入 合 計	30,882	31,038	△ 156	100.0	100.0	△ 0.5	△ 3.5

イ 歳 出

(単位 百万円・%)

区 分	平成22年度	平成21年度	増 減 額	決 算 額 構 成 比		増 減 率	
				22年度	21年度	22年度	21年度
総 務 費	6,412	6,409	3	21.7	21.5	0.0	△ 11.8
サ ー ビ ス 事 業 費	10,286	10,146	140	34.8	34.0	1.4	△ 6.8
施 設 整 備 費	563	308	255	1.9	1.0	82.8	△ 44.6
基 金 積 立 金	26	40	△ 14	0.1	0.1	△ 35.0	△ 43.7
公 債 費	10,368	10,960	△ 592	35.1	36.7	△ 5.4	2.4
元 利 償 還 金	10,368	10,960	△ 592	35.1	36.7	△ 5.4	2.4
一 時 借 入 金 利 子	0	0	0	0.0	0.0	0.0	0.0
他 会 計 繰 出 金	616	625	△ 9	2.1	2.1	△ 1.4	△ 9.0
普通会計に対するもの	314	347	△ 33	1.1	1.2	△ 9.5	△ 14.1
保険事業勘定に対するもの	270	247	23	0.9	0.8	9.3	△ 4.3
その他の会計に対するもの	32	31	1	0.1	0.1	3.2	24.0
前 年 度 繰 上 充 用 金	25	23	2	0.1	0.1	8.7	△ 14.8
そ の 他 の 支 出	1,268	1,314	△ 46	4.2	4.5	△ 3.5	16.6
歳 出 合 計	29,564	29,825	△ 261	100.0	100.0	△ 0.9	△ 4.8

第124表 収益事業決算の状況

その1 収支の状況（団体別）

（単位 百万円）

区 分	平成22年度										平成21年度		比 較	
	団体数 (A)	歳入合計 (B)	歳出合計 (C)	歳入歳出 差 引 (B)-(C) (D)	翌年度に 繰り越す べき財源 (E)	繰入金 (F)	繰出金 (G)	未収金 (H)	未払金 (I)	再差引 (D)-(E)-(F) +(G)+(H)-(I) (J)	団体数 (K)	再 差 引 (L)	団体数 (A)-(K)	再 差 引 (J)-(L)
都道府県	47	463,245	456,043	7,202	201	780	296,812	-	-	303,032	47	330,978	-	△27,946
黒字の団体	47	463,245	456,043	7,202	201	780	296,812	-	-	303,032	47	330,978	-	△27,946
赤字の団体	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
市町村	110	2,434,388	2,451,688	△17,300	2,931	17,348	98,457	2,812	6,632	57,059	113	74,975	△3	△17,916
黒字の団体	74	1,510,853	1,476,883	33,970	75	4,730	97,119	681	1,824	125,141	78	141,510	△4	△16,369
赤字の団体	36	923,535	974,805	△51,270	2,857	12,617	1,338	2,132	4,808	△68,083	35	△66,536	1	△1,547
合 計	157	2,897,632	2,907,730	△10,098	3,133	18,128	395,269	2,812	6,632	360,091	160	405,952	△3	△45,861
黒字の団体	121	1,974,098	1,932,926	41,172	276	5,510	393,931	681	1,824	428,174	125	472,488	△4	△44,314
赤字の団体	36	923,535	974,805	△51,270	2,857	12,617	1,338	2,132	4,808	△68,083	35	△66,536	1	△1,547

（注）「黒字の団体」、「赤字の団体」の区分は、再差引による。

資料編

その2 収支の状況（事業別）

（単位 百万円・%）

区 分	競馬事業	自転車競走事業	小型自動車 競走事業	モーターボート 競走事業	宝くじ事業	合 計
歳入合計 (A)	394,217	688,537	98,246	1,332,089	384,543	2,897,632
歳出合計 (B)	435,035	689,852	95,531	1,303,538	383,776	2,907,730
歳入歳出差引 (A)-(B) (C)	△40,819	△1,315	2,716	28,552	768	△10,098
翌年度に繰り越すべき財源 (D)	-	202	-	2,931	-	3,133
繰入金 (E)	838	6,737	393	10,160	-	18,128
繰出金 (F)	99	4,079	510	8,676	381,904	395,269
未収金 (G)	1,181	8	-	1,623	-	2,812
未払金 (H)	2,121	-	-	4,511	-	6,632
再差引 (C) - (D) - (E) + (F) + (G) - (H) (I)	△42,497	△4,167	2,833	21,250	382,672	360,091
車馬券等売上額 (J)	334,590	635,146	86,557	843,219	907,214	2,806,727
収益率 (I) / (J) × 100	△12.7	△0.7	3.3	2.5	42.2	12.8
前年度収益率	△12.2	0.4	3.0	3.1	42.4	13.1
施行団体数	53	61	7	107	66	294
都道府県	12	7	1	1	47	68
市町村	41	54	6	106	19	226

（注）1 施行団体数は、平成22年4月1日現在の団体数である。
 2 施行団体数は、1団体が2以上の事業を実施している場合はそれぞれの事業ごとに1団体としている。
 3 宝くじ事業の車馬券等売上額は、消化額を計上している。

第124表 収益事業決算の状況（つづき）

その3 収益金繰入金の使途状況

（単位 百万円）

区 分	収益金繰入額	内 訳								
		民生費	衛生費	土木費	農林水産業費	商工費	教育費	災害復旧費	その他	公営事業へ会計繰出し
競馬事業	158	—	—	115	8	—	35	—	—	—
都道府県	115	—	—	115	—	—	—	—	—	—
市町村	43	—	—	—	8	—	35	—	—	—
自転車競走事業	4,078	1,083	581	460	40	107	1,276	66	465	—
都道府県	318	17	60	75	—	—	—	66	100	—
市町村	3,760	1,066	522	385	40	107	1,276	—	364	—
小型自動車競走事業	510	510	—	—	—	—	—	—	—	—
都道府県	10	10	—	—	—	—	—	—	—	—
市町村	500	500	—	—	—	—	—	—	—	—
モーターボート競走事業	6,513	466	397	2,118	470	28	1,626	—	946	462
都道府県	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
市町村	6,513	466	397	2,118	470	28	1,626	—	946	462
宝くじ事業	381,837	66,821	15,611	122,185	6,221	13,538	49,582	163	107,716	—
都道府県	296,484	56,969	6,174	99,938	5,827	11,815	18,712	163	96,886	—
市町村	85,353	9,852	9,437	22,247	394	1,723	30,870	—	10,830	—
合 計	(100.0) 393,096	(17.5) 68,880	(4.2) 16,590	(31.8) 124,879	(1.7) 6,740	(3.5) 13,673	(13.4) 52,518	(0.1) 230	(27.7) 109,124	(0.1) 462
都道府県	296,928	56,996	6,234	100,128	5,827	11,815	18,712	230	96,986	—
市町村	96,168	11,884	10,356	24,751	913	1,857	33,806	—	12,139	462

（注）合計の（ ）書きは、構成比（%）である。

第125表 公立大学附属病院事業決算の状況

（単位 百万円・%）

区 分	平成22年度	平成21年度	比 較	
			増 減 額	増 減 率
収益的支				
総 収 益 (A)	1,943	1,831	112	6.1
総 費 用 (B)	1,900	1,872	28	1.5
資本的支				
資 本 的 収 入 (C)	299	282	17	6.0
資 本 的 支 出 (D)	299	282	17	6.0
収支差引 (A)－(B)＋(C)－(D) (E)	43	△41	84	204.9
積 立 金 (F)	—	—	—	—
繰 越 金 (G)	119	160	△41	△25.6
前年度繰上充用金 (H)	—	—	—	—
形式収支 (E)－(F)＋(G)－(H) (I)	162	119	43	36.1
翌年度に繰り越すべき財源 (J)	45	—	45	皆増
実 質 収 支 (I)－(J)	117	119	△2	△1.7

（注）1 上表に該当するのは、都道府県が設置する大学の附属病院事業会計（1事業会計）である。
2 市町村が設置する大学の附属病院事業会計については、各大学がすべて地方独立行政法人化したため、含まれていない。

第126表 農業共済事業決算の状況

(単位 百万円)

区 分	平 成 22 年 度											平成21年度		比 較	
	団体数 (A)	歳入 合計 (B)	歳出 合計 (C)	歳入歳出 差 引 (B)-(C) (D)	支 払 準備金 積立額 (E)	責 任 準備金 積立額 (F)	繰入金 (G)	繰出金 (H)	未収金 (I)	未払金 (J)	再 差 引 (D)-(E)-(F)- (G)+(H)+(I)-(J) (K)	団体数 (L)	再差引 (M)	団体数 (A)-(L)	再差引 (K)-(M)
市 町 村	56	14,658	13,990	668	236	386	3,350	173	571	749	△3,308	70	△2,062	△14	△1,246
黒字の団体	8	1,004	923	80	0	21	64	5	29	17	12	11	1,850	△3	△1,838
赤字の団体	48	13,654	13,067	588	236	365	3,287	169	542	731	△3,320	59	△3,912	△11	592

(注)「黒字の団体」、「赤字の団体」の区分は、再差引による。

第127表 交通災害共済事業（直営方式）決算の状況

(単位 百万円)

区 分	平 成 22 年 度										平成21年度		比 較	
	団体数 (A)	歳入合計 (B)	歳出合計 (C)	歳入歳出 差 引 (B)-(C) (D)	未 経 過 共済掛金 (E)	繰入金 (F)	繰出金 (G)	未収金 (H)	未払金 (I)	再 差 引 (D)-(E)-(F)- (G)+(H)-(I) (J)	団体数 (K)	再差引 (L)	団体数 (A)-(K)	再差引 (J)-(L)
都 道 府 県	1	452	452	-	-	-	386	-	-	386	1	-	-	386
黒字の団体	1	452	452	-	-	-	386	-	-	386	1	-	-	386
赤字の団体	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
市 町 村	88	7,368	6,161	1,207	80	50	559	0	0	1,636	99	2,515	△11	△879
黒字の団体	73	6,943	5,752	1,191	54	26	559	0	0	1,670	80	2,613	△7	△943
赤字の団体	15	426	410	16	26	24	-	-	-	△34	19	△98	△4	64
合 計	89	7,820	6,614	1,207	80	50	945	0	0	2,022	100	2,515	△11	△493
黒字の団体	74	7,395	6,204	1,191	54	26	945	0	0	2,057	81	2,613	△7	△556
赤字の団体	15	426	410	16	26	24	-	-	-	△34	19	△98	△4	64

(注)「黒字の団体」、「赤字の団体」の区分は、再差引による。

第128表 企業債等の状況

(単位 百万円)

区 分	平成22年度償還額			平成22年度末 現在高
	元 金	利 子	計	
地方公営企業	4,362,245	1,290,910	5,653,155	53,347,697
法適用企業	3,027,012	834,526	3,861,538	33,513,413
水道事業	693,145	248,262	941,408	9,051,018
工業用水道事業	47,505	15,046	62,551	496,692
交通事業	355,676	92,335	448,010	3,852,850
電気事業	14,083	4,734	18,818	118,669
ガス事業	11,791	2,889	14,680	122,953
病院事業	328,158	88,869	417,028	3,822,895
下水道事業	1,178,797	362,641	1,541,438	14,121,695
その他事業	397,855	19,750	417,605	1,926,640
法非適用企業	1,335,233	456,384	1,791,618	19,834,284
簡易水道事業	49,692	19,241	68,933	838,423
交通事業	946	68	1,014	4,198
下水道事業	954,247	401,207	1,355,454	16,425,675
その他事業	330,349	35,868	366,217	2,565,988
国民健康保険事業	4,196	508	4,705	30,950
老人医療保険事業	—	—	—	—
後期高齢者医療事業	—	—	—	—
介護保険事業	10,124	1,835	11,958	73,800
農業共済事業	—	—	—	—
公立大学附属病院事業	299	169	468	5,436
収益事業	6,022	684	6,706	55,968
合 計	4,382,886	1,294,106	5,676,992	53,513,851

第129表 地方公共団体金融機構の貸付状況

(単位 百万円)

区 分	平成22年度 貸付額	内 訳				貸 付 累 計 額	
		都 道 府 県	市	町 村	一 部 事 務 組 合 等		
公 営 住 宅 事 業	16,235	7,161	8,154	919	—	2,264,233	
社 会 福 祉 施 設 整 備 事 業	1,217	—	664	449	105	1,217	
一 般 事 業	6,243	1,291	4,948	4	—	1,237,465	
地 域 活 性 化 事 業	9,984	3,181	6,396	407	—	10,048	
防 災 対 策 事 業	18,598	13,658	4,358	470	113	18,696	
合 併 特 例 事 業	182,937	43,604	125,979	13,354	—	194,377	
地 方 道 路 等 整 備 事 業	126,191	25,855	92,340	7,996	—	10,031,461	
臨 時 財 政 対 策 債	766,236	279,614	405,360	81,263	—	1,215,031	
上 水 道 事 業	140,250	23,935	97,789	7,227	11,299	9,659,032	
簡 易 水 道 事 業	12,647	—	8,692	3,856	99	185,359	
工 業 用 水 道 事 業	11,122	8,529	2,513	80	—	1,050,746	
交 通 事 業	一 般 交 通	3,838	—	3,838	—	—	253,884
	都 市 高 速 鉄 道	46,180	3,000	43,180	—	—	3,206,471
電 気 事 業	529	452	77	—	—	293,069	
ガ ス 事 業	4,524	—	4,134	391	—	236,947	
港 湾 整 備 事 業	3,958	2,966	502	8	482	326,613	
病 院 事 業	53,396	15,019	30,963	3,335	4,080	798,848	
介 護 サ ー ビ ス 事 業	312	22	88	2	199	30,090	
市 場 事 業	3,764	102	3,546	41	75	416,338	
と 畜 場 事 業	151	—	137	13	—	12,764	
観 光 施 設 事 業	39	—	39	—	—	108,512	
有 料 道 路 事 業	—	—	—	—	—	85,561	
駐 車 場 整 備 事 業	780	—	780	—	—	280,165	
地 域 開 発 事 業	臨 海	—	—	—	—	—	443,730
	内 陸	—	—	—	—	—	161,149
	流 通	—	—	—	—	—	5,705
	市 街 地 再 開 発	—	—	—	—	—	39,656
	区 画 整 理	—	—	—	—	—	65,139
住 宅 用 地	—	—	—	—	—	210	
下 水 道 事 業	423,514	20,207	372,857	27,992	2,458	16,440,045	
産 業 廃 棄 物 処 理 事 業	251	51	200	—	—	15,758	
小 計 (A)	1,832,895	448,646	1,217,533	147,805	18,910	49,088,316	
貸 付 累 計 額 (B)	—	11,283,189	30,201,182	5,756,348	1,847,597	49,088,316	
受 託 貸 付	公 有 林 整 備 事 業	2,715	1,814	618	284	—	652,001
	草 地 開 発 事 業	111	52	10	49	—	62,162
	小 計 (C)	2,826	1,866	628	333	—	714,163
	貸 付 累 計 額 (D)	—	341,901	117,955	249,348	4,960	714,163
合 計 (A) + (C) (E)	1,835,721	450,512	1,218,161	148,138	18,910	49,802,479	
貸 付 累 計 額 (B) + (D)	—	11,625,090	30,319,136	6,005,696	1,852,557	49,802,479	
地 方 道 路 公 社 (F)	—	—	—	—	—	476,289	
土 地 開 発 公 社 (G)	—	—	—	—	—	48,190	
総 合 計 (E) + (F) + (G)	1,835,721	450,512	1,218,161	148,138	18,910	50,326,958	

(注) 1 地方公共団体金融機構提供のデータに基づき作成したものである。
 2 地方道路等整備事業には臨時地方道整備事業に係る額を含めている。
 3 一般事業には臨時河川等整備事業及び臨時高等学校整備事業に係る額を含めている。
 4 貸付累計額は、平成23年3月31日現在のものである。
 5 計数は、それぞれ四捨五入によっているので、端数において合計とは一致しないものがある。

第130表 地方財政計画

その1 歳入（通常収支分）

（単位 億円・％）

区 分	計 画 額			構 成 比			増 減 率		
	平成24年度	平成23年度	平成22年度	平成24年度	平成23年度	平成22年度	平成24年度	平成23年度	平成22年度
地 方 税	336,569	334,037	325,096	41.1	40.5	39.6	0.8	2.8	△ 10.2
地 方 譲 与 税	22,615	21,749	19,171	2.8	2.6	2.3	4.0	13.4	31.1
地方揮発油譲与税	2,803	2,778	2,777	0.3	0.3	0.3	0.9	0.0	57.4
石油ガス譲与税	113	119	123	0.0	0.0	0.0	△ 5.0	△ 3.3	△ 7.5
自動車重量譲与税	2,884	2,968	3,090	0.4	0.4	0.4	△ 2.8	△ 3.9	△ 6.4
航空機燃料譲与税	127	131	143	0.0	0.0	0.0	△ 3.1	△ 8.4	△ 5.9
特別とん譲与税	124	112	102	0.0	0.0	0.0	10.7	9.8	△ 18.4
地方法人特別譲与税	16,564	15,641	12,936	2.0	1.9	1.6	5.9	20.9	59.8
地 方 特 例 交 付 金	1,275	3,877	3,832	0.2	0.5	0.5	△ 67.1	1.2	△ 17.1
地 方 交 付 税	174,545	173,734	168,935	21.3	21.1	20.6	0.5	2.8	6.8
国 庫 支 出 金	117,604	121,745	115,663	14.4	14.8	14.1	△ 3.4	5.3	12.3
義務教育職員給与費負担金	15,575	15,666	15,938	1.9	1.9	1.9	△ 0.6	△ 1.7	△ 3.3
その他普通補助負担金等	74,315	77,533	69,244	9.1	9.4	8.4	△ 4.2	12.0	39.6
生活保護費負担金	28,299	26,044	22,367	3.5	3.2	2.7	8.7	16.4	6.8
児童保護費等負担金	5,474	5,378	5,140	0.7	0.7	0.6	1.8	4.6	△ 3.2
障害者自立支援給付費等負担金	9,767	8,503	7,841	1.2	1.0	1.0	14.9	8.4	16.7
子どものための金銭の給付交付金	14,585	21,226	16,699	1.8	2.6	2.0	△ 31.3	27.1	288.7
公立高等学校授業料不徴収交付金 及び高等学校等就学支援金交付金	3,906	3,867	3,876	0.5	0.5	0.5	1.0	△ 0.2	皆増
その他の補助負担金等	12,284	12,515	13,321	1.5	1.5	1.6	△ 1.8	△ 6.1	8.0
公共事業費補助負担金	24,984	25,656	27,668	3.1	3.1	3.4	△ 2.6	△ 7.3	12.2
普通建設事業費補助負担金	24,565	25,182	27,305	3.0	3.1	3.3	△ 2.5	△ 7.8	12.4
災害復旧事業費補助負担金	419	474	363	0.1	0.1	0.0	△ 11.6	30.6	△ 4.5
国有提供施設等所在市町村助成交付金	267	267	267	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	3.1
施設等所在市町村調整交付金	68	68	68	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	3.0
交通安全対策特別交付金	715	733	758	0.1	0.1	0.1	△ 2.5	△ 3.3	△ 3.3
電源立地地域対策等交付金	1,319	1,455	1,415	0.2	0.2	0.2	△ 9.3	2.8	△ 2.0
特定防衛施設周辺整備調整交付金	305	311	248	0.0	0.0	0.0	△ 1.9	25.4	1.6
石油貯蔵施設立地対策等交付金	56	56	57	0.0	0.0	0.0	0.0	△ 1.8	△ 1.7
地 方 債	111,654	114,772	134,939	13.6	13.9	16.4	△ 2.7	△ 14.9	14.0
使 用 料 及 び 手 数 料	14,037	14,279	13,126	1.7	1.7	1.6	△ 1.7	8.8	△ 17.2
雑 収 入	40,444	40,861	40,506	4.9	4.9	4.9	△ 1.0	0.9	△ 17.4
緊急防災・減災事業一般財源充当分	△ 96	—	—	—	—	—	—	—	—
歳 入 合 計	818,647	825,054	821,268	100.0	100.0	100.0	△ 0.8	0.5	△ 0.5

(注) 1 平成22年度は、平成23年度と比較対照のため、一部組替えをしている。

2 平成24年度の構成比については、緊急防災・減災事業一般財源充当分（△96億円）を含まない場合の歳入合計（81兆8,743億円）に対する構成比である。

第130表 地方財政計画（つづき）

その2 歳入（復旧・復興事業）

（単位 億円・％）

区 分	計 画 額			構 成 比			増 減 率		
	平成24年度	平成23年度	平成22年度	平成24年度	平成23年度	平成22年度	平成24年度	平成23年度	平成22年度
震災復興特別交付税	6,855	—	—	38.5	—	—	皆増	—	—
国庫支出金	10,772	—	—	60.6	—	—	皆増	—	—
災害救助費等負担金	494	—	—	2.8	—	—	皆増	—	—
災害等廃棄物処理事業費補助金	2,958	—	—	16.6	—	—	皆増	—	—
河川等災害復旧事業費補助	988	—	—	5.6	—	—	皆増	—	—
社会資本整備総合交付金	267	—	—	1.5	—	—	皆増	—	—
循環型社会形成推進交付金	176	—	—	1.0	—	—	皆増	—	—
東日本大震災復興交付金	2,842	—	—	16.0	—	—	皆増	—	—
放射線量低減対策特別緊急 事業費補助金	1,043	—	—	5.9	—	—	皆増	—	—
中小企業協同組合等共同 施設等災害復旧補助金	500	—	—	2.8	—	—	皆増	—	—
そ の 他	1,504	—	—	8.5	—	—	皆増	—	—
地 方 債	127	—	—	0.7	—	—	皆増	—	—
雑 収 入	34	—	—	0.2	—	—	皆増	—	—
歳 入 合 計	17,788	—	—	100.0	—	—	皆増	—	—

その3 歳入（緊急防災・減災事業）

（単位 億円・％）

区 分	計 画 額			構 成 比			増 減 率		
	平成24年度	平成23年度	平成22年度	平成24年度	平成23年度	平成22年度	平成24年度	平成23年度	平成22年度
一般財源充当分	96	—	—	1.5	—	—	皆増	—	—
国庫支出金	2,059	—	—	32.5	—	—	皆増	—	—
公立学校施設整備費負担金	212	—	—	3.3	—	—	皆増	—	—
学校施設環境改善交付金	456	—	—	7.2	—	—	皆増	—	—
社会資本整備総合交付金	1,077	—	—	17.0	—	—	皆増	—	—
そ の 他	314	—	—	5.0	—	—	皆増	—	—
地 方 債	4,173	—	—	65.9	—	—	皆増	—	—
雑 収 入	1	—	—	0.0	—	—	皆増	—	—
歳 入 合 計	6,329	—	—	100.0	—	—	皆増	—	—

第130表 地方財政計画（つづき）

その4 歳 出（通常収支分）

（単位 億円・％）

区 分	計 画 額			構 成 比			増 減 率		
	平成24年度	平成23年度	平成22年度	平成24年度	平成23年度	平成22年度	平成24年度	平成23年度	平成22年度
給 与 関 係 経 費	209,760	212,694	216,864	25.6	25.8	26.4	△ 1.4	△ 1.9	△ 2.0
給 与 費（地方議会議員 共済会負担金及び退職手当を除く）	187,154	180,033 (189,340)	183,692	22.9	21.8 (22.9)	22.4	△ 1.2	△ 2.0	△ 2.9
義 務 教 育 教 職 員	58,532	55,085 (59,508)	55,508	7.1	6.7 (7.2)	6.8	△ 1.6	△ 0.8	△ 2.8
警 察 関 係 職 員	23,104	22,341 (23,371)	22,343	2.8	2.7 (2.8)	2.7	△ 1.1	△ 0.0	△ 3.6
消 防 職 員	12,184	11,968 (12,320)	12,095	1.5	1.5 (1.5)	1.5	△ 1.1	△ 1.1	△ 0.9
一般職員及び義務制以外の 教員並びに特別職等	93,334	90,639 (94,141)	93,746	11.4	11.0 (11.4)	11.4	△ 0.9	△ 3.3	△ 3.0
追 加 費 用	—	9,307	9,820		1.1	1.2	皆減	△ 5.2	20.0
地方議会議員共済会負担金	857	1,347	240	0.1	0.2	0.0	△ 36.4	461.3	…
退 職 手 当	21,513	21,733	22,800	2.6	2.6	2.8	△ 1.0	△ 4.7	△ 3.5
恩 給 費	236	274	312	0.0	0.0	0.0	△ 13.9	△ 12.2	△ 9.6
一 般 行 政 経 費	311,406	308,226	294,331	38.0	37.3	35.8	1.0	4.7	8.0
国庫補助負担金等を伴うもの	158,820	157,481	144,313	19.4	19.1	17.6	0.9	9.1	17.4
生 活 保 護 費	37,731	34,726	29,823	4.6	4.2	3.6	8.7	16.4	6.8
児 童 保 護 費	10,949	10,756	10,279	1.3	1.3	1.3	1.8	4.6	△ 3.2
障害者自立支援給付費	19,534	17,005	15,682	2.4	2.1	1.9	14.9	8.4	16.7
後期高齢者医療給付費	21,309	19,844	18,865	2.6	2.4	2.3	7.4	5.2	2.1
介 護 給 付 費	22,442	20,925	19,874	2.7	2.5	2.4	7.2	5.3	5.0
子どものための金銭の給付交付金	20,730	26,691	22,177	2.5	3.2	2.7	△ 22.3	20.4	138.1
その他の一般行政経費	26,125	27,534	27,613	3.2	3.3	3.4	△ 5.1	△ 0.3	14.2
国庫補助負担金を伴わないもの	138,095	138,601	138,285	16.9	16.8	16.8	△ 0.4	0.2	0.0
国民健康保険・後期高齢者 医療制度関係事業費	14,491	12,144	11,733	1.8	1.5	1.4	19.3	3.5	2.6
地域経済基盤強化・雇用等対策費	14,950	15,000	13,850	1.8	1.8	1.7	△ 0.3	8.3	53.9
公 債 費	130,790	132,423	134,025	16.0	16.0	16.3	△ 1.2	△ 1.2	0.8
維 持 補 修 費	9,667	9,612	9,663	1.2	1.2	1.2	0.6	△ 0.5	△ 0.2
投 資 的 経 費	108,984	113,032	119,074	13.3	13.7	14.5	△ 3.6	△ 5.1	△ 15.3
直 轄 事 業 負 担 金	5,876	6,415	7,072	0.7	0.8	0.9	△ 8.4	△ 9.3	△ 31.5
公 共 事 業 費	51,478	53,059	43,319	6.3	6.4	5.3	△ 3.0	22.5	△ 12.5
普 通 建 設 事 業 費	50,901	52,406	42,806	6.2	6.4	5.2	△ 2.9	22.4	△ 12.6
災 害 復 旧 事 業 費	577	653	513	0.1	0.1	0.1	△ 11.6	27.3	△ 1.3
一 般 事 業 費	33,222	34,936	49,405	4.1	4.2	6.0	△ 4.9	△ 29.3	△ 16.9
普 通 建 設 事 業 費	32,852	34,566	48,787	4.0	4.2	5.9	△ 5.0	△ 29.1	△ 16.9
災 害 復 旧 事 業 費	370	370	618	0.0	0.0	0.1	0.0	△ 40.1	△ 16.4
特 別 事 業 費	18,408	18,622	19,278	2.2	2.3	2.3	△ 1.1	△ 3.4	△ 9.8
過 疎 対 策 事 業 費	8,055	7,606	7,660	1.0	0.9	0.9	5.9	△ 0.7	0.5
地 域 活 性 化 事 業 費	559	593	711	0.1	0.1	0.1	△ 5.7	△ 16.6	△ 34.5
旧 合 併 特 例 事 業 費	7,722	8,312	8,740	0.9	1.0	1.1	△ 7.1	△ 4.9	△ 13.7
防 災 対 策 事 業 費	1,034	1,073	1,129	0.1	0.1	0.1	△ 3.6	△ 5.0	△ 15.0
施設整備事業費（一般財源化分）	1,038	1,038	1,038	0.1	0.1	0.1	0.0	0.0	△ 14.3
公 営 企 業 繰 出 金	26,590	26,867	26,961	3.2	3.2	3.3	△ 1.0	△ 0.3	1.3
収 益 勘 定 繰 出 金	13,239	13,553	13,562	1.6	1.6	1.7	△ 2.3	△ 0.1	1.2
資 本 勘 定 繰 出 金	13,351	13,314	13,399	1.6	1.6	1.6	0.3	△ 0.6	1.3
地方交付税の不交付団体における 平均水準を超える必要経費	6,500	7,200	6,500	0.8	0.9	0.8	△ 9.7	10.8	△ 49.2
歳 出 合 計	818,647	825,054	821,268	100.0	100.0	100.0	△ 0.8	0.5	△ 0.5

(注) 1 平成22年度は、平成23年度と比較対照のため、一部組替えをしている。
 2 平成23年度は、平成24年度と比較対照のため、一部組替えをしている。
 3 計画額及び構成比の平成23年度の（ ）は、平成24年度と比較対照のため、「追加費用」を「給与費」へ組替えた額であり、平成24年度の増減率は、平成23年度の（ ）と比較している。
 4 地域経済基盤強化・雇用等対策費の平成23年度及び22年度の額は、「地方再生対策費」及び「地域活性化・雇用等対策費」の合算額である。

第130表 地方財政計画（つづき）

その5 歳 出（復旧・復興事業）

（単位 億円・％）

区 分	計 画 額			構 成 比			増 減 率		
	平成24年度	平成23年度	平成22年度	平成24年度	平成23年度	平成22年度	平成24年度	平成23年度	平成22年度
給 与 関 係 経 費	145	—	—	0.8	—	—	皆増	—	—
一 般 行 政 経 費	9,496	—	—	53.4	—	—	皆増	—	—
国庫補助負担金等を伴うもの	6,805	—	—	38.3	—	—	皆増	—	—
国庫補助負担金を伴わないもの	2,691	—	—	15.1	—	—	皆増	—	—
公 債 費	33	—	—	0.2	—	—	皆増	—	—
投 資 的 経 費	8,091	—	—	45.5	—	—	皆増	—	—
直 轄 事 業 負 担 金	555	—	—	3.1	—	—	皆増	—	—
公 共 事 業 費	6,836	—	—	38.4	—	—	皆増	—	—
一 般 事 業 費	700	—	—	3.9	—	—	皆増	—	—
公 営 企 業 繰 出 金	23	—	—	0.1	—	—	皆増	—	—
歳 出 合 計	17,788	—	—	100.0	—	—	皆増	—	—

その6 歳 出（緊急防災・減災事業）

（単位 億円・％）

区 分	計 画 額			構 成 比			増 減 率		
	平成24年度	平成23年度	平成22年度	平成24年度	平成23年度	平成22年度	平成24年度	平成23年度	平成22年度
一 般 行 政 経 費	120	—	—	1.9	—	—	皆増	—	—
国庫補助負担金等を伴うもの	70	—	—	1.1	—	—	皆増	—	—
国庫補助負担金を伴わないもの	50	—	—	0.8	—	—	皆増	—	—
公 債 費	30	—	—	0.5	—	—	皆増	—	—
投 資 的 経 費	5,743	—	—	90.7	—	—	皆増	—	—
直 轄 事 業 負 担 金	195	—	—	3.1	—	—	皆増	—	—
公 共 事 業 費	4,198	—	—	66.3	—	—	皆増	—	—
一 般 事 業 費	1,350	—	—	21.3	—	—	皆増	—	—
公 営 企 業 繰 出 金	436	—	—	6.9	—	—	皆増	—	—
歳 出 合 計	6,329	—	—	100.0	—	—	皆増	—	—

第131表 地方交付税の状況

その1 算定基礎

(単位 百万円)

区 分	平成24年度	平成23年度			平成22年度		
		当 初	補 正	補 正 後	当 初	補 正	補 正 後
所 得 税 (a)	13,491,000	13,490,000	△ 90,000	13,400,000	12,614,000	194,000	12,808,000
酒 税 (b)	1,340,000	1,348,000	—	1,348,000	1,383,000	—	1,383,000
小 計 (a) + (b) (c)	14,831,000	14,838,000	△ 90,000	14,748,000	13,997,000	194,000	14,191,000
法 人 税 (d)	8,808,000	7,792,000	1,015,000	8,807,000	5,953,000	1,536,000	7,489,000
消 費 税 (e)	10,423,000	10,199,000	—	10,199,000	9,638,000	517,000	10,155,000
た ば こ 税 (f)	945,000	816,000	178,000	994,000	827,000	—	827,000
地 方 交 付 税 (g)	16,466,544	16,396,858	1,026,269	17,423,127	17,094,542	1,312,614	18,407,157
(c) × 32%	4,745,920	4,748,160	△ 28,800	4,719,360	4,479,040	62,080	4,541,120
(d) × 34%	2,994,720	2,649,280	345,100	2,994,380	2,024,020	522,240	2,546,260
(e) × 29.5%	3,074,785	3,008,705	—	3,008,705	2,843,210	152,515	2,995,725
(f) × 25%	236,250	204,000	44,500	248,500	206,750	—	206,750
精 算 分 等	△ 446,424	△ 99,887	545,469	445,582	△ 87,578	575,779	488,202
法 定 加 算 等	975,185	806,200	—	806,200	2,241,100	—	2,241,100
地方の財源不足の状況等を踏まえた別枠加算	1,050,000	1,050,000	—	1,050,000	—	—	—
歳出特別枠の上乗せ分見合いの別枠加算	—	215,000	—	215,000	—	—	—
臨時財政対策特例加算額	3,836,108	3,815,400	—	3,815,400	5,388,000	—	5,388,000
特 例 加 算 額	—	—	120,000	120,000	—	—	—
返 還 金 (h)	—	0	—	0	187	—	187
特 別 会 計 借 入 金 償 還 (i)	△ 100,000	△ 100,000	—	△ 100,000	—	—	—
借 入 金 等 利 子 充 当 分 (j)	△ 242,800	△ 436,100	—	△ 436,100	△ 571,200	—	△ 571,200
剰 余 金 の 活 用 (k)	520,000	500,000	—	500,000	370,000	—	370,000
地方公共団体金融機構の公庫債権金利変動準備金の活用 (l)	350,000	—	—	—	—	—	—
前年度からの繰越金 (m)	460,800	1,012,592	—	1,012,592	—	—	—
翌年度への繰越金 (n)	—	—	△ 460,800	△ 460,800	—	△ 1,012,592	△ 1,012,592
合 計 (g) ~ (n)	17,454,544	17,373,350	565,469	17,938,819	16,893,529	300,022	17,193,551

資料編

平成23・24年度の地方財政

その2 普通交付税算定状況 (平成23年度)

(単位 百万円・%)

区 分	基 準 財 政 需 要 額			基 準 財 政 収 入 額			財 源 超 過 額	財 源 不 足 額	普 通 交 付 税	
	財源不足団体	財源超過団体	計	財源不足団体	財源超過団体	計			交付額	構成比
都 道 府 県	17,950,718	1,866,987	19,817,705	9,225,199	1,576,580	10,801,779	—	8,725,519	8,725,519	53.1
市 町 村	20,866,370	2,021,320	22,887,690	13,172,572	2,594,163	15,766,734	572,842	7,693,798	7,693,798	46.9
政令指定都市	4,326,331	1,448,695	5,775,026	3,706,656	1,942,935	5,649,591	494,239	619,675	619,675	3.8
中 核 市	2,643,369	—	2,643,369	1,906,389	—	1,906,389	—	736,980	736,980	4.5
特 例 市	1,495,875	30,380	1,526,255	1,167,087	33,717	1,200,805	3,337	328,787	328,787	2.0
都 市	9,331,716	436,767	9,768,483	5,264,803	490,285	5,755,089	53,518	4,066,912	4,066,912	24.8
町 村	3,069,080	105,478	3,174,557	1,127,636	127,225	1,254,861	21,748	1,941,444	1,941,444	11.8
合 計	38,817,088	3,888,307	42,705,395	22,397,770	4,170,743	26,568,513	572,842	16,419,317	16,419,317	100.0

(注) 1 本表の額は、当初算定の数値である。
 2 市町村分は、一般算定分と合併算定替分とを単純に合算したものである。

第132表 地方債計画

区 分	平成24年度			平成23年度 計 画 額	区 分	平成22年度		
	計 画 額					当 初 計 画	改 定 計 画	改 定 後 計 画 額
	(通常収支 対応分)	(東日本大震災に 関連する事業分) 東日本大震災 復旧・復興事業	緊急防災・ 減災事業					
一 般 会 計 債	45,631	165	4,173	48,267	一 般 会 計 債	51,951	4,527	56,478
公 共 事 業 等	18,630	—	—	19,980	一 般 公 共 事 業	14,985	1,830	16,815
公 営 住 宅 建 設 事 業	1,174	123	178	1,218	公 営 住 宅 建 設 事 業	1,283	—	1,283
災 害 復 旧 事 業	290	38	—	290	災 害 復 旧 事 業	321	188	509
緊 急 防 災 ・ 減 災 事 業	—	—	3,995	—	教 育 ・ 福 祉 施 設 等 整 備 事 業	5,062	1,825	6,887
教 育 ・ 福 祉 施 設 等 整 備 事 業	3,821	—	—	3,977	一 般 単 独 事 業	23,251	684	23,935
一 般 単 独 事 業	15,447	4	—	16,300	辺 地 及 び 過 疎 対 策 事 業	3,133	—	3,133
辺 地 及 び 過 疎 対 策 事 業	3,297	—	—	3,112	公 共 用 地 先 行 取 得 等 事 業	516	—	516
公 共 用 地 先 行 取 得 等 事 業	472	—	—	490	行 政 改 革 推 進	3,200	—	3,200
行 政 改 革 推 進	2,400	—	—	2,800	調 整	200	—	200
調 整	100	—	—	100				
公 営 企 業 債	24,432	44	373	23,280	公 営 企 業 債	24,756	283	25,039
水 道 事 業	3,636	10	216	3,674	水 道 事 業	3,535	43	3,578
工 業 用 水 道 事 業	276	—	1	221	工 業 用 水 道 事 業	233	5	238
交 通 事 業	2,356	—	—	2,357	交 通 事 業	2,698	119	2,817
電 気 事 業 ・ ガ ス 事 業	70	—	—	65	電 気 事 業 ・ ガ ス 事 業	61	—	61
港 湾 整 備 事 業	618	—	—	561	港 湾 整 備 事 業	515	—	515
病 院 事 業 ・ 介 護 サ ー ビ ス 事 業	3,374	21	—	2,844	病 院 事 業 ・ 介 護 サ ー ビ ス 事 業	2,779	—	2,779
市 場 事 業 ・ と 畜 場 事 業	759	1	—	224	市 場 事 業 ・ と 畜 場 事 業	934	—	934
地 域 開 発 事 業	1,304	—	—	1,567	地 域 開 発 事 業	1,459	—	1,459
下 水 道 事 業	11,908	12	156	11,659	下 水 道 事 業	12,500	116	12,616
観 光 そ の 他 事 業	131	—	—	108	観 光 そ の 他 事 業	42	—	42
合 計	70,063	209	4,546	71,547	合 計	76,707	4,810	81,517
公 営 企 業 借 換 債	300	—	—	300	公 営 企 業 借 換 債	300	—	300
被 災 施 設 借 換 債	—	150	—	—	臨 時 財 政 対 策 債	77,069	—	77,069
臨 時 財 政 対 策 債	61,333	—	—	61,593	退 職 手 当 債	4,900	—	4,900
退 職 手 当 債	3,700	—	—	3,900	国 の 予 算 等 貸 付 金 債	(1,185)	—	(1,185)
国 の 予 算 等 貸 付 金 債	(1,195)	(8)	—	(1,165)				
総 計	(1,195)	(8)	—	(1,165)	総 計	(1,185)	—	(1,185)
公 的 資 金	55,705	359	4,546	56,240	公 的 資 金	64,980	2,600	67,580
(国 の 予 算 等 貸 付 金)	(1,195)	(8)	—	(1,165)	(国 の 予 算 等 貸 付 金)	(1,185)	—	(1,185)
民 間 等 資 金	79,691	—	—	81,100	民 間 等 資 金	93,996	2,210	96,206

その他同意（許可）の見込まれる項目

- 1 旧資金運用部資金、旧簡易生命保険資金及び旧公営企業金融公庫資金の補償金免除繰上償還の財源として発行する借換債
- 2 資金区分の変更等を行う場合において発行する借換債
- 3 地方税等の減収が生じることとなる場合において発行する減収補填債
- 4 財政再生団体が発行する再生振替特例債

(備考)

- 1 国の予算等貸付金債の（ ）書は、地方道路整備臨時貸付金、災害援護資金などの国の予算等に基づく貸付金を財源とするものであって外書である。
- 2 平成24年度地方債計画においては、通常収支対応分、東日本大震災に関連する事業分のそれぞれについて策定している。

第133表 主要経済指標及び地方財政計画等の推移

その1 国内総生産（支出側）等

(単位 億円・%)

区 分	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22
国内総生産（支出側、名目）	5,017,106	4,980,088	5,018,891	5,027,608	5,053,494	5,091,063	5,130,233	4,895,201	4,738,592	4,792,046
国民所得（要素費用表示）	3,667,838	3,638,901	3,681,009	3,700,883	3,740,848	3,781,051	3,810,615	3,547,672	3,425,189	3,492,777
公 的 支 出	1,233,400	1,215,162	1,198,190	1,177,265	1,167,003	1,147,078	1,153,906	1,141,504	1,170,397	1,171,410
うち地方の公的支出	662,312	647,366	623,688	607,834	585,779	569,927	557,122	541,148	553,476	560,610
総固定資本形成のうち民間分	862,731	824,200	838,486	862,279	890,266	934,320	931,858	875,423	734,014	750,491
う ち 企 業 設 備	676,867	644,187	658,481	678,469	706,357	746,507	768,317	710,147	607,595	620,526
鉱工業生産指数 （平17＝100、暦年）	92.5	91.4	94.1	98.7	100.0	104.5	107.4	103.8	81.1	94.4
消費者物価指数 （平22＝100、暦年、 全国分）	101.9	101.0	100.7	100.7	100.4	100.7	100.7	102.1	100.7	100.0

区 分	増 減 率										指 数									
	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22
国内総生産（支出側、名目）	—	△ 0.7	0.8	0.2	0.5	0.7	0.8	△ 4.6	△ 3.2	1.1	100	99	100	100	101	101	102	98	94	96
国民所得（要素費用表示）	—	△ 0.8	1.2	0.5	1.1	1.1	0.8	△ 6.9	△ 3.5	2.0	100	99	100	101	102	103	104	97	93	95
公 的 支 出	—	△ 1.5	△ 1.4	△ 1.7	△ 0.9	△ 1.7	0.6	△ 1.1	2.5	0.1	100	99	97	95	95	93	94	93	95	95
うち地方の公的支出	—	△ 2.3	△ 3.7	△ 2.5	△ 3.6	△ 2.7	△ 2.2	△ 2.9	2.3	1.3	100	98	94	92	88	86	84	82	84	85
総固定資本形成のうち民間分	—	△ 4.5	1.7	2.8	3.2	4.9	△ 0.3	△ 6.1	△ 16.2	2.2	100	96	97	100	103	108	108	101	85	87
う ち 企 業 設 備	—	△ 4.8	2.2	3.0	4.1	5.7	2.9	△ 7.6	△ 14.4	2.1	100	95	97	100	104	110	114	105	90	92

(注) 1 鉱工業生産指数は経済産業省調べ、消費者物価指数は総務省調べ、その他は内閣府経済社会総合研究所調べ（93SNA、平成17年基準）による。
 2 公的支出＝政府最終消費支出＋公的総固定資本形成＋公的企業在庫品増加
 3 平成13年度の増減率については、前年度数値の算出基準（93SNA、平成12年基準）が異なるため、算出していない。

第133表 主要経済指標及び地方財政計画等の推移（つづき）

その2 予算及び地方財政計画等（当初）

（単位 百万円・％）

区 分	平成 12年度	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	
国の一般会計	84,987,053	82,652,379	81,229,993	81,789,078	82,110,925	82,182,918	79,686,024	82,908,808	83,061,340	88,548,001	92,299,193	
財政投融资計画	44,495,500	32,547,200	26,792,000	23,411,500	20,489,400	17,151,800	15,004,600	14,162,200	13,868,900	15,863,200	18,356,900	
地方財政計画	88,930,000	89,307,100	87,566,600	86,210,700	84,666,900	83,768,700	83,150,800	83,126,100	83,401,400	82,555,700	82,126,800	
うち	給与費	23,578,300	23,571,400	23,625,400	23,369,600	22,938,200	22,668,400	22,527,300	22,467,500	22,167,800	22,092,600	21,655,200
	投資的経費	28,418,700	27,170,500	24,598,500	23,286,800	21,328,300	19,676,100	16,888,900	15,232,800	14,815,100	14,061,700	11,907,400
	うち普通 建設事業費	28,243,200	26,984,000	24,436,500	23,107,700	21,156,700	19,507,900	16,717,300	15,113,800	14,693,800	13,930,100	11,788,100
地方債計画	(40,400) 16,310,600	(40,400) 16,499,800	(26,800) 16,523,900	(22,900) 18,484,500	(21,900) 17,484,300	(21,300) 15,536,600	(50,100) 13,946,600	(43,700) 12,510,800	(212,700) 12,477,600	(181,900) 14,184,400	(118,500) 15,897,600	

(注) () 書きは、平成17年度までは公営企業金融公庫が農林漁業金融公庫から委託を受けて地方公共団体に融資する公有林整備事業債及び草地開発事業債であって、外書である。
 なお、平成18年度以降は災害援護資金など国の予算等に基づく貸付金を財源とする国の予算貸付金債であって、公有林整備事業債及び草地開発事業債は国の予算貸付金債に含まれている。

区 分	増 減 率											指 数											
	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	
国の一般会計	3.8	△ 2.7	△ 1.7	0.7	0.4	0.1	△ 3.0	4.0	0.2	6.6	4.2	100	97	96	96	97	97	94	98	98	104	109	
財政投融资計画	△15.9	△26.9	△17.7	△12.6	△12.5	△16.3	△12.5	△ 5.6	△ 2.1	14.4	15.7	100	73	60	53	46	39	34	32	31	36	41	
地方財政計画	0.5	0.4	△ 1.9	△ 1.5	△ 1.8	△ 1.1	△ 0.7	△ 0.0	0.3	△ 1.0	△ 0.5	100	100	98	97	95	94	94	93	94	93	92	
うち	給与費	△ 0.1	△ 0.0	0.2	△ 1.1	△ 1.8	△ 1.2	△ 0.6	△ 0.3	△ 1.3	△ 0.3	△ 2.0	100	100	100	99	97	96	95	94	94	92	
	投資的経費	△ 3.6	△ 4.4	△ 9.5	△ 5.3	△ 8.4	△ 7.7	△14.2	△ 9.8	△ 2.7	△ 5.1	△15.3	100	96	87	82	75	69	59	54	52	49	42
	うち普通 建設事業費	△ 3.7	△ 4.5	△ 9.4	△ 5.4	△ 8.4	△ 7.8	△14.3	△ 9.6	△ 2.8	△ 5.2	△15.4	100	96	87	82	75	69	59	54	52	49	42
地方債計画	△ 0.5	1.2	0.1	11.9	△ 5.4	△11.1	△10.2	△10.3	△ 0.3	13.7	12.1	100	101	101	113	107	95	86	77	76	87	97	

資料編

第133表 主要経済指標及び地方財政計画等の推移（つづき）

その3 決算額（総括）

（単位 百万円・％）

区 分	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22
国の一般会計歳入	93,361,027	86,903,038	87,289,021	85,622,807	88,897,515	89,000,271	84,412,713	84,553,478	89,208,229	107,114,243	100,534,563
国 税	52,720,869	49,968,445	45,844,234	45,369,370	48,102,930	52,290,502	54,116,855	52,655,804	45,830,885	40,243,269	43,707,432
うち法人税	11,747,194	10,257,790	9,523,437	10,115,194	11,443,691	13,273,567	14,917,877	14,744,398	10,010,600	6,356,407	8,967,688
国の一般会計歳出	89,321,049	84,811,128	83,674,289	82,415,970	84,896,776	85,519,592	81,445,480	81,842,570	84,697,395	100,973,424	95,312,342
普通会計歳入	100,275,101	100,004,082	97,170,222	94,887,025	93,442,236	92,936,469	91,528,325	91,181,397	92,213,459	98,365,695	97,511,501
一 般 財 源	58,857,045	57,424,333	54,461,192	52,435,236	52,827,821	55,130,096	57,046,006	56,496,106	56,182,542	52,761,753	53,962,235
地 方 税	35,546,434	35,548,783	33,378,518	32,665,727	33,538,805	34,804,409	36,506,160	40,266,817	39,558,526	35,182,954	34,316,330
普通会計歳出	97,616,360	97,431,688	94,839,418	92,581,841	91,247,914	90,697,342	89,210,597	89,147,615	89,691,477	96,106,449	94,775,014
義 務 的 経 費	45,319,988	46,133,675	46,173,123	46,122,063	46,171,414	46,855,310	46,175,623	46,435,936	46,222,026	45,915,180	47,723,334
人 件 費	26,877,474	26,838,319	26,394,220	25,932,276	25,613,293	25,264,252	25,135,319	25,256,303	24,605,245	23,975,629	23,536,199
投 資 的 経 費	24,433,530	22,972,793	21,187,981	18,570,791	16,848,513	15,828,878	14,797,472	13,882,058	13,177,947	14,518,530	13,496,096
普通建設事業費	23,901,749	22,531,237	20,824,161	18,250,343	16,336,661	15,104,285	14,282,915	13,524,300	12,987,873	14,380,871	13,333,371
国と地方の歳出純計	159,031,054	153,304,002	150,852,091	147,151,585	149,844,995	150,644,425	147,812,066	149,237,559	150,479,040	166,102,984	160,083,935
租 税 総 額	88,267,303	85,517,229	79,222,752	78,035,098	81,641,735	87,094,911	90,623,016	92,922,621	85,389,411	75,426,223	78,023,762

(注) 1 国の一般会計歳入・歳出及び租税総額は、財務省資料による。
 2 国税は、租税（一般会計分、特別会計分）及び印紙収入の合計額である。

区 分	増 減 率											指 数										
	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22
国の一般会計歳入	△1.1	△6.9	0.4	△1.9	3.8	0.1	△5.2	0.2	5.5	20.1	△6.1	100	93	93	92	95	95	90	91	96	115	108
国 税	7.1	△5.2	△8.3	△1.0	6.0	8.7	3.5	△2.7	△13.0	△12.2	8.6	100	95	87	86	91	99	103	100	87	76	83
うち法人税	8.8	△12.7	△7.2	6.2	13.1	16.0	12.4	△1.2	△32.1	△36.5	41.1	100	87	81	86	97	113	127	126	85	54	76
国の一般会計歳出	0.3	△5.0	△1.3	△1.5	3.0	0.7	△4.8	0.5	3.5	19.2	△5.6	100	95	94	92	95	96	91	92	95	113	107
普通会計歳入	△3.6	△0.3	△2.8	△2.3	△1.5	△0.5	△1.5	△0.4	1.1	6.7	△0.9	100	100	97	95	93	93	91	91	92	98	97
一 般 財 源	3.0	△2.4	△5.2	△3.7	0.7	4.4	3.5	△1.0	△0.6	△6.1	2.3	100	98	93	89	90	94	97	96	95	90	92
地 方 税	1.5	0.0	△6.1	△2.1	2.7	3.8	4.9	10.3	△1.8	△11.1	△2.5	100	100	94	92	94	98	103	113	111	99	97
普通会計歳出	△3.9	△0.2	△2.7	△2.4	△1.4	△0.6	△1.6	△0.1	0.6	7.2	△1.4	100	100	97	95	93	93	91	91	92	98	97
義 務 的 経 費	△0.9	1.8	0.1	△0.1	0.1	1.5	△1.5	0.6	△0.5	△0.7	3.9	100	102	102	102	102	103	102	102	102	101	105
人 件 費	△0.6	△0.1	△1.7	△1.8	△1.2	△1.4	△0.5	0.5	△2.6	△2.6	△1.8	100	100	98	96	95	94	94	94	92	89	88
投 資 的 経 費	△8.9	△6.0	△7.8	△12.4	△9.3	△6.1	△6.5	△6.2	△5.1	10.2	△7.0	100	94	87	76	69	65	61	57	54	59	55
普通建設事業費	△8.5	△5.7	△7.6	△12.4	△10.5	△7.5	△5.4	△5.3	△4.0	10.7	△7.3	100	94	87	76	68	63	60	57	54	60	56
国と地方の歳出純計	△2.6	△3.6	△1.6	△2.5	1.8	0.5	△1.9	1.0	0.8	10.4	△3.6	100	96	95	93	94	95	93	94	95	104	101
租 税 総 額	4.8	△3.1	△7.4	△1.5	4.6	6.7	4.1	2.5	△8.1	△11.7	3.4	100	97	90	88	92	99	103	105	97	85	88

資料編

平成23・24年度の地方財政

第133表 主要経済指標及び地方財政計画等の推移（つづき）

その4 決算額（都道府県、市町村）

（単位 百万円・%）

区分	平成12年度	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	
都道府県	歳入	54,414,878	53,962,473	51,464,203	49,811,034	48,995,491	48,694,518	48,438,201	48,245,874	48,045,817	50,968,200	50,066,112
	一般財源	29,623,015	28,849,588	26,750,181	25,929,932	26,482,113	28,087,026	29,610,855	29,328,343	28,589,124	25,720,679	26,449,289
	地方税	17,456,122	17,406,306	15,556,230	15,425,989	16,306,851	17,137,360	18,345,200	20,793,974	20,012,065	16,508,841	15,932,318
	うち法人事業税	3,918,008	4,101,813	3,452,746	3,629,295	4,123,309	4,698,368	5,362,677	5,607,734	5,202,621	2,701,056	2,253,043
	歳出	53,399,328	52,922,242	50,503,923	48,917,026	48,193,452	47,873,301	47,535,945	47,488,298	47,348,951	50,245,294	49,059,536
	義務的経費	23,394,753	23,731,988	23,597,187	23,042,441	22,886,058	23,183,654	22,739,496	22,519,217	22,329,115	21,783,113	21,933,763
	人件費	15,791,464	15,797,848	15,629,637	15,344,347	15,217,601	15,008,561	15,011,336	15,086,939	14,729,715	14,286,152	14,110,126
	投資的経費	14,082,904	13,004,846	11,985,291	10,603,526	9,601,611	9,061,664	8,404,376	7,736,078	7,202,306	7,766,059	6,942,088
	普通建設事業費	13,736,243	12,724,095	11,750,675	10,398,069	9,292,358	8,559,253	8,065,535	7,503,000	7,074,676	7,689,046	6,855,149
	市町村	歳入	52,804,183	52,938,099	51,796,561	51,195,752	50,650,037	50,478,606	49,361,930	49,499,476	50,213,527	53,554,717
一般財源	31,653,845	30,983,176	29,450,753	28,333,778	28,361,304	28,981,918	29,436,021	29,160,840	29,365,170	28,751,723	29,203,478	
地方税	18,090,312	18,142,477	17,822,288	17,239,738	17,231,954	17,667,049	18,160,960	19,472,842	19,546,461	18,674,113	18,384,012	
歳出	51,160,992	51,405,936	50,426,038	49,784,576	49,257,753	49,060,696	47,946,457	48,223,270	48,388,411	52,018,378	52,124,114	
義務的経費	22,054,002	22,517,989	22,680,070	23,177,763	23,379,736	23,762,647	23,522,860	23,999,815	23,971,756	24,202,642	25,859,786	
人件費	11,086,010	11,040,471	10,764,582	10,587,929	10,395,692	10,255,691	10,123,983	10,169,364	9,875,530	9,689,476	9,426,074	
投資的経費	11,753,585	11,242,859	10,367,383	8,983,260	8,142,567	7,594,132	7,115,616	6,768,467	6,554,239	7,341,112	7,198,244	
普通建設事業費	11,505,621	11,048,447	10,209,150	8,837,387	7,892,320	7,270,119	6,872,533	6,602,388	6,470,337	7,266,328	7,103,828	

区分	増 減 率											指 数												
	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22		
都道府県	歳入	△ 1.2	△ 0.8	△ 4.6	△ 3.2	△ 1.6	△ 0.6	△ 0.5	△ 0.4	△ 0.4	△ 0.4	6.1	△ 1.8	100	99	95	92	90	89	89	89	88	94	92
	一般財源	6.4	△ 2.6	△ 7.3	△ 3.1	2.1	6.1	5.4	△ 1.0	△ 2.5	△ 10.0	2.8	100	97	90	88	89	95	100	99	97	87	89	
	地方税	6.2	△ 0.3	△ 10.6	△ 0.8	5.7	5.1	7.0	13.3	△ 3.8	△ 17.5	△ 3.5	100	100	89	88	93	98	105	119	115	95	91	
	うち法人事業税	5.8	4.7	△ 15.8	5.1	13.6	13.9	14.1	4.6	△ 7.2	△ 48.1	△ 16.6	100	105	88	93	105	120	137	143	133	69	58	
	歳出	△ 1.5	△ 0.9	△ 4.6	△ 3.1	△ 1.5	△ 0.7	△ 0.7	△ 0.1	△ 0.3	6.1	△ 2.4	100	99	95	92	90	90	89	89	89	94	92	
	義務的経費	2.1	1.4	△ 0.6	△ 2.4	△ 0.7	1.3	△ 1.9	△ 1.0	△ 0.8	△ 2.4	0.7	100	101	101	98	98	99	97	96	95	93	94	
	人件費	△ 0.7	0.0	△ 1.1	△ 1.8	△ 0.8	△ 1.4	0.0	0.5	△ 2.4	△ 3.0	△ 1.2	100	100	99	97	96	95	95	96	93	90	89	
	投資的経費	△ 10.2	△ 7.7	△ 7.8	△ 11.5	△ 9.4	△ 5.6	△ 7.3	△ 8.0	△ 6.9	7.8	△ 10.6	100	92	85	75	68	64	60	55	51	55	49	
	普通建設事業費	△ 9.8	△ 7.4	△ 7.7	△ 11.5	△ 10.6	△ 7.9	△ 5.8	△ 7.0	△ 5.7	8.7	△ 10.8	100	93	86	76	68	62	59	55	52	56	50	
	市町村	歳入	△ 4.9	0.3	△ 2.2	△ 1.2	△ 1.1	△ 0.3	△ 2.2	0.3	1.4	6.7	0.6	100	100	98	97	96	96	93	94	95	101	102
一般財源	1.3	△ 2.1	△ 4.9	△ 3.8	0.1	2.2	1.6	△ 0.9	0.7	△ 2.1	1.6	100	98	93	90	90	92	93	92	93	91	92		
地方税	△ 2.7	0.3	△ 1.8	△ 3.3	△ 0.0	2.5	2.8	7.2	0.4	△ 4.5	△ 1.6	100	100	99	95	95	98	100	108	108	103	102		
歳出	△ 5.3	0.5	△ 1.9	△ 1.3	△ 1.1	△ 0.4	△ 2.3	0.6	0.3	7.5	0.2	100	100	99	97	96	96	94	94	95	102	102		
義務的経費	△ 3.8	2.1	0.7	2.2	0.9	1.6	△ 1.0	2.0	△ 0.1	1.0	6.8	100	102	103	105	106	108	107	109	109	110	117		
人件費	△ 0.6	△ 0.4	△ 2.5	△ 1.6	△ 1.8	△ 1.3	△ 1.3	0.4	△ 2.9	△ 1.9	△ 2.7	100	100	97	96	94	93	91	92	89	87	85		
投資的経費	△ 8.3	△ 4.3	△ 7.8	△ 13.4	△ 9.4	△ 6.7	△ 6.3	△ 4.9	△ 3.2	12.0	△ 1.9	100	96	88	76	69	65	61	58	56	62	61		
普通建設事業費	△ 7.6	△ 4.0	△ 7.6	△ 13.4	△ 10.7	△ 7.9	△ 5.5	△ 3.9	△ 2.0	12.3	△ 2.2	100	96	89	77	69	63	60	57	56	63	62		

第134表 健全化判断比率が早期健全化基準以上である団体数の状況

区 分	団体数	実質赤字比率		連結実質赤字比率		実質公債費比率		将来負担比率		合 計		合計（純計）	
		平成 22年度	平成 21年度	平成 22年度	平成 21年度	平成 22年度	平成 21年度	平成 22年度	平成 21年度	平成 22年度	平成 21年度	平成 22年度	平成 21年度
都 道 府 県	47	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
政令指定都市	19	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
市 区	790	—	—	—	—	1 (1)	2 (1)	2	2	3 (1)	4 (1)	2 (1)	3 (1)
町 村	937	—	—	—	—	3	10	—	1	3	11	3	11
合 計	1,793	—	—	—	—	4 (1)	12 (1)	2	3	6 (1)	15 (1)	5 (1)	14 (1)

(注) 1 団体数及び各数値は、「平成22年度決算に基づく健全化判断比率・資金不足比率の概要（確報）」（平成23年12月28日総務省公表）による。（以下、135表から137表において同じ。）

2 () 内の数値は、財政再生基準以上である団体数であり、内数である。

3 将来負担比率には、財政再生基準はない。

第135表 団体別健全化判断比率の状況

その1 都道府県

(単位 %))

区 分	実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率
北海道	-	-	24.1	330.2
青森県	-	-	18.1	204.3
岩手県	-	-	15.6	286.1
宮城県	-	-	15.1	254.5
秋田県	-	-	14.4	236.0
山形県	-	-	14.2	243.1
福島県	-	-	14.4	183.4
茨城県	-	-	14.2	280.3
栃木県	-	-	11.5	155.8
群馬県	-	-	10.6	179.4
埼玉県	-	-	13.3	229.5
千葉県	-	-	11.2	206.3
東京都	-	-	2.2	93.6
神奈川県	-	-	9.9	193.1
新潟県	-	-	17.1	274.6
富山県	-	-	18.2	267.2
石川県	-	-	16.7	241.1
福井県	-	-	15.4	210.2
山梨県	-	-	15.7	227.6
長野県	-	-	15.4	204.8
岐阜県	-	-	19.6	227.8
静岡県	-	-	14.3	251.8
愛知県	-	-	13.4	264.3
三重県	-	-	13.0	191.3
滋賀県	-	-	15.6	239.5
京都府	-	-	12.8	249.0
大阪府	-	-	17.6	266.8
兵庫県	-	-	21.0	350.2
奈良県	-	-	11.5	215.8
和歌山県	-	-	11.8	190.4
鳥取県	-	-	11.7	125.1
島根県	-	-	17.0	187.0
岡山県	-	-	14.8	237.7
広島県	-	-	14.2	262.8
山口県	-	-	13.9	226.1
徳島県	-	-	21.2	238.6
香川県	-	-	15.2	209.8
愛媛県	-	-	16.8	183.2
高知県	-	-	15.7	168.6
福岡県	-	-	15.4	257.9
佐賀県	-	-	13.8	137.1
長崎県	-	-	12.8	183.0
熊本県	-	-	15.2	217.3
大分県	-	-	15.8	191.5
宮崎県	-	-	16.1	165.3
鹿児島県	-	-	16.4	242.4
沖縄県	-	-	11.2	99.3
平均	-	-	13.5	220.8

(注) 1 実質赤字額や連結実質赤字額がない場合は、「-」と表記している。
 2 平均値は加重平均である。

第135表 団体別健全化判断比率の状況（つづき）

その2 市区町村（政令指定都市を含む）

（単位 %）

区 分	実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率
札幌市	—	—	10.6	115.1
仙台市	—	—	11.9	155.2
さいたま市	—	—	6.1	47.7
千葉市	—	2.87	21.4	285.3
横浜市	—	—	18.0	234.4
川崎市	—	—	11.9	120.0
相模原市	—	—	4.3	30.1
新潟市	—	—	10.8	119.0
静岡市	—	—	12.7	109.9
浜松市	—	—	12.2	64.5
名古屋	—	—	12.1	216.3
京都市	—	0.16	13.1	235.0
大阪市	—	—	10.2	220.6
堺市	—	—	5.4	59.8
神戸市	—	—	12.9	172.4
岡山市	—	—	15.9	108.9
広島市	—	—	15.6	251.3
北九州市	—	—	11.7	166.0
福岡市	—	—	16.4	219.8
政令指定都市平均	—	—	12.8	176.1
市区平均	—	—	9.5	57.1
町村平均	—	—	12.7	50.6
市区町村平均	—	—	10.5	79.7

(注) 1 実質赤字額や連結実質赤字額がない場合は、「—」と表記している。
 2 平均値は加重平均である。
 3 「市区町村平均」には、政令指定都市を含んでいる。

第136表 項目別将来負担額等の状況

（単位 百万円）

区 分	都道府県	政令指定都市	市 区	町 村	合 計
1 一般会計等に係る地方債の現在高	90,480,421	19,302,609	31,576,773	6,155,854	147,515,657
2 債務負担行為に基づく支出予定額	1,561,881	492,826	1,708,960	178,154	3,941,821
3 公営企業債等繰入見込額	3,462,037	5,198,019	13,277,533	2,695,120	24,632,710
4 組合等負担等見込額	130,002	56,510	1,061,504	397,783	1,645,799
5 退職手当負担見込額	14,208,442	1,708,232	6,168,405	1,117,756	23,202,836
6 設立法人の負債額等負担見込額	949,414	573,413	535,703	56,029	2,114,559
7 連結実質赤字額	—	6,319	8,113	916	15,348
8 組合等連結実質赤字額負担見込額	6,326	2,685	8,260	2,803	20,074
9 充当可能基金	7,960,400	2,201,555	7,021,620	2,299,906	19,483,482
10 充当可能特定歳入	4,557,723	4,884,696	5,965,731	463,288	15,871,437
11 1~4に係る基準財政需要額算入見込額	47,150,528	11,272,810	31,306,784	6,176,590	95,906,712
12 標準財政規模	26,991,443	6,037,124	20,299,376	3,886,077	57,214,019
13 算入公債費等の額	3,842,449	938,118	2,723,043	602,331	8,105,941

(注) 将来負担比率の算式は、〔1~8の合計値(将来負担額) - 9~11の合計値(充当可能財源等)〕 / (12 - 13) である。

第137表 資金不足比率が経営健全化基準以上である公営企業会計数の状況

(単位 会計)

区 分	都 道 府 県	政 令 指 定 都 市	市 区 町 村	一 部 事 務 組 合 等	合 計
水 道 事 業	－ / 26	－ / 18	1 / 1,215	－ / 97	1 / 1,356
簡 易 水 道 事 業	－ / 1	－ / 7	－ / 842	－ / 5	－ / 855
工 業 用 水 道 事 業	－ / 41	－ / 8	－ / 95	－ / 8	－ / 152
交 通 事 業	－ / 3	3 / 20	4 / 67	－ / 3	7 / 93
電 気 事 業	－ / 25	－ / 4	－ / 30	－ / 4	－ / 63
ガ ス 事 業	－ / －	－ / 1	－ / 28	－ / 1	－ / 30
港 湾 整 備 事 業	－ / 33	－ / 4	1 / 39	－ / 6	1 / 82
病 院 事 業	－ / 42	－ / 17	6 / 500	3 / 79	9 / 638
市 場 事 業	－ / 9	1 / 18	2 / 137	－ / 10	3 / 174
と 畜 場 事 業	－ / 1	－ / 6	1 / 43	－ / 12	1 / 62
宅 地 造 成 事 業	－ / 51	－ / 20	2 / 406	2 / 8	4 / 485
下 水 道 事 業	－ / 45	－ / 29	1 / 2,545	－ / 22	1 / 2,641
観 光 施 設 事 業	－ / 6	－ / 6	9 / 302	－ / 1	9 / 315
そ の 他 事 業	－ / 15	－ / －	1 / 75	1 / 41	2 / 131
合 計	－ / 298	4 / 158	28 / 6,324	6 / 297	38 / 7,077

(注) 分母は事業区分別の公営企業会計数である。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律等の概要

法律の制定背景

地方公共団体の財政再建制度については、「地方財政再建促進特別措置法」（昭和30年法律第195号）による赤字の地方公共団体に対する財政再建制度と「地方公営企業法」による赤字企業に対する財政再建制度が設けられていたところであったが、地方分権を進める中で、この再建制度のあり方を検討するため、平成18年8月、「新しい地方財政再生制度研究会」が設置され、平成18年12月、その検討結果が「新しい地方財政再生制度研究会報告書」としてまとめられた。この中でこれまでの制度については、分かりやすい財政情報の開示や早期是正機能がない等の課題が指摘され、財政指標を整備してその公表の仕組みを設けるとともに、財政の早期健全化及び再生のための新たな制度を整備することが提言された。

これを踏まえ、政府は第166回国会に「地方公共団体の財政の健全化に関する法律案」を提出し、同法案は国会審議を経て平成19年6月22日に公布された（平成19年法律第94号。以下「地方公共団体財政健全化法」という。）。また、法律で政省令事項とされた財政指標の算定方法の細目や財政の早期健全化・再生の基準等については、「地方公共団体の財政の健全化に関する法律施行令」（平成19年政令第397号）及び「地方公共団体の財政の健全化に関する法律施行規則」（平成20年総務省令第8号）により定められた。

健全化判断比率の公表等

（ア）健全化判断比率の内容

「地方公共団体財政健全化法」においては、地方公共団体（都道府県、市町村及び特別区）の財政状況を客観的に表し、財政の早期健全化や再生の必要性を判断するためのものとして、以下の4つの財政指標を健全化判断比率として規定している。地方公共団体は、毎年度、前年度の決算に基づく健全化判断比率をその算定資料とともに監査委員の審査に付した上で議会に報告し、公表しなければならない。

- ① 実質赤字比率（当該地方公共団体の一般会計等を対象とした実質赤字額の標準財政規模に対する比率）
 - ② 連結実質赤字比率（当該地方公共団体の全会計を対象とした実質赤字額又は資金の不足額の標準財政規模に対する比率）
 - ③ 実質公債費比率（当該地方公共団体の一般会計等が負担する元利償還金及び準元利償還金の標準財政規模を基本とした額（※）に対する比率）
 - ④ 将来負担比率（地方公社や損失補償を行っている出資法人等に係るものも含め、当該地方公共団体の一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模を基本とした額（※）に対する比率）
- ※標準財政規模から元利償還金等に係る基準財政需要額算入額を控除した額

（健全化判断比率の概要）

$$\text{実質赤字比率} = \frac{\text{一般会計等の実質赤字額}}{\text{標準財政規模}}$$

- ・一般会計等の実質赤字額：
一般会計及び特別会計のうち普通会計に相当する会計における実質赤字の額
- ・実質赤字の額＝繰上充用額＋（支払繰延額＋事業繰越額）

$$\text{連結実質赤字比率} = \frac{\text{連結実質赤字額}}{\text{標準財政規模}}$$

- ・連結実質赤字額：イとロの合計額がハとニの合計額を超える場合の当該超える額
- イ 一般会計及び公営企業（地方公営企業法適用企業・非適用企業）以外の特別会計のうち、実質

赤字を生じた会計の実質赤字の合計額

- 公営企業の特別会計のうち、資金の不足額を生じた会計の資金の不足額の合計額
- ハ 一般会計及び公営企業以外の特別会計のうち、実質黒字を生じた会計の実質黒字の合計額
- ニ 公営企業の特別会計のうち、資金の剰余額を生じた会計の資金の剰余額の合計額

$$\text{実質公債費比率 (3か年平均)} = \frac{(\text{地方債の元利償還金} + \text{準元利償還金}) - (\text{特定財源} + \text{元利償還金} \cdot \text{準元利償還金に係る基準財政需要額算入額})}{\text{標準財政規模} - (\text{元利償還金} \cdot \text{準元利償還金に係る基準財政需要額算入額})}$$

・ 準元利償還金：イからホまでの合計額

- イ 満期一括償還地方債について、償還期間を30年とする元金均等年賦償還とした場合における1年当たりの元金償還金相当額
- 一般会計等から一般会計等以外の特別会計への繰出金のうち、公営企業債の償還の財源に充てたと認められるもの
- ハ 組合・地方開発事業団（組合等）への負担金・補助金のうち、組合等が起こした地方債の償還の財源に充てたと認められるもの
- ニ 債務負担行為に基づく支出のうち公債費に準ずるもの
- ホ 一時借入金の利子

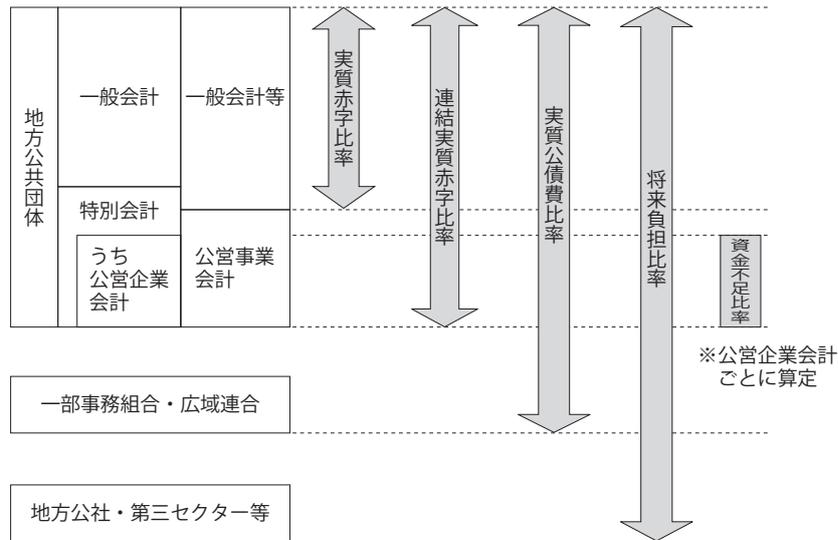
$$\text{将来負担比率} = \frac{\text{将来負担額} - (\text{充当可能基金} + \text{特定財源見込額} + \text{地方債現在高等に係る基準財政需要額算入見込額})}{\text{標準財政規模} - (\text{元利償還金} \cdot \text{準元利償還金に係る基準財政需要額算入額})}$$

・ 将来負担額：イからチまでの合計額

- イ 一般会計等の当該年度の前年度末における地方債現在高
 - 債務負担行為に基づく支出予定額（地方財政法第5条各号の経費に係るもの）
 - ハ 一般会計等以外の会計の地方債の元金償還に充てる一般会計等からの繰入見込額
 - ニ 当該団体が加入する組合等の地方債の元金償還に充てる当該団体からの負担等見込額
 - ホ 退職手当支給予定額（全職員に対する期末要支給額）のうち、一般会計等の負担見込額
 - ヘ 地方公共団体が設立した一定の法人の負債の額、その者のために債務を負担している場合の当該債務の額のうち、当該法人等の財務・経営状況を勘案した一般会計等の負担見込額
 - ト 連結実質赤字額
 - チ 組合等の連結実質赤字額相当額のうち一般会計等の負担見込額
- ・ 充当可能基金額：イからへまでの償還額等に充てることができる地方自治法第241条の基金

(イ) 健全化判断比率等の対象となる会計

健全化判断比率等の対象となる会計の範囲を図示すると、以下のとおりである。

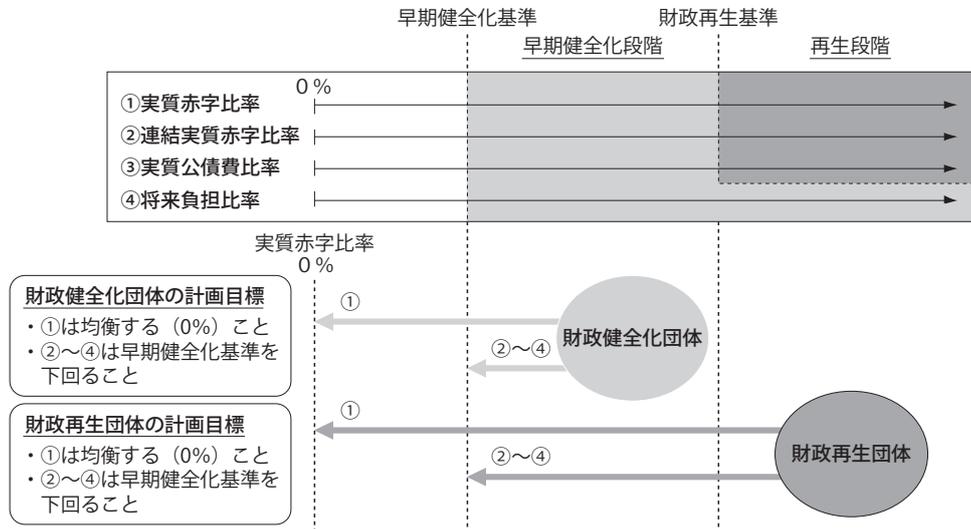


(ウ) 財政の早期健全化と財政の再生

地方公共団体は、健全化判断比率のいずれかが早期健全化基準以上である場合には、当該健全化判断比率を公表した年度の末日までに、財政健全化計画を定めなければならない。

また、再生判断比率（健全化判断比率のうちの将来負担比率を除いた3つの比率）のいずれかが財政再生基準以上である場合には、当該再生判断比率を公表した年度の末日までに、財政再生計画を定めなければならない。

財政の早期健全化、財政の再生における計画目標を図示すると、以下のとおりである。



☑ 資金不足比率の公表等

公営企業を経営する地方公共団体（組合及び地方開発事業団を含む。）は、毎年度、公営企業会計ごとに資金不足比率（資金の不足額の事業の規模に対する比率）を監査委員の審査に付した上で議会に報告し、公表しなければならない。資金不足比率が経営健全化基準以上となった場合には、経営健全化計画を定めなければならない。

(資金不足比率の概要)

$$\text{資金不足比率} = \frac{\text{資金の不足額}}{\text{事業の規模}}$$

・資金の不足額：

資金の不足額（法適用企業） = (流動負債+建設改良費等以外の経費の財源に充てるために起こした地方債の現在高-流動資産) - 解消可能資金不足額

資金の不足額（法非適用企業） = (繰上充用額+支払繰延額・事業繰越額+建設改良費等以外の経費の財源に充てるために起こした地方債現在高) - 解消可能資金不足額

※解消可能資金不足額：事業の性質上、事業開始後一定期間に構造的に資金の不足額が生じる等の事情がある場合において、資金の不足額から控除する一定の額。

※宅地造成事業を行う公営企業については、土地の評価に係る流動資産の算定等に関する特例がある。

・事業の規模：

事業の規模（法適用企業） = 営業収益の額-受託工事収益の額

事業の規模（法非適用企業） = 営業収益に相当する収入の額-受託工事収益に相当する収入の額

※指定管理者制度（利用料金制）を導入している公営企業については、営業収益の額に関する特例がある。

※宅地造成事業のみを行う公営企業の事業の規模については、「事業経営のための財源規模」（調達した資金規模）を示す資本及び負債の合計額とする。

早期健全化基準と財政再生基準

	早期健全化基準	財政再生基準
実質赤字比率	都：5.69% 道府県：3.75% 市区町村：財政規模に応じ11.25%～15%	都：8.88% 道府県：5% 市区町村：20%
連結実質赤字比率	都：10.69% 道府県：8.75% 市区町村：財政規模に応じ16.25%～20%	都：23.88% 道府県：15% ※ 市区町村：30% ※
実質公債費比率	都道府県・市区町村：25%	都道府県・市区町村：35%
将来負担比率	都道府県・政令指定都市：400% 市区町村：350%	—
資金不足比率	(経営健全化基準) 20%	—

※3年間（平成21年度～平成23年度）の経過的な基準（都道府県は25%→25%→20%、市区町村は40%→40%→35%）を設けており、経過措置期間終了後の財政再生基準は道府県：15%、市町村：30%となる。（東京都についても別途経過措置が設けられている。）

施行

健全化判断比率及び資金不足比率の公表に関する規定は、平成20年4月1日から施行され、平成19年度の決算に基づく健全化判断比率等から適用されている。また、財政健全化計画等の策定義務などその他の規定は、平成21年4月1日から施行され、平成20年度以降の決算に基づく健全化判断比率等に適用されている。

昭和60年度以降の市町村合併の実績及び予定

合併（予定）年月日	都道府県	新市町村名	合併関係市町村名	合併形態
昭和62年4月1日	岐阜県	藤橋村	藤橋村、徳山村	編入
昭和62年11月1日	宮城県	仙台市	仙台市、宮城町	編入
昭和62年11月30日	茨城県	つくば市	桜村、谷田部町、富里町、大穂町	新設
昭和63年1月31日	茨城県	つくば市	つくば市、筑波町	編入
昭和63年3月1日	宮城県	仙台市	仙台市、泉市	編入
昭和63年3月1日	宮城県	仙台市	仙台市、秋保町	編入
平成3年2月1日	熊本県	熊本市	熊本市、北部町	編入
平成3年2月1日	熊本県	熊本市	熊本市、河内町	編入
平成3年2月1日	熊本県	熊本市	熊本市、飽田町	編入
平成3年2月1日	熊本県	熊本市	熊本市、天明町	編入
平成3年4月1日	岩手県	北上市	北上市、和賀町、江釣子村	新設
平成3年5月1日	静岡県	浜松市	浜松市、可美村	編入
平成4年3月3日	茨城県	水戸市	水戸市、常澄村	編入
平成4年4月1日	岩手県	盛岡市	盛岡市、都南村	編入
平成5年7月1日	長野県	飯田市	飯田市、上郷町	編入
平成6年11月1日	茨城県	ひたちなか市	勝田市、那珂湊市	新設
平成7年9月1日	茨城県	鹿嶋市	鹿嶋町、大野村	編入
平成7年9月1日	東京都	あきる野市	秋川市、五日市町	新設
平成11年4月1日	兵庫県	篠山市	多紀郡篠山町、同郡西紀町、同郡丹南町、同郡今田町	新設
平成13年1月1日	新潟県	新潟市	新潟市、西蒲原郡黒埼町	編入
平成13年1月21日	東京都	西東京市	田無市、保谷市	新設
平成13年4月1日	茨城県	潮来市	行方郡潮来町、同郡牛堀町	編入
平成13年5月1日	埼玉県	さいたま市	浦和市、大宮市、与野市	新設
平成13年11月15日	岩手県	大船渡市	大船渡市、気仙郡三陸町	編入
平成14年4月1日	香川県	さぬき市	大川郡津田町、同郡大川町、同郡志度町、同郡寒川町、同郡長尾町	新設
平成14年4月1日	沖縄県	久米島町	島尻郡仲里村、同郡具志川村	新設
平成14年11月1日	茨城県	つくば市	つくば市、稲敷郡茎崎町	編入
平成15年2月3日	広島県	福山市	福山市、沼隈郡内海町、芦品郡新市町	編入
平成15年3月1日	山梨県	南部町	南巨摩郡南部町、同郡富沢町	新設
平成15年3月1日	広島県	廿日市市	廿日市市、佐伯郡佐伯町、同郡吉和村	編入
平成15年4月1日	宮城県	加美町	加美郡中新田町、同郡小野田町、同郡宮崎町	新設
平成15年4月1日	群馬県	神流町	多野郡万場町、同郡中里村	新設
平成15年4月1日	山梨県	南アルプス市	中巨摩郡八田村、同郡白根町、同郡芦安村、同郡若草町、同郡櫛形町、同郡甲西町	新設
平成15年4月1日	岐阜県	山県市	山県郡高富町、同郡伊自良村、同郡美山町	新設
平成15年4月1日	静岡県	静岡市	静岡市、清水市	新設
平成15年4月1日	広島県	呉市	呉市、安芸郡下蒲刈町	編入
平成15年4月1日	広島県	大崎上島町	豊田郡大崎町、同郡東野町、同郡木江町	新設
平成15年4月1日	香川県	東かがわ市	大川郡引田町、同郡白鳥町、同郡大内町	新設
平成15年4月1日	愛媛県	新居浜市	新居浜市、宇摩郡別子山村	編入
平成15年4月1日	福岡県	宗像市	宗像市、宗像郡玄海町	新設
平成15年4月1日	熊本県	あさぎり町	球磨郡上村、同郡免田町、同郡岡原村、同郡須恵村、同郡深田村	新設
平成15年4月21日	山口県	周南市	徳山市、新南陽市、熊毛郡熊毛町、都濃郡鹿野町	新設
平成15年5月1日	岐阜県	瑞穂市	本巣郡穂積町、同郡巢南町	新設
平成15年6月6日	千葉県	野田市	野田市、東葛飾郡関宿町	編入
平成15年7月7日	新潟県	新発田市	新発田市、北蒲原郡豊浦町	編入
平成15年8月20日	愛知県	田原市	渥美郡田原町、同郡赤羽根町	編入

合併（予定）年月日	都道府県	新市町村名	合併関係市町村名	合併形態
平成15年9月1日	長野県	千曲市	更埴市、更級郡上山田町、埴科郡戸倉町	新設
平成15年11月15日	山梨県	富士河口湖町	南都留郡河口湖町、同郡勝山村、同郡足和田村	新設
平成15年12月1日	三重県	いなべ市	員弁郡北勢町、同郡員弁町、同郡大安町、同郡藤原町	新設
平成16年2月1日	岐阜県	飛騨市	吉城郡古川町、同郡河合村、同郡宮川村、同郡神岡町	新設
平成16年2月1日	岐阜県	本巣市	本巣郡本巣町、同郡真正町、同郡糸貫町、同郡根尾村	新設
平成16年3月1日	新潟県	佐渡市	両津市、佐渡郡相川町、同郡佐和田町、同郡金井町、同郡新穂村、同郡畑野町、同郡真野町、同郡小木町、同郡羽茂町、同郡赤泊村	新設
平成16年3月1日	石川県	かほく市	河北郡高松町、同郡七塚町、同郡宇ノ気町	新設
平成16年3月1日	福井県	あわら市	坂井郡芦原町、同郡金津町	新設
平成16年3月1日	岐阜県	郡上市	郡上郡八幡町、同郡大和町、同郡白鳥町、同郡高鷲村、同郡美並村、同郡明宝村、同郡和良村	新設
平成16年3月1日	岐阜県	下呂市	益田郡萩原町、同郡小坂町、同郡下呂町、同郡金山町、同郡馬瀬村	新設
平成16年3月1日	広島県	安芸高田市	高田郡吉田町、同郡八千代町、同郡美土里町、同郡高宮町、同郡甲田町、同郡向原町	新設
平成16年3月1日	長崎県	対馬市	下県郡厳原町、同郡美津島町、同郡豊玉町、上県郡峰町、同郡上県町、同郡上対馬町	新設
平成16年3月1日	長崎県	壱岐市	壱岐郡郷ノ浦町、同郡勝本町、同郡芦辺町、同郡石田町	新設
平成16年3月31日	熊本県	上天草市	天草郡大矢野町、同郡松島町、同郡姫戸町、同郡龍ヶ岳町	新設
平成16年4月1日	新潟県	阿賀野市	北蒲原郡安田町、同郡京ヶ瀬村、同郡水原町、同郡笹神村	新設
平成16年4月1日	長野県	東御市	北佐久郡北御牧村、小県郡東部町	新設
平成16年4月1日	静岡県	伊豆市	田方郡修善寺町、同郡土肥町、同郡天城湯ヶ島町、同郡中伊豆町	新設
平成16年4月1日	静岡県	御前崎市	榛原郡御前崎町、小笠郡浜岡町	新設
平成16年4月1日	京都府	京丹後市	中郡峰山町、同郡大宮町、竹野郡網野町、同郡丹後町、同郡弥栄町、熊野郡久美浜町	新設
平成16年4月1日	兵庫県	養父市	養父郡八鹿町、同郡養父町、同郡大屋町、同郡関宮町	新設
平成16年4月1日	広島県	呉市	呉市、豊田郡川尻町	編入
平成16年4月1日	広島県	三次市	三次市、双三郡君田村、同郡布野村、同郡作木村、同郡吉舎町、同郡三良坂町、同郡三和町、甲奴郡甲奴町	新設
平成16年4月1日	広島県	府中市	府中市、甲奴郡上下町	編入
平成16年4月1日	愛媛県	四国中央市	川之江市、伊予三島市、宇摩郡新宮村、同郡土居町	新設
平成16年4月1日	愛媛県	西予市	東宇和郡明浜町、同郡宇和町、同郡野村町、同郡城川町、西宇和郡三瓶町	新設
平成16年7月1日	青森県	五戸町	三戸郡五戸町、同郡倉石村	編入
平成16年8月1日	愛媛県	久万高原町	上浮穴郡久万町、同郡面河村、同郡美川村、同郡柳谷村	新設
平成16年8月1日	長崎県	五島市	福江市、南松浦郡富江町、同郡玉之浦町、同郡三井楽町、同郡岐宿町、同郡奈留町	新設
平成16年8月1日	長崎県	新上五島町	南松浦郡若松町、同郡上五島町、同郡新魚目町、同郡有川町、同郡奈良尾町	新設
平成16年9月1日	山梨県	甲斐市	中巨摩郡竜王町、同郡敷島町、北巨摩郡双葉町	新設
平成16年9月1日	鳥取県	琴浦町	東伯郡東伯町、同郡赤碕町	新設
平成16年9月13日	山梨県	身延町	西八代郡下部町、南巨摩郡中富町、同郡身延町	新設
平成16年9月21日	愛媛県	東温市	温泉郡重信町、同郡川内町	新設
平成16年10月1日	石川県	七尾市	七尾市、鹿島郡田鶴浜町、同郡中島町、同郡能登島町	新設
平成16年10月1日	三重県	志摩市	志摩郡浜島町、同郡大王町、同郡志摩町、同郡阿児町、同郡磯部町	新設
平成16年10月1日	滋賀県	甲賀市	甲賀郡水口町、同郡土山町、同郡甲賀町、同郡甲南町、同郡信楽町	新設
平成16年10月1日	滋賀県	野洲市	野洲郡中主町、同郡野洲町	新設
平成16年10月1日	滋賀県	湖南市	甲賀郡石部町、同郡甲西町	新設
平成16年10月1日	奈良県	葛城市	北葛城郡新庄町、同郡当麻町	新設

合併（予定）年月日	都道府県	新市町村名	合併関係市町村名	合併形態
平成16年10月1日	和歌山県	みなべ町	日高郡南部川村、同郡南部町	新設
平成16年10月1日	鳥取県	湯梨浜町	東伯郡羽合町、同郡泊村、同郡東郷町	新設
平成16年10月1日	鳥取県	南部町	西伯郡西伯町、同郡会見町	新設
平成16年10月1日	島根県	安来市	安来市、能義郡広瀬町、同郡伯太町	新設
平成16年10月1日	島根県	江津市	江津市、邑智郡桜江町	編入
平成16年10月1日	島根県	美郷町	邑智郡邑智町、同郡大和村	新設
平成16年10月1日	島根県	邑南町	邑智郡羽須美村、同郡瑞穂町、同郡石見町	新設
平成16年10月1日	島根県	隠岐の島町	隠岐郡西郷町、同郡布施村、同郡五箇村、同郡都万村	新設
平成16年10月1日	岡山県	高梁市	高梁市、上房郡有漢町、川上郡成羽町、同郡川上町、同郡備中町	新設
平成16年10月1日	岡山県	吉備中央町	御津郡加茂川町、上房郡賀陽町	新設
平成16年10月1日	広島県	世羅町	世羅郡甲山町、同郡世羅町、同郡世羅西町	新設
平成16年10月1日	広島県	安芸太田町	山県郡加計町、同郡筒賀村、同郡戸河内町	新設
平成16年10月1日	山口県	周防大島町	大島郡久賀町、同郡大島町、同郡東和町、同郡橘町	新設
平成16年10月1日	徳島県	吉野川市	麻植郡鴨島町、同郡川島町、同郡山川町、同郡美郷村	新設
平成16年10月1日	愛媛県	上島町	越智郡魚島村、同郡弓削町、同郡生名村、同郡岩城村	新設
平成16年10月1日	愛媛県	愛南町	南宇和郡内海村、同郡御荘町、同郡城辺町、同郡一本松町、同郡西海町	新設
平成16年10月1日	高知県	いの町	吾川郡伊野町、同郡吾北村、土佐郡本川村	新設
平成16年10月4日	山口県	光市	光市、熊毛郡大和町	新設
平成16年10月12日	山梨県	笛吹市	東八代郡石和町、同郡御坂町、同郡一宮町、同郡八代町、同郡境川村、東山梨郡春日居町	新設
平成16年10月12日	鹿児島県	薩摩川内市	川内市、薩摩郡樋脇町、同郡入来町、同郡東郷町、同郡祁答院町、同郡里村、同郡上甕村、同郡下甕村、同郡鹿島村	新設
平成16年10月16日	茨城県	常陸大宮市	那珂郡大宮町、同郡山方町、同郡美和村、同郡緒川村、東茨城県御前山村	編入
平成16年10月25日	岐阜県	恵那市	恵那市、恵那郡岩村町、同郡山岡町、同郡明智町、同郡串原村、同郡上矢作町	新設
平成16年11月1日	秋田県	美郷町	仙北郡六郷町、同郡千畑町、同郡仙南村	新設
平成16年11月1日	福島県	会津若松市	会津若松市、北会津郡北会津村	編入
平成16年11月1日	茨城県	日立市	日立市、多賀郡十王町	編入
平成16年11月1日	新潟県	魚沼市	北魚沼郡堀之内町、同郡小出町、同郡湯之谷村、同郡広神村、同郡守門村、同郡入広瀬村	新設
平成16年11月1日	新潟県	南魚沼市	南魚沼郡六日町、同郡大和町	新設
平成16年11月1日	富山県	砺波市	砺波市、東礪波郡庄川町	新設
平成16年11月1日	富山県	南砺市	東礪波郡城端町、同郡平村、同郡上平村、同郡利賀村、同郡井波町、同郡井口村、同郡福野町、西礪波郡福光町	新設
平成16年11月1日	山梨県	北杜市	北巨摩郡明野村、同郡須玉町、同郡高根町、同郡長坂町、同郡大泉村、同郡白州町、同郡武川村	新設
平成16年11月1日	岐阜県	各務原市	各務原市、羽島郡川島町	編入
平成16年11月1日	三重県	伊賀市	上野市、阿山郡伊賀町、同郡島ヶ原村、同郡阿山町、同郡大山田村、名賀郡青山町	新設
平成16年11月1日	兵庫県	丹波市	氷上郡柏原町、同郡氷上町、同郡青垣町、同郡春日町、同郡山南町、同郡市島町	新設
平成16年11月1日	鳥取県	鳥取市	鳥取市、岩美郡国府町、同郡福部村、八頭郡河原町、同郡用瀬町、同郡佐治村、気高郡気高町、同郡鹿野町、同郡青谷町	編入
平成16年11月1日	島根県	益田市	益田市、美濃郡美都町、同郡匹見町	編入
平成16年11月1日	島根県	雲南市	大原郡大東町、同郡加茂町、同郡木次町、飯石郡三刀屋町、同郡吉田村、同郡掛合町	新設
平成16年11月1日	岡山県	瀬戸内市	邑久郡牛窓町、同郡邑久町、同郡長船町	新設
平成16年11月1日	広島県	江田島市	安芸郡江田島町、佐伯郡能美町、同郡沖美町、同郡大柿町	新設
平成16年11月1日	山口県	宇部市	宇部市、厚狭郡楠町	編入

合併（予定）年月日	都道府県	新市町村名	合併関係市町村名	合併形態
平成16年11月1日	愛媛県	西条市	西条市、東予市、周桑郡小松町、同郡丹原町	新設
平成16年11月1日	熊本県	美里町	下益城郡中央町、同郡砥用町	新設
平成16年11月1日	鹿児島県	鹿児島市	鹿児島市、鹿児島郡吉田町、同郡桜島町、揖宿郡喜入町、日置郡松元町、同郡郡山町	編入
平成16年11月5日	広島県	神石高原町	神石郡油木町、同郡神石町、同郡豊松村、同郡三和町	新設
平成16年12月1日	北海道	函館市	函館市、亀田郡戸井町、同郡恵山町、同郡樺法華村、茅部郡南茅部町	編入
平成16年12月1日	茨城県	常陸太田市	常陸太田市、久慈郡金砂郷町、同郡水府村、同郡里美村	編入
平成16年12月5日	群馬県	前橋市	前橋市、勢多郡大胡町、同郡宮城村、同郡粕川村	編入
平成16年12月6日	三重県	桑名市	桑名市、桑名郡多度町、同郡長島町	新設
平成17年1月1日	青森県	十和田市	十和田市、上北郡十和田湖町	新設
平成17年1月1日	栃木県	那須塩原市	黒磯市、那須郡西那須野町、同郡塩原町	新設
平成17年1月1日	群馬県	伊勢崎市	伊勢崎市、佐波郡赤堀町、同郡東村、同郡境町	新設
平成17年1月1日	埼玉県	飯能市	飯能市、入間郡名栗村	編入
平成17年1月1日	新潟県	上越市	上越市、東頸城郡安塚町、同郡浦川原村、同郡大島村、同郡牧村、中頸城郡柿崎町、同郡大潟町、同郡頸城村、同郡吉川町、同郡中郷村、同郡板倉町、同郡清里村、同郡三和村、西頸城郡名立町	編入
平成17年1月1日	福井県	南越前町	南条郡南条町、同郡今庄町、同郡河野村	新設
平成17年1月1日	長野県	長野市	長野市、更級郡大岡村、上水内郡豊野町、同郡戸隠村、同郡鬼無里村	編入
平成17年1月1日	三重県	松阪市	松阪市、一志郡嬉野町、同郡三雲町、飯南郡飯南町、同郡飯高町	新設
平成17年1月1日	滋賀県	高島市	高島郡マキノ町、同郡今津町、同郡朽木村、同郡安曇川町、同郡高島町、同郡新旭町	新設
平成17年1月1日	鳥取県	伯耆町	西伯郡岸本町、日野郡溝口町	新設
平成17年1月1日	島根県	飯南町	飯石郡頓原町、同郡赤来町	新設
平成17年1月1日	愛媛県	松山市	松山市、北条市、温泉郡中島町	編入
平成17年1月1日	愛媛県	砥部町	伊予郡砥部町、同郡広田村	新設
平成17年1月1日	愛媛県	内子町	喜多郡内子町、同郡五十崎町、上浮穴郡小田町	新設
平成17年1月1日	愛媛県	鬼北町	北宇和郡広見町、同郡日吉村	新設
平成17年1月1日	高知県	高知市	高知市、土佐郡鏡村、同郡土佐山村	編入
平成17年1月1日	佐賀県	唐津市	唐津市、東松浦郡浜玉町、同郡巖木町、同郡相知町、同郡北波多村、同郡肥前町、同郡鎮西町、同郡呼子町	新設
平成17年1月1日	佐賀県	白石町	杵島郡白石町、同郡福富町、同郡有明町	新設
平成17年1月1日	熊本県	芦北町	葦北郡田浦町、同郡芦北町	新設
平成17年1月1日	大分県	大分市	大分市、大分郡野津原町、北海部郡佐賀関町	編入
平成17年1月1日	大分県	臼杵市	臼杵市、大野郡野津町	新設
平成17年1月4日	長崎県	長崎市	長崎市、西彼杵郡香焼町、同郡伊王島町、同郡高島町、同郡野母崎町、同郡三和町、同郡外海町	編入
平成17年1月11日	秋田県	秋田市	秋田市、河辺郡河辺町、同郡雄和町	編入
平成17年1月11日	三重県	亀山市	亀山市、鈴鹿郡関町	新設
平成17年1月11日	兵庫県	南あわじ市	三原郡緑町、同郡西淡町、同郡三原町、同郡南淡町	新設
平成17年1月11日	愛媛県	大洲市	大洲市、喜多郡長浜町、同郡肱川町、同郡河辺村	新設
平成17年1月15日	熊本県	宇城市	宇土郡三角町、同郡不知火町、下益城郡松橋町、同郡小川町、同郡豊野町	新設
平成17年1月15日	熊本県	山鹿市	山鹿市、鹿本郡鹿北町、同郡菊鹿町、同郡鹿本町、同郡鹿央町	新設
平成17年1月16日	愛媛県	今治市	今治市、越智郡朝倉村、同郡玉川町、同郡波方町、同郡大西町、同郡菊間町、同郡吉海町、同郡宮窪町、同郡伯方町、同郡上浦町、同郡大三島町、同郡関前村	新設
平成17年1月17日	静岡県	菊川市	小笠郡小笠町、同郡菊川町	新設
平成17年1月21日	茨城県	那珂市	那珂郡那珂町、同郡瓜連町	編入

合併（予定）年月日	都道府県	新市町村名	合併関係市町村名	合併形態
平成17年 1月24日	福岡県	福津市	宗像郡福間町、同郡津屋崎町	新設
平成17年 1月31日	岐阜県	揖斐川町	揖斐郡揖斐川町、同郡谷汲村、同郡春日村、同郡久瀬村、同郡藤橋村、同郡坂内村	新設
平成17年 2月 1日	茨城県	水戸市	水戸市、東茨城郡内原町	編入
平成17年 2月 1日	茨城県	城里町	東茨城郡常北町、同郡桂村、西茨城郡七会村	新設
平成17年 2月 1日	石川県	白山市	松任市、石川郡美川町、同郡鶴来町、同郡河内村、同郡吉野谷村、同郡鳥越村、同郡尾口村、同郡白峰村	新設
平成17年 2月 1日	石川県	能美市	能美郡根上町、同郡寺井町、同郡辰口町	新設
平成17年 2月 1日	福井県	越前町	丹生郡朝日町、同郡宮崎村、同郡越前町、同郡織田町	新設
平成17年 2月 1日	岐阜県	高山市	高山市、大野郡丹生川村、同郡清見村、同郡荘川村、同郡宮村、同郡久々野町、同郡朝日村、同郡高根村、吉城郡国府町、同郡上宝村	編入
平成17年 2月 1日	大阪府	堺市	堺市、南河内郡美原町	編入
平成17年 2月 1日	広島県	福山市	福山市、沼隈郡沼隈町	編入
平成17年 2月 1日	広島県	北広島町	山県郡芸北町、同郡大朝町、同郡千代田町、同郡豊平町	新設
平成17年 2月 1日	高知県	津野町	高岡郡葉山村、高岡郡東津野村	新設
平成17年 2月 5日	福岡県	久留米市	久留米市、浮羽郡田主丸町、三井郡北野町、三潴郡城島町、同郡三潴町	編入
平成17年 2月 7日	岐阜県	関市	関市、武儀郡洞戸村、同郡板取村、同郡武芸川町、同郡武儀町、同郡上之保村	編入
平成17年 2月 7日	三重県	四日市市	四日市市、三重郡楠町	編入
平成17年 2月 7日	広島県	東広島市	東広島市、賀茂郡黒瀬町、同郡福富町、同郡豊栄町、同郡河内町、豊田郡安芸津町	編入
平成17年 2月 11日	青森県	つがる市	西津軽郡木造町、同郡森田村、同郡柏村、同郡稲垣村、同郡車力村	新設
平成17年 2月 11日	千葉県	鴨川市	鴨川市、安房郡天津小湊町	新設
平成17年 2月 11日	滋賀県	東近江市	八日市市、神崎郡永源寺町、同郡五個荘町、愛知郡愛東町、同郡湖東町	新設
平成17年 2月 11日	熊本県	阿蘇市	阿蘇郡一の宮町、同郡阿蘇町、同郡波野村	新設
平成17年 2月 11日	熊本県	山都町	上益城郡矢部町、同郡清和村、阿蘇郡蘇陽町	新設
平成17年 2月 13日	群馬県	沼田市	沼田市、利根郡白沢村、同郡利根村	編入
平成17年 2月 13日	山梨県	上野原市	北都留郡上野原町、南都留郡秋山村	新設
平成17年 2月 13日	岐阜県 (長野県)	中津川市	中津川市、恵那郡坂下町、同郡川上村、同郡加子母村、同郡付知町、同郡福岡町、同郡蛭川村、(長野県木曾郡山口村)	編入
平成17年 2月 13日	山口県	下関市	下関市、豊浦郡菊川町、同郡豊田町、同郡豊浦町、同郡豊北町	新設
平成17年 2月 13日	熊本県	南阿蘇村	阿蘇郡白水村、同郡久木野村、同郡長陽村	新設
平成17年 2月 14日	三重県	大紀町	度会郡大宮町、同郡紀勢町、同郡大内山村	新設
平成17年 2月 14日	滋賀県	米原市	坂田郡山東町、同郡伊吹町、同郡米原町	新設
平成17年 2月 21日	山口県	柳井市	柳井市、玖珂郡大島町	新設
平成17年 2月 28日	栃木県	佐野市	佐野市、安蘇郡田沼町、同郡葛生町	新設
平成17年 2月 28日	岡山県	津山市	津山市、苫田郡加茂町、同郡阿波村、勝田郡勝北町、久米郡久米町	編入
平成17年 3月 1日	福島県	田村市	田村郡滝根町、同郡大越町、同郡都路村、同郡常葉町、同郡船引町	新設
平成17年 3月 1日	石川県	宝達志水町	羽咋郡志雄町、同郡押水町	新設
平成17年 3月 1日	石川県	中能登町	鹿島郡鳥屋町、同郡鹿島町、同郡鹿西町	新設
平成17年 3月 1日	石川県	能登町	鳳至郡能都町、同郡柳田村、珠洲郡内浦町	新設
平成17年 3月 1日	岡山県	井原市	井原市、小田郡美星町、後月郡芳井町	編入
平成17年 3月 1日	岡山県	鏡野町	苫田郡富村、同郡奥津町、同郡上齋原村、同郡鏡野町	新設
平成17年 3月 1日	徳島県	美馬市	美馬郡脇町、同郡美馬町、同郡穴吹町、同郡木屋平村	新設
平成17年 3月 1日	徳島県	つるぎ町	美馬郡半田町、同郡貞光町、同郡一字村	新設

合併（予定）年月日	都道府県	新市町村名	合併関係市町村名	合併形態
平成17年3月1日	徳島県	那賀町	那賀郡鷲敷町、同郡相生町、同郡上那賀町、同郡木沢村、同郡木頭村	新設
平成17年3月1日	佐賀県	小城市	小城市小城市、同郡三日月町、同郡牛津町、同郡芦刈町	新設
平成17年3月1日	佐賀県	みやき町	三養基郡中原町、同郡北茂安町、同郡三根町	新設
平成17年3月1日	長崎県	諫早市	諫早市、西彼杵郡多良見町、北高来郡森山町、同郡飯盛町、同郡高来町、同郡小長井町	新設
平成17年3月1日	大分県	中津市	中津市、下毛郡三光村、同郡本耶馬溪町、同郡耶馬溪町、同郡山国町	編入
平成17年3月3日	大分県	佐伯市	佐伯市、南海部郡上浦町、同郡弥生町、同郡本匠村、同郡宇目町、同郡直川村、同郡鶴見町、同郡米水津村、同郡蒲江町	新設
平成17年3月6日	山口県	萩市	萩市、阿武郡川上村、同郡田万川町、同郡むつみ村、同郡須佐町、同郡旭村、同郡福栄村	新設
平成17年3月7日	岡山県	赤磐市	赤磐郡山陽町、同郡赤坂町、同郡熊山町、同郡吉井町	新設
平成17年3月14日	青森県	むつ市	むつ市、下北郡川内町、同郡大畑町、同郡脇野沢村	編入
平成17年3月19日	新潟県	糸魚川市	糸魚川市、西頸城郡能生町、同郡青海町	新設
平成17年3月20日	長野県	佐久穂町	南佐久郡佐久町、同郡八千穂村	新設
平成17年3月20日	広島県	呉市	呉市、安芸郡音戸町、同郡倉橋町、同郡蒲刈町、豊田郡安浦町、同郡豊浜町、同郡豊町	編入
平成17年3月20日	福岡県	うきは市	浮羽郡吉井町、同郡浮羽町	新設
平成17年3月21日	新潟県	新潟市	新潟市、白根市、豊栄市、中蒲原郡小須戸町、同郡横越町、同郡亀田町、西蒲原郡岩室村、同郡西川町、同郡味方村、同郡瀧東村、同郡月瀧村、同郡中之口村、新津市	編入
平成17年3月21日	福岡県	柳川市	柳川市、山門郡大和町、同郡三橋町	新設
平成17年3月22日	秋田県	由利本荘市	本荘市、由利郡矢島町、同郡岩城町、同郡由利町、同郡西目町、同郡鳥海町、同郡東由利町、同郡大内町	新設
平成17年3月22日	秋田県	潟上市	南秋田郡昭和町、同郡飯田川町、同郡天王町	新設
平成17年3月22日	秋田県	大仙市	大曲市、仙北郡神岡町、同郡西仙北町、同郡中仙町、同郡協和町、同郡南外村、同郡仙北町、同郡太田町	新設
平成17年3月22日	秋田県	北秋田市	北秋田郡鷹巣町、同郡森吉町、同郡阿仁町、同郡合川町	新設
平成17年3月22日	秋田県	湯沢市	湯沢市、雄勝郡稲川町、同郡雄勝町、同郡皆瀬村	新設
平成17年3月22日	秋田県	男鹿市	男鹿市、南秋田郡若美町	新設
平成17年3月22日	茨城県	坂東市	岩井市、猿島郡猿島町	新設
平成17年3月22日	茨城県	稲敷市	稲敷郡江戸崎町、同郡新利根町、同郡桜川村、同郡東町	新設
平成17年3月22日	山梨県	山梨市	山梨市、東山梨郡牧丘町、同郡三富村	新設
平成17年3月22日	鳥取県	倉吉市	倉吉市、東伯郡関金町	編入
平成17年3月22日	島根県	出雲市	出雲市、平田市、簸川郡佐田町、同郡多伎町、同郡湖陵町、同郡大社町	新設
平成17年3月22日	岡山県	岡山市	岡山市、御津郡御津町、児島郡灘崎町	編入
平成17年3月22日	岡山県	総社市	総社市、都窪郡山手村、同郡清音村	新設
平成17年3月22日	岡山県	備前市	備前市、和気郡日生町、同郡吉永町	新設
平成17年3月22日	岡山県	美咲町	久米郡中央町、同郡旭町、同郡柵原町	新設
平成17年3月22日	広島県	三原市	三原市、豊田郡本郷町、御調郡久井町、賀茂郡大和町	新設
平成17年3月22日	山口県	長門市	長門市、大津郡三隅町、同郡日置町、同郡油谷町	新設
平成17年3月22日	山口県	山陽小野田市	小野田市、厚狭郡山陽町	新設
平成17年3月22日	香川県	丸亀市	丸亀市、綾歌郡綾歌町、同郡飯山町	新設
平成17年3月22日	福岡県	筑前町	朝倉郡三輪町、同郡夜須町	新設
平成17年3月22日	熊本県	菊池市	菊池市、菊池郡七城町、同郡旭志村、同郡泗水町	新設
平成17年3月22日	大分県	日田市	日田市、日田郡前津江村、同郡中津江村、同郡上津江村、同郡大山町、同郡天瀬町	編入
平成17年3月22日	鹿児島県	さつま町	薩摩郡宮之城町、同郡鶴田町、同郡薩摩町	新設
平成17年3月22日	鹿児島県	湧水町	始良郡栗野町、同郡吉松町	新設

合併（予定）年月日	都道府県	新市町村名	合併関係市町村名	合併形態
平成17年3月22日	鹿児島県	錦江町	肝属郡大根占町、同郡田代町	新設
平成17年3月28日	青森県	五所川原市	五所川原市、北津軽郡金木町、同郡市浦村	新設
平成17年3月28日	青森県	外ヶ浜町	東津軽郡蟹田町、同郡平館村、同郡三厩村	新設
平成17年3月28日	青森県	中泊町	北津軽郡中里町、同郡小泊村	新設
平成17年3月28日	青森県	藤崎町	南津軽郡藤崎町、同郡常盤村	新設
平成17年3月28日	茨城県	筑西市	下館市、真壁郡関城町、同郡明野町、同郡協和町	新設
平成17年3月28日	茨城県	かすみがうら市	新治郡霞ヶ浦町、同郡千代田町	新設
平成17年3月28日	茨城県	取手市	取手市、北相馬郡藤代町	編入
平成17年3月28日	栃木県	さくら市	塩谷郡氏家町、同郡喜連川町	新設
平成17年3月28日	群馬県	太田市	太田市、新田郡尾島町、同郡新田町、同郡藪塚本町	新設
平成17年3月28日	千葉県	柏市	柏市、東葛飾郡沼南町	編入
平成17年3月28日	岐阜県	海津市	海津郡海津町、同郡平田町、同郡南濃町	新設
平成17年3月28日	鳥取県	大山町	西伯郡中山町、同郡名和町、同郡大山町	新設
平成17年3月28日	広島県	尾道市	尾道市、御調郡御調町、同郡向島町	編入
平成17年3月28日	愛媛県	八幡浜市	八幡浜市、西宇和郡保内町	新設
平成17年3月28日	福岡県	宗像市	宗像市、宗像郡大島村	編入
平成17年3月28日	福岡県	東峰村	朝倉郡小石原村、同郡宝珠山村	新設
平成17年3月31日	青森県	八戸市	八戸市、三戸郡南郷村	編入
平成17年3月31日	青森県	深浦町	西津軽郡深浦町、同郡岩崎村	新設
平成17年3月31日	青森県	七戸町	上北郡七戸町、同郡天間林村	新設
平成17年3月31日	青森県	東北町	上北郡上北町、同郡東北町	新設
平成17年3月31日	福井県	若狭町	三方郡三方町、遠敷郡上中町	新設
平成17年3月31日	鳥取県	米子市	米子市、西伯郡淀江町	新設
平成17年3月31日	鳥取県	八頭町	八頭郡郡家町、同郡船岡町、同郡八束町	新設
平成17年3月31日	島根県	松江市	松江市、八束郡鹿島町、同郡島根町、同郡美保関町、同郡八雲村、同郡玉湯町、同郡宍道町、同郡八束町	新設
平成17年3月31日	島根県	奥出雲町	仁多郡仁多町、同郡横田町	新設
平成17年3月31日	岡山県	新見市	新見市、阿哲郡大佐町、同郡神郷町、同郡哲多町、同郡哲西町	新設
平成17年3月31日	岡山県	真庭市	上房郡北房町、真庭郡勝山町、同郡落合町、同郡湯原町、同郡久世町、同郡美甘村、同郡川上村、同郡八束村、同郡中和村	新設
平成17年3月31日	岡山県	美作市	勝田郡勝田町、英田郡大原町、同郡東粟倉村、同郡美作町、同郡作東町、同郡英田町	新設
平成17年3月31日	広島県	庄原市	庄原市、甲奴郡総領町、比婆郡西城町、同郡東城町、同郡口和町、同郡高野町、同郡比和町	新設
平成17年3月31日	大分県	豊後高田市	豊後高田市、西国東郡真玉町、同郡香々地町	新設
平成17年3月31日	大分県	宇佐市	宇佐市、宇佐郡院内町、同郡安心院町	新設
平成17年3月31日	大分県	豊後大野市	大野郡三重町、同郡清川村、同郡緒方町、同郡朝地町、同郡大野町、同郡千歳村、同郡犬飼町	新設
平成17年3月31日	鹿児島県	南大隅町	肝属郡根占町、同郡佐多町	新設
平成17年4月1日	北海道	森町	茅部郡森町、同郡砂原町	新設
平成17年4月1日	青森県	青森市	青森市、南津軽郡浪岡町	新設
平成17年4月1日	宮城県	登米市	登米郡迫町、同郡登米町、同郡東和町、同郡中田町、同郡豊里町、同郡米山町、同郡石越町、同郡南方町、本吉郡津山町	新設
平成17年4月1日	宮城県	栗原市	栗原郡築館町、同郡若柳町、同郡栗駒町、同郡高清水町、同郡一迫町、同郡瀬峰町、同郡鶯沢町、同郡金成町、同郡志波姫町、同郡花山村	新設
平成17年4月1日	宮城県	東松島市	桃生郡矢本町、同郡鳴瀬町	新設
平成17年4月1日	宮城県	石巻市	石巻市、桃生郡河北町、同郡雄勝町、同郡河南町、同郡桃生町、同郡北上町、牡鹿郡牡鹿町	新設

合併（予定）年月日	都道府県	新市町村名	合併関係市町村名	合併形態
平成17年4月1日	福島県	須賀川市	須賀川市、岩瀬郡長沼町、同郡岩瀬村	編入
平成17年4月1日	埼玉県	さいたま市	さいたま市、岩槻市	編入
平成17年4月1日	埼玉県	秩父市	秩父市、秩父郡吉田町、同郡大滝村、同郡荒川村	新設
平成17年4月1日	新潟県	十日町市	十日町市、中魚沼郡川西町、同郡中里村、東頸城郡松代町、同郡松之山町	新設
平成17年4月1日	新潟県	妙高市	新井市、中頸城郡妙高高原町、同郡妙高村	編入
平成17年4月1日	新潟県	阿賀町	東蒲原郡津川町、同郡鹿瀬町、同郡上川村、同郡三川村	新設
平成17年4月1日	新潟県	長岡市	長岡市、南蒲原郡中之島町、三島郡越路町、同郡三島町、古志郡山古志村、刈羽郡小国町	編入
平成17年4月1日	富山県	富山市	富山市、上新川郡大沢野町、同郡大山町、婦負郡八尾町、同郡婦中町、同郡山田村、同郡細入村	新設
平成17年4月1日	長野県	塩尻市	塩尻市、木曾郡榑川村	編入
平成17年4月1日	長野県	松本市	松本市、東筑摩郡四賀村、南安曇郡奈川村、同郡安曇村、同郡梓川村	編入
平成17年4月1日	長野県	佐久市	佐久市、南佐久郡臼田町、北佐久郡浅科村、同郡望月町	新設
平成17年4月1日	長野県	中野市	中野市、下水内郡豊田村	新設
平成17年4月1日	静岡県	沼津市	沼津市、田方郡戸田村	編入
平成17年4月1日	静岡県	磐田市	磐田市、磐田郡福田町、同郡竜洋町、同郡豊田町、同郡豊岡村	新設
平成17年4月1日	静岡県	掛川市	掛川市、小笠郡大須賀町、同郡大東町	新設
平成17年4月1日	静岡県	袋井市	袋井市、磐田郡浅羽町	新設
平成17年4月1日	静岡県	伊豆の国市	田方郡伊豆長岡町、同郡菰山町、同郡大仁町	新設
平成17年4月1日	静岡県	西伊豆町	賀茂郡西伊豆町、同郡賀茂村	新設
平成17年4月1日	愛知県	稲沢市	稲沢市、中島郡祖父江町、同郡平和町	編入
平成17年4月1日	愛知県	一宮市	一宮市、尾西市、葉栗郡木曾川町	編入
平成17年4月1日	愛知県	愛西市	海部郡佐屋町、同郡立田村、同郡八開村、同郡佐織町	新設
平成17年4月1日	愛知県	豊田市	豊田市、西加茂郡藤岡町、同郡小原村、東加茂郡足助町、同郡下山村、同郡旭町、同郡稲武町	編入
平成17年4月1日	京都府	京都市	京都市、北桑田郡京北町	編入
平成17年4月1日	兵庫県	朝来市	朝来郡生野町、同郡和田山町、同郡山東町、同郡朝来町	新設
平成17年4月1日	兵庫県	豊岡市	豊岡市、城崎郡城崎町、同郡竹野町、同郡日高町、出石郡出石町、同郡但東町	新設
平成17年4月1日	兵庫県	淡路市	津名郡津名町、同郡淡路町、同郡北淡町、同郡一宮町、同郡東浦町	新設
平成17年4月1日	兵庫県	宍粟市	宍粟郡山崎町、同郡一宮町、同郡波賀町、同郡千種町	新設
平成17年4月1日	兵庫県	香美町	城崎郡香住町、美方郡村岡町、同郡美方町	新設
平成17年4月1日	奈良県	奈良市	奈良市、添上郡月ヶ瀬村、山辺郡都祁村	編入
平成17年4月1日	和歌山県	海南市	海南市、海草郡下津町	新設
平成17年4月1日	和歌山県	串本町	西牟婁郡串本町、東牟婁郡古座町	新設
平成17年4月1日	徳島県	阿波市	板野郡吉野町、同郡土成町、阿波郡市場町、同郡阿波町	新設
平成17年4月1日	愛媛県	伊予市	伊予市、伊予郡中山町、同郡双海町	新設
平成17年4月1日	愛媛県	伊方町	西宇和郡伊方町、同郡瀬戸町、同郡三崎町	新設
平成17年4月1日	長崎県	西海市	西彼杵郡西彼町、同郡西海町、同郡大島町、同郡崎戸町、同郡大瀬戸町	新設
平成17年4月1日	長崎県	佐世保市	佐世保市、北松浦郡吉井町、同郡世知原町	編入
平成17年4月1日	大分県	竹田市	竹田市、直入郡荻町、同郡久住町、同郡直入町	新設
平成17年4月1日	沖縄県	うるま市	石川市、具志川市、中頭郡与那城町、同郡勝連町	新設
平成17年4月10日	高知県	四万十市	中村市、幡多郡西土佐村	新設
平成17年4月25日	広島県	広島市	広島市、佐伯郡湯来町	編入
平成17年5月1日	新潟県	新発田市	新発田市、北蒲原郡紫雲寺町、同郡加治川村	編入
平成17年5月1日	新潟県	三条市	三条市、南蒲原郡栄町、同郡下田村	新設

合併（予定）年月日	都道府県	新市町村名	合併関係市町村名	合併形態
平成17年5月1日	新潟県	柏崎市	柏崎市、刈羽郡高柳町、同郡西山町	編入
平成17年5月1日	岐阜県	可児市	可児市、可児郡兼山町	編入
平成17年5月1日	和歌山県	田辺市	田辺市、日高郡龍神村、西牟婁郡中辺路町、同郡大塔村、東牟婁郡本宮町	新設
平成17年5月1日	和歌山県	日高川町	日高郡川辺町、同郡中津村、同郡美山村	新設
平成17年5月1日	鹿児島県	日置市	日置郡東市来町、同郡伊集院町、同郡日吉町、同郡吹上町	新設
平成17年5月5日	静岡県	島田市	島田市、榛原郡金谷町	新設
平成17年6月6日	岩手県	宮古市	宮古市、下閉伊郡田老町、同郡新里村	新設
平成17年6月13日	群馬県	桐生市	桐生市、勢多郡新里村、同郡黒保根村	編入
平成17年6月20日	秋田県	大館市	大館市、北秋田郡比内町、同郡田代町	編入
平成17年7月1日	山形県	庄内町	東田川郡立川町、同郡余目町	新設
平成17年7月1日	千葉県	旭市	旭市、海上郡海上町、同郡飯岡町、香取郡干潟町	新設
平成17年7月1日	静岡県	浜松市	浜松市、浜北市、天竜市、浜名郡舞阪町、同郡雄踏町、引佐郡細江町、同郡引佐町、同郡三ヶ日町、周智郡春野町、磐田郡佐久間町、同郡水窪町、同郡龍山村	編入
平成17年7月1日	鹿児島県	曾於市	曾於郡大隅町、同郡財部町、同郡末吉町	新設
平成17年7月1日	鹿児島県	肝付町	肝属郡内之浦町、同郡高山町	新設
平成17年7月7日	愛知県	清須市	西春日井郡西枇杷島町、同郡清洲町、同郡新川町	新設
平成17年8月1日	茨城県	神栖市	鹿島郡神栖町、同郡波崎町	編入
平成17年8月1日	岡山県	倉敷市	倉敷市、浅口郡船穂町、吉備郡真備町	編入
平成17年8月1日	愛媛県	宇和島市	宇和島市、北宇和郡吉田町、同郡三間町、同郡津島町	新設
平成17年8月1日	高知県	仁淀川町	吾川郡池川町、同郡吾川村、高岡郡仁淀村	新設
平成17年8月1日	熊本県	八代市	八代市、八代郡坂本村、同郡千丁町、同郡鏡町、同郡東陽村、同郡泉村	新設
平成17年9月1日	北海道	せたな町	久遠郡大成町、瀬棚郡瀬棚町、同郡北檜山町	新設
平成17年9月1日	北海道	士別市	士別市、上川郡朝日町	新設
平成17年9月1日	岩手県	八幡平市	岩手郡西根町、同郡安代町、同郡松尾村	新設
平成17年9月1日	新潟県	胎内市	北蒲原郡中条町、同郡黒川村	新設
平成17年9月1日	石川県	志賀町	羽咋郡富来町、同郡志賀町	新設
平成17年9月2日	茨城県	行方市	行方郡麻生町、同郡北浦町、同郡玉造町	新設
平成17年9月12日	茨城県	古河市	古河市、猿島郡総和町、同郡三和町	新設
平成17年9月20日	岩手県	一関市	一関市、西磐井郡花泉町、東磐井郡大東町、同郡千厩町、同郡東山町、同郡室根村、同郡川崎村	新設
平成17年9月20日	秋田県	仙北市	仙北郡田沢湖町、同郡角館町、同郡西木村	新設
平成17年9月20日	静岡県	川根本町	榛原郡中川根町、同郡本川根町	新設
平成17年9月25日	奈良県	五條市	五條市、吉野郡西吉野村、同郡大塔村	編入
平成17年9月25日	島根県	津和野町	鹿足郡津和野町、同郡日原町	新設
平成17年9月26日	香川県	高松市	高松市、香川郡塩江町	編入
平成17年10月1日	北海道	遠軽町	紋別郡生田原町、同郡遠軽町、同郡丸瀬布町、同郡白滝村	新設
平成17年10月1日	北海道	石狩市	石狩市、厚田郡厚田村、浜益郡浜益村	編入
平成17年10月1日	北海道	八雲町	爾志郡熊石町、山越郡八雲町	新設
平成17年10月1日	岩手県	遠野市	遠野市、上閉伊郡宮守村	新設
平成17年10月1日	宮城県	南三陸町	本吉郡志津川町、同郡歌津町	新設
平成17年10月1日	秋田県	にかほ市	由利郡仁賀保町、同郡金浦町、同郡象潟町	新設
平成17年10月1日	秋田県	横手市	横手市、平鹿郡増田町、同郡平鹿町、同郡雄物川町、同郡大森町、同郡十文字町、同郡山内村、同郡大雄村	新設
平成17年10月1日	山形県	鶴岡市	鶴岡市、東田川郡藤島町、同郡羽黒町、同郡櫛引町、同郡朝日村、西田川郡温海町	新設
平成17年10月1日	福島県	会津美里町	大沼郡会津高田町、同郡会津本郷町、同郡新鶴村	新設
平成17年10月1日	茨城県	桜川市	西茨城県岩瀬町、真壁郡真壁町、同郡大和村	新設
平成17年10月1日	茨城県	石岡市	石岡市、新治郡八郷町	新設

合併（予定）年月日	都道府県	新市町村名	合併関係市町村名	合併形態
平成17年10月1日	栃木県	大田原市	大田原市、那須郡湯津上村、同郡黒羽町	編入
平成17年10月1日	栃木県	那須烏山市	那須郡那須町、同郡烏山町	新設
平成17年10月1日	栃木県	那珂川町	那須郡馬頭町、同郡小川町	新設
平成17年10月1日	群馬県	みなかみ町	利根郡月夜野町、同郡水上町、同郡新治村	新設
平成17年10月1日	埼玉県	熊谷市	熊谷市、大里郡大里町、同郡妻沼町	新設
平成17年10月1日	埼玉県	春日部市	春日部市、北葛飾郡庄和町	新設
平成17年10月1日	埼玉県	小鹿野町	秩父郡小鹿野町、同郡両神村	新設
平成17年10月1日	埼玉県	鴻巣市	鴻巣市、北足立郡吹上町、北埼玉郡川里町	編入
平成17年10月1日	埼玉県	ふじみ野市	上福岡市、入間郡大井町	新設
平成17年10月1日	新潟県	南魚沼市	南魚沼市、南魚沼郡塩沢町	編入
平成17年10月1日	石川県	加賀市	加賀市、江沼郡山中町	新設
平成17年10月1日	福井県	越前市	武生市、今立郡今立町	新設
平成17年10月1日	山梨県	市川三郷町	西八代郡三珠町、同郡市川大門町、同郡六郷町	新設
平成17年10月1日	長野県	安曇野市	南安曇郡豊科町、同郡穂高町、同郡三郷村、同郡堀金村、東筑摩郡明科町	新設
平成17年10月1日	長野県	飯綱町	上水内郡牟礼村、同郡三水村	新設
平成17年10月1日	長野県	長和町	小県郡長門町、同郡和田村	新設
平成17年10月1日	長野県	飯田市	飯田市、下伊那郡上村、同郡南信濃村	編入
平成17年10月1日	愛知県	田原市	田原市、渥美郡渥美町	編入
平成17年10月1日	愛知県	新城市	新城市、南設楽郡鳳来町、同郡作手村	新設
平成17年10月1日	愛知県	設楽町	北設楽郡設楽町、同郡津具村	新設
平成17年10月1日	三重県	南伊勢町	度会郡南勢町、同郡南島町	新設
平成17年10月1日	滋賀県	米原市	米原市、坂田郡近江町	編入
平成17年10月1日	兵庫県	西脇市	西脇市、多可郡黒田庄町	新設
平成17年10月1日	兵庫県	たつの市	龍野市、揖保郡新宮町、同郡揖保川町、同郡御津町	新設
平成17年10月1日	兵庫県	佐用町	佐用郡佐用町、同郡上月町、同郡南光町、同郡三日月町	新設
平成17年10月1日	兵庫県	新温泉町	美方郡浜坂町、同郡温泉町	新設
平成17年10月1日	和歌山県	新宮市	新宮市、東牟婁郡熊野川町	新設
平成17年10月1日	和歌山県	かつらぎ町	伊都郡かつらぎ町、同郡花園村	編入
平成17年10月1日	鳥取県	北栄町	東伯郡北条町、同郡大栄町	新設
平成17年10月1日	島根県	浜田市	浜田市、那賀郡金城町、同郡旭町、同郡弥栄村、同郡三隅町	新設
平成17年10月1日	島根県	大田市	大田市、邇摩郡温泉津町、同郡仁摩町	新設
平成17年10月1日	島根県	吉賀町	鹿足郡柿木村、同郡六日市町	新設
平成17年10月1日	山口県	山口市	山口市、佐波郡徳地町、吉敷郡秋穂町、同郡小郡町、同郡阿知須町	新設
平成17年10月1日	佐賀県	佐賀市	佐賀市、佐賀郡諸富町、同郡大和町、同郡富士町、神埼郡三瀬村	新設
平成17年10月1日	長崎県	平戸市	平戸市、北松浦郡生月町、同郡田平町、同郡大島村	新設
平成17年10月1日	熊本県	氷川町	八代郡竜北町、同郡宮原町	新設
平成17年10月1日	大分県	由布市	大分郡挾間町、同郡庄内町、同郡湯布院町	新設
平成17年10月1日	大分県	杵築市	杵築市、速見郡山香町、西国東郡大田村	新設
平成17年10月1日	沖縄県	宮古島市	平良市、宮古郡城辺町、同郡下地町、同郡上野村、同郡伊良部町	新設
平成17年10月3日	熊本県	玉名市	玉名市、玉名郡岱明町、同郡横島町、同郡天水町	新設
平成17年10月10日	新潟県	新潟市	新潟市、西蒲原郡巻町	編入
平成17年10月11日	北海道	釧路市	釧路市、阿寒郡阿寒町、白糠郡音別町	新設
平成17年10月11日	茨城県	鉾田市	鹿島郡旭村、同郡鉾田町、同郡大洋村	新設
平成17年10月11日	長野県	筑北村	東筑摩郡本城村、同郡坂北村、同郡坂井村	新設
平成17年10月11日	静岡県	牧之原市	榛原郡相良町、同郡榛原町	新設

合併（予定）年月日	都道府県	新市町村名	合併関係市町村名	合併形態
平成17年10月11日	三重県	紀北町	北牟婁郡紀伊長島町、同郡海山町	新設
平成17年10月11日	京都府	京丹波町	船井郡丹波町、同郡瑞穂町、同郡和知町	新設
平成17年10月11日	香川県	観音寺市	観音寺市、三豊郡大野原町、同郡豊浜町	新設
平成17年10月11日	福岡県	上毛町	築上郡新吉富村、同郡大平村	新設
平成17年10月11日	長崎県	雲仙市	南高来郡国見町、同郡瑞穂町、同郡吾妻町、同郡愛野町、同郡千々石町、同郡小浜町、同郡南串山町	新設
平成17年10月11日	鹿児島県	いちき串木野市	串木野市、日置郡市来町	新設
平成17年10月24日	兵庫県	三木市	三木市、美嚢郡吉川町	編入
平成17年11月1日	岩手県	西和賀町	和賀郡湯田町、同郡沢内村	新設
平成17年11月1日	山形県	酒田市	酒田市、飽海郡八幡町、同郡松山町、同郡平田町	新設
平成17年11月1日	福島県	会津若松市	会津若松市、河沼郡河東町	編入
平成17年11月1日	富山県	射水市	新湊市、射水郡小杉町、同郡大門町、同郡下村、同郡大島町	新設
平成17年11月1日	富山県	高岡市	高岡市、西礪波郡福岡町	新設
平成17年11月1日	山梨県	甲州市	塩山市、東山梨郡勝沼町、同郡大和村	新設
平成17年11月1日	長野県	木曾町	木曾郡木曾福島町、同郡日義村、同郡開田村、同郡三岳村	新設
平成17年11月1日	三重県	伊勢市	伊勢市、度会郡二見町、同郡小俣町、同郡御園村	新設
平成17年11月1日	三重県	熊野市	熊野市、南牟婁郡紀和町	新設
平成17年11月1日	兵庫県	多可町	多可郡中町、同郡加美町、同郡八千代町	新設
平成17年11月3日	広島県	廿日市市	廿日市市、佐伯郡大野町、同郡宮島町	編入
平成17年11月7日	福島県	白河市	白河市、西白河郡表郷村、同郡東村、同郡大信村	新設
平成17年11月7日	福井県	大野市	大野市、大野郡和泉村	編入
平成17年11月7日	兵庫県	神河町	神崎郡神崎町、同郡大河内町	新設
平成17年11月7日	和歌山県	紀の川市	那賀郡打田町、同郡粉河町、同郡那賀町、同郡桃山町、同郡貴志川町	新設
平成17年11月7日	鹿児島県	霧島市	国分市、姶良郡溝辺町、同郡横川町、同郡牧園町、同郡霧島町、同郡隼人町、同郡福山町	新設
平成17年11月7日	鹿児島県	南さつま市	加世田市、川辺郡笠沙町、同郡大浦町、同郡坊津町、日置郡金峰町	新設
平成17年11月27日	愛知県	豊根村	北設楽郡豊根村、同郡富山村	編入
平成17年12月1日	福島県	二本松市	二本松市、安達郡安達町、同郡岩代町、同郡東和町	新設
平成17年12月5日	千葉県	いすみ市	夷隅郡夷隅町、同郡大原町、同郡岬町	新設
平成18年1月1日	青森県	平川市	南津軽郡平賀町、同郡尾上町、同郡碓ヶ関村	新設
平成18年1月1日	青森県	南部町	三戸郡名川町、同郡南部町、同郡福地村	新設
平成18年1月1日	岩手県	花巻市	花巻市、稗貫郡大迫町、同郡石鳥谷町、和賀郡東和町	新設
平成18年1月1日	岩手県	二戸市	二戸市、二戸郡浄法寺町	新設
平成18年1月1日	岩手県	洋野町	九戸郡種市町、同郡大野村	新設
平成18年1月1日	宮城県	美里町	遠田郡小牛田町、同郡南郷町	新設
平成18年1月1日	福島県	南相馬市	原町市、相馬郡鹿島町、同郡小高町	新設
平成18年1月1日	福島県	伊達市	伊達郡伊達町、同郡梁川町、同郡保原町、同郡霊山町、同郡月舘町	新設
平成18年1月1日	茨城県	常総市	水海道市、結城郡石下町	編入
平成18年1月1日	茨城県	下妻市	下妻市、結城郡千代川村	編入
平成18年1月1日	栃木県	鹿沼市	鹿沼市、上都賀郡粟野町	編入
平成18年1月1日	群馬県	藤岡市	藤岡市、多野郡鬼石町	編入
平成18年1月1日	埼玉県	行田市	行田市、北埼玉郡南河原村	編入
平成18年1月1日	埼玉県	深谷市	深谷市、大里郡岡部町、同郡川本町、同郡花園町	新設
平成18年1月1日	埼玉県	神川町	児玉郡神川町、同郡神泉村	新設
平成18年1月1日	新潟県	五泉市	五泉市、中蒲原郡村松町	新設
平成18年1月1日	新潟県	長岡市	長岡市、栃尾市、三島郡与板町、同郡和島村、同郡寺泊町	編入
平成18年1月1日	長野県	大町市	大町市、北安曇郡八坂村、同郡美麻村	編入

合併（予定）年月日	都道府県	新市町村名	合併関係市町村名	合併形態
平成18年1月1日	長野県	阿智村	下伊那郡阿智村、同郡浪合村	編入
平成18年1月1日	岐阜県	岐阜市	岐阜市、羽島郡柳津町	編入
平成18年1月1日	愛知県	岡崎市	岡崎市、額田郡額田町	編入
平成18年1月1日	三重県	津市	津市、久居市、安芸郡河芸町、同郡芸濃町、同郡美里村、同郡安濃町、一志郡香良洲町、同郡一志町、同郡白山町、同郡美杉村	新設
平成18年1月1日	三重県	多気町	多気郡多気町、同郡勢和村	新設
平成18年1月1日	滋賀県	東近江市	東近江市、神崎郡能登川町、蒲生郡蒲生町	編入
平成18年1月1日	京都府	福知山市	福知山市、天田郡三和町、同郡夜久野町、加佐郡大江町	編入
平成18年1月1日	京都府	南丹市	船井郡園部町、同郡八木町、同郡日吉町、北桑田郡美山町	新設
平成18年1月1日	奈良県	宇陀市	宇陀郡大字陀町、同郡榛原町、同郡菟田野町、同郡室生村	新設
平成18年1月1日	和歌山県	紀美野町	海草郡野上町、同郡美里町	新設
平成18年1月1日	和歌山県	有田川町	有田郡吉備町、同郡金屋町、同郡清水町	新設
平成18年1月1日	香川県	三豊市	三豊郡高瀬町、同郡山本町、同郡三野町、同郡豊中町、同郡詫間町、同郡仁尾町、同郡財田町	新設
平成18年1月1日	高知県	中土佐町	高岡郡中土佐町、同郡大野見村	新設
平成18年1月1日	佐賀県	唐津市	唐津市、東松浦郡七山村	編入
平成18年1月1日	佐賀県	嬉野市	藤津郡塩田町、同郡嬉野町	新設
平成18年1月1日	長崎県	島原市	島原市、南高来郡有明町	編入
平成18年1月1日	長崎県	松浦市	松浦市、北松浦郡福島町、同郡鷹島町	新設
平成18年1月1日	宮崎県	宮崎市	宮崎市、宮崎郡佐土原町、同郡田野町、東諸県郡高岡町	編入
平成18年1月1日	宮崎県	都城市	都城市、北諸県郡山之口町、同郡高城町、同郡山田町、同郡高崎町	新設
平成18年1月1日	宮崎県	美郷町	東臼杵郡南郷村、同郡西郷村、同郡北郷村	新設
平成18年1月1日	鹿児島県	鹿屋市	鹿屋市、曾於郡輝北町、肝属郡串良町、同郡吾平町	新設
平成18年1月1日	鹿児島県	指宿市	指宿市、揖宿郡山川町、同郡開聞町	新設
平成18年1月1日	鹿児島県	志布志市	曾於郡松山町、同郡志布志町、同郡有明町	新設
平成18年1月1日	沖縄県	八重瀬町	島尻郡東風平町、同郡具志頭村	新設
平成18年1月1日	沖縄県	南城市	島尻郡玉城村、同郡知念村、同郡佐敷町、同郡大里村	新設
平成18年1月4日	福島県	喜多方市	喜多方市、耶麻郡熱塩加納村、同郡塩川町、同郡山都町、同郡高郷村	新設
平成18年1月4日	長崎県	長崎市	長崎市、西彼杵郡琴海町	編入
平成18年1月10日	岩手県	盛岡市	盛岡市、岩手郡玉山村	編入
平成18年1月10日	栃木県	下野市	河内郡南河内町、下都賀郡石橋町、同郡国分寺町	新設
平成18年1月10日	埼玉県	本庄市	本庄市、児玉郡児玉町	新設
平成18年1月10日	三重県	大台町	多気郡大台町、同郡宮川村	新設
平成18年1月10日	三重県	紀宝町	南牟婁郡紀宝町、同郡鶴殿村	新設
平成18年1月10日	広島県	尾道市	尾道市、因島市、豊田郡瀬戸田町	編入
平成18年1月10日	香川県	高松市	高松市、木田郡牟礼町、同郡庵治町、香川郡香川町、同郡香南町、綾歌郡国分寺町	編入
平成18年1月10日	福岡県	築上町	築上郡椎田町、同郡築城町	新設
平成18年1月23日	群馬県	高崎市	高崎市、群馬郡倉沢村、同郡箕郷町、同郡群馬町、多野郡新町	編入
平成18年1月23日	千葉県	匝瑳市	八日市場市、匝瑳郡野栄町	新設
平成18年1月23日	岐阜県	多治見市	多治見市、土岐郡笠原町	編入
平成18年2月1日	北海道	北斗市	上磯郡上磯町、亀田郡大野町	新設
平成18年2月1日	埼玉県	ときがわ町	比企郡都幾川村、同郡玉川村	新設
平成18年2月1日	石川県	輪島市	輪島市、鳳珠郡門前町	新設
平成18年2月1日	福井県	福井市	福井市、足羽郡美山町、丹生郡越廼村、同郡清水町	編入
平成18年2月1日	愛知県	豊川市	豊川市、宝飯郡一宮町	編入
平成18年2月6日	北海道	幕別町	中川郡幕別町、広尾郡忠類村	編入

合併（予定）年月日	都道府県	新市町村名	合併関係市町村名	合併形態
平成18年2月11日	兵庫県	洲本市	洲本市、津名郡五色町	新設
平成18年2月11日	福岡県	宮若市	鞍手郡宮田町、同郡若宮町	新設
平成18年2月13日	福井県	永平寺町	吉田郡松岡町、同郡永平寺町、同郡上志比村	新設
平成18年2月13日	滋賀県	長浜市	長浜市、東浅井郡浅井町、同郡びわ町	新設
平成18年2月13日	滋賀県	愛荘町	愛知郡秦荘町、同郡愛知川町	新設
平成18年2月20日	岩手県	奥州市	水沢市、江刺市、胆沢郡前沢町、同郡胆沢町、同郡衣川村	新設
平成18年2月20日	茨城県	土浦市	土浦市、新治郡新治村	編入
平成18年2月20日	群馬県	渋川市	渋川市、北群馬郡伊香保町、同郡小野上村、同郡子持村、勢多郡赤城村、同郡北橋村	新設
平成18年2月20日	山梨県	中央市	中巨摩郡玉穂町、同郡田富町、東八代郡豊富村	新設
平成18年2月20日	宮崎県	延岡市	延岡市、東臼杵郡北方町、同郡北浦町	編入
平成18年2月25日	宮崎県	日向市	日向市、東臼杵郡東郷町	編入
平成18年2月27日	青森県	弘前市	弘前市、中津軽郡岩木町、同郡相馬村	新設
平成18年2月27日	熊本県	合志市	菊池郡合志町、同郡西合志町	新設
平成18年3月1日	北海道	日高町	沙流郡日高町、同郡門別町	新設
平成18年3月1日	北海道	伊達市	伊達市、有珠郡大滝村	編入
平成18年3月1日	青森県	おいらせ町	上北郡百石町、同郡下田町	新設
平成18年3月1日	山梨県	富士河口湖町	南都留郡富士河口湖町、西八代郡上九一色村	編入
平成18年3月1日	山梨県	甲府市	甲府市、東八代郡中道町、西八代郡上九一色村	編入
平成18年3月1日	京都府	与謝野町	与謝郡加悦町、同郡岩滝町、同郡野田川町	新設
平成18年3月1日	和歌山県	橋本市	橋本市、伊都郡高野口町	新設
平成18年3月1日	和歌山県	白浜町	西牟婁郡白浜町、同郡日置川町	新設
平成18年3月1日	岡山県	和気町	和気郡佐伯町、同郡和気町	新設
平成18年3月1日	広島県	福山市	福山市、深安郡神辺町	編入
平成18年3月1日	徳島県	東みよし町	三好郡三好町、同郡三加茂町	新設
平成18年3月1日	徳島県	三好市	三好郡三野町、同郡池田町、同郡山城町、同郡井川町、同郡東祖谷山村、同郡西祖谷山村	新設
平成18年3月1日	高知県	香南市	香美郡赤岡町、同郡香我美町、同郡野市町、同郡夜須町、同郡吉川村	新設
平成18年3月1日	高知県	香美市	香美郡土佐山田町、同郡香北町、同郡物部村	新設
平成18年3月1日	佐賀県	武雄市	武雄市、杵島郡山内町、同郡北方町	新設
平成18年3月1日	佐賀県	有田町	西松浦郡有田町、同郡西有田町	新設
平成18年3月1日	佐賀県	吉野ヶ里町	神埼郡三田川町、同郡東脊振村	新設
平成18年3月1日	熊本県	和水町	玉名郡菊水町、同郡三加和町	新設
平成18年3月3日	福井県	おおい町	遠敷郡名田庄村、大飯郡大飯町	新設
平成18年3月5日	北海道	北見市	北見市、常呂郡端野町、同郡常呂町、同郡留辺蘂町	新設
平成18年3月6日	岩手県	久慈市	久慈市、九戸郡山形村	新設
平成18年3月6日	長野県	上田市	上田市、小県郡丸子町、同郡真田町、同郡武石村	新設
平成18年3月6日	福岡県	福智町	田川郡赤池町、同郡金田町、同郡方城町	新設
平成18年3月13日	鹿児島県	出水市	出水市、出水郡野田町、同郡高尾野町	新設
平成18年3月15日	山梨県	北杜市	北杜市、北巨摩郡小淵沢町	編入
平成18年3月18日	群馬県	安中市	安中市、碓氷郡松井田町	新設
平成18年3月19日	茨城県	笠間市	笠間市、西茨城郡友部町、同郡岩間町	新設
平成18年3月20日	北海道	枝幸町	枝幸郡枝幸町、同郡歌登町	新設
平成18年3月20日	秋田県	三種町	山本郡琴丘町、同郡山本町、同郡八竜町	新設
平成18年3月20日	福島県	南会津町	南会津郡田島町、同郡館岩村、同郡伊南村、同郡南郷村	新設
平成18年3月20日	栃木県	日光市	今市市、上都賀郡足尾町、塩谷郡藤原町、同郡栗山村、日光市	新設
平成18年3月20日	千葉県	南房総市	安房郡富浦町、同郡富山町、同郡三芳村、同郡白浜町、同郡千倉町、同郡丸山町、同郡和田町	新設

合併（予定）年月日	都道府県	新市町村名	合併関係市町村名	合併形態
平成18年3月20日	神奈川県	相模原市	相模原市、津久井郡津久井町、同郡相模湖町	編入
平成18年3月20日	新潟県	燕市	燕市、西蒲原郡吉田町、同郡分水町	新設
平成18年3月20日	福井県	坂井市	坂井郡三国町、同郡丸岡町、同郡春江町、同郡坂井町	新設
平成18年3月20日	愛知県	北名古屋市	西春日井郡師勝町、同郡西春町	新設
平成18年3月20日	滋賀県	大津市	大津市、滋賀郡志賀町	編入
平成18年3月20日	兵庫県	加東市	加東郡社町、同郡滝野町、同郡東条町	新設
平成18年3月20日	山口県	岩国市	岩国市、玖珂郡由宇町、同郡玖珂町、同郡本郷村、同郡周東町、同郡錦町、同郡美川町、同郡美和町	新設
平成18年3月20日	徳島県	阿南市	阿南市、那賀郡那賀川町、同郡羽ノ浦町	編入
平成18年3月20日	香川県	まんのう町	仲多度郡琴南町、同郡満濃町、同郡仲南町	新設
平成18年3月20日	高知県	四万十町	高岡郡窪川町、幡多郡大正町、同郡十和村	新設
平成18年3月20日	高知県	黒潮町	幡多郡大方町、同郡佐賀町	新設
平成18年3月20日	福岡県	朝倉市	甘木市、朝倉郡杷木町、同郡朝倉町	新設
平成18年3月20日	福岡県	みやこ町	京都郡犀川町、同郡勝山町、同郡豊津町	新設
平成18年3月20日	佐賀県	神埼市	神埼郡神埼町、同郡千代田町、同郡脊振村	新設
平成18年3月20日	宮崎県	小林市	小林市、西諸県郡須木村	新設
平成18年3月20日	鹿児島県	奄美市	名瀬市、大島郡住用村、同郡笠利町	新設
平成18年3月20日	鹿児島県	長島町	出水郡東町、同郡長島町	新設
平成18年3月21日	秋田県	能代市	能代市、山本郡二ツ井町	新設
平成18年3月21日	岡山県	浅口市	浅口郡金光町、同郡鴨方町、同郡寄島町	新設
平成18年3月21日	香川県	小豆島町	小豆郡内海町、同郡池田町	新設
平成18年3月21日	香川県	綾川町	綾歌郡綾上町、同郡綾南町	新設
平成18年3月26日	福岡県	飯塚市	飯塚市、嘉穂郡筑穂町、同郡穂波町、同郡庄内町、同郡穎田町	新設
平成18年3月27日	北海道	岩見沢市	岩見沢市、空知郡北村、同郡栗沢町	編入
平成18年3月27日	北海道	名寄市	名寄市、上川郡風連町	新設
平成18年3月27日	北海道	安平町	勇払郡早来町、同郡追分町	新設
平成18年3月27日	北海道	むかわ町	勇払郡鷗川町、同郡穂別町	新設
平成18年3月27日	北海道	洞爺湖町	虻田郡虻田町、同郡洞爺村	新設
平成18年3月27日	秋田県	八峰町	山本郡八森町、同郡峰浜村	新設
平成18年3月27日	茨城県	つくばみらい市	筑波郡伊奈町、同郡谷和原村	新設
平成18年3月27日	茨城県	小美玉市	東茨城郡小川町、同郡美野里町、新治郡玉里村	新設
平成18年3月27日	群馬県	富岡市	富岡市、甘楽郡妙義町	新設
平成18年3月27日	群馬県	みどり市	新田郡笠懸町、山田郡大間々町、勢多郡東村	新設
平成18年3月27日	群馬県	東吾妻町	吾妻郡東村、同郡吾妻町	新設
平成18年3月27日	千葉県	横芝光町	山武郡横芝町、匝瑳郡光町	新設
平成18年3月27日	千葉県	成田市	成田市、香取郡下総町、同郡大栄町	編入
平成18年3月27日	千葉県	香取市	佐原市、香取郡山田町、同郡栗源町、同郡小見川町	新設
平成18年3月27日	千葉県	山武市	山武郡成東町、同郡山武町、同郡蓮沼村、同郡松尾町	新設
平成18年3月27日	岐阜県	大垣市	大垣市、養老郡上石津町、安八郡墨俣町	編入
平成18年3月27日	兵庫県	姫路市	姫路市、神崎郡香寺町、宍粟郡安富町、飾磨郡家島町、同郡夢前町	編入
平成18年3月27日	福岡県	嘉麻市	山田市、嘉穂郡稲築町、同郡碓井町、同郡嘉穂町	新設
平成18年3月27日	熊本県	天草市	本渡市、牛深市、天草郡有明町、同郡御所浦町、同郡倉岳町、同郡栖本町、同郡新和町、同郡五和町、同郡天草町、同郡河浦町	新設
平成18年3月31日	北海道	大空町	網走郡東藻琴村、同郡女満別町	新設
平成18年3月31日	北海道	新ひだか町	静内郡静内町、三石郡三石町	新設
平成18年3月31日	宮城県	大崎市	古川市、志田郡松山町、同郡三本木町、同郡鹿島台町、玉造郡岩出山町、同郡鳴子町、遠田郡田尻町	新設
平成18年3月31日	宮城県	気仙沼市	気仙沼市、本吉郡唐桑町	新設

合併（予定）年月日	都道府県	新市町村名	合併関係市町村名	合併形態
平成18年3月31日	富山県	黒部市	黒部市、下新川郡宇奈月町	新設
平成18年3月31日	長野県	伊那市	伊那市、上伊那郡高遠町、同郡長谷村	新設
平成18年3月31日	静岡県	静岡市	静岡市、庵原郡蒲原町	編入
平成18年3月31日	徳島県	海陽町	海部郡海南町、同郡海部町、同郡穴喰町	新設
平成18年3月31日	徳島県	美波町	海部郡由岐町、同郡日和佐町	新設
平成18年3月31日	長崎県	南島原市	南高来郡加津佐町、同郡口之津町、同郡南有馬町、同郡北有馬町、同郡西有家町、同郡有家町、同郡布津町、同郡深江町	新設
平成18年3月31日	長崎県	佐世保市	佐世保市、北松浦郡宇久町、同郡小佐々町	編入
平成18年3月31日	大分県	国東市	東国東郡国見町、同郡国東町、同郡武蔵町、同郡安岐町	新設
平成18年4月1日	愛知県	弥富市	海部郡弥富町、同郡十四山村	編入
平成18年8月1日	山梨県	笛吹市	笛吹市、東八代郡芦川村	編入
平成18年10月1日	福岡県	八女市	八女市、八女郡上陽町	編入
平成18年10月1日	群馬県	高崎市	高崎市、群馬郡榛名町	編入
平成19年1月1日	福島県	本宮市	安達郡本宮町、同郡白沢村	新設
平成19年1月22日	岡山県	岡山市	岡山市、御津郡建部町、赤磐郡瀬戸町	編入
平成19年1月29日	福岡県	みやま市	山門郡瀬高町、同郡山川町、三池郡高田町	新設
平成19年2月13日	埼玉県	熊谷市	熊谷市、大里郡江南町	編入
平成19年3月11日	神奈川県	相模原市	相模原市、津久井郡城山町、同郡藤野町	編入
平成19年3月12日	京都府	木津川市	相楽郡木津町、同郡加茂町、同郡山城町	新設
平成19年3月31日	栃木県	宇都宮市	宇都宮市、河内郡上河内町、同郡河内町	編入
平成19年3月31日	宮崎県	延岡市	延岡市、東臼杵郡北川町	編入
平成19年10月1日	佐賀県	佐賀市	佐賀市、佐賀郡川副町、同郡東与賀町、同郡久保田町	編入
平成19年10月1日	鹿児島県	屋久島町	熊毛郡屋久町、同郡上屋久町	新設
平成19年12月1日	鹿児島県	南九州市	川辺郡川辺町、同郡知覧町、揖宿郡穎娃町	新設
平成20年1月1日	高知県	高知市	高知市、吾川郡春野町	編入
平成20年1月15日	愛知県	豊川市	豊川市、宝飯郡音羽町、同郡御津町	編入
平成20年3月21日	山口県	美祢市	美祢市、美祢郡秋芳町、同郡美東町	新設
平成20年4月1日	新潟県	村上市	村上市、岩船郡荒川町、同郡神林村、同郡山北町、同郡朝日村	新設
平成20年4月1日	静岡県	島田市	島田市、榛原郡川根町	編入
平成20年7月1日	福島県	福島市	福島市、伊達郡飯野町	編入
平成20年10月6日	熊本県	熊本市	熊本市、下益城郡富合町	編入
平成20年11月1日	鹿児島県	伊佐市	大口市、伊佐郡菱刈町	新設
平成20年11月1日	静岡県	静岡市	静岡市、庵原郡由比町	編入
平成20年11月1日	静岡県	富士市	富士市、庵原郡富士川町	編入
平成20年11月1日	静岡県	焼津市	焼津市、志太郡大井川町	編入
平成21年1月1日	静岡県	藤枝市	藤枝市、志太郡岡部町	編入
平成21年3月23日	栃木県	真岡市	真岡市、芳賀郡二宮町	編入
平成21年3月30日	宮崎県	日南市	日南市、南那珂郡北郷町、同郡南郷町	新設
平成21年3月31日	長野県	阿智村	下伊那郡阿智村、同郡清内路村	編入
平成21年5月5日	群馬県	前橋市	前橋市、勢多郡富士見村	編入
平成21年6月1日	群馬県	高崎市	高崎市、多野郡吉井町	編入
平成21年9月1日	宮城県	気仙沼市	気仙沼市、本吉郡本吉町	編入
平成21年10月1日	愛知県	清須市	清須市、西春日井郡春日町	編入
平成21年10月5日	北海道	湧別町	紋別郡上湧別町、同郡湧別町	新設
平成22年1月1日	滋賀県	長浜市	長浜市、東浅井郡虎姫町、同郡湖北町、伊香郡高月町、同郡木之本町、同郡余呉町、同郡西浅井町	編入
平成22年1月1日	福岡県	糸島市	前原市、糸島郡二丈町、同郡志摩町	新設
平成22年1月1日	長野県	長野市	長野市、上水内郡信州新町、同郡中条村	編入

合併（予定）年月日	都道府県	新市町村名	合併関係市町村名	合併形態
平成22年1月1日	岩手県	宮古市	宮古市、下閉伊郡川井村	編入
平成22年1月16日	山口県	山口市	山口市、阿武郡阿東町	編入
平成22年2月1日	福岡県	八女市	八女市、八女郡黒木町、同郡立花町、同郡矢部村、同郡星野村	編入
平成22年2月1日	愛知県	豊川市	豊川市、宝飯郡小坂井町	編入
平成22年3月8日	山梨県	富士川町	南巨摩郡増穂町、同郡鰺沢町	新設
平成22年3月21日	滋賀県	近江八幡市	近江八幡市、蒲生郡安土町	新設
平成22年3月22日	愛知県	あま市	海部郡七宝町、同郡美和町、同郡甚目寺町	新設
平成22年3月23日	宮崎県	小林市	小林市、西諸県郡野尻町	編入
平成22年3月23日	宮崎県	宮崎市	宮崎市、宮崎郡清武町	編入
平成22年3月23日	熊本県	熊本市	熊本市、下益城郡城南町	編入
平成22年3月23日	熊本県	熊本市	熊本市、鹿本郡植木町	編入
平成22年3月23日	埼玉県	久喜市	久喜市、南埼玉郡菖蒲町、北葛飾郡栗橋町、同郡鷺宮町	新設
平成22年3月23日	静岡県	湖西市	湖西市、浜名郡新居町	編入
平成22年3月23日	鹿児島県	始良市	始良郡加治木町、同郡始良町、同郡蒲生町	新設
平成22年3月23日	埼玉県	加須市	加須市、北埼玉郡騎西町、同郡北川辺町、同郡大利根町	新設
平成22年3月23日	静岡県	富士宮市	富士宮市、富士郡芝川町	編入
平成22年3月23日	千葉県	印西市	印西市、印旛郡印旛村、同郡本埜村	編入
平成22年3月28日	群馬県	中之条町	吾妻郡中之条町、同郡六合村	編入
平成22年3月29日	栃木県	栃木市	栃木市、下都賀郡大平町、同郡藤岡町、同郡都賀町	新設
平成22年3月31日	長崎県	佐世保市	佐世保市、北松浦郡江迎町、同郡鹿町町	編入
平成22年3月31日	長野県	松本市	松本市、東筑摩郡波田町	編入
平成22年3月31日	新潟県	長岡市	長岡市、北魚沼郡川口町	編入
平成23年4月1日	愛知県	西尾市	西尾市、幡豆郡一色町、同郡吉良町、同郡幡豆町	編入
平成23年8月1日	島根県	松江市	松江市、八束郡東出雲町	編入
平成23年9月26日	岩手県	一関市	一関市、東磐井郡藤沢町	編入
平成23年10月1日	栃木県	栃木市	栃木市、上都賀郡西方町	編入
平成23年10月1日	島根県	出雲市	出雲市、簸川郡斐川町	編入
平成23年10月11日	埼玉県	川口市	川口市、鳩ヶ谷市	編入

※ 合併新法による合併61件を含む。

用語の説明

本書における主な用語については、次のとおりである。

○地方公共団体

政令指定都市

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項の指定を受けた人口50万以上の市（札幌市、仙台市、さいたま市、千葉市、横浜市、川崎市、相模原市、新潟市、静岡市、浜松市、名古屋市、京都市、大阪市、堺市、神戸市、岡山市、広島市、北九州市及び福岡市。）をいう。

政令指定都市では、都道府県が処理するとされている児童福祉に関する事務、身体障害者の福祉に関する事務、生活保護に関する事務、精神保健及び精神障害者の福祉に関する事務、都市計画に関する事務などの全部又は一部を特例として処理することができる。

中核市

地方自治法第252条の22第1項の指定を受けた市（函館市、旭川市、青森市、盛岡市、秋田市、郡山市、いわき市、宇都宮市、前橋市、高崎市、川越市、船橋市、柏市、横須賀市、富山市、金沢市、長野市、岐阜市、豊橋市、岡崎市、豊田市、大津市、高槻市、東大阪市、姫路市、西宮市、尼崎市、奈良市、和歌山市、倉敷市、福山市、下関市、高松市、松山市、高知市、久留米市、長崎市、熊本市、大分市、宮崎市及び鹿児島市。ただし、高崎市は平成23年4月1日の指定であるため、平成22年度決算においては中核市に含まれていない。）をいう。人口30万以上の市について、当該市からの申し出に基づき政令で指定される。

中核市では、都道府県が処理するとされている事務の特例として政令指定都市が処理することができる事務のうち、都道府県が処理するほうが効率的な事務その他中核市において処理することが適当でない事務以外の事務、すなわち民生行政に関する事務、保健衛生に関する事務、都市計画に関する事務、環境保全行政に関する事務などの全部又は一部を特例として処理することができる。

特例市

地方自治法第252条の26の3第1項の指定を受けた市（八戸市、山形市、水戸市、つくば市、伊勢崎市、太田市、熊谷市、川口市、所沢市、春日部市、草加市、越谷市、平塚市、小田原市、茅ヶ崎市、厚木市、大和市、長岡市、上越市、福井市、甲府市、松本市、沼津市、富士市、一宮市、春日井市、四日市市、岸和田市、豊中市、吹田市、枚方市、茨木市、八尾市、寝屋川市、明石市、加古川市、宝塚市、鳥取市、呉市及び佐世保市。ただし、平成22年度決算においては、平成23年4月1日に中核市となった高崎市が含まれている。）をいう。人口20万以上の市について、当該市からの申し出に基づき政令で指定される。

特例市では、都道府県が処理するとされている事務の特例として中核市が処理することができる事務のうち、都道府県が処理するほうが効率的な事務その他特例市において処理することが適当でない事務以外の事務、すなわち都市計画に関する事務、環境保全行政に関する事務などの全部又は一部を特例として処理することができる。

都市

政令指定都市、中核市及び特例市以外の市をいい、中都市とは、都市のうち人口10万以上の市をいい、小都市とは、人口10万未満の市をいう。

なお、市については、地方自治法第8条第1項で定める要件（人口5万以上を有すること等）を具備していなければならない。ただし、市町村の合併の特例に関する法律（平成16年法律第59号）第7条により、合併した団体に限り、市政施行のための要件を人口3万以上にすること等が認められている。

町村

地方自治法第1条の3第2項で定める普通地方公共団体のうち、都道府県及び市以外のもの。町は、同法第8条第2項の規定により、都道府県の条例で定める町としての要件を具備していなければならない。

特別区

地方自治法第281条第1項の規定による、東京都の区のこと。現在、23の区が設置されている。

特別区は、基礎的な地方公共団体として、同法第281条の2第1項で都が一体的に処理することとされている事務を除き、同法第2条第3項において市町村が処理するものとされている事務を処理する。

一部事務組合

都道府県、市町村及び特別区が、その事務の一部を共同処理するために設ける団体のこと。

広域連合

都道府県、市町村及び特別区が、広域にわたり処理することが適切であると認めるものに関し、広域にわたる総合的な計画を策定し、処理するために設ける団体のこと。

○決算統計基本用語

普通会計

地方公共団体における地方公営事業会計以外の会計で、一般会計のほか、特別会計のうち地方公営事業会計に係るもの以外のものの純計額。

個々の地方公共団体ごとに各会計の範囲が異なっているため、財政状況の統一的な掌握及び比較が困難であることから、地方財政統計上便宜的に用いられる会計区分。

地方公営事業会計

地方公共団体の経営する公営企業、国民健康保険事業、老人保健医療事業、後期高齢者医療事業、介護保険事業、収益事業、農業共済事業、交通災害共済事業及び公立大学附属病院事業に係る会計の総称。

決算額

特に断りのない限り、普通会計に係る地方財政の純計額。

地方財政純計額、純計決算額又は純計

都道府県決算額と市町村決算額を単純に合計して財政規模を把握すると地方公共団体相互間の出し入れ部分について重複するため、この重複部分を控除して正味の財政規模を見出すことを純計という。

したがって、都道府県決算額と市町村決算額の合計額は地方財政の純計額に一致しないことがある。

市町村決算額

政令指定都市、中核市、特例市、都市、町村、特別区、一部事務組合及び広域連合における決算額の単純合計額から、一部事務組合及び広域連合とこれを組織する市区町村との間の相互重複額を控除したものの。

形式収支

歳入決算総額から歳出決算総額を差し引いた歳入歳出差引額。

実質収支

当該年度に属すべき収入と支出との実質的な差額をみるもので、形式収支から、翌年度に繰り越すべき継続費通次繰越（継続費の毎年度の執行残額を継続最終年度まで通次繰り越すこと。）、繰越明許費繰越（歳出予算の経費のうち、その性質上又は予算成立後の事由等により年度内に支出を終わらない見込みのものを、予算の定めるところにより翌年度に繰り越すこと。）等の財源を控除した額。

通常、「黒字団体」、「赤字団体」という場合は、実質収支の黒字、赤字により判断する。

単年度収支

実質収支は前年度以前からの収支の累積であるので、その影響を控除した単年度の収支のこと。具体的には、当該年度における実質収支から前年度の実質収支を差し引いた額。

実質単年度収支

単年度収支から、実質的な黒字要素（財政調整基金への積立額及び地方債の繰上償還額）を加え、赤字要素（財政調整基金の取崩し額）を差し引いた額。

○歳入

一般財源

地方税、地方譲与税、地方特例交付金等及び地方交付税の合計額。なお、これらのほか、都道府県においては、市町村から都道府県が交付を受ける市町村たばこ税都道府県交付金、市町村においては、都道府県から市町村が交付を受ける利子割交付金、配当割交付金、株式等譲渡所得割交付金、地方消費税交付金、ゴルフ場利用税交付金、自動車取得税交付金及び軽油引取税交付金（政令指定都市のみ）を加算した額をいうが、これらの交付金は、地方財政の純計額においては、都道府県と市町村との間の重複額として控除される。

一般財源等

一般財源のほか、一般財源と同様に財源の用途が特定されず、どのような経費にも使用できる財源を合わせたもの。目的が特定されていない寄附金や売却目的が具体的事業に特定されない財産収入等のほか、臨時財政対策債等が含まれる。

地方譲与税

国税として徴収し、そのまま地方公共団体に対して譲与する税。地方公共団体の財源とされているものについて、課税の便宜その他の事情から、徴収事務を国が代行している。

現在、地方揮発油税の収入額の全額を都道府県及び市町村に対して譲与する地方揮発油譲与税、石油ガス税の収入額の2分の1の額を都道府県及び政令指定都市に対して譲与する石油ガス譲与税、特別とん税の収入額の全額を開港所在市町村に対して譲与する特別とん譲与税、自動車重量税の収入額の3分の1（当分の間、1,000分の407）の額を市町村に対して譲与する自動車重量譲与税、航空機燃料税の収入額の13分の2（平成23年度から平成25年度の間、9分の2）の額を空港関係市町村及び空港関係都道府県に対して譲与する航空機燃料譲与税、税制の抜本的な改革において偏在性の小さい地方税体系の構築が行われるまでの間の措置として、法人事業税の一部を地方法人特別税（国税）として徴収し、その全額を都道府県に譲与する地方法人特別譲与税がある。

地方特例交付金

平成18年度及び平成19年度における児童手当の制度拡充に伴う地方負担の増加分並びに平成22年度の子ども手当の創設に伴う地方負担の増加分等に対応するための児童手当及び子ども手当特例交付金、個人住民税における住宅借入金等特別税額控除による減収と自動車取得税の減税に伴う自動車取得税交付金の減収の一部を補填する減収補填特例交付金から構成される国から地方公共団体への交付金。

地方交付税

地方公共団体の自主性を損なわずに、地方財源の均衡化を図り、かつ地方行政の計画的な運営を保障するために、国税のうち、所得税、法人税、酒税、消費税及びたばこ税のそれぞれ一定割合の額を、国が地方公共団体に対して交付する税。

地方交付税には、普通交付税と災害等特別の事情に応じて交付する特別交付税がある。普通交付税は、基準財政需要額が基準財政収入額を超える地方公共団体に対して、その差額（財源不足額）を基本として交付される。

国庫支出金

国と地方公共団体の経費負担区分に基づき、国が地方公共団体に対して支出する負担金、委託費、特定の施策の奨励又は財政援助のための補助金等。

都道府県支出金

都道府県の市町村に対する支出金。都道府県が自らの施策として単独で市町村に交付する支出金と、都道府県が国庫支出金を経費の全部又は一部として市町村に交付する支出金（間接補助金）とがある。

減収補填債

地方税の収入額が標準税収入額を下回る場合、その減収を補うために発行される地方債。地方財政法（昭和23年法律第109号）第5条に規定する建設地方債として発行されるものと、建設地方債を発行してもなお適正な財政運営を行うにつき必要とされる財源に不足を生ずると認められる場合に、地方財政法第5条の特例として発行される特例分がある。

臨時財政対策債

地方一般財源の不足に対処するため、投資的経費以外の経費にも充てられる地方財政法第5条の特例として発行される地方債。

平成13～25年度の間において、通常収支の財源不足額のうち、財源対策債等を除いた額を国と地方で折半し、国負担分は一般会計から交付税特別会計への繰入による加算（臨時財政対策加算）、地方負担分は臨時財政対策債により補填することとされている。

○歳出

目的別歳出

行政目的に着目した歳出の分類。

地方公共団体の経費は、その行政目的によって、総務費、民生費、衛生費、労働費、農林水産業費、商工費、土木費、消防費、警察費、教育費、公債費等に大別することができる。

性質別歳出

経費の経済的性質に着目した歳出の分類であり、義務的経費、投資的経費及びその他の経費に大別することができる。

一般歳出

国の一般歳出に準ずるものであり、歳出から、公債費、公営企業への繰出のうち公債費財源繰出、積立金、貸付金、前年度繰上充用金、税還付金を除いた額。

義務的経費

地方公共団体の歳出のうち、任意に削減できない極めて硬直性が強い経費。職員の給与等の人件費、生活保護費等の扶助費及び地方債の元利償還金等の公債費からなっている。

投資的経費

道路、橋りょう、公園、学校、公営住宅の建設等社会資本の整備等に要する経費であり、普通建設事業費、災害復旧事業費及び失業対策事業費から構成されている。

補助事業

地方公共団体が国から負担金又は補助金を受けて実施する事業。

単独事業

地方公共団体が国からの補助等を受けずに、独自の経費で任意に実施する事業。

国直轄事業

国が、道路、河川、砂防、港湾等の建設事業及びこれらの施設の災害復旧事業を自ら行う事業。事業の範囲は、それぞれの法律で規定されている。国直轄事業負担金は、法令の規定により、地方公共団体

が国直轄事業の経費の一部を負担するもの。

物件費

性質別歳出の一分類で、人件費、維持補修費、扶助費、補助費等以外の地方公共団体が支出する消費的性質の経費の総称。

具体的には、職員旅費や備品購入費、委託料等が含まれる。

扶助費

性質別歳出の一分類で、社会保障制度の一環として地方公共団体が各種法令に基づいて実施する給付や、地方公共団体が単独で行っている各種扶助に係る経費。

なお、扶助費には、現金のみならず、物品の提供に要する経費も含まれる。

補助費等

性質別歳出の一分類で、他の地方公共団体や国、法人等に対する支出のほか、地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第17条の2の規定に基づく繰出金も含まれる。

繰出金

性質別歳出の一分類で、普通会計と公営事業会計との間又は特別会計相互間において支出される経費。また、基金に対する支出のうち、定額の資金を運用するためのものも繰出金に含まれる。

なお、法非適用の公営企業に対する繰出も含まれる。

公債費

地方公共団体が発行した地方債の元利償還等に要する経費。

なお、性質別歳出における公債費が地方債の元利償還金及び一時借入金利子に限定されるのに対し、目的別歳出における公債費については、元利償還等に要する経費のほか、地方債の発行手数料や割引料等の事務経費も含まれる。

民生費

目的別歳出の一分類。地方公共団体は、社会福祉の充実を図るため、児童、高齢者、心身障害者等のための福祉施設の整備、運営、生活保護の実施等の施策を行っており、これらの諸施策の推進に要する経費。

衛生費

目的別歳出の一分類。地方公共団体は、住民の健康を保持増進し、生活環境の改善を図るため、医療、公衆衛生、精神衛生等に係る対策を推進するとともに、し尿・ごみなど一般廃棄物の収集・処理等、住民の日常生活に密着した諸施策を行っており、これらの諸施策の推進に要する経費。

○財政分析指標

経常収支比率

地方公共団体の財政構造の弾力性を判断するための指標で、人件費、扶助費、公債費のように毎年度経常的に支出される経費（経常的経費）に充当された一般財源の額が、地方税、普通交付税を中心とする毎年度経常的に収入される一般財源（経常一般財源）、減収補填債特例分及び臨時財政対策債の合計額に占める割合。

この指標は経常的経費に経常一般財源収入がどの程度充当されているかを見るものであり、比率が高いほど財政構造の硬直化が進んでいることを表す。

公債費負担比率

地方公共団体における公債費による財政負担の度合いを判断する指標の一つで、公債費に充当された一般財源の一般財源総額に対する割合。

公債費負担比率が高いほど、一般財源に占める公債費の比率が高く、財政構造の硬直化が進んでいる

ことを表す。

実質収支比率

実質収支の標準財政規模（臨時財政対策債発行可能額を含む。）に対する割合。実質収支比率が正数の場合は実質収支の黒字、負数の場合は赤字を示す。

財政力指数

地方公共団体の財政力を示す指数で、基準財政収入額を基準財政需要額で除して得た数値の過去3年間の平均値。

財政力指数が高いほど、普通交付税算定上の留保財源が大きいことになり、財源に余裕があるといえる。

標準税収入

地方税法（昭和25年法律第226号）に定める法定普通税を、標準税率をもって、地方交付税法（昭和25年法律第211号）で定める方法により算定した収入見込額。

○地方財政計画等

地方財政計画

内閣が作成する、翌年度の地方公共団体の歳入歳出総額の見込額に関する書類のこと。

地方財政計画には、(1) 地方交付税制度とのかかわりにおいての地方財源の保障を行う、(2) 地方財政と国家財政・国民経済等との調整を行う、(3) 個々の地方公共団体の行財政運営の指針となる、という役割がある。

一般行政経費

地方財政計画上の経費の一区分。教育文化施策、社会福祉施策、国土及び環境保全施策等の諸施策の推進に要する経費をはじめ、地方公共団体の設置する各種公用・公共用施設の管理運営に要する経費等、地方公共団体が地域社会の振興を図るとともに、その秩序を維持し、住民の安全・健康、福祉の維持向上を図るために行う一切の行政事務に要する経費から、給与関係経費、公債費、維持補修費、投資的経費及び公営企業繰出金として別途計上している経費を除いたものであり、広範な内容にわたっている。

地方債計画

地方財政法第5条の3第11項に規定する同意等を行なう地方債の予定額の総額等を示した年度計画。

債務負担行為

数年度にわたる建設工事、土地の購入等翌年度以降の経費支出や、債務保証又は損失補償のように債務不履行等の一定の事実が発生したときの支出を予定するなどの、将来の財政支出を約束する行為。

地方自治法第214条及び第215条で予算の一部を構成することと規定されている。

財政調整基金

地方公共団体における年度間の財源の不均衡を調整するための基金。

減債基金

地方債の償還を計画的に行うための資金を積み立てる目的で設けられる基金。

その他特定目的基金

財政調整基金、減債基金の目的以外の特定の目的のために財産を維持し、資金を積み立てるために設置される基金。具体的には、庁舎等の建設のための基金、社会福祉の充実のための基金、災害対策基金等がある。

基準財政需要額

普通交付税の算定基礎となるもので、各地方公共団体が、合理的かつ妥当な水準における行政を行

い、又は施設を維持するための財政需要を算定するものであり、各行政項目ごとに、次の算式により算出される。

$$\begin{array}{ccccc} \text{単位費用} & \times & \text{測定単位} & \times & \text{補正係数} \\ \text{(測定単位1当たり費用)} & & \text{(人口・面積等)} & & \text{(寒冷補正等)} \end{array}$$

単位費用

標準的団体（人口、面積、行政規模が道府県や市町村の中で平均的で、積雪地帯や離島等、自然的条件や地理的条件等が特異でない団体）が合理的、かつ妥当な水準において地方行政を行う場合等の一般財源所要額を、測定単位1単位当たりで示したものの。

測定単位

道府県や市町村の行政項目（河川費や農業行政費等）ごとにその量を測定する単位。例えば、河川費においては河川の延長が用いられる。

補正係数

全ての道府県や市町村に費目ごとに同一の単位費用が用いられるが、実際には自然的・地理的・社会的条件の違いによって大きな差があるので、これらの行政経費の差を反映させるため、その差の生ずる理由ごとに測定単位の数値を割り増し又は割り落とししている。これが測定単位の数値の補正であり、補正に用いる乗率を補正係数という。

基準財政収入額

普通交付税の算定に用いるもので、各地方公共団体の財政力を合理的に測定するために、標準的な状態において徴収が見込まれる税収入を一定の方法によって算定するものであり、次の算式により算出される。

$$\text{標準的な地方税収入} \times 75/100 + \text{地方道路譲与税等}$$

留保財源

基準財政収入額の算定においては、法定普通税等の税収見込額の全額を算入対象とせず、基準税率を乗じてその一部を算入しているが、この基準財政収入額に算入されなかった税収入は、地方交付税の算定上捕捉されず、各地方公共団体に留保されることから、留保財源と呼ばれている。なお、留保財源率は都道府県、市町村とも税収見込額の25%とされている。

ラスパイレス指数

加重指数の一種で、重要度を基準時点（又は場）に求めるラスパイレス式計算方法による指数。ここでは、地方公務員の給与水準を表すものとして、一般に用いられている国家公務員行政職（一）職員の俸給を基準とする地方公務員一般行政職職員の給与の水準を指す。

○公営企業

公営企業（法適用企業・法非適用企業）

公営企業とは地方公共団体が経営する企業であり、法適用企業と法非適用企業に分類される。地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号。以下「地方公共団体財政健全化法」という。）においては、地方公営企業法の全部又は一部を適用している事業を法適用企業、地方財政法第6条の規定により特別会計を設けて事業の経理を行っている公営企業であって法適用企業以外のものを法非適用企業と定義している。

法適用企業には、地方公営企業法の全部を適用することが法律で定められている上水道、工業用水道、軌道、鉄道、自動車運送、電気（水力発電等）、ガスの7事業、法律により財務規定等を適用するように定められている病院事業（以上、当然適用事業）、及び条例で地方公営企業法の全部又は財務規定等を任意で適用する事業（任意適用事業）がある。法非適用事業には、下水道事業、宅地造成事業、

観光施設事業等（それぞれ地方公営企業法を任意適用していないものに限る。）がある。

公営企業の経理は特別会計を設けて行うこととされており、その特別会計を公営企業会計という。法適用企業の公営企業会計は、企業会計方式により経理が行われ、法非適用企業は、一般会計と同様、地方自治法に基づく財務処理が行われる。

損益収支

地方公営企業の経営活動に伴い、当該年度内に発生した収益とそれに対応する費用の状況。

資本収支

地方公営企業の設置目的である住民へのサービス等の提供を維持するため及び将来の利用増等に対処して経営規模の拡大を図るために要する諸施設の整備、拡充等の建設改良費、これら建設改良に要する資金としての企業債収入、企業債の元金償還等に関する収入及び支出の状況。

収益的収入

地方公営企業の経営活動に伴い発生する料金を主体とした収益。

資本的収入

建設投資などの財源となる企業債、他会計繰入金、国庫（県）補助金などの収入。

○地方公共団体財政健全化法関係

財政健全化計画

健全化判断比率のいずれかが早期健全化基準以上である地方公共団体において、全ての健全化判断比率について最小限度の期間内に早期健全化基準未滿とすること（実質赤字額がある場合は歳入と歳出との均衡が実質的に回復すること）を目標として定める計画をいう。

財政再生計画

健全化判断比率のうちの将来負担比率を除いた3つの指標のいずれかが財政再生基準以上である地方公共団体において、全ての健全化判断比率について最小限度の期間内に早期健全化基準未滿とすること（実質赤字額がある場合は歳入と歳出との均衡が実質的に回復すること）並びに当該団体が再生振替特例債（地方公共団体財政健全化法第12条第1項の規定により起こすことができる地方債）を発行している場合は、再生振替特例債の償還を完了することを目標として定める計画をいう。

財政健全化団体

財政健全化計画を定めている地方公共団体をいう。

財政再生団体

財政再生計画を定めている地方公共団体をいう。

経営健全化計画

資金不足比率が経営健全化基準以上である公営企業を経営する地方公共団体において、資金不足比率について最小限度の期間内に経営健全化基準未滿とすることを目標として定める計画をいう。

健全化判断比率

実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率の4つの財政指標の総称。地方公共団体は、この健全化判断比率のいずれかが一定基準以上となった場合には、財政健全化計画又は財政再生計画を策定し、財政の健全化を図らなければならない。

健全化判断比率は、財政の早期健全化等の必要性を判断するものであるとともに、他団体と比較することなどにより、当該団体の財政状況を客観的に表す意義を持つ。

実質赤字比率

当該地方公共団体の一般会計等を対象とした実質赤字額の標準財政規模（地方公共団体の標準的な状態で通常収入されるであろう經常的一般財源の規模を示すもの）に対する比率。

福祉、教育、まちづくり等を行う地方公共団体の一般会計等の赤字の程度を指標化し、財政運営の悪化の度合いを示す指標ともいえる。

一般会計等

地方公共団体財政健全化法における実質赤字比率の対象となる会計で、地方公共団体の会計のうち、地方公営事業会計以外のものが該当する。これは、地方財政の統計で用いられている普通会計とほぼ同様の範囲であるが、地方財政の統計で行っているいわゆる「想定企業会計」の分別（一般会計において経理している公営事業に係る収支を一般会計と区分して特別会計において経理されたものとする取扱い）は行わないこととしている。

標準財政規模

地方公共団体の標準的な状態で通常収入されるであろう経常的一般財源の規模を示すもので、標準税収入額等に普通交付税を加算した額。

なお、地方財政法施行令附則第11条第2項の規定により、臨時財政対策債（地方一般財源の不足に対処するため、投資的経費以外の経費にも充てられる地方財政法第5条の特例として発行される地方債）の発行可能額についても含まれる。

連結実質赤字比率

公営企業会計を含む当該地方公共団体の全会計を対象とした実質赤字額及び資金の不足額の標準財政規模に対する比率。

全ての会計の赤字と黒字を合算して、地方公共団体全体としての赤字の程度を指標化し、地方公共団体全体としての財政運営の悪化の度合いを示す指標ともいえる。

資金の不足額

公営企業ごとに資金収支の累積不足額を表すもので、法適用企業については流動負債の額から流動資産の額を控除した額を基本として、法非適用企業については一般会計等の実質赤字額と同様に算定した額を基本としている。

実質公債費比率

当該地方公共団体の一般会計等が負担する元利償還金及び準元利償還金の標準財政規模を基本とした額^{*}に対する比率。

借入金（地方債）の返済額及びこれに準じる額の大きさを指標化し、資金繰りの程度を示す指標ともいえる。

地方公共団体財政健全化法の実質公債費比率は、起債に協議を要する団体と許可を要する団体の判定に用いられる地方財政法の実質公債費比率と同じ。

^{*}標準財政規模から元利償還金等に係る標準財政需要額算入額を控除した額（将来負担比率において同じ。）。

将来負担比率

地方公社や損失補償を行っている出資法人等に係るものも含め、当該地方公共団体の一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模を基本とした額^{*}に対する比率。

地方公共団体の一般会計等の借入金（地方債）や将来支払っていく可能性のある負担等の現時点での残高を指標化し、将来財政を圧迫する可能性の度合いを示す指標ともいえる。

資金不足比率

当該地方公共団体の公営企業会計ごとの資金の不足額の事業の規模に対する比率。

公営企業の資金不足を、公営企業の事業規模である料金収入の規模と比較して指標化し、経営状態の悪化の度合いを示す指標ともいえる。

早期健全化基準

地方公共団体が、財政収支が不均衡な状況その他の財政状況が悪化した状況において、自主的かつ計画的にその財政の健全化を図るべき基準として、実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率及

び将来負担比率のそれぞれについて定められた数値。

財政再生基準

地方公共団体が、財政収支の著しい不均衡その他の財政状況の著しい悪化により自主的な財政の健全化を図ることが困難な状況において、計画的にその財政の再生を図るべき基準として、実質赤字比率、連結実質赤字比率及び実質公債費比率のそれぞれについて、早期健全化基準を超えるものとして定められた数値。

経営健全化基準

地方公共団体が、自主的かつ計画的に公営企業の経営の健全化を図るべき基準として、資金不足比率について定められた数値。